別紙１－１－４０
共通 09　別紙２一覧

共通 09 別紙２一覧

No.	名称
1	第４条：核燃料物質の臨界防止
2	第５条：安全機能を有する施設の地盤 第 32 条：重大事故等対処施設の地盤
3	第６条：地震による損傷の防止 第 33 条：地震による損傷の防止
4	第７条：津波による損傷の防止 第 34 条：津波による損傷の防止
5	第８条：外部からの衝撃による損傷の防止
6	第９条：再処理施設への人の不法な侵入等の防止
7	第 10 条：閉じ込めの機能 第 26 条：使用済燃料等による汚染の防止
8	第 11 条：火災等による損傷の防止 第 35 条：火災等による損傷の防止
9	第 12 条：再処理施設内における溢水による損傷の防止
10	第 13 条：再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止
11	第 14 条：安全避難通路等
12	第 15 条：安全上重要な施設 第 16 条：安全機能を有する施設
13	第 17 条：材料及び構造 第 37 条：材料及び構造
14	第 18 条：搬送設備
15	第 19 条：使用済燃料の貯蔵施設等
16	第 20 条：計測制御系統施設
17	第 21 条：放射線管理施設 第 49 条：監視測定設備
18	第 22 条：安全保護回路
19	第 23 条：制御室等
20	第 24 条：廃棄施設
21	第 25 条：保管廃棄施設
22	第 27 条：遮蔽
23	第 28 条：換気設備

No.	名称
24	第 29 条：保安電源設備
25	第 30 条：緊急時対策所 第 50 条：緊急時対策所
26	第 31 条：通信連絡設備
27	第 36 条：重大事故等対処設備
28	第 38 条：臨界事故の拡大を防止するための設備
29	第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
30	第 40 条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
31	第 41 条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備
32	第 42 条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
33	第 44 条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
34	第 45 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
35	第 46 条：電源設備
36	第 47 条：計装設備
37	第 48 条：制御室
38	第 51 条：通信連絡を行うための設備

参考　共通 00 別紙１一覧

No.	名称
1	第４条：核燃料物質の臨界防止
2	第 14 条：安全避難通路等
3	第 18 条：搬送設備
4	第 19 条：使用済燃料の貯蔵施設等
5	第 20 条：計測制御系統施設
6	第 21 条：放射線管理施設
7	第 22 条：安全保護回路
8	第 23 条：制御室等
9	第 24 条：廃棄施設
10	第 25 条：保管廃棄施設
11	第 27 条：遮蔽
12	第 28 条：換気設備
13	第 29 条：保安電源設備
14	第 30 条：緊急時対策所 第 50 条：緊急時対策所
15	第 31 条：通信連絡設備
16	第 36 条：重大事故等対処設備
17	第 38 条：臨界事故の拡大を防止するための設備
18	第 39 条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
19	第 40 条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
20	第 41 条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備
21	第 42 条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
22	第 44 条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
23	第 45 条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
24	第 46 条：電源設備
25	第 47 条：計装設備
26	第 48 条：制御室
27	第 49 条：監視測定設備
28	第 51 条：通信連絡を行うための設備

（１）共通09　別紙２一覧

全文

第４条：核燃料物質の臨界防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 (1) 単一ユニットの臨界安全設計 再処理施設の運転中及び停止中において想定される，系統及び機器（ここでいう機器は，配管を含む。）は，核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）について，単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう形状寸法管理，濃度管理，質量管理，同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより，臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 燃料供給設備 せん断処理設備 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（焙焼・還元系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備 臨界防止に係る以下の設備 計測制御設備（安全上重要な施設及び安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設） 分離設備（主要弁） ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系）（主要弁）	基本方針	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	【核燃料物質の臨界防止に関する設計の基本方針】 臨界安全設計の考え方について説明する。 【単一ユニットの臨界安全の考え方】 単一ユニットの臨界安全設計の考え方，臨界管理方法について説明する。 ・単一ユニットについて，単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても，臨界を防止する設計とする。 ・単一ユニットは，形状寸法管理，濃度管理，質量管理，同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより，臨界を防止する設計とする。 【核的制限値の評価条件】 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 【臨界安全設計基準】 ・各施設において臨界安全設計に使用する核燃料物質及びこれらのウラン・プルトニウム同位体組成を示す。 【臨界安全評価】 ・申請設備・機器の核的制限値および計算モデル・計算結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②		設計方針（単一ユニットの臨界安全設計）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，バケット中のペレット間隙及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求② 設置要求		評価条件（単一ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（単一ユニットの未臨界評価）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	また，核的制限値に対応する単一ユニットとしての実効増倍率が，十分に検証された計算コードシステムで 0.95 以下となるように設計する。	評価要求		評価方法（単一ユニットの未臨界評価） 評価（単一ユニットの臨界防止に関する計算）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	濃度管理，質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は，その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても，臨界にならない設計とするとともに，臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって，臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないよう設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	(2) 複数ユニットの臨界安全設計 再処理施設の運転中及び停止中において想定される，系統及び機器（ここでいう機器は，配管を含む。）は，二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下「複数ユニット」という。）については，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	以下の設備の臨界安全管理表に記載されている機器 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 分離設備 分配設備 プルトニウム精製設備 ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 分析設備	基本方針	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	【核燃料物質の臨界防止に関する設計の基本方針】 臨界安全設計の考え方について説明する。 【複数ユニットの臨界安全の考え方】 複数ユニットの臨界安全設計の考え方，臨界管理方法について説明する。 ・複数ユニットについて，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。 ・複数ユニットは，形状寸法管理，濃度管理，質量管理，同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより，臨界を防止する設計とする。 【核的制限値の評価条件】 ・最も厳しい結果を与える条件の設定を示す。 【臨界安全設計基準】 ・各施設において臨界安全設計に使用する核燃料物質及びこれらのウラン・プルトニウム同位体組成を示す。 【臨界安全評価】 ・申請設備・機器の核的制限値および計算モデル・計算結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②		設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②		評価条件（複数ユニットの核的制限値の設定条件） 評価方法（複数ユニットの未臨界評価）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	また，核的制限値に対応する複数ユニットとしての実効増倍率が，十分に検証された計算コードシステムで0.95 以下となるように設計する。	評価要求		評価方法（複数ユニットの未臨界評価） 評価（複数ユニットの臨界防止に関する計算）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②		設計方針（複数ユニットの臨界安全設計）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書	【十分な構造強度をもつ構造材の使用】 ・第17条 材料及び構造の基本設計方針で設計の概要を示し，複数ユニットの臨界管理対象機器の仕様表で主要材料を示す。 【固定する設計】 ・地震時の変位量を地震時応答解析により算定し，許容変位又は核的制限値以下であることを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四条　核燃料物質の臨界防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	1. 核燃料物質の臨界防止 1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計 (1) 単一ユニットの臨界安全設計 　再処理施設の運転中及び停止中において想定される，系統及び機器（ここでいう機器は，配管を含む。）は，核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）について，単一故障若しくはその誤動作又は運転員の単一の誤操作を想定した場合においても核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう形状寸法管理，濃度管理，質量管理，同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより，臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
2	また，単一ユニットの臨界安全設計に当たり，これらの管理に対して適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値（以下「核的制限値」という。）を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜搬送設備（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜ポンプ（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜核物質等取扱ボックス（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
3	核的制限値の設定に当たっては，取り扱う核燃料物質の物理的・化学的性状，カドミウム，ほう素及びガドリニウムの中性子の吸収効果，酸化物中の水分濃度，バケット中のペレット間隙及び水の密度による減速条件及び構造材の反射条件に関し，工程及びユニットの設置環境，使用済燃料の仕様も含めて，それぞれの想定される状態の変動の範囲において，中性子増倍率が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差も含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求② 設置要求	△	－					△			－	－			
4	また，核的制限値に対応する単一ユニットとしての実効増倍率が，十分に検証された計算コードシステムで 0.95 以下となるように設計する。	評価要求	△	－	基本方針	－	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
5	濃度管理，質量管理及び可溶性中性子吸収材による臨界管理を行う系統及び機器は，その単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても，臨界にならない設計とするとともに，臨界管理されている系統及び機器から単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作によって，臨界管理されていない系統及び機器へ核燃料物質が流入することがないよう設計する。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	－	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6	(2) 複数ユニットの臨界安全設計 　再処理施設の運転中及び停止中において想定される，系統及び機器（ここでいう機器は，配管を含む。）は，二つ以上の単一ユニットが存在する場合（以下「複数ユニット」という。）については，単一ユニット相互間の適切な配置の維持及び単一ユニット相互間への中性子吸収材の使用並びにこれらの組合せにより臨界を防止する設計とする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
7	また，複数ユニットの臨界安全設計に当たり，単一ユニット相互間の中性子相互干渉を考慮し，直接的に計量可能な単一ユニット相互間の配置，間接的に管理可能な単一ユニット相互間の配置，中性子吸収材の配置及び形状寸法について適切な核的制限値を設定する。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
8	核的制限値の設定に当たっては，単一ユニット相互間の中性子の吸収効果，減速条件及び反射条件に関し，核燃料物質移動時の核燃料物質の落下，転倒及び接近の可能性も踏まえ，それぞれの想定される変動の範囲において，反応度が最も大きくなる場合を仮定し，計算コードの計算誤差を含めて，十分な安全余裕を見込んで設定する。	機能要求②	△	－					△			－	－			
9	また，核的制限値に対応する複数ユニットとしての実効増倍率が，十分に検証された計算コードシステムで0.95 以下となるように設計する。	評価要求	△	－	基本方針	－	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
10	複数ユニットの核的制限値の維持については，十分な構造強度をもつ構造材を使用し固定する設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書	既設工認の添付書類「添付書類Ⅰ核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に変更がないことを説明する。 ・地震時の変位量を地震時応答解析により算定し，許容変位又は核的制限値以下であることを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜運搬・製品容器（臨界管理）＞ ・主要材料 ＜機械・検査装置（臨界管理）＞ ・主要材料	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書	既設工認の添付書類「添付書類Ⅰ核燃料物質の臨界防止に関する説明書」に変更がないことを説明する。 ・地震時の変位量を地震時応答解析により算定し，許容変位又は核的制限値以下であることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	(3) その他の臨界安全設計 臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送については，溶液の移送に係る誤操作を防止するため，施錠管理を行った上で，濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。	設置要求 運用要求	以下の設備のうち回分操作に係る濃度分析に使用する機器 分析設備（分析試料採取装置，分析試料移送装置，分析装置） 施設共通　基本設計方針	設計方針（臨界安全管理対象外機器への溶液の移送時における濃度分析管理）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	【臨界安全管理対象外機器への溶液の移送時における濃度分析管理】 臨界安全管理対象外の機器へ溶液を移送する場合における施錠管理および濃度分析を伴う回分操作による臨界安全管理について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	分配設備（主要弁） プルトニウム精製設備（主要弁） 計測制御設備（分配設備　プルトニウム洗浄器中性子検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム精製設備　プルトニウム洗浄器アルファ線検出器，プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路） 安全保護回路（分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路）	設計方針（臨界安全管理対象外機器への溶液の連続移送時における放射線検出器による連続濃度監視）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 Ⅵ-1-2　計測制御系統施設に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	【臨界安全管理対象外機器への溶液の連続移送時における放射線検出器による連続濃度監視】 臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続移送する場合における放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	機能要求②	放射線監視設備（屋内モニタリング設備）（臨界警報装置）	設計方針（臨界警報装置の設置）	Ⅵ-1-4　放射線管理施設に関する説明書 既設工認「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（核燃料物質の臨界防止）」の記載より変更なし	【臨界警報装置の設置】 臨界警報装置の構成、計測範囲及び警報動作範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶解設備（溶解槽，可溶性中性子吸収材緊急供給槽，主要弁，主配管） 計測制御設備（溶解槽　放射線レベル計） 安全保護回路（可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路）	設計方針（溶解槽における可溶性中性子吸収材緊急供給系の設計）	Ⅵ-1-2　計測制御系統施設に関する説明書 既設工認「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（核燃料物質の臨界防止）」および「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（計測制御系統施設）」の記載より変更なし	【溶解槽における可溶性中性子吸収材緊急供給系の設計】 可溶性中性子吸収材緊急供給系統及び可溶性中性子吸収材緊急供給回路の設計を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四条　核燃料物質の臨界防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	(3) その他の臨界安全設計 　臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送については，溶液の移送に係る誤操作を防止するため，施錠管理を行った上で，濃度分析を伴う回分操作により管理する設計とする。	設置要求 運用要求	△	－	基本方針	－	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
12	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器へ溶液を連続的に移送する場合については，計測制御系統施設の放射線検出器により核燃料物質濃度が有意量以下であることを監視する設計とする。	設置要求 機能要求②	△	－	基本方針	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法）	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	－	基本方針	－	－	＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値	Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書 Ⅵ-1-2　計測制御系統施設に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅰ　核燃料物質の臨界防止に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
13	設計基準事故として臨界が発生した場合にも，その影響を緩和できるよう，臨界を想定している溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室の周辺には，臨界の発生を直ちに検知するため臨界警報装置を設置する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅵ-1-4　放射線管理施設に関する説明書 既設工認「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（核燃料物質の臨界防止）」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
14	臨界管理上重要な施設である溶解施設の溶解槽は，万一，臨界が発生した場合においても，可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子吸収材緊急供給系により，自動で中性子吸収材の注入による未臨界措置が講じられる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	＜容器＞ ・容量 ＜主要弁＞ ・駆動方式（方法） ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・主要材料	既設工認「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（核燃料物質の臨界防止）」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値	Ⅵ-1-2　計測制御系統施設に関する説明書 既設工認「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（計測制御系統施設）」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第５条：安全機能を有する施設の地盤

第32条：重大事故等対処施設の地盤

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備（２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2. 地盤 　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.　地盤」では以下同様。）に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g. 耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価について，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・建物・構築物の設計区分	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1　基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 ・「Ⅳ　耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は，屋外機械基礎，竜巻防護対策設備及び排気筒であり，土木構造物は洞道である。ここで，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 　地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g. 耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価について，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1　基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g. また，耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第２回							
					説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2. 地盤 　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.　地盤」では以下同様。）に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g. 耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 (2) 重大事故等対処施設 g. 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	第１回と同一							
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 　地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 重油タンク室 安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 安全冷却水系 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g. 耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 重油タンク室 安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 安全冷却水系 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (1) 安全機能を有する施設 g. また，耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-3	耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （耐震重要施設以外の施設）	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	－	－	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	－	－	○	安全冷却水系	－	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	－	－	○	安全冷却水系	－	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	安全冷却水系	－	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
												Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設の建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	基本方針	－	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
												Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第２回							
					説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-3	耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針 （耐震重要施設以外の施設）	基本方針	第１回と同一							
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 重油タンク室 安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 安全冷却水系 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 重油タンク室 安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 安全冷却水系 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 重油タンク室 安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 安全冷却水系 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
											Ⅳ－１－１－２地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設の建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	○	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
											Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （Ｂクラス及びＣクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	施設共通　基本設計方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能 Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力算定式】・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物）	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第２回							
					説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （Ｂクラス及びＣクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法	第１回と同一							
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物）	基本方針	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a．Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	—	—	—	—	—
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b．Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五条（安全機能を有する施設の地盤）、第三十二条（重大事故等対処施設の地盤））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第２回							
					説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工設① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工設② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定（変更許可）を受けた地盤に設置する。
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
											Ⅳ－１－１－２地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系）	基本方針 評価条件 評価方法	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤
											Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力算定式】・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第６条・第33条：地震による損傷の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2.地盤 　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2．地盤」では以下同様）に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・これらの地盤の評価について，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・建物・構築物の設計区分	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「Ⅳ 耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は，屋外機械基礎，竜巻防護対策設備及び排気筒であり，土木構造物は洞道である。ここで，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 　地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 これらの地盤の評価について，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第１章　共通項目 2.地盤 　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は，地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2．地盤」では以下同様）に設置する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
1-2	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	第１回と同一							
2-1	2.1　安全機能を有する施設の地盤 　地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動Ｓｓ」という。）による地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
2-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 】 (1) 安全機能を有する施設 g.また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-3	耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針 （耐震重要施設以外の施設）	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設の建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設の建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a.　Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a.　Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
												Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-3	耐震重要施設以外の施設については，自重及び運転時の荷重等に加え，耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	第１回と同一							
3	耐震重要施設は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設の建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
4	耐震重要施設は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 g.耐震重要施設の建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
5-1	Ｓクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
									Ⅳ－１－１－２地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設の建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
												Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の建物・構築物の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 （Ｂクラス及びＣクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤	Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤
												Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1　直接基礎の支持力度 4.2　杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1　直接基礎の支持力度】・直接基礎の支持力評価方針 【4.2　杭基礎の支持力算定式】・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針
6-1	2.2　重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物）	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-2	また，上記のうち，Ｓクラスの施設の建物・構築物の地盤にあっては，自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	○	—	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (b) 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
									Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
5-3	Ｂクラス及びＣクラスの施設の建物・構築物の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	第１回と同一							
6-1	2.2 重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤（当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。）に設置する。 これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
6-2	また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.また，上記に加え，基準地震動Ｓｓによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については，自重及び運転時の荷重等に加え，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても，接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成（１）	添付書類 説明内容（１）	添付書類 構成（２）	添付書類 説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・重大事故等対処施設における建物・構築物の地盤の支持性能	—	—	—	—	—	—	—
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界	Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度 4.2 杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2 杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	—	—	—	—	—
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針 （常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系）	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤	Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度 4.2 杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針 【4.2 杭基礎の支持力度】 ・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として，事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については，自重及び運転時の荷重等と基準地震動Ｓｓによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して，妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 重油貯槽	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Ｓクラスの建物・構築物，Ｓクラスの機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤 (a) 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界
									Ⅳ－１－１－２地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】 ・直接基礎の支持力評価方針
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては，自重及び運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1構造強度 5.1.5許容限界 (3)基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物，機器・配管系，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系の基礎地盤
									Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力度 4.1 直接基礎の支持力度 4.2 杭基礎の支持力度	【4.地盤の支持力度】 【4.1 直接基礎の支持力度】・直接基礎の支持力評価方針 【4.2 杭基礎の支持力度】・杭基礎の押込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	第1章　共通項目 3.　自然現象等 3.1　地震による損傷の防止 3.1.1　耐震設計 (1)　耐震設計の基本方針 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【1.概要】 ・本資料の説明概要 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に対する地震による損傷防止の設計方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【1.概要】 ・再処理施設の耐震設計が「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第五条(地盤)及び第六条(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 ・第三十二条(地盤)及び第三十三条(地震による損傷の防止)に係る説明については施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 ・上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動に対して機能を保持するとしているものとして，第十一条及び第三十五条（火災等による損傷の防止）に係る火災防護設備の耐震性については「Ⅳ－４　火災防護設備の耐震性に関する説明書」，第十二条（再処理施設内における溢水による損傷の防止）及び第十三条（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）に係る溢水防護設備，化学薬品防護設備の耐震性については「Ⅳ－５　溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書」にて，それぞれの防護設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。また，第三十六条（重大事故等対処設備）に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「Ⅳ－６　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・再処理施設の耐震設計は，安全機能を有する施設については，地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし，「技術基準規則」に適合する設計とする。
11	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。 また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・建物・構築物の設計区分	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「Ⅳ　耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は，屋外機械基礎，竜巻防護対策設備及び排気筒であり，土木構造物は洞道である。また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。
12	a.安全機能を有する施設 (a)安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	冒頭宣言	安全機能を有する施設	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・安全機能を有する施設を耐震重要度に応じて分類し，耐震重要度に応じた地震力による設計方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1) 安全機能を有する施設 a.安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。
13	(b)耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・基準地震動の概要及び詳細を示す添付書類の展開先 ・安全機能を有する施設の基準地震動Ｓｓによる地震力に対する設計方針 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「Ⅳ－１－１－１　基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 b.耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 h.安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 再処理施設は，次の方針に基づき耐震設計を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	基本方針	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【1.概要】 ・再処理施設の耐震設計が「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第五条及び第三十二条(地盤)，第六条及び第三十三条(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 ・地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「Ⅳ－６ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 ・上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動に対して機能を保持するとしているものとして，第十一条及び第三十五条（火災等による損傷の防止）に係る火災防護設備の耐震性については「Ⅳ－４ 火災防護設備の耐震性に関する説明書」，第十二条（再処理施設内における溢水による損傷の防止）及び第十三条（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）に係る溢水防護設備，化学薬品防護設備の耐震性については「Ⅳ－５ 溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書」にて，それぞれの防護設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・再処理施設の耐震設計は，安全機能を有する施設については，地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと，重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし，「技術基準規則」に適合する設計とする。
11	なお，以下の項目における建物・構築物とは，建物，構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。 また，屋外重要土木構造物とは，耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	第１回と同一							
12	a.安全機能を有する施設 (a)安全機能を有する施設は，地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて，Ｓクラス，Ｂクラス又はＣクラスに分類し，それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	冒頭宣言	第１回と同一							
13	(b)耐震重要施設（(a)においてＳクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ｓｓ」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	(c)Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・Ｓクラスの施設の基準地震動Ｓｓによる地震力に対する設計方針 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針 ・共通的な計算方針を示した添付書類への展開先	—	—	○	安全冷却水系 (電路含む)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」に示す。
15	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 ・Ｓクラスの施設のうち，建物・構築物の基準地震動Ｓｓに対する許容限界の設定方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・建物・構築物(排気筒を除く)については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。排気筒については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，部材・部位ごとの応力が終局耐力時の応力等に対して，十分な安全余裕を有する設計とする。
16	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	動的機能維持等対象設備	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・Ｓクラスの施設のうち，機器・配管系の基準地震動Ｓｓに対する許容限界及び動的機器等の機能維持設計方針	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	(c)Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ＜系統＞ 使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備，燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，補給水設備) 臨界防止設備 計測制御設備 制御室 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 放射線監視設備(屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備，放射線サーベイ機器) 電気設備(所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備) 安全冷却水系 (電路含む)	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 ＜系統＞ 溶解設備 清澄・計量設備 分配設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系) 酸回収設備(第２酸回収系) 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室換気設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)，パルセータ廃ガス処理系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 換気設備(前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系) 主排気筒 高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系) 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 放射線監視設備(屋外モニタリング設備) 電気設備(所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備) 安全圧縮空気系 安全冷却水系 安全蒸気系 (電路含む)	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c.Ｓクラスの施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」に示す。
15	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	第１回と同一							
16	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	○	プール水冷却系 補給水設備 計測制御設備 制御室 ディーゼル発電機 安全冷却水系	溶解設備 溶液系 計測制御設備 安全保護回路 制御室 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 パルセータ廃ガス処理系 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 不溶解残渣廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋給気系 精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 高レベル廃液濃縮系 高レベル廃液ガラス固化設備 屋外モニタリング設備 ディーゼル発電機 安全冷却水系 火災防護設備 溢水防護設備	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成（１）	添付書類 説明内容（１）	添付書類 構成（２）	添付書類 説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	また，Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1基本方針】 ・Ｓクラスの施設の弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力に対する設計方針 ・弾性設計用地震動Ｓｄ又は静的地震力に対する許容限界	—	—	○	安全冷却水系 (電路含む)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
18	建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・Ｓクラスの設備のうち，建物・構築物の許容限界設定方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
19	機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・Ｓクラスの施設のうち，機器・配管系の設計方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 c. ・機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	また，Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ＜系統＞ 使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備，燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，補給水設備) 臨界防止設備 計測制御設備 制御室 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 放射線監視設備(屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備，放射線サーベイ機器) 電気設備(所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備) 安全冷却水系 (電路含む)	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 ＜系統＞ 溶解設備 清澄・計量設備 分配設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系) 酸回収設備(第２酸回収系) 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室換気設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)，パルセータ廃ガス処理系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 換気設備(前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) 主排気筒 高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系) 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 放射線監視設備(屋外モニタリング設備) 電気設備(所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備) 安全圧縮空気系 安全冷却水系 安全蒸気系 火災防護設備 (電路含む)	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する，基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要」に示す。 (1)安全機能を有する施設 c. ・Ｓクラスの施設は，事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動Ｓｄ」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
18	建物・構築物については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	冒頭宣言	第１回と同一							
19	機器・配管系については，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	冒頭宣言	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成（１）	添付書類 説明内容（１）	添付書類 構成（２）	添付書類 説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	(d)Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	Ｓクラスの施設	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・Ｓクラスの施設に対する静的地震力の組合せ，水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの方針	―	―	○	安全冷却水系	―	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d.Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
21	(e)Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(Ｂクラス及びＣクラスの施設)	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・Ｂクラス及びＣクラスの施設のうち，機器･配管系の設計方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・Ｂクラス及びＣクラスの施設に対する静的地震力及び弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震力に対する許容限界設計方針 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針	―	―	○	基本方針(Ｂクラス及びＣクラスの施設)	―	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 e.Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1)安全機能を有する施設 b. 機器･配管系 (b)Ｂクラス及びＣクラスの機器･配管系 ・b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	(d)Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ＜系統＞ 使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備，燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，補給水設備) 臨界防止設備 計測制御設備 制御室 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 放射線監視設備(屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備，放射線サーベイ機器) 所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 ＜系統＞ 溶解設備 清澄・計量設備 分配設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系) 酸回収設備(第２酸回収系) 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室換気設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)，パルセータ廃ガス処理系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 換気設備(前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) 主排気筒 高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系) 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 放射線監視設備(屋外モニタリング設備) 電気設備(所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用交流電源設備) 安全圧縮空気系 安全冷却水系 安全蒸気系 火災防護設備	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 d.Ｓクラスの施設について，静的地震力は，水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
21	(e)Ｂクラス及びＣクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Ｂクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位クラス施設	基本方針 設計方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・耐震重要施設の波及的影響設計方針 【6. 構造計画と配置計画】 ・構造計画，配置計画に際しての地震影響低減の考慮事項 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針 ・共通的な計算方針を示した添付書類への展開先	—	—	○	竜巻防護対策設備	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f.耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排出し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は，安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」に示す。
23	(g)耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	耐震重要施設	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・耐震重要施設の地盤変状に対する設計方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 9. ・耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・耐震重要施設のうち周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック（以下「MMR」という。）については，基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため，直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし，接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	(f)耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ＜系統＞ 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料移送設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 北換気筒(使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) 北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	＜建物・構築物＞ ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 分析建屋 出入管理建屋 ガラス固化体受入れ建屋 ＜系統＞ 溶解設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 精製建屋一時貯留処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)，パルセータ廃ガス処理系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系) 換気設備(前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) 北換気筒(ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) 高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系) 高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	・六角鉄塔支持形 （制振装置付き）	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (1)安全機能を有する施設 f.耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排出し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は，安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9．機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
23	(g)耐震重要施設については，周辺地盤の変状により，その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	b.重大事故等対処施設 (a)重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力による設計方針	—	—	—	—	—	—	—
25	重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設耐震重要重大事故等対処設備，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・重大事故等対処設備の設備分類，設備分類に応じた設計方針	—	—	—	—	—	—	—
26	(b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・重大事故等対処施設のうち，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の基準地震動Ｓｓによる地震力に対する設計方針 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針 ・共通的な計算方針を示した添付書類への展開先	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	b.重大事故等対処施設 (a)重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a.重大事故等対処施設について，安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
25	重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，常設耐震重要重大事故等対処設備，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 a. 重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，重大事故等が発生した場合において対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)を，常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し，それぞれの設備分類に応じて設計する。
26	(b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	燃料取出し設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 プール水冷却系 漏えい抑制設備 臨界防止設備 制御室 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 溢水防護設備	＜建物・構築物＞ 緊急時対策建屋 ＜系統＞ 溶解設備 清澄・計量設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 溶液系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系 第１酸回収系 第２酸回収系 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室換気設備 計装設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時供給停止回路 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 主排気筒 代替換気設備 廃ガス貯留設備 廃ガス貯留設備 高レベル廃液濃縮系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備 屋外モニタリング設備 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 代替所内電気設備 一般圧縮空気系 安全圧縮空気系 代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系 安全冷却水系 代替安全冷却水系 分析設備 化学薬品貯蔵供給系 火災防護設備 化学薬品防護設備 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策所	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 b.常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 h.重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，建物・構築物の基準地震動Ｓｓに対する許容限界の設定方針	—	—	—	—	—	—	—
28	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，機器・配管系の基準地震動Ｓｓに対する許容限界及び動的機器等の機能維持設計方針	—	—	—	—	—	—	—
29	(c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの方針	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 b. ・建物・構築物については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有する設計とする。
28	機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また，動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	○	—	代替注水設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時供給停止回路 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 高レベル廃液濃縮系 屋外モニタリング設備 代替安全圧縮空気系 水供給設備 安全冷却水系 代替安全冷却水系 火災防護設備 放水設備 抑制設備 抑制設備 緊急時対策所	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 b. ・機器・配管系については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その施設に要求される機能を保持するように設計し，塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を行い，既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。
29	(c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	○	燃料取出し設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 プール水冷却系 漏えい抑制設備 臨界防止設備 制御室 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 溢水防護設備	＜建物・構築物＞ 緊急時対策建屋 ＜系統＞ 溶解設備 清澄・計量設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 溶液系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系 第１酸回収系 第２酸回収系 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室換気設備 計装設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時供給停止回路 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 主排気筒 代替換気設備 廃ガス貯留設備 廃ガス貯留設備 高レベル廃液濃縮系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備 屋外モニタリング設備 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 代替所内電気設備 一般圧縮空気系 安全圧縮空気系 代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系 安全冷却水系 代替安全冷却水系 分析設備 化学薬品貯蔵供給系 火災防護設備 化学薬品防護設備 補機駆動用燃料補給設備 緊急時対策所	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 c.常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ｓｓによる地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。 また，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し，その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備に適用する地震力に対する設計方針 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針 ・共通的な計算方針を示した添付書類への展開先	—	—	—	—	—	—	—
31	(e)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，Ｂクラス及びＣクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	重大事故等対処施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある施設	基本方針 設計方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の波及的影響設計方針 【6. 構造計画と配置計画】 ・構造計画，配置計画に際しての地震影響低減の考慮事項 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震計算に当たっての基本方針 ・共通的な計算方針を示した添付書類への展開先	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	(d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。 また，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し，その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 d.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は，安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき，重大事故等対処時の使用条件を踏まえて，当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。
31	(e)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，Ｂクラス及びＣクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料輸送容器管理建屋(使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ＜系統＞ 北換気筒(使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒) 北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	＜建物・構築物＞ ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 出入管理建屋 ＜系統＞ 溶解設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 精製建屋一時貯留処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)，パルセータ廃ガス処理系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系) 換気設備(前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系) 北換気筒(ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) 高レベル廃液処理設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系) 高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	・六角鉄塔支持形 （制振装置付き）	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 e.常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は，Ｂクラス及びＣクラスの施設，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 【6. 構造計画と配置計画】 ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては，地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は，原則として剛構造とし，重要な建物・構築物は，地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は，剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排出し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は，重大事故等対処施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 ・機器・配管系は，応答性状を適切に評価し，適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは，耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし，かつ，安定性のよい据え付け状態になるよう，「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。 ・下位クラス施設は，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する，又は重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 【10.耐震計算の基本方針】 ・耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 ・最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 ・耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「Ⅳ－１－１－11－１　配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２　ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２　耐震計算書作成の基本方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	(f)緊急時対策所の耐震設計の基本方針については，「(6) 緊急時対策所」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の耐震設計方針の展開先	—	—	—	—	—	—	—
33	(g)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の地盤変状に対する設計方針 ・地盤の評価について示した添付書類への展開先	—	—	—	—	—	—	—
34	(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類及び詳細内容を示す添付書類の展開	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。
35	(a)　Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。 イ．その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 ロ．使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ．高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 ニ．プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ホ．上記ハ.及び二.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設 ヘ．上記ハ.，二.及びホ.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ト．上記イ.からヘ.の施設の機能を確保するために必要な施設	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・Ｓクラス施設の定義	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (1)Ｓクラスの施設 ・自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。 a．その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 b．使用済燃料を貯蔵するための施設 c．高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 d．プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 e．上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設 f．上記c.，d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 g．上記a.からｆ.の施設の機能を確保するために必要な施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	(f)緊急時対策所の耐震設計の基本方針については，「(6) 緊急時対策所」に示す。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 f.緊急時対策所の耐震設計における機能維持の基本方針については， 「5.2 機能維持」に示す。
33	(g)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	—	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2)重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，周辺地盤の変状により，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は，その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても，支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・これらの地盤の評価については，「Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。
34	(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	冒頭宣言	第１回と同一							
35	(a) Ｓクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設，当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設，放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に，外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって，環境への影響が大きいもの。 イ．その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 ロ．使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ．高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 ニ．プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ホ．上記ハ.及び二.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に，その影響の拡大を防止するための施設 ヘ．上記ハ.，二.及びホ.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ト．上記イ.からヘ.の施設の機能を確保するために必要な施設	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	(b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ．放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設(ただし，内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ロ．放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Ｓクラスに属さない施設	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・Ｂクラス施設の定義	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (2) Ｂクラスの施設 ・安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a．放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設(ただし，内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) b．放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Ｓクラスに属さない施設
37	(c)　Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・Ｃクラス施設の定義	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 (3) Ｃクラスの施設 ・Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。
38	上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の重要度分類及び詳細内容を示す添付書類の展開先	Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2.安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の重要度に応じた分類の方針 【2.4 再処理施設の区分】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・耐震設計上の重要度分類に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に，申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。 Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【2.安全機能を有する施設の重要度分類】 【2.1 耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。 【2.4 再処理施設の区分】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類に対するクラス別施設を第2.4-1表に，安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を第2.4-2表に示す。 ・同表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。
39	b. 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，以下の設備分類に応じた設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備分類及び詳細内容を示す添付書類の展開先	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	(b)　Ｂクラスの施設 安全機能を有する施設のうち，機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ．放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設(ただし，内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ロ．放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Ｓクラスに属さない施設	定義	第１回と同一							
37	(c)　Ｃクラスの施設 Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	定義	第１回と同一							
38	上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお，同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。	冒頭宣言	第１回と同一							
39	b. 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて，以下の設備分類に応じた設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処設備について，施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ，以下のとおりに分類する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	(a) 常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において，対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。 イ．常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。 ロ．常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，上記イ．以外のもの。	定義	基本方針	設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・常設重大事故等対処設備の定義	—	—	—	—	—	—	—
41	上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお，同表には，重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。	定義	基本方針	設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・重大事故等対処施設の設備分類及び詳細内容を示す添付書類の展開先	Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 4.重大事故等対処施設の設備分類 4.3 重大事故等対処施設の区分	Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【4.重大事故等対処施設の設備分類】 【4.3 重大事故等対処施設の区分】 ・重大事故等対処施設の耐震設計上の設備分類の方針	—	—	—	—	—
42	(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 ・耐震設計に用いる地震力の算定方法 【4.2 設計用地震力】 ・設計用地震力の算定方法に関する添付書類展開先	Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 2.機能維持の確認に用いる設計用地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 【2.機能維持の確認に用いる設計用地震力】 ・機能維持の確認に用いる設計用地震力の算定方法 ・当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定を説明する添付書類展開先	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力 Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 2. 機能維持の確認に用いる設計用地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 ・耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 【4.2 設計用地震力】 ・「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」の第2-1表に示す地震力に従い算定するものとする。 Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 【2.機能維持の確認に用いる設計用地震力】 ・機能維持の確認に用いる設計用地震力については，「Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針」の「4.設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法に基づくこととし，具体的な算定方法は第2-1表に示す。 ・当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定に際しては，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に定める方法にて設定した設計用床応答曲線を用いる。 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 a. 安全機能を有する施設 (2) 動的地震力 a. 安全機能を有する施設 (3) 設計用地震力 a. 安全機能を有する施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	(a) 常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において，対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。 イ．常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。 ロ．常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって，上記イ．以外のもの。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 (1)常設重大事故等対処設備 a.常設耐震重要重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。 b.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 ・常設重大事故等対処設備であって，上記a. 以外のもの。
41	上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお，同表には，重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類 Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 4.重大事故等対処施設の設備分類 4.3 重大事故等対処施設の区分	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】 ・耐震設計上の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3-1表に示す。 Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針 【4.重大事故等対処施設の設備分類】 【4.3 重大事故等対処施設の区分】 ・重大事故等対処施設の耐震設計上の設備分類を第4.3-1表に示す。 ・同表には，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する検討用地震動についても併記する。
42	(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は，以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力 Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 2.機能維持の確認に用いる設計用地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 ・耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。 【4.2 設計用地震力】 ・「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」に示す地震力に従い算定するものとする。 Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針 【2.機能維持の確認に用いる設計用地震力】 ・機能維持の確認に用いる設計用地震力については，「Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針」の「4.設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法に基づくこととし，具体的な算定方法は第2－1表に示す。 ・当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定に際しては，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に定める方法にて設定した設計用床応答曲線を用いる。 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (2) 動的地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設 (3) 設計用地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対処施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	a．静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	冒頭宣言	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ・安全機能を有する施設に適用する静的地震力の算定方法	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ・安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて，以下の地震層せん断力係数Ｃｉ及び震度に基づき算定するものとする。
44	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する静的地震力	—	—	—	—	—	—	—
45	(a) 建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃ$_i$に，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ここで，地震層せん断力係数Ｃ$_i$は，標準せん断力係数Ｃ$_0$を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃ$_i$に乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数Ｃ$_0$は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 (1)建物・構築物 ・建物・構築物に適用する静的地震力の算定方法	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 (1)建物・構築物 ・水平地震力は，地震層せん断力係数Ｃｉに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ・地震層せん断力係数Ｃｉは，標準せん断力係数Ｃ０を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 ・必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数Ｃｉに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数Ｃ０は1.0以上とする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	a. 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	冒頭宣言	第１回と同一							
44	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1.1 静的地震力】 ・重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に，代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力を適用する。
45	(a) 建物・構築物 水平地震力は，地震層せん断力係数C_iに，次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Ｓクラス　3.0 Ｂクラス　1.5 Ｃクラス　1.0 ここで，地震層せん断力係数C_iは，標準せん断力係数C_0を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性，地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また，必要保有水平耐力の算定においては，地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は，耐震重要度の各クラスともに1.0とし，その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し，高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	(b)　機器･配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数Ｃ$_i$に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数Ｃ$_0$等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 (2)機器･配管系 ･機器･配管系に適用する静的地震力の算定方法	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 (2)機器･配管系 ･静的地震力は，上記(1)に示す地震層せん断力係数Ｃｉに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度として，当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ・Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 ･上記(1)及び(2)の標準せん断力係数Ｃ０等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。
47	b.　動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については，上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・Ｓクラス施設及びＢクラス施設に適用する動的地震力の算定方法	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ･安全機能を有する施設については，動的地震力は，Ｓクラスの施設及びＢクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 ・Ｓクラスの施設については，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 ・Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては，弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。
48	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，Ｂクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については，「b.　動的地震力」に示す共振のおそれのあるＢクラス施設に適用する地震力を適用する。 また，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 なお，重大事故等対処施設のうち，安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については，適用する地震力に対して，要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため，当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析，加振試験等を実施する。	定義	基本方針	評価条件	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する地震力 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，Ｂクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設に適用する地震力 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設に適用する地震力	—	—	—	—	—	—	—
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析におけるばらつきの考慮	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	(b) 機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は，上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし，当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については，耐震性向上の観点から，一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	第１回と同一							
47	b. 動的地震力 安全機能を有する施設について，Ｓクラスの施設の設計に適用する動的地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄから定める入力地震動を適用する。 Ｂクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については，上記Ｓクラスの施設に適用する弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	定義	第１回と同一							
48	重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，Ｂクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については，「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるＢクラス施設に適用する地震力を適用する。 また，常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 なお，重大事故等対処施設のうち，安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については，適用する地震力に対して，要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため，当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析，加振試験等を実施する。	定義	○	基本方針	基本方針	―	―	―	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・重大事故等対処施設については，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動Ｓｓによる地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち，Ｂクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については，共振のおそれのあるＢクラス施設に適用する地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設のうち，安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については，適用する地震力に対して，要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため，当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析，加振試験等を実施する。
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	定義	○	基本方針	基本方針	―	―	―	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備の部位を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ ・既往の耐震計算に対する影響確認の方針の添付書類展開先	—	—	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備の部位を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅳ－１－１－７ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。
51	(a) 入力地震動 地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の瀝架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の瀝架層のＳ波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 設計方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析における地盤の考慮	Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基盤表面の設定 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (1) 入力地震動 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力	Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基盤表面の設定】 ・瀝架層の分布及び解放基盤表面の設定 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動設定方針 ・伝搬特性，地盤の非線形性，施設位置，観測記録を踏まえた留意事項 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (1) 入力地震動 ・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動設定方針 ・地盤条件を考慮する場合の留意事項及び地盤の非線形応答に関する考慮事項 【2.2 機器・配管系】 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基盤表面の設定 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (1) 入力地震動 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。 (1) 入力地震動 ・地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の瀝架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の瀝架層のＳ波速度が0.7ｋｍ/ｓ以上を有する標高約－70mの位置に想定することとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 ・建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元ＦＥＭ解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 ・非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 ・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・Ｂクラスの施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄに2 分の1 を乗じたものを用いる。 Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基盤表面の設定】 ・各種地質調査結果より，敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については，敷地地下で著しい高低差がなく，ほぼ水平で相当な拡がりを有し，著しい風化を受けていない岩盤である瀝架層において，Ｓ波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mの位置に設定した。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 ・解放基盤表面は，Ｓ波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定した地下構造モデルを用いて設定するとともに，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地盤の動的変形特性を考慮した入力地震動の算定に当たっては，地盤のひずみの大きさに応じて解析手法の適用性に留意する。更に必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを1/2倍したものを用いる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
50	動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備の部位を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。	評価要求	第１回と同一							
51	(a) 入力地震動 地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基盤表面の設定 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (1) 入力地震動 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4. 設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。 (1) 入力地震動 ・地質調査の結果によれば，重要な再処理施設の設置位置周辺は，新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は，この新第三紀の鷹架層のＳ波速度が0.7ｋm/ｓ以上を有する標高約－70mの位置に想定することとする。 ・基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄは，解放基盤表面で定義する。 ・建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は，解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元ＦＥＭ解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また，必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 ・非線形性の考慮に当たっては，地下水排水設備による地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 ・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。また，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・Ｂクラスの施設のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄに2 分の1 を乗じたものを用いる。 Ⅳ－１－１－１ 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄの概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基盤表面の設定】 ・各種地質調査結果より，敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については，敷地地下で著しい高低差がなく，ほぼ水平で相当な拡がりを有し，著しい風化を受けていない岩盤である鷹架層において，Ｓ波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mの位置に設定した。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 ・解放基盤表面は，Ｓ波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定した地下構造モデルを用いて設定するとともに，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地盤の動的変形特性を考慮した入力地震動の算定に当たっては，地盤のひずみの大きさに応じて解析手法の適用性に留意する。更に必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ，地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震Ｂクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを1/2倍したものを用いる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
													【2.1.2　屋外重要土木構造物】 (1) 入力地震動 ・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。 【2.2 機器・配管系】 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄ又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線若しくは時刻歴応答波とする。 ・建屋応答解析における各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえ，誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については，鉛直方向の加速度応答時刻歴に，誘発上下動を考慮することとする。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの機器・配管系のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを基に線形解析により作成した設計用床応答曲線の応答加速度を2分の1倍したものを用いる。
53	(b)　動的解析法 イ．建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。 動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，実験等の結果に基づき，該当する建物部分の構造特性に応じて，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また，Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また，材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。	定義 評価要求	基本方針 Ｓクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	評価方法 評価	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析の方法についての添付書類展開先 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物における評価概要，評価手法，評価に当たっての考慮事項 ・詳細な方針を示した添付書類展開先 ・動的解析におけるばらつきの考慮及び解析方法の展開	Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・適用限界等の考慮した解析法の選定方針 ・建物・構築物の構造特性等を考慮した解析モデルの設定方針 ・地盤の非線形応答等を考慮した地盤定数の設定方針 ・地盤－建物・構築物連成系の減衰定数の設定方針 ・主要構造要素の弾塑性挙動の考慮 ・材料のばらつきによる変動の考慮	○	安全冷却水系	―	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)　動的解析法 動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６　設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4．設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5．機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 　・時刻歴応答解析法 　・FEM等を用いた応力解析法 　・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２　再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・設備の補強や追加等の改造工事に伴う地震応答解析モデルに反映していない重量増加による影響のおそれのある施設については，重量増加を反映した地震応答解析の影響検討結果を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」の地震応答計算書に示す。 Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 ・地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 ・Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。 ・地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。また，ばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべきばらつきの要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
										【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (1) 入力地震動 ・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は，解放基盤表面で定義される基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に，対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で，必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により，地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し，地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。 【2.2 機器・配管系】 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄ又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線若しくは時刻歴応答波とする。 ・建屋応答解析における各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえ，誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については，鉛直方向の加速度応答時刻歴に誘発上下動を考慮することとする。 ・安全機能を有する施設における耐震Ｂクラスの機器・配管系及び重大事故等対処施設における耐震Ｂクラスの施設の機能を代替する重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系のうち共振のおそれがあり，動的解析が必要なものに対しては，弾性設計用地震動Ｓｄを基に線形解析により作成した設計用床応答曲線の応答加速度を2分の1倍したものを用いる。
53	(b) 動的解析法 イ．建物・構築物 動的解析に当たっては，対象施設の形状，構造特性，振動特性等を踏まえ，地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。 動的解析は，原則として，時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また，3次元応答性状等の評価は，線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性，振動特性，減衰特性を十分考慮して評価し，集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には，建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については，必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし，地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄに対する応答解析において，主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，実験等の結果に基づき，該当する建物部分の構造特性に応じて，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また，Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また，材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。	定義 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 緊急時対策建屋 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 重油貯槽 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2) 動的解析法 動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２ 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・設備の補強や追加等の改造工事に伴う地震応答解析モデルに反映していない重量増加による影響のおそれのある施設については，重量増加を反映した地震応答解析の影響検討結果を「Ⅳ－２－１ 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」の地震応答計算書に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また，原則として，建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は，線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 ・建物・構築物の動的解析に当たっては，建物・構築物の剛性はそれらの形状，構造特性等を十分考慮して評価し，集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 ・動的解析には，建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし，解析モデルの地盤のばね定数は，基礎版の平面形状，基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて，地盤ばねには必要に応じて，基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては，地盤の構造特性の考慮として，地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意し，原則として，弾性波試験によるものを用いる。 ・地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は，振動エネルギの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 ・Ｓクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において，建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には，その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。 ・地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。また，ばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべきばらつきの要因を選定した上で，選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。	定義 評価要求	基本方針 屋外重要土木構造物 竜巻防護対策設備	基本方針 設計方針 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物における評価概要，評価手法，評価に当たっての考慮事項 ・詳細な方針を示した添付書類展開先 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類展開	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・建物・構築物の動的解析にて地震時の地盤の有効応力の変化に伴う影響の考慮事項 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・屋外重要土木構造物の動的解析にて地震時の地盤の有効応力の変化に伴う影響の考慮事項	○	竜巻防護対策設備	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4．設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5．機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２ 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 屋外重要土木構造物の液状化に関する影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－３ 液状化に関する影響評価結果」に示す。
55	動的解析に用いる解析モデルは，地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・地震観測網から得られた観測記録による振動性状の把握方針及び詳細概要の添付書類展開先	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・地震観測網により得られた観測記録を用いた解析モデルの妥当性確認方針	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・これらの地震応答解析を行う上で，更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。地震観測網の概要については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2. 地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状を把握する。動的解析に用いるモデルについては，地震観測網により得られた観測記録を用い解析モデルの妥当性確認等を行う。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。	定義 評価要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 竜巻防護対策設備	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 竜巻防護対策設備	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) (2) 解析方法及び解析モデル 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。 有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２ 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (2) 解析方法及び解析モデル ・建物・構築物の動的解析においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。 有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 屋外重要土木構造物の液状化に関する影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－３ 液状化に関する影響評価結果」に示す。
55	動的解析に用いる解析モデルは，地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い，解析モデルの妥当性の確認を行う。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。	定義 評価要求	土木構造物	設計方針 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・土木構造物の解析手法及び非線形挙動の有無や程度に応じた解析方法 ・詳細な方針を示した添付書類展開先 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類展開	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力算定の考慮事項 地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が屋外重要土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。	○	基本方針	－	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4．設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5．機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２ 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.1 建物・構築物】 】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が屋外重要土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。
57	地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ ・既往の耐震計算に対する影響確認の方針の添付書類展開先	－	－	○	基本方針	－	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては，水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設，設備の部位を抽出し，建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で，既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「Ⅳ－１－１－７ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては，構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは，構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については，地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。	定義 評価要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道	分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.1.2 屋外重要土木構造物 (2) 解析方法及び解析モデル	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は，基準地震動Ｓｓ及び弾性設計用地震動Ｓｄを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形，並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき地震力以外の荷重により発生する局部的な応力が，「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また，評価に当たっては，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析にて，地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は，有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は，敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－２ 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は，地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし，地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて，線形，等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については，材料物性のばらつき等による変動が屋外重要土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。
57	地震力については，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	ロ．機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	基本方針	設計方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)動的解析法 ・動的解析の方法等についての添付書類展開先 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系における評価概要，評価手法，評価に当たっての考慮事項 ・機能維持の確認に当たり適用する許容限界	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 1. 概要 Ⅳ－１－１－６ 別紙１ 各施設の設計用床応答曲線 1. 概要	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力算定の考慮事項及び減衰定数，剛性等の設定方針 Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【1. 概要】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線 Ⅳ－１－１－６ 別紙１ 各施設の設計用床応答曲線 【1. 概要】 ・各施設の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度，最大床応答加速度及び設計用床応答曲線	○	基本方針	―	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 1. 概要 Ⅳ－１－１－６ 別紙１ 各施設の設計用床応答曲線 1. 概要	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)動的解析法 ・動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・機器・配管系については，解析方法及び解析モデルを機器，配管系ごとに設定するとともに，安全機能に応じた評価を行う。 ・これら機器，配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「Ⅳ－１－１－５　地震応答解析の基本方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【1. 概要】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。 Ⅳ－１－１－６ 別紙１ 各施設の設計用床応答曲線 【1. 概要】 ・各施設の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度，最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	ロ．機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮のうえ，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)動的解析法 ・動的解析の方法等についての添付書類展開先 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・詳細な内容を示した添付書類展開先 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類展開 ・機能維持の確認に当たり適用する許容限界 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針の添付書類展開先	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 4.ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.電気計測制御装置等の耐震設計方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・機器の解析におけるモデル置換の考慮事項及び応答を求める解析手法 ・配管系の解析におけるモデル作成及び応答を求める解析手法 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合の考慮事項 ・解析手法選択に当たっての考慮事項 ・3次元的な広がりを持つ設備に対する水平2方向及び鉛直方向の応答成分の組合わせ方針 ・剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の評価に用いる地震力算定方針 Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 【2.機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3 配管の設計】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法におけるモデル設定方針及び支持方法設定方針 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法による配管最大支持間隔算出方針 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 【4.ダクト設計の基本方針】 【4.4 ダクト支持点の設計方法】 【4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法によるダクト最大支持間隔算出方針 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 【4.電気計測制御装置等の耐震設計方針】 【4.2 耐震設計の手順】 【4.2.4 電路類の耐震設計手順】 ・電路類の支持設定方針	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.電気計測制御装置等の耐震設計方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)動的解析法 ・動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・機器・配管系については，解析方法及び解析モデルを機器，配管系ごとに設定するとともに，安全機能に応じた評価を行う。 ・これら機器，配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に示す。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「Ⅳ－２－３ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 ・機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，はりやシェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 ・3次元的な広がりを持つ設備については，3次元的な配置を踏まえ，適切にモデル化し，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「Ⅳ－１－１－７ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 ・剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。 ・機器，配管系の評価については，これら解析方法及び解析モデルに応じた評価を行う。機器，配管系の評価方法について，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 4.ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 3.電気計測制御装置等の耐震設計方針 3.3 耐震設計の手順 3.3.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2)動的解析法 ・動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は，「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と，組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は，以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし，その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は，材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・機器・配管系については，解析方法及び解析モデルを機器，配管系ごとに設定するとともに，安全機能に応じた評価を行う。 ・これら機器，配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に示す。 ・具体的な評価手法は，「Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については，「Ⅳ－２－３ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。
										Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・動的解析による地震力の算定に当たっては，地震応答解析手法の適用性，適用限界等を考慮の上，適切な解析法を選定するとともに，解析条件として考慮すべき減衰定数，剛性等の各種物性値は，適切な規格・基準，あるいは実験等の結果に基づき設定する。 ・機器の解析に当たっては，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，はりやシェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 ・3次元的な広がりを持つ設備については，3次元的な配置を踏まえ，適切にモデル化し，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「Ⅳ－１－１－７ 水平２方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 ・剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。 ・機器，配管系の評価については，これら解析方法及び解析モデルに応じた評価を行う。機器，配管系の評価方法について，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」及び「Ⅳ－１－２ 耐震計算書作成の基本方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・詳細な内容を示した添付書類展開先 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類展開 ・機能維持の確認に当たり適用する許容限界 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針の添付書類展開先	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 4.ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.電気計測制御装置等の耐震設計方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2 機器・配管系】 (2) 解析方法及び解析モデル ・機器の解析におけるモデル置換の考慮事項及び応答を求める解析手法 ・配管系の解析におけるモデル作成及び応答を求める解析手法 ・スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合の考慮事項 ・解析手法選択に当たっての考慮事項 ・3次元的な広がりを持つ設備に対する水平2方向及び鉛直方向の応答成分の組合わせ方針 ・剛性の高い機器・配管系は，その機器・配管系の評価に用いる地震力算定方針 Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 【2.機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3 配管の設計】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法におけるモデル設定方針及び支持方法設定方針 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法による配管最大支持間隔算出方針 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 【4.ダクト設計の基本方針】 【4.4 ダクト支持点の設計方法】 【4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法によるダクト最大支持間隔算出方針 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 【4.電気計測制御装置等の耐震設計方針】 【4.2 耐震設計の手順】 【4.2.4 電路類の耐震設計手順】 ・電路類の支持設定方針	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.電気計測制御装置等の耐震設計方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・床応答スペクトルに対し，各再処理施設の固有周期のシフトを考慮し，周期方向に±10%の拡幅を行い，設計用床応答曲線とする。 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 【2. 機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1) 重要な機器は岩盤上に設けた強固な基礎又は岩盤により支持され十分耐震性を有する建物・構築物内の基礎上に設置する。 (2) 支持構造物を含め十分剛構造とすることで建物・構築物との共振を防止する。 (3) 剛性を十分に確保できない場合は，機器系の振動特性に応じた地震応答解析により，応力評価に必要な荷重等を算定し，その荷重等に耐える設計とする。 (4) 重心位置を低くおさえる。 (5) 配管反力をできる限り機器にもたせない構造とする。 (6) 偏心荷重を避ける。 (7) 高温機器は熱膨張を拘束しない構造とする。 (8) 動的機能が要求されるものについては地震時に機能を喪失しない構造とする。 (9) 内部構造物については容器との相互作用を考慮した構造とする。 (10) 建物・構築物内の基礎上に固定されていない移動式設備については，強固なガーダに設置し転倒等による落下を防止するための措置を講じる。 (11) 支持架構上に設置される機器については，原則として架構を十分剛に設計する。剛ではない場合は，架構の剛性を考慮した地震荷重等に耐える設計とするとともに，剛ではない架構に設置される機器については，架構の剛性を考慮した地震応答解析を行う。 解析に当たっては，設計用床応答曲線又は時刻歴応答波を用いて耐震性の確認を行うものとし，そのうち時刻歴応答波については，実機の挙動をより模擬する場合に用いる。 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3 配管の設計】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法では，原則として固定点から固定点までを独立した1つのブロックとして，地震荷重，自重，熱荷重等により配管に生じる応力が許容応力以下となるように配管経路及び支持方法を定める。 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法による配管の耐震計算は，配管を直管部，曲がり部，集中質量部，分岐部，Z形部，門形部及び分岐＋曲がり部の各要素に分類し，要素ごとに許容値を満足する最大の支持間隔を算出する。 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 【4.電気計測制御装置等の耐震設計方針】 【4.2 耐震設計の手順】 【4.2.4 電路類の耐震設計手順】 ・構造的に健全ならば機能が維持されるので構造的検討のみを行う。この際には多質点系はりモデルによる解析又は標準支持間隔法を用いる。多質点系はりモデルによる解析の場合は，固有振動数に応じて応答解析による方法，又は静的解析による方法を用いて構造的健全性を確認する方針とする。 ・標準支持間隔法を用いる場合は，静的又は動的地震力による応力が許容応力以下となる標準支持間隔を設定し，標準支持間隔以内で支持することにより耐震性を確保する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
59	機器については，形状，構造特性等を考慮して，代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル，有限要素モデル等に置換し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また，時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については，適切なモデルを作成し，設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては，衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で，建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等，解析対象とする現象，対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また，設備の3次元的な広がりを踏まえ，適切に応答を評価できるモデルを用い，水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお，剛性の高い機器・配管系は，その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 2.地震応答解析の方針 2.2 機器・配管系 (2) 解析方法及び解析モデル Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法 2.1 基本方針 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 2. 機器の支持構造物 2.1 基本原則 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法 1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針 4.ダクト設計の基本方針 4.4 ダクト支持点の設計方法 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.電気計測制御装置等の耐震設計方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路類の耐震設計手順	Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針 【2. 床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法】 【2.1 基本方針】 ・床応答スペクトルに対し，各再処理施設の固有周期のシフトを考慮し，周期方向に±10%の拡幅を行い，設計用床応答曲線とする。 Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針 【2. 機器の支持構造物】 【2.1 基本原則】 ・機器の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1) 重要な機器は岩盤上に設けた強固な基礎又は岩盤により支持され十分耐震性を有する建物・構築物内の基礎上に設置する。 (2) 支持構造物を含め十分剛構造とすることで建物・構築物との共振を防止する。 (3) 剛性を十分に確保できない場合は，機器系の振動特性に応じた地震応答解析により，応力評価に必要な荷重等を算定し，その荷重等に耐える設計とする。 (4) 重心位置を低くおさえる。 (5) 配管反力をできる限り機器にもたせない構造とする。 (6) 偏心荷重を避ける。 (7) 高温機器は熱膨張を拘束しない構造とする。 (8) 動的機能が要求されるものについては地震時に機能を喪失しない構造とする。 (9) 内部構造物については容器との相互作用を考慮した構造とする。 (10) 建物・構築物内の基礎上に固定されていない移動式設備については，強固なガーダに設置し転倒等による落下を防止するための措置を講じる。 (11) 支持架構上に設置される機器については，原則として架構を十分剛に設計する。剛ではない場合は，架構の剛性を考慮した地震荷重等に耐える設計とするとともに，剛ではない架構に設置される機器については，架構の剛性を考慮した地震応答解析を行う。解析に当たっては，設計用床応答曲線又は時刻歴応答波を用いて耐震性の確認を行うものとし，そのうち時刻歴応答波については，実機の挙動をより模擬する場合に用いる。 Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針 【1. 配管の耐震支持方針】 【1.3 配管の設計】 【1.3.2 多質点系はりモデルを用いた評価方法】 ・多質点系はりモデルを用いた評価方法では，原則として固定点から固定点までを独立した1つのブロックとして，地震荷重，自重 ，熱荷重等により配管に生じる応力が許容応力以下となるように配管経路及び支持方法を定める。 【1.3.3 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・標準支持間隔法による配管の耐震計算は，配管を直管部，曲がり部，集中質量部，分岐部，Z形部，門形部及び分岐＋曲がり部の各要素に分類し，要素ごとに許容値を満足する最大の支持間隔を算出する。 Ⅳ－１－１－11－２ダクトの耐震支持方針 【4.ダクト設計の基本方針】 【4.4 ダクト支持点の設計方法】 【4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法】 ・静的震度，1.2ZPA及び設計用床応答曲線から地震力を算定し，ダクトに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を算定する。 Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 【4.電気計測制御装置等の耐震設計方針】 【4.2 耐震設計の手順】 【4.2.4 電路類の耐震設計手順】 ・構造的に健全ならば機能が維持されるので構造的検討のみを行う。この際には多質点系はりモデルによる解析又は標準支持間隔法を用いる。多質点系はりモデルによる解析の場合は，固有振動数に応じて応答解析による方法，又は静的解析による方法を用いて構造的健全性を確認する方針とする。 ・標準支持間隔法を用いる場合は，静的又は動的地震力による応力が許容応力以下となる標準支持間隔を設定し，標準支持間隔以内で支持することにより耐震性を確保する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準に基づき，設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性を確認した値も用いる。 なお，建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 また，地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴，同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	定義	基本方針	設計方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・減衰定数の適用方針及び考慮事項 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類展開先	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 3. 設計用減衰定数	Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【3.設計用減衰定数】 ・地震応答解析に用いる減衰定数の適用方針 ・鉄筋コンクリートの減衰定数設定における考慮事項 ・地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数設定における考慮事項	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 3. 設計用減衰定数	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【3.設計用減衰定数】 ・地震応答解析に用いる減衰定数は，JEAG4601-1987，1991に記載されている減衰定数を設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性が確認された値も用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 ・地盤並びに屋外重要土木構造物又は竜巻防護対策設備の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・構造強度の確保を基本とした機能維持方針 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せの方針，変位，変形に対する設計方針 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・耐震設計においては，安全機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，支持機能，地下水排水機能，飛来物防護機能，漏えい検知機能，火災防護機能，止水機能，ユーティリティ機能，分析機能，廃棄機能の構造強度を確保する設計とする。 ・上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支持機能，飛来物防護機能，止水機能，分析機能，廃棄機能については，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，漏えい検知機能，火災防護機能，ユーティリティ機能については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 【5.1 構造強度】 ・再処理施設は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・自然現象に関する組合せは，「Ⅵ－１－１－１ 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従い行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」の第3.1-1表に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 ・地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (b)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は，安全上適切と認められる規格及び基準に基づき，設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性を確認した値も用いる。 なお，建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 また，地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴，同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	定義	○	基本方針	基本方針	基本方針	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 3. 設計用減衰定数	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的解析においては，地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法，設計用減衰定数等については，「Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針」に，設計用床応答曲線の作成方法については，「Ⅳ－１－１－６ 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 Ⅳ－１－１－５ 地震応答解析の基本方針 【3.設計用減衰定数】 ・地震応答解析に用いる減衰定数は，JEAG4601－1987，1991に記載されている減衰定数を設備の種類，構造等により適切に選定するとともに，試験等で妥当性が確認された値も用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については，既往の知見に加え，既設施設の地震観測記録等により，その妥当性を検討する。 ・地盤並びに屋外重要土木構造物又は竜巻防護対策設備の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については，地中構造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量の機能維持，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能，地下水排水機能，飛来物防護機能，漏えい検知機能，火災防護機能，止水機能，ユーティリティ機能，貯水機能，分析機能，廃棄機能の構造強度を確保する設計とする。 ・上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能，飛来物防護機能，止水機能，貯水機能，分析機能，廃棄機能については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，漏えい検知機能，火災防護機能，ユーティリティ機能については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価項目を追加することで，機能維持設計を行う。 【5.1 構造強度】 ・再処理施設は，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・自然現象に関する組合せは，「Ⅵ－１－１－１ 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従い行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」の第3.1-1表に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 ・地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (b)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a.　耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・構造強度の確保を基本とした機能維持方針 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せの方針，変位，変形に対する設計方針 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)建物・構築物 ・再処理施設の安全機能のうち，建物・構築物に要求される閉じ込め機能，火災防護機能，遮蔽機能，支持機能，地下水排水機能，廃棄機能及び飛来物防護機能の機能維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち，鉄筋コンクリート造の施設は，地震時及び地震後において，放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため，閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 (b)火災防護機能の維持 ・火災防護機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，火災の影響を軽減するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，火災防護機能が維持できる設計とする。 (c)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射線業務従事者の放射線障害防止，再処理施設周辺の空間線量率の低減，居住性の確保及び放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の形状及び厚さを確保することで，遮蔽機能が維持できる設計とする。 ・Ｓクラスの土木構造物については，断面が降伏に至らない状態及びせん断耐力を下回れば，部材を貫通するような顕著なひび割れは発生しないことから，曲げについては降伏曲げモーメント，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお，せん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし，遮蔽機能が維持できる設計とする。Ｂクラス及びＣクラスの土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，遮蔽機能が維持できる設計とする。 (d)支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・支持機能の維持が要求される施設のうち，建物・構築物の鉄筋コンクリート造の施設は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・屋外重要土木構造物については，構造部材の曲げについては界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。その他の土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 (e)地下水排水機能の維持 ・地下水排水機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，建物・構築物の周囲の地下水を排水するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，地下水排水機能が維持できる設計とする。 ・地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管，集水管，サブドレンピット及びサブドレンシャフト)については，耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能が維持できる設計とする。 (f)廃棄機能の維持 ・廃棄機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，気体廃棄物を排気筒より廃棄する又は固体廃棄物を保管廃棄するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，廃棄機能が維持できる設計とする。 (g)飛来物防護機能の維持 飛来物防護機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，飛来物防護機能が維持できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)建物・構築物 ・再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能のうち，建物・構築物に要求される閉じ込め機能，火災防護機能，遮蔽機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能，地下水排水機能，廃棄機能，飛来物防護機能及び貯水機能の機能維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち，鉄筋コンクリート造の施設は，地震時及び地震後において，放射性物質が届えいした場合にその影響の拡大を防止するため，閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 (b)火災防護機能の維持 ・火災防護機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，火災の影響を軽減するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，火災防護機能が維持できる設計とする。 (c)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，放射線業務従事者の放射線障害防止，再処理施設周辺の空間線量率の低減，居住性の確保及び放射線障害から公衆等を守るため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，遮蔽体の形状及び厚さを確保することで，遮蔽機能が維持できる設計とする。 ・Ｓクラスの土木構造物については，断面が降伏に至らない状態及びせん断耐力を下回れば，部材を貫通するような顕著なひび割れは発生しないことから，曲げについては降伏曲げモーメント，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお，せん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし，遮蔽機能が維持できる設計とする。Ｂクラス及びＣクラスの土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，遮蔽機能が維持できる設計とする。 (d)支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，被支持設備の機能を維持するため，被支持設備の安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，支持機能が維持できる設計とする。 ・支持機能の維持が要求される施設のうち，建物・構築物の鉄筋コンクリート造の施設は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで，Ｓクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・建物・構築物のうち屋外重要土木構造物については，構造部材の曲げについては界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。その他の土木構造物については，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし，機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 (e)地下水排水機能の維持 ・地下水排水機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，建物・構築物の周囲の地下水を排水するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，地下水排水機能が維持できる設計とする。 ・地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管，集水管，サブドレンピット及びサブドレンシャフト)については，耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能が維持できる設計とする。 (f)廃棄機能の維持 ・廃棄機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，気体廃棄物を排気筒より廃棄する又は固体廃棄物を保管廃棄するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，廃棄機能が維持できる設計とする。 (g)飛来物防護機能の維持 飛来物防護機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，飛来物防護機能が維持できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・構造強度の確保を基本とした機能維持方針 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せの方針，変位，変形に対する設計方針 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)建物・構築物

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1)建物・構築物 b.重大事故等対処施設 (a)遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(1)a.(c) 遮蔽機能の維持」と同様の設計を行うことで，遮蔽機能が維持できる設計とする。 (b)気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，居住性確保のため，事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保すること及び換気設備の換気機能とあいまって施設の気圧差を確保することで，必要な気密性が維持できる設計とする。 (c)支持機能の維持 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は，被支持設備の重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(1)a.(d) 支持機能の維持」と同様の設計を行うことで，支持機能が維持できる設計とする。 (d)操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持 ・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要となる操作場所及びアクセスルートを保持するため，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設のうち，鉄筋コンクリート造の施設は，耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足することで，操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても，耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足していることで健全性が確保されており，操作場所及びアクセスルートの保持機能を確保できる。 (e)地下水排水機能の維持 ・地下水排水機能の維持が要求される施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(1)a.(e) 地下水排水機能の維持」と同様の設計を行うことで，地下水排水機能が維持できる設計とする。 (f)貯水機能の維持 ・貯水機能の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，重大事故等への対処に必要となる水を確保するため，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，貯水機能が維持できる設計とする。 ・貯水機能の維持が要求される施設のうち，鉄筋コンクリート造の施設は，貯水機能の維持が要求される壁及び床が，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，おおむね弾性状態に留まることを基本とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4)　荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a.　耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a)　安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 ・構造強度の確保を基本とした機能維持方針 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せの方針，変位，変形に対する設計方針 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設	Ⅳ－１－１　耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (2)機器・配管系 ・再処理施設の安全機能として機器・配管系に要求される機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，止水機能，分析機能及び廃棄機能については，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保することで，当該機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，火災防護機能及びユーティリティ機能については，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，動的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，漏えい検知機能，火災防護機能及びユーティリティ機能については，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，電気的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能及び臨界防止機能については，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，閉じ込め機能及び臨界防止機能を維持する設計とする。 ・動的機能維持，電気的機能維持，閉じ込め機能及び臨界防止機能の機能維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される動的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで，動的機能を維持する設計とする。実証試験等により確認されている機能維持加速度を超える場合には，詳細検討により機能維持を満足する設計とする。 ・動的機能が要求される弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (b)電気的機能維持 ・電気的機能が要求される設備は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで，電気的機能を維持する設計とする。 (c)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち，グローブボックスは，地震時及び地震後において，グローブボックスに要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される閉じ込め機能が維持できることを試験又は解析により確認し，閉じ込め機能が維持できる設計とする。 (d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される設備は，地震時及び地震後において，臨界の発生を防止するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1　構造強度」に基づく構造強度を確保し，核的制限値の維持に必要な形状寸法管理，複数の機器間の面間距離の維持として地震時において発生する変位及び変形を制限することで，臨界防止機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を，「Ⅳ－１－１－８　機能維持の基本方針」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は，以下によるものとする。 また，耐震設計においては，安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，気密性，支持機能，操作場所及びアクセスルートの保持機能等については，安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して，当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで，機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能等については，構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設 (2)機器・配管系 a.安全機能を有する施設 b.重大事故等対処施設	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (2)機器・配管系 ・再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能として機器・配管系に要求される機能のうち，遮蔽機能，落下・転倒防止機能，止水機能，分析機能及び廃棄機能については，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで，当該機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，火災防護機能及びユーティリティ機能については，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，動的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能，プロセス量等の維持機能，掃気機能，崩壊熱等の除去機能，臨界防止機能，支援機能，ソースターム制限機能，放出量の監視機能，換気機能，地下水排水機能，漏えい検知機能，火災防護機能及びユーティリティ機能については，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，電気的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能及び臨界防止機能については，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに，当該機能が要求される各施設の特性に応じて，閉じ込め機能及び臨界防止機能を維持する設計とする。 ・動的機能維持，電気的機能維持，閉じ込め機能及び臨界防止機能の機能維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される動的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで，動的機能を維持する設計とする。実証試験等により確認されている機能維持加速度を超える場合には，詳細検討により機能維持を満足する設計とする。 ・動的機能が要求される弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは，当該配管の地震応答の影響を考慮し，一定の余裕を見込むこととする。 (b)電気的機能維持 ・電気的機能が要求される設備は，地震時及び地震後において，その設備に要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される電気的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで，電気的機能を維持する設計とする。 (c)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち，グローブボックスは，地震時及び地震後において，グローブボックスに要求される安全機能を維持するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，要求される閉じ込め機能が維持できることを試験又は解析により確認し，閉じ込め機能が維持できる設計とする。 (d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される設備は，地震時及び地震後において，臨界の発生を防止するため，安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し，核的制限値の維持に必要な形状寸法管理，複数の機器間の面間距離の維持として地震時において発生する変位及び変形を制限することで，臨界防止機能が維持できる設計とする。 b.重大事故等対処施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(2)a.(a) 動的機能維持」と同様の設計を行うことで，動的機能を維持する設計とする。 (b)電気的機能維持 ・電気的機能が要求される設備は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(2)a.(b) 電気的機能維持」と同様の設計を行うことで，電気的機能を維持する設計とする。 (c)閉じ込め機能の維持 ・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち，グローブボックスは，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(2)a.(c) 閉じ込め機能の維持」と同様の設計を行うことで，閉じ込め機能が維持できる設計とする。 (d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される設備は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.2(2)a.(d) 臨界防止機能の維持」と同様の設計を行うことで，臨界防止機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を，「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては，設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い，重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途，重大事故等時の状態にて設計を行う。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	ロ．機器･配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器･配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器･配管系 ・機器･配管系の地震以外に設計上考慮する状態	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器･配管系 (a)運転時の状態 ・再処理施設が運転している状態。 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態 ・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (c)設計基準事故時の状態 ・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。
63	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物･構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)重大事故等時の状態 再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物･構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物･構築物 ・重大事故等対処施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・具体的な荷重の組合せと許容限界について示した添付書類展開先	—	—	—	—	—	—	—
64	ロ．機器･配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ニ)重大事故等時の状態 再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器･配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器･配管系 ・機器･配管系の地震以外に設計上考慮する状態	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	ロ．機器・配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	定義	第１回と同一							
63	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)重大事故等時の状態 再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 ・再処理施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で，構造強度を確保する設計とする。また，変位及び変形に対し，設計上の配慮を行う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「Ⅳ－１－１－８ 機能維持の基本方針」に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a)運転時の状態 ・再処理施設が運転している状態。 (b)重大事故等時の状態 ・再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (c)設計用自然条件 ・設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪，風)。
64	ロ．機器・配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ニ)重大事故等時の状態 再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (a)運転時の状態 ・再処理施設が運転している状態。 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態 ・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって，当該状態が継続した場合には温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (c)設計基準事故時の状態 ・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって，当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (d)重大事故等時の状態 ・再処理施設が，重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で，重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	b. 荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設の荷重の種類	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力，積雪荷重及び風荷重 ・運転時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時の土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。
66	ロ. 機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・安全機能を有する施設の荷重の種類	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (a)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については，建物・構築物に準じる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	b．荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	第１回と同一							
66	ロ．機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・重大事故等対処施設の荷重の種類	—	—	—	—	—	—	—
68	ロ．機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ホ)地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・重大事故等対処施設の荷重の種類	—	—	—	—	—	—	—
69	c. 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a) 安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設の地震力と他の荷重との組合せ ・基準地震動による地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合の土圧及び水圧に対する説明	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 ・地震力と他の荷重との組合せは以下による。 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a)Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (c)Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と，動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。
70	ロ．機器・配管系 (イ)Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・安全機能を有する施設の地震力と他の荷重との組合せ ・屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重の組合せの方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (a)Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 (b)Ｓクラスの機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は，その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ，適切な地震力とを組み合わせる。 (c)Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (d)Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力，積雪荷重及び風荷重 ただし，運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力，積雪荷重及び風荷重 ・運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時の土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。
68	ロ．機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ホ)地震力 ただし，各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設については，建物・構築物に準じる。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (a)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には，常時作用している荷重，すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また，屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については，建物・構築物に準じる。
69	c．荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては，「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。 (a) 安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ)Ｓクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ｓｓ以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	第１回と同一							
70	ロ．機器・配管系 (イ)Ｓクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重，設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)Ｂクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)Ｃクラスの機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力(基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ ・基準地震動による地震力，弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合の土圧及び水圧に対する説明	—	—	—	—	—	—	—
72	ロ．機器・配管系 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ ・屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重の組合せの方針	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力(基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際，常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力(基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ，重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせることとなるが，弾性設計用地震動Ｓｄとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから，重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は，基準地震動Ｓｓによる地震力とする。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重，積雪荷重及び風荷重と，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・常時作用している荷重のうち，土圧及び水圧について，基準地震動Ｓｓによる地震力，弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力と組み合わせる場合は，当該地震時の土圧及び水圧とする。
72	ロ．機器・配管系 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力と組み合わせる。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 なお，屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせる。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ，重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせることとなるが，弾性設計用地震動Ｓｄとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから，重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は，基準地震動Ｓｓによる地震力とする。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動Ｓｄに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・屋外に設置される施設については，建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ.　安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ロ.　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等による荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ. 積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。 ホ. 風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。 ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。 ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 リ.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生じるそれぞれの荷重を組み合わせる場合の考慮事項 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時及び重大事故時に生じるそれぞれの荷重を組み合わせる場合の考慮事項 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項】 ・積雪，風荷重等，荷重の組合せに対する留意事項	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (e) 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等によって作用する荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ・運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故の状態で施設に作用する荷重は，運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため，地震荷重と組み合わせるものはない。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項】 (1) 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 (2) 安全機能を有する施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (3) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には，その妥当性を示した上で，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。 (4) 複数の荷重が同時に作用し，それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は，その妥当性を示した上で，必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。 (5) 積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。 (6) 風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。 (7) 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
73	(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ.　安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ロ.　安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等による荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ. 積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。 ホ. 風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。 ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。 ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 リ.常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (e) 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については，地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても，いったん事故等が発生した場合，長時間継続する事故等による荷重は，その事故等の発生確率，継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせて考慮する。 ・運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故の状態で施設に作用する荷重は，運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため，地震荷重と組み合わせるものはない。 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (C) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の，常時作用している荷重，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と，基準地震動Ｓｓ又は弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力との組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ，重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ｓｓによる地震力とを組み合わせることとなるが，弾性設計用地震動Ｓｄとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから，重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は，基準地震動Ｓｓによる地震力とする。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項】 (1) 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重，運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 (2) 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 (3) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には，その妥当性を示した上で，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。 (4) 複数の荷重が同時に作用し，それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は，その妥当性を示した上で，必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。 (5) 積雪荷重については，屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，積雪による受圧面積が小さい施設や，常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き，地震力との組合せを考慮する。 (6) 風荷重については，屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち，風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造，形状及び仕様の施設においては，地震力との組合せを考慮する。 (7) 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については，地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。 (8) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては，支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧)，運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 (9) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
74	d．許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとし，安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし，JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。
75	(a) 安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ) Ｓクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) ⅰ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・Ｓクラスの施設に適用する許容限界 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a) Ｓクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) ｲ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・建物・構築物(排気筒を除く)については，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を持たせることとする。排気筒については，部材・部位ごとの応力が終局耐力時の応力等に対して，十分な安全余裕を持たせることとする。 ・終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ﾛ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【8.ダクティリティに関する考慮】 ・再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。
76	(ﾛ) Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ)ⅱ.による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用する許容限界	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (b) Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) ・上記(a)ﾛ.による許容応力度を許容限界とする。
77	(ﾊ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・建物・構築物(土木構造物を除く。)の保有水平耐力	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (d) 建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。
78	(二) 屋外重要土木構造物 ⅰ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・屋外重要土木構造物に適用する許容限界 【8.ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (e) 屋外重要土木構造物 ｲ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・構造部材の曲げについては限界層間変形角(1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 ・限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ﾛ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【8．ダクティリティに関する考慮】 再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
74	d．許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は，以下のとおりとし，安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	第１回と同一							
75	(a) 安全機能を有する施設 イ．建物・構築物 (イ) Ｓクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) ⅰ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して，妥当な安全余裕を有することとする。 なお，終局耐力とは，建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき，その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし，既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Ｓクラスの建物・構築物については，地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回と同一							
76	(ロ) Ｂクラス及びＣクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ)ⅱ.による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回と同一							
77	(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	第１回と同一							
78	(二) 屋外重要土木構造物 ⅰ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお，限界層間変形角，終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように，発生する応力に対して，安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
79	(ホ) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8.ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・その他の土木構造物に適用する許容限界 【8.ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 【8. ダクティリティに関する考慮】 再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。
80	ロ. 機器・配管系 (イ) Ｓクラスの機器・配管系 ⅰ. 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ⅱ. 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体のにおおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 8.ダクティリティに関する考慮 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・Ｓクラスの施設に適用する許容限界 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機能維持の確認に当たり適用する許容限界	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 8. ダクティリティに関する考慮 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (a) Ｓクラスの機器・配管系 イ. 基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 ・塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ロ. 弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・発生する応力に対して，応答が全体のにおおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。
81	(ロ) Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記(イ)ⅱ.による応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・Ｂクラス及びＣクラスの施設の機器・配管系に適用する許容限界	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (b) Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。
82	(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)ⅰ.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物に適用する許容限界 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
79	(ホ) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	第１回と同一							
80	ロ．機器・配管系 (イ) Ｓクラスの機器・配管系 ｉ．基準地震動Ｓｓによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力，荷重を制限する値を許容限界とする。 ⅱ．弾性設計用地震動Ｓｄによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して，応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように，降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	第１回と同一							
81	(ロ) Ｂクラス及びＣクラスの機器・配管系 上記(イ)ⅱ.による応力を許容限界とする。	定義	第１回と同一							
82	(b) 重大事故等対処施設 イ．建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)ｉ.を適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(土木構造物を除く。) ・上記(1)a.(a)イ.を適用する。 【8. ダクティリティに関する考慮】 再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)ｲ.(ロ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物に適用する許容限界	—	—	—	—	—	—	—
84	(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(ｲ)を適用するほか，建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物に適用する許容限界	—	—	—	—	—	—	—
85	(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・建物・構築物(土木構造物を除く。)の保有水平耐力	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
83	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(土木構造物を除く。) ・上記(1)a.(b)による許容応力度を許容限界とする。
84	(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ)を適用するほか，建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) ・上記(a)を適用するほか，設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。
85	(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (d) 建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，重大事故等対処設備が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ．(二)ⅰ.又は(a)イ．(二)ⅱ.を適用するほか，土木構造物は，変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 ・設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物に適用する許容限界 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類展開先	—	—	—	—	—	—	—
87	ロ．機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)ⅰ.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 8. ダクティリティに関する考慮 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系に適用する許容限界 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び及び具体的な留意事項の添付書類展開先 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機能維持の確認に当たり適用する許容限界	—	—	—	—	—	—	—
88	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 ⅰ．上記(a)ロ.(ロ)を適用する。 ⅱ．代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちＳクラスの施設は，上記(イ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系に適用する許容限界 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で，代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち，Ｓクラスの施設に適用する許容限界	—	—	—	—	—	—	—
89	(5) 設計における留意事項 a．主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 9. 機器・配管系の支持方針について	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【9. 機器・配管系の支持方針について】 ・直接支持構造物の設計方針，詳細な内容を示す添付書類への展開先	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 9. 機器・配管系の支持方針について	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【9. 機器・配管系の支持方針について】 ・機器・配管系本体については「5. 機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物の設計方針については，個別に支持構造物の設計を行う機器，標準化された支持構造物の中から選定する配管系及び盤，装置等の種類に応じて支持構造物を設計する電気計測制御装置等で分かれる。 ・これら，容器及びポンプ類等の機器，配管系，電気計測制御装置等の支持方針が異なることから，それぞれの設計方針を「Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」にて示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
86	(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ．(二)ⅰ.又は(a)イ．(二)ⅱ.を適用するほか，土木構造物は，変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 8. ダクティリティに関する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (e) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 ・上記(1)a.(e)イ.又は(1)a.(e)ロ.を適用するほか，設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物は，変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。 【8. ダクティリティに関する考慮】 再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。
87	ロ．機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)ⅰ.を適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 8. ダクティリティに関する考慮 10. 耐震計算の基本基本 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 ・上記(1)b.(a)イ.を適用する。 【8. ダクティリティに関する考慮】 ・再処理施設は，構造安全性を一層高めるために，材料の選定等に留意し，その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には，「Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点」に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については，地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度)以下，若しくは，静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。
88	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 ⅰ．上記(a)ロ.(ロ)を適用する。 ⅱ．代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちＳクラスの施設は，上記(イ)を適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 イ．上記(1)b.(b)による応力を許容限界とする。 ロ．代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちＳクラスの施設は，上記(a)を適用する。
89	(5) 設計における留意事項 a．主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 9. 機器・配管系の支持方針について	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【9. 機器・配管系の支持方針について】 ・機器・配管系本体については「5. 機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物の設計方針については，個別に支持構造物の設計を行う機器，標準化された支持構造物の中から選定する配管系及び盤，装置等の種類に応じて支持構造物を設計する電気計測制御装置等で分かれる。 ・これら，容器及びポンプ類等の機器，配管系，電気計測制御装置等の支持方針が異なることから，それぞれの設計方針を「Ⅳ－１－１－10 機器の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－11－１ 配管の耐震支持方針」，「Ⅳ－１－１－12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」及び後次回にて申請する「Ⅳ－１－１－11－２ ダクトの耐震支持方針」にて示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
90	また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	基本方針 評価方法 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物（土木構造物を除く。） (g)耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物に適用する許容限界 ・耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物に適用する許容限界	—	—	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物（土木構造物を除く。） (g)耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物（土木構造物を除く。） 上記(a)ｲ.を適用するほか，耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。 (g)耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物 上記(e)ｲ.またはﾛ.を適用するほか，耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物は，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。
91	b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の下位クラス施設の波及的影響によって，その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする設計方針 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮した設計方針	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてSクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても，建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
90	また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	第１回と同一							
91	b．波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能が損なわれないものとする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてSクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても，建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 ・下位クラス施設は，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する，又は耐震重要施設の有する安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	評価に当たっては，以下の4つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ここで，下位クラス施設とは，耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて，管理する。 なお，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに，4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	定義 運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の拝領事項等)	基本方針 設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・波及的影響の設計における評価に当たっての方針(事業指定(変更許可)に記載した4つの観点，資機材等，原子力施設及び化学プラント等)	Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 5.3 設計用地震動又は地震力の選定方針 6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討	Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 【3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点】 ・事業指定(変更許可)申請書に記載した4つの観点による設計方針 ・4つの観点以外に設計の観点に含める事項がないかの調査，検討方針 【4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の抽出結果 【5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針 【5.3 設計用地震動又は地震力】 ・設計用地震動又は地震力の選定方針 【6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討】 ・工事段階における波及的影響の調査・検討方針 ・工事段階における現場保持の方針	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の拝領事項等)	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・この設計における評価に当たっては，以下の4つの観点をもとに，敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ・波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し，地震動又は地震力の選定は，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。 ・設定した地震動又は地震力について，動的地震力を用いる場合は，水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ・下位クラス施設とは，耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)をいう。 ・原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報から新たに検討すべき事項が抽出された場合は，これを追加する。 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 【3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点】 ・波及的影響を考慮した施設の設計においては,「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記２」(以下「別記２」という。)に記載の4つの観点で実施する。 ・原子力施設情報公開ライブラリ(NUCIA：ニューシア)から，原子力施設の地震被害情報，官公庁等の公開情報から化学プラント等の地震被害情報を抽出し，その要因を整理する。地震被害の発生要因が別記２(1)～(4)の検討事項に分類されない要因については，その要因も設計の観点に追加する。 【4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。 【5.3 設計用地震動又は地震力】 ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては，上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 【6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討】 ・工事段階においても，上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。 ・工事段階における検討は，別記２の4つの観点のうち，(3)及び(4)の観点，すなわち下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による影響について，現場調査により実施する。 ・工事段階における確認の後も，波及的影響を防止するように現場を保持するため，保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	評価に当たっては，以下の4つの観点をもとに，敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い，各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては，耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお，地震動又は地震力の選定に当たっては，施設の配置状況，使用時間を踏まえて適切に設定する。また，波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設，設備を選定し評価する。 ここで，下位クラス施設とは，耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため，機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて，管理する。 なお，原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに，4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し，新たな検討事項が抽出された場合には，その観点を追加する。	定義 運用要求	第１回と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ロ．相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (c) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (d) 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。	定義	基本方針	設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・事業指定(変更許可)に記載した4つの観点に対する波及的影響の確認方針	Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 【3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象とした上位クラス施設の安全機能及びを損なわないための設計方針 (1) 地盤の不等沈下による影響 (2) 建屋間の相対変位による影響 【3.3 接続部の観点による設計】 ・建屋内外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象とした上位クラス施設の安全機能を損なわないための下位クラス施設の設計方針 【3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計】 ・建屋内に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象とした上位クラス施設の安全機能を損なわないための設計方針 【3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象とした上位クラス施設の安全機能を損なわないための設計方針 【4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設 【5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a．不等沈下 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による，耐震重要施設の安全機能への影響 b．相対変位 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による，耐震重要施設の安全機能への影響 (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による，耐震重要施設の安全機能への影響 (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 ・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」の第2.4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は，耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。 ・工事段階においても，耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを，敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。 ・以上の詳細な方針は，「Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針」に示す。 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 【3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設を対象に，別記２(1)「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。 (1) 地盤の不等沈下による影響 ・下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。 (2) 建屋間の相対変位による影響 ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。 【3.3 接続部の観点による設計】 ・建屋内外に設置する安全機能を有する施設を対象に，別記２(2)「耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計】 ・建屋内に設置する安全機能を有する施設を対象に，別記２(3)「建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。 【3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設を対象に，別記２(4)「建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。 【4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ．不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ロ．相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (c) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (d) 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下により，耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計 3.3 接続部の観点による設計 3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計 4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a．不等沈下 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による，耐震重要施設の安全機能への影響 b．相対変位 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による，耐震重要施設の安全機能への影響 (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による，耐震重要施設の安全機能への影響 (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，建屋内の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響 ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う，建屋外の下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による，耐震重要施設の安全機能への影響 ・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「Ⅳ－１－１－３ 重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類の基本方針」の第2.4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は，耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。 ・工事段階においても，耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを，敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また，仮置資材等，現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。 ・以上の詳細な方針は，「Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針」に示す。 Ⅳ－１－１－４ 波及的影響に係る基本方針 【3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針】 【3.2 不等沈下又は相対変位の観点による設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記２(1)「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 (1) 地盤の不等沈下による影響 ・下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 (2) 建屋間の相対変位による影響 ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 【3.3 接続部の観点による設計】 ・建屋内外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記２(2)「耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 【3.4 損傷，転倒及び落下の観点による建屋内施設の設計】 ・建屋内に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記２(3)「建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 【3.5 損傷，転倒及び落下の観点による建屋外施設の設計】 ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記２(4)「建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で，上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 【4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設】 ・「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。 【5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針】 ・「4．波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	なお，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設への耐震重要施設における波及的影響設計方針の適用方法	—	—	—	—	—	—	—
95	c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。また，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，必要な機能が保持できる設計とするとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針 地下水排水設備（集水管・サブドレン管・サブドレンピット・サブドレンシャフト・サブドレンポンプ・揚水管・水位検出器・制御盤・電源）	設計方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 6. 構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【6.構造計画と配置計画】 ・建物・構築物の耐震評価における地下水排水設備により地下水位を維持することを前提とした設計方針 ・地下水位の低下を期待する建物・構築物への地下水排水設備の設置方針 ・地下水排水設備の評価の展開先 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の耐震評価における地下水排水設備により地下水位を維持することを前提とした設計方針	Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 2. 構造計画 2.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 【2. 構造計画】 【2.1 建物・構築物】 ・地下水位の低下を期待する建物・構築物への地下水排水設備の設置方針	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 6.構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 2. 構造計画 2.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【6.構造計画と配置計画】 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排出し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は，安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の耐震評価においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し，設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。また，地下水位を基礎スラブ以深に維持することから，地下水圧のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが，揚圧力については考慮することとする。 Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 【2. 構造計画】 【2.1 建物・構築物】 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。
96	d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	Ｓクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	基本方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４の鉛直方向地震動及び地震力の設定方針 ・一関東評価用地震動(鉛直)を組み合わせた影響確認方針及び詳細内容を示す添付書類展開先	—	—	○	安全冷却水系	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関東評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3図に，加速度時刻歴を第10.1-4図に示す。 【10.2 機器・配管系】 ・一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答結果を用いた機器・配管系の影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	なお，常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.3 波及的影響に対する考慮】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については，「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に，「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に，「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。
95	c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。また，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，必要な機能が保持できる設計とするとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	○	基本方針	基本方針 【機能要求②】 地下水排水設備	—	—	＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程 ・出力 ・個数 ＜水位検出器＞ ・範囲 ・個数	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 6.構造計画と配置計画 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 2. 構造計画 2.1 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【6.構造計画と配置計画】 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排出し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また，上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため，建物・構築物の機能要求を満たすように，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を維持するとともに，非常用電源設備又は基準地震動Ｓｓによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし，その評価を「Ⅳ－２－１　再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の耐震評価においては，地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し，設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。また，地下水位を基礎スラブ以深に維持することから，地下水圧のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが，揚圧力については考慮することとする。 Ⅳ－１－１－９ 構造計画，材料選択上の留意点 【2. 構造計画】 【2.1 建物・構築物】 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は，周囲の地下水を排水し，基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ，水位検出器等)を設置する。
96	d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	○	＜建物・構築物＞ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道 第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 重油タンク室 ＜系統＞ 安全冷却水系	＜建物・構築物＞ 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 緊急時対策建屋 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第１ガラス固化体貯蔵建屋間洞道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道 燃料油貯蔵タンク 冷却塔 重油貯槽 ＜系統＞ 安全冷却水系	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 10.2 機器・配管系	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【10. 耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動Ｓｓ－Ｃ４は，水平方向の地震動のみであることから，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては，工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いた場合においても，水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に，設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また，弾性設計用地震動Ｓｄに対応するものとして，一関東評価用地震動（鉛直）に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3図に，加速度時刻歴を第10.1-4図に示す。 【10.2 機器・配管系】 ・一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答結果を用いた機器・配管系の影響評価結果については，「Ⅳ－２－４－１ 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して，許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には，一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ｓｓの応答との比較により，基準地震動Ｓｓを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお，施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	(6)緊急時対策所 緊急時対策所については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については，耐震構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，遮蔽機能を確保する設計とする。 また，緊急時対策所の居住性を確保するため，鉄筋コンクリート構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。 なお，地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については，「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。	評価要求	緊急時対策所 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋の換気設備	基本方針 設計方針 評価	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.2 機能維持 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a) 遮蔽機能の維持 ・遮蔽機能の維持が要求される施設の地震時及び地震後における遮蔽機能維持の設計方針 ・本項に従う緊急時対策所の設計方針 (b) 気密性の維持 ・気密性の維持が要求される施設の地震時及び地震後における気密性確保の設計方針 ・本項に従う緊急時対策所の設計方針	—	—	—	—	—	—	—
98	(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから,地震力に対して，施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	基本方針	基本方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【7.地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する周辺斜面の崩壊による影響の確認方針及び影響を与えるような崩壊を起こす周辺斜面がないことの説明	—	—	○	基本方針	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【7.地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には，JEAG4601の安定性評価の対象とすべき斜面や，土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に，個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については，事業指定(変更許可)申請書にて記載，確認されており，その結果，耐震重要施設周辺においては，地震力に対して，施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	(6)緊急時対策所 緊急時対策所については，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については，耐震構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，遮蔽機能を確保する設計とする。 また，緊急時対策所の居住性を確保するため，鉄筋コンクリート構造とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。 なお，地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については，「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。	評価要求	○	—	＜建物・構築物＞ 緊急時対策建屋 ＜系統＞ 緊急時対策所 緊急時対策建屋換気設備	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.2 機能維持 (1) 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設 (a) 遮蔽機能の維持 (b) 気密性の維持	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】 (1) 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設 (a) 遮蔽機能の維持 遮蔽機能の維持が要求される施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して「5.2(1)a.(c) 遮蔽機能の維持」と同様の設計を行うことで，遮蔽機能が維持できる設計とする。 (b)気密性の維持 気密性の維持が要求される施設は，地震時及び地震後において，居住性確保のため，事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して，「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保すること及び換気設備の換気機能とあいまって施設の気圧差を確保することで，必要な気密性が維持できる設計とする。
98	(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから,地震力に対して，施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	Ⅳ－１－１ 耐震設計の基本方針 【7.地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動Ｓｓによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には，JEAG4601の安定性評価の対象とすべき斜面や，土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に，個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については，事業指定(変更許可)申請書にて記載，確認されており，その結果，耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては，地震力に対して，施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。

第７条・第34条：地震による損傷の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.2　津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし，これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し，また，可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており，事業変更許可においては，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI－１－１－７ 津波への配慮に関する説明書 1. 概要 2. 耐津波設計の基本方針 3. 津波評価	【1. 概要】 【2. 耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において，「3. 津波評価」に示すとおり，標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており，津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 【3. 津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる，事業変更許可申請書（添付書類四）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては，文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで，既往知見を踏まえた津波の評価として，地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い，想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに，施設の安全性評価として，すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果，津波が，標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。	○	基本方針	－	VI－１－１－７ 津波への配慮に関する説明書 1. 概要 2. 耐津波設計の基本方針 3. 津波評価	【1. 概要】 【2. 耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において，「3. 津波評価」に示すとおり，標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており，津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 【3. 津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる，事業変更許可申請書（添付書類四）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては，文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで，既往知見を踏まえた津波の評価として，地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い，想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに，施設の安全性評価として，すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果，津波が，標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第七条，第三十四条　津波による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.2　津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は，事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし，これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し，また，可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は，標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており，事業変更許可においては，断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも，より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく，また，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ，汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は，低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから，海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって，津波によって，耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
ー：当該申請回次で記載しない項目

第８条：外部からの衝撃による損傷の防止

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第8条　外部からの衝撃による損傷の防止(その他)）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 (1)外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において，その安全機能が損なわないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，敷地又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）として，飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む），有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれのある施設についても考慮する。 ・また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 ・想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ・安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において，その安全機能が損なわないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，敷地はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）として，飛来物（航空機落下），爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む），有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置及び運用上の措置を講ずる設計とする。 ・外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれのある施設についても考慮する。 ・また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 ・想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	第１Ｇｒ申請と同一					
2	安全機能を有する施設は，敷地又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む），有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針									第１Ｇｒ申請と同一				
3	外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針									第１Ｇｒ申請と同一				
4	また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針									第１Ｇｒ申請と同一				
5	(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（自然現象の組合せ）	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1　異種の自然現象の組合せ	【2.2.1　異種の自然現象の組合せ】 ・安全機能を有する施設の安全機能が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及びその敷地周辺の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。	○	基本方針	－	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1　異種の自然現象の組合せ	【2.2.1　異種の自然現象の組合せ】 ・安全機能を有する施設の安全機能が損なわれないことを広く確認する観点から，地震を含めた自然現象の組合せについて，敷地及びその敷地周辺の地学，気象学的背景を踏まえて検討する。	第１Ｇｒ申請と同一				
6	(3)異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，風（台風）及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状，配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪深を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，堆積した降下火砕物や積雪の除去を適切に行うことを踏まえると，両者が一定時間の経過に伴い発生する荷重となることから，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	定義 冒頭宣言	施設共通　基本設計方針 基本方針	基本方針（自然現象の組合せ）	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出	【2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出】 ・自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，事業変更許可申請書において示すとおり，風(台風)及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ・上記の荷重の性質及び組み合わせる際の荷重の設定の考え方について示す。	○	基本方針 【施設共通　基本設計方針】 設計上考慮すべき自然現象の組合せ 積雪及び風(台風) 積雪及び竜巻 積雪及び火山の影響(降灰) 積雪及び地震 風(台風)及び火山の影響(降灰) 風(台風)及び地震	－	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出	【2.2.1(1)組合せを検討する自然現象の抽出】 ・自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，事業変更許可申請書において示すとおり，風(台風)及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状及び配置に応じて考慮する。 ・上記の荷重の性質及び組み合わせる際の荷重の設定の考え方について示す。	第１Ｇｒ申請と同一				
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，安全上重要な施設は，建屋内への収納又は防護措置によって当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けない設計とする。 したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（自然現象の組合せ）	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.2　設計基準事故時の荷重との組合せ	【2.2.2 設計基準事故時の荷重との組合せ】 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，安全上重要な施設は，建屋内への収納又は防護措置によって当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けることがない設計とする。 ・屋外に設置される安全上重要な施設としては，主排気筒，安全冷却水系の冷却塔等があるが，設計基準事故にはこれらの設備に荷重を与えるようなものはない。 ・したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	○	基本方針	－	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.2.2　設計基準事故時の荷重との組合せ	【2.2.2 設計基準事故時の荷重との組合せ】 ・最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，安全上重要な施設は，建屋内への収納又は防護措置によって当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けることがない設計とする。 ・屋外に設置される安全上重要な施設としては，主排気筒，安全冷却水系の冷却塔等があるが，設計基準事故にはこれらの設備に荷重を与えるようなものはない。 ・したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一				
8	(4)新知見の収集，安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(運用上の措置)	－	(各事象の添付書類においては運用上の措置を展開することから，当該記載は冒頭宣言とし，直接添付書類への展開は行わない。)	○	基本方針	－	－	(各事象の添付書類においては運用上の措置を展開することから，当該記載は冒頭宣言とし，直接添付書類への展開は行わない。)	第１Ｇｒ申請と同一				
9	なお，自然現象及び人為事象のうち風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象，塩害，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また，自然現象及び人為事象のうち，竜巻に対する設計方針については「3.3.2 竜巻」，森林火災，爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」，火山の影響に対する設計方針については「3.3.4 火山の影響」，飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5 航空機落下」並びに落雷に対する設計方針については「3.3.6 落雷」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・自然現象のうち竜巻，火山の影響，森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，航空機落下について，それぞれ別の添付書類にて具体設計を記載する旨を示す。	○	基本方針	－	VI-1-1-1　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 2.1 基本方針	【2.1　基本方針】 ・自然現象のうち竜巻，火山の影響，森林火災，人為事象のうち爆発，近隣工場等の火災，航空機落下について，それぞれ別の添付書類にて具体設計を記載する旨を示す。	第１Ｇｒ申請と同一				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 3.自然現象等 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 (1)外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針 安全機能を有する施設は，敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件において，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
2	安全機能を有する施設は，敷地又はその周辺の状況を基に想定され，再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)(以下「人為事象」という。)として，飛来物(航空機落下)，爆発，近隣工場等の火災（危険物を搭載した車両及び船舶の火災を含む），有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対して，その安全機能が損なわれないよう，防護措置，基礎地盤の改良及び運用上の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
3	外部からの衝撃に対する影響評価並びに安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置及び運用上の措置においては，波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれのある施設についても考慮する。	冒頭宣言 定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
4	また，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対しては，安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象の発生により，再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は，必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等，再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
5	(2) 外部からの衝撃に対する防護設計に係る荷重等の設定 国内外の規格・基準類，敷地周辺の気象観測所における観測記録，敷地周辺の環境条件等を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
6	(3)異種の自然現象の組合せ，事故時荷重との組合せ 自然現象及び人為事象の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮し，複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せとして，風（台風）及び積雪，竜巻及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び積雪，地震及び積雪，火山の影響(降下火砕物)及び風(台風)並びに地震及び風(台風)の組合せを，施設の形状，配置に応じて考慮する。 組み合わせる積雪深については，敷地付近における最深積雪深を用いて垂直積雪量190cmとし，建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数を考慮する。ただし，火山の影響(降下火砕物)と組み合わせる場合の積雪深は，堆積した降下火砕物や積雪の除去を適切に行うことを踏まえると，両者が一定時間の経過に伴い発生する荷重となることから，「青森県建築基準法施行細則」に定められた六ヶ所村の垂直積雪量150cmとする。また，組み合わせる風速の大きさについては，建築基準法を準用して設定する。	定義 冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
7	最新の科学的技術的知見を踏まえ，安全上重要な施設は，当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても，安全機能を損なわない設計とする。 具体的には，安全上重要な施設は，建屋内への収納又は防護措置によって当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）の影響を防止することにより，設計基準事故が発生した場合でも，自然現象（地震及び津波を除く。）による影響を受けない設計とする。 したがって，安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象（地震及び津波を除く。）による衝撃と設計基準事故時の荷重は重なることのない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
8	(4)新知見の収集，安全機能等の必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部衝撃による損傷の防止の設計条件等に係る新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと，外部衝撃に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
9	なお，自然現象及び人為事象のうち風(台風)，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象，塩害，有毒ガス，電磁的障害及び再処理事業所内における化学物質の漏えいに対する設計方針については「3.3.1竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象」の設計方針に基づく設計とする。また，自然現象及び人為事象のうち，’竜巻に対する設計方針については「3.3.2 竜巻」，森林火災，爆発及び近隣工場等の火災に対する設計方針については「3.3.3 外部火災」，火山の影響に対する設計方針については「3.3.4 火山の影響」，飛来物(航空機落下)の設計方針については「3.3.5 航空機落下」並びに落雷に対する設計方針については「3.3.6 落雷」の設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	3.3.1 竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災以外の人為事象 (1) 防護すべき施設及び設計方針 想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波を除く。)(以下，3.3.1項では，「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。)(以下，3.3.1項では，「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。	定義	基本方針	基本方針(対象選定)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 2.　防護すべき施設	【2.　防護すべき施設】 ・想定される自然現象（竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波を除く。）（以下「自然現象」という。）又は人為事象（航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。）（以下「人為事象」という。）から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器とする。 ・外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設計とする。 ・また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 ・外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことまたはそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保することまたは安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 2.　防護すべき施設	【2.　防護すべき施設】 ・想定される自然現象（竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波を除く。）（以下「自然現象」という。）又は人為事象（航空機落下，爆発及び近隣工場等の火災を除く。）（以下「人為事象」という。）から防護する施設（以下「外部事象防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器とする。 ・外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「外部事象防護対象施設等」という。)は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設計とする。 ・また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 ・外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことまたはそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保することまたは安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１Ｇｒ申請と同一					
11	外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有することで等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	定義	基本方針	基本方針(対象選定)			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					
12	外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことまたはそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(対象選定)			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					
13	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （非安重に対する運用上の措置）	基本方針(対象選定)			○	施設共通　基本設計方針 （非安重に対する運用上の措置）	－			第１Ｇｒ申請と同一					
14	なお，使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納使用済燃料輸送容器（以下，「使用済燃料収納キャスク」という。）は，再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，自然現象及び人為事象により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(対象選定)			○	基本方針【施設共通　基本設計方針】	－			第１Ｇｒ申請と同一					
15	(2) 防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (荷重等の設定) (風(台風)・凍結・高温・降水・積雪・生物学的事象・塩害・有毒ガス・再処理事業所内における化学物質の漏えい)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 3.　防護設計に係る荷重等の設定	【3.　防護設計に係る荷重等の設定】 ・想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 3.　防護設計に係る荷重等の設定	【3.　防護設計に係る荷重等の設定】 ・想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	第１Ｇｒ申請と同一					
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・敷地付近で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951年～2018年３月）で41.7m／ｓ（2017年９月18日）である。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・敷地付近で観測された日最大瞬間風速は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951年～2018年３月）で41.7m／ｓ（2017年９月18日）である。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・敷地付近で観測された日最低気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば－22.4℃（1984年２月18日），八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）によれば－15.7℃（1953年１月３日）である。 ・敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及びズヶ所地域気象観測所における日最低気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値に比べて低く推移しており，かつ乖離が大きい。一方，八戸特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値と近似し，かつ極値が六ケ所地域気象観測所の値を下回っている。以上のことから，八戸特別地域観測所における観測記録の日最低気温を用いて，設計外気温を-15.7℃と設定する。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・敷地付近で観測された日最低気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば－22.4℃（1984年２月18日），八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）によれば－15.7℃（1953年１月３日）である。 ・敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及びズヶ所地域気象観測所における日最低気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値に比べて低く推移しており，かつ乖離が大きい。一方，八戸特別地域気象観測所の観測値は，六ケ所地域気象観測所の観測値と近似し，かつ極値がズヶ所地域気象観測所の値を下回っている。以上のことから，八戸特別地域観測所における観測記録の日最低気温を用いて，設計外気温を-15.7℃と設定する。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば34.7℃（2012年７月31日），八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）によれば37.0℃（1978年８月３日）である。 ・敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及びズヶ所地域気象観測所における日最高気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所と八戸特別地域気象観測所のいずれの観測値もズヶ所地域気象観測所の観測値に近いことから，より厳しい条件となるように，八戸特別地域気象観測所の日最高気温の極値37.0℃を設計外気温として設定する。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・敷地付近で観測された日最高気温は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば34.7℃（2012年７月31日），八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）によれば37.0℃（1978年８月３日）である。 ・敷地及び敷地周辺の観測値を適切に考慮し，むつ特別地域気象観測所，八戸特別地域気象観測所及びズヶ所地域気象観測所における日最高気温の推移を比較する。その結果，むつ特別地域気象観測所と八戸特別地域気象観測所のいずれの観測値もズヶ所地域気象観測所の観測値に近いことから，より厳しい条件となるように，八戸特別地域気象観測所の日最高気温の極値37.0℃を設計外気温として設定する。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・敷地付近で観測された日最大降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で160.0mm（1982年５月21日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で162.5mm（1981年８月22日及び2016年８月17日），六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また，敷地付近で観測された日最大１時間降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で67.0mm（1969年8月5日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で51.5mm（1973年９月24日），六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。 ・これらの観測記録のうち，日最大1時間降水量が最も大きい八戸特別地域気象観測所に対し，森林法に基づき10分間降雨強度を算出すると，98.8mm/hとなる。設計上考慮する降水量については，これらの観測記録及び降雨強度のうち，最も大きい98.8mm/hを設計基準降水量として設定する。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 ・敷地付近で観測された日最大降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年3月）で160.0mm（1982年５月21日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で162.5mm（1981年８月22日及び2016年８月17日），六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で208mm(1990年10月26日)である。また，敷地付近で観測された日最大１時間降水量は，八戸特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で67.0mm（1969年8月5日），むつ特別地域気象観測所での観測記録（1937年～2018年３月）で51.5mm（1973年９月24日），六ケ所地域気象観測所での観測記録(1976年4月～2020年3月)で46mm(1990年10月26日)である。 ・これらの観測記録のうち，日最大1時間降水量が最も大きい八戸特別地域気象観測所に対し，森林法に基づき10分間降雨強度を算出すると，98.8mm/hとなる。設計上考慮する降水量については，これらの観測記録及び降雨強度のうち，最も大きい98.8mm/hを設計基準降水量として設定する。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・建築基準法施行令第八十六条に基づくズヶ所村の垂直積雪量は150ｃｍとなっているが，敷地付近で観測された最深積雪深は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば170ｃｍ（1977年２月15日）であり，ズヶ所村統計書における記録（1973年～2002年）による最深積雪深は190ｃｍ（1977年２月）である。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・建築基準法施行令第八十六条に基づくズヶ所村の垂直積雪量は150ｃｍとなっているが，敷地付近で観測された最深積雪深は，むつ特別地域気象観測所での観測記録（1935年～2018年３月）によれば170ｃｍ（1977年２月15日）であり，ズヶ所村統計書における記録（1973年～2002年）による最深積雪深は190ｃｍ（1977年２月）である。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・生物学的事象としては，敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類及び小動物を対象生物に選定し，これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6)生物学的事象	【4.1(6)生物学的事象】 ・生物学的事象としては，敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づいて鳥類，昆虫類及び小動物を対象生物に選定し，これらの生物が再処理施設へ侵入することを防止又は抑制することにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。						
					VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百m付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，外部事象防護対象施設は，塩害の影響で安全機能を損なわない設計とする。				VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8)塩害	【4.1(8)塩害】 ・一般に大気中の塩分量は，平野部で海岸から200m付近までは多く，数百m付近で激減する傾向がある。再処理施設は海岸から約5km離れており，塩害の影響は小さいと考えられるが，外部事象防護対象施設は，塩害の影響で安全機能を損なわない設計とする。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	3.3.1 竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波以外の自然現象並びに航空機落下，爆発及び近傍工場等の火災以外の人為事象 (1) 防護すべき施設及び設計方針 想定される自然現象(竜巻，森林火災，火山の影響，落雷，地震及び津波を除く。)(以下，3.3.1項では，「自然現象」という。)又は人為事象(航空機落下，爆発及び近傍工場等の火災を除く。)(以下，3.3.1項では，「人為事象」という。)から防護する施設(以下「外部事象防護対象施設」という。)は，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
11	外部事象防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）は，自然現象又は人為事象に対し，機械的強度を有すること等により，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，想定される自然現象及び人為事象の影響により外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
12	外部事象防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，自然現象又は人為事象に対して機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを又はそれらを組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
13	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
14	なお，使用済燃料輸送容器に使用済燃料が収納された使用済燃料収納使用済燃料輸送容器（以下，「使用済燃料収納キャスク」という。）は，再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，自然現象及び人為事象により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
15	(2) 防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第1回申請						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
					添付書類　構成	添付書類　説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	(2) 防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 (荷重等の設定) (風(台風)・凍結・高温・降水・積雪・生物学的事象・塩害・有毒ガス・再処理事業所内における化学物質の漏えい)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(1)有毒ガス】 ・外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。有毒ガスの漏えいについては，固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。 ・再処理施設周辺の固定施設である六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては，外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，再処理施設の運転員に対する影響を想定する。 【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品，再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。 ・これらの化学物質の漏えいによる影響としては，再処理施設が直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1)有毒ガス VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(1)有毒ガス】 ・外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。有毒ガスの漏えいについては，固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送，海上輸送）からの流出が考えられる。 ・再処理施設周辺の固定施設である六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては，外部事象防護対象施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため，再処理施設の運転員に対する影響を想定する。 【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては，再処理施設の試薬建屋の機器に内包される化学薬品，再処理施設の各建屋の機器に内包される化学薬品並びに試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため，人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。 ・これらの化学物質の漏えいによる影響としては，再処理施設が直接被水することによる安全性への影響及び漏えいした化学物質の反応によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。	第１Ｇｒ申請と同一					
16	(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策 外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策	【4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策】 ・外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策	【4. 自然現象及び人為事象に対する防護対策】 ・外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
17	a. 自然現象に対する防護対策 (a) 風(台風) 外部事象防護対象施設等は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋， ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，第１ガラス固化体貯蔵建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋，分析建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，主排気筒 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 安全冷却水系（安全冷却水系）及び計測制御設備 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（冷却塔接続屋外設備） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系）	基本方針(風(台風))				○	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・外部事象防護対象施設は，この観測値を基準とし，建築基準法及び平成12年５月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにＶ０及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 (ただし，建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は，設計竜巻の最大風速（100m／s）による風荷重を大きく下回るため，風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。)	－	－	－	－	－	－
18	(b) 凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，設計外気温を設定し，建屋内に収納することで，凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系） 安全冷却水系の計測制御設備	基本方針(凍結)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納すること，凍結のおそれのあるものについては保温，不凍液の使用等の凍結防止対策を行うことにより，設計外気温による凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・なお，むつ特別地域気象観測所における観測記録を考慮しても，運用上の措置を講ずることにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納すること，凍結のおそれのあるものについては保温，不凍液の使用等の凍結防止対策を行うことにより，設計外気温による凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・なお，むつ特別地域気象観測所における観測記録を考慮しても，運用上の措置を講ずることにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
19	(c) 高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，設計外気温を設定し，建屋内に収納することにより，高温に対して安全機能を損なわない設計とする。また，崩壊熱除去等の設計においては，長期的な温度変動を考慮し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系） ガラス固化体貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの換気系）	基本方針(高温)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することにより，高温の設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・また，安全冷却水系及びガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱熱除去等の設計においては，これらが連続的に稼働する設備であり管理する温度の通常値と上限値に余裕があることを踏まえると，一時的な外気温の変動の影響は小さいことから，日最高気温の極値が一時的に発生した場合ではなく，長期的な温度変動を考慮する。	○	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することにより，高温の設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・また，安全冷却水系及びガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱熱除去等の設計においては，これらが連続的に稼働する設備であり管理する温度の通常値と上限値に余裕があることを踏まえると，一時的な外気温の変動の影響は小さいことから，日最高気温の極値が一時的に発生した場合ではなく，長期的な温度変動を考慮する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	(2) 防護設計に係る荷重等の設定 想定される自然現象及び人為事象そのものがもたらす環境条件並びにその結果として再処理施設で生じ得る環境条件を考慮し，防護設計に係る荷重等の条件を設定する。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
16	(3) 自然現象及び人為事象に対する防護対策 外部事象防護対象施設等は，以下の自然現象及び人為事象に係る設計方針に基づき機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
17	a. 自然現象に対する防護対策 (a) 風（台風） 外部事象防護対象施設等は，建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	○	竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B）	前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，非常用電源建屋 安全冷却水系（安全冷却水系） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（冷却塔接続屋外設備） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系）	寸法（厚さ） 材料 ’寸法（線径，網目，厚さ）				○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水系（安全冷却水系） 計測制御設備 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔B）	精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋， 第１ガラス固化体貯蔵建屋，低レベル廃液処理建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，主排気筒管理建屋 主排気筒 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（制御建屋　中央制御室換気設備設置室） ・飛来物防護板（第１ガラス固化体貯蔵建屋） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） 換気設備（精製建屋吸気系）	－	－	寸法（厚さ） 材料 ’寸法（線径，網目，厚さ）		
18	(b) 凍結 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最低気温の観測記録を考慮して，設計外気温を設定し，建屋内に収納することで，凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を行うことにより，凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	－	安全冷却水系（安全冷却水系）	－			○	安全冷却水系（安全冷却水系） 安全冷却水系の計測制御設備	－	－	－	－		
19	(c) 高温 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での日最高気温の観測記録を考慮して，設計外気温を設定し，建屋内に収納することにより，高温に対して安全機能を損なわない設計とする。また，崩壊熱除去等の設計においては，長期的な温度変動を考慮し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	－	安全冷却水系（安全冷却水系） ガラス固化体貯蔵設備	－			○	安全冷却水系（安全冷却水系）	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの換気系）	－	－	－		

項目番号	添付書類における記載
15	
16	
17	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (1)風(台風)	【4.1(1)風(台風)】 ・外部事象防護対象施設は，この観測値を基準とし，建築基準法及び平成12年5月31日建設省告示第1454号「Eの数値を算出する方法並びにＶ０及び風力係数の数値を定める件」に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することで安全機能を損なわない設計とする。 (ただし，建築基準法及び告示に基づき算出する風荷重は，設計竜巻の最大風速（100m／s）による風荷重を大きく下回るため，風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する設計の中で確認する。)
18	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (2)凍結	【4.1(2)凍結】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することで，凍結のおそれのあるものについては保温，不凍液の使用等の凍結防止対策を行うことにより，設計外気温による凍結に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・なお，わっ特別地域気象観測所における観測記録を考慮しても，運用上の措置を講ずることにより，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。
19	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (3)高温	【4.1(3)高温】 ・外部事象防護対象施設は，建屋内に収納することにより，高温の設計外気温に対して安全機能を損なわない設計とする。 ・また，安全冷却水系及びガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱熱除去等の設計においては，これらが連続的に稼働する設備であり管理する温度の通常値と上限値に余裕があることを踏まえると，一時的な外気温の変動の影響は小さいことから，日最高気温の極値が一時的に発生した場合ではなく，長期的な温度変動を考慮する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	(d) 降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること等により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 設置要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 施設共通　基本設計方針（排水溝及び敷地内排水路）	基本方針(降水)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 外部事象防護対象施設は，設定した設計基準降水量（98.8mm/h）の降水による浸水に対し，排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること及び外部事象防護対象施設を収納する建屋の開口部の高さの確保により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 設備が建屋外壁を貫通する際の貫通部の止水処理については，「VI－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」において示す。	○	基本方針（外部事象防護対象施設） 施設共通　基本設計方針（排水溝及び敷地内排水路）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (4)降水	【4.1(4)降水】 外部事象防護対象施設は，設定した設計基準降水量（98.8mm/h）の降水による浸水に対し，排水溝及び排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること及び外部事象防護対象施設を収納する建屋の開口部の高さの確保により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 設備が建屋外壁を貫通する際の貫通部の止水処理については，「VI－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」において示す。	－	－	－	－	－	－
21	(e) 積雪 外部事象防護対象施設等は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する設計とするとともに，閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋， ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，第１ガラス固化体貯蔵建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋，分析建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，主排気筒 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 安全冷却水系（安全冷却水系）及び計測制御設備 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（冷却塔接続屋外設備） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系）	基本方針(積雪)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190ｃｍを考慮し，外部事象防護対象施設は積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納すること又は機械的強度を有する設計とすることにより外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口には防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針（外部事象防護対象施設） 安全冷却水系（安全冷却水系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となる六ヶ所村統計書における最深積雪深である190ｃｍを考慮し，外部事象防護対象施設は積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することと又は機械的強度を有する設計とすることにより外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口には防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
22	なお，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針（外部事象防護対象施設） 換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋吸気系） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 電気設備（ディーゼル発電機） 非管理区域の換気設備	基本方針(積雪)		【4.1(5)積雪】 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第2非常用ディーゼル発電機においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針（外部事象防護対象施設）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第2非常用ディーゼル発電機においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	(d) 降水 外部事象防護対象施設は，敷地付近の気象観測所での観測記録を考慮して，降水量を設定し，降水による浸水に対し，排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水するとともに，外部事象防護対象施設を収納する建屋の貫通部の止水処理をすること等により，雨水が当該建屋に浸入することを防止することで，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
21	(e) 積雪 外部事象防護対象施設等は，敷地付近で観測された最深積雪を考慮した積雪荷重に対し，機械的強度を有する設計とするとともに，閉塞に対し，外気取入口に防雪フードを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	○	－	前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，非常用電源建屋 安全冷却水系（安全冷却水系） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（冷却塔接続　屋外設備） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となるｸｽ所村統計書における最深積雪深である190ｃｍを考慮し，外部事象防護対象施設は積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することは機械的強度を有する設計とすることにより外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口には防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 安全冷却水系（安全冷却水系） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設用　安全冷却水系冷却塔B）	精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋， 第１ガラス固化体貯蔵建屋，低レベル廃液処理建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，主排気筒管理建屋 主排気筒 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（制御建屋　中央制御室換気設備設置室） ・飛来物防護板（第１ガラス固化体貯蔵建屋） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） 換気設備（精製建屋吸気系）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・積雪荷重に対しては，最も厳しい観測値となるｸｽ所村統計書における最深積雪深である190ｃｍを考慮し，外部事象防護対象施設は積雪荷重に対して機械的強度を有する建屋内に収納することは機械的強度を有する設計とすることにより外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・積雪に対する設計は，同様な構造物への静的負荷として降下火砕物の堆積荷重の影響を考慮する火山の影響に対する設計の中で確認する。 ・また，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口には防雪フードを設置し，降雪時に雪を取り込み難い設計とすることで，閉塞に対して外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。
22	なお，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等で給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	制御室換気設備（制御室換気設備）	換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系） 非管理区域の換気設備	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第2非常用ディーゼル発電機においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系）	換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 電気設備（ディーゼル発電機） 非管理区域の換気設備	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (5)積雪	【4.1(5)積雪】 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第2非常用ディーゼル発電機においては給気を加熱することにより，雪の取り込みによる閉塞を防止し，建屋内の外部事象防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口及び排気口は，最深積雪深に対して閉塞により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	(f) 生物学的事象 外部事象防護対象施設等は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針（外部事象防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋， ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，第１ガラス固化体貯蔵建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋，分析建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋 換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋吸気系） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系（安全圧縮空気系） 非管理区域の換気設備	基本方針(生物学的事象)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6) 生物学的事象	【4.1(6) 生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置することにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機，安全圧縮空気系等の給気系統にはフィルタ等を設置し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6) 生物学的事象	【4.1(6) 生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置することにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機，安全圧縮空気系等の給気系統にはフィルタ等を設置し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。	－	－	－	－	－	－
24	(h) 塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系に粒子フィルタを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針（外部事象防護対象施設） 換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋吸気系） 換気設備（前処理建屋吸気系） 換気設備（分離建屋吸気系） 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 電気設備（ディーゼル発電機） 非管理区域の換気設備	基本方針(塩害)		【4.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋において は，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備等の給気系統に粒子フィルタ，高性能粒子フィルタ等を設置することにより，建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋においては，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備等の給気系統に粒子フィルタ，高性能粒子フィルタ等を設置することにより，建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	－
25	また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は防食処理を施す設計とすること，屋外の外部事象防護対象施設は塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより，塩害による腐食を防止し，安全機能を損なわない設計とする。 受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	施設共通基本設計方針（屋外の外部事象防護対象施設） ガラス固化体貯蔵設備	基本方針(塩害)		【4.1(8) 塩害】 ・また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。 ・屋外の外部事象防護対象施設については，塗装すること及び腐食しにくい金属を用いることにより，塩害による腐食を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	○	施設共通基本設計方針（屋外の外部事象防護対象施設）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。 ・屋外の外部事象防護対象施設については，塗装すること及び腐食しにくい金属を用いることにより，塩害による腐食を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	－	－	－	－	－	－
26	b. 人為事象に対する防護対策 (a) 有毒ガス 外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（外部事象防護対象施設）	基本方針(有毒ガス)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，制御建屋の中央制御室の居住性を損なうことはない。 ・再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約５ｋｍ離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央制御室の居住性を損なうことはない。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・六ヶ所ウラン濃縮工場は，有毒ガスの漏えいが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており，制御建屋の中央制御室の居住性を損なうことはない。 ・再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについては，敷地周辺には鉄道路線がないこと，最も近接する幹線道路については中央制御室が設置されている制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約５ｋｍ離れていることから，幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても，中央制御室の居住性を損なうことはない。	－	－	－	－	－	－
27	また，想定される有毒ガスの発生に対し，人体への影響の観点から，中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象） 制御室換気設備（制御室換気設備）	基本方針(有毒ガス)		【4.2(1) 有毒ガス】 ・また，想定される有毒ガスの発生に対し，人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・また，想定される有毒ガスの発生に対し，人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	－	－	－	－	－	－
28	再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，想定される有毒ガスの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象） 制御室換気設備（制御室換気設備）	基本方針(有毒ガス)		【4.2(1) 有毒ガス】 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，想定される有毒ガスの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，想定される有毒ガスの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	－
29	再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(e) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(有毒ガス)		【4.2(1) 有毒ガス】 ・なお，再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・なお，再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	－	－	－	－	－	－
30	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（外部事象防護対象施設）	基本方針(電磁的障害)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (2) 電磁的障害	【4.2(2) 電磁的障害】 ・外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・ノイズ対策としては，制御盤の制御部は鋼製の筐体に格納するとともに筐体は接地すること，ケーブルは金属シールド付ケーブルを使用するとともに金属シールドは接地することにより，ノイズの侵入を防止する設計とする。 ・電気的分離対策としては，絶縁増幅器又は継電器により，入力と出力を電気的に絶縁することで，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設を電気的に分離する設計とする。 ・物理的分離対策としては，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設のケーブルトレイを物理的に分離するする設計とする。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (2) 電磁的障害	【4.2(2) 電磁的障害】 ・外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・ノイズ対策としては，制御盤の制御部は鋼製の筐体に格納するとともに筐体は接地すること，ケーブルは金属シールド付ケーブルを使用するとともに金属シールドは接地することにより，ノイズの侵入を防止する設計とする。 ・電気的分離対策としては，絶縁増幅器又は継電器により，入力と出力を電気的に絶縁することで，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設を電気的に分離する設計とする。 ・物理的分離対策としては，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設のケーブルトレイを物理的に分離する設計とする。	－	－	－	－	－	－
31	外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針（計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置）	基本方針(電磁的障害)			○	施設共通　基本設計方針（計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置）	－			－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	(f) 生物学的事象 外部事象防護対象施設等は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制するため，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口等にバードスクリーンを，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，非常用電源建屋 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋給気系） 換気設備（非管理区域の換気設備の吸気系） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系（安全圧縮空気系）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6) 生物学的事象	【4.1(6) 生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置することにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機，安全圧縮空気系等の給気系統にはフィルタを設置し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 電気設備（ディーゼル発電機）	精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン酸化物貯蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋，第１ガラス固化体貯蔵建屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，主排気筒管理建屋 換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 非管理区域の換気設備	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (6) 生物学的事象	【4.1(6) 生物学的事象】 ・具体的には，外部事象防護対象施設を収納する建屋の外気取入口にはバードスクリーンとしてステンレス製の金網を設置することにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機，安全圧縮空気系等の給気系統にはフィルタを設置し，生物の侵入を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち屋外に設置する電気設備は，密封構造，メッシュ構造，シール処理を施す構造又はこれらを組み合わせることにより，鳥類の侵入を防止し，昆虫類の侵入を抑制する設計とする。
24	(h) 塩害 外部事象防護対象施設は，塩害に対し，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系に粒子フィルタを設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋給気系） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系（安全圧縮空気系） 非管理区域の換気設備	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋においては，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備等の給気系統に粒子フィルタ，高性能粒子フィルタ等を設置することにより，建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	換気設備（精製建屋吸気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（第１ガラス固化体貯蔵建屋吸気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋吸気系） 換気設備（ウラン酸化物貯蔵建屋吸気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋吸気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋吸気系） 換気設備（分析建屋吸気系） 制御室換気設備 電気設備（ディーゼル発電機） 非管理区域の換気設備	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・外部事象防護対象施設を収納する建屋においては，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備等の給気系統に粒子フィルタ，高性能粒子フィルタ等を設置することにより，建屋内の外部事象防護対象施設への塩害の影響を防止する設計とする。
25	また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管は防食処理を施す設計とすること，屋外の外部事象防護対象施設は塗装すること及び腐食し難い金属を用いることにより，塩害による腐食を防止し，安全機能を損なわない設計とする。 受電開閉設備は，碍子部分の絶縁性の維持対策により，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	ガラス固化体貯蔵設備	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。 ・屋外の外部事象防護対象施設については，塗装すること及び腐食しにくい金属を用いることにより，塩害による腐食を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。	○	－	ガラス固化体貯蔵設備 施設共通基本設計方針（屋外の外部事象防護対象施設）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.1 自然現象に対する防護対策 (8) 塩害	【4.1(8) 塩害】 ・また，直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理（アルミニウム溶射）を施す設計とする。 ・屋外の外部事象防護対象施設については，塗装すること及び腐食しにくい金属を用いることにより，塩害による腐食を防止する設計とする。 ・また，外部事象防護対象施設以外の安全機能を有する施設のうち受電開閉設備は，碍子部分の絶縁を保つために洗浄が行える設計とする。
26	b. 人為事象に対する防護対策 (a) 有毒ガス 外部事象防護対象施設は，再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
27	また，想定される有毒ガスの発生に対し，人体への影響の観点から，中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						○	－	制御室換気設備（制御室換気設備）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・また，想定される有毒ガスの発生に対し，人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。
28	再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，想定される有毒ガスの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						○	制御室換気設備（制御室換気設備）	制御室換気設備（制御室換気設備）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (1) 有毒ガス	【4.2(1) 有毒ガス】 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，想定される有毒ガスの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。
29	再処理事業所内における化学物質の漏えいにより発生する有毒ガスについては，「(c) 再処理事業所内における化学物質の漏えい」に対する設計方針として示す。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
30	(b) 電磁的障害 外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						○	施設共通　基本設計方針（計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置）	施設共通　基本設計方針（計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (2) 電磁的障害	【4.2(2) 電磁的障害】 ・外部事象防護対象施設は，電磁的障害に対して安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。 ・ノイズ対策としては，制御盤の制御部は鋼製の筐体に格納するとともに筐体は接地すること，ケーブルは金属シールド付ケーブルを使用するとともに金属シールドは接地することにより，ノイズの侵入を防止する設計とする。 ・電気的分離対策としては，絶縁増幅器又は継電器により，入力と出力を電気的に絶縁することで，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設を電気的に分離する設計とする。 ・物理的分離対策としては，安全上重要な施設と安全上重要な施設以外の施設のケーブルトレイを物理的に分離する設計とする。
31	外部事象防護対象施設の安全機能を維持するために必要な計測制御設備及び安全保護回路は，日本産業規格に基づいたノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①														

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。 建屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいについては，「７．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止　７．９　防護すべき設備を内包する建屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針(外部事象防護対象施設)	基本方針(再処理事業所内における化学物質の漏えい)	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・このうち屋外で運搬又は受入れ時における化学物質の漏えいに対する設計については，添付書類「VI－１－１－７　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	○	基本方針(外部事象防護対象施設)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・このうち屋外で運搬又は受入れ時における化学物質の漏えいに対する設計については，添付書類「VI－１－１－７　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－
33	また，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，人体への影響の観点から，中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象） 制御室換気設備（制御室換気設備）	基本方針(再処理事業所内における化学物質の漏えい)		【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・また，想定される再処理事業所内における漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，再処理事業所内の化学物質の漏えいの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・また，想定される再処理事業所内における漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，再処理事業所内の化学物質の漏えいの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
34	再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，再処理事業所内の化学物質の漏えいの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象） 制御室換気設備（制御室換気設備）	基本方針(再処理事業所内における化学物質の漏えい)		【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	－	－	－	－	－	－
35	c．必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－
36	・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針(新知見の収集)	運用		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	○	施設共通　基本設計方針(新知見の収集)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	－	－	－	－	－	－
37	・除雪を適宜実施すること	運用要求	施設共通　基本設計方針(除雪)	運用		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・除雪を適宜実施すること	○	施設共通　基本設計方針(除雪)	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・除雪を適宜実施すること	－	－	－	－	－	－
38	・有毒ガスが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	運用要求	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	基本方針		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガスが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガスが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	－	－	－	－	－	－
39	・有毒ガスが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	基本方針		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガスが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・有毒ガスが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	－	－	－	－	－	－
40	・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，中央制御室の運転員等への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずること	運用要求	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	基本方針		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずること	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずること	－	－	－	－	－	－
41	・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	基本方針		【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	○	施設共通　基本設計方針（居住性に影響を与える事象に対する共通的な措置）	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【4.3 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	(c)　再処理事業所内における化学物質の漏えい 外部事象防護対象施設は，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，安全機能を損なわない設計とする。 建屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいについては，「７．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止　７．９　防護すべき設備を内包する建屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
33	また，想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し，人体への影響の観点から，中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						○	－	制御室換気設備（制御室換気設備）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・また，想定される再処理事業所内における漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響の観点から，制御建屋の中央制御室の運転員に対する影響を想定し，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。 ・再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，再処理事業所内の化学物質の漏えいの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。
34	再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，再処理事業所内の化学物質の漏えいの発生に対しても中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						○	制御室換気設備（制御室換気設備）	制御室換気設備（制御室換気設備）	－	－	－	VI-1-1-1-1　自然現象等への配慮に関する説明書 4.2 人為事象に対する防護対策 (3)再処理事業所内における化学物質の漏えい	【4.2(3)再処理事業所内における化学物質の漏えい】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。
35	c．必要な機能を損なわないための運用上の措置 自然現象及び人為事象に関する設計条件等に係る新知見の収集並びに自然現象及び人為事象に対する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
36	・定期的に自然現象に係る気象条件等の新知見の収集を実施するとともに，新知見が得られた場合に影響評価を行うこと	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
37	・除雪を適宜実施すること	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
38	・有毒ガスが発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
39	・有毒ガスが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
40	・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，中央制御室の運転員等への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずること	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
41	・再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 3. 自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2. 竜巻防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，考慮すべき設計荷重に対する構造健全性等の評価を行い，必要に応じ対策を行うことで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2. 竜巻防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，事業変更許可を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，考慮すべき設計荷重に対する構造健全性等の評価を行い，必要に応じ対策を行うことで，安全機能を損なわない設計とする。
2	設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定 設計方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等 ・竜巻防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設等は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設等 ・竜巻防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設等は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。
							VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋，建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，屋外の竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設，竜巻防護対策設備，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び竜巻随伴事象を考慮する施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。				VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2. 竜巻の影響を考慮する施設の選定 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋，建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，屋外の竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設，竜巻防護対策設備，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び竜巻随伴事象を考慮する施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。
							VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○屋外の竜巻防護対象施設 ・屋外の竜巻防護対象施設のうち，以下の施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻防護対策設備 ・竜巻防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。				VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○屋外の竜巻防護対象施設 ・屋外の竜巻防護対象施設のうち，以下の施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻防護対策設備 ・竜巻防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。
							VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 2. 設計の基本方針	【2. 設計の基本方針】 ・竜巻防護対象施設が，その安全機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。 ・防護設計に当たっては，竜巻防護設計の目的及び施設の分類を踏まえて，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 ・竜巻の影響を考慮する施設の分類ごとに要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。				VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 2. 設計の基本方針	【2. 設計の基本方針】 ・竜巻防護対象施設が，その安全機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の防護設計を行う。 ・防護設計に当たっては，竜巻防護設計の目的及び施設の分類を踏まえて，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 ・竜巻の影響を考慮する施設の分類ごとに要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。
3	また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○波及的影響及び随伴事象 ・その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。
							VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，破損に伴う機械的影響を及ぼし得る施設，機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。				VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設として，破損に伴う機械的影響を及ぼし得る施設，機能的影響を及ぼし得る施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定し，選定結果を示す。
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 3．自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 　安全機能を有する施設は，事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
2	設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は，竜巻に対し，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同じ							
3	また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置）	基本方針	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 ・竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設の損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置）	—	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 ・竜巻防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設の損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。
6	なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスク ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクが再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1 竜巻防護に対する設計方針	【2.1.1 竜巻防護に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスク ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクが再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。
							Ⅵ-1-1-1-2-2　竜巻への影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 ・建屋内に設置している使用済燃料収納キャスクは，建屋にて防護されることから，使用済燃料収納キャスクの代わりに使用済燃料収納キャスクを収納する施設を，竜巻の影響を考慮する施設とする。			Ⅵ-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定	【2.2 竜巻の影響を考慮する施設の選定】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 ・建屋内に設置している使用済燃料収納キャスクは，建屋にて防護されることから，使用済燃料収納キャスクの代わりに使用済燃料収納キャスクを収納する施設を，竜巻の影響を考慮する施設とする。
7	(2) 防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ・竜巻に対する防護設計を行うための設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ	【2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ】 ・竜巻に対する防護設計を行うための設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重(以下「設計竜巻荷重」という。)並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。
					Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○常時作用する荷重 ・常時作用する荷重としては，持続的に生じる固定荷重(自重)及び積載荷重を考慮する。 ○設計竜巻荷重 ・設計竜巻荷重としては，設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては，設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。これらの荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 ・運転時に作用する荷重としては，配管にかかる内圧等とする。 ○積雪荷重 ・その他の自然現象による荷重として，冬季における竜巻の発生を想定し，「Ⅵ－１－１ 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2　組合せ」に記載している積雪荷重を考慮する。	—	—			—	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (1) 荷重の種類	【2.1.3(1) 荷重の種類】 ○常時作用する荷重 ・常時作用する荷重としては，持続的に生じる固定荷重(自重)及び積載荷重を考慮する。 ○設計竜巻荷重 ・設計竜巻荷重としては，設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては，設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。これらの荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 ・運転時に作用する荷重としては，配管にかかる内圧等とする。 ○積雪荷重 ・その他の自然現象による荷重として，冬季における竜巻の発生を想定し，「Ⅵ－１－１ 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2　組合せ」に記載している積雪荷重を考慮する。
					Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (2) 荷重の組合せ	【2.1.3(2) 荷重の組合せ】 ・竜巻防護設計における荷重の組合せとしては，常時作用する荷重，設計竜巻荷重，運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 ・設計竜巻荷重及び積雪荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・飛来物による衝突の設定においては，評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに，衝突断面積についても，影響が大きくなるような形状として設定する。 ・常時作用する荷重及び運転時荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。	—	—			—	Ⅵ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3 荷重の設定及び荷重の組合せ (2) 荷重の組合せ	【2.1.3(2) 荷重の組合せ】 ・竜巻防護設計における荷重の組合せとしては，常時作用する荷重，設計竜巻荷重，運転時荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 ・設計竜巻荷重及び積雪荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 ・飛来物による衝突の設定においては，評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに，衝突断面積についても，影響が大きくなるような形状として設定する。 ・常時作用する荷重及び運転時荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。
					Ⅵ-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて，以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 ・屋外の竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 ・竜巻防護対策設備 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	—	—				Ⅵ-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて，以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 ・屋外の竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対策設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同じ							
6	なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
7	(2) 防護設計に係る荷重の設定 　竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし，設計荷重は，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義	第１回申請と同じ							
			○	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 b. 許容限界	【2.1.4(1)b. 許容限界】 ・安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いて，以下の施設分類ごとに許容限界を説明する。 　・竜巻防護対象施設を収納する建屋 　・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 　・竜巻防護対策設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定	【2.1.2(1) 設計竜巻の設定】 ・風圧力による荷重，気圧差による荷重による荷重としては，事業変更許可を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 ・設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風(台風)の風速は41.7m/sであるため，風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1) 設計竜巻の設定	【2.1.2(1) 設計竜巻の設定】 ・風圧力による荷重，気圧差による荷重による荷重としては，事業変更許可を受けた設計竜巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定する。 ・設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風(台風)の風速は41.7m/sであるため，風(台風)の設計は竜巻の設計に包絡される。
9	飛来物による衝撃荷重としては，事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業変更許可を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材及び鋼製パイプを設計飛来物として設定する。 ・設計飛来物のうち，飛来物防護ネットが鋼製パイプを通過させない設計とすること，運動エネルギ及び貫通力は鋼製材の方が大きいことから，飛来物による衝撃荷重は，鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業変更許可を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材及び鋼製パイプを設計飛来物として設定する。 ・設計飛来物のうち，飛来物防護ネットが鋼製パイプを通過させない設計とすること，運動エネルギ及び貫通力は鋼製材の方が大きいことから，飛来物による衝撃荷重は，鋼製材が衝突する場合の荷重を設定する。
10	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○極小飛来物について ・評価対象物の設置状況及びその他環境状況を踏まえて，防護ネットを通過する砂利についても，評価において設計飛来物に代わる飛来物として設定する。 ・砂利は，衝突時の運動エネルギは十分小さいため，竜巻防護対象施設に有意な変形は生じないが，防護ネットを通過することから，衝突による貫通影響評価を実施する。 ・降下火砕物の粒子は，砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく，設計飛来物の影響に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○極小飛来物について ・評価対象物の設置状況及びその他環境状況を踏まえて，防護ネットを通過する砂利についても，評価において設計飛来物に代わる飛来物として設定する。 ・砂利は，衝突時の運動エネルギは十分小さいため，竜巻防護対象施設に有意な変形は生じないが，防護ネットを通過することから，衝突による貫通影響評価を実施する。 ・降下火砕物の粒子は，砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく，設計飛来物の影響に包絡される。
11	鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○固縛等の措置 ・飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。 ・車両については，飛来対策区域及び退避場所について説明する。	— VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3.2 屋外に保管する資機材等 3.2.1 再処理事業所内における飛来物の調査 3.2.2 固縛対象物の選定	— 【3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 ・竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，車両の入構管理及び退避をする。 【3.2 屋外に保管する資機材】 ○飛来物の調査 ・再処理事業所内において，竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い，その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。 ○固縛対象物の選定 ・飛来物調査により抽出した，飛来物となり得る資機材等について，資機材等の運動エネルギ及び貫通力を算出する。 ・固縛対象物は，運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物に包含されるか否かについての観点により抽出する。	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定 VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 VI-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 3.2 屋外に保管する資機材等 3.2.1 再処理事業所内における飛来物の調査 3.2.2 固縛対象物の選定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○固縛等の措置 ・飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな資機材等については設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。 ・車両については，飛来対策区域及び退避場所について説明する。 【3.1 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 ・竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，車両の入構管理及び退避をする。 【3.2 屋外に保管する資機材】 ○飛来物の調査 ・再処理事業所内において，竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い，その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。 ○固縛対象物の選定 ・飛来物調査により抽出した，飛来物となり得る資機材等について，資機材等の運動エネルギ及び貫通力を算出する。 ・固縛対象物は，運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物に包含されるか否かについての観点により抽出する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回						
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	第１回申請と同じ							
9	飛来物による衝撃荷重としては，事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135kg，最大水平速度51m/s，最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	第１回申請と同じ							
10	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
11	鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し，固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同じ							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	【2.1.2(2) 設計飛来物の設定】 ○敷地外の飛来物について ・再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。
13	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 　竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計	【2.1.4(1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計】 ・竜巻に対する防護設計においては，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する竜巻防護設計 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計	【2.1.4(1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計】 ・竜巻に対する防護設計においては，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。
14	建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a) 建屋内の竜巻防護対象施設】 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置し，建屋により防護する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (a) 建屋内の竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(a) 建屋内の竜巻防護対象施設】 ・建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置し，建屋により防護する設計とする。
15	竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋 第１非常用ディーゼル発電設備重油タンク室	基本方針 設計方針 評価			— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	— 【3.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 (竜巻防護対象施設を収納する建屋)	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4(1)a.(b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，主要構造の構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	また，設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	第１回申請と同じ							
13	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 　竜巻に対する防護設計において，竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること，竜巻防護対策設備を設置すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
14	建屋内の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
15	竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１非常用ディーゼル発電設備重油タンク室	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の機能設計の方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回					
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	また，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （竜巻防護対象施設を収納する建屋） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋 第１非常用ディーゼル発電設備重油タンク室	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4(1)a.(b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	— 【3.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対象施設を収納する建屋）	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.4(1)a.(b) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。
17	塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 （竜巻防護対象施設） せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （せん断処理・溶解廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（分離建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（精製建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋換気設備）の排気系 換気設備（分離建屋換気設備）の排気系 換気設備（精製建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備）の排気系 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）の排気系 ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備） 制御建屋中央制御室換気設備（制御室換気設備） 電気設備（ディーゼル発電機）	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	— 【3.1(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対象施設）	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(c) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。
18	開口部等からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計飛来物の衝突による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(d) 建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・開口部からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計飛来物の衝突による影響に対して，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	また，設計飛来物の衝突に対して，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 第１非常用ディーゼル発電設備重油タンク室	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(1) 竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋の機能設計の方針を示す。
17	塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し，構造健全性を維持し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	○	電気設備（ディーゼル発電機）	せん断処理・溶解廃ガス処理設備（せん断処理・溶解廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（分離建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（精製建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類排ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋換気設備）の排気系 換気設備（分離建屋換気設備）の排気系 換気設備（精製建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備）の排気系 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）の排気系 ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備） 制御建屋中央制御室換気設備（制御室換気設備） 電気設備（ディーゼル発電機）	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.1(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(2) 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の機能設計の方針を示す。
18	開口部等からの設計飛来物の侵入により，建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，竜巻防護対策設備を設置することにより，設計飛来物の衝突による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。また，設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には，竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （竜巻防護対象施設） 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水系 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋換気設備）の排気系 換気設備（分離建屋換気設備）の排気系 換気設備（精製建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備）の排気系 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）の排気系	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (e) 屋外の竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(e) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。 ・設計飛来物の衝突による貫通，裏面剥離及び貫入に対し，安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計とする。 ・竜巻防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合には，防護措置として飛来物防護ネット等の竜巻防護対策設備を設置する設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 屋外の竜巻防護対象施設 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3)　屋外の竜巻防護対象施設	— 【3.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対象施設） 安全冷却水系	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (e) 屋外の竜巻防護対象施設 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 屋外の竜巻防護対象施設 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3)　屋外の竜巻防護対象施設	【2.1.4(1)a.(e) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。 ・設計飛来物の衝突による貫通，裏面剥離及び貫入に対し，安全機能を損なわないよう要求される機能を維持する設計とする。 ・竜巻防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合には，防護措置として飛来物防護ネット等の竜巻防護対策設備を設置する設計とする。 【3.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の機能設計の方針を示す。
20	竜巻防護対策設備の基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設　7.9　竜巻防護対策設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	—	—	—	—	—	○	基本方針	—	—	—
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	基本方針 （波及的影響を及ぼし得る施設） 北換気筒（北換気筒） 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫） 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 出入管理建屋 換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)の排気系 施設共通　基本設計方針(波及的影響を及ぼし得る施設)	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (f) 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4(1)a.(f) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において機械的影響及び機能的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，施設の破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，構造強度評価を実施し，当該施設及び資機材等の倒壊，転倒，飛散により，周辺の竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，必要な機能を維持する設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	— 【3.1(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （波及的影響を及ぼし得る施設）	—	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (f) 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.4(1)a.(f) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において機械的影響及び機能的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，施設の破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損による機能的影響を及ぼし得る施設であり，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，構造強度評価を実施し，当該施設及び資機材等の倒壊，転倒，飛散により，周辺の竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，必要な機能を維持する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とする。また，設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には，竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	安全冷却水系	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 安全冷却水系 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋換気設備）の排気系 換気設備（分離建屋換気設備）の排気系 換気設備（精製建屋換気設備）の排気系 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備）の排気系 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）の排気系	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (3) 屋外の竜巻防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (3)　屋外の竜巻防護対象施設	【3.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(3) 屋外の竜巻防護対象施設】 ・屋外の竜巻防護対象施設の機能設計の方針を示す。
20	竜巻防護対策設備の基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設　7.9　竜巻防護対策設備」に示す。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，当該施設の倒壊又は転倒により，周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち，当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(竜巻)に対して，必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	○	北換気筒（北換気筒） 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫） 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 施設共通　基本設計方針(波及的影響を及ぼし得る施設)	出入管理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)の排気系 施設共通　基本設計方針(波及的影響を及ぼし得る施設)	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.1(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(4) 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の機能設計の方針を示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 (使用済燃料収納キャスクを収納する建屋) 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (g) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	【2.1.4(1)a.(g) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクが頑健な構造であることを踏まえ，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	— 【3.1(5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 (使用済燃料収納キャスクを収納する建屋)	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (g) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	【2.1.4(1)a.(g) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクが頑健な構造であることを踏まえ，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対し，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。
23	b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び再処理施設における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失によって，その安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (2) 竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び再処理施設における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失によって，その安全機能を損なわない設計とする。
24	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (2)　竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えないことにより，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「VI－１－１－１－３－１　外部火災への配慮に関する基本方針」の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。 ・竜巻随伴事象のうち内部火災に対しては，火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (2)　竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○火災(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち外部火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えないことにより，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「VI－１－１－１－３－１ 外部火災への配慮に関する基本方針」の「2.1.3(2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。 ・竜巻随伴事象のうち内部火災に対しては，火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「VI－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○溢水(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とし，当該設計については，「VI－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3．要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4．機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	【3.1(5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－２－４－１－１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 【4.1(5) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の機能設計の方針を示す。
23	b.　竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
24	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	第１回申請と同じ							
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4　その他の溢水」に基づく設計とする。	定義	第１回申請と同じ							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回					
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失の発生を防止する設計とする。また，外部電源喪失が生じたとしても，非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	【2.1.4(2) 竜巻随伴事象に対する設計】 ○外部電源喪失(竜巻防護対象施設に対する竜巻随伴事象) ・竜巻随伴のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失の発生を防止する設計とする。また，外部電源喪失が生じたとしても，非常用所内電源設備の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。
							VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。				VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.2 竜巻随伴事象を考慮する施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。
							VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 受電開閉設備等(外部電源喪失)の設計方針	【4.2(1) 受電開閉設備等(外部電源喪失)の設計方針】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。 ・受電開閉設備等（外部電源喪失）が竜巻により損傷し，外部電源が喪失した場合を想定したとしても，代替設備による電源供給ができるように，設計荷重（竜巻）に対し，十分な強度を有する建屋等にディーゼル発電機を設置するとともに，竜巻時及び竜巻通過後においても，冷却水を冷却するための冷却塔は，構造健全性を維持できる設計とする。				VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4.2 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 受電開閉設備等(外部電源喪失)の設計方針	【4.2(1) 受電開閉設備等(外部電源喪失)の設計方針】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。 ・受電開閉設備等（外部電源喪失）が竜巻により損傷し，外部電源が喪失した場合を想定したとしても，代替設備による電源供給ができるように，設計荷重（竜巻）に対し，十分な強度を有する建屋等にディーゼル発電機を設置するとともに，竜巻時及び竜巻通過後においても，冷却水を冷却するための冷却塔は，構造健全性を維持できる設計とする。
27	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。
28	・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.5　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象，敷地周辺の環境条件について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.5　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○新知見の収集 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する積雪等の自然現象，敷地周辺の環境条件について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと
29	・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.5　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○固縛等の措置 ・資機材等の固定又は固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (固縛等の措置)	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.5　竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ○固縛等の措置 ・資機材等の固定又は固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと
30	第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.9　竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
31	竜巻に対する防護設計においては，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう，機械的強度を有する建屋により防護する設計とする。 ただし，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻防護対象施設については，設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため，竜巻防護対策設備を設置する設計とすることを基本とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。
32	竜巻防護対策設備は，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。
33	竜巻防護対策設備の設計に際しては，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，次のような方針で設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回						
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確保する設計とし，非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	第１回申請と同じ							
27	c.　必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
28	・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	第１回申請と同じ							
29	・資機材等の固定，固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	運用要求	第１回申請と同じ							
30	第２章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.9　竜巻防護対策設備 竜巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「2．地盤」，「3．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
31	竜巻に対する防護設計においては，設計荷重(竜巻)に対して，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう，機械的強度を有する建屋により防護する設計とする。 ただし，設計飛来物の衝突による影響に対して，建屋による防護が期待できない竜巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される竜巻防護対象施設については，設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため，竜巻防護対策設備を設置する設計とすることを基本とする。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
32	竜巻防護対策設備は，設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							
33	竜巻防護対策設備の設計に際しては，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，次のような方針で設計する。	冒頭宣言	第１回申請と同じ							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１回				
									説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	(1)　飛来物防護板 飛来物防護板は，防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構，若しくは建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し，以下の設計とする。 a. 防護板は，設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は，設計荷重(竜巻)に対し，防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は，排気機能に影響を与えない等，防護する竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は，設計荷重(竜巻)により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 e.飛来物防護板は，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	基本方針 （竜巻防護対策設備） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（前処理建屋　安全蒸気系設置室） ・飛来物防護板（精製建屋　非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室　A） ・飛来物防護板（精製建屋　非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室　B） ・飛来物防護板（非常用電源建屋第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室　A　北ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室　A　南ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室　B　北ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室　B　南ブロック） ・飛来物防護板（第１ガラス固化体貯蔵建屋　床面走行クレーン　遮蔽容器設置室） ・飛来物防護板（主排気筒接続用屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） ・飛来物防護板（制御建屋　中央制御室換気設備設置室） ・飛来物防護板（冷却塔接続　屋外設備）	基本方針 設計方針（設計方針） 評価条件 評価方法（竜巻防護対策設備） 評価（竜巻防護対策設備）	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。 ・竜巻防護対策設備は，その他考えられる自然現象（地震，火山，外部火災）に対して，構造強度評価又は耐火被覆の施工等を実施し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (6) 竜巻防護対策設備 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (6) 竜巻防護対策設備	— 【3.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し，かつ，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対策設備の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－２　竜巻防護対策設備の強度計算の方針」に示す。 【4.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対策設備）	—	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。 ・竜巻防護対策設備は，その他考えられる自然現象（地震，火山，外部火災）に対して，構造強度評価又は耐火被覆の施工等を実施し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。
35	(2) 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは，防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し，以下の設計とする。 a. 防護ネットは，設計飛来物の運動エネルギを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは，飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも，竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネットは，設計飛来物の通過を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは，ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため，鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は，設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は，設計荷重(竜巻)に対し，防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛来物防護ネットは，内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛来物防護ネットは，設計荷重(竜巻)により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 i.飛来物防護ネットは，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	基本方針 （竜巻防護対策設備） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B）	基本方針 設計方針（設計方針） 評価条件 評価方法（竜巻防護対策設備） 評価（竜巻防護対策設備）	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。 ・竜巻防護対策設備は，その他考えられる自然現象（地震，火山，外部火災）に対して，構造強度評価又は耐火被覆の施工等を実施し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。	— VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (6) 竜巻防護対策設備 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (6) 竜巻防護対策設備	— 【3.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し，かつ，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対策設備の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－２　竜巻防護対策設備の強度計算の方針」に示す。 【4.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備の機能設計の方針を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対策設備） 竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔B）	— 寸法（線径，網目，厚さ） 材料	VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.4 竜巻の影響を考慮する施設に対する防護設計方針 (1) 設計竜巻による直接的影響に対する設計 a. 設計方針 (h) 竜巻防護対策設備 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (6) 竜巻防護対策設備 VI-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (6) 竜巻防護対策設備	【2.1.4(1)a.(h) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重(竜巻)に対して，構造強度評価を実施し，内包する竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。 ・竜巻防護対策設備は，その他考えられる自然現象（地震，火山，外部火災）に対して，構造強度評価又は耐火被覆の施工等を実施し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を与えない設計とする。 【3.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し，かつ，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対策設備の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「VI－１－１－１－２－４－１－２　竜巻防護対策設備の強度計算の方針」に示す。 【4.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備の機能設計の方針を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	(1)　飛来物防護板 飛来物防護板は，防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構，若しくは建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し，以下の設計とする。 a. 防護板は，設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は，設計荷重(竜巻)に対し，防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は，排気機能に影響を与えない等，防護する竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は，設計荷重(竜巻)により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 e. 飛来物防護板は，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	○	—	竜巻防護対策設備 ・飛来物防護板（前処理建屋　安全蒸気系設置室） ・飛来物防護板（精製建屋　非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室　A） ・飛来物防護板（精製建屋　非常用所内電源系統及び計測制御系統施設設置室　B） ・飛来物防護板（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室A　北ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室A　南ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室B　北ブロック） ・飛来物防護板（非常用電源建屋　第２非常用ディーゼル発電機及び非常用所内電源系統設置室B　南ブロック） ・飛来物防護板（第１ガラス固化体貯蔵建屋　床面走行クレーン　遮蔽容器設置室） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　主排気筒周り） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　分離建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　精製建屋屋外） ・飛来物防護板（主排気筒接続用　屋外配管及び屋外ダクト　高レベル廃液ガラス固化建屋屋外） ・飛来物防護板（制御建屋　中央制御室換気設備設置室） ・飛来物防護板（冷却塔接続　屋外設備）	—	—	寸法（厚さ） 材料	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (6) 竜巻防護対策設備 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (6) 竜巻防護対策設備	【3.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し，かつ，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対策設備の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－２　竜巻防護対策設備の強度計算の方針」に示す。 【4.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備の機能設計の方針を示す。
35	(2) 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネットは，防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し，以下の設計とする。 a. 防護ネットは，設計飛来物の運動エネルギを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは，飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも，竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネットは，設計飛来物の通過を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは，ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため，鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は，設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は，設計荷重(竜巻)に対し，防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛来物防護ネットは，内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛来物防護ネットは，設計荷重(竜巻)により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 i. 飛来物防護ネットは，竜巻以外の自然現象及び人為事象により，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	○	竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用　安全冷却水系冷却塔B）	竜巻防護対策設備 ・飛来物防護ネット（再処理設備本体用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔A） ・飛来物防護ネット（第２非常用ディーゼル発電機用　安全冷却水系冷却塔B）	—	—	寸法（線径，網目，厚さ） 材料	Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 3. 要求機能及び性能目標 3.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の防護設計方針 (6) 竜巻防護対策設備 Ⅵ-1-1-1-2-3　竜巻の影響を考慮する施設の設計方針 4. 機能設計 4.1 設計竜巻による直接的影響を考慮する施設の機能設計 (6) 竜巻防護対策設備	【3.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備は，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻防護対象施設に設計飛来物が衝突することを防止し，かつ，竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対策設備の対象施設，要求機能及び性能目標を示す。 ・構造強度設計上の性能目標を達成するための強度計算の方針を「Ⅵ－１－１－１－２－４－１－２　竜巻防護対策設備の強度計算の方針」に示す。 【4.1(6) 竜巻防護対策設備】 ・竜巻防護対策設備の機能設計の方針を示す。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
—：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更(J)）	仕様表
1	第１章　共通項目 ３．自然現象等 ３.３ 外部からの衝撃による損傷の防止 ３.３.３　外部火災 （1）防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火災が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 ２．外部火災防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災に対する安全機能を有する施設の基本方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
2	その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.外部火災防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災による二次的影響により安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－
3	外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部火災防護対象施設等」という。）は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義 基本方針 対象選定	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設 ・外部火災防護対象施設の分類及び外部火災の影響について評価を行う施設について記載する。 ○事象の想定 ・外部火災防護対象施設等に対する外部火災について，最も厳しい火災・爆発が発生した場合を想定することを記載する。	－ VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 ２．外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針 VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1 外部火災の影響を考慮する施設の選定 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋 (2) 屋外の外部火災防護対象施設 (3) 建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設 (4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 ３．評価方針 3.1 評価の対象施設	－ 【2．外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針を記載する。 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋，屋外の外部火災防護対象施設、屋内の外部火災防護対象施設及び外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を外部火災の影響を考慮する施設として選定する旨を記載する。 【2.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。 【2.1(2) 屋外の外部火災防護対象施設】 ・屋外の外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(3) 屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【3.1 評価の対象施設】 ・評価対象とする施設について記載する。	○	基本方針	－
4	また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○波及的影響 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計であることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.2 外部火災防護対象施設等に対して波及的影響を及ぼし得る施設	－ 【2.2 外部火災防護対象施設等に対して波及的影響を及ぼし得る施設】 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。	○	基本方針	－
5	外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の外部火災に対する基本方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
6	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置）	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する防護措置を保安規定に定めて，管理することを記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 （安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置）	－
7	なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，外部火災により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 ２．外部火災防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ・使用済燃料収納キャスクに波及的破損の防止について記載する。	－ VI-1-1-1-3-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.3　使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	－ 【2.3　使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の選定結果を示す。	○	基本方針	－
8	(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○事象選定 ・設定する外部火災については，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考とすることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	－ 【3.2.1 評価の分類】 ・外部火災としては，森林火災，近隣の産業施設の火災，航空機墜落による火災及び危険物貯蔵施設等による火災を対象事象とすることを記載する。	○	基本方針	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 3．自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.3　外部火災 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される外部火災において，最も厳しい火炎が発生した場合においても，防火帯の設置，離隔距離の確保及び建屋による防護等により，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2．外部火災防護に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災に対する安全機能を有する施設の基本方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
2	その上で，外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙及び有毒ガスの二次的影響によってその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.外部火災防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1 基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・外部火災による二次的影響により安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第１Gr申請と同一							
3	外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する建物・構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する建物・構築物，系統及び機器を対象とする。外部火災防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「外部火災防護対象施設等」という。）は，外部火災の直接的影響及び二次的影響に対し，機械的強度を有すること等により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針 VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 2．外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針 VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.1 外部火災の影響を考慮する施設の選定 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋 (2) 屋外の外部火災防護対象施設 (3) 建屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設 (4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3．評価方針 3.1 評価の対象施設	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設 ・外部火災防護対象施設の分類及び外部火災の影響について評価を行う施設について記載する。 ○事象の想定 ・外部火災防護対象施設等に対する外部火災について，最も厳しい火災・爆発が発生した場合を想定することを記載する。 【2．外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・外部火災の影響を考慮する施設の選定の基本方針を記載する。 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋，屋外の外部火災防護対象施設、屋内の外部火災防護対象施設及び外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を外部火災の影響を考慮する施設として選定する旨を記載する。 【2.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋の選定結果を示す。 【2.1(2) 屋外の外部火災防護対象施設】 ・屋外の外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(3) 屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・屋内の施設で外気を取り込む外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【2.1(4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の選定結果を示す。 【3.1 評価の対象施設】 ・評価対象とする施設について記載する。	第１Gr申請と同一							
4	また，外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設（以下「外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。）の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針 VI-1-1-1-3-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.2 外部火災防護対象施設等に対して波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○波及的影響 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計であることを記載する。 【2.2 外部火災防護対象施設等に対して波及的影響を及ぼし得る施設】 ・外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。	第１Gr申請と同一							
5	外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設については，外部火災に対して機能を維持すること，若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと，防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ること又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設の外部火災に対する基本方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
6	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと及び防火帯の外側に位置する設備に対し事前散水により延焼防止を図ることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設 ・外部火災防護対象施設等以外の安全機能を有する施設に対する防護措置を保安規定に定めて，管理することを記載する。	第１Gr申請と同一							
7	なお3，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，外部火災により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2．外部火災防護に関する基本方針 2.1 基本方針 2.1.1 外部火災防護に対する設計方針 VI-1-1-1-3-2　外部火災の影響を考慮する施設の選定 2.3　使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	【2.1.1 外部火災防護に対する設計方針】 ・使用済燃料収納キャスクに波及的破損の防止について記載する。 【2.3　使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の選定結果を示す。	第１Gr申請と同一							
8	(2) 防護設計に考慮する外部火災に係る事象の設定 外部火災としては，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として，森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○事象選定 ・設定する外部火災については，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考とすることを記載する。 【3.2.1 評価の分類】 ・外部火災としては，森林火災，近隣の産業施設の火災，航空機墜落による火災及び危険物貯蔵施設等による火災を対象事象とすることを記載する。	第１Gr申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
9	また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ（以下「危険物貯蔵施設等」という。）については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○事象設定 ・外部火災として設定する事象を列挙する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	－ 【3.2.1 評価の分類】 ・危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災，近隣の産業施設の火災及び爆発を対象とすることを記載する。 ・外部火災毎に評価結果の厳しい評価対象施設を選定し，代表で評価を行う旨を記載する	○	基本方針	－
10	さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 評価方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○火災が重畳する場合の事象設定 ・火災が重畳する場合について設定する事象を列挙する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	－ 【3.2.1 評価の分類】 ・外部火災の重畳としては，石油備蓄基地火災と森林火災の重畳，航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳を対象とすることを記載する。	○	基本方針	－
11	これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災による二次的影響の事象設定 ・火災に伴う二次的影響として設定する事象を列挙する。	－	－	○	基本方針	－
12	(3)外部火災に対する防護対策 a．外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a) 森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，再処理施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，再処理施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m) から算出される，事業指定（変更許可）を受けた防火帯（幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。	定義 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （防火帯）	基本方針 設計方針 評価方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○防火帯の設計 ・森林火災に対する防護対策として防火帯を設けることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	－ 【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価条件について記載する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 （防火帯）	－
13	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物とならもの は設置しない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ・防火帯の延焼防止機能を損なわないための設計方針及び運用を記載する。	－	－	○	基本方針	－
14	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の防護方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
15	建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針 （屋内の安全上重要な施設に対する防護方針）	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の輻射強度により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－
16	森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限（以下「コンクリートの許容温度」という。）となる離隔距離を危険距離として設定する。	評価要求 定義	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 クラン脱硝建屋 クラン・プルトニウム混合脱硝建屋 クラン酸化物貯蔵建屋 クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【2.設計方針】 森林火災に対する建屋の設計方針を示す。 【4.1.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度を示す。 【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。	○ －	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋） －	－ －
17	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機における流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機に流入する空気の温度評価が石油備蓄基地火災に包絡される旨記載する。	－	－	○	基本方針	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	また，外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ（以下「危険物貯蔵施設等」という。）については，外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。	冒頭宣言	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○事象設定 ・外部火災として設定する事象を列挙する。 【3.2.1 評価の分類】 ・危険物貯蔵施設等への熱影響については，森林火災，近隣の産業施設の火災及び爆発を対象とすることを記載する。 ・外部火災毎に評価結果の厳しい評価対象施設を選定し，代表で評価を行う旨を記載する	第１Gr申請と同一							
10	さらに，近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳並びに航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。	冒頭宣言	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2 外部火災に係る事象の設定 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 3.2 評価の基本方針 3.2.1 評価の分類	【2.1.2 外部火災に係る事象の設定】 ○火災が重畳する場合の事象設定 ・火災が重畳する場合について設定する事象を列挙する。 【3.2.1 評価の分類】 ・外部火災の重畳としては，石油備蓄基地火災と森林火災の重畳，航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳を対象とすることを記載する。	第１Gr申請と同一							
11	これら火災の二次的影響として，火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスを考慮する。	冒頭宣言	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.2　外部火災に係る事象の設定	【2.1.2　外部火災に係る事象の設定】 ○火災による二次的影響の事象設定 ・火災に伴う二次的影響として設定する事象を列挙する。	第１Gr申請と同一							
12	(3)外部火災に対する防護対策 a．外部火災の直接的影響に対する防護対策 (a) 森林火災に対する防護対策 自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，再処理施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に，再処理施設への影響が厳しい評価となるように解析条件を設定し，森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m) から算出される，事業指定（変更許可）を受けた防火帯（幅25m以上)を敷地内に設ける設計とする。	定義 設置要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○防火帯の設計 ・森林火災に対する防護対策として防火帯を設けることを記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5．評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価条件について記載する。	第１Gr申請と同一							
13	防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を施す設計とする。	冒頭宣言	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ・防火帯の延焼防止機能を損なわないための設計方針及び運用を記載する。	第１Gr申請と同一							
14	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の防護方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
15	建屋内の外部火災防護対象施設は，外部火災に対して損傷の防止が図られた建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)森林火災に対する設計方針】 ・森林火災の輻射強度により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第１Gr申請と同一							
16	森林火災からの輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度を維持できる温度域の上限（以下「コンクリートの許容温度」という。）となる離隔距離を危険距離として設定する。	評価要求 定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。 【2. 設計方針】 森林火災に対する建屋の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
			－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度を示す。 【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。
17	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機における流入する空気の森林火災による温度上昇に対する温度評価は，輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡されるため，「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」に基づく設計とする。	定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機に流入する空気の温度評価が石油備蓄基地火災に包絡される旨記載する。	第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
18	安全冷却水系の冷却塔等の屋外に設置する外部火災防護対象施設（以下「屋外の外部火災防護対象施設」という。）は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を，冷却水出口温度の最大運転温度等の安全機能を維持するために必要な温度域の上限（以下「屋外の外部火災防護対象施設の許容温度」という）以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)森林火災に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	－
			前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒 安全冷却水系 計測制御設備 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 森林火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。		安全冷却水B冷却塔	－
19	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
			使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	【2.設計方針】 森林火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。 【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	－	－	－
20	(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○石油備蓄基地の火災に対する設計方針 ・石油備蓄基地の火災に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。 ○重畳の想定 ・近隣の産業施設の火災の重畳は，石油備蓄基地の火災と森林火災の重畳を想定する旨記載する。 ○敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない旨の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
21	敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災及び爆発に対する設計方針 ・危険物を搭載した車両の火災及び爆発が，敷地内に存在する危険物貯蔵施の火災及び爆発の評価に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－
22	また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する対応 ・危険物を搭載した車両の火災の発生防止対策について記載する。	－	－	○	基本方針	－
23	船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○船舶の火災 ・船舶の火災が，石油備蓄基地火災の影響に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－
24	イ．石油備蓄基地火災に対する防護対策 石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋の外壁表面温度をコンクリート許容温度以下とし，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－
			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 クラン脱硝建屋 クラン・プルトニウム混合脱硝建屋 クラン酸化物貯蔵建屋 クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1)外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【4.1.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	安全冷却水系の冷却塔等の屋外に設置する外部火災防護対象施設（以下「屋外の外部火災防護対象施設」という。）は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を，冷却水出口温度の最大運転温度等の安全機能を維持するために必要な温度域の上限（以下「屋外の外部火災防護対象施設の許容温度」という）以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1)森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1)森林火災に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 森林火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。	○	冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備）塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	－	－	－	－	－
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
			VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。							VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。
19	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，防火帯の外縁(火炎側)から危険距離を上回る離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (1) 森林火災に対する設計方針	【2.1.3(1) 森林火災に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・森林火災からの輻射強度の影響に対する設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 森林火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5. 評価方針 5.1 森林火災に対する熱影響評価	【5.1 森林火災に対する熱影響評価】 ・森林火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
20	(b)　近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策 人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発として，石油備蓄基地の火災並びに敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保及び建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ・敷地周辺10kmの範囲にある近隣の産業施設として，石油備蓄基地火災を想定する。 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災・爆発を想定する。	第１Gr申請と同一							
21	敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災及び爆発については，危険物の貯蔵量が多く，外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の評価に包絡されるため，敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針において示す。	定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災及び爆発に対する設計方針 ・危険物を搭載した車両の火災及び爆発が，敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発の評価に包絡される旨を記載する。	第１Gr申請と同一							
22	また，敷地内において，危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料等の補充時は監視人が立会を実施することで，万一の火災発生時は速やかな消火活動を可能とすることにより，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○危険物を搭載した車両の火災に対する対応 ・危険物を搭載した車両の火災の発生防止対策について記載する。	第１Gr申請と同一							
23	船舶の火災については，危険物の貯蔵量が多く外部火災防護対象施設までの距離が近い敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから，石油備蓄基地の火災に対する設計方針において示す。	定義	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針】 ○船舶の火災 ・船舶の火災が，石油備蓄基地火災の影響に包絡される旨を記載する。	第１Gr申請と同一							
24	イ．石油備蓄基地火災に対する防護対策 石油備蓄基地の火災に対して，外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険距離を上回る離隔距離を確保することで，建屋の外壁表面温度をコンクリート許容温度以下とし，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1)外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋	【4.1.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。
											VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
											VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表
25	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が，石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，空気の温度を非常用ディーゼル発電機の設計上の最高使用温度以下となる離隔距離を確保することで，非常用ディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 (屋内の外部火災防護対象施設)	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 (屋内の外部火災防護対象施設)	－
			電気設備（ディーゼル発電機）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する非常用ディーゼル発電機の設計方針を示す。 【4.1(2)建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設許容温度と根拠を示す。	－	－	－
26	屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (屋外の外部火災防護対象施設)	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a.石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 (屋外の外部火災防護対象施設)	－
			前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒 安全冷却水系 計測制御設備 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。		安全冷却水B冷却塔	
27	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，危険距離を上回る離隔距離を確保することで，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針	【2.1.3(2)a.石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	－
			使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2　近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。 【5.2.1　石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	－	－	－
28	ロ．石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する防護対策 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b. 石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b. 石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－
			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 クラン・プルトニウム混合脱硝建屋 クラン酸化物貯蔵建屋 クラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1)外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する建屋の設計方針を示す。 【4.1.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.2.2　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
25	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備である非常用ディーゼル発電機は，外気取入口から流入する空気の温度が，石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても，空気の温度を非常用ディーゼル発電機の設計上の最高使用温度以下となる離隔距離を確保することで，非常用ディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(2)a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。 【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する非常用ディーゼル発電機の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	第１非常用ディーゼル発電機	第２非常用ディーゼル発電機	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1(2)建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設】 ・建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋内で外気を取り込む外部火災防護対象施設許容温度と根拠を示す。
26	屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.1.3(2)a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。 【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。
27	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，危険距離を上回る離隔距離を確保することで，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(2)a. 石油備蓄基地火災に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災に対する建屋の設計方針を記載する。 【2.設計方針】 石油備蓄基地火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価	－ 【5.2.1 石油備蓄基地火災に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
28	ロ．石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する防護対策 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対しては，それぞれの輻射強度を考慮し，外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b. 石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(2)b. 石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する建屋の設計方針を記載する。 【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する建屋の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1)外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更(J)）	仕様表
29	屋外の外部火災防護対象施設については，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	－
			前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒 安全冷却水系 計測制御設備 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2.許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.2　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.　許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。		安全冷却水B冷却塔	
30	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	－
			使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。 【5.2.2　石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	－	－	－
31	ヘ．敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護対策 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量及び配置状況並びに外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。	定義	施設共通　基本設計方針 （敷地内の危険物貯蔵施設等）	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災・爆発に対する建屋の設計方針を記載する	－	－	○	施設共通　基本設計方針 （敷地内の危険物貯蔵施設等）	－
32	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに，外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し，この輻射強度に基づき算出される建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－
			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1)外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2.許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する建屋の設計方針を示す。 【4.1.1(1)　外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.　許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。	－	－	－
33	屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき，施設の温度を算出し，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設）	－
			前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 主排気筒 安全冷却水系 計測制御設備 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2.許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.　許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。		安全冷却水B冷却塔	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	屋外の外部火災防護対象施設については，輻射強度に基づき算出した施設の温度を屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。	○	冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	－	－	－	－	－
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価	【5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。							－	－
			Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。							Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。
30	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針	【2.1.3(2)b.石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳時に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	－	－
			－	－							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価	【5.2.2 石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価】 ・石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
31	ヘ．敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護対策 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対しては，敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から，貯蔵量及び配置状況並びに外部火災防護対象施設を収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設への距離を考慮し，外部火災防護対象施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。	定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災・爆発に対する建屋の設計方針を記載する	第１Gr申請と同一							
32	敷地内の危険物貯蔵施設等の火災においては，敷地内の危険物貯蔵施設ごとに，外部火災防護対象施設を収納する建屋が受ける輻射強度を算出し，この輻射強度に基づき算出される建屋の外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する建屋の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する建屋の設計方針を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	－	－
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
			Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。							Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。
33	屋外の外部火災防護対象施設は，輻射強度に基づき，施設の温度を算出し，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下となる離隔距離を確保することで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○屋外の外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。	○	冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	－	－	－	－	－
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4.許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2)屋外の外部火災防護対象施設	【4.1.1(2)屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
			Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。							Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
34	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を確保することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する建屋の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	－
			基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。			
							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	【5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	－	－	－
35	再処理施設の危険物貯蔵施設等は，建屋内に収納され，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （再処理施設の危険物貯蔵施設等）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ・爆発源となる敷地内の危険物貯蔵施設等は，屋内に収納され，着火源を排除する等の爆発を防止する設計方針を記載する。 ・MOXガストレーラ庫の設計方針について記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 （再処理施設の危険物貯蔵施設等）	－
36	その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備） 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設） 安全冷却水B冷却塔	－
							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計方針を示す。 【5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する評価の方針及び評価式について記載する。			
37	また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して建屋の構造健全性を維持する設計とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c.敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	－
			精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 3.　許容応力の設定根拠	【2.設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対するの設計方針を示す。 【5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価】 ・離隔距離を確保できない敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価の方針及び評価式について記載する。 【3.　許容応力の設定根拠】 ・建屋の許容応力と根拠を示す。	－	－	－
38	(ｃ)　航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する建屋の近辺に墜落する火災を想定し，建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設については，竜巻防護対策設備等の周辺施設の設置状況を考慮した上で，屋外の外部火災防護対象施設の近接となる位置で航空機墜落による火災が発生することを想定し，外殻からの離隔距離に応じた防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○設計方針 ・建屋による防護及び外殻からの離隔距離による防護により，安全機能を損なわない設計とすることを記載する。 ・外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずる設計とすることを記載する。	－	－	○	基本方針	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下となる離隔距離を維持することで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(2)c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する建屋の設計方針を記載する。 【2. 設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
			－	－	○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.3 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価	－
												【5.2.3　敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
35	再処理施設の危険物貯蔵施設等は，建屋内に収納され，着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることで爆発を防止する設計とする。	設置要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針	【2.1.3(2)c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ・爆発源となる敷地内の危険物貯蔵施設等は，屋内に収納され，着火源を排除する等の爆発を防止する設計方針を記載する。 ・MOXガストレーラ庫の設計方針について記載する。	］							
36	その上で，敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発を想定し，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価	【2.1.3(2)c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。 【2. 設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計方針を示す。 【5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価】 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する評価の方針及び評価式について記載する。	第１Gr申請と同一							
					○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	－	－	－	－	－
37	また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して建屋の構造健全性を維持する設計とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針 c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 －	【2.1.3(2)c. 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。 【2. 設計方針】 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対するの設計方針を示す。 －	第１Gr申請と同一							
					○	－	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋	－	－	－	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.2 近隣の産業施設の火災に対する熱影響評価 5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 3. 許容応力の設定根拠	－ 【5.2.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価】 ・離隔距離を確保できない敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する影響評価の方針及び評価式について記載する。 【3. 許容応力の設定根拠】 ・建屋の許容応力と根拠を示す。
38	(c)　航空機墜落による火災に対する防護対策 航空機墜落による火災については，対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し，建屋による防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 屋外の外部火災防護対象施設については，庇等防護対策設備等の周辺施設の設置状況を考慮した上で，屋外の外部火災防護対象施設の至近となる位置で航空機墜落による火災が発生することを想定し，外殻からの離隔距離に応じた防護により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 また，熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○設計方針 ・建屋による防護及び外殻からの離隔距離による防護により，安全機能を損なわない設計とすることを記載する。 ・外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆又は遮熱板の対策を講ずる設計とすることを記載する。	第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
39	航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため，輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計であることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠 2.1 外部火災の影響を考慮する施設	－ 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する建屋の設計方針を示す。 【4.1.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.1 外部火災の影響を考慮する施設】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。	○ －	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋） －	－ －
40	屋外の外部火災防護対象施設は，施設の温度上昇を考慮した場合においても，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設） 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・屋外の外部火災防護対象施設を収納する建屋直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，屋外の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2) 屋外の外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2) 屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象設備の許容温度と根拠を示す。	○	基本方針 （屋外の外部火災防護対象施設） 安全冷却水B冷却塔	－ －
41	外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，支持構造物である架構等の必要な部位に，耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じることで，構造が維持できる温度以下とし，外部火災防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 （竜巻防護対策設備） 竜巻防護対策設備	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3) 航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋等の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，外部火災防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設により，安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (5) 外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を示す。 【4.1.1(5) 外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設】 ・外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設の許容温度と根拠を示す。	○	基本方針 （竜巻防護対策設備） 竜巻防護対策設備	－ －
42	竜巻防護対策設備の鋼板の飛来物防護板等（以下「飛来物防護板等」という。）を設置する建屋内の外部火災防護対象施設については，火炎からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し，この熱影響に基づき求めた施設の温度を，外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	基本方針 （飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全蒸気系 前処理建屋	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3) 航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋等の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設が，安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する飛来物防護板等を設置する建屋の外部火災防護対象施設に対する設計方針を示す。 【4.1.1(4)飛来物防護板から影響を受ける外部火災防護対象施設】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。	○ －	基本方針 （飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設） －	－ －

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	航空機墜落による火災は建屋直近で発生を想定しており建屋外壁表面温度がコンクリート許容温度を超えることが想定されるため，輻射強度の影響に対する評価として，外部火災防護対象施設を収納する建屋は，外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計であることを記載する。 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する建屋の設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠 2.1 外部火災の影響を考慮する施設	－ 【4.1.1(1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋】 ○建屋の許容温度 ・建屋外壁の許容温度と根拠を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.1 外部火災の影響を考慮する施設】 ・建屋の許容温度と根拠を示す。
40	屋外の外部火災防護対象施設は，施設の温度上昇を考慮した場合においても，屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2) 屋外の外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・屋外の外部火災防護対象施設を収納する建屋直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，屋外の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する屋外の外部火災防護対象施設の設計方針を示す。 【4.1.1(2) 屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	冷却水設備（安全冷却水系）	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃ガラス固化建屋換気設備） 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備）	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (2) 屋外の外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1.1(2) 屋外の外部火災防護対象施設】 ○屋外の外部火災防護対象施設の許容温度 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・屋外の外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。
41	外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，支持構造物である架構等の必要な部位に，耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じることで，構造が維持できる温度以下とし，外部火災防護対象施設等へ波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求 定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3) 航空機墜落による火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (5) 外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋等の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，外部火災防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設により，安全機能を損なわない設計であることを記載する。 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する外部火災防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を示す。 【4.1.1(5) 外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設】 ・外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・外部火災防護対象施設に対して波及的影響を及ぼし得る施設の許容温度と根拠を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	竜巻防護対策設備	竜巻防護対策設備	－	－	－	－	－
42	竜巻防護対策設備の鋼板の飛来物防護板等（以下「飛来物防護板等」という。）を設置する建屋内の外部火災防護対象施設については，火炎からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し，この熱影響に基づき求めた施設の温度を，外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3) 航空機墜落による火災に対する設計方針 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・外部火災防護対象施設を収納する建屋等の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設が，安全機能を損なわない設計であることを記載する。 【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する飛来物防護板等を設置する建屋の外部火災防護対象施設に対する設計方針を示す。	第１Gr申請と同一							
					○	－	第２非常用　ディーゼル発電機 安全蒸気系 前処理建屋の非常用電源系統及び計装設備	－	－	－	－ Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.1 外部火災の影響を考慮する施設 (4) 飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設 Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価 Ⅵ-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	－ 【4.1.1(4)飛来物防護板から影響を受ける外部火災防護対象施設】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の許容温度を示す。 【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2. 許容温度の設定根拠】 ・飛来物防護板等から影響を受ける外部火災防護対象施設の許容温度と根拠を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
43	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は外壁の温度を算出し，建屋の構造強度を維持することで使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	－	【2.設計方針】 航空機墜落による火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	○	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	－
			使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	－	－	－
44	航空機墜落火災の熱影響により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆による対策を講じ，耐火被覆を施工できない駆動部等の部位に対しては，遮熱板による対策を講ずることで，安全機能を損なわない設計とする。 耐火被覆（主材）は，１時間耐火の大臣認定を取得した塗料を用い，必要厚さ以上を施工する設計とする。 耐火被覆の施工にあたっては，主材に対し，主材の剥がれを防止するため，上記認定を受けた下塗りを施工し，劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。 耐火被覆に係る塗装は，周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある部位を抽出し，火災の直近となる部位は全てを，その他の部位は離隔距離が確保できない部位を対象とし，輻射を遮るように施工する設計とする。 遮熱板は，防護する部位への輻射を遮るように囲み，側板の受熱面側に耐火被覆に係る塗装を施工する設計とする。また，防護する部位及び遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計とする。	設置要求 機能要求②	施設共通　基本設計方針 (耐火被覆又は遮熱版)	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ・熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，１時間耐火の大臣認定を取得した耐火被覆を施工する。	－	【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・耐火被覆又は遮熱板により防護される外部火災防護対象施設に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	○	施設共通　基本設計方針 (耐火被覆又は遮熱版)	＜耐火被覆＞ ・塗装範囲、厚さ ・主要材料 ＜遮熱板＞ ・板厚 ・塗装厚さ ・主要材料
			主排気筒管理建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備） 竜巻防護対策設備				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・耐火被覆又は遮熱板により防護される外部火災防護対象施設に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。		安全冷却水B冷却塔	
45	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設等が受ける輻射強度は，建屋等の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○評価方法 ・航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳が，航空機墜落火災の評価に包絡される旨を記載する。	－	－	○	基本方針	－
46	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることと及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 計測制御設備 主排気筒 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備） 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の爆発の重畳が，航空機による敷地内の爆発源への直撃を想定することを記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋及び屋外の外部火災防護対象施設）	－
							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する設計方針を示す。			
							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価	【5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価】 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価の方針及び評価式について記載する。		安全冷却水B冷却塔	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は外壁の温度を算出し，建屋の構造強度を維持することで使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3) 航空機墜落による火災に対する設計方針】 ○評価方法及び航空機選定 ・航空機墜落火災を想定する対象航空機について記載する。 ○火災の想定及び建屋の設計方針 ・使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の直近で航空機墜落火災が発生することを想定し，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 航空機墜落による火災に対する使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計方針を示す。	○	使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	－	－	－	－	－	－
			－	－							Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・航空機墜落による火災の熱影響評価の方針及び評価式について記載する。
44	航空機墜落火災の熱影響により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，耐火被覆による対策を講じ，耐火被覆を施工できない駆動部等の部位に対しては，遮熱板による対策を講ずることで，安全機能を損なわない設計とする。 耐火被覆（主材）は，１時間耐火の大臣認定を取得した塗料を用い，必要厚さ以上を施工する設計とする。 耐火被覆の施工にあたっては，主材に対し，主材の剥がれを防止するため，上記認定を受けた下塗りを施工し，劣化等から保護する中塗り及び上塗りの塗装を施工する設計とする。 耐火被覆に係る塗装は，周辺施設を含め，航空機墜落火災の想定位置を考慮し，外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある部位を抽出し，火災の直近となる部位は全てを，その他の部位は離隔距離が確保できない部位を対象とし，輻射を遮るように施工する設計とする。 遮熱板は，防護する部位への輻射を遮るように囲み，鋼板の受熱面側に耐火被覆に係る塗装を施工する設計とする。また，防護する部位及び遮熱板の点検等の保守性を考慮した設計とする。	設置要求 機能要求②	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (3)航空機墜落による火災に対する設計方針	【2.1.3(3)航空機墜落による火災に対する設計方針】 ・熱影響により外部火災防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，１時間耐火の大臣認定を取得した耐火被覆を施工する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価	【5.3 航空機墜落による火災の熱影響評価】 ・耐火被覆又は遮熱板により防護される外部火災防護対象施設に対する熱影響評価の方針及び評価式について記載する。	○	冷却水設備（安全冷却水系）	冷却水設備（安全冷却水系） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備） 主排気筒 主排気筒管理建屋	－	－	－	－	－
45	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災の重畳として，航空機が敷地内の危険物貯蔵施設等に直撃し，危険物及び航空機燃料による重畳火災が発生することを想定する。上記の危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定した場合の外部火災防護対象施設等が受ける輻射強度は，建屋等の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さいことから，航空機墜落による火災に対する設計方針に基づくことで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	定義	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○評価方法 ・航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳が，航空機墜落火災の評価に包絡される旨を記載する。	第１Gr申請と同一							
46	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対しては，ガス爆発の爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を求め，危険限界距離を上回る離隔距離を確保することで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とすることと及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	Ⅵ-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の爆発の重畳が，航空機による敷地内の爆発源への直撃を想定することを記載する。	第１Gr申請と同一							
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する設計方針を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 使用済燃料輸送容器管理建屋（使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫）	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 冷却水設備（安全冷却水系） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備） 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備）	－	－	－	－	－
			Ⅵ-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価	【5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価】 ・航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価の方針及び評価式について記載する。								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更(J)）	仕様表
47	また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して建屋の構造健全性を維持する設計とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・航空機墜落火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。	－	－	○	基本方針	－
			精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.2 許容応力 4.1.2 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 3. 許容応力の設定根拠 3.1 外部火災の影響を考慮する施設	【2.設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する設計方針を示す。 【4.1.2(1)外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・建屋の許容応力を示す。 【5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価】 ・離隔距離を確保できない航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価の方針及び評価式について記載する。 【3.1 外部火災の影響を考慮する施設】 ・建屋の許容応力と根拠を示す。	－	－	－
48	(d) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても，再処理施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下となる離隔距離を確保することで，再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，再処理施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設等へ影響を与えない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 （再処理施設の危険物貯蔵施設等）	基本方針 設計方針 評価方針 評価	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (5) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響に対する設計方針	【2.1.3(5) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響に対する設計方針】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等は，火災及び爆発に対して離隔距離の確保により貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，自身の火災及び爆発を防止する設計であることを記載する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 （再処理施設の危険物貯蔵施設等）	－
							VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.3 再処理施設の危険物貯蔵施設等 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.5 再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.設計方針】 再処理施設の危険物貯蔵施設に対する設計方針を示す。 【4.1.3 再処理施設の危険物貯蔵施設等】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等の許容応力を示す。 【5.5 再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災の発生防止の影響評価】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響評価の方針及び評価式について記載する。 【2.許容温度の設定根拠】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等の許容温度と根拠を示す。			
49	b．外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a) ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7) 外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○ばい煙に対する設計方針 ・ばい煙に対し，外気を取り込む設備・機器における適切な防護対策により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	－	－	○	基本方針	－
50	イ．換気空調系統 外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系は，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7) 外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○建屋給気設備の設計方針 ・給気設備のばい煙に対する設計方針を記載する。 ・ばい煙によるフィルタの閉塞に影響を及ぼすおそれがある場合における手順を整備し，保安規定に定め管理することを記載する。 ・設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。	－	－	○	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備）	－
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋給気系） 換気設備（第１ガラス固化建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）				VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針 VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。 【2.1. 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
47	また，敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない外部火災防護対象施設を収納する建屋は，爆発によって発生する爆風圧に対して建屋の構造健全性を維持する設計とすることで，建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳に対する設計方針	【2.1.3(4) 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び重畳に対する設計方針】 ○外部火災防護対象施設の設計方針 ・航空機墜落火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する外部火災防護対象施設等の設計方針を記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対する設計方針を示す。	○	－	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋	－	－	－	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.2 許容応力 4.1.2 外部火災の影響を考慮する施設 (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋 VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価 VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 3. 許容応力の設定根拠 3.1 外部火災の影響を考慮する施設	－ 【4.1.2(1)外部火災防護対象施設を収納する建屋】 ・建屋の許容応力を示す。 【5.4 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価】 ・離隔距離を確保できない航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳の影響評価の方針及び評価式について記載する。 【3.1 外部火災の影響を考慮する施設】 ・建屋の許容応力と根拠を示す。
			－	－								
48	(d) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災及び爆発に対する防護対策については，森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても，再処理施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下となる離隔距離を確保することで，再処理施設の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止する設計とする。また，近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても，爆風圧が0.01MPaとなる危険限界距離を算出し，危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とする。上記設計により，再処理施設の危険物貯蔵施設等が，外部火災防護対象施設等へ影響を与えない設計とすること及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (5) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響に対する設計方針	【2.1.3(5) 再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響に対する設計方針】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等は，火災及び爆発に対して離隔距離の確保により貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで，自身の火災及び爆発を防止する設計であることを記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 再処理施設の危険物貯蔵施設に対する設計方針を示す。								
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 4. 許容温度及び許容応力 4.1 許容温度 4.1.3 再処理施設の危険物貯蔵施設等	【4.1.3 再処理施設の危険物貯蔵施設等】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等の許容応力を示す。								
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 5.5 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災の発生防止の影響評価	【5.5 再処理施設の危険物貯蔵施設等への火災の発生防止の影響評価】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等への影響評価の方針及び評価式について記載する。								
			VI-1-1-1-3-3-1 外部火災への配慮が必要な施設の許容温度及び許容応力の設定根拠 2. 許容温度の設定根拠	【2.許容温度の設定根拠】 ・再処理施設の危険物貯蔵施設等の許容温度と根拠を示す。								
49	b．外部火災の二次的影響に対する防護対策 (a) ばい煙の影響に対する防護対策 外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については，建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7) 外部火災による二次的影響に対する設計方針 a. ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a. ばい煙の影響に対する設計方針】 ○ばい煙に対する設計方針 ・ばい煙に対し，外気を取り込む設備・機器における適切な防護対策により，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計であることを記載する。	第１Gr申請と同一							
50	イ．換気空調系統 外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備の給気系は，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7) 外部火災による二次的影響に対する設計方針 a. ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a. ばい煙の影響に対する設計方針】 ○建屋給気設備の設計方針 ・給気設備のばい煙に対する設計方針を記載する。 ・ばい煙によるフィルタの閉塞に影響を及ぼすおそれがある場合における手順を整備し，保安規定に定め管理することを記載する。 ・設置するフィルタの詳細やフィルタで捕獲できない粒径のばい煙に対する対応について記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2. 設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋給気系） 換気設備（第１ガラス固化建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第１ガラス固化建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	－	－	－	－ VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	－ 【2.1. 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。
			－	－								

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表
51	中央制御室は，運転員の居住性を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備） 制御室換気設備 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室空調 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○建屋給気設備の設計方針 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	－ 【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。 【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	○ －	基本方針 （外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備） －	－ －
52	ロ．ディーゼル発電機 外部火災防護対象施設の非常用ディーゼル発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタ又はワイヤーネットを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 （電気設備（ディーゼル発電機）） 電気設備（ディーゼル発電機） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・設置するフィルタの詳細について記載する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	－ 【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。 【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・設置するフィルタの詳細について記載する。	○ －	基本方針 （電気設備（ディーゼル発電機））	－ －
53	ハ．安全圧縮空気系の空気圧縮機 外部火災防護対象施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機の吸気側については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 （安全圧縮空気系（安全圧縮空気系）） 安全圧縮空気系（安全圧縮空気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ・ばい煙については，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	－ 【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。 【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	○ －	基本方針 （安全圧縮空気系（安全圧縮空気系））	－ －
54	ニ．ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管 ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備）） ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ・ガラス固化体貯蔵設備の収納管と通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とし，安全機能を損なわない設計とする。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	－ 【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。 【2.1二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ガラス固化体貯蔵設備の収納管と通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とし，安全機能を損なわない設計とする。	○ －	基本方針 （ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備））	－ －
55	(b) 有毒ガスの影響に対する防護対策 有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	施設共通　基本設計方針 （共通的な運用などの措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の措置） 制御室換気設備 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室空調 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 b．有毒ガスの影響に対する設計方針	【2.1.3(7)b．有毒ガスの影響に対する設計方針】 ・有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし，居住性に影響を及ぼさない設計とする。	－ VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2.設計方針 VI-1-1-1-3-5　二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.2　二次的影響（有毒ガス）に対する設計	－ 【2.設計方針】 有毒ガスに対する設計方針を示す。 【2.2　二次的影響（有毒ガス）に対する設計】 ・有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし，居住性に影響を及ぼさない設計とする。	○ －	施設共通　基本設計方針 （共通的な運用などの措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の措置）	－ －
56	c．必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，条件の変更や新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	－	－	○	基本方針	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	中央制御室は，運転員の居住性を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口にフィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は，外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○建屋給気設備の設計方針 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。	○	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室空調 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	制御室換気設備	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，外部火災防護対象施設を収納する建屋に設置された外気を取り入れる給気系に設置されたフィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。
52	ロ．ディーゼル発電機 外部火災防護対象施設の非常用ディーゼル発電機については，ばい煙の侵入に対して，フィルタ又はワイヤーネットを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・設置するフィルタの詳細について記載する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。	○	第１非常用ディーゼル発電機 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	第２非常用ディーゼル発電機 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ○非常用ディーゼル発電機の設計方針 ・非常用ディーゼル発電機の設計方針を記載する。 ・非常用発電機は，取り込んだばい煙の摩擦により損傷が発生しない設計であること及び通常運転でばい煙が発生していることを記載する。 ・設置するフィルタの詳細について記載する。
53	ハ．安全圧縮空気系の空気圧縮機 外部火災防護対象施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機の吸気側については，ばい煙の侵入に対して，フィルタを設置することで，安全機能を損なわない設計とする。 また，ばい煙が侵入したとしてもばい煙が流路に溜まりにくい構造とし，ばい煙により閉塞しない設計とする。	機能要求①	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ・ばい煙については，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。	○	－	安全圧縮空気系（安全圧縮空気系）	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	【2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ばい煙については，フィルタにより，一定以上の粒径のばい煙の侵入が防止され，影響がない範囲となることを確認する。
54	ニ．ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管 ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 a．ばい煙の影響に対する設計方針	【2.1.3(7)a．ばい煙の影響に対する設計方針】 ・ガラス固化体貯蔵設備の収納管と通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とし，安全機能を損なわない設計とする。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.設計方針】 ばい煙に対する設計方針を示す。	○	－	ガラス固化体貯蔵設備（ガラス固化体貯蔵設備） 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-5 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.1 二次的影響（ばい煙）に対する設計	【2.1二次的影響（ばい煙）に対する設計】 ・ガラス固化体貯蔵設備の収納管と通風管については，外気とともに自然空冷の通気流路にばい煙が流入するが，流路の閉塞を防止する構造とし，安全機能を損なわない設計とする。
55	(b) 有毒ガスの影響に対する防護対策 有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環を行う措置並びに再循環時における中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気を再循環できる設計とする。 連絡口を遮断し再循環の措置を講ずることを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (7)外部火災による二次的影響に対する設計方針 b．有毒ガスの影響に対する設計方針	【2.1.3(7)b．有毒ガスの影響に対する設計方針】 ・有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし，居住性に影響を及ぼさない設計とする。	第１Gr申請と同一							
			VI-1-1-1-3-3 外部火災への配慮が必要な施設の設計方針及び評価方針 2. 設計方針	【2.設計方針】 有毒ガスに対する設計方針を示す。	○	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室空調 施設共通　基本設計方針 (フィルタ)	制御室換気設備	－	－	－	－	－
			－	－							VI-1-1-1-3-5　二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対する設計 2.2　二次的影響（有毒ガス）に対する設計	【2.2　二次的影響（有毒ガス）に対する設計】 ・有毒ガスによる影響については，運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし，居住性に影響を及ぼさない設計とする。
56	c．必要な機能を損なわないための運用上の措置 外部火災に関する設計条件等に係る新知見の収集及び防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，条件の変更や新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	説明対象	申請対象設備 （２項変更(J)）	仕様表
57	・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，条件の変更や新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (新知見の収集)	－
58	・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (防火帯の運用)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・防火帯を設ける設計とし，防火帯内は可燃物を置かない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を設置する場合は，必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (防火帯の運用)	－
59	・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 (タンクローリ火災に対する措置)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 燃料補充用のタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料補充時は監視人が立会を実施することを保安規定に定めて，管理する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (タンクローリ火災に対する措置)	－
60	・耐火被覆及び遮熱板の定期的な保守管理を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 (耐火被覆の定期的な保守管理)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・耐火被覆について，耐環境性を考慮した対策を施し，定期的な維持管理を保安規定に定めて，管理する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (耐火被覆の定期的な保守管理)	－
61	・航空機墜落火災が発生した場合，再処理施設の耐火被覆の点検及び工程停止等の措置を講ずること	運用要求	施設共通　基本設計方針 (再処理の停止)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災が発生した場合は，再処理施設の耐火被覆の健全性確認中の工程停止等の措置を講ずること	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (再処理の停止)	－
62	・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	運用要求	施設共通　基本設計方針 (ばい煙および有毒ガスに対する措置)	基本方針	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3　外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・制御建屋や使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，外気遮断等の手段を保安規定に定めて管理する。	－	－	○	施設共通　基本設計方針 (ばい煙および有毒ガスに対する措置)	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第１回		第２回							
			添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，評価条件の大きな変更又は新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災の評価の条件及び新知見について，定期的に確認を行い，条件の変更や新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一							
58	・延焼防止機能を損なわないために，防火帯の維持管理を行うとともに，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置せず，可燃物を含む機器等を設置する場合には，必要最小限として不燃性シートで覆う等の対策を行うこと	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・防火帯を設ける設計とし，防火帯内は可燃物を置かない設計とする。ただし，防火帯に可燃物を設置する場合は，必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一							
59	・危険物を搭載したタンクローリ火災が発生した場合の影響については，万一の火災発生時に速やかな消火活動が可能となるよう，燃料補充時は監視人が立会を実施すること	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 燃料補充用のタンクローリ火災が発生した場合の影響については，燃料補充時は監視人が立会を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一							
60	・耐火被覆及び遮熱板の定期的な保守管理を行うこと	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・耐火被覆について，耐環境性を考慮した対策を施し，定期的な維持管理を保安規定に定めて、管理する。	第１Gr申請と同一							
61	・航空機墜落火災が発生した場合，再処理施設の耐火被覆の点検及び工程停止等の措置を講ずること	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・外部火災が発生した場合は，再処理施設の耐火被覆の健全性確認中の工程停止等の措置を講ずること	第１Gr申請と同一							
62	・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行い，再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を講ずること ・外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること	運用要求	VI-1-1-1-3-1 外部火災への配慮に関する基本方針 2.1.3 外部火災から防護すべき施設の設計方針 (8)必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.3(8)必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・制御建屋や使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，外気遮断等の手段を保安規定に定めて管理する。	第１Gr申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3　自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.4　火山の影響 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1　基本方針】 安全機能を有する施設は，想定される火山事象により，降下火砕物が発生した場合においても，安全機能を損なわないことを目的とし，技術基準規則に適合するように設計する。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針	【2.1　基本方針】 安全機能を有する施設は，想定される火山事象により，降下火砕物が発生した場合においても，安全機能を損なわないことを目的とし，技術基準規則に適合するように設計する。	第１Gr申請と同一					
2	降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定　2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に，降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果を示す。	VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び間接的影響を考慮する施設を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に直接的影響，間接的影響を踏まえて降下火砕物の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1降下火砕物防護対象施設及び設計方針	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設 ・降下火砕物防護対象施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。 降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「降下火砕物防護対象施設等」という。）は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定　2.2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に，降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果を示す。	第１Gr申請と同一					
							VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び間接的影響を考慮する施設の選定結果を示す。				VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物の影響を考慮する施設 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設，外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び間接的影響を考慮する施設の選定結果を示す。						
3	また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○波及的影響 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○波及的影響 ・降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	第１Gr申請と同一					
							VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○波及的影響を及ぼす可能性のある施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を抽出し，降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を選定した結果を示す。				VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1降下火砕物の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○波及的影響を及ぼす可能性のある施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を抽出し，降下火砕物の影響を考慮する施設として選定することを示す。 「2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に波及的影響を及ぼす可能性のある施設を選定した結果を示す。						
							VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。				VI-1-1-1-3-2　降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 1.　概要 2.降下火砕物の影響を考慮する施設の選定 2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	【2.2降下火砕物の影響を考慮する施設の選定】 ○降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す。						
4	上記に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１Gr申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3　自然現象等 3.3　外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.4　火山の影響 (1)　防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として，事業変更許可を受けた降下火砕物の特性を考慮し，降下火砕物の影響を受ける場合においても，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
2	降下火砕物から防護する施設(以下「降下火砕物防護対象施設」という。)としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。降下火砕物防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「降下火砕物防護対象施設等」という。)は，降下火砕物の影響に対し，機械的強度を有すること等により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
3	また，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
4	上記に含まれない安全機能を有する施設については，降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・降下火砕物防護対象施設以外の安全機能を有する施設に対し，損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に含まれない安全機能を有する施設 ・降下火砕物防護対象施設以外の安全機能を有する施設に対し，損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一					
6	なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○使用済燃料収納キャスク ・使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.1　降下火砕物より防護すべき施設	【2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針】 ○使用済燃料収納キャスク ・使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	第１Gr申請と同一					
7	(2)　防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 　設計に用いる降下火砕物は，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.3g／cm^3（湿潤状態）と設定する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性】 ・敷地において考慮する火山事象として，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm3(湿潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.2設計方針に用いる降下火砕物特性	【2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性】 ・敷地において考慮する火山事象として，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.3g/cm3(湿潤状態)の降下火砕物を設計条件として設定する。	第１Gr申請と同一					
8	また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	定義	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について ・降下火砕物に対する防護設計を行うために，降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，個々の施設に常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○考慮する荷重について ・降下火砕物に対する防護設計を行うために，降下火砕物防護対象施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，個々の施設に常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重(火山)を設定する。	第１Gr申請と同一					
					Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界 (1)荷重の種類	【2.1.3(1)荷重の種類】 ○常時作用する荷重 常時作用する荷重としては，持続的に生じる荷重であり固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○降下火砕物の堆積による荷重 湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 運転時の状態で施設に作用する荷重としては，配管にかかる内圧等の運転時荷重を考慮する。 ○積雪荷重 積雪の組合せについては，建築基準法による50年再現期待値を用いる。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 組み合わせるべき風荷重については，六ヶ所村の基準風速34m/sを用いる。ただし，この荷重は短期荷重とする。	—	—				Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界 (1)荷重の種類	【2.1.3(1)荷重の種類】 ○常時作用する荷重 常時作用する荷重としては，持続的に生じる荷重であり固定荷重及び積載荷重を考慮する。 ○降下火砕物の堆積による荷重 湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○運転時荷重 運転時の状態で施設に作用する荷重としては，配管にかかる内圧等の運転時荷重を考慮する。 ○積雪荷重 積雪の組合せについては，建築基準法による50年再現期待値を用いる。ただし，この荷重は短期荷重とする。 ○風荷重 組み合わせるべき風荷重については，六ヶ所村の基準風速34m/sを用いる。ただし，この荷重は短期荷重とする。						
					Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界 (2)荷重の組合せ	【2.1.3(2)荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては，設計に用いる常時作用する荷重，降下火砕物の堆積による荷重，運転時荷重，積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重，積雪荷重及び風荷重については，対象とする施設の設置場所，その他の環境条件によって設定する。 ・常時作用する荷重，積雪荷重，風荷重及び運転時荷重については，組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には，保守的に組合せないことを基本とする。	—	—				Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界 (2)荷重の組合せ	【2.1.3(2)荷重の組合せ】 ・降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては，設計に用いる常時作用する荷重，降下火砕物の堆積による荷重，運転時荷重，積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。 ・設計に用いる降下火砕物の堆積による荷重，積雪荷重及び風荷重については，対象とする施設の設置場所，その他の環境条件によって設定する。 ・常時作用する荷重，積雪荷重，風荷重及び運転時荷重については，組み合わせることで降下火砕物の堆積による荷重の抗力となる場合には，保守的に組合せないことを基本とする。	第１Gr申請と同一					
					Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 a.構造物への静的負荷に対する設計方針 (b)許容限界	【2.1.4(1)a.(b)　許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は，安全上適切と認められる規格及び規準等で妥当性が確認されている値を用いて，降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については，収納する降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え，閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋を構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・設備については，当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するように，設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。	—	—				Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1)直接的影響に対する設計方針 a.構造物への静的負荷に対する設計方針 (b)許容限界	【2.1.4(1)a.(b)　許容限界】 ○許容限界の考え方 ・設計荷重(火山)に対する許容限界は，安全上適切と認められる規格及び規準等で妥当性が確認されている値を用いて，降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。 ○構造物への静的負荷の許容限界 ・建屋については，収納する降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え，閉じ込め機能及び遮蔽機能を維持できるよう建屋を構成する各部位ごとに応じた許容限界を設定する。 ・設備については，当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するように，設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
6	なお，使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ，降下火砕物により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
7	(2)　防護設計における降下火砕物の特性及び荷重の設定 　設計に用いる降下火砕物は，事業変更許可を受けた層厚55cm，密度1.3g／cm^3（湿潤状態）と設定する。	定義	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
8	また，降下火砕物に対する防護設計を行うために，施設に作用する荷重として，降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重，常時作用する荷重，運転時荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた設計荷重（火山）を設定する。	定義	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，「Ⅵ－１－１－３－１　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ，風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.3荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3荷重の組合せ及び許容限界】 ○火山と同時に発生し得る自然現象 火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，「Ⅵ－１－１－１－１　自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の「2.2 組合せ」を踏まえ，風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。	第１Gr申請と同一						
10	(3)　降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針	【2.1.4 降下火砕物の影響に対する防護対策方針】 ・「2.1.1　降下火砕物防護対象施設及び設計方針」にて設定した降下火砕物防護対象施設について，設計荷重(火山)を踏まえた降下火砕物防護設計を実施する。 ・降下火砕物の影響を考慮する施設は，「2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性」を踏まえ，降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して，安全機能を損なわないことを目的として，適切な防護措置を講じる。 ・降下火砕物の影響を考慮する各施設において，考慮する直接的影響因子が異なることから，降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との組合せを行う。	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 1.概要 2.設計の基本方針	【2.設計の基本方針】 ・降下火砕物より防護すべき施設がその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。 ・影響因子ごとに施設を分類し，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を，3.以降で示す。 ・「3.　施設分類」において，施設への影響を及ぼし得る影響因子として，構造物への荷重，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，中央監視室等の大気汚染，絶縁低下，間接的影響を抽出し，それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 1.概要 2.設計の基本方針	【2.設計の基本方針】 ・降下火砕物より防護すべき施設がその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行うことを示す。 ・影響因子ごとに施設を分類し，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を，3.以降で示す。 ・「3.　施設分類」において，施設への影響を及ぼし得る影響因子として，構造物への荷重，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，中央監視室等の大気汚染，絶縁低下，間接的影響を抽出し，それらに対して影響を考慮する施設を抽出する。	第１Gr申請と同一						
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 3.　施設分類	【3.施設分類】 ○影響因子ごとの施設設定 ・降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。 ・構造物への静的負荷を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 ・構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 ・敷地周辺の大気汚染 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設 ・間接的影響を考慮する施設					Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 3.　施設分類	【3.施設分類】 ○影響因子ごとの施設設定 ・降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設を示す。 ・構造物への静的負荷を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 ・換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 ・構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 ・敷地周辺の大気汚染 ・電気系及び計測制御系の絶縁低下を考慮する施設 ・間接的影響を考慮する施設							
11	a.　直接的影響に対する防護対策 (a) 構造物への静的負荷 建屋内の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○建屋に収納される降下火砕物防護対象施設 ・建屋に収納される降下火砕物防護対象施設は，設計荷重（火山）に対して，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○建屋に収納される降下火砕物防護対象施設 ・建屋に収納される降下火砕物防護対象施設は，設計荷重（火山）に対して，安全機能を損なわないよう，構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１Gr申請と同一						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については，火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により，風(台風)及び積雪による荷重を考慮する。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
10	(3)　降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物に対する防護設計においては，降下火砕物の特性による直接的影響として静的負荷，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を対象として評価し，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
11	a.　直接的影響に対する防護対策 (a)　構造物への静的負荷 建屋内の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して構造健全性を維持する建屋内に設置することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(上)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(上)）	申請対象設備（２項変更(2)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 （a）設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（火山）に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 （a）設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（火山）に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	第１Gr申請と同一					
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	屋外の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 安全冷却水系 主排気筒 計測制御設備	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 （a）設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ・屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち降下火砕物が堆積しやすい構造を有する施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，屋外に設置する降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	—	—	○	安全冷却水B冷却塔	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 （a）設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ・屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち降下火砕物が堆積しやすい構造を有する施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，屋外に設置する降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。
13	屋外の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	安全冷却水系	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	○	安全冷却水系 計測制御設備	主排気筒	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(上)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(上)）	申請対象設備（２項変更(上)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	基本方針 （波及的影響を及ぼし得る施設） 竜巻防護対策設備	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	— VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	— 【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	○	竜巻防護対策設備	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。 【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—
15	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋） 使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫	基本方針 設計方針 評価	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を防止する設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。	— VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	— 【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	○ —	基本方針 —	— —	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針 —	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を防止する設計とする。 ※「VI－１－１－１－３－３　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に基づき，降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針を「VI－１－１－１－３－４　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に展開する。また，「VI－１－１－４」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく強度評価方針についても説明する。 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
16	なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物の長期的な堆積 降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 a. 構造物への静的負荷に対する設計方針 (a) 設計方針	【2.1.4(1)a.(a)設計方針】 ○降下火砕物の長期的な堆積 降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	第１Gr申請と同一							
			○	—	竜巻防護対策設備	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。	○	竜巻防護対策設備	竜巻防護対策設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。
15	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.1構造物への静的負荷を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.1構造物への静的負荷を考慮する施設	【4.1構造物への荷重を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 構造物への荷重を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.1構造物への静的負荷を考慮する施設」に記載する。 【5.1構造物への静的負荷を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，設計荷重(火山)に対し，建屋の構造健全性を維持することで，建屋によって，収納される降下火砕物防護対象施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする旨を示す。
16	なお，降下火砕物が長期的に堆積しないよう降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うことから，降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重として設定する。	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	(b) 構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【2.1.4(1)b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針	【2.1.4(1)b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
18	なお，粒子の衝突の影響は，竜巻で設定する飛来物の影響に包絡されるため，「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突	【2.1.4(1)b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 ・なお，降下火砕物は微小な鉱物結晶で，砂よりも硬度が低い特性を持つことから，降下火砕物の粒子の衝突の影響は，「Ⅵ－１－１－１－２－１ 竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物等の影響に包絡される。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 b.　構造物への粒子の衝突	【2.1.4(1)b.　構造物への粒子の衝突に対する設計方針】 ・なお，降下火砕物は微小な鉱物結晶で，砂よりも硬度が低い特性を持つことから，降下火砕物の粒子の衝突の影響は，「Ⅵ－１－１－１－２－１ 竜巻への配慮に関する基本方針」に示す竜巻の設計飛来物等の影響に包絡される。	—	—	—	—	—	—
19	(c) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞） 屋外の降下火砕物防護対象施設である主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
20	具体的には，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 主排気筒	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち主排気筒は，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設のうち主排気筒は，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○主排気筒 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○主排気筒 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，主排気筒は，吹き上げ及び異物除去により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	(b) 構造物への粒子の衝突 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設及び使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，構造物への降下火砕物の粒子の衝突の影響により，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
18	なお，粒子の衝突の影響は，竜巻で設定する飛来物の影響に包絡されるため，「3.3.2 (3) a.　竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」に示す基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
19	(c) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞） 屋外の降下火砕物防護対象施設である主排気筒は，降下火砕物の侵入による閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
20	具体的には，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，異物の除去が可能な構造とすること及び異物の溜まる空間を設けることで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	主排気筒	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○主排気筒 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○主排気筒 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，主排気筒は，吹き上げ及び異物除去により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
21	建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	-	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
23	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御建屋	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御室換気設備	基本方針 設計方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
25	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(I)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(I)）	申請対象設備（２項変更(II)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設であるガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路は，冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設であるガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設であるガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	降下火砕物が取り込まれたとしても，貯蔵ピットの下部に空間を設けることにより，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，貯蔵設備の下部に空間を設けることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	— 【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，空間を設けることにより閉塞しない構造とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，貯蔵設備の下部に空間を設けることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設であるガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路は，冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	高レベル廃液ガラス固化建屋	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
27	降下火砕物が取り込まれたとしても，貯蔵ピットの下部に空間を設けることにより，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	ガラス固化体貯蔵設備	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，空間を設けることにより閉塞しない構造とする旨を示す。	○	—	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，ガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路は，空間を設けることにより閉塞しない構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(J)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(J)）	申請対象設備（２項変更(J)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	Ⅵ-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 非常用電源建屋 前処理建屋				Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	降下火砕物が取り込まれたとしても，当該機器の給気系統にフィルタ又はワイヤネット(以下「フィルタ等」という。)を設置し，当該機器内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタ又はワイヤネット(以下「フィルタ等」という。)を設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 ・降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタ又はワイヤネット(以下「フィルタ等」という。)を設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタ等を通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	非常用電源建屋 前処理建屋	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
29	降下火砕物が取り込まれたとしても，当該機器の給気系統にフィルタ又はワイヤネット(以下「フィルタ等」という。)を設置し，当該機器内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
30	また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタ等を通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	○	電気設備（ディーゼル発電機）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	さらに，非常用ディーゼル発電機等は，降下火砕物用フィルタの追加設置など，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう，降下火砕物用フィルタを換気設備に追加設置できる設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう，降下火砕物用フィルタを換気設備に追加設置できる設計とする。	—	—	—	—	—	—
			電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう，架台を設置する設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	さらに，非常用ディーゼル発電機等は，降下火砕物用フィルタの追加設置など，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	○	電気設備（ディーゼル発電機）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう，架台を設置する設計とする旨を示す。							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう，架台を設置する設計とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(1)）	申請対象設備（２項変更(2)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	降下火砕物がフィルタ及びワイヤネットに付着した場合でもフィルタ及びワイヤネットの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 さらに，降下火砕物がフィルタ等に付着した場合でもフィルタ等の交換又は清掃が可能な構造とすることで，閉塞しない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 c.　閉塞に対する設計方針	【2.1.4(1)c.　閉塞に対する設計方針】 さらに，降下火砕物がフィルタ等に付着した場合でもフィルタ等の交換又は清掃が可能な構造とすることで，閉塞しない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	(d) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗） 　建屋内の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備等及び屋外に設置される降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔は，降下火砕物による磨耗の影響に対して磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設のうち制御建屋中央制御室換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象施設のうち安全冷却水系の冷却塔は，降下火砕物による磨耗の影響に対して磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設のうち制御建屋中央制御室換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象施設のうち安全冷却水系の冷却塔は，降下火砕物による磨耗の影響に対して磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
34	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	降下火砕物がフィルタ及びワイヤネットに付着した場合でもフィルタ及びワイヤネットの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設	【4.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」に記載する。 【5.2換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
33	(d) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗） 建屋内の降下火砕物防護対象施設，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備等及び屋外に設置される降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔は，降下火砕物による磨耗の影響に対して磨耗し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
34	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(I)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(I)）	申請対象設備（２項変更(J)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	安全冷却水B冷却塔	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
			制御建屋				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
36	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	－	制御建屋	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(1)）	申請対象設備（２項変更(2)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 制御室換気設備	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	— VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	— 【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○ —	基本方針 —	— —	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針 —	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
38	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 非常用電源建屋 前処理建屋	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	— 【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○ —	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） —	— —	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針 —	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	－	制御室換気設備	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
38	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である非常用ディーゼル発電機等は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	非常用電源建屋 前処理建屋	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	－	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(1)）	申請対象設備（２項変更(2)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	降下火砕物が取り込まれたとしても，当該機器の給気系統にフィルタ等を設置し，当該機器内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタ等を設置し設備内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタ等を設置し設備内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタ等を通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタを通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	降下火砕物が取り込まれたとしても，当該機器の給気系統にフィルタ等を設置し，当該機器内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
40	また，非常用ディーゼル発電機等は，フィルタ等を通過した小さな粒径の降下火砕物が侵入した場合でも，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	電気設備（ディーゼル発電機）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	さらに，非常用ディーゼル発電機等は，降下火砕物用フィルタの追加設置など，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう，降下火砕物用フィルタを換気設備に追加設置できる設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 また，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう，降下火砕物用フィルタを換気設備に追加設置できる設計とする。	—	—	—	—	—	—
			電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系				Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう、架台を設置する設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
41	さらに，非常用ディーゼル発電機等は，降下火砕物用フィルタの追加設置など，さらなる降下火砕物対策を実施できるよう設計する。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	○	電気設備（ディーゼル発電機）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう、架台を設置する設計とする旨を示す。							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備に降下火砕物用フィルタを追加設置できるよう、架台を設置する設計とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(△)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(△)）	申請対象設備（２項変更(○)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	降下火砕物がフィルタ及びワイヤネットに付着した場合でもフィルタ及びワイヤネットの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求(1)	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 さらに，降下火砕物がフィルタ等に付着した場合でもフィルタ等の交換又は清掃が可能な構造とすることで，磨耗しない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 さらに，降下火砕物がフィルタ等に付着した場合でもフィルタ等の交換又は清掃が可能な構造とすることで，磨耗しない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔の冷却ファンの回転軸部は，冷却空気を上方に流し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔は，冷却空気を上方に流すこと及び降下火砕物が侵入し難い構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 d.　磨耗に対する設計方針	【2.1.4(1)d.　磨耗に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔は，冷却空気を上方に流すこと及び降下火砕物が侵入し難い構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			安全冷却水系				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	○	安全冷却水B冷却塔	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	降下火砕物がフィルタ及びワイヤネットに付着した場合でもフィルタ及びワイヤネットの交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により磨耗しない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	換気設備（前処理建屋給気系）	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系）	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○換気設備、非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
43	屋外の降下火砕物防護対象施設である安全冷却水系の冷却塔の冷却ファンの回転軸部は，冷却空気を上方に流し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	安全冷却水系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	安全冷却水系	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設	【4.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設」に記載する。 【5.3換気系，電気系及び計測制御系における磨耗を考慮する施設】 ○冷却塔 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，冷却塔は，空気の流れ及び構造により設備内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	(a) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) イ．構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
45	屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属の使用により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 主排気筒 安全冷却水系 計測制御設備 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	基本方針 設計方針 評価	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属を使用することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属により，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	安全冷却水B冷却塔	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 屋外に設置する降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属を使用することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。 【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属により，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	(a) 構造物，換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) イ．構造物の化学的影響(腐食) 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋，屋外の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
45	屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属の使用により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a. 構造物の化学的影響(腐食)】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属により，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	安全冷却水系	主排気筒 換気設備（精製建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備） 安全冷却水系 換気設備（前処理建屋換気設備） 換気設備（分離建屋換気設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備） 塔槽類廃ガス処理設備（高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a. 構造物の化学的影響(腐食)】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○屋外の降下火砕物防護対象施設4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，屋外の降下火砕物防護対象施設は，塗装又は腐食し難い金属により，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設を収納する建屋） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針 評価	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装又は腐食し難い金属の使用若しくは外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （波及的影響を及ぼし得る施設） 竜巻防護対策設備	基本方針 設計方針 評価	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	○	竜巻防護対策設備（竜巻防護対策設備）	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋(構造物) 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。
47	降下火砕物防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設は，塗装又は腐食し難い金属の使用若しくは外壁塗装及び屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	竜巻防護対策設備	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	竜巻防護対策設備	竜巻防護対策設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食) Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 （使用済燃料収納キャスクを収納する建屋）	基本方針 設計方針 評価	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，塗装，腐食し難い金属の使用又は屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，塗装，腐食し難い金属の使用又は屋上防水により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，降下火砕物防護対象施設等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
			使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a.構造物の化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)a.構造物の化学的影響(腐食)】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守等）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
50	ロ．換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食） 　建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	習熟宣言	基本方針	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 建屋に収納される降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
51	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
			使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋				VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は，外壁塗装及び屋上防水を実施することにより，短期での腐食が発生しない設計とすることで，使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫	—	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) a. 構造物の化学的影響(腐食)	【4. 4(1)～(3)a. 構造物の化学的影響(腐食)】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○使用済燃料収納キャスクを収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，外壁塗装及び屋上防水を実施し，降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。
49	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
50	ロ．換気系，電気系，計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響(腐食) 建屋内の降下火砕物防護対象施設及び降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，降下火砕物に含まれる腐食性のあるガスによる化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。	習熟宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
51	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4. 4(1)～(3)b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4. 4(1)～(3)b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，建屋に収納される降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○建屋の換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御建屋	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○中央制御室換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○建屋の換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○建屋の換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
53	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○中央制御室換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(△)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(△)）	申請対象設備（２項変更(○)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御室換気設備	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○中央制御室換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御室換気設備 ガラス固化体貯蔵設備 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	基本方針 設計方針 評価	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4.4(1)～(3)b.換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し、(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお、それぞれの施設等の機能として必要となる事項は、「5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5.4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属，防食処理により降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (除灰後の点検及び保守等)	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 (除灰後の点検及び保守等)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 e.　腐食に対する設計方針	【2.1.4(1)e.　腐食に対する設計方針】 また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，降下火砕物防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)	【4. 4(1)～(3)b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○中央制御室換気設備 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
55	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理により，短期での腐食が発生しない設計とすることで，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	—	ガラス固化体貯蔵設備 電気設備（ディーゼル発電機） 安全圧縮空気系	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4. 4(1)～(3)b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属，防食処理により降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。	○	電気設備（ディーゼル発電機）	制御室換気設備 ガラス固化体貯蔵設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1)～(3) b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食) VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設	【4. 4(1)～(3)b. 換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」に記載する。 【5. 4構造物，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設】 ○降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設は，塗装，腐食し難い金属，防食処理により降下火砕物による短期的な腐食が発生しない設計とする旨を示す。
56	また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(1)）	申請対象設備（２項変更(2)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	(f) 敷地周辺の大気汚染 制御建屋の中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 制御建屋の中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，運転員の居住性を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	VI-1-1-1-3-1　火山への配慮に関する基本方針 2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 制御建屋の中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，運転員の居住性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
58	制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御建屋	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5敷地周辺の大気汚染を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.要求機能及び性能目標 5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 制御室換気設備	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，運転員の居住性を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，運転員の居住性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5敷地周辺の大気汚染を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.要求機能及び性能目標 5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。再循環時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し，室内の居住性を確保する設計とする。これらにより，敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。再循環時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施し，室内の居住性を確保する設計とする。これらにより，敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
61	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （大気汚染）	-	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針	【2.1.4(1)f.　敷地周辺の大気汚染に対する設計方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	(f) 敷地周辺の大気汚染 制御建屋の中央制御室は，降下火砕物による大気汚染により，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
58	制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5敷地周辺の大気汚染を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 要求機能及び性能目標 5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
59	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御室換気設備	—	—	—	Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【4.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.5敷地周辺の大気汚染を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 要求機能及び性能目標 5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設	【5.5 敷地周辺の大気汚染を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。
60	敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずることができる設計とする。再循環時においては，中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮し，敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても，中央制御室内の居住性を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
61	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員への影響を防止する設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	(g) 電気系及び計測制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
63	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 非常用電源建屋 主排気筒管理建屋	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	— Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	— 【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 (降下火砕物防護対象施設) 換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	— Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	— 【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	基本方針 (降下火砕物防護対象施設)	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止することにより，屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
62	(g) 電気系及び計測制御系の絶縁低下 外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する設備は，降下火砕物による絶縁低下の影響により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
63	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 主排気筒管理建屋	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○降下火砕物防護対象施設を収納する建屋 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，降下火砕物防護対象施設を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
64	降下火砕物が取り込まれたとしても，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系等にフィルタを設置し，建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	－	換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系） 換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋換気給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	○	換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系） 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	換気設備（精製建屋給気系） 換気設備（ウラン脱硝建屋給気系） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系） 換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系） 換気設備（ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系） 換気設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系） 換気設備（分析建屋給気系） 制御室換気設備 施設共通　基本設計方針 （フィルタ）	－	－	－	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。 【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○建屋の換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 制御建屋	基本方針 設計方針	2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 制御室換気設備	基本方針 設計方針	2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2. 火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (1) 直接的影響に対する設計方針 g.　絶縁低下に対する設計方針	【2.1.4(1)g.　絶縁低下に対する設計方針】 降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にフィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することにより，屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設である制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。	設置要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—							VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする旨を示す。
66	降下火砕物が取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備の給気系統にフィルタを設置し，中央制御室内部に降下火砕物が侵入し難い設計とすることにより，建屋内の空気を取り込む機構を有する制御盤等の安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.6 絶縁低下を考慮する施設	【4.6 絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.6 電気系及び計測制御系に対する絶縁低下を考慮する施設」に記載する。
			—	—	—	—	—	—	○	—	制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.6絶縁低下を考慮する施設	【5.6絶縁低下を考慮する施設】 ○中央制御室換気設備 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，中央制御室換気設備にフィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する旨を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成（１）	添付書類　説明内容（１）	添付書類　構成（２）	添付書類　説明内容（２）	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
									説明対象	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更(L)）	申請対象設備（２項変更(L)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	b.　間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 （降下火砕物防護対象施設） 電気設備（ディーゼル発電機） （第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機，重油タンク，燃料油貯蔵タンク，燃料移送ポンプ，燃料油移送ポンプ）	基本方針 設計方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 間接的影響に対する設計方針	【2.1.4(2) 間接的影響に対する設計方針】 降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。	— Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4.要求機能及び性能目標 4.7 間接的影響を考慮する施設 Ⅵ-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5.機能設計 5.7間接的影響を考慮する施設	— 【4.7 間接的影響を考慮する施設】 間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.7間接的影響を考慮する施設」に記載する。 【5.7間接的影響を考慮する施設】 4.の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする旨を示す。	○	基本方針 （降下火砕物防護対象施設）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (2) 間接的影響に対する設計方針	【2.1.4(2) 間接的影響に対する設計方針】 降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	(4)　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集や，防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	—	—	○	基本方針	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	第１Gr申請と同一					
69	・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 （新知見の確認及びモニタリング）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （新知見の確認及びモニタリング）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	第１Gr申請と同一					
70	・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （降下火砕物の長期的な堆積）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	第１Gr申請と同一					
71	・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう必要に応じて貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機等に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求	施設共通　基本設計方針 （フィルタの交換清掃及び吸引による除灰等）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気圧縮機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （フィルタの交換清掃及び吸引による除灰等）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機に対するフィルタの追加設置等を行うこと	第１Gr申請と同一					
72	・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御場屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守並びに制御室の外気遮断等）	基本方針	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，中央制御室の換気設備の外気との連絡口の遮断及び中央制御室の空気を再循環すること ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，必要に応じて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断すること	—	—	○	施設共通　基本設計方針 （除灰後の点検及び保守並びに制御室の外気遮断等）	—	2.火山防護に関する基本方針 2.1基本方針 2.1.4降下火砕物の影響に対する防護対策方針 (3) 必要な機能を損なわないための運用上の措置	【2.1.4(3)　必要な機能を損なわないための運用上の措置】 ・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，中央制御室の換気設備の外気との連絡口の遮断及び中央制御室の空気を再循環すること ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合には，必要に応じて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断すること	第１Gr申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	b.　間接的影響に対する防護対策 降下火砕物による間接的影響である７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備を降下火砕物の影響を受けないよう設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
			○	―	電気設備（ディーゼル発電機） (第2非常用ディーゼル発電機，燃料油貯蔵タンク，燃料油移送ポンプ)	―	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.7 間接的影響を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.7間接的影響を考慮する施設	【4.7 間接的影響を考慮する施設】 間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.7間接的影響を考慮する施設」に記載する。 【5.7間接的影響を考慮する施設】 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする旨を示す。	○	電気設備（ディーゼル発電機） (第1非常用ディーゼル発電機，重油タンク，燃料移送ポンプ)	―	―	―	―	VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 4. 要求機能及び性能目標 4.7 間接的影響を考慮する施設 VI-1-1-1-3-3　降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針 5. 機能設計 5.7間接的影響を考慮する施設	【4.7 間接的影響を考慮する施設】 間接的影響を考慮する施設に関して(1)では該当施設等を列挙し，(2)(3)では要求される性能及び性能目標を記載する。なお，それぞれの施設等の機能として必要となる事項は，「5.7間接的影響を考慮する施設」に記載する。 【5.7間接的影響を考慮する施設】 4. の要求機能及び性能目標から展開する内容を踏まえ，７日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し，再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるよう，非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵及び移送する設備が降下火砕物の影響を受けないよう設置する設計とする旨を示す。
68	(4)　必要な機能を損なわないための運用上の措置 火山に関する設計条件等に係る新知見の収集及び火山に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。	管理宣言	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
69	・定期的に新知見の確認を行い，新知見を得られた場合に評価すること ・火山活動のモニタリングを行い，評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認すること	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
70	・降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物の除去を適切に行うこと	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
71	・降灰時には，降下火砕物による閉塞及び磨耗を防止するために，換気設備の停止又はフィルタの交換若しくは清掃を行うこと ・降下火砕物によりガラス固化体貯蔵設備の冷却空気流路が閉塞しないよう必要に応じて貯蔵ピットの点検用の開口部より吸引による除灰を行うこと ・降灰時には，非常用ディーゼル発電機等に対するフィルタの追加設置等を行うこと	運用要求	第１Gr申請と同一						第１Gr申請と同一							
72	・堆積した降下火砕物の除去後に点検し，必要に応じて修理を行うこと並びに日常的な保守及び修理を行うこと ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，中央制御室の運転員への影響を防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し，中央制御室内の空気の再循環を行う措置を講ずること ・敷地周辺で大気汚染が発生した場合は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転員への影響を防止するため，必要に応じて外気との連絡口を遮断すること	運用要求	第１Gr申請と同一						第２Gr申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3.自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.5 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10ｋｍの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅶ-2-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定し，建物・構築物内部に設置されている施設の安全性を確保する方針を記載する。 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅶ-2-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 1.　基本的な考え方	【1.　基本的な考え方】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に衝突することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。				Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 1.　基本的な考え方	【1.　基本的な考え方】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に衝突することを想定したときに，一般公衆に対して過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。	－	－	－	－	－	－
2	安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし，安全上重要な施設のうち，航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は，防護対象外とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・安全上重要な施設については原則として防護対象とするが，航空機が墜落する可能性が無視できる又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない以下の施設は防護対象外とすることを記載する。 －主排気筒 －主排気筒の排気筒モニタ －安全蒸気系のボイラ用燃料ポンペ －第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅶ-2-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・安全上重要な施設については原則として防護対象とするが，航空機が墜落する可能性が無視できる又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない以下の施設は防護対象外とすることを記載する。 －主排気筒 －主排気筒の排気筒モニタ －安全蒸気系のボイラ用燃料ポンペ －第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器 ・防護設計条件及び防護設計に係る説明は，認可を受けた設工認申請書の添付書類Ⅶ-2-1「航空機に対する防護設計の基本方針」に同じであることを記載する。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に衝突することを想定したときに，一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，防護対象とする。安全上重要な施設については，原則として防護対象とする。				Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 三沢対地訓練区域で訓練飛行中の航空機が施設に衝突することを想定したときに，一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，防護対象とする。安全上重要な施設については，原則として防護対象とする。	－	－	－	－	－	－
3	防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.基本方針】 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.基本方針】 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いる。				Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いる。	－	－	－	－	－	－
4	また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 設置要求 評価要求	基本方針 安全冷却水系（安全冷却水系） 第２非常用ディーゼル発電機	基本方針 対象選定 設計方針(分離配置)	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.基本方針】 また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.基本方針】 また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 また，放射性物質を内包しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いる。				Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 2.防護対象施設及び防護方法	【2.防護対象施設及び防護方法】 また，放射性物質を内包しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いる。	－	－	－	－	－	－
					Ⅶ-2-3-1-1　冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置 1.　基本的な考え方	【1.　基本的な考え方】 放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される施設で防護対象とする施設は，航空機の最大長さ，２系列間にある建物・構築物等を考慮して，同時に２系列破損しない様十分な離隔距離をとって配置する。 地上施設であれば航空機の最大長さを上回る距離をとり，かつ，２系列の間に航空機の最大長さ以上の堅固な建物・構築物を有するように配置する。地中構造物である洞道の場合，航空機の最大長さ以上の距離であれば２系列同時に衝突することは考えられないため，航空機の最大長さ以上離して配置する。				Ⅶ-2-3-1-1　冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置 1.　基本的な考え方	【1.　基本的な考え方】 放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される施設で防護対象とする施設は，航空機の最大長さ，２系列間にある建物・構築物等を考慮して，同時に２系列破損しない様十分な離隔距離をとって配置する。 地上施設であれば航空機の最大長さを上回る距離をとり，かつ，２系列の間に航空機の最大長さ以上の堅固な建物・構築物を有するように配置する。地中構造物である洞道の場合，航空機の最大長さ以上の距離であれば２系列同時に衝突することは考えられないため，航空機の最大長さ以上離して配置する。	－	－	－	－	－	－
5	上記の防護設計を踏まえ，再処理施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業変更許可を受けている。 設工認申請時に，事業変更許可申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・再処理施設への航空機落下確率を評価した結果，追加の防護設計が不要であることを記載する。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・再処理施設への航空機落下確率を評価した結果，追加の防護設計が不要であることを記載する。	第１Ｇｒ申請と同一					
6	なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・定期的に航空路の変更等の状況を確認することを保安規定に定めて，管理することを記載する。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針 2.　基本方針	【2.　基本方針】 ・定期的に航空路の変更等の状況を確認することを保安規定に定めて，管理することを記載する。	第１Ｇｒ申請と同一					
7	(1)　防護設計条件 建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，建物・構築物の健全性への影響に対して厳しい結果を与える航空機を対象とした衝撃荷重に係る条件に余裕を考慮し，航空機総重量20ｔ，速度150m/sから求まる衝撃荷重を用いる。この衝撃荷重は衝突面に対し直角に作用するものとする。	定義	基本方針	評価条件	Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3.　防護設計条件	【3.　防護設計条件】 ・建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で最も多く訓練飛行を行っていた航空機のうち，厳しい結果を与える航空機を対象とした衝撃荷重に係る条件に余裕を考慮し，航空機総重量20ｔ，速度150 m/sから求まる衝撃荷重を用いる。この衝撃荷重は，衝突面に対し直角に作用するものとする。	○	基本方針	－	Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3.　防護設計条件	【3.　防護設計条件】 ・建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で最も多く訓練飛行を行っていた航空機のうち，厳しい結果を与える航空機を対象とした衝撃荷重に係る条件に余裕を考慮し，航空機総重量20ｔ，速度150 m/sから求まる衝撃荷重を用いる。この衝撃荷重は，衝突面に対し直角に作用するものとする。	－	－	－	－	－	－
8	貫通限界厚さの算定についても同様に，余裕を考慮し，エンジン重量1.9t，エンジン吸気口部直径0.98m，エンジンの衝突速度150m/sとする。また，Ｆ－４ＥＪ改を考慮し，2基のエンジン（重量1.745ｔ／基，吸気口部直径0.992m）と等価な重量，断面積を有するエンジンとして，エンジンの重量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m及びエンジンの衝突速度155m／ｓも貫通限界厚さの算定に用いる。	定義	基本方針	評価条件	Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3.　防護設計条件	【3.　防護設計条件】 ・貫通限界厚さの算定についても同様に，余裕を考慮し，エンジン重量1.9トン，エンジン吸気口部直径0.98 m，エンジンの衝突速度150 m/sとする。 また，Ｆ－４ＥＪ改を考慮し，エンジン重量1.745ｔ／基，エンジン吸気口部直径0.992m及びエンジンの衝突速度155m／ｓも用いる。	○	基本方針	－	Ⅶ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 3.　防護設計条件	【3.　防護設計条件】 ・貫通限界厚さの算定についても同様に，余裕を考慮し，エンジン重量1.9トン，エンジン吸気口部直径0.98 m，エンジンの衝突速度150 m/sとする。 また，Ｆ－４ＥＪ改を考慮し，エンジン重量1.745ｔ／基，エンジン吸気口部直径0.992m及びエンジンの衝突速度155m／ｓも用いる。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 3.自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.5 航空機落下 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり，南方向約10ｋｍの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが，当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し，仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれのある施設は，航空機に対して貫通が防止でき，かつ，航空機による衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で適切に保護する等，安全確保上支障がないように設計する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	安全上重要な施設については原則として防護対象とする。 ただし，安全上重要な施設のうち，航空機が墜落する可能性が無視できる施設又は仮に航空機が墜落することを想定しても公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えない施設は，防護対象外とする。	冒頭宣言 定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	防護方法としては，建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護する方法を基本とし，放射性物質を内蔵する防護対象施設が一箇所に集中している場合は，建物の壁及び床により防護対象とする区画を適切に保護する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	また，放射性物質を内蔵しておらず，かつ，多重化が要求される場合は，同時に２系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置する方法を用いることにより，施設の安全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 設置要求 評価要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			○	－	安全冷却水系（安全冷却水系）	－	Ⅷ-2-3-1-1　冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置 1．基本的な考え方	配置変更を踏まえた分離配置の設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
5	上記の防護設計を踏まえ，再処理施設への航空機落下確率が防護設計の要否を判断する基準を超えないことを評価して事業変更許可を受けている 設工認申請時に，事業変更許可申請時から，防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空路の変更等がないことを確認していることから，安全機能を有する施設に対して追加の防護措置その他適切な措置を講ずる必要はない。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
6	なお，定期的に航空路の変更等の状況を確認し，追加の防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
7	(1)　防護設計条件 建物・構築物の防護設計においては，三沢対地訓練区域で多く訓練飛行を行っている航空機のうち，建物・構築物の健全性への影響に対して厳しい結果を与える航空機を対象とした衝撃荷重に係る条件に余裕を考慮し，航空機総重量20ｔ，速度150m/sから求まる衝撃荷重を用いる。この衝撃荷重は衝突面に対し直角に作用するものとする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	貫通限界厚さの算定についても同様に，余裕を考慮し，エンジン重量1.9t，エンジン吸気口部直径0.98m，エンジンの衝突速度150m/sとする。また，Ｆ－４ＥＪ改を考慮し，2基のエンジン（重量1.745ｔ／基，吸気口部直径0.992m）と等価な重量，断面積を有するエンジンとして，エンジンの重量3.49t，エンジン吸気口部直径1.403m及びエンジンの衝突速度155m／ｓも貫通限界厚さの算定に用いる。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ申請					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(評価方針)	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。 防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	○	基本方針	－	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。 防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	－	－	－	－	－	－
10	防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	評価要求	使用済燃料輸送容器管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｰﾌﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 ﾊﾙｶﾞﾝﾄﾞﾋﾞｰﾑ貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 分析建屋 非常用電源建屋 洞道	設計方針(評価方針)	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・エンジン衝突による貫通及び機体全体の衝突による防護版の全体破壊の場合について，それぞれの計算式を示す。	○	基本方針	－	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・エンジン衝突による貫通及び機体全体の衝突による防護版の全体破壊の場合について，それぞれの計算式を示す。	－	－	－	－	－	－
11	外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。	評価要求（防護扉等） 設置要求（迷路構造）	使用済燃料輸送容器管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 非常用電源建屋 ウラン脱硝建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃棄物処理建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｰﾌﾞｲｽﾞﾝ処理建屋 ﾊﾙｶﾞﾝﾄﾞﾋﾞｰﾑ貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 分析建屋	設計方針（評価方針） 設計方針（構造）	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・外壁等に設けられた開口部について，開口面積の大きいものは，迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護設計を行う。	○	基本方針	－	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・外壁等に設けられた開口部について，開口面積の大きいものは，迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護設計を行う。	－	－	－	－	－	－
12	なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する設計とする。航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3 外部火災 (3)a.(c)航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。	設置要求 評価要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 非常用電源建屋 ウラン脱硝建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋 ｸﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	設計方針(構造)	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する。	○	基本方針	－	Ⅷ-2-1　航空機に対する防護設計の基本方針 4.　建物・構築物の防護設計	【4.　建物・構築物の防護設計】 ・航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	(2)　防護設計 航空機衝突時の建物・構築物の損傷の評価においては，比較的硬いエンジンの衝突による貫通等の局部的な破壊と，機体全体の衝突による鉄筋コンクリート版等の全体的な破壊という二つの現象を考慮する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	防護設計を行う建物・構築物は，エンジンの衝突による貫通を防止でき，航空機全体の衝突荷重によるコンクリートの圧縮破壊及び鉄筋又は鋼材の破断による版の全体的な破壊を防止できる構造とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	外壁等に設けられた開口部のうち開口面積の大きいものは，迷路構造により開口内部を直接見込めない構造とすること等によって防護する設計とする。	評価要求（防護扉等） 設置要求（迷路構造）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	なお，航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して，十分な耐火性能を有する鉄筋コンクリート版等により，防護対象とする施設を防護する設計とする。航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に係る設計方針については，「3.3.3 外部火災 (3)a.(c)航空機墜落による火災に対する防護対策」に示す。	設置要求 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ 説明対象	第１Ｇｒ 申請対象設備（２項変更①）	第１Ｇｒ 仕様表	第１Ｇｒ 添付書類	第１Ｇｒ 添付書類における記載	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用） 説明対象	第２Ｇｒ 申請対象設備（１項変更①）	第２Ｇｒ 申請対象設備（２項変更②）	第２Ｇｒ 仕様表	第２Ｇｒ 添付書類	第２Ｇｒ 添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.6 落雷 （1）防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また，落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 2. 基本方針 2.1　落雷防護設計に係る基本方針	【2.1　落雷防護設計に係る基本方針】 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また，落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。 落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設及びそれらを収納する建屋は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 落雷による影響としては，直撃雷による影響及び間接雷による影響を考慮するとともに，それらによる設備の破損により落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 落雷防護対象施設以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 2. 基本方針 2.1　落雷防護設計に係る基本方針	【2.1　落雷防護設計に係る基本方針】 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また，落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。 落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設及びそれらを収納する建屋は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 落雷による影響としては，直撃雷による影響及び間接雷による影響を考慮するとともに，それらによる設備の破損により落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。 落雷防護対象施設以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－
2	落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設及びそれらを収納する建屋は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
3	落雷による影響としては，直撃雷による影響及び間接雷による影響を考慮するとともに，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
4	落雷防護対象施設以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
5	また，上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			○	施設共通　基本設計方針	－			－	－	－	－	－	－
6	（２）想定する落雷の規模及び荷重の組合せ 耐雷設計においては，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された落雷データを踏まえ，想定する落雷の規模を270ｋＡとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 2. 基本方針 2.2　想定する落雷の規模及び荷重の設定	【2.2　想定する落雷の規模及び荷重の組合せ】 再処理施設における耐雷設計の設計条件については，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された落雷データを踏まえて設定する。再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大の落雷の雷撃電流値は211kAである。 観測される雷撃電流値の精度は，夏季雷と冬季雷で違いがあり，夏季雷ではほぼ正確との見解がある一方で冬季雷では20%程度低く算出されるとの見解もある。再処理事業所及びその周辺で観測された最大の雷撃電流値は夏季に観測されたものであるが，観測データは過去約15年間のものであることを考慮し，想定する落雷の規模は安全余裕を見込んで270kAとする。落雷は，再処理施設の中で最も高い主排気筒（高さ150m）に発生しやすく，特に雷撃電流150ｋＡを超える落雷については，雷撃電流と雷撃距離の関係（Armstrong & Whiteheadの式）から第2.2-1図に示す通り主排気筒にて捕捉できることから，主排気筒への落雷を設計条件とする。 落雷と同時に発生する可能性がある自然現象としては，竜巻，積雪，降雹及び降水が考えられる。これらの自然現象の組合せの考え方は，以下のとおりとする。 ａ．竜巻 落雷及び竜巻が同時に発生する場合においても，竜巻による影響は風荷重，飛来物の衝突荷重及び気圧差による荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と竜巻の組合せは考慮しない。 ｂ．積雪 落雷と積雪の組合せを想定しても，積雪による影響は建屋及び屋外施設に対する堆積荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と積雪の組合せは考慮しない。 ｃ．降雹 落雷と降雹の組合せを考慮しても，降雹の影響は建屋及び屋外施設に対する衝撃荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と降雹の組合せは考慮しない。 ｄ．降水 落雷と降水が同時に発生する場合においても，降水による影響は浸水であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と降水の組合せは考慮しない。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 2. 基本方針 2.2　想定する落雷の規模及び荷重の設定	【2.2　想定する落雷の規模及び荷重の組合せ】 再処理施設における耐雷設計の設計条件については，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された落雷データを踏まえて設定する。再処理事業所及びその周辺で過去に観測された最大の落雷の雷撃電流値は211kAである。 観測される雷撃電流値の精度は，夏季雷と冬季雷で違いがあり，夏季雷ではほぼ正確との見解がある一方で冬季雷では15～20%程度低く算出されるとの見解もある。再処理事業所及びその周辺で観測された最大の雷撃電流値は夏季に観測されたものであるが，観測データは過去約15年間のものであることを考慮し，想定する落雷の規模は安全余裕を見込んで270kAとする。落雷は，再処理施設の中で最も高い主排気筒（高さ150m）に発生しやすく，特に雷撃電流150ｋＡを超える落雷については，雷撃電流と雷撃距離の関係（Armstrong & Whiteheadの式）から第2-1図に示す通り主排気筒にて捕捉できることから，主排気筒への落雷を設計条件とする。 落雷と同時に発生する可能性がある自然現象としては，竜巻，積雪，降雹及び降水が考えられる。これらの自然現象の組合せの考え方は，以下のとおりとする。 ａ．竜巻 落雷及び竜巻が同時に発生する場合においても，竜巻による影響は風荷重，飛来物の衝突荷重及び気圧差による荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と竜巻の組合せは考慮しない。 ｂ．積雪 落雷と積雪の組合せを想定しても，積雪による影響は建屋及び屋外施設に対する堆積荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と積雪の組合せは考慮しない。 ｃ．降雹 落雷と降雹の組合せを考慮しても，降雹の影響は建屋及び屋外施設に対する衝撃荷重であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と降雹の組合せは考慮しない。 ｄ．降水 落雷と降水が同時に発生する場合においても，降水による影響は浸水であり，落雷による雷撃とは影響が異なるため，落雷と降水の組合せは考慮しない。	－	－	－	－	－	－
7	落雷と同時に発生する可能性のある竜巻，積雪，降雹及び降水については，落雷防護対象施設に及ぼす影響が落雷とは異なるため，落雷との組合せは考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.6 落雷 （1）防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は，想定される落雷が発生した場合において安全機能を損なわない設計とする。また，落雷によってもたらされる影響及び再処理施設の特徴を考慮して耐雷設計を行う。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
2	落雷から防護する施設（以下，「落雷防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を対象とする。落雷防護対象施設及びそれらを収納する建屋は，落雷の影響により落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
3	落雷による影響としては，直撃雷による影響及び間接雷による影響を考慮するとともに，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
4	落雷防護対象施設以外の安全機能を有する施設は，落雷の影響に対して機能を維持すること，落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
5	また、上記の代替設備により必要な機能を確保すること及び安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
6	（２）想定する落雷の規模及び荷重の組合せ 耐雷設計においては，再処理施設が立地する地域の気候，再処理事業所及びその周辺で過去に観測された落雷データを踏まえ，想定する落雷の規模を270 ｋＡとする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
7	落雷と同時に発生する可能性のある竜巻，積雪，降雹及び降水については，落雷防護対象施設に及ぼす影響が落雷とは異なるため，落雷との組合せは考慮しない。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	（３）落雷に対する防護対策 ａ．直撃雷に対する防護設計 直撃雷は外気にさらされた建屋及び屋外施設に対して影響を及ぼすことから，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設を直撃雷の影響から防護する施設とする。建屋内に設置する落雷防護対象施設は，建屋による防護により直撃雷によって安全機能を損なわない設計とする。	定義	基本方針	設計方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 ３．　落雷に対する防護設計 ３．１　直撃雷に対する防護設計	【３．１　直撃雷に対する防護設計】 直撃雷は外気にさらされた建屋及び屋外施設に対して影響を及ぼすことから，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設を直撃雷の影響から防護する施設とする。建屋内に設置する落雷防護対象施設は，建屋による防護により直撃雷によって安全機能を損なわない設計とする。 落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の直撃雷に対する耐雷設計としては，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 避雷設備の設計方針は以下のとおりとする。 ａ．避雷設備の受雷部は突針，棟上げ導体，鉄骨造の構築物等により構成する。 ｂ．避雷設備の避雷導線は，複数本を落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の外周にほぼ均等に配置し，短い距離にて接地極へ接続する。 ｃ．避雷設備の避雷導線は，落雷防護対象施設を収納する建屋内の一般接地幹線及び計測制御系統施設の接地幹線とは共用せずに独立して接地極へ接続する。 ｄ．避雷設備の接地極は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る。 なお，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設以外の施設のうち，建築基準法及び消防法の適用を受ける建屋，構築物については，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設と同様の設計とする。 本申請における避雷設備を設置する対象施設を第3.1-1表に示す。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，直撃雷による機械的影響を考慮する。直撃雷の影響は雷撃による電気的な影響であり，それによって設備を損傷させることが考えられる。しかし，再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり，直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため，周辺の落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設に機械的な波及的影響を及ぼすことはない。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 ３．　落雷に対する防護設計 ３．１　直撃雷に対する防護設計	【３．１　直撃雷に対する防護設計】 直撃雷は外気にさらされた建屋及び屋外施設に対して影響を及ぼすことから，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設を直撃雷の影響から防護する施設とする。建屋内に設置する落雷防護対象施設は，建屋による防護により直撃雷によって安全機能を損なわない設計とする。 落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の直撃雷に対する耐雷設計としては，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格（JIS A4201）に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 避雷設備の設計方針は以下のとおりとする。 ａ．避雷設備の受雷部は突針，棟上げ導体，鉄骨造の構築物等により構成する。 ｂ．避雷設備の避雷導線は，複数本を落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の外周にほぼ均等に配置し，短い距離にて接地極へ接続する。 ｃ．避雷設備の避雷導線は，落雷防護対象施設を収納する建屋内の一般接地幹線及び計測制御系統施設の接地幹線とは共用せずに独立して接地極へ接続する。 ｄ．避雷設備の接地極は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る。 なお，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設以外の施設のうち，建築基準法及び消防法の適用を受ける建屋，構築物については，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設と同様の設計とする。 本申請における避雷設備を設置する対象施設を第3.1-1表に示す。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，直撃雷による機械的影響を考慮する。直撃雷の影響は雷撃による電気的な影響であり，それによって設備を損傷させることが考えられる。しかし，再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり，直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため，周辺の落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設に機械的な波及的影響を及ぼすことはない。	－	－	－	－	－	－
9	落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の直撃雷に対する耐雷設計としては，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（避雷設備）	設計方針			○	施設共通　基本設計方針（避雷設備）	－			－	－	－	－	－	－
10	避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	設計方針			○	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－			－	－	－	－	－	－
11	上記以外の施設のうち，建築基準法及び消防法の適用を受ける建屋，構築物については，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設と同様の設計とする。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，直撃雷による機械的影響を考慮する。再処理施設は鉄筋コンクリート造の建屋，鋼構造物等であり，直撃雷の影響による倒壊のような機械的影響は考えられない。	冒頭宣言	基本方針	設計方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
12	ｂ．間接雷に対する防護設計 再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置され，各施設の監視及び制御を建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえ，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，建屋間を取り合う計測制御系統施設，放射線監視設備及び電気設備（以下，「計測制御計装施設等」という。）を間接雷に対する落雷防護対象施設とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 ３．　落雷に対する防護設計 ３．２　間接雷に対する防護設計	【３．２　間接雷に対する防護設計】 間接雷は，建屋及び屋外施設への落雷により，避雷設備を介して雷撃電流が大地へ拡散及び分流する過程で，雷サージとなって接地系統から侵入し，屋内に設置される設備に対して影響を及ぼし得る。また，再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置されるとともに，各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施する設計としている。以上のような落雷の特徴及び再処理施設の特徴を踏まえ，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，落雷防護対象施設のうち建屋間を取り合う計測制御系統施設，電気設備及び放射線監視設備（以下，「計測制御系統施設等」という）を間接雷に対する落雷防護対象施設とする。 間接雷に対する落雷防護対象施設の耐雷設計としては，雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，雷撃電流270ｋＡ の主排気筒への落雷の影響に対して，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，安全機能を損なわない設計とする。 間接雷に対する耐雷設計の設計方針は以下のとおりとする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 ３．　落雷に対する防護設計 ３．２　間接雷に対する防護設計	【３．２　間接雷に対する防護設計】 間接雷は，建屋及び屋外施設への落雷により，避雷設備を介して雷撃電流が大地へ拡散及び分流する過程で，雷サージとなって接地系統から侵入し，屋内に設置される設備に対して影響を及ぼし得る。また，再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置されるとともに，各施設の監視及び制御を制御建屋で集中的に実施する設計としている。以上のような落雷の特徴及び再処理施設の特徴を踏まえ，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，落雷防護対象施設のうち建屋間を取り合う計測制御系統施設，電気設備及び放射線監視設備（以下，「計測制御系統施設等」という）を間接雷に対する落雷防護対象施設とする。 間接雷に対する落雷防護対象施設の耐雷設計としては，雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，雷撃電流270ｋＡ の主排気筒への落雷の影響に対して，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，安全機能を損なわない設計とする。 間接雷に対する耐雷設計の設計方針は以下のとおりとする。	－	－	－	－	－	－
13	間接雷に対する落雷防護対象施設の耐雷設計としては，雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
14	接地設計として，避雷設備と接続する各接地系を連接することにより構内接地系の電位分布の平坦化を図り，日本産業規格による標準設計値を十分下回る設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	設計方針		(1)接地設計 ａ．接地電位分布の平坦化を図るため，避雷設備と接続する接地極は網状接地極を基本とする。 ｂ．避雷設備と接続する各々の接地極は原則として２箇所以上で連接し，構内接地系の電位分布の平坦化を図る。 ｃ．構内接地系の接地抵抗は，最大故障電流による最大接地電位上昇値，歩幅電圧及び歩幅電圧の制限によって定められる所定の目標値（JIS A 4201 による標準設計値10Ω）を十分下回る設計とし，3Ω以下となるよう設計する。	○	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－		(1)接地設計 ａ．接地電位分布の平坦化を図るため，避雷設備と接続する接地極は網状接地極を基本とする。 ｂ．避雷設備と接続する各々の接地極は原則として２箇所以上で連接し，構内接地系の電位分布の平坦化を図る。 ｃ．構内接地系の接地抵抗は，最大故障電流による最大接地電位上昇値，歩幅電圧及び歩幅電圧の制限によって定められる所定の目標値（JIS A 4201 による標準設計値10Ω）を十分下回る設計とし，3Ω以下となるよう設計する。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	（３）落雷に対する防護対策 a．直撃雷に対する防護設計 直撃雷は外気にさらされた建屋及び屋外施設に対して影響を及ぼすことから，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設を直撃雷の影響から防護する施設とする。建屋内に設置する落雷防護対象施設は，建屋による防護により直撃雷によって安全機能を損なわない設計とする。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
9	落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設の直撃雷に対する耐雷設計としては，「原子力発電所の耐雷指針」（JEAG4608），建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（避雷設備）	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.１ 直撃雷に対する防護設計	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて避雷設備の設置対象設備が申請される毎に記載を拡充する。	○	施設共通　基本設計方針（避雷設備）	施設共通　基本設計方針（避雷設備）	－	－	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.１ 直撃雷に対する防護設計	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて避雷設備の設置対象設備が申請される毎に記載を拡充する。
10	避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－			○	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－	－	－		
11	上記以外の施設のうち，建築基準法及び消防法の適用を受ける建屋，構築物については，落雷防護対象施設を収納する建屋及び屋外の落雷防護対象施設と同様の設計とする。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，直撃雷による機械的影響を考慮する。再処理施設は鉄筋コンクリート造の建屋，鋼構造物等であり，直撃雷の影響による倒壊のような機械的影響は考えられない。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
12	ｂ．間接雷に対する防護設計 再処理施設の建屋間には配管，ダクト及びケーブルを収納する洞道が設置され，各施設の監視及び制御と制御建屋で集中的に実施するという特徴を踏まえ，間接雷による雷サージによって各建屋に接地電位の差が生じることによる影響を考慮し，建屋間を取り合う計測制御系統施設，放射線監視設備及び電気設備（以下，「計測制御計装施設等」という。）を間接雷に対する落雷防護対象施設とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
13	間接雷に対する落雷防護対象施設の耐雷設計としては，雷サージの侵入及び伝播経路を考慮し，接地設計及び雷サージの影響阻止設計により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
14	接地設計として，避雷設備と接続する各接地系を連接することにより構内接地系の電位分布の平坦化を図り，日本産業規格による標準設計値を十分下回る設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.２ 間接雷に対する防護設計 （1）接地設計	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて避雷設備の設置対象設備が申請される毎に記載を拡充する。	○	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	施設共通　基本設計方針（避雷設備，構内接地系）	－	－	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.２ 間接雷に対する防護設計 （1）接地設計	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて避雷設備の設置対象設備が申請される毎に記載を拡充する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ 説明対象	第１Ｇｒ 申請対象設備（２項変更①）	第１Ｇｒ 仕様表	第１Ｇｒ 添付書類	第１Ｇｒ 添付書類における記載	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用） 説明対象	第２Ｇｒ 申請対象設備（１項変更①）	第２Ｇｒ 申請対象設備（２項変更②）	第２Ｇｒ 仕様表	第２Ｇｒ 添付書類	第２Ｇｒ 添付書類における記載
15	雷サージの影響阻止設計として，間接雷に対する落雷防護対象施設のうちアナログ信号式の計測制御系統施設は，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわないよう，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に保安器を設置する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設の保安器）	設計方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3.　落雷に対する防護設計 3.2　間接雷に対する防護設計	(2)雷サージの影響阻止設計 ａ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうちアナログ信号式の計測制御系統施設は，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわないよう，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に絶縁耐力5.0kV以上の保安器を設置する設計とする。 ｂ．ａ．の設計において，万一落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶ場合に備え，信号の出力側にアイソレータを設置し，安全上重要な警報及びインターロック機能への影響を防止する設計とする。 ｃ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうちデジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルを使用したうえで両端接地とするか，又は光伝送ケーブルを使用することにより，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3.　落雷に対する防護設計 3.2　間接雷に対する防護設計	(2)雷サージの影響阻止設計 ａ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうちアナログ信号式の計測制御系統施設は，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわないよう，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に絶縁耐力5.0kV以上の保安器を設置する設計とする。 ｂ．ａ．の設計において，万一落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶ場合に備え，信号の出力側にアイソレータを設置し，安全上重要な警報及びインターロック機能への影響を防止する設計とする。 ｃ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうちデジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルを使用したうえで両端接地とするか，又は光伝送ケーブルを使用することにより，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
16	また，万一落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶ場合に備え，各建屋から制御建屋への信号出力ラインにアイソレータを設置する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設のアイソレータ）	設計方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
17	間接雷に対する落雷防護対象施設のうちデジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルの両端接地，光伝送ケーブルの使用により，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針（デジタル信号式計測制御系統施設のシールドケーブル 放射線監視設備の光伝送ケーブル）	設計方針			○	基本方針	－			－	－	－	－	－	－
18	間接雷に対する落雷防護対象施設のうち電気設備については，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわないよう，雷インパルス絶縁耐力を有する設計とする。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，間接雷による機能的影響を考慮する。落雷防護対象施設は，それ以外の計測制御系統施設等の機能喪失による波及的影響を防止するため，電気的・物理的な独立性を有する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針（電路）	設計方針		ｄ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうち電気設備については，電気学会電気規格調査会標準規格（JEC 2300）に準拠した雷インパルス絶縁耐力を有する設計とすることにより，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわない設計とする。 本申請における雷サージの影響阻止設計の対象施設を第3.2-1表に示す。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，間接雷による機能的影響を考慮する。落雷防護対象施設は，それ以外の計測制御系統施設等が落雷の影響によって機能喪失することによる落雷防護対象施設への波及的影響を考慮する。落雷防護対象施設である計測制御系統施設等は，落雷防護対象施設以外の計測制御系統施設等と電気的・物理的な独立性を有する設計とするため，落雷防護対象施設以外の計測制御系統施設等が落雷の影響によって機能喪失したとしても，落雷防護対象施設に機能的な波及的影響を及ぼすことはない。	○	基本方針	－		ｄ．間接雷に対する落雷防護対象施設のうち電気設備については，電気学会電気規格調査会標準規格（JEC 2300）に準拠した雷インパルス絶縁耐力を有する設計とすることにより，雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧（3.0kV）に対して安全機能を損なわない設計とする。 本申請における雷サージの影響阻止設計の対象施設を第3.2-1表に示す。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，間接雷による機能的影響を考慮する。即ち，落雷防護対象施設以外の計測制御系統施設等が落雷の影響によって機能喪失することによる落雷防護対象施設への波及的影響を考慮する。落雷防護対象施設である計測制御系統施設等は，落雷防護対象施設以外の計測制御系統施設等と電気的・物理的な独立性を有する設計とするため，落雷防護対象施設以外の計測制御系統施設等が落雷の影響によって機能喪失したとしても，落雷防護対象施設に機能的な波及的影響を及ぼすことはない。	－	－	－	－	－	－
19	（４）設計条件等に係る新知見の収集に係る運用上の措置 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・ 定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・ 落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止すること。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 4.運用上の措置	【4.　運用上の措置】 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・ 定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・ 落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止すること。	○	施設共通 基本設計方針	－	Ⅵ－１－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 4.運用上の措置	【4.　運用上の措置】 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・ 定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・ 落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止すること。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	雷サージの影響阻止設計として，間接雷に対する落雷防護対象施設のうちアナログ信号式の計測制御系統施設は，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわないよう，信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に保安器を設置する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設の保安器）	－	Ⅵ－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.2 間接雷に対する防護設計 （2）雷サージの影響阻止経路	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて間接雷対策の対象設備が申請される毎に記載を拡充する。	○	－	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設の保安器）	－	－	－	Ⅵ－１－１－５－１　落雷への配慮に関する基本方針 3. 耐雷設計 3.2 間接雷に対する防護設計 （2）雷サージの影響阻止経路	第1Ｇｒと同様。 ※各回次にて間接雷対策の対象設備が申請される毎に記載を拡充する。
16	また，万一落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶ場合に備え，各建屋から制御建屋への信号出力ラインにアイソレータを設置する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設のアイソレータ）	－			○	－	施設共通　基本設計方針（アナログ信号式の計測制御系統施設のアイソレータ）	－	－	－		
17	間接雷に対する落雷防護対象施設のうちデジタル信号式の計測制御系統施設及び放射線監視設備は，シールドケーブルの両端接地，光伝送ケーブルの使用により，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（デジタル信号式計測制御系統施設のシールドケーブル 放射線監視設備の光伝送ケーブル）	－			○	－	施設共通　基本設計方針（デジタル信号式計測制御系統施設のシールドケーブル 放射線監視設備の光伝送ケーブル）	－	－	－		
18	間接雷に対する落雷防護対象施設のうち電気設備については，想定される雷サージ電圧に対して安全機能を損なわないよう，雷インパルス絶縁耐力を有する設計とする。 また，落雷防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計として，間接雷による機能的影響を考慮する。落雷防護対象施設は，それ以外の計測制御系統施設等の機能喪失による波及的影響を防止するため，電気的・物理的な独立性を有する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針（電路）	－			○	－	施設共通　基本設計方針（電路）	－	－	－		
19	（４）設計条件等に係る新知見の収集に係る運用上の措置 落雷に関する設計条件等に係る新知見の収集，落雷の影響が確認された場合の運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・ 定期的に落雷の規模，発生頻度，落雷の影響メカニズム等に係る新知見の確認を行うこと。 ・ 落雷により，落雷防護対象施設の安全機能への影響のおそれがあると判断された場合には，当該の落雷防護対象施設に関連する工程を停止すること。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第９条：再処理施設への人の不法な侵入等の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	10.1　再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 1. 概要 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について 3.1 物理的障壁による防護等 3.2 出入管理 3.3 車両の管理 3.4 探知施設 3.5 通信及び連絡 3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4. 持込点検 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	【1. 概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1 物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法，区域設定，防護方法 【3.2 出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方 【3.3 車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方 【3.4 探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所，資機材を用いた監視，監視の仕方 【3.5 通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方 【4. 持込点検】 ・何かが持ち込まれないように点検するか，装置を用いた点検 【5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方 【6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと	○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. 1物理的障壁による防護等 3. 2出入管理 3. 3車両の管理	【1. 概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3. 1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法，区域設定，防護方法 【3. 2出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方 【3. 3車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方 【3. 4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所，資機材を用いた監視，監視の仕方 【3. 5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3. 6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方 【4. 持込点検】 ・何かが持ち込まれないように点検するか，装置を用いた点検 【5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方 【6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと	－	－	－	－	－	－
2	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（不正アクセス防止） 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. 4探知施設 3. 5通信及び連絡 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策		－	－	－	－	－	－
3	また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込み防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 4. 持込点検		－	－	－	－	－	－
4	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不正アクセス防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策		－	－	－	－	－	－
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込み防止） 設計方針（不正アクセス防止 設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）			○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3. 1物理的障壁による防護等 3. 2出入管理 3. 3車両の管理 3. 4探知施設 3. 5通信及び連絡 3. 6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4. 持込点検 5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策		－	－	－	－	－	－
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（その他共用）			○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-5　再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について		－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	10.1　再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実に行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第10条：閉じ込めの機能

第26条：使用済燃料等による汚染の防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備の注水槽，注水槽の液位計 ・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 ・使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，プール水浄化系，補給水設備） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・安全圧縮空気系 ・安全冷却水系 ・分析設備 上記の設備のうち，使用済燃料等を内包又は取り扱う主要な系統及び機器 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系） 上記の換気設備のうち，主要な系統及び機器	基本方針 設計方針（閉じ込め）	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
2	4.1.1　系統及び機器への放射性物質の閉じ込め 　放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，ステンレス鋼，ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		
3	ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十条 閉じ込めの機能／第二十六条 使用済燃料等による汚染の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・伝熱面積 ・容量 〈圧縮機〉 ・容量 ・吐出圧力 ・主要材料 ・主要寸法 〈核物質等取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・漏えい率 〈機械装置〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ファン〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・効率 ・容量 〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈主要弁〉 ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要材料 ・主要寸法 ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 〈ろ過装置〉 ・主要材料 ・主要寸法	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
2	4.1.1　系統及び機器への放射性物質の閉じ込め 　放射性物質を内包する系統及び機器は，放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，使用する化学薬品，取り扱う放射性物質，圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し，ステンレス鋼，ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに，腐食しろを確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－		
3	ウランを含む粉末，焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は，密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽は，ステンレス鋼を内張りすることにより水が漏えいし難い設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽の水の漏えいし難い設計については，第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－	VI－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
5	4.1.2　放射性物質の逆流防止 液体状の放射性物質を取り扱う設備は，放射性物質を含まない流体を取り扱う設備への放射性物質の逆流により放射性物質を拡散しない設計とする。 なお，流体状の放射性物質を取り扱う設備のうち，放射性物質により汚染された空気を取り扱う換気設備の逆流防止に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4　換気設備」に示す。	設置要求 冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（逆流防止）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・逆流防止に関する設計方針の説明については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・逆流防止に関する設計方針の説明については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
6	4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止 (1)　セル等又は室への放射性物質を内包する設備の収納 放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
7	(2)　漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 上記の設備のうち，セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管 ※漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれのある液体状の放射性物質を内包する機器からの漏えいにおける受皿以降の回収系統は，項目番号8で抽出する。 ※未臨界濃度以上のプルトニウム溶液を連続移送する配管からの漏えいの可能性があり，回収が重力流によらない漏えい液受皿の集液溝を監視する装置については，項目番号10で抽出する。	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価条件評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力） 評価（漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・セル等及び室の床に設置する漏えい液受皿の容量評価については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・セル等及び室の床に設置する漏えい液受皿の容量評価については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
8	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系） ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち，室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）			△	基本方針	－		
9	使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から水が漏えいした場合でも水の漏えいを検知し安全に処置できる設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から漏えいした水を検知し安全に処置できる設計については，第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽は，ステンレス鋼を内張りすることにより水が漏えいし難い設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽の水の漏えいし難い設計については，第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」に示す。	冒頭宣言	△	基本方針	－	－	－	－	VI－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.１　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.１　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
5	4.1.2　放射性物質の逆流防止 流体状の放射性物質を取り扱う設備は，放射性物質を含まない流体を取り扱う設備への放射性物質の逆流により放射性物質を拡散しない設計とする。 なお，流体状の放射性物質を取り扱う設備のうち，放射性物質により汚染された空気を取り扱う換気設備の逆流防止に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.1.4　換気設備」に示す。	設置要求 冒頭宣言	△	基本方針	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.１　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・逆流防止に関する設計方針の説明については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
6	4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止 (1)　セル等又は室への放射性物質を内包する設備の収納 放射性物質を内包する系統及び機器は，その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は，分析のため少量を取り扱う場合や，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き，セル等に収納する設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.１　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
7	(2)　漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈核物質等取扱ボックス〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値		【2.　基本方針】 【2.１　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・セル等及び室の床に設置する漏えい液受皿の容量評価については，既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
8	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈主配管〉 主要材料 主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値		
9	使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から水が漏えいした場合でも水の漏えいを検知し安全に処置できる設計とする。 なお，使用済燃料を受け入れ又は貯蔵する水槽から漏えいした水を検知し安全に処置できる設計については，第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」に示す。	冒頭宣言	△	基本方針	－	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.１　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	a.　沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 　漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はTBP，n－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から，ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 　なお，沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については，第2章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3　蒸気供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・計測制御設備 ・安全蒸気系 上記の設備のうち，沸騰するおそれがある漏えい液又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液受皿，漏えい検知装置，漏えい液受皿から回収貯槽までの配管，ポンプで回収する場合はポンプ，スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ並びに安全蒸気の供給に必要な系統及び機器を対象とする。発熱量が大きく，安全に回収するために希釈が必要な場合には，希釈液の供給系統も含める。	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれのある漏えい液又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	基本方針	－	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれのある漏えい液又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
11	b.　臨界のおそれのある漏えい液の回収 　通常の運転状態において硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 　なお，漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については，第１章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」の「1.1　核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 上記の設備のうち，臨界防止として，液厚管理の必要がある漏えい液受皿	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）			△	基本方針	－		
12	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 　通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により，漏えいを検知する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 ・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち，連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿，漏えい検知装置	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）			△	基本方針	－		
13	(3)　熱媒へ漏えいした流体状の放射性物質の回収 　管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
14	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		
15	万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理できる設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	a.　沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 　漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はTBP，n－ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn－ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から，ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 　なお，沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については，第2章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3　蒸気供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	〈熱交換器〉 ・主要材料 ・主要構造 ・容量 ・伝熱面積 〈ポンプ〉 ・揚程又は吐出圧力 ・容量 ・原動機 〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ ・容量 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれのある漏えい液又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
11	b.　臨界のおそれのある漏えい液の回収 　通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 　なお，漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については，第１章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」の「1.1　核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求 冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ		
12	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 　通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により，漏えいを検知する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ 〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値		
13	(3)　熱媒へ漏えいした流体状の放射性物質の回収 　管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水，加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は，管理区域内で熱交換器を介することで，放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
14	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	－	－	〈計装／放管設備〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値		
15	万一，熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には，汚染した熱媒を安全に処理できる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十条 閉じ込めの機能／第二十六条 使用済燃料等による汚染の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	4.1.4　放射性物質を取り扱う設備，セル等及び室の負圧維持 放射性物質を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また，プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として常時負圧に保つ設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒，北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお，放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第1酸回収系，第2酸回収系） ・溶媒回収設備（溶媒処理系） ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系） ・分析設備 上記の設備のうち，主要な系統及び機器	基本方針 設計方針（閉じ込め）	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
17	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋給気系，分離建屋排気系，精製建屋給気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系） 上記の設備のうち，主要な系統及び機器	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		
18	4.1.5　グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		
19	フードは，気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋）） ・換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，ウラン脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，分析建屋排気系） ・分析設備 上記の設備のうち，フード及びフードからの排気系	基本方針 設計方針（閉じ込め）			△	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	4.1.4　放射性物質を取り扱う設備，セル等及び室の負圧維持 　放射性物質を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 　また，プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として常時負圧に保つ設計とする。 　気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒，北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 　なお，放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 容量 原動機 〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈主要弁〉 ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料 〈核物質等取扱ボックス〉 ・主要寸法 ・主要材料 ・漏えい率	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	
17	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 〈熱交換器〉 ・容量 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈フィルタ〉 ・効率 ・容量 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主要弁＞ ・閉止時間 ・駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法 ＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
18	4.1.5　グローブボックス及びフード 　プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	△	－	基本方針	－	－	〈核物質等取扱ボックス〉 ・漏えい率		
19	フードは，気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	基本方針	基本方針	－	－	〈核物質等取扱ボックス〉 ・開口部風速 〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要寸法		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	4.1.6　崩壊熱除去 　再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 　なお，溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については，第2章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2　冷却水設備」に示す。 　また，使用済燃料，製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する異常な温度上昇の防止に関する設計については，それぞれ第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」，「3.　製品貯蔵施設」及び「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3　固体廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・安全冷却水系 上記設備のうち，事業変更許可申請書 添付書類六 第９．５－２表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔，ポンプ，熱交換器，容器）	基本方針 設計方針（崩壊熱除去） 評価条件（崩壊熱除去） 評価方法（崩壊熱除去） 評価（崩壊熱除去）	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれがある溶液における崩壊熱除去の評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	基本方針	〈熱交換器〉 ・伝熱面積 ・容量 ・主要材料 ・主要寸法 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれがある溶液における崩壊熱除去の評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
21	4.1.7　液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 　液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造及び堰については次のとおりとする。 　全ての床面，適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は，耐水性を有する設計とし，液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，堰に貫通部を設ける場合は，堰の機能を失わない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，容器から全量漏えいした場合において，施設外へ液体状の放射性物質が漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において，施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	基本方針 設計方針（閉じ込め） 評価方針（漏えいの拡大防止） 評価条件（漏えいの拡大防止） 評価（漏えいの拡大防止）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・堰の容量評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・堰の容量評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
23	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（閉じ込め）		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。	△	基本方針	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
24	4.2　放射性物質による汚染の防止 　放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（汚染防止）	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.2　放射性物質による汚染の防止	【2.　基本方針】 【2.2　放射性物質による汚染の防止】 ・放射性物質による汚染の防止に関する設計について説明する。	－	－	－	－	－
25	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を設けることで，放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は，液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	機能要求① 設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（汚染防止）			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	4.1.6　崩壊熱除去 　再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 　なお，溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については，第2章 個別項目の「7．その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2　冷却水設備」に示す。 　また，使用済燃料，製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する異常な温度上昇の防止に関する設計については，それぞれ第2章　個別項目の「1．使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」，「3．製品貯蔵施設」及び「5．放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3　固体廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	△	基本方針	基本方針	－	－	〈容器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈熱交換器〉 ・容量 ・伝熱面積 ・主要材料 ・主要寸法 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.　基本方針 2.1　閉じ込め	【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・沸騰するおそれがある溶液における崩壊熱除去の評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
21	4.1.7　液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 　液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち，液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造及び堰については次のとおりとする。 　全ての床面，適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は，耐水性を有する設計とし，液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。また，堰に貫通部を設ける場合は，堰の機能を失わない設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には，堰を設置することにより，容器から全量漏えいした場合において，施設外へ液体状の放射性物質が漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	基本方針	－	－	〈建物・構築物〉 ・主要材料 ・主要寸法 ・床面及び壁面の塗装の範囲		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。 ・堰の容量評価については，既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。
23	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には，敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.1　閉じ込め】 ・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計について説明する。
24	4.2　放射性物質による汚染の防止 　放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は，汚染の除去が容易で腐食し難い樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－２－１　再処理施設の閉じ込めに関する説明書 2.2　放射性物質による汚染の防止	
25	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を設けることで，放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は，液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	機能要求① 設置要求	△	基本方針	基本方針	－	－	－		【2.　基本方針】 【2.2　放射性物質による汚染の防止の基本方針】 ・放射性物質による汚染の防止に関する設計について説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第11条・第35条：火災等による損傷の防止

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.1　火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1　安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3.火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1．概要】 ・火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 ・具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 【2．火災防護の基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設　a．安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設　b．放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・再処理施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために，「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 3.火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定	【1．概要】 ・火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 ・具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。 【2．火災防護の基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (1)安全機能を有する施設　a．安全上重要な施設】 ・安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持するために安全上重要な施設を選定する。 【3.1 (1)安全機能を有する施設　b．放射性物質の貯蔵等の機器等】 ・再処理施設において火災及び爆発が発生した場合，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために，「安全上重要な施設」に示す安全上重要な施設を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたものを抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定			○	基本方針	－		
3	火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)		【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 火災区域及び火災区画の設定　(1)火災区域の設定　a.屋内】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・添付図面(配置図)にて，火災区域区画構造物の配置を示す。 【3.2 (1)火災区域の設定　b.屋外】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 3.2 火災区域及び火災区画の設定 6．火災及び爆発の影響軽減対策 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 8．火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 火災区域及び火災区画の設定　(1)火災区域の設定　a.屋内】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置を示す。 【3.2 (1)火災区域の設定　b.屋外】 ・屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【6．火災及び爆発の影響軽減】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
5	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)			○	施設共通　基本設計方針	－		
6	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (煙等流入防止対策)	設計方針(影響軽減)			○	施設共通　基本設計方針	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 5.　火災等による損傷の防止 5.1　火災等による損傷の防止に対する基本設計方針 5.1.1　安全機能を有する施設 安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，以下の火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
2	火災及び爆発による影響から防護する設備(以下「火災防護上重要な機器等」という。)として，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器を抽出するとともに，放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物，系統及び機器のうち，安全上重要な施設を除いたものを抽出する。 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	第１回申請と同一							
3	火災防護上重要な機器等を収納する建屋に，耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火戸，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は，火災防護上重要な機器等の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (低レベル廃液処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯﾀｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋， 関連する洞道)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 3.2 火災区域及び火災区画の設定 (1)火災区域の設定 a. 屋内 b. 屋外 (2)火災区画の設定 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 8. 火災防護計画	【3.2 火災区域及び火災区画の設定】 【3.2 火災区域及び火災区画の設定　(1)火災区域の設定　a. 屋内】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・添付図面(配置図)にて，区域区画構造物の配置を示す。 【3.2 (1)火災区域の設定　b. 屋外】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等
4	屋外の火災防護上重要な機器等を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
5	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等の配置を考慮して，耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (低レベル廃液処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯﾀｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋， 関連する洞道) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
6	火災区域又は火災区画のファンネルには，他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として，煙等流入防止対策を講ずる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (煙等流入防止対策) (第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (煙等流入防止装置) (低レベル廃液処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯﾀｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋， 関連する洞道)	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」（以下「内部火災影響評価ガイド」という。）を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1.　概要	【1.　概要】 ・火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 ・具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1.　概要	【1.　概要】 ・火災の防護に関する説明書の概要について記載する。 ・具体的な対策については「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として火災防護対策を講ずる設計とする。
8	安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，最も重要な以下の設備(以下「火災防護上の最重要設備」という。)に対し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3) 安全圧縮空気系 4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	定義	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.火災防護の基本方針 2.1　火災及び爆発の発生防止 2.2　火災の感知及び消火 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 6.2.1　火災防護上の最重要設備の選定	【2.火災防護の基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1 火災防護上の最重要設備の選定】 再処理施設の安全機能が損なわれないよう，火災時においても継続的に機能が必要となる以下の機能を有する設備(最重要機能を有する機器及び当該機器の駆動又は制御に必要となる火災防護対象ケーブルを含む)を火災防護上の最重要設備として選定し，系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 (2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 (3) 安全圧縮空気系 (4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 6.2.1　火災防護上の最重要設備の選定	【2.火災防護の基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1 火災防護上の最重要設備の選定】 再処理施設の安全機能が損なわれないよう，火災時においても継続的に機能が必要となる以下の機能を有する設備(最重要機能を有する機器及び当該機器の駆動又は制御に必要となる火災防護対象ケーブルを含む)を火災防護上の最重要設備として選定し，系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 (2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 (3) 安全圧縮空気系 (4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統
9	なお，火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針 基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 8.　火災防護計画	(2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等	○	施設共通　基本設計方針	－	8.　火災防護計画	(2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等
10	5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針 対象選定	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1.　概要 2.火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3.火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8.　火災防護計画	【2.火災防護の基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 (2)重大事故等対処施設】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2)重大事故等対処施設】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.2 (1)火災区域の設定　a.屋内】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 ・添付図面(配置図)にて，火災区域区画構造物の配置を示す。	－	－	－	－	－
11	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)			－	－	－	－	－
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定) 基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 3.　火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8.　火災防護計画	【2.火災防護の基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めた再処理施設及び重大事故等対処設備のうち，内的事象を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 【3.2 (1)火災区域の設定　b.屋外】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等，及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8.火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設に対する火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	－	－	－	－	－
13	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災区域の設定)			－	－	－	－	－
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し，「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－
15	ただし，重大事故等対処設備のうち，動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。）を要因とする重大事故等～対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお，重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	再処理施設の火災区域及び火災区画における火災防護対策に当たっては，「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(以下「内部火災影響評価ガイド」という。)を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	第１回申請と同一							
8	安全上重要な施設のうち，その重要度と特徴を考慮し，最も重要な以下の設備(以下「火災防護上の最重要設備」という。)に対し，系統分離対策を講ずる設計とする。 1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 3) 安全圧縮空気系 4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統	定義	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2. 火災防護の基本方針】 ・安全機能を有する施設のうち，安全上重要な施設又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【6.2.1 火災防護上の最重要設備の選定】 再処理施設の安全機能が損なわれないよう，火災時においても継続的に機能が必要となる以下の機能を有する設備(最重要機能を有する機器及び当該機器の駆動又は制御に必要となる火災防護対象ケーブルを含む)を火災防護上の最重要設備として選定し，系統分離対策を講ずる設計とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末及び高レベル放射性液体廃棄物の閉じ込め機能(異常の発生防止機能を有する排気機能)を有する気体廃棄物の廃棄施設の排風機 (2) 崩壊熱除去機能のうち安全冷却水系の重要度の高いもの(崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さいもの)，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系 (3) 安全圧縮空気系 (4) 上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源系統
9	なお，火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含め再処理施設は，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。	運用要求	第１回申請と同一							
10	5.1.2 重大事故等対処施設 重大事故等対処施設は，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言 定義	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1. 概要 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画	【2. 火災防護の基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 (2)重大事故等対処施設】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 【3.1 (2)重大事故等対処施設】 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 【3.2 (1)火災区域の設定　a.屋内】 ・火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁，耐火シール，防火扉，防火ダンパ等)，天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。
11	重大事故等対処施設を収納する建屋の火災区域は，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して設定する。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽 関連する洞道) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
12	屋外の重大事故等対処施設を設置する区域については，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 3.2 火災区域及び火災区画の設定 8. 火災防護計画	【2. 火災防護の基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本 ・火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を含めた再処理施設及び重大事故等対処設備のうち，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 【3.2 (1)火災区域の設定　b.屋外】 ・屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については，周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。 【3.2 (2)火災区画の設定】 ・火災防護上重要な機器等，及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設に対する火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
13	火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故に対処するための設備の配置を考慮して，耐火壁又は離隔距離に応じて細分化して設定する。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，制御建屋 主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，第1軽油貯槽，第2軽油貯槽，重油貯槽 関連する洞道) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
14	重大事故等対処施設のうち常設のものに対して火災区域及び火災区画を設定し，「火災防護審査基準」及び「内部火災影響評価ガイド」を参考として再処理施設の特徴(引火性の多種の化学薬品を取り扱うこと，高線量下となるセルが存在すること等)及びその重要度を踏まえ，火災及び爆発の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。	定義	○	基本方針	基本方針	－	－	－		
15	ただし，重大事故等対処設備のうち，動的機器の故障等の機能喪失の要因となる事象（以下「内的事象」という。)を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備は，関連する工程を停止することにより重大事故に至らずその機能を必要としないため，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 なお，重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護計画に定めて実施する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.3 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 8．火災防護計画	【8.火災防護計画】 (1)組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設に対する火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止 ・その他再処理施設にて取り扱う物質等による火災及び爆発の発生防止 ・水素濃度上昇時の対応と，換気設備の確認について ・電気室，蓄電池室の使用制限について ・制御室における系統分離と消火活動について ・消火に用いる資機材について ・火災影響評価の方法等について	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 8．火災防護計画	【8.火災防護計画】 (1)組織体制，教育訓練及び手順 ・計画を遂行するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ①火災防護上重要な機器等に関する火災等の発生防止，感知・消火，影響軽減の３つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うための手順等 ②重大事故等対処施設に対する火災等の発生防止，感知・消火のための手順等 ③重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止 ・その他再処理施設にて取り扱う物質等による火災及び爆発の発生防止 ・水素濃度上昇時の対応と，換気設備の確認について ・電気室，蓄電池室の使用制限について ・制御室における系統分離と消火活動について ・消火に用いる資機材について ・火災影響評価の方法等について
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
18	重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
19	その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
20	重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回　本文 ・溶解施設　設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第5回　本文 ・溶解施設　設計の基本方針 ・せん断処理施設　設計の基本方針 第5回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第6回　本文 ・分離施設　設計の基本方針 ・分離施設　設計条件及び仕様 ・精製施設　設計の基本方針 ・精製施設　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設　設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設　設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設　廃溶媒処理系　設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設　廃溶媒処理系　設計条件及び仕様 第6回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第7回　本文 ・ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備　溶液系　設計の基本方針 ・ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備　溶液系　設計条件及び仕様 ・高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備　設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備　設計条件及び仕様 ・計測制御設備　設計条件及び仕様 第7回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第8回　本文 ・焙焼・還元系　設計の基本方針 ・焙焼・還元系　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系　設計条件及び仕様 ・ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理系　設置の概要 第8回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第9回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及び硝酸ヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止	△	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回　本文 ・溶解施設　設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第5回　本文 ・溶解施設　設計の基本方針 ・せん断処理施設　設計の基本方針 第5回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第6回　本文 ・分離施設　設計の基本方針 ・分離施設　設計条件及び仕様 ・精製施設　設計の基本方針 ・精製施設　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設　設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設　設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設　廃溶媒処理系　設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設　廃溶媒処理系　設計条件及び仕様 第6回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第7回　本文 ・ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備　溶液系　設計の基本方針 ・ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝設備　溶液系　設計条件及び仕様 ・高ﾚﾍﾞﾙ廃液ｶﾞﾗｽ固化設備　設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備　設計条件及び仕様 ・計測制御設備　設計条件及び仕様 第7回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第8回　本文 ・焙焼・還元系　設計の基本方針 ・焙焼・還元系　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系　設計条件及び仕様 ・ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理系　設置の概要 第8回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書 ・Ⅵ　適合説明書　適合性の説明 第9回　添付書類 ・Ⅲ　火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及び硝酸ヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止
23	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。	機能要求①	分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備　溶媒再生系　プルトニウム精製系 溶媒回収設備　溶媒処理系 廃溶媒処理系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
24	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値(n-ドデカンの引火点74℃)を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求① 機能要求②	安全保護回路 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備　溶媒再生系　プルトニウム精製系 施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			△	基本方針 施設共通　基本設計方針	－		
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，	設置要求	分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　分離・分配系 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備　溶媒再生系　ウラン精製系 溶媒回収設備　溶媒再生系　プルトニウム精製系 溶媒回収設備　溶媒処理系 廃溶媒処理系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
26	これらの機器を収納するセルには，着火源を有する機器は設置しない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			△	施設共通　基本設計方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	5.1.3 火災防護計画 再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，火災防護計画を策定する。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
17	火災防護上重要な機器等を火災及び爆発から防護するため，火災及び爆発の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							
18	重大事故等対処施設については，火災及び爆発の発生防止並びに火災の早期感知及び消火に必要な運用管理を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							
19	その他の再処理施設については，消防法，建築基準法，都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							
20	重大事故等対処設備のうち，可搬型のものに対する火災防護対策については，火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							
21	敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等についての火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							
22	5.2 火災及び爆発の発生防止 5.2.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止 再処理施設の火災及び爆発の発生を防止するため，再処理施設で取り扱う化学薬品等のうち，可燃性物質若しくは熱的に不安定な物質を使用又は生成する系統及び機器に対する着火源の排除，異常な温度上昇の防止対策，可燃性物質の漏えい防止対策及び可燃性又は熱的に不安定な物質の混入防止対策を講ずる設計とするとともに，熱的制限値及び化学的制限値を設ける設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
23	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器は，腐食し難い材料を使用するとともに，漏えいし難い構造とすることにより有機溶媒の漏えいを防止する設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
24	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器は，化学的制限値(n-ドデカンの引火点74℃)を設定し，化学的制限値を超えて加温することがないように，溶液の温度を監視して，温度高により警報を発するとともに，自動で加温を停止する設計とする。	運用要求 機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
25	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器は，静電気により着火するおそれがないよう接地を施す設計とし，	設置要求	第１回申請と同一							
26	これらの機器を収納するセルには，着火源を有する機器は設置しない設計とする。	運用要求	第１回申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。	機能要求①	分離建屋排気系 精製建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系	設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回 本文 ・溶解施設 設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第5回 本文 ・溶解施設 設計の基本方針 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・分離施設 設計の基本方針 ・分離施設 設計条件及び仕様 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設 設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設 設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計の基本方針 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計条件及び仕様 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計条件及び仕様 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾟｲｿﾝ処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第9回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及び硝酸ヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止	△	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4．火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回 本文 ・溶解施設 設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第5回 本文 ・溶解施設 設計の基本方針 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・分離施設 設計の基本方針 ・分離施設 設計条件及び仕様 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設 設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設 設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計の基本方針 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計条件及び仕様 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計条件及び仕様 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第9回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及び硝酸ヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止
28	使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス(窒素)を注入して排気する設計とし，	機能要求①	計測制御設備 溶媒回収設備　溶媒処理系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
29	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶媒回収設備　溶媒処理系 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
30	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶媒回収設備　溶媒処理系 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
31	廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は，不活性ガス(窒素)を供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，	機能要求①	廃溶媒処理系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
32	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	廃溶媒処理系 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
33	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	廃溶媒処理系 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
34	また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。	設置要求	廃溶媒処理系を設置する室の電気接点を有する機器	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
35	リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「TBP等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため，硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)ではTBPの混入防止対策としてn-ドデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，TBPを除去する設計とする。	機能要求①	分離設備 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
36	また，濃縮缶等でのTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するため，TBPの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。	機能要求①	分離設備 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 酸回収設備　第2酸回収系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	放射性物質を含む有機溶媒を内包する系統及び機器を内部に設置するセル，グローブボックス及び室については，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備で換気を行う設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
28	使用済有機溶媒の蒸発及び蒸留を行う機器は，有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに，廃ガスには不活性ガス(窒素)を注入して排気する設計とし，	機能要求①	第１回申請と同一							
29	蒸発缶を減圧するための系統の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
30	溶媒蒸留塔の圧力を監視し，圧力高により警報を発するとともに自動で不活性ガス(窒素)を系内に注入し，有機溶媒の蒸発缶への供給及び加熱蒸気の供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
31	廃棄する有機溶媒(以下「廃溶媒」という。)を処理する熱分解装置は，不活性ガス(窒素)を供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とし，	機能要求①	第１回申請と同一							
32	外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視し，温度高により外部ヒータ加熱及び廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
33	熱分解ガスを燃焼する装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視し，温度低により熱分解装置への廃溶媒供給を停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
34	また，可燃性ガスを取り扱う室に設置する電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とする。	設置要求	第１回申請と同一							
35	リン酸トリブチル(以下「TBP」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「TBP等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「TBP等の錯体」という。)の急激な分解反応を防止するため，硝酸を含む溶液を内包する濃縮缶及び蒸発缶(以下「濃縮缶等」という。)ではTBPの混入防止対策としてコードデカン(以下「希釈剤」という。)を用いて濃縮缶等に供給する溶液を洗浄し，TBPを除去する設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
36	また，濃縮缶等でのTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するため，TBPの混入防止対策として濃縮缶等に供給する溶液から有機溶媒を分離することができる設計とするとともに，溶液を濃縮缶等に供給する槽では水相を下部から抜き出す設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値(加熱蒸気の最高温度135℃)を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないように，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求① 機能要求②	安全保護回路 分配設備 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 酸回収設備 第2酸回収系 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮系 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回 本文 ・溶解施設 設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第5回 本文 ・溶解施設 設計の基本方針 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・分離施設 設計の基本方針 ・分離施設 設計条件及び仕様 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設 設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設 設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計の基本方針 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計条件及び仕様 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計条件及び仕様 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第9回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及び硝酸ヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止	△	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回 本文 ・溶解施設 設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第5回 本文 ・溶解施設 設計の基本方針 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・分離施設 設計の基本方針 ・分離施設 設計条件及び仕様 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設 設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設 設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計の基本方針 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計条件及び仕様 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計条件及び仕様 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第9回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及びヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止
38	運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮系 ウラン精製設備(ウラナス製造器) プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶液系 焙焼・還元系 還元ガス供給系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
39	溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 不溶解残渣廃液廃ガス処理系 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
40	また，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給(水素掃気)する設計とする。	機能要求① 機能要求②	溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 高レベル廃液濃縮系 高レベル濃縮廃液貯蔵系 不溶解残渣廃液貯蔵系 共用貯蔵系 高レベル廃液ガラス固化設備 安全圧縮空気系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
41	運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
42	また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備(ウラナス製造器)	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
43	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	ウラン精製設備 【機能要求②】 計測制御設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器には，熱的制限値（加熱蒸気の最高温度135℃）を設定し，濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気の温度を加熱蒸気の圧力により制御し，温度計により監視し，温度高により警報を発するとともに，加熱蒸気の温度が設定値を超えないように，蒸気発生器に供給する一次蒸気及び濃縮缶等の加熱部に供給する加熱蒸気を自動で遮断する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	第１回申請と同一	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
38	運転で水素ガスを使用する設備又は溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	第１回申請と同一							
39	溶液及び有機溶媒の放射線分解により発生する水素の濃度が可燃限界濃度に達するおそれのある機器は，塔槽類廃ガス処理設備等の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
40	また，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備から空気を供給（水素掃気）する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜圧縮機＞ ・容量 ・吐出圧力 ＜容器＞ ・容量 ・最高使用圧力 ＜主配管＞ ・外径 ・厚さ ＜容器（掃気される貯槽）＞ ・容量 ・厚さ	－	－
41	運転で水素ガスを使用する設備を設置するグローブボックス及び室は，当該設備から水素が漏えいした場合においても滞留しないよう気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機による排気を行う設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
42	また，運転で水素ガスを使用する設備のウラン精製設備のウラナス製造器は，水素の可燃領域外で運転する設計とする。	設置要求	第１回申請と同一							
43	洗浄塔は，その他再処理設備の附属施設の圧縮空気設備の一般圧縮空気系から空気を供給し，廃ガス中の水素濃度を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，洗浄塔に供給する空気の流量を監視し，流量低により警報を発するとともに，自動で窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	第2気液分離槽は，窒素ガスを供給し，4個のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽　類廃ガス処理系	設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第4回 本文 ・溶解施設 設計条件及び仕様 ・清澄・計量設備　設計条件及び仕様 第4回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第5回 本文 ・溶解施設 設計の基本方針 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・分離施設 設計の基本方針 ・分離施設 設計条件及び仕様 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 ・酸及び溶媒の回収施設 設計の基本方針 ・酸及び溶媒の回収施設 設計条件及び仕様 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計の基本方針 ・固体廃棄物の廃棄施設 廃溶媒処理系 設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計の基本方針 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 設計条件及び仕様 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計の基本方針 ・高レベル廃液ガラス固化設備 設計条件及び仕様 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第9回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及びヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止	△	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.1 施設特有の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画 既設工認(添付書類「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」)より変更なし 本項の記載は，以下の既設工認より変更なし 第5回 本文 ・せん断処理施設 設計の基本方針 第5回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第6回 本文 ・精製施設 設計の基本方針 ・精製施設 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系　設計条件及び仕様 第6回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第7回 本文 ・計測制御設備 設計条件及び仕様 第7回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明 第8回 本文 ・焙焼・還元系 設計の基本方針 ・焙焼・還元系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系 設計条件及び仕様 ・還元ガス供給系の計測制御系 設計条件及び仕様 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 設置の概要 第8回 添付書類 ・Ⅲ 火爆説明書 ・Ⅵ 適合説明書 適合性の説明	【4.1 施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の設計方針】 ○施設特有の火災及び爆発に対する発生防止の以下の項目については，既設工認より変更がない事から説明の対象外。なお，説明書では既設工認の施設特有の火災及び爆発に対する発生防止に係る記載を行っている申請回を示す。 ・有機溶媒による火災及び爆発の発生防止 ・廃溶媒及び廃溶媒の熱分解ガスによる火災及び爆発の発生防止 ・TBP等の錯体の急激な分解反応の発生防止 ・水素による爆発の発生防止 ・ジルコニウム粉末及びその合金粉末による火災及び爆発の発生防止 ・分析試薬及びヒドラジン等による火災及び爆発の発生防止 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策 ・再処理施設特有の火災及び爆発の防止
45	ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気検点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。	機能要求①	火災防護設備 水素漏えい検知器 (ウラナス精製設備(ウラナス製造器))	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
46	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.4vo1%)を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガスの水素濃度を測定し，空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	還元ガス供給系 【機能要求②】 計測制御設備 安全保護回路	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
47	ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし，窒素ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。	機能要求①	せん断処理設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備	設計方針(発生防止)			△	基本方針	－		
48	また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は，ドラムⅡはガラス固化体に収納し，そのうちドラムについては，水中で取り扱うことにより，火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			△	施設共通　基本設計方針	－		
49	硝酸ヒドラジンは，自己反応性物質であることから，爆発の発生を防止するため，消防法に基づき，貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			△	施設共通　基本設計方針	－		
50	分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			△	施設共通　基本設計方針	－		
51	5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○再処理施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」，「燃料油」に加え，「水素」，「プロパンガス」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 【4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止】 【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　a．潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○再処理施設の火災及び爆発の発生防止 ・火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する「潤滑油」，「燃料油」に加え，「水素」，「プロパンガス」及び上記に含まれない「分析試薬」を対象とする。 ・分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる。 【4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止】 【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　a．潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策
52	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，n-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素，プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	第2気液分離槽は，窒素ガスを供給し，4価のウラン(以下「ウラナス」という。)を含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに，廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。さらに，第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し，流量低により警報を発する設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
45	ウラン精製設備のウラナス製造器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とし，万一の室内への水素の漏えいを早期に検知するため，水素漏えい検知器を設置し，中央制御室に警報を発する設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
46	運転で水素ガスを使用する脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉は，化学的制限値(還元用窒素・水素混合ガス中の可燃限界濃度ドライ換算6.4vol%)を設定し，還元炉へ供給する還元用窒素・水素混合ガスの水素濃度を測定し，空気といかなる混合比においても可燃限界濃度未満となるように設計する。万一，水素濃度が設定値を超える場合には，還元炉への還元用窒素・水素混合ガスの供給を自動で停止する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	－	－	－	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ・起動信号を発信させない条件	－	－
47	ジルコニウム粉末及びその合金粉末を取り扱うせん断処理施設のせん断機は，窒素ガスを吹き込むことで不活性雰囲気とし，窒素ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の排気筒等から排気する設計とする。	機能要求①	第１回申請と同一							
48	また，ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備は，ドラム又はガラス固化体に収納し，そのうちドラムについては，水中で取り扱うことにより，火災及び爆発のおそれがないように保管を行う設計とする。	運用要求	第１回申請と同一							
49	硝酸ヒドラジンは，自己反応性物質であることから，爆発の発生を防止するため，消防法に基づき，貯蔵及び取扱い時の漏えい防止を講ずる設計とする。	運用要求	第１回申請と同一							
50	分析試薬については，少量ではあるが可燃性試薬及び引火性試薬を含む多種類の分析試薬を取り扱うため，保管及び取扱いに係る火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。	運用要求	第１回申請と同一							
51	5.2.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止 発火性物質又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対して火災及び爆発の発生防止対策を講ずるとともに，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源に対する対策，水素に対する換気，漏えい検出対策及び接地対策，放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策，電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
52	火災及び爆発の発生防止における発火性物質又は引火性物質に対する火災及び爆発の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備に加え，再処理施設で取り扱う物質として，TBP，ｎ-ドデカン等(以下「有機溶媒等」という。)，硝酸ヒドラジンを内包する設備及び水素，プロパンを内包する設備並びに分析試薬を取り扱う設備を対象とする。 なお，分析試薬については，「5.2.1　施設特有の火災及び爆発の発生防止」に示す分析試薬に対する対策と同様の設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備 漏えい拡大防止対策)	設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止】 【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　a．潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ①潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する機器は，溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止，及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油等内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油，燃料油又は有機溶媒等を使用する設計とすることにより，潤滑油，燃料油又は有機溶媒等の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンは一定時間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。有機溶媒等は処理運転に必要な量のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。 ・油等内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。また，放射性物質を含む設備は，塔槽類廃ガス処理設備等に接続し，機械換気を行う設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	○	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備漏えい拡大防止対策)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止】 【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　a．潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ①潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する機器は，溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止，及び堰やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油等内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油，燃料油又は有機溶媒等を使用する設計とすることにより，潤滑油，燃料油又は有機溶媒等の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンは一定時間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。有機溶媒等は処理運転に必要な量のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。 ・油等内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。また，放射性物質を含む設備は，塔槽類廃ガス処理設備等に接続し，機械換気を行う設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
54	油等内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備 配置上の考慮)	設計方針(発生防止)			○	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備配置上の考慮)	－		
55	油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	換気設備(建屋換気設備) 施設共通　基本設計方針 (自然換気)	設計方針(発生防止)			○	施設共通　基本設計方針 (自然換気)	－		
56	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通　基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵) 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
57	水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策)	設計方針(発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　b．可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 ③可燃性ガス内包設備の配置上の考慮 可燃性ガス内包設備について火災防護上重要な機器等に対する配置上の考慮について示す。 ④可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気 可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画は，換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，制御室等に警報を発報する設計とする。 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 ⑤可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画の防爆対策 可燃性ガスを使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 ⑥可燃性ガスの貯蔵 貯蔵量を運転に必要な量に留める設計とする。 【4.2(5)放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策】 充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止再作を行う設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について	【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　b．可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策 水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 ③可燃性ガス内包設備の配置上の考慮 可燃性ガス内包設備について火災防護上重要な機器等に対する配置上の考慮について示す。 ④可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気 可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画は，換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，制御室等に警報を発報する設計とする。 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 ⑤可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画の防爆対策 可燃性ガスを使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 ⑥可燃性ガスの貯蔵 貯蔵量を運転に必要な量に留める設計とする。 【4.2(5)放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策】 充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止再作を行う設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
58	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (可燃性ガス内包設備 配置上の考慮)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
59	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。	機能要求①	基本方針 換気設備(建屋換気設備)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
60	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	基本方針 換気設備(蓄電池室の換気設備) 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－		
61	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
62	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通　基本設計方針 (蓄電池室の設計) 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
63	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう，鋼板製密体に収納し，水素ガス滞留を防止するため密体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 電気設備(蓄電池) 換気設備(蓄電池室の換気設備)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
64	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	基本方針 換気設備(蓄電池室の換気設備)	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
65	火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通　基本設計方針 (可燃性ガスの貯蔵) 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
66	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	設計方針(発生防止)			○	施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ棟星に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備(以下「油等内包設備」という。)は，溶接構造又はシール構造により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに，漏えい液受皿又は堰を設置する設計とする。そのうち，セル内に設置する有機溶媒等を内包する設備から有機溶媒等が漏えいした場合については，漏えい検知装置により漏えいを検知し，スチームジェットポンプ，ポンプ又は重力流により移送することによって，漏えいした有機溶媒等が拡大することを防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備漏えい拡大防止対策) (北換気筒管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋，使用済燃料輸送容器管理建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備漏えい拡大防止対策) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ｳﾗﾝ脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 　4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止】 【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　a．潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンを内包する機器は，溶接構造及びシール構造により漏えいの発生防止，及び爆やオイルパン等による拡大防止対策を講ずる設計とする。 ・油等内包設備は，耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う講ずる設計とする。 ・機器運転時の温度よりも高い引火点の潤滑油，燃料油又は有機溶媒等を使用する設計とすることにより，潤滑油，燃料油又は有機溶媒等の防爆対策は不要とする設計とする。 ・潤滑油，燃料油，有機溶媒等又は硝酸ヒドラジンは一定時間の外部電源喪失に対して発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する設計とする。有機溶媒等は処理運転に必要な量のみを貯蔵することを火災防護計画に定める。 ・油等内包設備を設置する火災区域は自然換気又は機械換気を設ける設計とする。また，放射性物質を含む設備は，塔槽類廃ガス処理設備等に接続し，機械換気を行う設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
54	油等内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備配置上の考慮) (北換気筒管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋，使用済燃料輸送容器管理建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (油等内包設備配置上の考慮) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ｳﾗﾝ脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋)	－	－	－		
55	油等内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気又は自然換気を行う設計とする。	機能要求①	○	換気設備(建屋換気設備) (北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針 (自然換気)	換気設備(建屋換気設備) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ合酸化物貯蔵建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋) 施設共通　基本設計方針 (自然換気)	－	－	－		
56	発火性物質又は引火性物質を貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針 (発火性物質又は引火性物質の貯蔵) (分離建屋，精製建屋，非常用電源建屋，緊急時対策建屋) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
57	水素又はプロパンを内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により，可燃性ガスの漏えいを防止することで防爆の対策を行う設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (可燃性ガス内包設備漏えい防止対策 (還元ガス供給系 安全蒸気系 ウラン精製設備))	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4．火災及び爆発の発生防止 　4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2(1)発火性物質又は引火性物質に対する火災の発生防止対策　b．可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策】 ○可燃性ガスを内包する設備に対する火災及び爆発の発生防止対策 ①可燃性ガスの漏えい及び拡大防止対策 　水素等を内包する設備(以下「可燃性ガス内包設備」という。)は，溶接構造等により可燃性ガスの漏えいを防止する。 ②水素の漏えい検出 　蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。 ③可燃性ガス内包設備の配置上の考慮 　可燃性ガス内包設備について火災防護上重要な機器等に対する配置上の考慮について示す。 ④可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画の換気 　可燃性ガス内包設備がある火災区域又は火災区画は，換気設備により換気を行う設計とする。換気設備が停止した場合は，制御室等に警報を発報する設計とする。 　通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。 ⑤可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画の防爆対策 　可燃性ガスを使用する電気接点を有する機器は，防爆構造とする。また，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。 ⑥可燃性ガスの貯蔵 　貯蔵量を運転に必要な量に留める設計とする。 【4.2(5)放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策】 充電時の蓄電池から発生する水素の蓄積防止再作を行う設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
58	可燃性ガス内包設備の火災又は爆発により，火災及び爆発の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう耐火壁，隔壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (可燃性ガス内包設備　配置上の考慮 (前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン精製設備))	－	－	－		
59	火災及び爆発の発生防止における可燃性ガスに対する換気のため，可燃性ガス内包設備を設置する火災区域又は火災区画は，機械換気を行う設計とする。	機能要求①	○	－	換気設備(建屋換気) (前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋)			－		
60	このうち，蓄電池を設置する火災区域は，機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	機能要求① 運用要求	○	換気設備(蓄電池室の換気設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋) 施設共通　基本設計方針	換気設備(蓄電池室の換気設備) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，出入管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
61	火災及び爆発の発生防止における水素ガス漏えい検出は，蓄電池の上部に水素漏えい検知器を設置し，水素の燃焼限界濃度である4vol%の4分の1以下で中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	施設共通　基本設計方針 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋)	施設共通　基本設計方針 (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，出入管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋)	－	－	－		
62	通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出されるおそれのある蓄電池室には，原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (蓄電池室の設計) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋)	施設共通　基本設計方針 (蓄電池室の設計) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，出入管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋)	－	－	－		
63	ただし，蓄電池が無停電電源装置等を設置している室と同じ室に収納する場合は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」(SBA G 0603)に適合するよう，鋼板製躯体に収納し，水素ガス滞留を防止するため躯体内を機械換気により排気することで火災又は爆発を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	電気設備(蓄電池) 換気設備(蓄電池室の換気設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋)	電気設備(蓄電池) 換気設備(蓄電池室の換気設備) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｽﾎﾟｯﾄｽ･ﾊﾟｰｼｬﾌﾞﾙｽﾎﾟｲﾝﾄ処理建屋)	－	－	－		
64	蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に警報を発する設計とする。	機能要求①	○	換気設備(蓄電池室の換気設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	換気設備(蓄電池室の換気設備) (制御建屋 緊急時対策建屋)	－	－	－		
65	火災区域に設置する可燃性ガスを貯蔵する機器は，運転に必要な量に留めて貯蔵する設計とする。	設置要求 運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (可燃性ガスの貯蔵) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
66	火災及び爆発の発生防止における防爆及び接地対策として，火災区域又は火災区画に設置する発火性物質又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用，機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，発火性物質又は引火性物質を内包する設備からの万一の漏えいを考慮して，漏えいの可能性のある機器を設置する室の電気接点を有する機器は，防爆構造とする設計とし，静電気の発生のおそれのある機器は接地を施す設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (防爆対策)	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防爆指針」に記載されるような金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。 【8. 火災防護計画】	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8.火災防護計画	【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。
68	火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	換気設備(建屋換気設備) 施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(発生防止)		【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【有機溶剤の滞留防止】 火災区域における必要量以上持ち込まない運用とする。 作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】	○	施設共通　基本設計方針	－		【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【有機溶剤の滞留防止】 火災区域における必要量以上持ち込まない運用とする。 作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】
69	火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに，火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	基本方針 高レベル廃液ガラス固化設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)		【4.2(3)発火源への対策】 ○可燃性微粉への対策 ・火花の発生を伴う設備は，カメラによる監視及び可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 ・第1，2チャンネルボックス切断装置は，溶断式のため，水中で切断する設計とする。 ○高温となる設備 ・高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆うことで温度上昇を防止する設計とする。 ・脱硝装置，焙焼炉，還元炉については，温度が890℃を超えた場合，ヒータを自動で停止する。 【8. 火災防護計画】	○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－		【4.2(3)発火源への対策】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。 【8. 火災防護計画】
70	また，高温となる設備は，高温部を保温材若しくは耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する設計及び計測制御系統施設による温度パラメータを監視し，加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 高レベル廃液ガラス固化設備 ウラン脱硝系 焙焼・還元系	設計方針(発生防止)			○	基本方針	－		
71	放射性廃棄物の廃棄施設は，火災の発生防止を考慮し，放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気で除去する設計とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (冷却水設備　安全冷却水系 ガラス固化体貯蔵設備)	設計方針(発生防止)		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 ・崩壊熱除去による火災等の発生防止を図る設計とする。 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。 【8. 火災防護計画】	○	施設共通　基本設計方針 (冷却水設備　安全冷却水系)	－		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。
72	また，放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
73	さらに，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
74	火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針 (遮断器)	設計方針(発生防止)		【4.2(4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合は，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (遮断器)	－		【4.2(4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合は，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。
75	電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針(発生防止) 基本方針(火災防護計画)		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 ・電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】	○	施設共通　基本設計方針	－		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	火災及び爆発の発生防止のため，可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 4. 火災及び爆発の発生防止 4.2 再処理施設の火災及び爆発の発生防止について 8. 火災防護計画	【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【静電気の滞留防止】 「工場電気設備防爆指針」に記載されるような金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。
68	火災及び爆発の発生防止のため，火災区域における現場作業において，可燃性の蒸気が滞留しないように建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。また，火災区域における現場作業において，有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，換気，通風又は拡散の措置を行うことを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	換気設備(建屋換気設備) (北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	換気設備(建屋換気設備) (前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰﾋﾞｰ貯蔵建屋,制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾟｲｽﾞﾝ処理建屋) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		【4.2(2)可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策】 【有機溶剤の滞留防止】 火災区域における必要量以上持ち込まない運用とする。 作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うとともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。 【8. 火災防護計画】
69	火災及び爆発の発生防止のため，発火源への対策として火花の発生を伴う設備は，水中で取り扱うことにより発生する火花が発火源となることを防止する設計とするとともに，火花の発生を伴う設備の周辺に可燃性物質を保管しないこと及び複数のカメラで機器の周囲を監視することを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	○	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 施設共通　基本設計方針	高レベル廃液ガラス固化設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 施設共通　基本設計方針	－	－	－		【4.2(3)発火源への対策】 ○可燃性微粉への対策 ・火花の発生を伴う設備は，カメラによる監視及び可燃性物質を近傍へ保管しない設計とする。 ・第1，2チャンネルボックス切断装置は，溶断式のため，水中で切断する設計とする。 ○高温となる設備 ・高温となる設備は，高温部を保温材又は耐火材で覆うことで温度上昇を防止する設計とする。 ・脱硝装置，焙焼ｶﾞ，還元ｶﾞについては，温度が890℃を超えた場合，ヒータを自動で停止する。 【8. 火災防護計画】
70	また，高温となる設備は，高温部を保温材若しくは耐火材で覆うことにより，可燃性物質との接触を防止する設計及び計測制御系統施設による温度パラメータを監視し，加熱の停止等を行うことにより可燃性物質の加熱を防止する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	高レベル廃液ガラス固化設備 焙焼・還元系 廃溶媒処理系	－	－	－		
71	放射性廃棄物の廃棄施設は，火災の発生防止を考慮し，放射性物質より発生する崩壊熱を冷却水又は空気で除去する設計とする。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (冷却水設備　安全冷却水系)	施設共通　基本設計方針 (冷却水設備　安全冷却水系 ガラス固化体貯蔵設備)	－	－	－		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 ・崩壊熱除去による火災等の発生防止を図る設計とする。 ・放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する。
72	また，放射性物質を含んだ廃樹脂及び廃スラッジは，廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
73	さらに，放射性物質を含んだフィルタ類及びその他の雑固体は，処理を行うまでの間，金属製容器に封入し，保管する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
74	火災及び爆発の発生防止のため，電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合には，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化するとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	○	施設共通　基本設計方針 (遮断器(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (遮断器(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙ･ｴﾝﾄﾞﾋﾟｰﾋﾞｰ貯蔵建屋 制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙﾎﾟｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－		【4.2(4)過電流による過熱防止対策】 ・電気系統は，機器の損壊，故障及びその他の異常を検知した場合は，遮断器により故障箇所を隔離することにより，故障の影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。
75	電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		【4.2(6)火災及び爆発の発生防止に係る個別留意事項】 ・電気室は，電源供給のみに使用する設計とする。 【8. 火災防護計画】

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
76	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 　火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a. 主要な構造材】 a. 主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a. 主要な構造材】 a. 主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料
77	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (主要な構造材に対する不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【b. 保温材】 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 　(a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 　(b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【c. 建屋内装材】 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 　(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 　(b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【g. グローブボックス】 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 ((主要な構造材に対する不燃性材料の使用)安全冷却水B冷却塔，配管)	－		【b. 保温材】 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 　(a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 　(b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【c. 建屋内装材】 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 　(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 　(b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【g. グローブボックス】 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
78	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (グローブボックス及びセルパネル(非密封で放射性物質を取扱う))	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 a. 保温材 b. 建屋内装材 不燃性材料が使用できない場合は，条件を満たす代替材料を使用する設計とする。	○	基本方針	－		【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 a. 保温材 b. 建屋内装材 不燃性材料が使用できない場合は，条件を満たす代替材料を使用する設計とする。
79	グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能 を損なわないよう，パネル外表面に難燃性材料を設置することで，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし，その難燃性能をUL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (グローブボックス(パネルに可燃性材料を使用))	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用) 評価方法(不燃性材料又は難燃性材料の使用) 評価(不燃性材料又は難燃性材料の使用)		【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ④グローブボックス 難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，燃焼試験により確認した材料を使用する設計とする。	○	基本方針	－		【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ④グローブボックス 難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，燃焼試験により確認した材料を使用する設計とする。
80	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隘への設置)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隘への設置)	－		
81	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)	－		
82	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (保温材に対する不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (保温材に対する不燃性材料の使用)	－		
83	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用)	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
76	5.2.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計若しくは代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該機器等における火災及び爆発に起因して，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用　a.主要な構造材】 a.主要な構造材 機器，配管，ダクト，トレイ，電線管，盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は，火災及び爆発の発生防止を考慮し，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の不燃性である金属材料 【b.保温材】 保温材は，以下のいずれかを満たす不燃性材料を使用する設計とする。 (a) 平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料 (b) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 【c.建屋内装材】 建屋の内装材は，以下の(a)項を満たす不燃性材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす防炎物品を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品 【g.グローブボックス】 非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，万一の火災時に閉じ込め機能を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計する。 【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 a.保温材 b.建屋内装材 不燃性材料が使用できない場合は，条件を満たす代替材料を使用する設計とする。 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ①主要な構造材 パッキンは金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく，火災による安全機能への影響は限定的であり，延焼するおそれはない。また，金属材料内部の潤滑油およびケーブルは他の安重機器等に延焼しない。 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ④グローブボックス 難燃性材料であるパネルをグローブボックスのパネル外表面に設置することにより，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有することについて，燃焼試験により確認した材料を使用する設計とする。
77	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，機器，配管，ダクト，ケーブルトレイ，電線管及び盤の筐体並びにこれらの支持構造物の主要な構造材は，金属材料又はコンクリートを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 ((主要な構造材に対する不燃性材料の使用)(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 ((主要な構造材に対する不燃性材料の使用) 前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰｼﾞﾌﾞﾙｶﾞｽ（ｽﾞﾝ処理建屋）	－	－	－		
78	また，放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス等のうち，非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス等で，閉じ込め機能を喪失することで再処理施設の安全性を損なうおそれのあるものについては，不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	－	施設共通　基本設計方針 (グローブボックス及びセルパネル(非密封で放射性物質を取扱う)) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋)	－	－	－		
79	グローブボックスのパネルに可燃性材料を使用する場合は，火災によるパネルの損傷を考慮しても閉じ込め機能 を損なわないよう，パネル外表面に難燃性材料を設置することで，難燃性パネルと同等以上の難燃性能を有する設計とし，その難燃性能をUL94 垂直燃焼試験及びJIS酸素指数試験における燃焼試験により確認したものを使用する設計とする。	設置要求 評価要求	○	－	グローブボックス(パネルに可燃性材料を使用) (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	－	－	－		
80	ただし，配管等のパッキン類は，その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため，金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隘への設置(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (パッキン類に対する金属で覆われた狭隘への設置(前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰｼﾞﾌﾞﾙｶﾞｽ（ｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－		
81	また，金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブルは，発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから，不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル)(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰｼﾞﾌﾞﾙｶﾞｽ（ｽﾞﾝ処理建屋)	－	－	－		
82	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する保温材は，平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として定められたものを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (保温材に対する不燃性材料の使用 (北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (保温材に対する不燃性材料の使用 (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰｼﾞﾌﾞﾙｶﾞｽ（ｽﾞﾝ処理建屋)	－	－	－		
83	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の建屋内装材は，建築基準法に基づく不燃性材料若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料又は消防法に基づく防炎物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の不燃性材料の使用 (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰｼﾞﾌﾞﾙｶﾞｽ（ｽﾞﾝ処理建屋)	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
84	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用】 d. 火災防護上重要な機器等に使用するケーブル 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974　又はIEEE1202-1991　垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 e. 換気設備のフィルタ 「JACA　No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。 (a) 乾式変圧器 (b) 真空遮断器，気中遮断器，ガス遮断器 【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 　(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 　(b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。また，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。	○	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性))	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用】 d. 火災防護上重要な機器等に使用するケーブル 自己消火性(UL1581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974　又はIEEE1202-1991　垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 e. 換気設備のフィルタ 「JACA　No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 f. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。 (a) 乾式変圧器 (b) 真空遮断器，気中遮断器，ガス遮断器 【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 　(a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 　(b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。また，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
85	また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (カーペット(防炎物品))	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (カーペット(防炎物品))	－		
86	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(UL1581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用)	－		
87	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	基本方針	－		
88	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会))」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用)	－		
89	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用)	設計方針(不燃性材料又は難燃性材料の使用)			○	施設共通　基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用)	－		
90	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 　再処理施設に対する自然現象として，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。
91	火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 　なお，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある竜巻については，「3.3.2 竜巻」に基づく竜巻防護対策を行うことにより，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 　また，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある森林火災については，「3.3.3 外部火災」の「(3)外部火災に対する防護対策」，「(a) 森林火災に対する防護対策」に基づく防火帯による防護等により火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			○	基本方針	－		
92	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。安全上重要な施設は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (避雷設備，構内接地系(火災防護上重要な機器等))	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			○	施設共通　基本設計方針 (避雷設備，構内接地系(火災防護上重要な機器等))	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
84	ただし，塗装は当該場所における環境条件を考慮したものとする。管理区域の床及び壁は，耐汚染性，除染性，耐摩耗性等を考慮したコーティング剤を不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと，建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設には不燃性材料又は難燃性材料を使用し，周辺における可燃性物質を管理することから，難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求 運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性)(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (建屋内装材の塗装(難燃性)(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋,制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｽﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用	【4.3 不燃性材料又は難燃性材料の使用】 【(1)不燃性材料又は難燃性材料の使用】 d.火災防護上重要な機器等に使用するケーブル 自己消火性(ULl581(Fourth Edition)1080VW-1UL垂直燃焼試験)及び耐延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383-1974 又はIEEE1202-1991 垂直トレイ燃焼試験)を試験により確認できたものを使用する設計とする。 e.換気設備のフィルタ 「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)1」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。 f.変圧器及び遮断器に対する絶縁油 建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包していない以下の変圧器及び遮断器を使用する設計とする。 (a) 乾式変圧器 (b) 真空遮断器，気中遮断器，ガス遮断器 【(2)不燃性材料又は難燃性材料を使用できない場合の代替材料の使用】 ②建屋内装材 建屋の内装材として不燃性材料が使用できない場合は，以下の(a)項を満たす代替材料を使用する設計とし，中央制御室等のカーペットは，以下の(b)項を満たす代替材料を使用する設計とする。 (a) 建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料と同等の性能を有することを試験により確認した材料 (b) 消防法に基づき認定を受けた防炎物品と同等の性能を有することを試験により確認した材料 【(3)不燃性材料又は難燃性材料でないものを使用】 ②建屋内装材 難燃性材料と同等の性能であることを試験により確認したコーティング剤を塗布することで，火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。 ③火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブル 機器等の性能上の理由から上記が確認できないケーブルについては，難燃ケーブルと同等以上の難燃性能があることを確認した上で使用する。または，金属製の筐体等に収納等の措置を講ずる。
85	また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策建屋の対策本部室の床面は，消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認したカーペットを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (カーペット(防炎物品) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (カーペット(防炎物品) (制御建屋 緊急時対策建屋))	－	－	－		
86	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルには，実証試験により延焼性(米国電気電子工学学会規格IEEE383又はIEEE1202垂直トレイ燃焼試験)及び自己消火性(ULl581垂直燃焼試験)を確認したケーブルを使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋,制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｽﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－		
87	ただし，機器等の性能上の理由から実証試験により延焼性及び自己消火性が確認できないケーブルをやむを得ず使用する場合には，金属製の筐体等に収納，延焼防止材により保護又は専用の電線管に敷設等の措置を講じた上で，難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能があることを実証試験により確認し，使用する設計とすることで，他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災及び爆発が発生することを防止する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置) (緊急時対策建屋)	－	－	－		
88	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，換気設備のフィルタは，不燃性材料又は「JACA No.11A(空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人日本空気清浄協会)1」により難燃性を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｽﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－		
89	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち，建屋内に設置する変圧器及び遮断器は絶縁油を内包しない乾式を使用する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋,制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,主排気筒管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｽﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－		
90	5.2.4 自然現象による火災及び爆発の発生防止 再処理施設に対する自然現象として，地震，津波，落雷，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
91	火災防護上重要な機器等は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 なお，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある竜巻については，「3.3.2 竜巻」に基づく竜巻防護対策を行うことにより，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 また，屋外の火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある森林火災については，「3.3.3 外部火災」の「(3)外部火災に対する防護対策」，「(a) 森林火災に対する防護対策」に基づく防火帯による防護等により火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
92	火災防護上重要な機器等に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。安全上重要な施設は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (避雷設備,構内接地系(火災防護上重要な機器等)(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (避雷設備,構内接地系(火災防護上重要な機器等)(前処理建屋,分離建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,非常用電源建屋,第１保管庫・貯水所,第２保管庫・貯水所,高レベル廃液ガラス固化建屋,精製建屋,低レベル廃液処理建屋,ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋,制御建屋,分析建屋,出入管理建屋,緊急時対策建屋,ウラン脱硝建屋,ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋,ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋,低レベル廃棄物貯蔵建屋,ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｽﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 (1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等))	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等)(安全冷却水B冷却塔))	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。
94	重大事故等対処施設は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)		【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 【(1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 【落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。 【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 【4.4 (4)竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	－	－	－	－	－
95	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。重大事故等対処施設を収納する建屋は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても，避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (避雷設備,構内接地系(重大事故等対処施設))	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			－	－	－	－	－
96	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設))	設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			－	－	－	－	－
97	重大事故等対処施設は，竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (竜巻防護対策)	基本方針 設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			－	－	－	－	－
98	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (防火帯)	基本方針 設計方針(自然現象による火災及び爆発の発生防止)			－	－	－	－	－
99	5.3 火災の感知，消火 　火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 　火災感知設備及び消火設備は，「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.2 火災の感知及び消火 5.火災の感知及び消火 　5.1 火災感知設備について 　5.2 消火設備について Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス，Ss機能維持)を示す。 【5.2.2(5) 消火設備の設計　f. 消火設備の自然現象に対する考慮】 (d) 地震対策 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，消火困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓設備は，保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。 なお，具体的な設計内容については，「5.2.3 構造強度設計」に示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。(具体的な方針及び計算結果は，Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書に示す。) 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。(具体的な方針及び計算結果は，Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書に示す。)	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.2 火災の感知及び消火 5.火災の感知及び消火 　5.1 火災感知設備について 　5.2 消火設備について	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等に対して，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス，Ss機能維持)を示す。
100	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)			○	基本方針 (火災感知設備,消火設備は最終回次に申請する。)	－		
101	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備	評価方法(耐震) 評価条件(耐震) 評価(耐震) 設計方針(火災の感知) 設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
93	火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い，耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等)(北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(火災防護上重要な機器等)(前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・火災防護上重要な機器等は，耐震重要度分類に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い，耐震クラスに応じた耐震設計とする。
94	重大事故等対処施設は，考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	－	－		【2.1 火災及び爆発の発生防止】 ○自然現象による火災及び爆発の発生防止 ・考慮する自然現象のうち，火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について，これらの現象によって火災及び爆発が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。 【4.4 落雷，地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止】 【(1)落雷による火災及び爆発の発生防止】 【落雷による火災及び爆発の発生防止】 「原子力発電所の耐雷指針」(JEAG4608)，建築基準法及び消防法に基づき，日本産業規格(JIS A 4201)に準拠した避雷設備を設置する設計とする。 【4.4 (2)地震による火災及び爆発の発生防止】 ・重大事故等対処施設は，設備区分に応じ十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い，設備区分に応じた耐震設計とする。 【4.4 (3)森林火災による火災及び爆発の発生防止】 屋外の重大事故等対処施設は，外部火災防護に関する基本方針に基づき評価し設置した防火帯により，火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。 【4.4 (4)竜巻(風(台風)を含む。)による火災及び爆発の発生防止】 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，重大事故等時の竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。
95	重大事故等対処施設に対して火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象のうち，落雷による火災及び爆発の発生を防止するため，建築基準法及び消防法に基づき，避雷設備を設置する設計とする。重大事故等対処施設を収納する建屋は，建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても，避雷設備を設置する設計とし，各構築物に設置する避雷設備は，構内接地系と連接することにより，接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (避雷設備，構内接地系(重大事故等対処施設)(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (避雷設備，構内接地系(重大事故等対処施設)(前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋))	－	－	－		
96	重大事故等対処施設は，重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し，自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止する設計とするとともに，再処理施設の技術基準に関する規則に従い耐震設計を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設)(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (耐震設計(重大事故等対処施設)(前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋))	－	－	－		
97	重大事故等対処施設は，竜巻(風(台風)を含む。)の影響により火災及び爆発が発生することがないように，竜巻防護対策を行う設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (竜巻防護対策)	施設共通　基本設計方針 (竜巻防護対策)	－	－	－		
98	森林火災については，防火帯により，重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止を講ずる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (防火帯)	基施設共通　基本設計方針 (防火帯)	－	－	－		
99	5.3 火災の感知，消火 火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 火災感知設備及び消火設備は，「5.2.4　自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
100	火災防護上重要な機器等に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した火災防護上重要な機器等が地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	○	火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	(火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (前処理建屋，分離建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.2 火災の感知及び消火 5.火災の感知及び消火 5.1 火災感知設備について 5.2 消火設備について Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書	【2.2 火災の感知及び消火】 ・火災の感知及び消火は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備に対する耐震上の防護設計(耐震クラス，Bs機能維持)を示す。 【5.2.2(5) 消火設備の設計　f. 消火設備の自然現象に対する考慮】 (d) 地震対策 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち，消火困難区域とならない一般エリアに設置する屋外消火栓設備は，保持すべき耐震重要度分類に応じて機能を保持できる設計とする。 なお，具体的な設計内容については，「5.2.3 構造強度設計」に示す。 【5.1.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。(具体的な方針及び計算結果は，Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書に示す。) 【5.2.3 構造強度設計】 防護対象の耐震重要度分類に応じて，耐震性を確保する設計とする。(具体的な方針及び計算結果は，Ⅳ-4　火災防護設備の耐震性に関する説明書に示す。)
101	重大事故等対処施設に係る火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置した重大事故等対処施設が地震による火災を想定する場合においては重大事故等対処施設の設備分類に応じて，機能を維持できる設計とする。	評価要求	○	火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，制御建屋)	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
102	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 　再処理施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 　火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央制御室及び使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室床下の影響軽減対策 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ・3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 　以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等 【6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 　火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央制御室及び使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室床下の影響軽減対策 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ・3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 　以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等 【6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法
103	(1) 火災防護上の最重要設備に対する影響軽減対策 　火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)			○	基本方針	－		
104	a．3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 　火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			○	基本方針	－		
105	b．水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 　火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(影響軽減)			○	基本方針	－		
106	c．1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 　火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 火災防護設備 (1時間耐火隔壁) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			○	基本方針	－		
107	(2) 中央制御室の火災及び爆発の影響軽減対策 a. 中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 　中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 　中央制御室の制御盤は，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また，操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。 　中央制御室には，異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。 　中央制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	制御盤 (制御室に設置される制御盤) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備 (高感度煙感知器) 施設共通　基本設計方針 火災防護設備　消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器)	設計方針(影響軽減) 基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) ・同一盤に異なる系統の回路が収納される場合は，3.2mm以上の鉄板により，別々の区画を設け，回路を収納することにより分離する。 さらに，鉄板により分離された異なる系統の配線ダクトのうち，片系統の配線ダクトに火災が発生しても，もう一方の配線に火災の影響が及ばないように，配線ダクト間には水平方向に30mm以上の分離距離を確保する。 また，鋼板で覆った操作スイッチに火災が発生しても，その近傍の他操作スイッチに影響が及ばないように，垂直方向に20mm，水平方向に15mmの分離距離を確保する。 【8. 火災防護計画】 (2) 再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 8. 火災防護計画	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) ・同一盤に異なる系統の回路が収納される場合は，3.2mm以上の鉄板により，別々の区画を設け，回路を収納することにより分離する。 さらに，鉄板により分離された異なる系統の配線ダクトのうち，片系統の配線ダクトに火災が発生しても，もう一方の配線に火災の影響が及ばないように，配線ダクト間には水平方向に30mm以上の分離距離を確保する。 また，鋼板で覆った操作スイッチに火災が発生しても，その近傍の他操作スイッチに影響が及ばないように，垂直方向に20mm，水平方向に15mmの分離距離を確保する。 【8. 火災防護計画】 (2) 再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
108	消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。	運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (サーモグラフィ)	設計方針(影響軽減) 基本方針(火災防護計画)			○	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
102	5.4 火災及び爆発の影響軽減 5.4.1 火災及び爆発の影響軽減対策 再処理施設の火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び爆発による影響を軽減するため，以下の対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3 火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央制御室及び使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室床下の影響軽減対策 【6. 火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ・3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) コンクリート壁 (2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等 【6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法
103	(1) 火災防護上の最重要設備に対する影響軽減対策 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	△	基本方針	基本方針	－	－	－		
104	a．3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した，隔壁等で系統間を分離する設計とする。	設置要求 評価要求	○	－	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 関連する洞道)	－	－	－		
105	b．水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルは，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とし，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
106	c．1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 火災防護上の最重要設備のうち，互いに相違する系列間の機器及びケーブル並びにこれらに関連する一般系のケーブルを1時間の耐火能力を有する隔壁で分離し，かつ，火災感知設備及び自動消火設備を設置することで系統間を分離する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	○	－	火災防護設備 (1時間耐火隔壁) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
107	(2)中央制御室の火災及び爆発の影響軽減対策 a.中央制御室制御盤内の火災影響軽減対策 中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤及びそのケーブルについては，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，不燃性筐体による系統別の分離対策，離隔距離等による分離対策，高感度煙感知器の設置，常駐する運転員による消火活動等により，上記(1)と同等な設計とする。 中央制御室の制御盤は，火災及び爆発の影響軽減のための措置を講ずる設計と同等の設計として，実証試験結果に基づき，異なる系統の制御盤を系統別に個別の不燃性の筐体の盤とする又は同一盤に異なる系統の回路を収納する場合は鉄板により別々の区画を設け分離するとともに，異なる系統の配線ダクト間に分離距離を確保する設計とする。また，操作スイッチ間は分離距離を確保する設計とする。 中央制御室には，異なる原理の火災感知器を設置するとともに，制御盤内における火災を速やかに感知し，安全機能への影響を防止できるよう，高感度煙感知器を設置する設計とする。 中央制御室内の火災感知器により火災を感知した場合，運転員は，制御盤周辺に設置する消火器を用いて早期に消火を行うことを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	○	制御盤 (制御室に設置される制御盤) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 (高感度煙感知器) 火災防護設備 消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器)	制御盤 (制御室に設置される制御盤) (制御建屋) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 (高感度煙感知器) 火災防護設備 消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 8.火災防護計画	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 ・制御盤の系統分離対策として，異なる系統の制御盤を系統別に別個の1時間以上の耐火性能を有する不燃性の筐体で造られた盤とすることで分離する。(特定防火設備の構造方法を定める件においては，「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー」としており，鉄製で当該板厚を上回る盤の筐体についても1時間以上の耐火性能を有している。) ・同一盤に異なる系統の回路が収納される場合は，3.2mm以上の鉄板により，別々の区画を設け，回路を収納することにより分離する。 さらに，鉄板により分離された異なる系統の配線ダクトのうち，片系統の配線ダクトに火災が発生しても，もう一方の配線に火災の影響が及ばないように，配線ダクト間には水平方向に30mm以上の分離距離を確保する。 また，鋼板で覆った操作スイッチに火災が発生しても，その近傍の他操作スイッチに影響が及ばないように，垂直方向に20mm，水平方向に15mmの分離距離を確保する。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
108	消火活動時には火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し，サーモグラフィを配備する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (サーモグラフィ)	施設共通　基本設計方針 (サーモグラフィ)	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 　中央制御室の制御室床下コンクリートピットに敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。 　また，固有の信号を発する異なる原理の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 　さらに，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。 　なお，火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針 火災防護設備 (1時間耐火隔壁(分離板)) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器) 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備(床下))	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 【6.3 その他の影響軽減対策】 【(1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とする。 ・セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 【6.3 その他の影響軽減対策】 【(1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とする。 ・セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。
110	(3)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 　火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 　ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，3時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	基本方針 換気設備 (防火ダンパ)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			○	基本方針	－		
111	(4)火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 　運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 　また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 排煙設備(制御室) 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(影響軽減)		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央制御室及び使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法(建築基準法施行令第百二十六条の三)に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する，制御室床下，引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室，及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備を設置することにより，煙の発生を防止する設計とする。	○	基本方針	－		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。
112	(5)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 　火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	基本方針 塔槽類廃ガス処理設備 換気設備 油脂類タンク(機械換気による排気又はベント管)	設計方針(影響軽減)		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(3)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち，放射性物質を含まない有機溶媒等及び再処理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。 また，再処理工程で使用する放射性物質を含む有機溶媒等のタンクは，塔槽類廃ガス処理設備に接続し，排気する設計とする。	○	基本方針	－		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(3)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。
113	(6) 安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策 　安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは，IEEE384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上又は垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (ケーブルトレイ)	設計方針(影響軽減)		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(4)ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策】 ・異なる系統のケーブルは，IEEE384 std 1992に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上及び垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (ケーブルトレイ)	－		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(4)ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策】 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
109	b．中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策 　中央制御室の制御室床下コンクリートピットに敷設する互いに相違する系列のケーブルに関しては，1時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で系列間を分離する設計とする。 　また，固有の信号を発する異なる原理の火災感知器を組み合わせて設置し，火災の発生場所が特定できる設計とする。 　さらに，中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能なハロゲン化物消火設備を設置する設計とする。 　なお，火災防護上の最重要設備には該当しないが使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても同等の設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求② 評価要求	○	火災防護設備 (1時間耐火隔壁) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備(床下)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備 (1時間耐火隔壁(分離板)) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (二酸化炭素消火器 消火器) (制御建屋) 【機能要求②】 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備(床下)) (制御建屋)	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜主配管＞ ・外径 ・厚さ	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，1時間以上の耐火能力を有するコンクリート梁，H型鋼，分離板(不燃性材料又は難燃性材料)の組合せ，又はコンクリートピットにより区割し，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 【6.3 その他の影響軽減対策】 【(1)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 ・セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，構成する耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とする。 ・セル排気側ダクトについては防火ダンパを設置しない設計とするが，耐火壁を貫通するダクトについては，厚さ1.5mm以上の鋼板ダクトにより，3時間耐火境界となるよう排気系統を形成することから，他の火災区域又は火災区画に対する遮炎性能を担保することができる。 ・換気設備のフィルタは不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。
110	(3)換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 　火災区域境界を貫通する換気ダクトには3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置することで，他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 　ただし，セルについては，放射性物質による汚染のおそれのある区域を常時負圧にすることで閉じ込め機能を維持する動的な閉じ込め設計とするため，耐火壁を貫通する給気側ダクトに防火ダンパを設置し，火災及び爆発の発生時には防火ダンパを閉止することにより，火災の影響を軽減できる設計とするとともに，耐火壁を貫通するセル排気側ダクトについては，3時間以上の耐火境界となるように鋼板ダクトとする設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	○	換気設備 (防火ダンパ) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	換気設備 (防火ダンパ) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(2) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策】 ・運転員が駐在する中央制御室及び使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法(建築基準法施行令第百二十六条の三)に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 ・電気ケーブルが密集する火災区域に該当する，制御室床下，引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室，及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備を設置することにより，煙の発生を防止する設計とする。
111	(4)火災発生時の煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 　運転員が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために，建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。 　また，電気ケーブルが密集する火災区域に該当する制御室床下，引火性液体を取り扱う非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については，固定式消火設備により，早期に消火する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	排煙設備(制御室) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	排煙設備(制御室) (制御建屋 緊急時対策建屋) 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.3 その他の影響軽減対策	【6.3 その他の影響軽減対策】 【(3)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策】 火災区域又は火災区画に設置される油タンクのうち，放射性物質を含まない有機溶媒等及び再処理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋外へ排気する設計とする。 また，再処理工程で使用する放射性物質を含む有機溶媒等のタンクは，塔槽類廃ガス処理設備に接続し，排気する設計とする。
112	(5)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 　火災区域又は火災区画に設置する油タンクは，機械換気による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。	機能要求①	○	換気設備 油脂類タンク(機械換気による排気又はベント管) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	塔槽類廃ガス処理設備 (分離建屋 精製建屋 分析建屋) 換気設備 油脂類タンク(機械換気による排気又はベント管) (分離建屋 非常用電源建屋 精製建屋 緊急時対策建屋)	－	－	－		
113	(6) 安全上重要な施設のケーブルに対する火災の影響軽減対策 　安全上重要な施設の異なる系統のケーブルは，IEEE384に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上又は垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (ケーブルトレイ) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (ケーブルトレイ) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		【6.3 その他の影響軽減対策】 【(4)ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策】 ・異なる系統のケーブルは，IEEE384 std 1992に準じて，異なる系統のケーブルトレイ間の分離距離を水平900mm以上又は垂直1,500mm以上，ソリッドトレイ(ふた付き)の場合は，水平25mm以上及び垂直25mm以上とすることにより，互いに相違する系統間で影響を及ぼさない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
114	5.4.2 再処理施設の安全確保 (1)再処理施設の安全機能の確保対策 a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 　再処理施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等によって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，再処理施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(安全確保)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7.1 火災及び爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能　喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわない設計とする。 【7.2 当該火災区域における火災影響評価】 a．火災防護上の最重要設備 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a．火災防護上の最重要設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は，2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等が機能喪失するおそれのある隣接区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ・影響評価の具体的な評価結果を説明する。 【Ⅲ-1 計算機プログラム(解析コード)の概要】 ・評価で使用する計算機プログラムの概要を記載する。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2．火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7.1 火災及び爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能　喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわない設計とする。 【7.2 当該火災区域における火災影響評価】 a．火災防護上の最重要設備 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a．火災防護上の最重要設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は，2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等が機能喪失するおそれのある隣接区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。
115	b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 　再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(安全確保)			○	基本方針	－		
116	(2) 火災影響評価 a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 　火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれず，再処理施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	－		
117	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 　当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 　また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	基本方針 評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	－		
118	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 　当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能のうち，少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。 　また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)			○	基本方針	－		
119	b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 　火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	基本方針 設計方針(火災影響評価) 評価方法(火災影響評価) 評価(火災影響評価)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。	○	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 　基本設計方針と同様の記載とし，該当する設備が申請される回次で詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
114	5.4.2 再処理施設の安全確保 (1)再処理施設の安全機能の確保対策 a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 　再処理施設内の火災又は爆発によって，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策等によって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれることにより，再処理施設の安全性が損なわれない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 　2.3 火災及び爆発の影響軽減 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわれない設計とする。 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。 【7.1 火災及び爆発に対する再処理施設の安全機能の確保対策】 ○火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 ・再処理施設内の火災によって，当該火災区域又は火災区画に設置される機器の機能　喪失を想定しても，再処理施設の安全機能が損なわれない設計とする。 【7.2 当該火災区域における火災影響評価】 a．火災防護上の最重要設備 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ○隣接火災区域に影響を与える火災区域に対する火災影響評価 a．火災防護上の最重要設備 ・隣接区域に影響を与える火災区域・区画は，2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合は，安全機能に影響がないと判断する。 b．火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等 ・火災防護上の最重要設備以外の安重機能を有する機器等が機能喪失するおそれのある隣接区域(区画)に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，多重化された安重機能を有する機器等に係る機器及びケーブルが安全機能に影響がないことを確認する。 ・系統分離対策が講じられている場合，又はFDTSにより，ZOI(評価項目：火炎高さ，プルーム，輻射，高温ガス)の範囲に含まれない場合は，安全機能に影響がないと判断する。 ・影響評価の具体的な評価結果を説明する。 【Ⅲ-1 計算機プログラム(解析コード)の概要】 ・評価で使用する計算機プログラムの概要を記載する。
115	b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計 　再処理施設内の火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合は，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても「5.4.1　火災及び爆発の影響軽減対策」で実施する火災防護対策により多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	－	－		
116	(2) 火災影響評価 a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 　火災区域又は火災区画における設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に，想定される再処理施設内の火災又は爆発を考慮しても，安全上重要な施設の多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を損なわれず，再処理施設の安全性が損なわれないことを，火災影響評価にて確認する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	－	－		
117	(a) 隣接火災区域に影響を与えない火災区域に対する火災伝播評価 　当該火災区域又は火災区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能に影響を与えないことを確認する。 　また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある火災区域又は火災区画は，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，火災力学ツール(以下「FDTs」という。)を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	－	－		
118	(b) 隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災伝播評価 　当該火災区域又は火災区画内の火災に伴う当該火災区域又は火災区画及び隣接火災区域又は火災区画の2区画内に設置する全機器の動的機能喪失を想定しても，再処理施設の多重化された火災防護上の最重要設備に係る機器及びケーブルの系統分離の火災防護対策を考慮することにより，火災防護上の最重要設備の安全機能のうち，少なくとも一つの系統の安全機能が確保されることを確認する。 　また，火災防護上の最重要設備以外の安全上重要な施設が機能喪失するおそれのある隣接2区域(区画)において，当該火災区域又は火災区画における最も過酷な単一の火災を想定して，「FDTs」を用いた火災影響評価を実施し，安全上重要な施設が同時に機能を喪失しないことを確認することで，再処理施設の安全性が損なわれないことを確認する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	－	－		
119	b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 　火災又は爆発によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため，それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，異常状態を収束できることを火災影響評価にて確認する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	施設共通　基本設計方針 (火災影響評価)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 7.再処理施設の安全確保について 　7.1火災に対する再処理施設の安全機能の確保対策 　7.2火災影響評価	○設計基準事項等に対処するための機器に単一故障を想定した火災影響評価 ・設計基準事故等に対処するための機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できることを「内部火災影響評価ガイド」に基づき，火災影響評価にて確認する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
120	第2章　個別項目 7．その他再処理設備の附属施設 7.8 火災防護設備 　火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.自然現象等」，「5.火災等による損傷の防止」，「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－
121	火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 　火災防護設備の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2.火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 　2.2 火災の感知及び消火 　2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.火災防護の基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火，火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策，火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備，火災影響軽減設備にて構成する。 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備で構成する。	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 　2.2 火災の感知及び消火 　2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.火災防護の基本方針】 ○安全機能を有する施設に対する火災防護の基本方針 ・安全機能を有する施設は，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生防止，火災の感知及び消火，火災及び爆発の影響軽減(火災及び爆発の影響軽減対策，火災影響評価)等に係る基本方針について説明する。 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備，火災影響軽減設備にて構成する。
122	また，重大事故等対処施設が，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－
123	火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2.火災防護の基本方針	【火災及び爆発の防止に関する基本方針】 ・安全機能を有する施設に対する火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備，火災影響軽減設備にて構成する。
124	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 　火災区域は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 　火災区画は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	基本方針 施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁))	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 Ⅵ-2-4　配置図	【6．火災及び爆発の影響軽減】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 　以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離	【6．火災及び爆発の影響軽減】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 　以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等
125	このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	基本方針 施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁))	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)			○	基本方針	－		
126	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁))	設計方針(火災区域の設定) 設計方針(影響軽減)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別紙工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別紙工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
120	第2章　個別項目 7．その他再処理設備の附属施設 7.8 火災防護設備 　火災防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9．設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
121	火災防護設備は，火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災影響軽減設備で構成する。 　火災防護設備の基本設計方針については，安全機能を有する施設が，火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行い，かつ，火災及び爆発の影響を軽減するために，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
122	また，重大事故等対処施設が，火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，火災及び爆発の発生を防止し，早期に火災発生を感知し消火を行うために，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 1．概要 2.火災防護の基本方針 　2.1 火災及び爆発の発生防止 　2.2 火災の感知，消火 　2.3 火災及び爆発の影響軽減	【2.火災防護の基本方針】 ○重大事故等対処施設に対する火災防護の基本方針 ・重大事故等対処施設は，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう，重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して火災防護対策を講ずる。 ・重大事故等対処施設に対する火災防護設備は，火災発生防止設備，火災感知設備，消火設備で構成する。
123	火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備並びに火災及び爆発の影響軽減設備については，以下の設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
124	7.8.1　火災区域構造物及び火災区画構造物 　火災区域は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 　火災区画は，第1章　共通項目の「5.1.1安全機能を有する施設」及び「5.1.2 重大事故等対処施設」に示す耐火壁，離隔距離及び系統分離状況に応じて火災区域を細分化する設計とする。	設置要求 機能要求②	○	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (低レベル廃棄物処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，関連する洞道，前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾍﾙﾒｯﾄﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋，第1軽油貯槽，第2軽油貯槽，重油貯槽，関連する洞道)	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・材料	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 6．火災及び爆発の影響軽減対策 　6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離 Ⅵ-2-4　配置図	【6．火災及び爆発の影響軽減対策】 【6.1 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災区域の分離】 ○3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 　以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 　(1) コンクリート壁 　(2) 耐火隔壁，配管及びダクト貫通部，ケーブルトレイ及び電線管貫通部，防火戸，防火ダンパ等
125	このうち，火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②	○	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 第1非常用ディーゼル発電設備重油タンク室 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (低レベル廃棄物処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，関連する洞道，前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾍﾙﾒｯﾄﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋，第1軽油貯槽，第2軽油貯槽，重油貯槽，関連する洞道)	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・材料		
126	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により隣接する他の火災区域と分離する。	設置要求 機能要求②		施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (耐火シール，防火戸，防火ダンパ) 【機能要求②】 火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 関連する洞道)	－	－	＜火災区域構造物＞ ・主要寸法 ・材料		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	7.8.2　火災感知設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器(煙又は熱)と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とする。 また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器(熱電対)に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (煙感知器，熱感知器，熱感知器(熱電対,熱電対(防爆型)），熱感知器(光ファイバー)，炎感知器，炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【(1)火災感知器】 a. 火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 b. 火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況(温度，煙濃度)を監視し，火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器と異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。	○	基本方針 (火災防護設備 火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【(1)火災感知器】 a. 火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 b. 火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況(温度，煙濃度)を監視し，火災現象(急激な温度や煙濃度の上昇)を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器と異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。
128	非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は，誤動作防止対策のため，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ(サーモカメラ))	設計方針(火災の感知)			○	基本方針 (火災防護設備 火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－		
129	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (煙感知器，熱感知器，熱感知器(熱電対,熱電対(防爆型)），熱感知器(光ファイバー)，炎感知器，炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)			○	基本方針 (火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－		
130	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (煙感知器，熱感知器，熱感知器(熱電対,熱電対(防爆型)），熱感知器(光ファイバー)，炎感知器，炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)			○	基本方針 (火災感知設備(炎感知器(赤外線式(防水型)），熱感知カメラ(サーモカメラ)，火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－		
131	ただし，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，タンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (煙感知器，熱感知器，火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)			○	基本方針	－		
132	また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災が検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とするとともに，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理，人の立ち入り管理及び火災の検知が可能となる設備により監視することについて保安規定に定め，管理する。	設置要求 機能要求①	基本方針 計測制御設備 ITVカメラ	設計方針(火災の感知)			○	基本方針	－		
133	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)		【(3)火災感知設備の電源確保】 ・外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設ける設計とする。 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知器設備については，感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	○	基本方針 (火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－		【(3)火災感知設備の電源確保】 ・外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設ける設計とする。 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知器設備については，感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源から給電する設計とする。
134	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求①	基本方針 火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤) 電気設備	設計方針(火災の感知)			○	基本方針 (火災感知設備(火災受信器盤) 電気設備は最終回次に申請する。)	－		
135	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失」という。)時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(3)火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	－	－	－	－	－
136	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤) 電気設備	設計方針(火災の感知)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	7.8.2　火災感知設備 　火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は，放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定するとともに，火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の火災感知器として，アナログ式煙感知器及びアナログ式熱感知器の組合せを基本として設置する設計とする。 　屋内において取り付け面高さが熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合及び外気取入口など気流の影響等を受ける場合は，アナログ式の感知器（煙又は熱）と非アナログ式の炎感知器を組み合わせて設置する設計とする。屋外構築物の監視に当たっては，アナログ式の感知器の設置が適さないことから，非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを組み合わせて設置する設計とする。 　また，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所については，防爆型のアナログ式の熱感知器（熱電対）に加え，防爆型の非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 　5.1火災感知設備について	【5.1.2 機能設計】 【(1)火災感知器】 a.火災感知器の設置条件 ・火災感知器の型式は，早期に火災を感知するため，環境条件及び予想される火災の性質を考慮して選定する。 ・設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を消防法に準じて選定する設計とする。 ・環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，消防法施行規則において求める感知器の網羅性，及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。 b.火災感知器の種類 ・火災感知設備の火災感知器は，平常時の状況（温度，煙濃度）を監視し，火災現象（急激な温度や煙濃度の上昇）を把握することができるアナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を異なる種類の感知器を組み合わせて火災を早期に感知することを基本として，火災区域又は火災区画に設置する設計とする。 ・火災感知器の取付条件によってはアナログ式の火災感知器の設置が技術的に困難な場合は，非アナログ式の感知器を選定する。 ・非アナログ式の感知器を設置する区域について説明。
128	非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 　非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを設置する場合は，それぞれの監視範囲に火災の感知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 　非アナログ式の炎感知器を屋内に設置する場合は，誤動作防止対策のため，外光が当たらず，高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。 　非アナログ式の炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラを屋外に設置する場合は，屋外型を採用するとともに，必要に応じて太陽光の影響を防ぐ遮光板を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ（サーモカメラ）） （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ（サーモカメラ）） （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	－	－		
129	消防法施行令及び消防法施行規則において火災感知器の設置が除外される区域についても，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が火災による影響を考慮すべき場合には火災感知器を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－		
130	火災感知器については消防法施行規則第二十三条第4項に従い設置する設計とする。 　また，環境条件等から消防法上の火災感知器の設置が困難となり，感知器と同等の機能を有する機器を使用する場合においては，同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第十二条～第十八条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－		
131	ただし，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，コンクリート製の構造物や金属製の配管，ダンク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区画は，火災の影響により機能を喪失するおそれがないことから，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器の組合せは行わず，消防法に基づいた設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　火災感知設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備 （前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋）	－	－	－		
132	また，通常作業時に人の立入りがなく可燃性物質がない区域，通常作業時に人の立入りがなく少量の可燃性物質の取扱いはあるが取扱いの状況を踏まえると火災のおそれがない区域又は可燃性物質の取扱いはあるが火災感知器によらない設備により多様性を確保し，火災発生の前後において有効に火災が検出できる区域は火災感知器を設置しない設計とするとともに，不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理，人の立ち入り管理及び火災の検知が可能となる設備により監視することについて保安規定に定め，管理する。	設置要求 機能要求①	○	－	計測制御設備 （分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋） ITVカメラ （高レベル廃液ガラス固化建屋）	－	－	－		
133	火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－		【(3)火災感知設備の電源確保】 ・外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設ける設計とする。 ・火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知器設備については，感知の対象とする設備の耐震重要度分類に応じて非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。 ・火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
134	また，火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，火災防護上重要な機器等の耐震重要度分類に応じて，非常用母線又は運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) 電気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) 電気設備 （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－		
135	重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障(以下「全交流動力電源喪失」という。)時にも火災の感知が可能となるよう，蓄電池を設け，火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 　5.1火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(3)火災感知設備の電源確保】 ・重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。
136	また，重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については，重大事故等対処施設の設備分類に応じて，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は運転予備用電源若しくは緊急時対策建屋用発電機から給電する設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) 電気設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) 電気設備 （制御建屋 緊急時対策建屋）	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
137	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	基本方針 火災防護設備 火災感知設備 (火災受信器盤)	設計方針(火災の感知)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(2)火災受信器盤(火災監視盤)】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・アナログ式の熱電対が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり，感知区域を１つずつ特定できる機能 ・アナログ式の光ファイバ温度監視装置が接続可能であり，感知区域を特定できる機能 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	○	基本方針 (火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(2)火災受信器盤(火災監視盤)】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・アナログ式の熱電対が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり，感知区域を１つずつ特定できる機能 ・アナログ式の光ファイバ温度監視装置が接続可能であり，感知区域を特定できる機能 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
138	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	火災防護設備 火災感知設備 (火災受信器盤) 施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(火災の感知)			○	施設共通　基本設計方針 (火災感知設備(火災受信器盤)は最終回次に申請する。)	－		
139	屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備 火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型))，熱感知カメラ(サーモカメラ))	設計方針(火災の感知)		【5.1.2 機能設計】 【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については，「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により，機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は，再処理施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ，当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	○	基本方針 (火災防護設備 消火設備 消火水供給設備火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (安全冷却水冷却塔 冷却塔)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について 8. 火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については，「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により，機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は，再処理施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ，当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。
140	屋外の火災感知設備は，外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	設置要求 運用要求	火災防護設備 火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型))，熱感知カメラ(サーモカメラ)) 施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画) 設計方針(火災の感知)			○	施設共通　基本設計方針 (火災防護設備 火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (安全冷却水冷却塔 冷却塔)は最終回次に申請する。)	－		
141	7.8.3 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 b. 当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (b) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (c) 等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画 (d) 電気品室となる火災区域又は火災区画 【(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域又は火災区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり屋を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 (d) 屋外の火災区域又は火災区画	○	基本方針	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 b. 当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (b) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (c) 等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画 (d) 電気品室となる火災区域又は火災区画 【(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域又は火災区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり屋を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 (d) 屋外の火災区域又は火災区画
142	火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，緊急時対策建屋の対策本部室の床下及び一般共同溝)，等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，緊急時対策建屋の建屋管理室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。	設置要求 機能要求②	基本方針 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)			○	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
137	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は，中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室若しくは緊急時対策建屋の建屋管理室に設置する火災受信器盤(火災監視盤)に火災信号を表示するとともに警報を発することで，常時監視できる設計とするとともに，火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより，火災の発生場所を特定できる設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　火災感知設備(火災受信器盤) (制御建屋 緊急時対策建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.1火災感知設備について 8．火災防護計画	【5.1.2 機能設計】 【(2)火災受信器盤(火災監視盤)】 ○火災受信器盤の機能 ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・アナログ式の熱電対が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能 ・非アナログ式の赤外線式炎感知器及び非アナログ式の熱感知カメラ(サーモカメラ)が接続可能であり，感知区域を１つずつ特定できる機能 ・アナログ式の光ファイバ温度監視装置が接続可能であり，感知区域を特定できる機能 ○点検・試験機能 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は，火災感知の機能に異常がないことを点検ができる設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施できる設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
138	火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は，機能に異常がないことを確認するため，消防法施行規則に基づく煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施することを保安規定に定めて，管理する。	機能要求① 運用要求	○	火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋) 施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針 火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤) (制御建屋 緊急時対策建屋) 施設共通　基本設計方針	－	－	－		
139	屋外の火災区域又は火災区画に設置する火災感知器は，設計上考慮する自然現象に対する環境条件を満足する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔)	(火災防護設備　消火設備　消火水供給設備火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型))，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (安全冷却水冷却塔 冷却塔 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽)	－	－	－		【5.1.2 機能設計】 【(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮】 ・落雷については，「落雷による火災及び爆発の発生防止」に示す対策により，機能を維持する設計とする。 ・地震時に火災を考慮する場合は，火災防護上重要な機器等が維持すべき耐震重要度分類に応じて機能を維持できる設計とする。 ・屋外に設置する火災感知器は，再処理施設が考慮している冬期最低気温-15.7℃を踏まえ，当該環境条件を満足する火災感知器を設置する設計とする。 ・屋外の火災感知設備は，屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。
140	屋外の火災感知設備は，外気温が-15.7℃まで低下しても使用可能な屋外仕様とするとともに火災感知器の予備を確保し，風水害の影響を受けた場合は，早期に火災感知器の取替えを行うことにより，当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備　火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型)，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔)	施設共通　基本設計方針 (火災防護設備　火災感知設備 (炎感知器(赤外線式(防水型，防爆型))，熱感知カメラ(サーモカメラ)) (安全冷却水冷却塔 冷却塔 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 重油貯槽)	－	－	－		
141	7.8.3 消火設備 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作により，火災防護上重要な機器等の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5．2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(1) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画】 a.火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域・区画を選定する。 b.当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 多量の可燃物を取扱う火災区域又は火災区画 (b) 可燃物を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画 (c) 等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画 (d) 電気品室となる火災区域又は火災区画 【(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域又は火災区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり屋を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 (d) 屋外の火災区域又は火災区画
142	火災の影響を受けるおそれのある火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所として多量の可燃性物質を取り扱う火災区域又は火災区画(危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所となる放射性物質が含まれる有機溶媒等を貯蔵する設備を設置するセル)，可燃性物質を取扱い構造上消火活動が困難となる火災区域又は火災区画(中央制御室床下，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，緊急時対策建屋の対策本部室の床下及び一般共同溝)，等価火災時間が3時間を超える火災区域又は火災区画及び電気品室等の火災区域又は火災区画については，自動又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，緊急時対策建屋の建屋管理室からの手動操作による固定式消火設備を設置することにより，消火活動を可能とする設計とする。	設置要求 機能要求②	○	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	＜主配管＞ 外径 厚さ		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
143	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備　消火設備 (消火器，屋内消火栓) 換気設備(建屋換気設備)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8．火災防護計画 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 a.火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 （a）取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 （b）消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 （c）換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 （d）屋外の火災区域又は火災区画 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 b.消防法又は建築基準法に基づく消火設備に加え移動式消火設備で消火する設計とする。 【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 ・消火設備の破損，誤作動又は誤操作により，安全機能に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・消火設備の放水等による溢水は，「Ⅵ－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	○	基本方針 (消火設備(屋外消火栓)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8．火災防護計画	【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 a.火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 （a）取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 （b）消火に当たり扉を開放することで隣室からの消火が可能な火災区域又は火災区画 （c）換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 （d）屋外の火災区域又は火災区画 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 b.消防法又は建築基準法に基づく消火設備に加え移動式消火設備で消火する設計とする。 【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 ・消火設備の破損，誤作動又は誤操作により，安全機能に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・消火設備の放水等による溢水は，「Ⅵ－１－１－６－１ 溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
144	なお，消火活動においては，煙の影響をより軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針(火災防護計画)			○	施設共通　基本設計方針	－		
145	消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は，溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (消火水による影響)	設計方針(火災の消火)			○	施設共通　基本設計方針 (消火水による影響)	－		
146	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(消火設備)		【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする。	○	基本方針	－		【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする。
147	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求② 評価要求	基本方針 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備) 消火水供給設備	設計方針(火災の消火) 評価方法(火災の消火) 評価(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火設備は消防法施行規則第十九条，ハロゲン化物消火設備については消防法施行規則第二十条に基づき算出する。 ・中央制御室床下及びケーブルトレイ内の消火にあたっては，上記消防法を満足するとともに，その構造の特殊性を考慮して，設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を配備する設計とする。 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は，消防法施行令第十一条に基づき，屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。	○	基本方針	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火設備は消防法施行規則第十九条，ハロゲン化物消火設備については消防法施行規則第二十条に基づき算出する。 ・中央制御室床下及びケーブルトレイ内の消火にあたっては，上記消防法を満足するとともに，その構造の特殊性を考慮して，設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を配備する設計とする。 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は，消防法施行令第十一条に基づき，屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。
148	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	基本方針 火災防護設備　消火設備 (消火用水貯槽，ろ過水貯槽)	設計方針(火災の消火)			○	基本方針 (火災防護設備　消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。)	－		
149	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	火災防護設備　消火設備 (消火水槽(緊急時対策建屋)，防火水槽(緊急時対策建屋))	設計方針(火災の消火)			－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
143	上記以外の火災区域又は火災区画については，取り扱う可燃性物質の量が少ないこと，消火に当たり扉を開放することで降雪からの消火が可能なこと，再処理施設は動的閉じ込め設計としており，換気設備による排煙が可能であるため，有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できることにより消火活動が困難とならないため，消防法又は建築基準法に基づく消火設備で消火する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (消火器，屋内消火栓) 換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備 消火設備 (消火器，屋内消火栓) 換気設備 (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8．火災防護計画 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画】 a.火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定 ・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定する。 ・当該火災区域・区画に設置する固定式消火設備の仕様を示す。 (a) 取り扱う可燃性物質の量が小さい火災区域又は火災区画 (b) 消火に当たり扉を開放することで降雪からの消火が可能な火災区域又は火災区画 (c) 換気設備による排煙が可能であり有効に煙の除去又は煙が降下するまでの時間が確保できる火災区域又は火災区画 (d) 屋外の火災区域又は火災区画 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 b.消防法又は建築基準法に基づく消火設備に加え移動式消火設備で消火する設計とする。 【5.2.2(3) 火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針】 ・火災が発生するおそれのない火災区域又は火災区画に対する消火設備の設計方針 【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 ・消火設備の破損，誤作動又は誤操作により，安全機能に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 ・消火設備の放水等による溢水は，「VI－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針」に基づく設計とする。 【8．火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
144	なお，消火活動においては，煙の影響をより軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
145	消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴う溢水に対する影響は，溢水に対する防護設計に包絡されるため，「6.再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (消火水による影響(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (消火水による影響(前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋))	－	－	－		
146	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	(火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋) 消火水槽(緊急時対策建屋) 防火水槽(緊急時対策建屋)	－	－	－		【5.2.2 (5)消火設備の設計】 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，「a．消火剤の容量」～「g．その他」を考慮する設計とする。
147	(1) 消火設備の消火剤の容量 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応じた十分な容量として，消防法施行規則，又は試験結果に基づく消火剤容量を配備する設計とする。	機能要求② 評価要求	○	火災防護設備　消火設備 (消火水供給設備) (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所) (ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋) 消火水槽(緊急時対策建屋) 防火水槽(緊急時対策建屋)	－	－	＜容器＞ ・容量 ・本数 ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程		【5.2.2(5) 消火設備の設計 a．消火剤の容量】 ・消火設備に必要な消火剤の容量については，二酸化炭素消火設備は消防法施行規則第十九条，ハロゲン化物消火設備については消防法施行規則第二十条に基づき算出する。 ・中央制御室床下及びケーブルトレイ内の消火にあたっては，上記消防法を満足するとともに，その構造の特殊性を考慮して，設計の妥当性を試験により確認された消火剤容量を配備する設計とする。 ・消火用水供給系の水源であるろ過水貯槽及び消火用水貯槽は，消防法施行令第十一条，第十九条及び危険物の規制に関する規則第三十二条に基づき，屋内消火栓及び屋外消火栓を同時に使用する場合を想定した場合の2時間の最大放水量を十分に確保する設計とする。 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源である消火水槽は，消防法施行令第十一条に基づき，屋内消火栓を2時間放水する量を十分に確保する設計とする。
148	消火用水供給系の水源は，消防法施行令，危険物の規制に関する規則及び都市計画法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	○	火災防護設備　消火設備 (消火用水貯槽 ろ過水貯槽)	－	－	－	＜容器＞ ・容量		
149	また，緊急時対策建屋の水源は，消防法施行令に基づくとともに，2時間の最大放水量に対し十分な容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	火災防護設備　消火設備 (消火水槽(緊急時対策建屋) 防火水槽(緊急時対策建屋))	－	－	＜容器＞ ・容量		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
150	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針 火災防護設備 消火設備 (消火用水貯槽，ろ過水貯槽)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 b.消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮】 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m3のろ過水貯槽及び容量約900m3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 【緊急時対策建屋の消火用水系】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m^{3}の消火水槽，建屋近傍に容量約40m^{3}防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	○	基本方針 (火災防護設備 消火設備(消火用水貯槽，ろ過水貯槽)は次回に申請する。)	－		【消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮】 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m3のろ過水貯槽及び容量約900m3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。
151	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	火災防護設備 消火設備 (消火水槽(緊急時対策建屋)，防火水槽(緊急時対策建屋))	設計方針(火災の消火)			－	－	－		
152	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ2設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針 火災防護設備 消火設備 (電動機駆動消火ポンプ， ディーゼル駆動消火ポンプ)	設計方針(火災の消火)			○	基本方針 (火災防護設備 消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回に申請する。)	－		
153	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。 なお，上記に加えて，消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設けることを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 機能要求② 運用要求	火災防護設備 消火設備 (電動機駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋)， 移動式消火設備) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災の消火) 基本方針(火災防護計画)			－	－	－	－	－
154	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 再処理施設の火災防護上の最重要設備の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画の消火を行うガス系消火設備は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 (a)消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m^{3}のろ過水貯槽及び容量約900m^{3}の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m^{3}の消火水槽，建屋近傍に容量約40m^{3}防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	－	－	－	－	－
155	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
156	c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	基本方針 火災防護設備 消火設備 (消火用水供給設備(隔離弁))	設計方針(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 (c)水消火設備の優先供給 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。	○	基本方針 (消火設備(消火用水供給設備(隔離弁)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【b. 消火設備の系統構成】 (c)水消火設備の優先供給 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。
157	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	火災防護設備 消火設備 (消火用水供給系(緊急時対策建屋))	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
158	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	基本方針 火災防護設備 消火設備 (ディーゼル駆動消火ポンプ)	設計方針(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 c.消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(全域)，ハロゲン化物消火設備(局所)及び二酸化炭素消火設備(全域)は，外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・ケーブルトレイ消火設備は，火災の熱によって感知チューブが溶損することで，ボンベの容器弁を開放させ，消火剤が放出される機械的な構造であるため，作動には電源が不要な設計とする。 ・地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	○	基本方針 (消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.火災の感知及び消火 5.2.2 機能設計 (5) 消火設備の設計 c. 消火設備の電源確保	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c.消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。
159	また，火災防護上重要な機器等を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用母線から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)， 電源盤・制御盤消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)) 電気設備	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
150	(2) 消火設備の系統構成 a. 消火用水供給系の多重性又は多様性 消火用水供給系の水源として，ろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	火災防護設備 消火設備 (消火用水貯槽 ろ過水貯槽)	－	－	－	＜容器＞ ・容量	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 8. 火災防護計画 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮】 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m³のろ過水貯槽及び容量約900m³の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 【緊急時対策建屋の消火用水系】 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m³の消火水槽，建屋近傍に容量約40m³防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。
151	緊急時対策建屋の水源は，同建屋に消火水槽，建屋近傍に防火水槽を設置し，多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	－	火災防護設備 消火設備 (消火水槽(緊急時対策建屋) 防火水槽(緊急時対策建屋))	－	－	＜容器＞ ・容量		
152	消火用水系の消火ポンプは，必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプに加え，ディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設置することで，多様性を有する設計とするとともに，消火配管内を加圧状態に保持するため，機器の単一故障を想定し，圧力調整用消火ポンプを2台設ける設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	○	火災防護設備 消火設備 (電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ)	－	－	－	＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程		
153	また，緊急時対策建屋の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。 なお，上記に加えて，消防車等により防火水槽から緊急時対策建屋へ送水するための手段を設けることを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 機能要求① 機能要求② 運用要求	○	－	火災防護設備 消火設備 (電動駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋)， 移動式消火設備(消防車))	－	－	＜主配管＞ ・外径 ・厚さ ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程		
154	b. 系統分離に応じた独立性の考慮 再処理施設の火災防護上の最重要設備の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画の消火を行うガス系消火設備は，消火設備の動的機器の故障により，系統分離した設備に対する消火設備の消火機能が同時に喪失することがないよう，動的機器である容器弁及び選択弁のうち，容器弁(ボンベ含む)は必要数量に対し1以上多く設置するとともに，選択弁は各ラインにそれぞれ設置することにより同時に機能が喪失しない設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備 消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計　b. 消火設備の系統構成】 (a)消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ○消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 ・消火用水供給系の水源は，容量約2,500m3のろ過水貯槽及び容量約900m3の消火用水貯槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで，多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え，同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを設置することで，多様性を有する設計とする。 ○緊急時対策建屋の消火用水系 ・緊急時対策建屋の消火用水供給系の水源は，容量約42.6m3の消火水槽，建屋近傍に容量約40m3防火水槽を設置し，双方からの消火水の供給を可能とすることで多重性を有する設計とする。 ・消火用水供給系の消火ポンプは電動駆動消火ポンプを2台設置することで，多重性を有する設計とする。
155	なお，万一，系統上の選択弁の故障を想定しても，手動により選択弁を操作することにより，消火が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備 消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電気盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
156	c. 消火用水の優先供給 消火用水は給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し，消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	火災防護設備　消火設備 (消火用水供給設備(隔離弁))	－	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 b. 消火設備の系統構成】 (c)水消火設備の優先供給 ○水消火設備の優先供給 ・消火用水供給系は，他の系統と兼用する場合には，隔離弁を設置し遮断する措置により，消火用水の供給を優先する設計とする。 ・消火用水供給系の消火用水貯槽及び緊急時対策建屋消火用水供給系の消火水槽は他の系統と共用しない設計とする。
157	また，緊急時対策建屋の消火用水供給系の消火水槽は他の系統と兼用しないことで消火用水の供給を優先する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	火災防護設備 消火設備 (消火用水供給系(緊急時対策建屋))	－	－	－		
158	(3) 消火設備の電源確保 ディーゼル駆動消火ポンプは，外部電源喪失時においてもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備 消火設備 (電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ)	火災防護設備 消火設備 (電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋))	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 c.消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(全域)，ハロゲン化物消火設備(局所)及び二酸化炭素消火設備(全域)は，外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・ケーブルトレイ消火設備は，火災の熱によって感知チューブが溶損することで，ボンベの容器弁を開放させ，消火剤が放出される機械的な構造であるため，作動には電源が不要な設計とする。 ・地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。
159	また，火災防護上重要な機器等を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，外部電源喪失時においても消火が可能となるよう，非常用母線から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	火災防護設備 消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) 電気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備 消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) 電気設備 (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， ハロゲン化物消火設備(局所)， 電源盤・制御盤消火設備) 電気設備	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c.消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(全域)，ハロゲン化物消火設備(局所)及び二酸化炭素消火設備(全域)は，外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・ケーブルトレイ消火設備は，火災の熱によって感知チューブが溶損することで，ボンベの容器弁を開放させ，消火剤が放出される機械的な構造であるため，作動には電源が不要な設計とする。 ・地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	－	－	－	－	－
161	地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求①	火災防護設備　消火設備 (二酸化炭素消火設備(全域)) 電気設備	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
162	ケーブルトレイに対する局所消火設備は，消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 (ケーブルトレイ消火設備)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
163	(4) 消火設備の配置上の考慮 a．火災による二次的影響の考慮 消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備　消火設備 (屋外消火栓，屋内消火栓，消火器)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 【火災に対する二次的影響の考慮】 ・再処理施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用ディーゼル発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が大きく，揮発性が高いハロゲン化物消火設備を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・固定式消火設備を設置するセルのうち，形状寸法管理機器を収納するセルには，水を使用しないガス消火設備を選定する。	○	基本方針 (消火設備(屋外消火栓)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 【火災に対する二次的影響の考慮】 ・再処理施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。
164	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
165	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しない上うに，消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備， 二酸化炭素消火設備(全域)， ハロゲン化物消火設備(局所)，ケーブルトレイ消火設備， 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
166	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。	設置要求	火災防護設備 (防火ダンパ)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
167	b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (消火水の流出防止対策)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮 (b)管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域内と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し，処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	－	－	－	－	－
168	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	重大事故等対処施設を設置する消火活動が困難となる箇所の固定式消火設備のうち作動に電源が必要となるものは，全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。	機能要求① 設置要求	○	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) 電気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備) 電気設備 (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 c.消火設備の電源確保】 ○消火設備の電源確保 ・電動機駆動消火ポンプは運転予備用母線から受電する設計とし，ディーゼル駆動消火ポンプは外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように，専用の蓄電池により電源を確保する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(全域)，ハロゲン化物消火設備(局所)及び二酸化炭素消火設備(全域)は，外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるよう，各建屋の可搬型発電機等，非常用母線又は緊急時対策建屋用発電機から給電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池を設ける設計とする。 ・ケーブルトレイ消火設備は，火災の熱によって感知チューブが溶損することで，ボンベの容器弁を開放させ，消火剤が放出される機械的な構造であるため，作動には電源が不要な設計とする。 ・地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。
161	地震時において固定式消火設備による消火活動を想定する必要の無い火災区域又は火災区画に係る消火設備については運転予備用母線から給電する設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備，ハロゲン化物消火設備(局所)) 電気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備，ハロゲン化物消火設備(局所)(電気盤・制御盤消火設備)) 電気設備 (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
162	ケーブルトレイに対する局所消火設備は，消火剤の放出に当たり電源を必要としない設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (ケーブルトレイ消火設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (ケーブルトレイ消火設備) (前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋)	－	－	－		
163	(4) 消火設備の配置上の考慮 a．火災による二次的影響の考慮 消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に火災の二次的影響が及ばない設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (屋外消火栓 屋内消火栓 消火器) (主換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (屋外消火栓 屋内消火栓 消火器) (低レベル廃棄物処理建屋 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋 前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋，重油貯槽，軽油貯槽)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響】 【火災に対する二次的影響の考慮】 ・再処理施設内の消火設備のうち，消火栓，消火器等を適切に配置することにより，火災防護上重要な機器等に火災の二次的影響が及ばない設計とする。 ・電気盤室に対しては，消火剤に水を使用しない二酸化炭素消火器又は粉末消火器を配置する。 ・非常用ディーゼル発電機は，不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備の破損により給気不足を引き起こさないように外気より給気される構造とする。 ・電気絶縁性が大きく，揮発性が高いハロゲン化物消火設備を設置することにより，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えない設計とする。 ・固定式消火設備を設置するセルのうち，形状寸法管理機器を収納するセルには，水を使用しないガス消火設備を選定する。
164	消火剤にガスを用いる場合は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災が発生している火災区域又は火災区画からの火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
165	消火設備は火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しない設計とし，消火ガスボンベに接続する安全装置により消火ガスボンベの過圧を防止する設計とするとともに，消火ガスボンベ及び制御盤については消火対象を設置するエリアとは別の火災区域，火災区画又は十分に離れた位置に設置する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
166	また，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼす場合は，防火ダンパを設ける設計とする。	設置要求	○	火災防護設備 (防火ダンパ) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備 (防火ダンパ) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－		
167	b．管理区域からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火水は，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から低レベル廃液処理設備に回収し，処理する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋))	施設共通　基本設計方針 (消火水の流出防止対策(前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 低レベル廃液処理建屋 ﾊﾙｶﾞｴﾝﾄﾞﾋﾟｰｽ貯蔵建屋 制御建屋 分析建屋 出入管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋 ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾞﾙｶﾞｲｽﾞﾝ処理建屋))	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮 (b)管理区域内からの放出消火剤の流出防止 ・管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域内と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに，各室の排水系統から液体廃棄物の廃棄施設に回収し，処理する設計とする。 ・管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，建屋換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。
168	また，管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても，換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち，排気筒等から放出する設計とする。	機能要求①	○	施設共通　基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	施設共通　基本設計方針 (消火ガスの流出防止対策(前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋))	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十一条及び第三十五条　（火災等による損傷の防止））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
169	c．消火栓の配置 火災区域又は火災区画(セルを除く)に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備 消火設備 (屋内消火栓,屋外消火栓)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮】 (c)消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は，火災区域内の消火活動に対処できるよう，第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)及び都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するにについて必要な技術的細目)に準拠し，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。	○	基本方針 (消火設備(屋外消火栓)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【 d．消火設備の配置上の考慮】 (c)消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は，火災区域内の消火活動に対処できるよう，第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)及び都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するにについて必要な技術的細目)に準拠し，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。
170	(5) 消火設備の警報 a．消火設備の故障警報 固定式消火設備(全域)，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	基本方針 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備, 二酸化炭素消火設備(全域), ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備) 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋))	設計方針(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 e．消火設備の警報】 (a)消火設備の故障警報 ・電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に吹鳴する設計とする。 ・消火設備の故障警報が発報した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。	○	基本方針 (消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は最終回次に申請する。)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e．消火設備の警報】 (a)消火設備の故障警報 ・電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に吹鳴する設計とする。 ・消火設備の故障警報が発報した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。
171	b．固定式ガス消火設備の退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域))	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e．消火設備の警報】 (b) 固定式消火設備の従事者退避警報 ・ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備(全域)は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火設備(全域)及びハロゲン化物消火設備の作動に当たっては，20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(局所)は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成されるフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。 ・固定式ガス消火設備のうち，防火シート，又は金属製の筐体等による被覆内による局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	－	－	－	－	－
172	ハロゲン化物消火設備(局所)は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。	設置要求	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備(局所))	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
173	なお，固定式ガス消火設備のうち，防火シート，金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	設置要求	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(火災の消火)			－	－	－	－	－
174	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a．凍結防止対策 屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	火災防護設備 消火設備 (屋外消火栓)	設計方針(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 自然現象に対する消火設備の防護設計方針を示す。 (a)凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓設備は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。	○	火災防護設備 消火設備 (屋外消火栓)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について	【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 自然現象に対する消火設備の防護設計方針を示す。 (a)凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓設備は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。
175	b．風水害対策 消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。	設置要求	基本方針 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備, 二酸化炭素消火設備(全域), ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備) 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 電動駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋))	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 【(b)風水害対策】 ・電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは，建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。	○	基本方針 (消火設備(電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ)は次回に申請する。)	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 【(b)風水害対策】 ・電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは，建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。
176	c．地盤変位対策 屋内消火栓は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し，消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 消火設備 (消火用水供給系(屋内消火栓))	設計方針(火災の消火)		【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 【(c)地盤変位対策】 ・地盤変位対策として，送水口を設置し，地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
169	c．消火栓の配置 　火災区域又は火災区画(セルを除く)に設置する屋内消火栓及び屋外消火栓は，消防法施行令及び都市計画法施行令に準拠し配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (屋内消火栓，屋外消火栓) (北換気筒管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備(屋内消火栓，屋外消火栓) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙﾝｼﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｽﾊﾞｽﾝ処理建屋)	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計　d．消火設備の配置上の考慮 (c)消火栓の配置 ・火災区域又は火災区画に設置する屋外消火栓は，火災区域内の消火活動に対処できるよう，第十九条(屋外消火栓設備に関する基準)及び都市計画法施行令第二十五条(開発許可の基準を適用するにについて必要な技術的細目)に準拠し，屋外消火栓から防護対象物を半径40mの円で包括できるよう配置することにより，消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する。
170	(5) 消火設備の警報 a．消火設備の故障警報 　固定式消火設備(全域)，電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室，中央制御室又は緊急時対策建屋の建屋管理室に吹鳴する設計とする。	機能要求①	○	火災防護設備　消火設備 (電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ) 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備) 電動駆動消火ポンプ(緊急時対策建屋)) (制御建屋 緊急時対策建屋)	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 e．消火設備の警報】 (a)消火設備の故障警報 ・電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプは，電源断等の故障警報を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に吹鳴する設計とする。 ・消火設備の故障警報が発報した場合には，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに，消火設備が故障している場合には，早期に必要な補修を行う。
171	b．固定式ガス消火設備の退避警報 　全域放出方式の固定式ガス消火設備は，作動前に従事者等が退出できるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備(全域)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備，二酸化炭素消火設備(全域)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 　5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 e．消火設備の警報】 (b) 固定式消火設備の従事者退避警報 ・ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備(全域)は，作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。 ・二酸化炭素消火設備(全域)及びハロゲン化物消火設備の作動に当たっては，20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。 ・ハロゲン化物消火設備(局所)は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成されるフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。 ・固定式ガス消火設備のうち，防火シート，又は金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。
172	ハロゲン化物消火設備(局所)は，従事者が酸欠になることはないが，消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ，作動前に退避警報を発する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備(局所)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備(ハロゲン化物消火設備(局所)) (前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋)	－	－	－		
173	なお，固定式ガス消火設備のうち，防火シート，金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合においては，消火剤が内部に留まり，外部に有意な影響を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋)	－	－	－		
174	(6) 消火設備に対する自然現象の考慮 a．凍結防止対策 　屋外に設置する消火設備のうち，消火用水の供給配管は凍結を考慮し，凍結深度を確保した埋設配管とし，地上部に配置する場合には保温材を設置することにより凍結を防止する設計とするとともに，屋外消火栓は，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (屋外消火栓)	火災防護設備　消火設備 (屋外消火栓)	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 自然現象に対する消火設備の防護設計方針を示す。 (a)凍結防止対策 ・消火水供給設備の供給配管は冬季の凍結を考慮し，凍結深度(GL-60cm)を確保した埋設配管とするとともに，地上部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることにより，凍結を防止する設計とする。 ・屋外消火栓設備は，消火栓内部に水が溜まらないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とする。
175	b．風水害対策 　消火ポンプ及び固定式ガス消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることが無いよう，各建屋内に設置する設計とする。	設置要求	○	火災(ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備)) (電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備(全域) ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 緊急時対策建屋 ウラン脱硝建屋 ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5．火災の感知及び消火 　5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 【(b)風水害対策】 ・電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ及び圧力調整用消火ポンプは，建屋内(ユーティリティ建屋)に設置する設計とし，風水害によって性能を阻害されないように設置する設計とする。 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害されることがないよう，雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない構造とする。 ・万一，風水害を含むその他の自然現象により消火の機能，性能が阻害された場合，代替消火設備の配備等を行い，必要な機能及び性能を維持する設計とする。
176	c．地盤変位対策 　屋内消火栓は，地震時における地盤変位により，消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても，移動式消火設備から消火水を供給し，消火活動を可能とするよう，送水口を設置し，破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を設置する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備　消火設備 (消火用水供給系(屋内消火栓配管)) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	(火災防護設備　消火設備 (消火用水供給系(屋内消火栓配管)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙﾝｼﾞﾋﾞｰｽ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙｶﾞｯｸｽ・ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｶﾞｽﾞｲｽﾞﾝ処理建屋)	－	－	－		【5.2.2(5) 消火設備の設計 f．消火設備の自然現象に対する考慮】 【(c)地盤変位対策】 ・地盤変位対策として，送水口を設置し，地震による消火水供給系配管の破断時においても消防自動車等からの給水を可能とする設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
177	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (移動式消火設備)	設計方針(火災の消火)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 g. その他】 (a)移動式消火設備の配備 ・「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十二条に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。	○	施設共通　基本設計方針 (移動式消火設備)	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5.2 消火設備について 5.2.2 機能設計 (5) 消火設備の設計 g. その他	【5.2.2(5) 消火設備の設計 g. その他】 (a)移動式消火設備の配備 ・「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十二条に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。
178	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路，消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	火災防護設備 (蓄電池内蔵型照明)	設計方針(火災の消火)		(b)消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の５に準じ，屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路に加え，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	－	－	－	－	－
179	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には，固定式消火設備を設置する設計とする。 上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火が可能な設計とする。 なお，消火活動においては，煙の影響を軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備, 二酸化炭素消火設備(全域), ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備) 施設共通　基本設計方針	設計方針(火災の消火) 基本方針(火災防護計画)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 【8. 火災防護計画】	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 (5)g. その他】 ◯ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は，人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策	－	－	－	－	－
180	d. 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は，使用済燃料を水中に貯蔵するための設備であり，未臨界となるよう間隔を設けたラックに使用済燃料を貯蔵することから，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	設計方針(火災の消火)		(d)使用済燃料貯蔵設備の未臨界対策 ・使用済燃料貯蔵プール等は，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－
181	7.8.4　火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備 再処理施設における火災防護上の最重要設備の系統分離は，第1章　共通項目　「5.4.1 (1)火災防護上の最重要設備の系統分離による影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室及び使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室床下の影響軽減対策	－	－	－	－	－
182	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	評価要求 設置要求	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)		【6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法	－	－	－	－	－
183	b. 6m以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は，火災及び爆発の影響を軽減するために，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については，「7.8.2火災感知設備」及び「7.8.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備, ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針（影響軽減）		【6.2.3 (2)1時間以上の耐火能力を有する隔壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 (2) ケーブルトレイの分離に使用する場合 【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 【6.2.4 中央制御室及び使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の制御室の系統分離対策】 ・床下の系統分離対策として，異なる系統のケーブルが混在しないように分離する設計とする。 また，制御室床下の固定式ガス消火設備は，異なる2種の火災感知器(熱感知器(光ファイバ含む)及び煙感知器)を設置すること，制御室内には運転員が常駐することから，手動操作による起動により，自動起動と同等に早期の消火が可能な設計とする。	－	－	－	－	－
184	c. 1時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については，「7.8.2火災感知設備」及び「7.8.3消火設備」に基づく設計とする。	評価要求 設置要求	火災防護設備 (1時間耐火隔壁) 火災防護設備 火災感知設備 火災防護設備 消火設備 (ハロゲン化物消火設備, ハロゲン化物消火設備(局所),ケーブルトレイ消火設備, 電源盤・制御盤消火設備)	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			－	－	－	－	－
185	(2)中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備 中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 設計方針(影響軽減)			－	－	－	－	－
186	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のため，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の最重要設備の系統分離対策を講ずる制御盤内に設置する設計とする。 なお，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同様の設計とする。	設置要求	火災防護設備 (高感度煙感知器)	設計方針(影響軽減)			－	－	－	－	－
187	(3)中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備 中央制御室床下コンクリートピットの火災防護上の最重要設備(ケーブル)の系統分離は，第1章 共通項目 「5.4.1 (2)b. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成する設計とする。 なお，耐火隔壁，火災感知設備及び消火設備については，本項(1)，7.8.2火災感知設備及び7.8.3消火設備に基づく設計とする。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同様の設計とする。	評価要求	火災防護設備 (1時間耐火隔壁(分離板))	設計方針(影響軽減) 評価方法(影響軽減) 評価(影響軽減)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
177	(7) その他 a. 移動式消火設備 火災時の消火活動のため，消火ホース等の資機材を備え付けている移動式消火設備として，大型化学高所放水車を配備するとともに，故障時の措置として消防ポンプ付水槽車を配備する設計とする。 また，航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (移動式消火設備)	施設共通　基本設計方針 (移動式消火設備)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【5.2.2(5) 消火設備の設計 g. その他】 (a)移動式消火設備の配備 ・「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第十二条に基づき，消火ホース等の資機材を備え付けている大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び航空機落下による化学火災(燃料火災)時の対処のため化学粉末消防車を配備する。
178	b. 消火用の照明器具 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路，消火設備の現場盤周辺に，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	設置要求	○	火災防護設備 (蓄電池内蔵型照明) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋)	火災防護設備 (蓄電池内蔵型照明 (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，低レベル廃液処理建屋，ﾊﾙｶﾘﾄﾞﾋﾞｰﾑ貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，出入管理建屋，主排気筒管理建屋，緊急時対策建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ/酸化物貯蔵建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋，低レベル廃棄物貯蔵建屋，ﾁｬﾝﾈﾙﾎﾞｯｸｽ･ﾊﾞｰﾅﾌﾟﾙｷﾞｲｽﾝ処理建屋)	－	－	－			〇(b)消火用の照明器具 建築基準法第三十五条及び建築基準法施行令第百二十六条の５に準じ，屋内消火栓及び消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，移動経路に加え，屋内消火栓設備及び消火設備の現場盤周辺に設置するものとし，現場への移動時間に加え，消防法の消火継続時間20分を考慮し，2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。
179	c. ポンプ室 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火活動が困難な場所には，固定式消火設備を設置する設計とする。 上記以外のポンプを設置している部屋は，換気設備による排煙が可能であることから，煙が滞留し難い構造としており，人による消火が可能な設計とする。 なお，消火活動においては，煙の影響を軽減するため，可搬式排煙機等を配備することを保安規定に定めて，管理する。	設置要求 運用要求	○	火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備)	施設共通　基本設計方針 (火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋，分離建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，非常用電源建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，精製建屋，制御建屋 主排気筒管理建屋，ウラン脱硝建屋，ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 【8. 火災防護計画】	【5.2.2 (5) 消火設備の設計 (5)g. その他】 〇ポンプ室の煙の排気対策 ・ポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，固定式の消火設備を設置する設計とする。 ・換気設備による排煙が可能である場合は，人による消火を行う。 【8. 火災防護計画】 (2)再処理施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 ④その他の再処理施設に対する火災防護対策
180	d. 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は，使用済燃料を水中に貯蔵するための設備であり，未臨界となるよう間隔を設けたラックに使用済燃料を貯蔵することから，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。	評価要求	○	使用済燃料貯蔵設備　燃料貯蔵設備	－	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 5. 火災の感知及び消火 5.2 消火設備について 【8. 火災防護計画】	(d)使用済燃料貯蔵設備の未臨界対策 ・使用済燃料貯蔵プール等は，消火活動により消火用水が放水されても未臨界を維持できる設計とする。
181	7.8.4　火災及び爆発の影響軽減設備 (1)火災防護上の最重要設備の系統分離のための火災影響軽減設備 再処理施設における火災防護上の最重要設備の系統分離は，第1章　共通項目「5.4.1 (1)火災防護上の最重要設備の系統分離による影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.3　火災及び爆発の影響軽減 6. 火災及び爆発の影響軽減対策 6.2 火災及び爆発の影響軽減のうち火災防護上の最重要設備の系統分離	【2.3 火災及び爆発の影響軽減】 火災及び爆発の影響軽減対策として，火災防護上の系統分離対策について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離 ・中央監視室及び使用済燃料受入れ貯蔵施設の制御室床下の影響軽減対策 【6.2.2 火災防護上の最重要設備に対する系統分離対策の基本方針】 火災防護対象機器等に対する系統分離対策の基本方針について，以下の対策について，説明する。 ・3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離による分離方法 ・水平距離6m以上の離隔距離の確保，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 ・1時間耐火隔壁による分離，火災感知設備及び自動消火設備の設置による分離方法 【6.2.3 (2)1時間以上の耐火能力を有する隔壁】 以下について耐火性能の確認方法(試験方法及び判定基準)について説明する。 (1) 機器間の分離に使用する場合 (2) ケーブルトレイの分離に使用する場合
182	a. 3時間耐火隔壁 3時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。	評価要求 設置要求	○	－	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－			
183	b. 6m以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 互いに相違する系列は，火災及び爆発の影響を軽減するために，水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにし，系列間を6m以上の離隔距離により分離する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については，「7.8.2火災感知設備」及び「7.8.3消火設備」に基づく設計とする。	設置要求	○	－	火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－			
184	c. 1時間耐火隔壁，火災感知設備及び自動消火設備 1時間耐火隔壁は，互いに相違する系列を分離し，火災及び爆発の影響を軽減するために，1時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁を設置する設計とする。 また，火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。 なお，火災感知設備及び自動消火設備については，「7.8.2火災感知設備」及び「7.8.3消火設備」に基づく設計とする。	評価要求 設置要求	○	－	火災防護設備 (1時間耐火隔壁) 火災防護設備　火災感知設備 火災防護設備　消火設備 (ハロゲン化物消火設備 ハロゲン化物消火設備(局所)(ケーブルトレイ消火設備，電源盤・制御盤消火設備)) (前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 非常用電源建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 制御建屋 ｳﾗﾝ･ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物貯蔵建屋)	－	－	－			
185	(2)中央制御室制御盤内の火災影響軽減設備 中央制御室に設置する火災防護上の最重要設備である制御盤の火災及び爆発の影響軽減設備は高感度煙感知器により構成し，以下に示す設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	－	－		
186	a. 高感度煙感知器 高感度煙感知器は，火災及び爆発の影響軽減のため，盤内における初期の火災の速やかな感知を目的として，火災防護上の最重要設備の系統分離対策を講ずる制御盤内に設置する設計とする。 なお，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同様の設計とする。	設置要求	○	火災防護設備 (高感度煙感知器) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備 (高感度煙感知器) (制御建屋)	－	－	－		
187	(3)中央制御室床下コンクリートピットの火災影響軽減設備 中央制御室床下コンクリートピットの火災防護上の最重要設備(ケーブル)の系統分離は，第1章 共通項目 「5.4.1 (2)b. 中央制御室床下コンクリートピットの影響軽減対策」に示す耐火隔壁，火災感知設備及び消火設備により行う設計とする。 このうち，火災及び爆発の影響軽減設備については，耐火隔壁により構成する設計とする。 なお，耐火隔壁，火災感知設備及び消火設備については，本項(1)，7.8.2火災感知設備及び7.8.3消火設備に基づく設計とする。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室も同様の設計とする。	評価要求	○	火災防護設備 (1時間耐火隔壁) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	火災防護設備 (1時間耐火隔壁(分離板)) (制御建屋)	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
188	7.8.5　設備の共用 　消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。 　これらの共用する設備は，廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針 消火設備　消火用水供給系 (消火用水貯槽， ろ過水貯槽， 電動機駆動消火ポンプ， ディーゼル駆動消火ポンプ， 防火水槽， 屋外消火栓)	設計方針(設備の共用)	Ⅵ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 火災防護設備	【共用に伴う消火設備の適合性】 ・消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽を廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・消火水供給設備において，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とする。	△	基本方針	－	－	－
189	さらに，緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 　これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 火災防護設備　火災感知設備 (火災受信器盤) 火災防護設備　消火設備 (消火用水供給系(屋内消火栓)，ハロゲン化物消火設備)	設計方針(設備の共用)	Ⅵ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【(2)　悪影響防止】 緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 　これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
188	7.8.5　設備の共用 　消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，圧力調整用消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は，廃棄物管理施設と共用する。 　これらの共用する設備は，廃棄物管理施設又はMOX燃料加工施設へ消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とし，消火水供給設備においては，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	消火設備 消火用水供給系 (消火用水貯槽 ろ過水貯槽 電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ 防火水槽 屋外消火栓)	消火設備 消火用水供給系 (防火水槽 屋外消火栓)	－	－	－	Ⅵ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 　火災防護設備	【共用に伴う消火設備の適合性】 ・消火設備のうち，消火用水を供給する電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプ，消火用水貯槽及びろ過水貯槽を廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用し，消火用水を供給した場合においても再処理施設で必要な容量を確保する設計とする。 ・消火水供給設備において，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とする。
189	さらに，緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 　これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	火災防護設備 (火災区域構造物(耐火壁)) 火災防護設備 火災感知設備 (火災受信器盤) 火災防護設備 消火設備 (消火用水供給系(屋内消火栓)，ハロゲン化物消火設備)	－	－	－	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【(2) 悪影響防止】 緊急時対策建屋等に設置する火災区域構造物及び火災区画構造物，火災感知設備，消火設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 　これらの共用設備は，共用によって仕様，火災感知に係る機能，消火機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

第12条：再処理施設内における溢水による損傷の防止

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止 6.1　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.　概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。
2	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針(対象選定) 対象選定	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定 1.　概要 2.　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針 2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，溢水から防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果 ・溢水防護対象設備のうち，溢水により安全機能を損なうおそれのある設備を評価対象として選定する。 ・溢水により安全機能を損なわないことが明らかな設備は，溢水評価の対象から除外する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針 2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 ・溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業許可基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，溢水から防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水防護対象設備として選定する。 【2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果 ・溢水防護対象設備のうち，溢水により安全機能を損なうおそれのある設備を評価対象として選定する。 ・溢水により安全機能を損なわないことが明らかな設備は，溢水評価の対象から除外する。
3	溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持)	基本方針(対象選定)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定 1.　概要 2.　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。
4	溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。 また，溢水評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.　概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)し，溢水防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)し，溢水防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，安全機能を損なわない設計とする。
5	なお，溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (溢水評価条件の変更の都度，溢水評価を実施すること)	基本方針	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 1.概要 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【1.概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・溢水評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (溢水評価条件の変更の都度，溢水評価を実施すること)	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針	【2.　溢水による損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための溢水防護に関する基本方針 ・溢水評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止 6.1　溢水から防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，溢水に対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
2	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を溢水から防護する設備(以下「溢水防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	冒頭宣言 定義	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.1 溢水防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定 2.1 溢水防護対象設備の選定方針 2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について	【2.1　溢水防護対象設備の選定】 ・「溢水防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2.1 溢水防護対象設備の選定方針】 ・溢水防護対象設備の選定方針 【2.2 評価対象の溢水防護対象設備の選定について】 ・評価対象の溢水防護対象設備の選定結果
3	溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，溢水による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	第１回申請と同一							
4	溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という。)する。 また，溢水評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	冒頭宣言 定義	第１回申請と同一							
5	なお，溢水評価の条件に見直しがある場合は，溢水評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) (4)　その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 1.　概要 2.　溢水源及び溢水量の設定 2.１想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水源及び溢水量は，想定破損による溢水，消火水等の放水による溢水，地震起因による溢水及びその他の溢水を踏まえ設定する。 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象 ・溢水源及び溢水量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して設定する。 (1)想定破損による溢水 (2)消火水等の放水による溢水 (3)地震起因による溢水 (4)その他の溢水 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，一系統における単一の機器の破損による溢水を想定して，配管の破損箇所を溢水源として設定する。 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水源及び溢水量は，想定破損による溢水，消火水等の放水による溢水，地震起因による溢水及びその他の溢水を踏まえ設定する。
7	6.3　溢水源及び溢水量の設定 6.3.1　想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。
8	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	―	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。
9	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	○	基本方針	―	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。
10	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は 想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 1.　概要 2.　溢水源及び溢水量の設定 2.１想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は設定しない。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水源及び溢水量の設定】 ・溢水源及び溢水量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して設定する。 (1)想定破損による溢水 (2)消火水等の放水による溢水 (3)地震起因による溢水 (4)その他の溢水 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・配管の破損形状の設定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は設定しない。	○	基本方針	―	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	6.2　考慮すべき溢水事象 溢水評価では，溢水源として発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。 (1)　溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。) (2)　再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水(以下「消火水等の放水による溢水」という。) (3)　地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングにより発生する溢水を含む。)(以下「地震起因による溢水」という。) (4)　その他の要因(地下水の流入，地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)	冒頭宣言 定義	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.　溢水源及び溢水量の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2. 溢水源及び溢水量の設定】 ・想定する溢水事象 ・溢水源及び溢水量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の溢水を想定して設定する。 (1)想定破損による溢水 (2)消火水等の放水による溢水 (3)地震起因による溢水 (4)その他の溢水
7	6.3　溢水源及び溢水量の設定 6.3.1　想定破損による溢水 想定破損による溢水は，1系統における単一の機器の破損を想定し，溢水源となり得る機器は流体を内包する配管とし，配管の破損箇所を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定(想定破損))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.　溢水源及び溢水量の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2. 溢水源及び溢水量の設定】 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・想定破損による溢水は，内部溢水ガイドを参考に，一系統における単一の機器の破損による溢水を想定して，配管の破損箇所を溢水源として設定する。
8	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2. 溢水源及び溢水量の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2. 溢水源及び溢水量の設定】 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。
9	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2. 溢水源及び溢水量の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2. 溢水源及び溢水量の設定】 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。
10	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は 想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。 高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。なお，手動による漏えいの停止のために現場及び中央制御室を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。
12	溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 1．概要 2.1 想定破損による溢水	【1．概要】 ・本資料の説明概要 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と溢水量の考え方 ・想定する破損形状と溢水量 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所からの特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び遠隔操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損個所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して算出する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場及び中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に表示されるパラメータを確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。
13	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.1 想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・想定する破損形状と溢水量 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。
12	溢水源として設定する配管の破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(溢水量の算出))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・想定する破損形状と溢水量 ・想定する破損箇所は溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなる位置とし，溢水量は異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所からの特定並びに現場又は中央監視室からの隔離(運転員の状況確認及び遠隔操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損個所からの流出量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。
13	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.1　想定破損による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による溢水】 ・破損を想定する機器の考え方 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場及び中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に表示されるパラメータを確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	6.3.2　消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は，溢水防護対象設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として設定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として設定する。 消火水等の放水による溢水量については，消火設備及び消火活動に供する設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.2 消火水等の放水による溢水 2.3 地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火水等の放水による溢水は，溢水防護建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として想定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として想定する。 消火水等の放水による溢水量は，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として想定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓよる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として想定しない。 【2.2　消火水等の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備 ・放水時間及び溢水量の設定方法 ・想定する溢水量 ・消火水等の放水による溢水は，評価対象となる溢水防護対象設備が設置されている溢水防護建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として想定する。 消火水等の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として想定しない。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火水等の放水による溢水は，溢水防護建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として想定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として想定する。 消火水等の放水による溢水量は，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。
15	6.3.3　地震起因による溢水 (1)　再処理施設内に設置された機器の破損による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。
16	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。
17	溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管については，破損形状を完全全周破断とした溢水量とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量とする。【2.2　溢水評価条件の設定】 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。【2.2　溢水評価条件の設定】	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。
18	溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3 地震起因による溢水	【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの評価方針 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの解析条件及び溢水量 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管においては，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器については，全保有水量を想定した溢水量とする。 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。 また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を設定する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とした溢水量とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。
19	(2)　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	6.3.2　消火水等の放水による溢水 消火水等の放水による溢水は，溢水防護対象設備が設置されている建屋(以下「溢水防護建屋」という。)内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び水噴霧消火設備を溢水源として設定する。その他，消火設備ではないが，消火活動に供する設備として，水を噴霧する連結散水からの放水を溢水源として設定する。 消火水等の放水による溢水量については，消火設備及び消火活動に供する設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から設定する。	冒頭宣言 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(消火水))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.2　消火水等の放水による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.2　消火水等の放水による溢水】 ・溢水源として想定する消火設備 ・放水時間及び溢水量の設定方法 ・想定する溢水量 ・消火水等の放水による溢水は，評価対象となる溢水防護対象設備が設置されている溢水防護建屋内において，水を使用する消火設備である屋内消火栓及び連結散水装置からの放水を溢水源として設定する。 消火水等の放水による溢水量の設定においては，消火設備からの単位時間当たりの放水量と放水時間から溢水量を設定する。
15	6.3.3　地震起因による溢水 (1)　再処理施設内に設置された機器の破損による溢水 地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・地震起因による溢水については，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，流体を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を溢水源として設定する。
16	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，溢水源として設定しない。	定義	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地
17	溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3 地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・溢水量の算出に当たっては，溢水が生じるとした機器について，溢水防護対象設備への溢水の影響が最も大きくなるように評価する。
18	溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，溢水源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，溢水源となる容器は，全保有水量を溢水量として設定する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・地震起因の溢水源として想定する機器の考え方 ・溢水量の算定方法 ・想定する溢水量 ・溢水源となる系統については全保有水量を考慮した上で，流体を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。こ
19	(2)　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水 燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの評価方針 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの解析条件及び溢水量 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じる燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外への漏えい量から設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3 地震起因による溢水 2.4 その他の溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を設定する。 ・その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を想定する。 【2.3　地震起因による溢水】 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの評価方針 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの解析条件及び溢水量 ・また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を設定する。 【2.4　その他の溢水】 ・その他の溢水として，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を設定する。
21	6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。
22	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1 溢水防護区画の設定 3.2 溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，溢水防護対象設備が設置されている区画，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)について設定する。 【3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離(系統のポンプ停止，製造工程の停止を含む。)の操作が必要な設備にアクセスする通路部 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，溢水防護対象設備が設置されている区画，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部(以下「アクセス通路部」という。)について設定する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量については，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外への漏えい量から設定する。	評価要求	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.3　地震起因による溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3　地震起因による溢水】 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの評価方針 ・燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングの解析条件及び溢水量 また，燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては，基準地震動Ｓｓによる地震力により生じるスロッシングにより燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を設定する。
21	6.3.4　その他の溢水 その他の溢水については，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う溢水，溢水防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，地下水の流入，降水のような再処理施設への直接的な影響と，飛来物等による屋外タンク等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動を想定し，各事象において溢水源及び溢水量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	施設共通　基本設計方針 (溢水源の設定，溢水量の算出(その他))	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 2.4　その他の溢水	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【2.4　その他の溢水】 ・その他の溢水として，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する溢水評価 ・地下水に対する評価の考え方 ・溢水源となりえる機器及び想定する溢水量
22	6.4　溢水防護区画及び溢水経路の設定 溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３ 溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1　溢水防護区画の設定 3.2　溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3.溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水防護区画を以下のとおり設定する。 (1)　溢水防護対象設備が設置されている区画 (2)　中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3)　運転員が，溢水が発生した区画を特定するためにアクセスする又は必要により隔離(系統のポンプ停止，製造工程の停止を含む。)の操作が必要な設備にアクセスする通路部 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1 溢水防護区画の設定 3.2 溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 ・溢水評価に当たって考慮する溢水経路は，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。 【3．溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水防護区画は壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチ又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチについては，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチは，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 ・溢水評価に当たって考慮する溢水経路は，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。
24	また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した扉からの消火水の伝播を考慮する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。
25	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2 溢水評価条件の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	溢水防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 溢水評価に当たっては，溢水の影響を受けて，溢水防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える溢水経路を設定する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３ 溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定 3.1　溢水防護区画の設定 3.2　溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3.溢水防護区画及び溢水経路の設定】 【3.1　溢水防護区画の設定】 ・溢水防護区画の設定の考え方 ・溢水防護区画は壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチ又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定し，溢水防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチについては，現場の設備等の設置状況を踏まえ，溢水の伝播に対する評価条件を設定する。 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水評価において考慮する溢水経路は，溢水防護区画とその他の区画(溢水防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況並びにこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，溢水防護区画内の水位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える経路を設定する。
24	また，消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した扉からの消火水の伝播を考慮する。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	施設共通　基本設計方針 (溢水防護区画及び溢水経路の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３ 溢水評価条件の設定 3.　溢水防護区画及び溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3.溢水防護区画及び溢水経路の設定】 ・溢水防護区画及び溢水経路の設定の考え方 ・消火活動により区画の防水扉及び水密扉を開放する場合は，開放した防水扉及び水密扉からの消火水の伝播を考慮する。
25	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.2　溢水評価条件の設定 Ⅵ－１－１－６－３ 溢水評価条件の設定 3.2　溢水経路の設定	【2.2　溢水評価条件の設定】 ・「溢水評価条件の設定」に関する基本方針 【3.2　溢水経路の設定】 ・溢水経路の設定の考え方 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッター及びハッチは，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	6.5　溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　溢水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (没水影響評価の実施)(機能喪失高さの設定) 溢水評価対象の安重設備 溢水防護設備(防水扉，水密扉，堰，遮断弁)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(没水影響評価)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価 1.　概要 2.　溢水評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 ・壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 ・消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・没水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 ・没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁の貫通部止水処置及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が要求される機能を損なわないことを評価する。 ・被水による影響評価結果を踏まえ，溢水源又は溢水経路に対する溢水防護板の設置等の対策，溢水防護対象設備に保護構造を持たせる対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 ・消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。 「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (没水影響評価の実施)(機能喪失高さの設定)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 ・壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。
27	6.5.2　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)(保護構造)(評価対象の設備の抽出)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(被水影響評価)			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)(保護構造)(評価対象の設備の抽出)	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。
28	消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。	設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被水影響評価の実施)	基本方針(評価及び防護方針)			○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	6.5　溢水防護建屋内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.5.1　没水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源から発生する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 また，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	○	施設共通　基本設計方針 （没水影響評価の実施）（機能喪失高さの設定） 溢水防護設備（堰，遮断弁） 【機能要求②】 計測制御設備 計装設備 使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） 使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） 電気設備（ディーゼル発電機） 安全冷却水系 制御室	施設共通　基本設計方針 （没水影響評価の実施）（機能喪失高さの設定） 溢水防護設備（堰，遮断弁） 【機能要求②】 溶解設備 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（前処理建屋給気系） 換気設備（前処理建屋排気系） 安全冷却水系 分配設備 高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系） 塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系） 塔槽類廃ガス処理設備（パルセータ廃ガス処理系） 換気設備（分離建屋給気系） 換気設備（分離建屋排気系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（焙焼・還元系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（還元ガス供給系） 塔槽類廃ガス処理設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備） 換気設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系） ディーゼル発電機 安全圧縮空気系 安全蒸気系 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 酸回収設備第2酸回収系 冷却水設備安全冷却水系 精製建屋換気設備精製建屋給気系 精製建屋換気設備精製建屋排気系 精製建屋塔槽類排ガス処理設備塔槽類排ガス処理系（プルトニウム系） 精製建屋塔槽類排ガス処理設備パルセータ排ガス処理系 圧縮空気設備安全圧縮系 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系） 計測制御設備 制御室換気設備 安全保護回路 計装設備 制御室	－	－	取付箇所（区画番号，配慮が必要な高さ）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・没水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を比較し評価する。 ・没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水経路に溢水により発生する水位や水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁の貫通部止水処置及び堰により溢水伝播を防止する等の対策を実施する。
27	6.5.2　被水の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 また，保護構造を有する設計，溢水防護板の設置等の対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）（保護構造）（評価対象の設備の抽出）	基本方針 施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）（保護構造）（評価対象の設備の抽出）	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水，消火水等による被水並びに天井面の開口部又は貫通部からの被水に対し，影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が要求される機能を損なわないことを評価する。 ・被水による影響評価結果を踏まえ，溢水源又は溢水経路に対する溢水防護板の設置等の対策，溢水防護対象設備に保護構造を持たせる対策により，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわない設計とする。 また，「Ⅴ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
28	消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において固定式消火設備等の水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）	施設共通　基本設計方針 （被水影響評価の実施）	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・消火水等の放水による溢水に対しては，溢水防護対象設備が設置されている溢水防護区画において水を用いない消火手段を採用することにより，被水の影響が発生しない設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （消火水放水時に不用意な放水を行わない運用）	基本方針（評価及び防護方針）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。 ・想定した溢水源から発生する溢水量と溢水防護区画及び溢水経路から算出した溢水水位に対し，溢水防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を比較し，溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないことを評価する。 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，防護すべき設備が蒸気の影響により要求される機能を損なわないことを評価する。 ・蒸気による影響評価結果を踏まえ，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 ※「Ⅴ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	施設共通　基本設計方針 （消火水放水時に不用意な放水を行わない運用）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。
30	6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （蒸気影響評価の実施）	基本方針（評価及び防護方針） 設計方針（蒸気影響評価）			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 （蒸気影響評価の実施）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・自動で漏えい蒸気を早期隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。
31	6.5.4　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針 基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することにより溢水量を低減する設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求②	基本方針 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） 溢水防護設備（止水板及び蓋）	基本方針（評価及び防護方針） 設計方針（スロッシング評価） 設計方針（止水板及び蓋の設置）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする水の量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することによりスロッシング水量を低減する設計とする。 ・算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする水の量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することによりスロッシング水量を低減する設計とする。 ・算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 また，スロッシングによる溢水（その他機器の地震起因による溢水を含む。）の影響を受けて，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能の維持に必要な機器が安全機能を損なうおそれがないことを確認する設計とする。溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なうおそれがある場合には，防護対策その他の適切な処置を実施する。 また，「Ⅴ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする水の量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することによりスロッシング水量を低減する設計とする。
32	算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （スロッシング評価の実施）	基本方針（評価及び防護方針） 設計方針（スロッシング評価）			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 （スロッシング評価の実施）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	なお，水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針 (消火水放水時に不用意な放水を行わない運用)	施設共通　基本設計方針 (消火水放水時に不用意な放水を行わない運用)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.　溢水評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.　溢水評価】 ・溢水評価の考え方 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・被水影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・水を用いる消火活動を行う場合には，水を用いる消火活動による被水の影響を最小限に止めるため，溢水防護対象設備に対して不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として保安規定に定めて，管理する。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
30	6.5.3　蒸気影響に対する評価及び防護設計方針 想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないことを評価する。 また，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (蒸気影響評価の実施)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (蒸気影響評価の実施)	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・蒸気影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散による影響を確認するために，空調条件や解析区画を設定して解析を実施し，防護すべき設備が蒸気の影響により要求される機能を損なわないことを評価する。 ・蒸気による影響評価結果を踏まえ，自動で漏えい蒸気を隔離する自動検知・遠隔隔離システムの設置等の対策，溢水防護対象設備への蒸気曝露試験又は机上評価による健全性の確認により，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわない設計とする。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
31	6.5.4　燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針 基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする溢水量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することにより溢水量を低減する設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求②	○	使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備) 使用済燃料貯蔵設備(燃料移送設備) 使用済燃料貯蔵設備(燃料貯蔵設備) 使用済燃料貯蔵設備(燃料送出し設備) 溢水防護設備(止水板及び蓋)	－	－	－	・主要材料 ・主要寸法 ・取付箇所(区画番号)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・基準地震動Ｓｓによる地震力によって生じるスロッシングにより，燃料貯蔵プール・ピット等の外へ漏えいする水の量を三次元流動解析により評価する。 その際，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に止水板及び蓋を設置することによりスロッシング水量を低減する設計とする。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
32	算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。	評価要求	○	施設共通　基本設計方針 (スロッシング評価の実施)	－	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.1　防護すべき設備を内包する建屋内で発生する溢水に関する溢水評価】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・算出した溢水量からスロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 また，スロッシングによる溢水(その他機器の地震起因による溢水を含む。)の影響を受けて，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能の維持に必要な機器が安全機能を損なうおそれがないことを確認する設計とする。溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なうおそれがある場合には，防護対策その他の適切な処置を実施する。 また，「Ｖ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	6.6　屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1　溢水防護対象設備に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 また，屋外で発生を想定する溢水に対し，設置高さを確保する等の対策により，屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	基本方針（評価及び防護方針） 設計方針（建屋外で発生する溢水に関する溢水評価）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価 2.2　屋外で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で発生を想定する溢水 ・屋外で発生する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 ・屋外で発生する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水により没水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。また，屋外で発生を想定する溢水により被水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，保護構造を有する設計とする。 ・屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 屋外で発生を想定する溢水の影響評価結果を踏まえ，溢水防護区画を有する屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・地表面に滞留する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内へ流入しないよう，建屋外壁の開口部の設置高さを確保する設計とする。 【2.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・地下水からの影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で発生する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 ・屋外で発生する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水により没水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。また，屋外で発生を想定する溢水により被水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，保護構造を有する設計とする。 ・屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する溢水の影響評価結果を踏まえ，溢水防護区画を有する屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁（貫通部止水処置を含む。），扉等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を防止する設計とし，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で発生を想定する溢水 ・屋外で発生する溢水により溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 ・屋外で発生する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水により没水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。また，屋外で発生を想定する溢水により被水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，保護構造を有する設計とする。
34	6.6.2　溢水防護建屋に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 屋外で発生を想定する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	基本方針（評価及び防護方針） 設計方針（建屋外で発生する溢水に関する溢水評価）			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3 溢水評価及び防護設計方針	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 屋外で発生を想定する溢水に対しては，防護建屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・地表面に滞留する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内へ流入しないよう，建屋外壁の開口部の設置高さを確保する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	6.6　屋外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 6.6.1　溢水防護対象設備に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生する溢水により屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 また，屋外で発生を想定する溢水に対し，設置高さを確保する等の対策により，屋外の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.2　屋外で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・地下水からの影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生する溢水により溢水防護対象設備が安全機能を損なわないことを，溢水防護建屋内で発生する溢水の評価と同様に評価する。 ・屋外で発生する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水により没水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。また，屋外で発生を想定する溢水により被水し，屋外の溢水防護対象設備の安全機能を損なわないよう，保護構造を有する設計とする。
34	6.6.2　溢水防護建屋に対する溢水評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 屋外で発生を想定する溢水に対しては，屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	基本方針 施設共通　基本設計方針 （建屋外からの溢水評価の実施） 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.3　溢水評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－６－４ 溢水影響に関する評価 2.2　屋外で発生する溢水に関する溢水評価	【2.3　溢水評価及び防護設計方針】 ・「溢水影響に関する評価」に関する基本方針 【2.2 屋外で発生する溢水に関する溢水評価】 ・屋外タンク等からの流入防止に関する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・地下水からの影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で発生を想定する溢水が，溢水防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する溢水の影響評価結果を踏まえ，溢水防護区画を有する屋外で発生を想定する溢水による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とすることにより，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・また，地下水に対しては，流入経路に地下水面からの水頭圧に耐える壁（貫通部止水処置を含む。），扉等による流入防止措置を実施することにより，地下水の流入による影響を評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を防止する設計とし，建屋内の溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十二条 再処理施設内における溢水による損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.10 溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	—	—	—
36	安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。 溢水防護設備は，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，溢水防護板，自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，緊急遮断弁，漏えい検知器，液位計，止水板及び蓋で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(防護設備の設計)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 1.　概要 2.　設計の基本方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における溢水の発生により，添付書類「Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定」及び「Ⅴ-１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて選定している防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とするため，溢水防護に必要な設備を設置する。 ・溢水防護に必要な設備は，「Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定」にて設定している溢水防護区画及び溢水源，溢水量及び溢水経路，「Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価」にて評価している溢水水位による静水圧，蒸気噴出荷重及び基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損(地震起因を含む。)による溢水，再処理施設内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。
37	(1)　流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	施設共通　基本設計方針 (床ドレン逆止弁及び壁(貫通部止水処置を含む。)) 溢水防護設備(堰，防水扉，水密扉)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(強度計算) 評価(耐震計算)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 4.　機能設計 4.1 溢水伝播を防止する設備 Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 1.　概要 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書に示す) 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水への配慮が必要な施設の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.10 溢水防護設備 溢水防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１回申請と同一							
36	安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，溢水防護設備により，溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。 溢水防護設備は，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，溢水防護板，自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー，蒸気防護板，緊急遮断弁，漏えい検知器，液位計，止水板及び蓋で構成し，以下の設計とすることにより，溢水防護対象設備が溢水により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５ 溢水防護設備の詳細設計 2.　設計の基本方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 【2．設計の基本方針】 ・溢水防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における溢水の発生により，添付書類「Ⅵ－１－１－６－２　溢水防護対象設備の選定」及び「Ⅴ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて選定している防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とするため，溢水防護に必要な設備を設置する。 ・溢水防護に必要な設備は，「Ⅵ－１－１－６－３　溢水評価条件の設定」にて設定している溢水防護区画及び溢水源，溢水量及び溢水経路，「Ⅵ－１－１－６－４　溢水影響に関する評価」にて評価している溢水水位による静水圧，蒸気噴出荷重及び基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。
37	(1)　流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	○	施設共通　基本設計方針 （床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置） 【機能要求②】 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	施設共通　基本設計方針 （床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置） 【機能要求②】 溢水防護設備（防水扉，水密扉，堰）	－	－	主要材料 主要寸法 取付箇所（区画番号）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 4.1 溢水伝播を防止する設備 Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより，溢水防護区画外の溢水に対して，流入を防止する設計とする。 また，溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，溢水防護対象設備が没水しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁並びに溢水防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した溢水による水位や水圧に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 （耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書に示す） 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水への配慮が必要な施設の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【2.　基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	(2)　溢水防護板は，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （溢水防護板）	基本方針（防護設備の設計） 設計方針（溢水防護設備） 評価（耐震計算）	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.1 溢水伝播を防止する設備 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.　機能設計 4.1 溢水伝播を防止する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・溢水防護板は，被水による影響評価を踏まえて設置し，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。 ・自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器，蒸気遮断弁）は，蒸気影響を緩和するため，溢水源となる空調用蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後10秒以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.　機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。	－	－	－	－	－
39	(3)　自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器，蒸気遮断弁）は，蒸気影響を緩和するため，蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 溢水源となる一般蒸気等に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後10秒以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 （自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー）	基本方針（防護設備の設計） 設計方針（溢水防護設備）			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	(2)　溢水防護板は，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (溢水防護板)	施設共通　基本設計方針 (溢水防護板)	—	—	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.1 溢水伝播を防止する設備 4.1 溢水伝播を防止する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・溢水防護板は，被水による影響評価を踏まえて設置し，溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水源及び溢水経路に対して設置する溢水防護板は，想定する水圧に耐える設計とし，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，被水を防止する当該機能を損なわないよう設置する設計とする。 溢水防護対象設備を覆う溢水防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計及び実機を想定した被水条件を考慮しても当該機能を損なわないことを被水試験等により確認する設計とする。 【3.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　溢水伝播を防止する設備】 ・溢水伝播を防止する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
39	(3)　自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器，蒸気遮断弁)は，蒸気影響を緩和するため，蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 溢水源となる一般蒸気等に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後10秒以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー)	施設共通　基本設計方針 (自動検知・遠隔隔離システム，ターミナルエンド防護カバー)	—	—	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器，蒸気遮断弁)は，蒸気影響を緩和するため，溢水源となる空調用蒸気の漏えいを検知し，自動で漏えい蒸気を隔離する設計とする。 空調用蒸気設備に設置する蒸気遮断弁は，隔離信号発信後10秒以内に自動隔離する設計とする。 また，自動検知・遠隔隔離システムだけでは溢水防護対象設備の健全性が確保されない場合には，破損想定箇所にターミナルエンド防護カバーを設置することで蒸気影響を軽減する設計とする。 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	(4)　蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (蒸気防護板)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備) 評価(強度計算) 評価(耐震計算)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.　機能設計 4.2 蒸気影響を緩和する設備 Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 1.　概要 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を確保する設計及び蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.　機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。	－	－	－	－	－
41	(5)　溢水防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，溢水防護建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	溢水防護設備(遮断弁)	設計方針(溢水防護設備) 評価(耐震計算)	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.3 溢水量を低減する設備 4.　機能設計 4.3 溢水量を低減する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.　機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。	－	－	－	－	－
42	(6)　漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器，液位計)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(溢水防護設備)			－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
40	(4)　蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気の影響により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計並びに蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (蒸気防護板)	施設共通　基本設計方針 (蒸気防護板)	—	—	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.2 蒸気影響を緩和する設備 4.2 蒸気影響を緩和する設備 Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・蒸気防護板は，溢水防護対象設備が蒸気により安全機能を損なわないよう，溢水防護対象設備に対して設置する設計とする。 蒸気防護板は，実機を想定した蒸気条件を考慮した耐蒸気性能を有する設計とする。 蒸気防護板は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を確保する設計及び蒸気配管の破損により生じる環境温度及び圧力に対して当該機能が損なわれない設計とする。 【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する計算書に示す) 【3.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.2　蒸気影響を緩和する設備】 ・蒸気影響を緩和する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【2.　基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。
41	(5)　溢水防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，溢水防護建屋内で発生する溢水量を低減する設計とする。 緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	○	溢水防護設備(遮断弁)	溢水防護設備(遮断弁)	—	—	—	Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する計算書に示す) 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
42	(6)　漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。	設置要求	○	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器，液位計)	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器，液位計)	—	—	—	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・漏えい検知器及び液位計は，溢水の発生を検知し，中央制御室からの手動遠隔操作又は現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	(7)　止水板及び蓋は，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に設置することによりスロッシング水量を低減し，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 止水板及び蓋は，地震，火災荷重及び環境条件に対して，スロッシング水量を低減する性能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	溢水防護設備（止水板及び蓋）	設計方針（溢水防護設備） 評価（強度計算：止水板及び蓋） 評価（耐震計算：止水板）	Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.3 溢水量を低減する設備 4.　機能設計 4.3 溢水量を低減する設備 Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 1.　概要 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法 Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 1.　概要 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【3.　要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.　機能設計】 ・各溢水防護設備の機能設計 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3.　構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2.　基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3.　強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4.　評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5.　強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。	－	－	－	－	－
44	溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 （溢水防護設備の保守点検，補修）	基本方針	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・また，溢水防護設備が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 （溢水防護設備の保守点検，補修）	－	Ⅵ－１－１－６－１　溢水による損傷の防止に対する基本方針 2.4 溢水防護設備の設計方針	【2.4　溢水防護設備の設計方針】 ・「溢水防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・また，溢水防護設備が要求される機能を維持するため，計画的に保守管理，点検を実施するとともに必要に応じ補修を実施することを保安規定に定めて，管理する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	(7)　止水板及び蓋は，燃料貯蔵プール・ピット等の周囲に設置することによりスロッシング水量を低減し，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能が確保されることを確認し，それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽に必要な水位を維持できる設計とする。 止水板及び蓋は，地震，火災荷重及び環境条件に対して，スロッシング水量を低減する性能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	○	溢水防護設備（止水板及び蓋）	—	—	—	主要材料 主要寸法 取付箇所（区画番号）	Ⅵ－１－１－６－５　溢水防護設備の詳細設計 3.　要求機能及び性能目標 3.3 溢水量を低減する設備 4.3 溢水量を低減する設備	【3. 要求機能及び性能目標】 ・各溢水防護設備の要求機能及び性能目標 (耐震性に関する具体的な方針及び計算結果は，Ⅲ-5　溢水への配慮が必要な施設の耐震性に関する計算書に示す) 【3.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備に対する，溢水防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4.3　溢水量を低減する設備】 ・溢水量を低減する設備の溢水影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
									Ⅵ－１－１－６－６－１　溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針 2.　強度評価の基本方針 3.　構造強度設計 4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5.　強度評価方法	【2. 強度評価の基本方針】 ・溢水防護上で期待する性能目標を達成するための溢水防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3. 構造強度設計】 ・溢水防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5. 強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。
									Ⅵ－１－１－６－６－２　溢水への配慮が必要な施設の強度計算書 2.　基本方針 3.　強度評価方法 4.　評価条件 5.　強度評価結果	【2. 基本方針】 ・溢水への配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・溢水への配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。
44	溢水防護設備については，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１回申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第13条：再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
1	第1章　共通項目 7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 7.1　化学薬品の漏えいから防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生(漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 1. 概要 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針	【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生(漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針
2	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を化学薬品の漏えいから防護する設備(以下「化学薬品防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針(対象選定) 対象選定	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.1 化学薬品防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 1. 概要 2. 化学薬品防護対象設備の選定 2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針 2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定	【2.1 化学薬品防護対象設備の選定】 ・「化学薬品防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えいによってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業指定基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，化学薬品の漏えいから防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を化学薬品防護対象設備として選定する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品防護対象設備の選定】 【2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針】 ・化学薬品防護対象設備の選定方針 ・安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器（以下「化学薬品防護対象設備」という。）を化学薬品の漏えいから防護する対象とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法及び防護措置を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。 【2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定】 ・化学薬品の漏えい評価が必要な設備の選定結果 ・化学薬品防護対象設備のうち，化学薬品の漏えいにより安全機能を損なうおそれのある設備を評価対象として選定する。 ・化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわないことが明らかな設備は，化学薬品の漏えい評価の対象から除外する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.1 化学薬品防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2. 化学薬品防護対象設備の選定 2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針 2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定
3	化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等により，運転員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また，緊急時対策建屋に有毒ガスが到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等により，設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針	【2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること及び化学薬品の漏えいに係る終息活動により，運転員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・また，緊急時対策建屋に有毒ガスが到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること及び化学薬品の漏えいに係る終息活動により，設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針
4	化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持)	基本方針(対象選定)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.1 化学薬品防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針	【2.1 化学薬品防護対象設備の選定】 ・「化学薬品防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 ・また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。 【2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針】 ・化学薬品防護対象設備の選定方針 ・化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.1 化学薬品防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針
5	化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)する。 また，化学薬品の漏えい評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 1. 概要 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針	【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)し，化学薬品防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，安全機能を損なわない設計であることを確認する。 ・また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)の対処に必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	添付書類における記載	第２回 説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 7.1　化学薬品の漏えいから防護する設備及び設計方針 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生(漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	【2．化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生(漏えいに伴い発生する有毒ガスを含む。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合において，防護措置その他の適切な措置を講じることにより，化学薬品の漏えいに対して安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一							
2	ここで，安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を化学薬品の漏えいから防護する設備(以下「化学薬品防護対象設備」という。)とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法等を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。	冒頭宣言 定義	【2.1 化学薬品防護対象設備の選定】 ・「化学薬品防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えいによってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器とし，その上で事業指定基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドで定められている，化学薬品の漏えいから防護すべき安全機能を踏まえ，全ての安全機能を有する構築物，系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を化学薬品防護対象設備として選定する。 【2．化学薬品防護対象設備の選定】 【2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針】 ・化学薬品防護対象設備の選定方針 ・安全機能を有する施設のうち，安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器（以下「化学薬品防護対象設備」という。）を化学薬品の漏えいから防護する対象とし，これらの設備が，没水，被水及び蒸気の影響評価手法及び防護措置を参考に，漏えいした化学薬品の影響を受けて，その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。 【2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定】 ・化学薬品の漏えい評価が必要な設備の選定結果 ・化学薬品防護対象設備のうち，化学薬品の漏えいにより安全機能を損なうおそれのある設備を評価対象として選定する。 ・化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわないことが明らかな設備は，化学薬品の漏えい評価の対象から除外する。	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.1 化学薬品防護対象設備の選定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2．化学薬品防護対象設備の選定 2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針 2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定	【2.1 化学薬品防護対象設備の選定】 ・「化学薬品防護対象設備の選定」に関する基本方針 【2．化学薬品防護対象設備の選定】 【2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針】 ・化学薬品防護対象設備の選定方針 【2.3 評価対象の化学薬品防護対象設備の選定】 ・化学薬品の漏えい評価が必要な設備の選定結果
3	化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等により，運転員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また，緊急時対策建屋に有毒ガスが到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること等により，設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	【2．化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに対しては，漏えいした化学薬品から有毒ガスが発生し，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断又は中央制御室内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること及び化学薬品の漏えいに係る終息活動により，運転員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。 ・また，緊急時対策建屋に有毒ガスが到達するおそれがある場合には，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，緊急時対策建屋内空気の再循環運転を行うこと，防護具を着用すること及び化学薬品の漏えいに係る終息活動により，設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員への影響を防止することで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一							
4	化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2.1 化学薬品防護対象設備の選定】 ・「化学薬品防護対象設備の選定」に関する基本方針 ・化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。 【2.1 化学薬品防護対象設備の選定方針】 ・化学薬品防護対象設備の選定方針 ・化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設は，化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	第１回申請と同一							
5	化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計であることを確認するために，再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)する。 また，化学薬品の漏えい評価に当たっては，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	冒頭宣言 定義	【2．化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・再処理施設内において発生が想定される化学薬品の漏えいの影響を評価(以下「化学薬品の漏えい評価」という。)し，化学薬品防護対象設備の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講ずることにより，安全機能を損なわない設計であることを確認する。 ・また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故(以下「事故等」という。)の対処に必要な機器の単一故障を考慮しても異常事象を収束できる設計とする。	第１回申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
6	なお，化学薬品の漏えい評価の条件に見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい評価条件の変更の都度，化学薬品の漏えい評価を実施すること)	基本方針	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 1. 概要 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針	【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい評価条件の変更の都度，化学薬品の漏えい評価を実施すること)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針
7	7.2　再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針 再処理施設においては種々の化学薬品を使用するが，このうちプロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針	【2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針】 ・「再処理施設における化学薬品取扱い」に関する基本方針 ・再処理施設においては，液体として硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン(以下「HAN」という。)，硝酸ガドリニウム，硝酸ナトリウム，炭酸ナトリウム，亜硝酸ナトリウム，硫酸，ヒドラジン，りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体として窒素酸化物(以下「NOx」という。)ガス，水素ガス，窒素ガス，酸素ガスの化学薬品を主な試薬として使用する。これらの化学薬品のうち，再処理におけるプロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，HAN及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。 ・化学薬品の取扱いの基本として，再処理施設及び従事者の安全性を確保するために，以下の安全設計及び対策を行う。 (1)　化学薬品を内包する設備は，化学薬品の性状に応じた材料を選定し，腐食し難い設計とする。 (2)　化学薬品を内包又は化学薬品が通過する機器の継ぎ手部は，化学薬品の性状に応じて適切な材料を選定するとともに，化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には，飛散防止措置を講じることを保安規定に定めて，管理する。 (3)　化学薬品の漏えいが生じるおそれのある区画及び漏えいが伝播するおそれのある経路並びにそれらに設置する機器及び資機材については，耐薬品性を有する塗装材の塗布及び漏えいした化学薬品と反応する物質の撤去により，漏えいにより生じる腐食性ガスの発生，反応生成物の発生及び発熱の副次的な影響を低減する設計とする。 ・また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応を定め，必要な資機材を配備する。 ・さらに，再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る手順を定める。以下に化学薬品の安全管理に対する必要な手順及び制限を示す。 (1)　敷地内で保有する化学薬品の種類，量，濃度等については，化学薬品から発生する有毒ガスの影響を考慮し，制限を設ける。 (2)　敷地内への化学薬品の受入れに当たっては，敷地内の運搬ルート及び運搬先を含めた運搬計画を定める。運搬計画の策定・変更に当たっては，有毒ガスが発生した場合の中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガス防護に係る影響評価結果に影響を及ぼさないことを確認する。特に，常温付近に沸点を有し，漏えい発生時に有毒ガスを発生する化学薬品の受入れについては，外気温を考慮する。 (3)　敷地内への化学薬品の受入れ時は，敷地内で複数の輸送容器による化学薬品の運搬は同時に行わない。 (4)　敷地内への化学薬品の受入れ時は，立会人を設け，漏えい又は異臭等の異常を確認した場合には通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡する。また，敷地外の化学薬品の漏えいについては，公的機関から情報を入手した者，当該の運搬に対応している者が，通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針
8	化学薬品の取扱いの基本方針として，化学薬品を内包する設備及び化学薬品を内包又は化学薬品が通過する継ぎ手部に対する適切な材料選定，当該継ぎ手部への飛散防止措置並びに漏えいが生じるおそれのある区画，伝播経路及びそれらに設置する機器に対する腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計により，再処理施設及び従事者の安全性を確保する。 また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応を定め，必要な資機材を配備するとともに，化学薬品の安全管理に係る必要な手順を整備することを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応)	基本方針			○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針
9	7.3　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 また，有毒ガスの発生の観点では，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 ・化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 ・また，有毒ガスの発生の観点では，有毒ガスの発生要因(揮発，分解，接触，燃焼等)を踏まえ，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を抽出する。 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方 ・化学薬品の漏えいに対する設計方針の検討に当たって，再処理事業所内における化学薬品を内包する機器及び配管の設置状況を踏まえて，構成部材の腐食又は劣化により化学薬品防護対象設備の安全機能を短時間で損なうおそれのある化学薬品を設定する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	添付書類における記載	第２回							
				説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	なお，化学薬品の漏えい評価の条件に見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2．化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針】 ・技術基準を満足するための化学薬品の漏えい防護に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい評価の条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために，見直しがある場合は，化学薬品の漏えい評価への影響確認を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一							
7	7.2　再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針 再処理施設においては種々の化学薬品を使用するが，このうちプロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。	冒頭宣言	【2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針】 ・「再処理施設における化学薬品取扱い」に関する基本方針 ・再処理施設においては，液体として硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン(以下「HAN」という。)，硝酸ガドリニウム，硝酸ナトリウム，炭酸ナトリウム，亜硝酸ナトリウム，硫酸，ヒドラジン，りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体として窒素酸化物(以下「NOx」という。)ガス，水素ガス，窒素ガス，酸素ガスの化学薬品を主な試薬として使用する。これらの化学薬品のうち，再処理におけるプロセス工程(以下「再処理プロセス」という。)において大量に取り扱う硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n-ドデカン，硝酸ヒドラジン，HAN及び炭酸ナトリウムは，試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に保有し，必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。	第１回申請と同一							
8	化学薬品の取扱いの基本方針として，化学薬品を内包する設備及び化学薬品を内包又は化学薬品が通過する継ぎ手部に対する適切な材料選定，当該継ぎ手部への飛散防止措置並びに漏えいが生じるおそれのある区画，伝播経路及びそれらに設置する機器に対する腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計により，再処理施設及び従事者の安全性を確保する。 また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員等の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応を定め，必要な資機材を配備するとともに，化学薬品の安全管理に係る必要な手順を整備することを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	【2.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針】 ・「再処理施設における化学薬品取扱い」に関する基本方針 ・化学薬品の取扱いの基本として，再処理施設及び従事者の安全性を確保するために，以下の安全設計及び対策を行う。 (1)　化学薬品を内包する設備は，化学薬品の性状に応じた材料を選定し，腐食し難い設計とする。 (2)　化学薬品を内包又は化学薬品が通過する機器の継ぎ手部は，化学薬品の性状に応じて適切な材料を選定するとともに，化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には，飛散防止措置を講じることを保安規定に定めて，管理する。 (3)　化学薬品の漏えいが生じるおそれのある区画及び漏えいが伝播するおそれのある経路並びにそれらに設置する機器及び資機材については，耐薬品性を有する塗装材の塗布及び漏えいした化学薬品と反応する物質の撒去により，漏えいにより生じる腐食性ガスの発生，反応生成物の発生及び発熱の副次的な影響を低減する設計とする。 ・また，化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員，敷地内の作業員及び事故等の対処に必要な要員の安全確保に係る対応として，作業リスクに応じた防護具の着用や漏えい発生時の作業員の対応を定め，必要な資機材を配備する。 ・さらに，再処理施設内の化学薬品の安全管理に係る手順を定める。以下に化学薬品の安全管理に対する必要な手順及び制限を示す。 (1)　敷地内で保有する化学薬品の種類，量，濃度等については，化学薬品から発生する有毒ガスの影響を考慮し，制限を設ける。 (2)　敷地内への化学薬品の受入れに当たっては，敷地内の運搬ルート及び運搬先を含めた運搬計画を定める。運搬計画の策定・変更に当たっては，有毒ガスが発生した場合の中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における有毒ガス防護に係る影響評価結果に影響を及ぼさないことを確認する。特に，常温付近に沸点を有し，漏えい発生時に有毒ガスを発生する化学薬品の受入れについては，外気温を考慮する。 (3)　敷地内への化学薬品の受入れ時は，敷地内で複数の輸送容器による化学薬品の運搬は同時に行わない。 (4)　敷地内への化学薬品の受入れ時は，立会人を設け，漏えい又は異臭等の異常を確認した場合には通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡する。また，敷地外の化学薬品の漏えいについては，公的機関から情報を入手した者，当該の運搬に対応している者が，通信連絡設備により当該事象の発生を必要な箇所に通報連絡する。	第１回申請と同一							
9	7.3　設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 また，有毒ガスの発生の観点では，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を考慮する。	冒頭宣言	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 ・化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの影響を受ける場合においても安全機能を損なわないことを評価するために，化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品を設定する。 ・また，有毒ガスの発生の観点では，有毒ガスの発生要因(揮発，分解，接触，燃焼等)を踏まえ，急性毒性又は中枢神経への影響を及ぼすおそれのある化学薬品(構成部材と反応する場合を含む。)を抽出する。 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方 ・化学薬品の漏えいに対する設計方針の検討に当たって，再処理事業所内における化学薬品を内包する機器及び配管の設置状況を踏まえて，構成部材の腐食又は劣化により化学薬品防護対象設備の安全機能を短時間で損なうおそれのある化学薬品を設定する。	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回			
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類
10	7.3.1　漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出 再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査等により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 ・再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査及び耐薬品性試験の実施により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。 ・検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液，水酸化ナトリウム，TBP及びn-ドデカン並びにNOxガスを設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 ・なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収及び現場環境の復帰に係る作業の実施期間として見込むことのできる７日間とする。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定
11	7.3.2　検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる７日間とする。	評価要求	施設共通　基本設計方針 (設計上考慮すべき化学薬品の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方 ・再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査及び耐薬品性試験の実施により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。 ・検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液，水酸化ナトリウム，TBP及びn-ドデカン並びにNOxガスを設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 ・なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収及び現場環境の復帰に係る作業の実施期間として見込むことのできる７日間とする。	○	施設共通　基本設計方針 (設計上考慮すべき化学薬品の設定)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定
12	7.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象 化学薬品の漏えい評価では，化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定する。 (1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。) (2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。) (4) その他の要因(地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる化学薬品の漏えい(以下「その他の化学薬品の漏えい」という。)	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 1. 概要 2. 化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい源及び漏えい量は，想定破損による化学薬品の漏えい，消火剤の放出による化学薬品の漏えい，地震起因による化学薬品の漏えい及びその他の化学薬品の漏えいを踏まえ設定する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定】 ・想定する化学薬品の漏えい事象 ・化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定して設定する。 (1)想定破損による化学薬品の漏えい (2)消火剤の放出による化学薬品の漏えい (3)地震起因による化学薬品の漏えい (4)その他の化学薬品の漏えい	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	7.3.1　漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出 再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査等により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。	冒頭宣言	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 ・再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査及び耐薬品性試験の実施により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方 ・再処理事業所内で用いられる化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査及び耐薬品性試験の実施により，漏えいによる損傷の防止の検討対象とする化学薬品及び構成部材を抽出する。	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方
11	7.3.2　検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる７日間とする。	評価要求	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 ・検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液，水酸化ナトリウム，TBP及びn-ドデカン並びにNOxガスを設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 ・なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収及び現場環境の復帰に係る作業の実施期間として見込むことのできる７日間とする。 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方 ・検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せごとの腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査の結果から，化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液，水酸化ナトリウム，TBP及びn-ドデカン並びにNOxガスを設計上考慮すべき化学薬品として設定する。 ・なお，ここでいう短時間とは，事故等の対処期間として見込んでおり，漏えいした化学薬品の回収及び現場環境の復帰に係る作業の実施期間として見込むことのできる７日間とする。	○	施設共通　基本設計方針 (設計上考慮すべき化学薬品の設定)	施設共通　基本設計方針 (設計上考慮すべき化学薬品の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定 Ⅵ－１－１－７－２　化学薬品防護対象設備の選定 2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定	【2.3 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「設計上考慮すべき化学薬品の設定」に関する基本方針 【2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定】 ・「漏えいにより影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出」，「検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」の考え方
12	7.4　考慮すべき化学薬品の漏えい事象 化学薬品の漏えい評価では，化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定する。 (1) 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。) (2) 再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えい(以下「消火剤の放出による化学薬品の漏えい」という。) (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい(以下「地震起因による化学薬品の漏えい」という。) (4) その他の要因(地震以外の自然現象，誤操作等)により生じる化学薬品の漏えい(以下「その他の化学薬品の漏えい」という。)	冒頭宣言 定義	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい源及び漏えい量は，想定破損による化学薬品の漏えい，消火剤の放出による化学薬品の漏えい，地震起因による化学薬品の漏えい及びその他の化学薬品の漏えいを踏まえ設定する。	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.　化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.　化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定】 ・想定する化学薬品の漏えい事象 ・化学薬品の漏えい源及び漏えい量の設定においては，内部溢水ガイドを参考に，発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定して設定する。 (1)想定破損による化学薬品の漏えい (2)消火剤の放出による化学薬品の漏えい (3)地震起因による化学薬品の漏えい (4)その他の化学薬品の漏えい

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
13	7.5　化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の設定 7.5.1　想定破損による化学薬品の漏えい 想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定(想定破損))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定破損による化学薬品の漏えいは，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定(想定破損))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
14	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1 想定破損による化学薬品の漏えい	【2.1 想定破損による化学薬品の漏えい】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。 ・破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」を想定した化学薬品の漏えい量とする。 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
15	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
16	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)			○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	7.5　化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の設定 7.5.1　想定破損による化学薬品の漏えい 想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・想定破損による化学薬品の漏えいは，内部溢水ガイドを参考に，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は設計上考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定(想定破損))	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定(想定破損))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・想定破損による化学薬品の漏えいは，1系統における単一の機器の破損を想定し，化学薬品の漏えい源となり得る機器は考慮すべき化学薬品を内包する配管とし，配管の破損箇所を化学薬品の漏えい源として設定する。
14	また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	定義	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・また，破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・破損を想定する配管は，内包する流体のエネルギに応じて，高エネルギ配管又は低エネルギ配管に分類する。
15	配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	定義	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」を想定する。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・配管の破損形状の想定に当たっては，高エネルギ配管は，原則「完全全周破断」，低エネルギ配管は，原則「配管内径の1/2の長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」を想定した化学薬品の漏えい量とする。
16	ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。	定義	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・ただし，配管破損の想定に当たって，詳細な応力評価を実施する場合は，発生応力と許容応力の比による応力評価の結果に基づく破損形状を想定する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
17	高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
18	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1 想定破損による化学薬品の漏えい	【2.1 想定破損による化学薬品の漏えい】 ・破損を想定する機器の考え方 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き応力評価の結果により，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」による化学薬品の漏えいを想定した評価，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による化学薬品の漏えいを想定した評価とし，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」による化学薬品の漏えいを想定した評価とし，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。 ・化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を確認し操作する手順を定めることを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
19	化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (隔離操作(化学薬品の漏えい量の算出))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (隔離操作(化学薬品の漏えい量の算出))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
20	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
21	7.5.2　消火剤の放出による化学薬品の漏えい 消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを第2章　個別項目の「7.8　火災防護設備」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.2 消火剤の放出による化学薬品の漏えい	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。 【2.2 消火剤の放出による化学薬品の漏えい】 ・化学薬品の漏えい源として想定する消火剤 ・消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	定義	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」を想定し，0.4倍以下であれば破損は想定しない。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・高エネルギ配管及び低エネルギ配管の破損において，想定する破損形状と化学薬品の漏えい量の考え方 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・高エネルギ配管については，ターミナルエンド部を除き応力評価の結果により，発生応力が許容応力の0.8倍を超える場合は「完全全周破断」による化学薬品の漏えいを想定した評価，0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による化学薬品の漏えいを想定した評価とし，0.4倍以下であれば破損は想定しない。 ・また，低エネルギ配管については，発生応力が許容応力の0.4倍を超える場合は「貫通クラック」による化学薬品の漏えいを想定した評価とし，0.4倍以下であれば破損は想定しない。
18	応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	施設共通　基本設計方針 (配管の肉厚管理)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために継続的な肉厚管理を実施することを保安規定に定めて，管理する。
19	化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。	評価要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作を含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(化学薬品の漏えい量の算出))	施設共通　基本設計方針 (隔離操作(化学薬品の漏えい量の算出))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・想定する破損形状と化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源として設定する配管の破損箇所は化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えい影響が最も大きくなる位置とし，化学薬品の漏えい量は，異常の検知，事象の判断及び漏えい箇所の特定並びに現場又は中央制御室からの隔離(運転員の状況確認及び隔離操作含む。)により漏えい停止するまでの時間を適切に考慮し，想定する破損箇所からの流出量と隔離後の漏えい量として隔離範囲内の系統の保有量を合算して設定する。
20	なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を確認し操作することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	施設共通　基本設計方針 (手動による漏えい停止の手順)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.1　想定破損による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.1　想定破損による化学薬品の漏えい】 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量 ・なお，手動による漏えいの停止のために現場等を確認し操作する手順を定めることを保安規定に定めて，管理する。
21	7.5.2　消火剤の放出による化学薬品の漏えい 消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを第2章　個別項目の「7.8　火災防護設備」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。	冒頭宣言	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.2 消火剤の放出による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.2 消火剤の放出による化学薬品の漏えい】 ・化学薬品の漏えい源として想定する消火剤 ・消火設備については，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても，化学薬品防護対象設備に影響を与えない設計とすることを「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に示していることから，消火剤の放出による化学薬品の漏えいは，化学薬品の漏えい源として設定しない。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
22	7.5.3　地震起因による化学薬品の漏えい 地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。 ・化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。 ・化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
23	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。	定義	基本方針	基本方針(条件設定)	Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3 地震起因による化学薬品の漏えい	【2.3 地震起因による化学薬品の漏えい】 ・地震起因の化学薬品の漏えい源として想定する機器の考え方 ・化学薬品の漏えい量の算定方法 ・想定する化学薬品の漏えい量 ・地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。 ・化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。 ・化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
24	化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
25	化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	基本方針(条件設定) 評価条件			○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定
26	7.5.4　その他の化学薬品の漏えい その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護対象設備を設置する区画(以下「化学薬品防護区画」という。)内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(その他))	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.4 その他の化学薬品の漏えい	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 ・具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。 【2.4　その他の化学薬品の漏えい】 ・その他の化学薬品の漏えいとして，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する化学薬品の漏えい評価 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(その他))	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	7.5.3　地震起因による化学薬品の漏えい 地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。	冒頭宣言 評価要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3　地震起因による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3 地震起因による化学薬品の漏えい】 ・地震起因の化学薬品の漏えい源として想定する機器の考え方 ・地震起因による化学薬品の漏えいについては，耐震Ｓクラス機器は基準地震動Ｓｓによる地震力によって破損は生じないことから，設計上考慮すべき化学薬品を内包する系統のうち，基準地震動Ｓｓによる地震力に対する耐震性が確認されていない耐震Ｂ，Ｃクラスに属する系統を化学薬品の漏えい源として設定する。
23	ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。	定義	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3　地震起因による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3 地震起因による化学薬品の漏えい】 ・地震起因の化学薬品の漏えい源として想定する機器の考え方 ・ただし，耐震Ｂ，Ｃクラスであっても基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性が確保されるものについては，化学薬品の漏えい源として設定しない。
24	化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。	冒頭宣言 評価要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3　地震起因による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3 地震起因による化学薬品の漏えい】 ・化学薬品の漏えい量の算定方法 ・化学薬品の漏えい量の算出に当たっては，化学薬品の漏えいが生じるとした機器について，化学薬品防護対象設備への化学薬品の漏えいの影響が最も大きくなるように評価する。
25	化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。	評価要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(地震))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.3　地震起因による化学薬品の漏えい	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.3 地震起因による化学薬品の漏えい】 ・地震起因の化学薬品の漏えい源として想定する機器の考え方 ・化学薬品の漏えい量の算定方法 ・想定する化学薬品の漏えい量 ・化学薬品の漏えい源となる系統については全保有量を考慮した上で，設計上考慮すべき化学薬品を内包する機器のうち，基準地震動Ｓｓによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し，その影響を評価する。この場合において，化学薬品の漏えい源となる配管は，破損形状を完全全周破断とし，化学薬品の漏えい源となる容器は，全保有量を漏えい量として設定する。
26	7.5.4　その他の化学薬品の漏えい その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護対象設備を設置する区画(以下「化学薬品防護区画」という。)内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。	冒頭宣言 評価要求	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・その他の化学薬品の漏えいについては，地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい，化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。 ・具体的には，飛来物等による屋外タンクの破損，化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破損のような間接的な影響，機器ドレン，機器損傷(配管以外)，人的過誤及び誤作動による漏えいを想定し，各事象において漏えい源及び漏えい量を設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(その他))	施設共通　基本設計方針 (化学薬品の漏えい源の設定，漏えい量の算出(その他))	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 2.4 その他の化学薬品の漏えい	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【2.4　その他の化学薬品の漏えい】 ・その他の化学薬品の漏えいとして，想定する事象の考え方 ・地震以外の自然現象に関する化学薬品の漏えい評価 ・化学薬品の漏えい源となり得る機器及び想定する化学薬品の漏えい量

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
27	7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい評価に当たっては，壁，扉，床段差等を境界とした評価に用いる区画を設定する。 ・化学薬品防護区画は，設定した区画のうち化学薬品の漏えい評価を実施する区画として，評価対象の化学薬品防護対象設備が設置されている全ての区画，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は隔離等の操作が必要な設備に運転員がアクセスする通路部について設定する。 ・化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，漏えいした化学薬品の伝播に対する評価の条件を設定する。 ・化学薬品の漏えい評価に当たって考慮する化学薬品の漏えい経路は，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに化学薬品防護区画とその他の区画(化学薬品防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
28	化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	基本方針(条件設定) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－３　化学薬品の漏えい評価条件の設定 3. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 3.1 化学薬品防護区画の設定 3.2 化学薬品の漏えい経路の設定	【3. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定】 ・化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定の考え方 【3.1 化学薬品防護区画の設定】 ・化学薬品防護区画の設定の考え方 ・化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部 ・化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差，シャッタ及びハッチ又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 【3.2 化学薬品の漏えい経路の設定】 ・化学薬品の漏えい経路の設定の考え方 ・化学薬品の漏えい評価に当たって考慮する化学薬品の漏えい経路は，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッタ及びハッチは，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生ずる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定
29	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	基本方針(条件設定)			○	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
27	7.6　化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部	評価要求	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品の漏えい評価に当たっては，壁，扉，床段差等を境界とした評価に用いる区画を設定する。 ・化学薬品防護区画は，設定した区画のうち化学薬品の漏えい評価を実施する区画として，評価対象の化学薬品防護対象設備が設置されている全ての区画，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は隔離等の操作が必要な設備に運転員がアクセスする通路部について設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 3. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 3.1 化学薬品防護区画の設定 3.2 化学薬品の漏えい経路の設定	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【3.1 化学薬品防護区画の設定】 ・化学薬品防護区画の設定の考え方 ・化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品防護区画を以下のとおり設定する。 (1) 化学薬品防護対象設備が設置されている区画 (2) 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 (3) 運転員が，化学薬品の漏えいが発生した区画を特定する又は必要により隔離等の操作が必要な設備にアクセスする通路部
28	化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 化学薬品の漏えい評価に当たっては，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。	評価要求	【2.4　化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差等又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定し，化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等については，現場の設備等の設置状況を踏まえ，漏えいした化学薬品の伝播に対する評価の条件を設定する。 ・化学薬品の漏えい評価に当たって考慮する化学薬品の漏えい経路は，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ並びに化学薬品防護区画とその他の区画(化学薬品防護対象設備が存在しない区画又は通路)との間における伝播経路となる防水扉及び水密扉以外の扉，壁開口部及び貫通部，天井開口部及び貫通部，床面開口部及び貫通部，床ドレンの連接状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 3. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定 3.1 化学薬品防護区画の設定 3.2 化学薬品の漏えい経路の設定	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【3.1 化学薬品防護区画の設定】 ・化学薬品防護区画の設定の考え方 ・化学薬品防護区画は，壁，扉，堰，床段差，シャッタ及びハッチ又はそれらの組合せによって他の区画と分離される区画として設定する。 【3.2 化学薬品の漏えい経路の設定】 ・化学薬品の漏えい経路の設定の考え方 ・化学薬品の漏えい評価に当たって考慮する化学薬品の漏えい経路は，化学薬品の漏えいの影響を受けて，化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ及び化学薬品防護区画を構成する壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるように，より厳しい結果を与える化学薬品の漏えい経路を設定する。
29	防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 ・防水扉及び水密扉については，扉の閉止運用を保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	施設共通　基本設計方針 (防水扉及び水密扉の閉止運用)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定 Ⅵ－１－１－７－３ 化学薬品の漏えい評価条件の設定 3.2 化学薬品の漏えい経路の設定	【2.4 化学薬品の漏えい評価条件の設定】 ・「化学薬品の漏えい評価条件の設定」に関する基本方針 【3.2 化学薬品の漏えい経路の設定】 ・化学薬品の漏えい経路の設定の考え方 ・溢水経路を構成する壁，扉，堰，床段差，シャッタ及びハッチは，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生ずる荷重や環境に対し，必要な健全性を維持できるとともに，保守管理並びに防水扉及び水密扉の閉止運用を適切に実施することにより溢水の伝播を防止できるものとする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
30	7.7　化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 化学薬品防護対象設備が設置されている建屋(以下「化学薬品防護建屋」という。)内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋内及び洞道の評価方針)	基本方針(評価及び防護方針) 評価条件	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・化学薬品防護建屋内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわないことを評価する。 ・壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋内及び洞道の評価方針)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針
31	7.7.1　没液の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわないことを評価する。また，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (没液影響評価の実施) (機能喪失高さの設定) 化学薬品の漏えい評価対象の安重設備 化学薬品防護設備(堰)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(没液影響評価)	Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 1. 概要 2. 化学薬品の漏えい評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品の漏えい評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品防護建屋内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・没液影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源から発生する化学薬品の漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 ・没液の影響により，防護すべき設備が化学薬品の漏えい液位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，化学薬品の漏えい液位を上回る高さまで，化学薬品の漏えい経路に漏えいにより発生する液位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁，防水扉，堰等により漏えいした化学薬品の伝播を防止する等の対策を実施する。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (没液影響評価の実施) (機能喪失高さの設定)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5　化学薬品の漏えい評価及びび防護設計方針

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	7.7　化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 化学薬品防護対象設備が設置されている建屋(以下「化学薬品防護建屋」という。)内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・化学薬品防護建屋内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (洞道の評価方針)	施設共通　基本設計方針 (洞道の評価方針)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2. 化学薬品の漏えい評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2. 化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品の漏えい評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品防護建屋内及び洞道内で発生する化学薬品の漏えいに対して，没液，被液及び腐食性ガスの影響評価を行い，必要に応じて防護対策を講じることにより，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。
31	7.7.1　没液の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわないことを評価する。また，壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求 機能要求② 設置要求	【2.5　化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した化学薬品の漏えい源から発生する漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわないことを評価する。 ・壁(貫通部止水処置を含む。)，防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁の設置等の対策を行うことにより化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (没液影響評価の実施) (機能喪失高さの設定) 化学薬品防護設備(堰) 【機能要求②】 計測制御設備 計装設備 使用済燃料貯蔵設備(プール水冷却系) 使用済燃料貯蔵設備(補給水設備) 電気設備(ディーゼル発電機) 安全冷却水系	施設共通　基本設計方針 (没液影響評価の実施) (機能喪失高さの設定) 化学薬品防護設備(堰) 【機能要求②】 溶解設備 清澄・計量設備 セル廃処理・溶解廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備(前処理建屋排気系) 安全冷却水系 建物・構築物等 分離設備 分配設備 塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系) 塔槽類廃ガス処理設備(パルセータ廃ガス処理系) 換気設備(分離建屋給気系) 換気設備(分離建屋排気系) 安全蒸気系 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 酸回収設備第2酸回収系 冷却水設備安全冷却水系 精製建屋換気設備精製建屋給気系 精製建屋換気設備精製建屋排気系 精製建屋塔槽類排ガス処理設備塔槽類排ガス処理系(プルトニウム系) 精製建屋塔槽類排ガス処理設備パルセータ排ガス処理系 排ガス貯留設備 圧縮空気設備安全圧縮系 計測制御設備 制御室換気設備 安全保護回路 計装設備 制御室 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（焙焼・還元系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（還元ガス供給系） 塔槽類廃ガス処理設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備) 換気設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 ディーゼル発電機 安全圧縮空気系 安全蒸気系	－	－	取付箇所(区画番号，配慮が必要な高さ)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2. 化学薬品の漏えい評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5　化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2. 化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品の漏えい評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・没液影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源から発生する化学薬品の漏えい量と化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を比較し評価する。 ・没液の影響により，防護すべき設備が化学薬品の漏えい液位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，化学薬品の漏えい液位を上回る高さまで，化学薬品の漏えい経路に漏えいにより発生する液位や水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁，防水扉，堰等により漏えいした化学薬品の伝播を防止する等の対策を実施する。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回			
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類
32	7.7.2　被液の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。また，保護構造を有する設計，薬品防護板の設置等の対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被液影響評価の実施) (評価対象設備の抽出) (保護構造)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(被液影響評価)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 1. 概要 2. 化学薬品の漏えい評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・保護構造を有する設計，薬品防護板の設置等の対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品の漏えい評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・被液影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・被液による影響評価結果を踏まえ，薬品防護板の設置等の対策，化学薬品防護対象設備にあらゆる方向からの化学薬品の飛まつによっても有害な影響を生じない保護構造を持たせる対策により化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被液影響評価の実施) (評価対象設備の抽出) (保護構造)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5　化学薬品の漏えい評価及びび防護設計方針
33	7.7.3　腐食性ガスの影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され，腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。また，化学薬品防護対象設備の設置区画への腐食性ガスの移行を防止する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (腐食性ガス影響評価の実施)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(腐食性ガスの影響評価)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・化学薬品防護対象設備の設置区画における漏えい源の除外又は当該区画への腐食性ガスの移行を防止する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 化学薬品の漏えい評価】 ・化学薬品の漏えい評価の考え方 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・腐食性ガス影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，防護すべき設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・腐食性ガスによる影響評価結果を踏まえ，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備を腐食性ガスの拡散経路以外に設置する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (腐食性ガス影響評価の実施)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5　化学薬品の漏えい評価及びび防護設計方針

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	7.7.2　被液の影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。また，保護構造を有する設計，薬品防護板の設置等の対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。	評価要求 設置要求	【2.5　化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・保護構造を有する設計，薬品防護板の設置等の対策により，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (被液影響評価の実施) (評価対象設備の抽出) (保護構造)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (被液影響評価の実施) (評価対象設備の抽出) (保護構造)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・被液影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部又は貫通部からの被液に対し，影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・被液による影響評価結果を踏まえ，薬品防護板の設置等の対策，化学薬品防護対象設備にあらゆる方向からの化学薬品の飛ちつによっても有害な影響を生じない保護構造を持たせる対策により化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
33	7.7.3　腐食性ガスの影響に対する評価及び防護設計方針 想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され，腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。また，化学薬品防護対象設備の設置区画への腐食性ガスの移行を防止する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	【2.5　化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの拡散経路以外に設置され，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・化学薬品防護対象設備の設置区画における漏えい源の除外又は当該区画への腐食性ガスの移行を防止する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (腐食性ガス影響評価の実施)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (腐食性ガス影響評価の実施)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5　化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2.1 防護すべき設備を内包する建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・腐食性ガス影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために，漏えいが発生した区画から，天井面の開口部，壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし，防護すべき設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわないことを評価する。 ・腐食性ガスによる影響評価結果を踏まえ，化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備を腐食性ガスの拡散経路以外に設置する対策等により，化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回			
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類
34	7.8　屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 7.8.1　屋外の化学薬品防護対象設備に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを，化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価と同様に評価する。 また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対し，設置高さを確保する等の対策により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(建屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに伴う没液及び被液により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対しては，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより没液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。 ・また，屋外で発生を想定する化学薬品漏えいにより被液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，漏えい源からの距離を確保する設計とする。 ・屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいの影響評価結果を踏まえ，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいによる影響を評価する上で期待する範囲を境界とした化学薬品防護建屋内への流入を壁(貫通部の止水処置を含む。)，扉，堰等により防止する設計とし，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方
35	7.8.2　化学薬品防護建屋に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては，壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施) 化学薬品防護設備(防水扉，水密扉，堰)	基本方針(評価及び防護方針) 設計方針(建屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価)	Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに伴う没液及び被液により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対しては，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより没液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。 ・また，屋外で発生を想定する化学薬品漏えいにより被液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，漏えい源からの距離を確保する設計とする。 ・屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいの影響評価結果を踏まえ，壁(貫通部止水処置を含む。)，扉，堰等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5　化学薬品の漏えい評価及びび防護設計方針
36	第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.11　化学薬品防護設備 化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	添付書類における記載	第２回 説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	7.8　屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 7.8.1　屋外の化学薬品防護対象設備に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを，化学薬品防護建屋内で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価と同様に評価する。 また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対し，設置高さを確保する等の対策により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに伴う没液及び被液により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対しては，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより没液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。 ・また，屋外で発生を想定する化学薬品漏えいにより被液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，漏えい源からの距離を確保する設計とする。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに伴う没液及び被液により，屋外の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわないことを評価する。 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対しては，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいにより没液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，設置高さを確保する設計とする。 ・また，屋外で発生を想定する化学薬品漏えいにより被液し，屋外の化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわないよう，漏えい源からの距離を確保する設計とする。
35	7.8.2　化学薬品防護建屋に対する化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 また，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいに対しては，壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 ・屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいの影響評価結果を踏まえ，屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいによる影響を評価する上で期待する範囲を境界とした化学薬品防護建屋内への流入を壁（貫通部の止水処置を含む。），扉，堰等により防止する設計とし，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施) 化学薬品防護設備(防水扉，水密扉，堰)	基本方針 施設共通　基本設計方針 (建屋外の化学薬品の漏えい評価の実施) 化学薬品防護設備(防水扉，水密扉，堰)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針 Ⅵ－１－１－７－４　化学薬品の漏えい影響に関する評価 2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価	【2.5 化学薬品の漏えい評価及び防護設計方針】 ・「化学薬品の漏えい影響に関する評価」に関する基本方針 【2.2 屋外で発生する化学薬品の漏えいに関する化学薬品の漏えい評価】 ・屋外で発生する化学薬品の漏えいに対する影響評価方法，判定基準及び評価結果 ・屋外で漏えいした化学薬品が，化学薬品防護区画に流入しないことを評価する。 ・屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいの影響評価結果を踏まえ，壁（貫通部止水処置を含む。），扉，堰等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とすることにより，建屋内の化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。
36	第2章　個別項目 7.　その他再処理設備の附属施設 7.11　化学薬品防護設備 化学薬品防護設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.　自然現象等」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9.　設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	第１回申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
37	安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 化学薬品防護設備は，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，薬品防護板，緊急遮断弁，機器収納ボックス，二重管及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（防護設備の設計）	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 1. 概要 2. 設計の基本方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，再処理施設内の壁，床，扉，堰，床段差等の設置状況を考慮した化学薬品の漏えい評価の結果を踏まえ設置する化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 ・化学薬品防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，薬品防護板，緊急遮断弁，機器収納ボックス，二重管及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計とする。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2. 設計の基本方針】 ・化学薬品防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生により，化学薬品防護対象設備が要求される機能を損なわない設計とするため，化学薬品防護に必要な設備を設置する。 ・化学薬品防護に必要な設備は，化学薬品防護区画，化学薬品の漏えい源，漏えい量及び化学薬品の漏えい経路，漏えいした化学薬品による水圧及び腐食又は劣化に起因する化学薬品の損傷並びに基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。	○	基本方針	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針
38	(1) 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して，流入を防止する設計とする。 また，化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，化学薬品防護対象設備が没液しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁並びに化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した化学薬品の漏えいによる液位，水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	施設共通　基本設計方針 （防水扉，水密扉，床ドレン逆止弁及び壁（貫通部止水処置を含む。）） 化学薬品防護設備（堰）	基本方針（防護設備の設計） 設計方針（化学薬品防護設備） 評価（強度計算） 評価（耐震計算）	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.1 化学薬品の伝播を防止する設備 4. 機能設計 4.1 化学薬品の伝播を防止する設備 Ⅵ－１－１－７－６－１　化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算の方針 1. 概要 2. 強度評価の基本方針 3. 構造強度設計 4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5. 強度評価方法 Ⅵ－１－１－７－６－２　化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算書 1. 概要 2. 基本方針 3. 強度評価方法 4. 評価条件 5. 強度評価結果	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して，流入を防止する設計とする。 ・また，化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，化学薬品防護対象設備が没液しないよう設置する設計とする。 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した化学薬品の漏えいによる液位，水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 強度評価の基本方針】 ・化学薬品の漏えい防護上で期待する性能目標を達成するための化学薬品防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3. 構造強度設計】 ・化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5. 強度評価方法】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 基本方針】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
37	安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。 化学薬品防護設備は，壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，薬品防護板，緊急遮断弁，機器収納ボックス，二重管及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても，安全機能を損なわない設計とする。 ・そのために，再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい又は再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても，再処理施設内の壁，床，扉，堰，床段差等の設置状況を考慮した化学薬品の漏えい評価の結果を踏まえ設置する化学薬品防護設備により，化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 2. 設計の基本方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・化学薬品防護設備は，防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁，貫通部止水処置，薬品防護板，緊急遮断弁，機器収納ボックス，二重管及び漏えい検知器で構成し，以下の設計とすることにより，化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわない設計とする。 【2. 設計の基本方針】 ・化学薬品防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生により，化学薬品防護対象設備が要求される機能を損なわない設計とするため，化学薬品防護に必要な設備を設置する。 ・化学薬品防護に必要な設備は，化学薬品防護区画，化学薬品の漏えい源，漏えい量及び化学薬品の漏えい経路，漏えいした化学薬品による水圧及び腐食又は劣化に起因する化学薬品の損傷並びに基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。 ※「Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す重大事故等対処設備に対する設計方針に基づく溢水評価についても説明する。
38	(1) 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して，流入を防止する設計とする。 また，化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，化学薬品防護対象設備が浸液しないよう設置する設計とする。 流入防止対策として設置する壁（貫通部止水処置を含む。），防水扉，水密扉，堰及び床ドレン逆止弁並びに化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した化学薬品の漏えいによる液位，水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求 機能要求②	－	○	施設共通　基本設計方針 （防水扉，水密扉，床ドレン逆止弁及び壁（貫通部止水処置を含む。）） 【機能要求②】 化学薬品防護設備（堰）	施設共通　基本設計方針 （防水扉，水密扉，床ドレン逆止弁及び壁（貫通部止水処置を含む。）） 【機能要求②】 化学薬品防護設備（堰）	－	－	主要材料 主要寸法 取付箇所（区画番号）	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.1　化学薬品の伝播を防止する設備 4. 機能設計 4.1　化学薬品の伝播を防止する設備 Ⅵ－１－１－７－６－１　化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算の方針 1. 概要 2. 強度評価の基本方針 3. 構造強度設計 4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 5. 強度評価方法 Ⅵ－１－１－７－６－２　化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度計算書 1. 概要 2. 基本方針 3. 強度評価方法 4. 評価条件 5. 強度評価結果	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置は，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえて流入防止対策を図ることにより化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して，流入を防止する設計とする。 ・また，化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，化学薬品防護対象設備が浸液しないよう設置する設計とする。 ・流入防止対策として設置する防水扉，水密扉，堰，床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置並びに化学薬品防護対象設備周囲に設置する堰は，発生した化学薬品の漏えいによる液位，水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに，基準地震動Ｓｓによる地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 強度評価の基本方針】 ・化学薬品の漏えい防護上で期待する性能目標を達成するための化学薬品防護設備の構造健全性に対する強度評価の基本方針について説明する。 【3. 構造強度設計】 ・化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能を維持できる構造強度の設計方針の設定について説明する。 【4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組み合わせ並びに許容限界について説明する。 【5. 強度評価方法】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【1. 概要】 ・本資料の説明概要 【2. 基本方針】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の位置，構造について説明する。 【3. 強度評価方法】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価方法について説明する。 【4. 評価条件】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価条件について説明する。 【5. 強度評価結果】 ・化学薬品の漏えいへの配慮が必要な施設の強度評価結果について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回 説明対象	第１回 申請対象設備（２項変更①）	第１回 仕様表	第１回 添付書類
39	(2) 薬品防護板は，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とするとともに，機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (薬品防護板)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(化学薬品防護設備) 評価(耐震計算)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.1 化学薬品の伝播を防止する設備 4. 機能設計 4.1 化学薬品の伝播を防止する設備	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・薬品防護板は，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 ・化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とするとともに，機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1 化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.1 化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。	－	－	－	－
40	(3) 化学薬品防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (遮断弁)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(化学薬品防護設備) 評価(耐震計算)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 ・緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。 ・機器収納ボックス，二重管等は，破損を想定する配管に設置することにより，化学薬品が区画内に漏えいすることを防止し，化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 ・漏えい検知器は，化学薬品の漏えいの発生を検知し，隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。	－	－	－	－
41	(4) 機器収納ボックス，二重管等は，破損を想定する配管に設置することにより，化学薬品が区画内に漏えいすることを防止し，化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (機器収納ボックス，二重管)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(化学薬品防護設備)	Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備 4. 機能設計 4.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備	【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。	－	－	－	－
42	(5) 漏えい検知器は，化学薬品の漏えいの発生を検知し，隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器)	基本方針(防護設備の設計) 設計方針(化学薬品防護設備)			－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	添付書類における記載	第２回 説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	(2) 薬品防護板は，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とするとともに，機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。	設置要求	－	○	施設共通　基本設計方針 (薬品防護板)	施設共通　基本設計方針 (薬品防護板)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.1　化学薬品の伝播を防止する設備 4. 機能設計 4.1　化学薬品の伝播を防止する設備	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・薬品防護板は，化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわないよう設置する設計とする。 ・化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板は，主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とするとともに，機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.1　化学薬品の伝播を防止する設備】 ・化学薬品の伝播を防止する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
40	(3) 化学薬品防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。	設置要求	－	○	施設共通　基本設計方針 (遮断弁)	施設共通　基本設計方針 (遮断弁)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備 4. 機能設計 4.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品防護建屋内又は建屋間(建屋外の洞道含む。)に設置する緊急遮断弁は，他建屋から流入する系統を隔離できる設計とし，化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 ・緊急遮断弁は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して耐震性を有する設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
41	(4) 機器収納ボックス，二重管等は，破損を想定する配管に設置することにより，化学薬品が区画内に漏えいすることを防止し，化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。	設置要求	－	○	施設共通　基本設計方針 (機器収納ボックス，二重管)	施設共通　基本設計方針 (機器収納ボックス，二重管)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備 4. 機能設計 4.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・機器収納ボックス，二重管等は，破損を想定する配管に設置することにより，化学薬品が区画内に漏えいすることを防止し，化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。
42	(5) 漏えい検知器は，化学薬品の漏えいの発生を検知し，隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。	設置要求	－	○	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器)	施設共通　基本設計方針 (漏えい検知器)	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 3. 要求機能及び性能目標 3.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備 4. 機能設計 4.2 化学薬品の漏えい量を低減する設備	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・漏えい検知器は，化学薬品の漏えいの発生を検知し，隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。 【3. 要求機能及び性能目標】 ・各化学薬品防護設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標 【3.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備に対する化学薬品の漏えい防護上で期待する要求機能及び性能目標を説明する。 【4. 機能設計】 ・各化学薬品防護設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計 【4.2　化学薬品の漏えい量を低減する設備】 ・化学薬品の漏えい量を低減する設備の化学薬品の漏えい影響に対して要求される機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回			
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類
43	化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護設備の保守点検，補修)	基本方針(防護設備の設計)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針 (化学薬品防護設備の保守点検，補修)	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針
44	なお，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない溢水防護設備については，化学薬品防護設備として兼用する。	設置要求	化学薬品防護設備	基本方針(防護設備の設計)	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 1. 概要 2. 設計の基本方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない溢水防護設備については，化学薬品防護設備として兼用する。 【1.　概要】 ・本資料の説明概要 【2. 設計の基本方針】 ・化学薬品防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生により，化学薬品防護対象設備が要求される機能を損なわない設計とするため，化学薬品防護に必要な設備を設置する。 ・化学薬品防護に必要な設備は，化学薬品防護区画，化学薬品の漏えい源，漏えい量及び化学薬品の漏えい経路，漏えいした化学薬品による水圧及び腐食又は劣化に起因する化学薬品の損傷並びに基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第１３条 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回								
			添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品防護設備については，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない設計にするとともに，保守点検等の運用を適切に実施することを保安規定に定めて，管理する。	第１回申請と同一							
44	なお，化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない溢水防護設備については，化学薬品防護設備として兼用する。	設置要求	－	○	－	化学薬品防護設備	－	－	－	Ⅵ－１－１－７－１　化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針 2.6 化学薬品防護設備の設計方針 Ⅵ－１－１－７－５　化学薬品防護設備の詳細設計 2. 設計の基本方針	【2.6 化学薬品防護設備の設計方針】 ・「化学薬品防護設備の構造強度設計」に関する基本方針 ・化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない溢水防護設備については，化学薬品防護設備として兼用する。 【2. 設計の基本方針】 ・化学薬品防護設備の設計の基本方針 ・再処理施設内における化学薬品の漏えいの発生により，化学薬品防護対象設備が要求される機能を損なわない設計とするため，化学薬品防護に必要な設備を設置する。 ・化学薬品防護に必要な設備は，化学薬品防護区画，化学薬品の漏えい源，漏えい量及び化学薬品の漏えい経路，漏えいした化学薬品による水圧及び腐食又は劣化に起因する化学薬品の損傷並びに基準地震動Ｓｓによる地震力に対して，その機能を維持又は保持できる設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第14条：安全避難通路等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 10.その他 10.2　安全避難通路等 　再処理施設には，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し，安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常灯	設計方針（安全避難通路） 設計方針（照明設備）	Ⅳ-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 4.安全避難通路を明示した図面 Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	Ⅳ-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 4.安全避難通路を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。
2	設計基準事故が発生した場合において，昼夜及び場所を問わず，再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう，避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—
3	設計基準事故に対処するために，監視，操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，作業用照明として運転保安灯，直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針（照明設備）			—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—
4	運転保安灯は非常用母線，直流非常灯は非常用蓄電池に接続し，非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに，蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し，内蔵蓄電池を備える設計とする。 　中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明，中央制御室の蓄電池内蔵型照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間，点灯可能な設計とする。	機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針（照明設備）			—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—
5	現場作業の緊急性との関連において，仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には，可搬型照明を活用する。また，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針（照明設備）			—	—	—	—	—	△	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—
6	なお，これらの設計においては，設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針（照明設備）			—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—
7	第2章　個別項目 7.その他再処理の附属施設 7.1　電気設備 7.1.3　照明設備 　照明設備は，照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常灯	設計方針（照明設備）	Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	また，設計基準事故に対処するために，監視，操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，作業用照明として運転保安灯，直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針（照明設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 10.その他 10.2　安全避難通路等 　再処理施設には，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し，安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常灯	—	Ⅳ-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 4.安全避難通路を明示した図面 Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	○	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常灯	施設共通　基本設計方針 誘導灯 非常灯	—	—	—	Ⅳ-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 4.安全避難通路を明示した図面 Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【安全避難通路を明示した図面】 ・添付図面にて，安全避難通路を明示した図面を示す。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
2	設計基準事故が発生した場合において，昼夜及び場所を問わず，再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう，避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
3	設計基準事故に対処するために，監視，操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，作業用照明として運転保安灯，直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		
4	運転保安灯は非常用母線，直流非常灯は非常用蓄電池に接続し，非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに，蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し，内蔵蓄電池を備える設計とする。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明，中央制御室の蓄電池内蔵型照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間，点灯可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		
5	現場作業の緊急性との関連において，仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には，可搬型照明を活用する。また，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—		
6	なお，これらの設計においては，設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		
7	第2章　個別項目 7.その他再処理の附属施設 7.1　電気設備 7.1.3　照明設備 　照明設備は，照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	誘導灯 非常灯	—	Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	○	誘導灯 非常灯	誘導灯 非常灯	—	—	—	Ⅳ-1-1-11 照明設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1避難用照明 　2.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3.施設の詳細設計方針 　3.1避難用照明 　3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.照明設備の取付箇所を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は，ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・「Ⅳ-1-1-10　安全避難通路に関する説明書」にて示した安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【照明設備の取付箇所を明示した図面】 ・添付図面にて，照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
8	また，設計基準事故に対処するために，監視，操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，作業用照明として運転保安灯，直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第15条：安全上重要な施設

第16条：安全機能を有する施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 9.　設備に対する要求 9.1　安全機能を有する施設 9.1.1　安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	定義	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.1 概要 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【1.安全機能を有する施設】 【1.1概要】 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【1.2基本方針】 安全機能を有する施設の設計の基本方針について記載する。 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の定義について説明する。 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が確保されたものとする。 【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の分類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.1 概要 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【1.安全機能を有する施設】 【1.1概要】 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書の概要について記載する。 【1.2基本方針】 安全機能を有する施設の設計の基本方針について記載する。 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の定義について説明する。 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が確保されたものとする。 【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設の分類を示す。 ・安全上重要な施設の選定の具体化に当たっての主要な考え方を示す。	第１Ｇｒ申請と同一					
2	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	定義	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					
3	安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が確保されたものとする	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能が確保されたものとする	第１Ｇｒ申請と同一					
4	安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止及び既設の設計を維持する観点から，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とする。	機能要求①	基本方針 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設	基本方針（安全上重要な施設と同等の信頼性の維持）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止及び既設の設計を維持する観点から，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とする。 【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とした設備の施設区分，名称等を示す。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計 別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止及び既設の設計を維持する観点から，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とする。	－	－	－	－	－	－
5	安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時においては，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時においては，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1.安全機能を有する施設】 【1.2基本方針】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時においては，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
6	再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。 a．濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・再処理施設の安全設計の前提条件となる再処理する使用済燃料の仕様を示す。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計	【1．安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.1 安全機能を有する施設の基本的な設計】 ・再処理施設の安全設計の前提条件となる再処理する使用済燃料の仕様を示す。	第１Ｇｒ申請と同一					
7	b．冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの期間：4年以上 ただし，燃料貯蔵プールの容量3,000t･U_{Pr}のうち，冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t･U_{Pr}未満，それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：15年以上	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					
8	c．燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度　：　55,000MWd/t･U_{Pr} １日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度：45,000MWd/t･U_{Pr}以下 ここでいうt･U_{Pr}は，照射前金属ウラン重量換算である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					
9	ただし，再処理施設の安全設計は，新規制基準施行以前の事業変更許可申請書に示される設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上	冒頭宣言	基本方針	基本方針			○	基本方針	－			第１Ｇｒ申請と同一					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十五条 安全上重要な施設，第十六条 安全機能を有する施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.1 安全機能を有する施設 9.1.1 安全機能を有する施設に対する設計方針 (1) 安全機能を有する施設の基本的な設計 再処理施設のうち，重大事故等対処施設を除いたものを設計基準対象の施設とし，安全機能を有する構築物，系統及び機器を安全機能を有する施設とする。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
2	また，安全機能を有する施設のうち，その機能喪失により，公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため，放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する敷地外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物，系統及び機器から構成される施設を，安全上重要な施設とする。	定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
3	安全機能を有する施設は，その安全機能の重要度に応じて，その機能を確保する設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
4	安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止及び既設の設計を維持する観点から，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とする。	機能要求①	○	－	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設	－	別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とした設備の施設区分，名称等を示す。 ※次回は記載を拡充する。	○	－	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設	－	－	－	別紙　安全上重要な施設に関する説明書	【別紙　安全上重要な施設に関する説明書】 ・安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する設計とした設備の施設区分，名称等を示す。
5	安全機能を有する施設は，運転時の異常な過渡変化時においては，温度，圧力，流量その他の再処理施設の状態を示す事項を安全設計上許容される範囲内に維持できる設計とする。また，設計基準事故時においては，敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
6	再処理施設において再処理を行う使用済燃料は，発電用の軽水減速，軽水冷却，沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)及び軽水減速，軽水冷却，加圧水型原子炉(以下「PWR」という。)の使用済ウラン燃料集合体であって，以下の仕様を満たすものである。 a. 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
7	b. 冷却期間 使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時から再処理施設に受け入れるまでの期間：4年以上 ただし，燃料貯蔵プールの容量3,000t・U_{Pr}のうち，冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600t・U_{Pr}未満，それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。 使用済燃料集合体最終取出し前の原子炉停止時からせん断処理するまでの冷却期間：15年以上	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
8	c. 燃焼度 使用済燃料集合体最高燃焼度 ： 55,000MWd/t・U_{Pr} １日当たり処理する使用済燃料の平均燃焼度：45,000MWd/t・U_{Pr}以下 ここでいうt・U_{Pr}は，照射前金属ウラン重量換算である。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
9	ただし，再処理施設の安全設計は，新規制基準施行以前の事業変更許可申請書に示される設計条件を維持することとし，使用済燃料の仕様のうち冷却期間を以下の条件とする。 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間：1年以上 せん断処理するまでの冷却期間：4年以上	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	(2) 環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，線量，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件】 ・安全上重要な施設の設計条件については，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，各種の環境条件を考慮し，十分安全側の条件を与えることにより，期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保することなどにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。 ・各種環境条件の詳細について説明する。	○	基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2 環境条件】 ・安全上重要な施設の設計条件については，材料疲労，劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう，各種の環境条件を考慮し，十分安全側の条件を与えることにより，期待されている安全機能を発揮できる設計とする。 ・安全機能を有する施設は，環境条件に対して機能を維持すること若しくは環境条件による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保することなどにより，その安全機能を発揮することができる設計とする。 ・各種環境条件の詳細について説明する。	第１Ｇｒ申請と同一					
11	a. 環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2環境条件】 ・環境圧力，環境温度の詳細について説明する。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・環境圧力，環境温度の詳細について説明する。	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2 環境条件】 ・第１Grの記載を拡充する。
12	b. 電磁波による影響 電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
13	c. 周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2環境条件】 ・安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，再処理施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
14	(3) 操作性の考慮 安全機能を有する施設の設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても放射線業務従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽及び換気設備の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮】 安全機能を有する施設の 設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても放射線業務従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽及び換気設備の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。	○	安全機能を有する施設	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3 操作性の考慮】 安全機能を有する施設の 設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても放射線業務従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽及び換気設備の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
15	安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置等を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮】 安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置等を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3 操作性の考慮】 安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置等を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
16	また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	安全機能を有する施設	基本方針（操作性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮】 また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	○	安全機能を有する施設	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3 操作性の考慮】 また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	(2) 環境条件の考慮 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力，温度，湿度，線量，荷重，屋外の天候による影響（凍結及び降水），電磁的障害及び周辺機器等からの悪影響の全ての環境条件において，その安全機能を発揮することができる設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
11	a. 環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における環境圧力，環境温度及び湿度による影響，放射線による影響，屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても，安全機能を発揮できる設計とする。	機能要求①	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2 環境条件】 ・第１Gr及び第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）の記載を拡充する。	○	基本方針	基本方針	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.2 環境条件	【1.安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.2 環境条件】 ・第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）及び第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）の記載を拡充する。
12	b. 電磁波による影響 電磁的障害に対しては，安全機能を有する施設は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
13	c. 周辺機器等からの悪影響 安全機能を有する施設は，地震，火災，溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により，安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
14	(3) 操作性の考慮 安全機能を有する施設の設置場所は，運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても放射線業務従事者による操作及び復旧作業に支障がないように，遮蔽及び換気設備の設置や線源からの離隔により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で，設置場所から操作可能，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能，又は中央制御室若しくは使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から操作可能な設計とする。	設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
15	安全機能を有する施設は，運転員による誤操作を防止するため，機器，配管，弁及び盤に対して系統による色分け，銘板取り付け，機器の状態及び操作禁止を示すタグの取付け，操作器具の色，形状の視覚的要素による識別並びに警報の重要度ごとの色分けによる識別管理を行い，人間工学上の諸因子，操作性及び保守点検を考慮した盤の配置並びに誤操作防止カバーの設置等を行うとともに，計器表示，警報表示により再処理施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
16	また，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後，ある時間までは，運転員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。	機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1.　安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮】 安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.3 操作性の考慮	【1.　安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.3 操作性の考慮】 安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
18	(4) 規格及び基準に基づく設計 安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準等に準拠するか，又は規格及び基準で一般的でないものを，適用の根拠，国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにしたうえで適用する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（規格・基準）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.4 規格及び基準に基づく設計	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.4 規格及び基準に基づく設計】 安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準等に準拠する。	○	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針 1.3.4 規格及び基準に基づく設計	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針　1.3.4 規格及び基準に基づく設計】 安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準等に準拠する。	第１Ｇｒ申請と同一					
19	(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する設備及び機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針】 ・安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 ・安全機能を有する施設を構成する設備及び機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて管理する。	○	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針	【1. 安全機能を有する施設】 【1.3 安全機能を有する施設に対する設計方針】 ・安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 ・安全機能を有する施設を構成する設備及び機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて管理する。	第１Ｇｒ申請と同一					
20	9.1.2　多重性又は多様性 安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	冒頭宣言 機能要求①	基本方針 安全上重要な施設	基本方針（多重性又は多様性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.4 多重性又は多様性等	【1. 安全機能を有する施設】 【1.4 多重性又は多様性等】 安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	○	基本方針 安全上重要な施設	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.4 多重性又は多様性等	【1. 安全機能を有する施設】 【1.4 多重性又は多様性等】 安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	第１Ｇｒ申請と同一					
21	9.1.3　検査・試験等 安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 また，安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。	冒頭宣言 設置要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	基本方針（検査・試験等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.5 検査・試験等	【1. 安全機能を有する施設】 【1.5 検査・試験等 】 ・安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・また，安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・安全機能を有する施設は，保守及び修理として，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用含む。）取替え，修理等ができる設計とする。 ・機器区分毎に試験・検査が実施可能な設計を示す。	○	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 安全機能を有する施設 1.5 検査・試験等	【1. 安全機能を有する施設】 【1.5 検査・試験等 】 ・安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・また，安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 ・安全機能を有する施設は，保守及び修理として，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用含む。）取替え，修理等ができる設計とする。 ・機器区分毎に試験・検査が実施可能な設計を示す。	第１Ｇｒ申請と同一					
		運用要求 機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（検査・試験等）	IV-1-1 耐震設計の基本方針 11.　設計上の考慮事項	【11.　設計上の考慮事項】 　再処理施設において，主にプルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器，高レベル放射性液体廃棄物及び固体廃棄物を内蔵する系統及び機器等は，耐震重要度分類Ｓクラスに分類されており，これら設備の周囲は高線量環境となることからセル等に設置する設計としている。 　高線量環境であるセル等は保守・点検が困難であるため，事業者管理としてＳクラス以外の下位クラス設備に対して，弾性設計用地震動Ｓｄにより構造強度を確保する設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	IV-1-1 耐震設計の基本方針 11.　設計上の考慮事項	【11. 設計上の考慮事項】 　再処理施設において，主にプルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器，高レベル放射性液体廃棄物及び固体廃棄物を内蔵する系統及び機器等は，耐震重要度分類Ｓクラスに分類されており，これら設備の周囲は高線量環境となることからセル等に設置する設計としている。 　高線量環境であるセル等は保守・点検が困難であるため，事業者管理としてＳクラス以外の下位クラス設備に対して，弾性設計用地震動Ｓｄにより構造強度を確保する設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	安全上重要な施設は，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した状況下（説及した状態等）であっても，容易に操作ができるよう，中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御盤や現場の機器，配管，弁及び盤に対して，誤操作を防止するための措置を講じ，また，簡単な手順によって必要な操作が行える等の運転員に与える負荷を少なくすることができる設計とする。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
18	(4) 規格及び基準に基づく設計 安全機能を有する施設の設計，材料の選定，製作及び検査に当たっては，原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。また，これらに規定がない場合においては，必要に応じて，十分実績があり，信頼性の高い国外の規格，基準等に準拠するか，又は規格及び基準で一般的でないものを，適用の根拠，国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにしたうえで適用する。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
19	(1)～(4)に基づき設計する安全機能を有する施設の維持管理に当たっては，保安規定に基づき，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。 なお，安全機能を有する施設を構成する設備及び機器を構成する部品のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行うことを保安規定に定めて管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
20	9.1.2 多重性又は多様性 安全機能を有する施設のうち，安全上重要な系統及び機器については，それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても，所定の安全機能を果たし得るように多重性又は多様性を有する設計とする。 ただし，単一故障を仮定しても，安全上支障のない期間内に運転員等による原因の除去又は修理が期待できる場合は，多重化又は多様化の配慮をしなくてもよいものとする。	冒頭宣言 機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
21	9.1.3 検査・試験等 安全機能を有する施設は，その健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。 また，安全機能を有する施設は，その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる構造とし，そのために必要な配置，空間及びアクセス性を備えた設計とする。	冒頭宣言 設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
		運用要求 機能要求①	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止をし，多重化による高い信頼性を確保して設置され運用している経緯を踏まえ，定期的な試験及び検査並びに点検及び保守により，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する。 また，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（安全上重要な施設と同等の信頼性の維持管理）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5 検査・試験等	【1.安全機能を有する施設】 【1.5 検査・試験等 】 安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止をし，多重化による高い信頼性を確保して設置され運用している経緯を踏まえ，定期的な試験及び検査並びに点検及び保守により，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する。 また，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針（安全上重要な施設と同等の信頼性の維持管理）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.5 検査・試験等	【1.安全機能を有する施設】 【1.5 検査・試験等 】 安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止をし，多重化による高い信頼性を確保して設置され運用している経緯を踏まえ，定期的な試験及び検査並びに点検及び保守により，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する。 また，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持することを保安規定に定めて，管理する。	第１Ｇｒ申請と同一					
23	9.1.4　内部発生飛散物に対する考慮 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって，その安全機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物とは，ガス爆発，重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。	冒頭宣言 定義	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（以下，「内部発生飛散物」という。）によって，その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物（内部発生飛散物）によって，その安全機能を損なわない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.1　概要	【1.　安全機能を有する施設　1.1　概要】 ・再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.1　概要	【1.　安全機能を有する施設　1.1　概要】 ・再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書の概要について記載する。	－	－	－	－	－	－
24	なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.2 基本方針	【1.　安全機能を有する施設　1.2 基本方針】 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.2 基本方針	【1.　安全機能を有する施設　1.2 基本方針】 なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	－	－	－	－	－	－
25	安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は，内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
					Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.2.1 内部発生飛散物防護対象設備の選定	【1.安全機能を有する施設】 【1.　安全機能を有する施設　1.2 基本方針 1.2.1 内部発生飛散物防護対象設備の選定】 安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1.　安全機能を有する施設 1.2 基本方針 1.2.1 内部発生飛散物防護対象設備の選定	【1.安全機能を有する施設】 【1.　安全機能を有する施設　1.2 基本方針　1.2.1 内部発生飛散物防護対象設備の選定】 安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設とした施設については，安全上重要な施設への波及的影響防止をし，多重化による高い信頼性を確保して設置され運用している経緯を踏まえ，定期的な試験及び検査並びに点検及び保守により，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する。また，安全上重要な施設と同等の信頼性を維持することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
23	9.1.4　内部発生飛散物に対する考慮 安全機能を有する施設は，再処理施設内におけるポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって，その安全機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物とは，ガス爆発，重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。	冒頭宣言 定義	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
24	なお，二次的飛散物，火災，化学反応，電気的損傷，配管の損傷，機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
25	安全機能を有する施設のうち，内部発生飛散物から防護する施設としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な構築物，系統及び機器を対象とする。安全上重要な構築物，系統及び機器は，内部発生飛散物の発生を防止することにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							
			第１Ｇｒ申請と同一						第１Ｇｒ申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 上記に含まれない安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 上記に含まれない安全機能を有する施設については，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
27	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第１Ｇｒ申請と同一					
28	内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	○	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.6　内部発生飛散物に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.6　内部発生飛散物に対する考慮】 内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					
		機能要求①	安全圧縮空気系，安全冷却水系，プール水浄化系　等	基本方針（内部発生飛散物）	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 評価 （1）重量物の落下による飛散物 （2）回転機器の損壊による飛散物 1.3.1 重量物の落下による飛散物 1.3.2 回転機器の損壊による飛散物	【1．安全機能を有する施設　1.3 評価】 ・再処理施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.1 重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.2 回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	9.1.5　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設，六ケ所保障措置分析所又はバイオアッセイ設備と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（共用）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.7 共用に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.7 共用に対する考慮】 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設，六ケ所保障措置分析所若しくはバイオアッセイ設備と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	○	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.安全機能を有する施設 1.7 共用に対する考慮	【1.安全機能を有する施設】 【1.7 共用に対する考慮】 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設，六ケ所保障措置分析所若しくはバイオアッセイ設備と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	第１Ｇｒ申請と同一					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）							第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載		説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	上記に含まれない安全機能を有する施設は，内部発生飛散物に対して機能を維持すること若しくは内部発生飛散物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一							第１Ｇｒ申請と同一							
27	また，上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障がない期間での修理を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第１Ｇｒ申請と同一							第１Ｇｒ申請と同一							
28	内部発生飛散物の発生要因として，重量物の落下による飛散物，回転機器の損壊による飛散物を考慮し，発生要因に対してつりワイヤ等を二重化，逸走を防止するための機構の設置，誘導電動機又は調速器を設けることにより過回転とならない設計とする等により飛散物の発生を防止できる設計とする。	設置要求	第１Ｇｒ申請と同一							第１Ｇｒ申請と同一							
		機能要求①	○	－	安全圧縮空気系，安全冷却水系　等	－	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 評価 （1）重量物の落下による飛散物 （2）回転機器の損壊による飛散物 1.3.1 重量物の落下による飛散物 1.3.2 回転機器の損壊による飛散物	【1．安全機能を有する施設　1.3 評価】 ・再処理施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.1 重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.2 回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。	○	プール水浄化系，安全冷却水系　等	精製建屋換気設備，安全冷却水系　等	－	－	－	Ⅵ-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書 1．安全機能を有する施設 1.3 評価 （1）重量物の落下による飛散物 （2）回転機器の損壊による飛散物 1.3.1 重量物の落下による飛散物 1.3.2 回転機器の損壊による飛散物	【1．安全機能を有する施設　1.3 評価】 ・再処理施設における内部発生飛散物の発生要因の選定について記載する。 （1）重量物の落下による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される重量物を搬送する設備を示す。 （2）回転機器の損壊による飛散物 ・内部発生飛散物防護対象設備と同室に設置される回転機器を示す。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.1 重量物の落下による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、重量物の落下により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。 【1．安全機能を有する施設　1.3 評価　1.3.2 回転機器の損壊による飛散物】 ・内部発生飛散物の発生要因のうち、回転機器の損壊により発生する飛散物に対する発生防止設計について記載する。
29	9.1.5　共用に対する考慮 安全機能を有する施設のうち，廃棄物管理施設，MOX燃料加工施設，六ケ所保障措置分析所又はバイオアッセイ設備と共用するものは，共用によって再処理施設の安全性を損なうことのない設計とする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一							第１Ｇｒ申請と同一							

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第２章　個別項目 2. 再処理設備本体 2.1 せん断処理施設 せん断処理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-2	せん断処理施設は，燃料供給設備2系列及びせん断処理設備2系列で構成し，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	燃料供給設備 （許可文中，第4.2-1表，第4.2-1図） せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図） 前処理建屋（前処理建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/ハル・エンドピース貯蔵建屋間洞道，前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-3	前処理建屋は，地上5階，地下4階の建物とする設計とする。	設置要求	前処理建屋（前処理建屋/使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/ハル・エンドピース貯蔵建屋間洞道，前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-4	燃料供給設備は，使用済燃料集合体を使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備から受け入れて，せん断処理設備へ供給する設計とする。	設置要求	燃料供給設備 （許可文中，第4.2-1表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-5	せん断処理設備は，使用済燃料集合体をせん断処理し，溶解施設の溶解設備に移送する設計とする。	設置要求	せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-6	2.1.1　燃料供給設備 燃料供給設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は4.2t・U_{Pu}/d/系列，ＰＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は5.25t・U_{Pu}/d/系列である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-7	使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機で燃料供給セルの直下へ搬送した使用済燃料集合体を，燃料横転クレーンで1体ずつバスケット搬送機のバスケットから取り出し横転させ，水平にし，せん断機へ供給する。このとき，使用済燃料集合体番号を確認し，光学的読み取り装置による読み取りを行う設計とする。	設置要求	燃料供給設備 （許可文中，第4.2-1表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-8	燃料横転クレーンは，使用済燃料集合体を1体ずつしかつり上げられない構造とし，せん断機へ2体以上同時に供給しない設計とする。	設置要求	燃料供給設備 （許可文中，第4.2-1表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-9	2.1.2　せん断処理設備 せん断処理設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は，1系列当たり4.2t・U_{Pu}/d/，ＰＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合，１系列当たり5.25t・U_{Pu}/d/である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-10	せん断処理設備は，燃料供給設備の燃料横転クレーンでせん断機の燃料供給部（以下「マガジン」という。）に供給した使用済燃料集合体を燃料送り出し装置で断続的にせん断機のせん断部に送り出し，せん断刃によりせん断する設計とする。	設置要求	せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-11	せん断した燃料集合体端末片（以下「エンドピース」という。）は，ホッパを経て，エンドピース専用の移送管（以下「エンドピースシュート」という。）を用いて重力により，溶解施設のエンドピース微洗浄槽へ送り，また，燃料せん断片は，ホッパを経て，燃料せん断片専用の移送管（以下「燃料せん断片シュート」という。）を用いて重力により，溶解施設の溶解槽へ送る設計とする。	設置要求	せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-12	また，せん断中にはせん断機の燃料供給口が閉じて新たな使用済燃料集合体が供給できない構造となる設計とする。	設置要求	せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-13	なお，せん断機のせん断刃ホルダは，燃料せん断片の長さが，約5cm以下に制限される構造となる設計とする。	設置要求	せん断処理設備 （許可文中，第4.2-2表，第4.2-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1-1	第２章　個別項目 2．再処理設備本体 2.1 せん断処理施設 せん断処理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章共通項目の「1．核燃料物質の臨界防止」，「2．地盤」，「3．自然現象等」，「4．閉じ込めの機能」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8．遮蔽」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-2	せん断処理施設は，燃料供給設備2系列及びせん断処理設備2系列で構成し，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-3	前処理建屋は，地上5階，地下4階の建物とする設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-4	燃料供給設備は，使用済燃料集合体を使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備から受け入れて，せん断処理設備へ供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-5	せん断処理設備は，使用済燃料集合体をせん断処理し，溶解施設の溶解設備に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-6	2.1.1　燃料供給設備 燃料供給設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は4.2t・U_{Pu}/d/系列，ＰＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は5.25t・U_{Pu}/d/系列である。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-7	使用済燃料の貯蔵施設のバスケット搬送機で燃料供給セルの直下へ搬送した使用済燃料集合体を，燃料横転クレーンで1体ずつバスケット搬送機のバスケットから取り出し横転させ，水平にし，せん断機へ供給する。このとき，使用済燃料集合体番号を確認し，光学的読み取り装置による読み取りを行う設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-8	燃料横転クレーンは，使用済燃料集合体を1体ずつしかつり上げられない構造とし，せん断機へ2体以上同時に供給しない設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-9	2.1.2　せん断処理設備 せん断処理設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合は，1系列当たり4.2t・U_{Pu}/d/，ＰＷＲ使用済燃料集合体を処理する場合，１系列当たり5.25t・U_{Pu}/d/である。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-10	せん断処理設備は，燃料供給設備の燃料横転クレーンでせん断機の燃料供給部（以下「マガジン」という。）に供給した使用済燃料集合体を燃料送り出し装置で断続的にせん断機のせん断部に送り出し，せん断刃によりせん断する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-11	せん断した燃料集合体端末片（以下「エンドピース」という。）は，ホッパを経て，エンドピース専用の移送管（以下「エンドピースシュート」という。）を用いて重力により，溶解施設のエンドピース酸洗浄槽へ送り，また，燃料せん断片は，ホッパを経て，燃料せん断片専用の移送管（以下「燃料せん断片シュート」という。）を用いて重力により，溶解施設の溶解槽へ送る設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-12	また，せん断中にはせん断機の燃料供給口が閉じて新たな使用済燃料集合体が供給できない構造となる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
1-13	なお，せん断機のせん断刃ホルダは，燃料せん断片の長さが，約5cm以下に制限される構造となる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.1 せん断処理施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.1 せん断処理施設】 せん断処理施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-1	2.2 溶解施設 2.2.1　設計基準対象の施設 溶解施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-2	溶解施設は，溶解設備2系列，清澄・計量設備2系列（計量・調整槽以降は1系列）で構成し，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-3	溶解設備は，せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-4	清澄・計量設備は，溶解液から不溶解残渣を除去した後，溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し，必要であれば調整した後，分離施設の分離設備に移送する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-5	なお，万一溶解設備の溶解槽で臨界になった場合に対処するために，可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-6	2.2.1.1　溶解設備 溶解設備の最大溶解能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体については，1系列当たり4.2t・U_{Pr}/d，ＰＷＲ使用済燃料集合体については，1系列当たり5.25t・U_{Pr}/dである。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-7	溶解設備は，せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽に受け入れ，高温の硝酸で燃料部分を溶解する設計とする。また，必要に応じて，可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて溶解する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-8	溶解槽からの溶解液については，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽において溶解液中に残留するよう素を追い出し，中間ポットにおいて溶解液を冷却した後，重力流により清澄・計量設備へ移送する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-9	溶解後残った燃料被覆管せん断片（以下「ハル」という。）は，ハル洗浄槽において洗浄する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-10	せん断処理施設のせん断機でせん断したエンドピースは，エンドピース酸洗浄槽及びエンドピース水洗浄槽において洗浄した後，ハルとともにドラム詰めし，専用の運搬容器に収納して低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-11	溶解槽及びよう素追出し槽からの廃ガスについては，せん断処理施設のせん断機からの廃ガスとともに気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-12	溶解設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，溶解設備を洗浄する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-13	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムを用い，溶解槽，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽を洗浄する設計とする。	設置要求	溶解設備 （許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-1	2.2 溶解施設 2.2.1　設計基準対象の施設 溶解施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1．核燃料物質の臨界防止」，「3．自然現象等」，「4．閉じ込めの機能」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-2	溶解施設は，溶解設備2系列，清澄・計量設備2系列（計量・調整槽以降は1系列）で構成し，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-3	溶解設備は，せん断処理施設のせん断処理設備から受け入れた燃料せん断片を硝酸で溶解する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-4	清澄・計量設備は，溶解液から不溶解残渣を除去した後，溶解液中のウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認し，必要であれば調整した後，分離施設の分離設備に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-5	なお，万一溶解設備の溶解槽で臨界になった場合に対処するために，可溶性中性子吸収材を溶解槽に供給する可溶性中性子吸収材緊急供給系を設ける設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-6	2.2.1.1　溶解設備 溶解設備の最大溶解能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体については，1系列当たり4.2t・U_{Pr}/d，ＰＷＲ使用済燃料集合体については，1系列当たり5.25t・U_{Pr}/dである。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-7	溶解設備は，せん断処理施設のせん断機でせん断した燃料せん断片を溶解槽に受け入れ，高温の硝酸で燃料部分を溶解する設計とする。また，必要に応じて，可溶性中性子吸収材を加えた硝酸を用いて溶解する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-8	溶解槽からの溶解液については，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽において溶解液中に残留するよう素を追い出し，中間ポットにおいて溶解液を冷却した後，重力流により清澄・計量設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-9	溶解後残った燃料被覆管せん断片（以下「ハル」という。）は，ハル洗浄槽において洗浄する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-10	せん断処理施設のせん断機でせん断したエンドピースは，エンドピース酸洗浄槽及びエンドピース水洗浄槽において洗浄した後，ハルとともにドラム詰めし，専用の運搬容器に収納して低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピース貯蔵系へ搬送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-11	溶解槽及びよう素追出し槽からの廃ガスについては，せん断処理施設のせん断機からの廃ガスとともに気体廃棄物の廃棄施設のせん断処理・溶解廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-12	溶解設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，溶解設備を洗浄する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-13	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムを用い，溶解槽，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽を洗浄する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-14	溶解槽は，容器本体及び内部に12個のバケットを有する車輪状のホイールで構成し，ホイールが回転する構造の設計とする。せん断処理施設から燃料せん断片シュートを経てバケット内へ装荷した燃料せん断片は，ホイールが回転し一定時間以上高温の硝酸中に浸すことにより，燃料部分が溶解しハルのみが残る設計とする。また，燃料の溶解中に溶解液からよう素を追い出す設計とする。溶解液については溶解槽から連続的によう素追出し槽へ移送する設計とする。バケットに残ったハルは，ホイールが回転してバケットがハル排出位置に達すると，ハル排出口からハル洗浄槽へ排出する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-15	第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽は，溶解液の加熱を行うことにより，溶解液中のよう素を追い出す設計とする。なお，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽はNOx，空気の供給ができる設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-16	ハル洗浄槽は，内壁にら旋状の傾斜路を有し，垂直軸を中心に往復回転する構造の設計とする。 溶解槽からシュートによりハル洗浄槽の底部へ装荷したハルは，ハル洗浄槽の往復回転及びハル自身の慣性力により傾斜路を上方へ移動し，この間にハル洗浄槽内を満たした水で洗浄する設計とする。洗浄されたハルは，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-17	エンドピース酸洗浄槽は，内部にバスケットを有する構造の設計とする。せん断処理施設のせん断機からエンドピースシュートにてバスケット内部へ装荷したエンドピースは，高温の硝酸を用いて洗浄した後，シュートにてエンドピース水洗浄槽へ排出する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-18	エンドピース水洗浄槽は，エンドピース酸洗浄槽とほぼ同じ構造の設計とする。エンドピース酸洗浄槽から受け入れたエンドピースは，水を用い洗浄した後，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-19	水バッファ槽は，ハル洗浄槽でハルを洗浄した後の洗浄水やエンドピース水洗浄槽でエンドピースを洗浄した後の洗浄水等を受け入れた後，硝酸調整槽へ移送する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-20	硝酸調整槽は，溶解槽で用いる硝酸の濃度を調整するとともに，可溶性中性子吸収材を使用する場合は，可溶性中性子吸収材の濃度を調整する設計とする。調整した硝酸については，硝酸供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-21	硝酸供給槽は，硝酸調整槽で調整した硝酸を溶解槽へ連続的に供給する設計とする。	設置要求	溶解設備（許可文中，第4.3-1表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-22	2.2.1.2　清澄・計量設備 清澄・計量設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体については4.21・U_{in}/d/系列，ＰＷＲ使用済燃料集合体については5.25t・U_{in}/d/系列である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-23	清澄・計量設備は，清澄設備及び計量設備で構成する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-24	清澄設備は，溶解設備から不溶解残渣を含む溶解液を中継槽に受け入れた後，清澄機に連続供給し，不溶解残渣を分離除去し，清澄した溶解液を計量設備に送り出す設計とする。	設置要求	清澄・計量設備（許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-25	清澄機で分離した溶解液中の不溶解残渣は，硝酸を用いて洗浄処理した後，洗浄液をリサイクル槽に回収し中継槽に戻す設計する。洗浄後の不溶解残渣については，清澄機からサイホンで不溶解残渣回収槽に排出し，さらに，ポンプにより液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備（許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-26	計量設備は，清澄設備で清澄した溶解液を計量前中間貯槽に受け入れた後，計量・調整槽でウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認するとともに計量し，必要であれば調整又は計量補助槽を用いて液量を調節した後，計量後中間貯槽からポンプで分離施設の分離設備へ移送する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備（許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-14	溶解槽は，容器本体及び内部に12個のバケットを有する車輪状のホイールで構成し，ホイールが回転する構造の設計とする。せん断処理施設から燃料せん断片シュートを経てバケット内へ装荷した燃料せん断片は，ホイールが回転し一定時間以上高温の硝酸中に浸すことにより，燃料部分が溶解しハルのみが残る設計とする。また，燃料の溶解中に溶解液からよう素を追い出す設計とする。溶解液については溶解槽から連続的によう素追出し槽へ移送する設計とする。バケットに残ったハルは，ホイールが回転してバケットがハル排出位置に達すると，ハル排出口からハル洗浄槽へ排出する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-15	第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽は，溶解液の加熱を行うことにより，溶解液中のよう素を追い出す設計とする。なお，第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽はNOx，空気の供給ができる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-16	ハル洗浄槽は，内壁にら旋状の傾斜路を有し，垂直軸を中心に往復回転する構造の設計とする。 溶解槽からシュートによりハル洗浄槽の底部へ装荷したハルは，ハル洗浄槽の往復回転及びハル自身の慣性力により傾斜路を上方へ移動し，この間にハル洗浄槽内を満たした水で洗浄する設計とする。洗浄されたハルは，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-17	エンドピース酸洗浄槽は，内部にバスケットを有する構造の設計とする。せん断処理施設のせん断機からエンドピースシュートにてバスケット内部へ装荷したエンドピースは，高温の硝酸を用いて洗浄した後，シュートにてエンドピース水洗浄槽へ排出する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-18	エンドピース水洗浄槽は，エンドピース酸洗浄槽とほぼ同じ構造の設計とする。エンドピース酸洗浄槽から受け入れたエンドピースは，水を用い洗浄した後，シュートにてドラムへ排出する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-19	水バッファ槽は，ハル洗浄槽でハルを洗浄した後の洗浄水やエンドピース水洗浄槽でエンドピースを洗浄した後の洗浄水等を受け入れた後，硝酸調整槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-20	硝酸調整槽は，溶解槽で用いる硝酸の濃度を調整するとともに，可溶性中性子吸収材を使用する場合は，可溶性中性子吸収材の濃度を調整する設計とする。調整した硝酸については，硝酸供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-21	硝酸供給槽は，硝酸調整槽で調整した硝酸を溶解槽へ連続的に供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-22	2.2.1.2　清澄・計量設備 清澄・計量設備の最大処理能力は，ＢＷＲ使用済燃料集合体については4.2t・U_{Pr}/d/系列，ＰＷＲ使用済燃料集合体については5.25t・U_{Pr}/d/系列である。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-23	清澄・計量設備は，清澄設備及び計量設備で構成する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-24	清澄設備は，溶解設備から不溶解残渣を含む溶解液を中継槽に受け入れた後，清澄機に連続供給し，不溶解残渣を分離除去し，清澄した溶解液を計量設備に送り出す設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-25	清澄機で分離した溶解液中の不溶解残渣は，硝酸を用いて洗浄処理した後，洗浄液をリサイクル槽に回収し中継槽に戻す設計する。洗浄後の不溶解残渣については，清澄機からサイホンで不溶解残渣回収槽に排出し，さらに，ポンプにより液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
2-26	計量設備は，清澄設備で清澄した溶解液を計量前中間貯槽に受け入れた後，計量・調整槽でウラン及びプルトニウムの同位体組成を確認するとともに計量し，必要であれば調整又は計量補助槽を用いて液量を調節した後，計量後中間貯槽からポンプで分離施設の分離設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-27	清澄機は，高速回転するボウルを内部に有する遠心式の装置の設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-28	清澄機は，中継槽から受け入れた溶解液を，清澄機のボウル内に供給して，溶解液中の不溶解残渣を高速回転で遠心力によりボウル内面に捕集し，清澄後の溶解液を計量前中間貯槽に移送する設計とする。所定量の溶解液を清澄処理後，ボウル内面に捕集した不溶解残渣を低速回転で硝酸を用い洗浄処理し，洗浄液をリサイクル槽に移送した後，不溶解残渣については水を用いて不溶解残渣回収槽に排出する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-29	これら洗浄用の硝酸及び水が使用不能となった場合に対処するため，予備の硝酸を供給する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-30	なお，清澄機は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から回転軸の軸封用の空気を供給する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-31	不溶解残渣回収槽は，受入れ用配管を閉塞等の可能性を考慮して二重化する設計とする。また，不溶解残渣を水中に懸濁させるために，バルセータ式かくはん装置（圧縮空気の注入により溶液をかくはんするかくはん器）を設置する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-32	リサイクル槽は，溶液のかくはんのために，バルセータ式かくはん装置を設置する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2-33	計量補助槽は，必要に応じて計量・調整槽の液量を調節するために，計量・調整槽から溶解液の一部を受け入れる設計とする。また，受け入れた溶解液については，計量前中間貯槽へ移送する設計とする。	設置要求	清澄・計量設備 （許可文中，第4.3-2表，第4.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋，E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
2-27	清澄機は，高速回転するボウルを内部に有する遠心式の装置の設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-28	清澄機は，中継槽から受け入れた溶解液を，清澄機のボウル内に供給して，溶解液中の不溶解残渣を高速回転で遠心力によりボウル内面に捕集し，清澄後の溶解液を計量前中間貯槽に移送する設計とする。所定量の溶解液を清澄処理後，ボウル内面に捕集した不溶解残渣を低速回転で硝酸を用い洗浄処理し，洗浄液をリサイクル槽に移送した後，不溶解残渣については水を用いて不溶解残渣回収槽に排出する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-29	これら洗浄用の硝酸及び水が使用不能となった場合に対処するため，予備の硝酸を供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-30	なお，清澄機は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から回転軸の軸封用の空気を供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-31	不溶解残渣回収槽は，受入れ用配管を閉塞等の可能性を考慮して二重化する設計とする。また，不溶解残渣を水中に懸濁させるために，バルセータ式かくはん装置（圧縮空気の注入により溶液をかくはんするかくはん器）を設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-32	リサイクル槽は，溶液のかくはんのために，バルセータ式かくはん装置を設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
2-33	計量補助槽は，必要に応じて計量・調整槽の液量を調節するために，計量・調整槽から溶解液の一部を受け入れる設計とする。また，受け入れた溶解液については，計量前中間貯槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.2 溶解施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.2 溶解施設】 溶解施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-1	2.3 分離施設 2.3.1 設計基準対象の施設 分離施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における湿水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-2	分離施設は，分離設備1系列，分配設備1系列及び分離建屋一時貯留処理設備1系列で構成し，分離建屋に収納する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図） 分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図） 分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図） 分離建屋（分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道，分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-3	分離建屋は，地上4階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	分離建屋（分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道，分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-4	分離設備は，溶解施設の清澄・計量設備から受け入れたウラン-235濃縮度1.6wt%以下の溶解液中のウラン及びプルトニウムと核分裂生成物を分離し，核分裂生成物を除去する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-5	分配設備は，ウランとプルトニウムを分離し，精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ移送する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-6	分離建屋一時貯留処理設備は，分離建屋の放射性物質を含む溶液を一時的に貯留し，処理する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-7	分離建屋一時貯留処理設備は，工程停止，定期検査等の際に発生する機器内溶液，洗浄廃液等の液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の適切な処理を行った後，分離設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-8	また，万一液体状の放射性物質が分離建屋内の溶解液中間貯槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした場合に，漏えいした液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の適切な処理を行った後，分離設備，分配設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-9	2.3.1.1 分離設備 溶解液中間貯槽に受け入れた溶解液は，溶解液供給槽を経て抽出塔に供給する。有機溶媒を用いて溶解液中のウラン及びプルトニウムを抽出することにより，抽出塔からの抽出廃液中のウラン及びプルトニウム量は微量となる。また，溶解液中の大部分の核分裂生成物については，有機溶媒に抽出されず，抽出廃液中に残存する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-10	ウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒については，第1洗浄塔で硝酸を用いて洗浄し，さらに，第2洗浄塔で硝酸を用いて洗浄することにより，有機溶媒中に同伴する少量の核分裂生成物を除去した後，エアリフトポンプで分配設備のプルトニウム分配塔に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-11	第1洗浄塔の洗浄廃液については，抽出塔に移送する設計とする。第2洗浄塔の洗浄廃液は，補助抽出器に移送し，有機溶媒を用いて洗浄廃液中の少量のウラン及びプルトニウムを抽出することにより，補助抽出器からの抽出廃液中のウラン及びプルトニウム量は，微量となる。補助抽出器からのウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒については，抽出塔に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-12	抽出塔からの抽出廃液については，TBP洗浄塔に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去した後，抽出廃液受槽を経て抽出廃液中間貯槽に移送する設計とする。補助抽出器からの抽出廃液については，TBP洗浄器へ移送し，希釈剤を用いてTBPを除去した後，補助抽出廃液受槽を経て抽出廃液中間貯槽に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-1	2.3 分離施設 2.3.1 設計基準対象の施設 分離施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1．核燃料物質の臨界防止」，「2．地盤」，「3．自然現象等」，「4．閉じ込めの機能」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における湿水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8．遮蔽」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-2	分離施設は，分離設備1系列，分配設備1系列及び分離建屋一時貯留処理設備1系列で構成し，分離建屋に収納する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-3	分離建屋は，地上4階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-4	分離設備は，溶解施設の清澄・計量設備から受け入れたウラン-235濃縮度1.6wt%以下の溶解液中のウラン及びプルトニウムと核分裂生成物を分離し，核分裂生成物を除去する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-5	分配設備は，ウランとプルトニウムを分離し，精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-6	分離建屋一時貯留処理設備は，分離建屋の放射性物質を含む溶液を一時的に貯留し，処理する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-7	分離建屋一時貯留処理設備は，工程停止，定期検査等の際に発生する機器内溶液，洗浄廃液等の液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の適切な処理を行った後，分離設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-8	また，万一液体状の放射性物質が分離建屋内の溶解液中間貯槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした場合に，漏えいした液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の適切な処理を行った後，分離設備，分配設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-9	2.3.1.1 分離設備 溶解液中間貯槽に受け入れた溶解液は，溶解液供給槽を経て抽出塔に供給する。有機溶媒を用いて溶解液中のウラン及びプルトニウムを抽出することにより，抽出塔からの抽出廃液中のウラン及びプルトニウム量は微量となる。また，溶解液中の大部分の核分裂生成物については，有機溶媒に抽出されず，抽出廃液中に残存する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-10	ウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒については，第1洗浄塔で硝酸を用いて洗浄し，さらに，第2洗浄塔で硝酸を用いて洗浄することにより，有機溶媒中に同伴する少量の核分裂生成物を除去した後，エアリフトポンプで分配設備のプルトニウム分配塔に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-11	第1洗浄塔の洗浄廃液については，抽出塔に移送する設計とする。第2洗浄塔の洗浄廃液は，補助抽出器に移送し，有機溶媒を用いて洗浄廃液中の少量のウラン及びプルトニウムを抽出することにより，補助抽出器からの抽出廃液中のウラン及びプルトニウム量は，微量となる。補助抽出器からのウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒については，抽出塔に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-12	抽出塔からの抽出廃液については，TBP洗浄塔に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去した後，抽出廃液受槽を経て抽出廃液中間貯槽に移送する設計とする。補助抽出器からの抽出廃液については，TBP洗浄器へ移送し，希釈剤を用いてTBPを除去した後，補助抽出廃液受槽を経て抽出廃液中間貯槽に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-13	抽出廃液中間貯槽に移送した抽出廃液については，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウムの濃度が有意量以下であることを確認した後，抽出廃液供給槽に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-14	抽出廃液供給槽は，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶からの濃縮液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽からの洗浄廃液等を受け入れ，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液供給槽に移送する設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-15	分離設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いた洗浄ができる設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-16	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，抽出塔，第1洗浄塔，第2洗浄塔及びTBP洗浄塔を洗浄できる設計とする。	設置要求	分離設備 （許可文中，第4.4-1表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-17	2.3.1.2 分配設備 分配設備は，分離設備からウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒を受け入れ，ウランとプルトニウムに分離し，ウランとプルトニウムを別々に精製施設へ送り出す設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-18	硝酸プルトニウム溶液については，ウラン洗浄塔で有機溶媒を用いて微量のウランを除去し，プルトニウム溶液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-19	プルトニウム分配塔からのウランを含む有機溶媒については，プルトニウム洗浄器に移送し，プルトニウムの還元剤としてウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出用液としてヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，有機溶媒中の微量のプルトニウムを除去した後，ウラン逆抽出器へ移送し，逆抽出用硝酸を用いてウランを逆抽出する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-20	逆抽出によって得られた硝酸ウラニル溶液については，ウラン溶液TBP洗浄器に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-21	ウラン溶液TBP洗浄器及び精製施設のプルトニウム精製設備の逆抽出液受槽からの硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮缶供給槽に受け入れた後，ウラン濃縮缶に供給する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-22	ウラン濃縮缶で濃縮した硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液受槽を経てポンプで精製施設のウラン精製設備のウラン溶液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-23	ウラン濃縮缶からの凝縮液については，ウラン濃縮缶凝縮液受槽に受け入れた後，逆抽出用硝酸としてウラン逆抽出器で利用する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-24	ウラン逆抽出器で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へ移送する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-25	分配設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いた洗浄ができる設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-13	抽出廃液中間貯槽に移送した抽出廃液については，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウムの濃度が有意量以下であることを確認した後，抽出廃液供給槽に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-14	抽出廃液供給槽は，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶からの濃縮液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽からの洗浄廃液等を受け入れ，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル廃液供給槽に移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-15	分離設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いた洗浄ができる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-16	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，抽出塔，第1洗浄塔，第2洗浄塔及びTBP洗浄塔を洗浄できる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-17	2.3.1.2 分配設備 分配設備は，分離設備からウラン及びプルトニウムを含む有機溶媒を受け入れ，ウランとプルトニウムに分離し，ウランとプルトニウムを別々に精製施設へ送り出す設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-18	硝酸プルトニウム溶液については，ウラン洗浄塔で有機溶媒を用いて微量のウランを除去し，プルトニウム溶液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-19	プルトニウム分配塔からのウランを含む有機溶媒については，プルトニウム洗浄器に移送し，プルトニウムの還元剤としてウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出用液としてヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，有機溶媒中の微量のプルトニウムを除去した後，ウラン逆抽出器へ移送し，逆抽出用硝酸を用いてウランを逆抽出する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-20	逆抽出によって得られた硝酸ウラニル溶液については，ウラン溶液TBP洗浄器に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-21	ウラン溶液TBP洗浄器及び精製施設のプルトニウム精製設備の逆抽出液受槽からの硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮缶供給槽に受け入れた後，ウラン濃縮缶に供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-22	ウラン濃縮缶で濃縮した硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液受槽を経てポンプで精製施設のウラン精製設備のウラン溶液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-23	ウラン濃縮缶からの凝縮液については，ウラン濃縮缶凝縮液受槽に受け入れた後，逆抽出用硝酸としてウラン逆抽出器で利用する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-24	ウラン逆抽出器で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-25	分配設備は，再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いた洗浄ができる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-26	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，プルトニウム分配塔及びウラン洗浄塔を洗浄する設計とする。	設置要求	分配設備 （許可文中，第4.4-2表，第4.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-27	2.3.1.3 分離建屋一時貯留処理設備 第1一時貯留処理槽は，主にウラン，プルトニウム及び核分裂生成物が混在する分離設備の抽出塔，第1洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-28	第1一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを３価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，第7一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，第5一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-29	第2一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第8一時貯留処理槽からの水相，プルトニウム溶液中間貯槽セルの漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-30	第2一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，亜硝酸ナトリウムを添加してプルトニウムを4価に酸化する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第3一時貯留処理槽若しくは第4一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-31	第3一時貯留処理槽は，主にウラン，プルトニウム及び核分裂生成物が混在する第2一時貯留処理槽，第4一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽からの水相，分離設備の抽出廃液受槽等の機器内溶液，その他再処理設備の附属施設の分析設備からの分析済溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-32	第3一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度を確認した後，分離設備の抽出塔へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-33	第4一時貯留処理槽は，主に核分裂生成物を含む第2一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽からの水相，分離設備の抽出廃液中間貯槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-34	第4一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，第3一時貯留処理槽へ移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分離設備のTBP洗浄塔へエアリフトポンプで若しくは抽出廃液供給槽へスチームジェットポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-26	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，プルトニウム分配塔及びウラン洗浄塔を洗浄する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-27	2.3.1.3 分離建屋一時貯留処理設備 第1一時貯留処理槽は，主にウラン，プルトニウム及び核分裂生成物が混在する分離設備の抽出塔，第1洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-28	第1一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを３価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，第7一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，第5一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-29	第2一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第8一時貯留処理槽からの水相，プルトニウム溶液中間貯槽セルの漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-30	第2一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，亜硝酸ナトリウムを添加してプルトニウムを4価に酸化する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第3一時貯留処理槽若しくは第4一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-31	第3一時貯留処理槽は，主にウラン，プルトニウム及び核分裂生成物が混在する第2一時貯留処理槽，第4一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽からの水相，分離設備の抽出廃液受槽等の機器内溶液，その他再処理設備の附属施設の分析設備からの分析済溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-32	第3一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度を確認した後，分離設備の抽出塔へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-33	第4一時貯留処理槽は，主に核分裂生成物を含む第2一時貯留処理槽及び第7一時貯留処理槽からの水相，分離設備の抽出廃液中間貯槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-34	第4一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，第3一時貯留処理槽へ移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分離設備のTBP洗浄塔へエアリフトポンプで若しくは抽出廃液供給槽へスチームジェットポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-35	第5一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第1一時貯留処理槽及び第8一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-36	第5一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相は，その液体の性状に応じて，第1一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相は，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第9一時貯留処理槽へ移送できる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-37	第6一時貯留処理槽は，分離設備の抽出塔及びTBP洗浄塔の有機相と水相の界面から抜き出す抽出廃液等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-38	第6一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相は，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分離設備の抽出廃液供給槽，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽等若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等へスチームジェットポンプで移送できる設計とする。有機相は，第9一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-39	第7一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第1一時貯留処理槽からの水相，溶解液中間貯槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-40	第7一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，亜硝酸ナトリウムを添加してプルトニウムを4価に酸化する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第3一時貯留処理槽若しくは第4一時貯留処理槽へ移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-41	第8一時貯留処理槽は，主にプルトニウムを含む分配設備のプルトニウム分配塔，ウラン洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-42	第8一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，第2一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，第5一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-35	第5一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第1一時貯留処理槽及び第8一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-36	第5一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相は，その液体の性状に応じて，第1一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相は，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第9一時貯留処理槽へ移送できる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-37	第6一時貯留処理槽は，分離設備の抽出塔及びTBP洗浄塔の有機相と水相の界面から抜き出す抽出廃液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-38	第6一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相は，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分離設備の抽出廃液供給槽，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽等若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等へスチームジェットポンプで移送できる設計とする。有機相は，第9一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-39	第7一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第1一時貯留処理槽からの水相，溶解液中間貯槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-40	第7一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，亜硝酸ナトリウムを添加してプルトニウムを4価に酸化する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第3一時貯留処理槽若しくは第4一時貯留処理槽へ移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-41	第8一時貯留処理槽は，主にプルトニウムを含む分配設備のプルトニウム分配塔，ウラン洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-42	第8一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，第2一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，第5一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-43	第9一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第5一時貯留処理槽，第6一時貯留処理槽及び第10一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-44	第9一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，その液体の性状に応じて，分離設備の第1洗浄塔等又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-45	第10一時貯留処理槽は，主にウランを含む分配設備のウラン逆抽出器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3-46	第10一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分配設備のウラン溶液TBP洗浄器等へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽等若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，その液体の性状に応じて，第9一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	分離建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.4-3表，第4.4-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3-43	第9一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第5一時貯留処理槽，第6一時貯留処理槽及び第10一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-44	第9一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，その液体の性状に応じて，分離設備の第1洗浄塔等又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-45	第10一時貯留処理槽は，主にウランを含む分配設備のウラン逆抽出器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
3-46	第10一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行うことができる設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，分配設備のウラン溶液TBP洗浄器等へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽等若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第1供給槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。有機相については，その液体の性状に応じて，第9一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し，ウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.3 分離施設】 分離施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-1	2.4 精製施設 2.4.1 設計基準対象の施設 精製施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-2	精製施設は，ウラン精製設備1系列，プルトニウム精製設備1系列及び精製建屋一時貯留処理設備1系列で構成し，精製建屋に収納する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図） プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図） 精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図） 精製建屋（精製建屋/ウラン脱硝建屋間洞道，精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-3	精製建屋は，地上6階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	精製建屋（精製建屋/ウラン脱硝建屋間洞道，精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道を含む）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-4	ウラン精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液中の核分裂生成物を除去し，脱硝施設のウラン脱硝設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備に移送する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-5	プルトニウム精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸プルトニウム溶液中の核分裂生成物を除去し，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-6	精製建屋一時貯留処理設備は，精製建屋の放射性物質を含む溶液を一時的に貯留し，処理する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-7	2.4.1.1　ウラン精製設備 ウラン精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を有機溶媒，硝酸及びヒドラジンを用い，抽出，洗浄及び逆抽出の操作を行い，ウラン濃縮缶で濃縮を行って，ウランの精製を行う設備である。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-8	分離施設の分配設備のウラン濃縮液受槽からウラン溶液供給槽に受け入れる硝酸ウラニル溶液については，硝酸及びヒドラジンを含む硝酸溶液を添加してウラン濃度，硝酸濃度を調整し，抽出器に供給する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-9	抽出器では有機溶媒を用いてウランを抽出する。次にウランを含む有機溶媒は，核分裂生成物洗浄器に移送し，ヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて有機溶媒中に存在する微量の核分裂生成物等の除去を行った後，逆抽出器に移送し，逆抽出用硝酸を用いてウランを逆抽出する設計とする。逆抽出によって得られた硝酸ウラニル溶液については，ウラン溶液TBP洗浄器に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。ウラン溶液TBP洗浄器からの硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮缶供給槽に受け入れた後，ウラン濃縮缶に供給する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-10	ウラン濃縮缶で濃縮した硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第1受槽を経てウラン濃縮液第1中間貯槽へ移送する設計とする。ウラン濃縮液第1中間貯槽の大部分の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽及びウラン濃縮液第2中間貯槽を経由してポンプで脱硝施設のウラン脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。ウラン濃縮液第1中間貯槽の一部の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽及びウラン濃縮液第3中間貯槽を経由してポンプで脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽へ移送し，硝酸プルトニウム溶液と混合する設計とする。また，ウラン濃縮液第1中間貯槽の一部の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽を経由してウラナス製造器へも移送する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-11	なお，ウラン濃縮液第1中間貯槽に受け入れた硝酸ウラニル溶液については，試料採取して核分裂生成物等の量を分析し，精製度が低い場合はリサイクル槽に受け入れた後，ウラン溶液供給槽へ移送する設計とする。また，ウラン試験時に用いる硝酸ウラニル溶液の一部については，脱硝施設のウラン脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽からウラン濃縮液第2受槽に受け入れる設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-1	2.4 精製施設 2.4.1 設計基準対象の施設 精製施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1．核燃料物質の臨界防止」，「2．地盤」，「3．自然現象等」，「4．閉じ込めの機能」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8．遮蔽」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
4-2	精製施設は，ウラン精製設備1系列，プルトニウム精製設備1系列及び精製建屋一時貯留処理設備1系列で構成し，精製建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-3	精製建屋は，地上6階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-4	ウラン精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液中の核分裂生成物を除去し，脱硝施設のウラン脱硝設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-5	プルトニウム精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸プルトニウム溶液中の核分裂生成物を除去し，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-6	精製建屋一時貯留処理設備は，精製建屋の放射性物質を含む溶液を一時的に貯留し，処理する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-7	2.4.1.1　ウラン精製設備 ウラン精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を有機溶媒，硝酸及びヒドラジンを用い，抽出，洗浄及び逆抽出の操作を行い，ウラン濃縮缶で濃縮を行って，ウランの精製を行う設備である。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-8	分離施設の分配設備のウラン濃縮液受槽からウラン溶液供給槽に受け入れる硝酸ウラニル溶液については，硝酸及びヒドラジンを含む硝酸溶液を添加してウラン濃度，硝酸濃度を調整し，抽出器に供給する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-9	抽出器では有機溶媒を用いてウランを抽出する。次にウランを含む有機溶媒は，核分裂生成物洗浄器に移送し，ヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて有機溶媒中に存在する微量の核分裂生成物等の除去を行った後，逆抽出器に移送し，逆抽出用硝酸を用いてウランを逆抽出する設計とする。逆抽出によって得られた硝酸ウラニル溶液については，ウラン溶液TBP洗浄器に移送し，希釈剤を用いてTBPを除去する設計とする。ウラン溶液TBP洗浄器からの硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮缶供給槽に受け入れた後，ウラン濃縮缶に供給する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-10	ウラン濃縮缶で濃縮した硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第1受槽を経てウラン濃縮液第1中間貯槽へ移送する設計とする。ウラン濃縮液第1中間貯槽の大部分の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽及びウラン濃縮液第2中間貯槽を経由してポンプで脱硝施設のウラン脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。ウラン濃縮液第1中間貯槽の一部の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽及びウラン濃縮液第3中間貯槽を経由してポンプで脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽へ移送し，硝酸プルトニウム溶液と混合する設計とする。また，ウラン濃縮液第1中間貯槽の一部の硝酸ウラニル溶液については，ウラン濃縮液第2受槽を経由してウラナス製造器へも移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-11	なお，ウラン濃縮液第1中間貯槽に受け入れた硝酸ウラニル溶液については，試料採取して核分裂生成物等の量を分析し，精製度が低い場合はリサイクル槽に受け入れた後，ウラン溶液供給槽へ移送する設計とする。また，ウラン試験時に用いる硝酸ウラニル溶液の一部については，脱硝施設のウラン脱硝設備の硝酸ウラニル貯槽からウラン濃縮液第2受槽に受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-12	ウラナス製造器では，水素を用いて硝酸ウラニル溶液を還元してウラナスを製造する設計とする。ウラナス製造器からのウラナスを含む硝酸溶液については，第1気液分離槽で未反応の水素を分離後，第2気液分離槽へ移送して窒素を用いて溶存する水素を追い出すとともにヒドラジンを含む硝酸溶液を添加する設計とする。第2気液分離槽からのウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液については，ウラナス溶液受槽に受け入れた後，ウラナス溶液中間貯槽を経由してポンプで分離施設等へ移送し，分配設備のプルトニウム分配塔，プルトニウム精製設備のプルトニウム洗浄器等で利用する設計とする。第1気液分離槽からの水素については，洗浄塔で水を用いてウラン及び硝酸を含むエアロゾルを洗浄により除去し，空気で希釈した後，精製建屋換気設備へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-13	抽出器の抽出廃液については，抽出廃液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去した後，重力流で酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の油水分離槽へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-14	ウラン濃縮缶からの凝縮液については，ウラン濃縮缶凝縮液受槽に受け入れた後，逆抽出用硝酸として逆抽出器で利用する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-15	逆抽出器で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン精製設備 （許可文中，第4.5-1表，第4.5-1図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-16	2.4.1.2　プルトニウム精製設備 プルトニウム精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸プルトニウム溶液をNOx，空気，有機溶媒，硝酸，ヒドラジン，HAN及びウラナスを用いて，プルトニウムの酸化，脱ガス，抽出，洗浄及び逆抽出の操作を行い，プルトニウム濃縮缶で濃縮を行って，プルトニウムの精製を行う設備である。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-17	分離施設の分配設備のプルトニウム溶液中間貯槽からプルトニウム溶液供給槽に受け入れる硝酸プルトニウム溶液については，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の凝縮廃液貯槽から低濃度プルトニウム溶液受槽に受け入れる凝縮液とともに，硝酸を添加した後，第1酸化塔に供給する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-18	第1酸化塔に受け入れた硝酸プルトニウム溶液については，3価のプルトニウムをNOxを用いて4価のプルトニウムに酸化した後，第1脱ガス塔に移送する。第1脱ガス塔では，空気を用いて硝酸プルトニウム溶液に溶存しているNOxを追い出した後，抽出塔に供給する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-19	抽出塔に供給する硝酸プルトニウム溶液については，有機溶媒を用いてプルトニウムを抽出することにより，抽出塔からの抽出廃液中のプルトニウム量は微量となる。次にプルトニウムを含む有機溶媒については，核分裂生成物洗浄塔へ移送し，硝酸を用いて有機溶媒中に存在する微量の核分裂生成物の除去を行った後，逆抽出塔でHAN及びヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，プルトニウムを3価に還元しプルトニウムの逆抽出を行う設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-20	逆抽出によって得られた硝酸プルトニウム溶液については，ウラン洗浄塔で有機溶媒を用いて微量のウランを除去し，補助油水分離槽へ移送する。補助油水分離槽で有機溶媒を除去した硝酸プルトニウム溶液については，TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPの除去を行う設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-21	TBP洗浄器からの硝酸プルトニウム溶液については，第2酸化塔に供給し，3価のプルトニウムをNOxを用いて4価のプルトニウムに酸化し，第2脱ガス塔に移送する。第2脱ガス塔では，空気を用いて硝酸プルトニウム溶液に溶存しているNOxを追い出した後，プルトニウム溶液受槽に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-22	プルトニウム溶液受槽からの硝酸プルトニウム溶液については，油水分離槽に移送し，微量の有機溶媒を分離した後，プルトニウム濃縮缶供給槽を経て，プルトニウム濃縮缶に供給する設計とする。なお，油水分離槽の硝酸プルトニウム溶液については，必要に応じてプルトニウム溶液一時貯槽で一時貯蔵できる設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-23	プルトニウム濃縮缶に供給する硝酸プルトニウム溶液については，プルトニウム濃縮缶で濃縮した後，プルトニウム濃縮液受槽に移送する。プルトニウム濃縮液受槽のプルトニウム濃縮缶で濃縮された後の硝酸プルトニウム溶液（以下「プルトニウム濃縮液」という。）については，プルトニウム濃縮液計量槽へ移送する設計とする。なお，プルトニウム濃縮液受槽のプルトニウム濃縮液については，必要に応じてプルトニウム濃縮液一時貯槽で一時貯蔵できる設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-12	ウラナス製造器では，水素を用いて硝酸ウラニル溶液を還元してウラナスを製造する設計とする。ウラナス製造器からのウラナスを含む硝酸溶液については，第1気液分離槽で未反応の水素を分離後，第2気液分離槽へ移送して窒素を用いて溶存する水素を追い出すとともにヒドラジンを含む硝酸溶液を添加する設計とする。第2気液分離槽からのウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液については，ウラナス溶液受槽に受け入れた後，ウラナス溶液中間貯槽を経由してポンプで分離施設等へ移送し，分配設備のプルトニウム分配塔，プルトニウム精製設備のプルトニウム洗浄器等で利用する設計とする。第1気液分離槽からの水素については，洗浄塔で水を用いてウラン及び硝酸を含むエアロゾルを洗浄により除去し，空気で希釈した後，精製建屋換気設備へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-13	抽出器の抽出廃液については，抽出廃液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去した後，重力流で酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の油水分離槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-14	ウラン濃縮缶からの凝縮液については，ウラン濃縮缶凝縮液受槽に受け入れた後，逆抽出用硝酸として逆抽出器で利用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-15	逆抽出器で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-16	2.4.1.2　プルトニウム精製設備 プルトニウム精製設備は，分離施設の分配設備から受け入れた硝酸プルトニウム溶液をNOx，空気，有機溶媒，硝酸，ヒドラジン，HAN及びウラナスを用いて，プルトニウムの酸化，脱ガス，抽出，洗浄及び逆抽出の操作を行い，プルトニウム濃縮缶で濃縮を行って，プルトニウムの精製を行う設備である。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-17	分離施設の分配設備のプルトニウム溶液中間貯槽からプルトニウム溶液供給槽に受け入れる硝酸プルトニウム溶液については，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の凝縮廃液貯槽から低濃度プルトニウム溶液受槽に受け入れる凝縮液とともに，硝酸を添加した後，第1酸化塔に供給する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-18	第1酸化塔に受け入れた硝酸プルトニウム溶液については，3価のプルトニウムをNOxを用いて4価のプルトニウムに酸化した後，第1脱ガス塔に移送する。第1脱ガス塔では，空気を用いて硝酸プルトニウム溶液に溶存しているNOxを追い出した後，抽出塔に供給する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-19	抽出塔に供給する硝酸プルトニウム溶液については，有機溶媒を用いてプルトニウムを抽出することにより，抽出塔からの抽出廃液中のプルトニウム量は微量となる。次にプルトニウムを含む有機溶媒については，核分裂生成物洗浄塔へ移送し，硝酸を用いて有機溶媒中に存在する微量の核分裂生成物の除去を行った後，逆抽出塔でHAN及びヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，プルトニウムを3価に還元しプルトニウムの逆抽出を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-20	逆抽出によって得られた硝酸プルトニウム溶液については，ウラン洗浄塔で有機溶媒を用いて微量のウランを除去し，補助油水分離槽へ移送する。補助油水分離槽で有機溶媒を除去した硝酸プルトニウム溶液については，TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPの除去を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-21	TBP洗浄器からの硝酸プルトニウム溶液については，第2酸化塔に供給し，3価のプルトニウムをNOxを用いて4価のプルトニウムに酸化し，第2脱ガス塔に移送する。第2脱ガス塔では，空気を用いて硝酸プルトニウム溶液に溶存しているNOxを追い出した後，プルトニウム溶液受槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-22	プルトニウム溶液受槽からの硝酸プルトニウム溶液については，油水分離槽に移送し，微量の有機溶媒を分離した後，プルトニウム濃縮缶供給槽を経て，プルトニウム濃縮缶に供給する設計とする。なお，油水分離槽の硝酸プルトニウム溶液については，必要に応じてプルトニウム溶液一時貯槽で一時貯蔵できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-23	プルトニウム濃縮缶に供給する硝酸プルトニウム溶液については，プルトニウム濃縮缶で濃縮した後，プルトニウム濃縮液受槽に移送する。プルトニウム濃縮液受槽のプルトニウム濃縮缶で濃縮された後の硝酸プルトニウム溶液（以下「プルトニウム濃縮液」という。）については，プルトニウム濃縮液計量槽へ移送する設計とする。なお，プルトニウム濃縮液受槽のプルトニウム濃縮液については，必要に応じてプルトニウム濃縮液一時貯槽で一時貯蔵できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-24	プルトニウム濃縮液計量槽のプルトニウム濃縮液については，プルトニウム濃縮液中間貯槽を経て，ポンプで脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の硝酸プルトニウム貯槽に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-25	なお，プルトニウム濃縮液計量槽のプルトニウム濃縮液については，試料採取して核分裂生成物等の量を分析し，精製度が低い場合は，リサイクル槽を経由して希釈槽へ移送した後，プルトニウム溶液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-26	油水分離槽で分離した有機溶媒については，補助油水分離槽に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-27	プルトニウム濃縮缶の凝縮液については，凝縮液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，スチーム ジェット ポンプで酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-28	抽出塔からの抽出廃液については，TBP洗浄塔で希釈剤を用いてTBPを除去した後，抽出廃液受槽を経由して抽出廃液中間貯槽に移送する。 抽出廃液中間貯槽に受け入れた抽出廃液については，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，スチーム ジェット ポンプで酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-29	逆抽出塔で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，プルトニウム洗浄器にて，プルトニウムの還元剤としてウラン精製設備のウラナス溶液中間貯槽からのウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出用液としてヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，有機溶媒中の微量のプルトニウムを除去し，ウラン逆抽出器にて，逆抽出用硝酸を用いて有機溶媒中の微量のウランを除去した後，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のプルトニウム精製系の第1洗浄器に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-30	ウラン逆抽出器からの逆抽出液については，逆抽出液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去した後，逆抽出液受槽を経由してスチーム ジェット ポンプで分離施設の分配設備のウラン濃縮缶供給槽に移送する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-31	再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，プルトニウム精製設備を洗浄する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-32	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，抽出塔等を洗浄する設計とする。	設置要求	プルトニウム精製設備 （許可文中，第4.5-2表，第4.5-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-33	2.4.1.3　精製建屋一時貯留処理設備 精製建屋一時貯留処理設備は，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等から，工程停止，定期検査等の際に発生する機器内溶液，洗浄廃液等の液体状の放射性物質を一時的に受け入れ，有機相（有機溶媒）と水相（硝酸プルトニウム溶液等の水溶液）の分離等の処理を行った後，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設備である。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-34	また，精製建屋一時貯留処理設備は，万一液体状の放射性物質が精製建屋内のプルトニウム溶液供給槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした場合，漏えいした液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の処理を行った後，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-35	第1一時貯留処理槽は，主に4価のプルトニウムを含むプルトニウム精製設備の抽出塔，核分裂生成物洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-36	第1一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，第3一時貯留処理槽に移送する。有機相については，第4一時貯留処理槽に移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備 （許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-24	プルトニウム濃縮液計量槽のプルトニウム濃縮液については，プルトニウム濃縮液中間貯槽を経て，ポンプで脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備の硝酸プルトニウム貯槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-25	なお，プルトニウム濃縮液計量槽のプルトニウム濃縮液については，試料採取して核分裂生成物等の量を分析し，精製度が低い場合は，リサイクル槽を経由して希釈槽へ移送した後，プルトニウム溶液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-26	油水分離槽で分離した有機溶媒については，補助油水分離槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-27	プルトニウム濃縮缶の凝縮液については，凝縮液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，スチーム ジェット ポンプで酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-28	抽出塔からの抽出廃液については，TBP洗浄塔で希釈剤を用いてTBPを除去した後，抽出廃液受槽を経由して抽出廃液中間貯槽に移送する。抽出廃液中間貯槽に受け入れた抽出廃液については，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，スチーム ジェット ポンプで酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-29	逆抽出塔で逆抽出を終えた使用済みの有機溶媒については，プルトニウム洗浄器にて，プルトニウムの還元剤としてウラン精製設備のウラナス溶液中間貯槽からのウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出用酸としてヒドラジンを含む硝酸溶液を用いて，有機溶媒中の微量のプルトニウムを除去し，ウラン逆抽出器にて，逆抽出用硝酸を用いて有機溶媒中の微量のウランを除去した後，重力流で酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のプルトニウム精製系の第1洗浄器に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-30	ウラン逆抽出器からの逆抽出液については，逆抽出液TBP洗浄器で希釈剤を用いてTBPを除去した後，逆抽出液受槽を経由してスチーム ジェット ポンプで分離施設の分配設備のウラン濃縮缶供給槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-31	再処理運転中又は工程の停止時に，純水又は硝酸を用いて，プルトニウム精製設備を洗浄する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-32	また，工程の停止時に，水酸化ナトリウムを用い，抽出塔等を洗浄する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-33	2.4.1.3　精製建屋一時貯留処理設備 精製建屋一時貯留処理設備は，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等から，工程停止，定期検査等の際に発生する機器内溶液，洗浄廃液等の液体状の放射性物質を一時的に受け入れ，有機相（有機溶媒）と水相（硝酸プルトニウム溶液等の水溶液）の分離等の処理を行った後，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設備である。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-34	また，精製建屋一時貯留処理設備は，万一液体状の放射性物質が精製建屋内のプルトニウム溶液供給槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした場合，漏えいした液体状の放射性物質を一時的に受け入れ貯留し，有機相と水相の分離等の処理を行った後，ウラン精製設備，プルトニウム精製設備，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備等に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-35	第1一時貯留処理槽は，主に4価のプルトニウムを含むプルトニウム精製設備の抽出塔，核分裂生成物洗浄塔等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-36	第1一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，第3一時貯留処理槽に移送する。有機相については，第4一時貯留処理槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-37	第2一時貯留処理槽は，主に3価のプルトニウムを含むプルトニウム精製設備の逆抽出塔，TBP洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-38	第2一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，第3一時貯留処理槽に移送する設計とする。有機相については，第4一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-39	第3一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第1一時貯留処理槽及び第2一時貯留処理槽からの水相，プルトニウム精製設備の抽出廃液受槽等の機器内溶液等，プルトニウム溶液供給槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-40	第3一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，プルトニウム精製設備の第1酸化塔等へエアリフトポンプで移送するか，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第7一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-41	第4一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第1一時貯留処理槽，第2一時貯留処理槽及び第5一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-42	第4一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相については，第1一時貯留処理槽に移送する。有機相については，プルトニウム精製設備の逆抽出塔へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-43	第5一時貯留処理槽は，少量のウランを含むプルトニウム精製設備のウラン逆抽出器，逆抽出液ＴＢＰ洗浄器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のプルトニウム精製系の第1洗浄器，第2洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-44	第5一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備の逆抽出液TBP洗浄器等へエアリフトポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-45	有機相については，その液体の性状に応じて，第4一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-46	第7一時貯留処理槽は，主に少量のプルトニウムを含む第3一時貯留処理槽からの水相，気体廃棄物の廃棄施設の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの洗浄液，プルトニウム精製設備の抽出廃液中間貯槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-47	第7一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，プルトニウム精製設備の第1酸化塔へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備のTBP洗浄塔へエアリフトポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェット ポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-48	第8一時貯留処理槽は，主にウランを含む第9一時貯留処理槽からの有機相並びにウラン精製設備の抽出器，核分裂生成物洗浄器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器等の機器内溶液並びに酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の油水分離槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-49	第8一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-37	第2一時貯留処理槽は，主に3価のプルトニウムを含むプルトニウム精製設備の逆抽出塔，TBP洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-38	第2一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，ウラナスを添加して有機相中のプルトニウムを3価に還元し水相中に移行させ，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，第3一時貯留処理槽に移送する設計とする。有機相については，第4一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-39	第3一時貯留処理槽は，主にプルトニウムの原子価が3価である第1一時貯留処理槽及び第2一時貯留処理槽からの水相，プルトニウム精製設備の抽出廃液受槽等の機器内溶液等，プルトニウム溶液供給槽セル等の漏えい液受皿に漏えいした液体状の放射性物質等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-40	第3一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，プルトニウム精製設備の第1酸化塔等へエアリフトポンプで移送するか，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，第7一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-41	第4一時貯留処理槽は，プルトニウムを除去した第1一時貯留処理槽，第2一時貯留処理槽及び第5一時貯留処理槽からの有機相等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-42	第4一時貯留処理槽に受け入れた有機相については，微量の水相の混入がある場合，有機相と水相を分離する等の処理を行う。水相については，第1一時貯留処理槽に移送する。有機相については，プルトニウム精製設備の逆抽出塔へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-43	第5一時貯留処理槽は，少量のウランを含むプルトニウム精製設備のウラン逆抽出器，逆抽出液ＴＢＰ洗浄器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のプルトニウム精製系の第1洗浄器，第2洗浄器等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-44	第5一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。水相については，その液体の性状に応じて，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備の逆抽出液TBP洗浄器等へエアリフトポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-45	有機相については，その液体の性状に応じて，第4一時貯留処理槽に移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-46	第7一時貯留処理槽は，主に少量のプルトニウムを含む第3一時貯留処理槽からの水相，気体廃棄物の廃棄施設の精製塔塔槽類廃ガス処理設備の廃ガスの洗浄液，プルトニウム精製設備の抽出廃液中間貯槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-47	第7一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，その液体の性状に応じて，プルトニウム精製設備の第1酸化塔へエアリフトポンプで移送するか又は試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，プルトニウム精製設備のTBP洗浄塔へエアリフトポンプで，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽又は液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽若しくは低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェット ポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-48	第8一時貯留処理槽は，主にウランを含む第9一時貯留処理槽からの有機相並びにウラン精製設備の抽出器，核分裂生成物洗浄器等の機器内溶液，ウラン及びプルトニウムを含まない酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器等の機器内溶液並びに酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の油水分離槽の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-49	第8一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-50	水相については，その液体の性状に応じて，第9一時貯留処理槽へ移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-51	有機相については，その液体の性状に応じて，ウラン精製設備の抽出器又は酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-52	第9一時貯留処理槽は，ウランを含む第8一時貯留処理槽からの水相，ウラン精製設備のウラナス溶液中間貯槽等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-53	第9一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，微量の有機相が混入した場合，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-54	水相については，その液体の性状に応じて，ウラン精製設備の抽出器へエアリフトポンプで移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-55	有機相については，第8一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	精製建屋一時貯留処理設備（許可文中，第4.5-3表，第4.5-7図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4-50	水相については，その液体の性状に応じて，第9一時貯留処理槽へ移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-51	有機相については，その液体の性状に応じて，ウラン精製設備の抽出器又は酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第1洗浄器へエアリフトポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-52	第9一時貯留処理槽は，ウランを含む第8一時貯留処理槽からの水相，ウラン精製設備のウラナス溶液中間貯槽等の機器内溶液等を受け入れる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-53	第9一時貯留処理槽に受け入れた溶液については，微量の有機相が混入した場合，有機相と水相を分離する等の処理を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-54	水相については，その液体の性状に応じて，ウラン精製設備の抽出器へエアリフトポンプで移送するか又は酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の供給槽若しくは液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へスチームジェットポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計
4-55	有機相については，第8一時貯留処理槽へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.4 精製施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.4 精製施設】 精製施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針（変更簿）	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-1	2.5　脱硝施設 脱硝施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」，「2.　地盤」，「3.　自然現象等」，「4.　閉じ込めの機能」，「5.　火災等による損傷の防止」，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7.　再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8.　遮蔽」及び「9.　設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-2	脱硝施設は，ウラン脱硝設備2系列（一部1系列）及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備2系列（一部1系列）で構成し，ウラン脱硝設備はウラン脱硝建屋に収納し，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に収納する設計とする。	設置要求	・ウラン脱硝設備 （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図） ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-3	ウラン脱硝建屋は，地上5階，地下1階の建物とする設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は，地上2階，地下2階の建物とする設計とする。	設置要求	・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-4	ウラン脱硝設備は，精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を加熱して脱硝し，ウラン酸化物（以下「UO_3」という。）としてウラン酸化物貯蔵容器に収納し，製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する設計とする。	設置要求	ウラン脱硝設備 （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-5	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は，精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備からそれぞれ硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液を受け入れ，混合した後加熱して脱硝し，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2･PuO_2，以下「MOX」という。）として混合酸化物貯蔵容器に収納し，製品貯蔵施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備に搬送する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-6	2.5.1　ウラン脱硝設備 ウラン脱硝設備は，受入れ系，蒸発濃縮系及びウラン脱硝系で構成する。	設置要求	ウラン脱硝設備 （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-7	ウラン脱硝設備の最大脱硝能力は，4.8t･U/d（約2.4t･U/d/系列）である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-8	2.5.1.1　受入れ系 受入れ系は，精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を硝酸ウラニル貯槽に受け入れ，一時貯蔵し，蒸発濃縮系へ移送する設計とする。なお，硝酸ウラニル貯槽は，ウラン脱硝系で発生した規格外UO_3粉末の溶解液も受け入れることができる設計とする。	設置要求	ウラン脱硝設備（受入れ系） （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-9	2.5.1.2　蒸発濃縮系 蒸発濃縮系は，受入れ系からの硝酸ウラニル溶液を硝酸ウラニル供給槽を経て濃縮缶に受け入れ，蒸気により加熱し，濃縮した後，ウラン脱硝系へ移送する設計とする。 濃縮缶で発生する廃ガスの凝縮液は，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第2酸回収系の供給槽へポンプで移送する設計とする。	設置要求	ウラン脱硝設備（蒸発濃縮系） （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針（変更簿）	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-1	2.5　脱硝施設 脱硝施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1．核燃料物質の臨界防止」，「2．地盤」，「3．自然現象等」，「4．閉じ込めの機能」，「5．火災等による損傷の防止」，「6．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」，「8．遮蔽」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
5-2	脱硝施設は，ウラン脱硝設備2系列（一部1系列）及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備2系列（一部1系列）で構成し，ウラン脱硝設備はウラン脱硝建屋に収納し，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に収納する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-3	ウラン脱硝建屋は，地上5階，地下1階の建物とする設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は，地上2階，地下2階の建物とする設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-4	ウラン脱硝設備は，精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を加熱して脱硝し，ウラン酸化物（以下「UO_3」という。）としてウラン酸化物貯蔵容器に収納し，製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-5	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は，精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備からそれぞれ硝酸ウラニル溶液及び硝酸プルトニウム溶液を受け入れ，混合した後加熱して脱硝し，ウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2，以下「MOX」という。）として混合酸化物貯蔵容器に収納し，製品貯蔵施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備に搬送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
5-6	2.5.1　ウラン脱硝設備 ウラン脱硝設備は，受入れ系，蒸発濃縮系及びウラン脱硝系で構成する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-7	ウラン脱硝設備の最大脱硝能力は，4.8t･U/d（約2.4t･U/d/系列）である。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-8	2.5.1.1　受入れ系 受入れ系は，精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を硝酸ウラニル貯槽に受け入れ，一時貯蔵し，蒸発濃縮系へ移送する設計とする。なお，硝酸ウラニル貯槽は，ウラン脱硝系で発生した規格外UO_3粉末の溶解液も受け入れることができる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-9	2.5.1.2　蒸発濃縮系 蒸発濃縮系は，受入れ系からの硝酸ウラニル溶液を硝酸ウラニル供給槽を経て濃縮缶に受け入れ，蒸気により加熱し，濃縮した後，ウラン脱硝系へ移送する設計とする。 濃縮缶で発生する酸ガスの凝縮液は，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第2酸回収系の供給槽へポンプで移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針（変更薄）	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-10	2.5.1.3　ウラン脱硝系 ウラン脱硝系は，蒸発濃縮系から硝酸ウラニル濃縮液を濃縮液受槽に受け入れた後，脱硝塔に供給し，熱分解してUO_3粉末を生成する設計とする。生成したUO_3粉末については，シール槽を経て，UO_3受槽に抜き出し，製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵容器が充てん定位置に設置していることを確認した後，UO_3受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんし，フランジ構造のふたを取り付けて封入する設計とする。 UO_3受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんしている間は，脱硝塔から連続的に排出されるUO_3粉末を一時的にシール槽へ受け入れる設計とする。 なお，充てんするUO_3粉末については，試料採取し，原子核分裂生成物の含有率等を分析確認することができる設計とする。 ウラン酸化物貯蔵容器は，充てん台車を用いて搬送した後，貯蔵容器クレーンを用いて製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備の貯蔵容器搬送台車に移載する設計とする。 製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備から受け入れたUO_3粉末については，脱硝塔内の流動層を形成するために脱硝塔へ移送するか，又はUO_3溶解槽に供給した後，溶解し，硝酸ウラニル溶液として，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。 また，脱硝塔内で発生する廃ガスの凝縮液については，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第2酸回収系の供給槽へポンプで移送する設計とする。 なお，生成したUO_3粉末中の規格外UO_3粉末については，規格外製品受槽に受け入れ，規格外製品容器に充てんする設計とする。規格外製品容器に充てんしたUO_3粉末については，UO_3溶解槽に供給した後，溶解し，硝酸ウラニル溶液として，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。また，ウラン試験時に用いる硝酸ウラニル溶液の一部については，他の施設からUO_3を受け入れ，UO_3溶解槽にて溶解し，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽を経由して精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2受槽へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-11	脱硝塔は，流動層式の反応塔とし，硝酸ウラニル溶液を熱分解してUO_3粉末を生成する設計とする。脱硝塔は，下部から空気を吹き込んで脱硝塔内部のUO_3粉末を流動化し，流動層を形成することができる設計とする。この流動層の中に硝酸ウラニル溶液を空気とともに噴霧ノズルから噴霧供給し，電気ヒータ及び内部加熱体で加熱し熱分解する設計とする。 生成したUO_3粉末については，脱硝塔の上部抜き出し口を経て，脱硝塔からシール槽へ移送する設計とする。 また，脱硝塔の運転停止時は，下部抜き出し口からUO_3粉末を抜き出すことができる設計とする。 脱硝塔には，廃ガスに同伴するUO_3粉末を除去するため，塔頂部には，固気分離フィルタとして，焼結金属フィルタを設ける設計とする。	設置要求	ウラン脱硝設備（ウラン脱硝系） （許可文中，第4.6-1表，第4.6-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-12	2.5.2　ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は，溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系及び還元ガス供給系で構成する。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-13	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の最大脱硝能力は，ウランとプルトニウムの混合物（ウランとプルトニウムの質量混合比は1対1）で108kg･(U+Pu)/d(約54kg･(U+Pu)/d/系列）である。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-14	2.5.2.1　溶液系 溶液系は，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮液中間貯槽から硝酸プルトニウム溶液及びウラン精製設備のウラン濃縮液第3中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を，各々硝酸プルトニウム貯槽，硝酸ウラニル貯槽に受け入れ，これら両溶液を混合槽に移送し，ウラン濃度及びプルトニウム濃度が等しくなるように混合調整し，分析確認した後，定量ポットを経て一定量ずつウラン・プルトニウム混合脱硝系へ真空移送する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 （溶液系） （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-15	2.5.2.2　ウラン・プルトニウム混合脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系は，溶液系から受け入れた硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を中間ポットに受け入れた後，脱硝装置の脱硝皿に給液し，脱硝装置に附属するマイクロ波発振器からマイクロ波を照射することにより，蒸発濃縮・脱硝処理し，脱硝の終了を照度計及び赤外線温度計によって検知してウラン・プルトニウム混合脱硝粉体とする設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝粉体については，隣接する脱硝皿取扱装置による取扱いが可能となるようにシャッタを開いた後，脱硝皿取扱装置を用いて乾燥・冷却・粗砕し，空気輸送により焙焼・還元系へ移送する設計とする。 空気輸送を終了した脱硝皿は，秤量器で空であることを確認した後，脱硝皿取扱装置で搬送し，再び脱硝装置内に設置する設計とする。 また，脱硝装置内で発生する廃ガスの凝縮液については，万一ウラン・プルトニウム混合脱硝粉体を含んだ場合に備えて凝縮廃液ろ過器でろ過した後，凝縮廃液受槽に受け入れ，プルトニウム濃度を分析確認した後，凝縮廃液貯槽に移送する設計とする。さらに，凝縮廃液貯槽で一時貯蔵した後，精製施設のプルトニウム精製設備の低濃度プルトニウム溶液受槽へポンプで移送する設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 （ウラン・プルトニウム混合脱硝系） （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針（変更簿）	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-10	2.5.1.3　ウラン脱硝系 ウラン脱硝系は，蒸発濃縮系から硝酸ウラニル濃縮液を濃縮液受槽に受け入れた後，脱硝塔に供給し，熱分解してUO_3粉末を生成する設計とする。生成したUO_3粉末については，シール槽を経て，UO_3受槽に抜き出し，製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵容器が充てん定位置に設置していることを確認した後，UO_3受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんし，フランジ構造のふたを取り付けて封入する設計とする。 UO_3受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんしている間は，脱硝塔から連続的に排出されるUO_3粉末を一時的にシール槽へ受け入れる設計とする。 なお，充てんするUO_3粉末については，試料採取し，原子核分裂生成物の含有率等を分析確認することができる設計とする。 ウラン酸化物貯蔵容器は，充てん台車を用いて搬送した後，貯蔵容器クレーンを用いて製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備の貯蔵容器搬送台車に移載する設計とする。 製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備から受け入れたUO_3粉末については，脱硝塔内の流動層を形成するために脱硝塔へ移送するか，又はUO_3溶解槽に供給した後，溶解し，硝酸ウラニル溶液として，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。 また，脱硝塔内で発生する廃ガスの凝縮液については，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第2酸回収系の供給槽へポンプで移送する設計とする。 なお，生成したUO_3粉末中の規格外UO_3粉末については，規格外製品受槽に受け入れ，規格外製品容器に充てんする設計とする。規格外製品容器に充てんしたUO_3粉末については，UO_3溶解槽に供給した後，溶解し，硝酸ウラニル溶液として，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送する設計とする。また，ウラン試験時に用いる硝酸ウラニル溶液の一部については，他の施設からUO_3を受け入れ，UO_3溶解槽にて溶解し，受入れ系の硝酸ウラニル貯槽を経由して精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2受槽へ移送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-11	脱硝塔は，流動層式の反応塔とし，硝酸ウラニル溶液を熱分解してUO_3粉末を生成する設計とする。脱硝塔は，下部から空気を吹き込んで脱硝塔内部のUO_3粉末を流動化し，流動層を形成することができる設計とする。この流動層の中に硝酸ウラニル溶液を空気とともに噴霧ノズルから噴霧供給し，電気ヒータ及び内部加熱体で加熱し熱分解する設計とする。 生成したUO_3粉末については，脱硝塔の上部抜き出し口を経て，脱硝塔からシール槽へ移送する設計とする。 また，脱硝塔の運転停止時は，下部抜き出し口からUO_3粉末を抜き出すことができる設計とする。 脱硝塔には，廃ガスに同伴するUO_3粉末を除去するため，塔頂部には，固気分離フィルタとして，焼結金属フィルタを設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計
5-12	2.5.2　ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備は，溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系及び還元ガス供給系で構成する。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
5-13	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の最大脱硝能力は，ウランとプルトニウムの混合物（ウランとプルトニウムの質量混合比は1対1）で108kg･(U+Pu)/d(約54kg･(U+Pu)/d/系列）である。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
5-14	2.5.2.1　溶液系 溶液系は，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮液中間貯槽から硝酸プルトニウム溶液及びウラン精製設備のウラン濃縮液第3中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を，各々硝酸プルトニウム貯槽，硝酸ウラニル貯槽に受け入れ，これら両溶液を混合槽に移送し，ウラン濃度及びプルトニウム濃度が等しくなるように混合調整し，分析確認した後，定量ポットを経て一定量ずつウラン・プルトニウム混合脱硝系へ真空移送する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－
5-15	2.5.2.2　ウラン・プルトニウム混合脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系は，溶液系から受け入れた硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を中間ポットに受け入れた後，脱硝装置の脱硝皿に給液し，脱硝装置に附属するマイクロ波発振器からマイクロ波を照射することにより，蒸発濃縮・脱硝処理し，脱硝の終了を照度計及び赤外線温度計によって検知してウラン・プルトニウム混合脱硝粉体とする設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝粉体については，隣接する脱硝皿取扱装置による取扱いが可能となるようにシャッタを開いた後，脱硝皿取扱装置を用いて乾燥・冷却・粗砕し，空気輸送により焙焼・還元系へ移送する設計とする。 空気輸送を終了した脱硝皿は，秤量器で空であることを確認した後，脱硝皿取扱装置で搬送し，再び脱硝装置内に設置する設計とする。 また，脱硝装置内で発生する廃ガスの凝縮液については，万一ウラン・プルトニウム混合脱硝粉体を含んだ場合に備えて凝縮廃液ろ過器でろ過した後，凝縮廃液受槽に受け入れ，プルトニウム濃度を分析確認した後，凝縮廃液貯槽に移送する設計とする。さらに，凝縮廃液貯槽で一時貯蔵した後，精製施設のプルトニウム精製設備の低濃度プルトニウム溶液受槽へポンプで移送する設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針（変更簿）	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-16	2.5.2.3　焙焼・還元系 焙焼・還元系は，ウラン・プルトニウム混合脱硝系から受け入れたウラン・プルトニウム混合脱硝粉体を焙焼炉において空気雰囲気中で加熱処理し，空気輸送により還元炉へ移送する設計とする。 還元炉では，窒素・水素混合ガス雰囲気中で加熱処理し，MOX粉末とした後，粉体系へ重力により移送する設計とする。 還元炉へは，還元ガス供給系で水素濃度を確認した還元用窒素・水素混合ガスを供給する設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (焙焼・還元系) （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-17	焙焼炉は，焼結金属フィルタを内蔵した炉廃ガスフィルタを介して，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備に接続し，炉の廃ガスを処理する設計とする。 還元炉は，焼結金属フィルタを内蔵した炉廃ガスフィルタを介して，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備に接続し，炉の廃ガスを処理する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (焙焼・還元系) （許可文中，第4.6-3表）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-18	2.5.2.4　粉体系 粉体系は，保管容器を充てん定位置に設置していることを確認した後，焙焼・還元系から受け入れたMOX粉末を粉砕機で粉砕しながら保管容器に充てんする設計とする。 充てん後，保管容器は，保管容器移動装置及び保管昇降機で搬送し，MOX粉末を空気輸送により混合機へ移送するか，又は保管ピットに一時保管する設計とする。混合機では，保管容器最大4本分のMOX粉末を混合処理することができる設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。 混合したMOX粉末は，粉末充てん機へ移送し，製品貯蔵施設の粉末缶が充てん定位置に設置していることを確認した後，秤量器で確認しながら充てんし，さらに別の秤量器を用いて計量・確認する設計とする。 なお，充てんするMOX粉末については，試料採取し，原子核分裂生成物の含有率等を分析確認することができる設計とする。 このMOX粉末を充てんした粉末缶は，MOX粉末の質量を確認した後，粉末缶払出装置を用いて製品貯蔵施設の混合酸化物貯蔵容器に収納し，汚染の検査を行った後，フランジ構造のふたを取り付けて封入する設計とする。 混合酸化物貯蔵容器は，充てん台車を用いて搬送し，搬送台車を用いてウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵容器台車に移載する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (粉体系) （許可文中，第4.6-3表，第4.6-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5-19	2.5.2.5　還元ガス供給系 還元ガス供給系は，還元炉に使用する還元用窒素・水素混合ガスを製造し，還元炉へ供給する設計とする。還元用窒素・水素混合ガスは，還元ガス供給槽にて，水素ガスを窒素ガスで希釈・調整する設計とする。調整した還元用窒素・水素混合ガスは，水素濃度を確認し，還元ガス受槽を経て還元炉へ供給する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (還元ガス供給系) （許可文中，第4.6-3表）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針（変更簿）	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5-16	2.5.2.3　焙焼・還元系 焙焼・還元系は，ウラン・プルトニウム混合脱硝系から受け入れたウラン・プルトニウム混合脱硝粉体を焙焼炉において空気雰囲気中で加熱処理し，空気輸送により還元炉へ移送する設計とする。 還元炉では，窒素・水素混合ガス雰囲気中で加熱処理し，MOX粉末とした後，粉体系へ重力により移送する設計とする。 還元炉へは，還元ガス供給系で水素濃度を確認した還元用窒素・水素混合ガスを供給する設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
5-17	焙焼炉は，焼結金属フィルタを内蔵した炉廃ガスフィルタを介して，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備に接続し，炉の廃ガスを処理する設計とする。 還元炉は，焼結金属フィルタを内蔵した炉廃ガスフィルタを介して，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備に接続し，炉の廃ガスを処理する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
5-18	2.5.2.4　粉体系 粉体系は，保管容器を充てん定位置に設置していることを確認した後，焙焼・還元系から受け入れたMOX粉末を粉砕機で粉砕しながら保管容器に充てんする設計とする。 充てん後，保管容器は，保管容器移動装置及び保管昇降機で搬送し，MOX粉末を空気輸送により混合機へ移送するか，又は保管ピットに一時保管する設計とする。混合機では，保管容器最大4本分のMOX粉末を混合処理することができる設計とする。 空気輸送に使用した廃ガスについては，焼結金属フィルタを内蔵した固気分離器及び3段の高性能粒子フィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル換気系へ移送する設計とする。 混合したMOX粉末は，粉末充てん機へ移送し，製品貯蔵施設の粉末缶が充てん定位置に設置していることを確認した後，秤量器で確認しながら充てんし，さらに別の秤量器を用いて計量・確認する設計とする。 なお，充てんするMOX粉末については，試料採取し，原子核分裂生成物の含有率等を分析確認することができる設計とする。 このMOX粉末を充てんした粉末缶は，MOX粉末の質量を確認した後，粉末缶払出装置を用いて製品貯蔵施設の混合酸化物貯蔵容器に収納し，汚染の検査を行った後，フランジ構造のふたを取り付けて封入する設計とする。 混合酸化物貯蔵容器は，充てん台車を用いて搬送し，搬送台車を用いてウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵容器台車に移載する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
5-19	2.5.2.5　還元ガス供給系 還元ガス供給系は，還元炉に使用する還元用窒素・水素混合ガスを製造し，還元炉へ供給する設計とする。還元用窒素・水素混合ガスは，還元ガス供給槽にて，水素ガスを窒素ガスで希釈・調整する設計とする。調整した還元用窒素・水素混合ガスは，水素濃度を確認し，還元ガス受槽を経て還元炉へ供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.5 脱硝施設】 脱硝施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-1	2.6 酸及び溶媒の回収施設 酸及び溶媒の回収施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-2	酸及び溶媒の回収施設は，酸回収設備1系列及び溶媒回収設備1系列で構成し，分離建屋及び精製建屋にそれぞれ収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-3	酸及び溶媒の回収施設で回収した硝酸及び有機溶媒は，可能な限り再処理施設で再利用する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-4	2.6.1　酸回収設備 酸回収設備は，第1酸回収系及び第2酸回収系で構成する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-5	2.6.1.1　第1酸回収系 第1酸回収系は，液体廃棄物の廃棄施設等から発生する使用済硝酸を蒸留精製して回収し，溶解施設，分離施設等に移送して再利用する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-6	第1酸回収系は，分離施設の分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽等から相分離槽に受け入れた洗浄廃液及び気体廃棄物の廃棄施設の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガス洗浄塔等から低レベル無塩廃液受槽に受け入れた洗浄廃液並びに液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶等から発生した使用済硝酸を第1供給槽又は第2供給槽に受け入れた後，蒸発缶に供給する設計とする。蒸発缶は，減圧下で使用済硝酸を蒸発させ，蒸気は精留塔に送る設計とする。精留塔は，減圧下で硝酸と水を分離し回収する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-7	蒸発缶の濃縮液については，スチームジェットポンプで分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽に移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備へ移送する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-8	回収した硝酸については，回収硝酸受槽を経てポンプで溶解施設，分離施設等へ移送して再利用する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-9	精留塔の濃縮液については，第1供給槽又は第2供給槽へ移送し，再度蒸発缶に供給する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-10	回収した水については，ポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第2低レベル廃液受槽へ移送し，一部は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶で再利用する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-11	第1酸回収系の蒸発缶は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で使用済硝酸を蒸発させる設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-12	第1酸回収系の精留塔は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で硝酸と水を回収する設計とする。	設置要求	第１酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-13	2.6.1.2　第2酸回収系 第2酸回収系は，精製施設，脱硝施設等から発生する使用済硝酸を蒸留精製して回収し，分離施設，精製施設等に移送して再利用する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-1	2.6 酸及び溶媒の回収施設 酸及び溶媒の回収施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-2	酸及び溶媒の回収施設は，酸回収設備1系列及び溶媒回収設備1系列で構成し，分離建屋及び精製建屋にそれぞれ収納する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一						
6-3	酸及び溶媒の回収施設で回収した硝酸及び有機溶媒は，可能な限り再処理施設で再利用する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一						
6-4	2.6.1　酸回収設備 酸回収設備は，第1酸回収系及び第2酸回収系で構成する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一						
6-5	2.6.1.1　第1酸回収系 第1酸回収系は，液体廃棄物の廃棄施設等から発生する使用済硝酸を蒸留精製して回収し，溶解施設，分離施設等に移送して再利用する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-6	第1酸回収系は，分離施設の分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽等から相分離槽に受け入れた洗浄廃液及び気体廃棄物の廃棄施設の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガス洗浄塔等から低レベル無塩廃液受槽に受け入れた洗浄廃液並びに液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶等から発生した使用済硝酸を第1供給槽又は第2供給槽に受け入れた後，蒸発缶に供給する設計とする。蒸発缶は，減圧下で使用済硝酸を蒸発させ，蒸気は精留塔に送る設計とする。精留塔は，減圧下で硝酸と水を分離し回収する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-7	蒸発缶の濃縮液については，スチームジェットポンプで分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽に移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-8	回収した硝酸については，回収硝酸受槽を経てポンプで溶解施設，分離施設等へ移送して再利用する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-9	精留塔の濃縮液については，第1供給槽又は第2供給槽へ移送し，再度蒸発缶に供給する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-10	回収した水については，ポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第2低レベル廃液受槽へ移送し，一部は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶で再利用する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-11	第1酸回収系の蒸発缶は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で使用済硝酸を蒸発させる設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-12	第1酸回収系の精留塔は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で硝酸と水を回収する設計とする。	設置要求	○	-	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-
6-13	2.6.1.2　第2酸回収系 第2酸回収系は，精製施設，脱硝施設等から発生する使用済硝酸を蒸留精製して回収し，分離施設，精製施設等に移送して再利用する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-14	第2酸回収系は，精製施設のウラン精製設備の抽出廃液TBP洗浄器からの抽出廃液を油水分離槽に受け入れ，有機溶媒を分離した後，供給液受槽を経由して供給槽へ移送するとともに，精製施設のプルトニウム精製設備の抽出廃液中間貯槽からの抽出廃液等の使用済硝酸については供給液受槽を経由して供給槽に受け入れる設計とする。また，脱硝施設のウラン脱硝設備の脱硝塔の脱硝廃ガスの凝縮液等の使用済硝酸を低レベル無塩廃液受槽及び供給液受槽を経由して，供給槽に受け入れる設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-15	供給槽から使用済硝酸を蒸発缶に供給する設計とする。蒸発缶は，減圧下で使用済硝酸を蒸発させ，蒸気は精留塔に送る設計とする。精留塔では，減圧下で硝酸と水を分離し回収する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-16	蒸発缶の濃縮液については，スチームジェットポンプで分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽へ移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備へ移送する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-17	回収した硝酸については，回収硝酸受槽を経てポンプで分離施設，精製施設等へ移送して再利用するか又はポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-18	精留塔の濃縮液については，供給槽へ移送し，再度蒸発缶に供給する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-19	回収した水については，ポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第2低レベル廃液受槽へ移送する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-20	第2酸回収系の蒸発缶は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で使用済硝酸を蒸発させる設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-21	第2酸回収系の精留塔は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で硝酸と水を回収する設計とする。	設置要求	第２酸回収系 （許可文中，第4.7-1表，第4.7-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-22	2.6.2　溶媒回収設備 溶媒回収設備は，溶媒再生系及び溶媒処理系で構成する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-23	溶媒回収設備は，分離施設及び精製施設から発生する使用済有機溶媒を洗浄及び蒸留で精製して回収し，分離施設及び精製施設に移送して再利用する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-24	なお，溶媒回収設備で回収する有機溶媒の種類は，n-ドデカン並びにTBP及びn-ドデカンの混合物である。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-25	2.6.2.1　溶媒再生系 溶媒再生系は，分離・分配系の第1洗浄器に分離施設の分配設備のウラン逆抽出器から使用済みの有機溶媒を，プルトニウム精製系の第1洗浄器に精製施設のプルトニウム精製設備のウラン逆抽出器から使用済みの有機溶媒を，ウラン精製系の第1洗浄器に精製施設のウラン精製設備の逆抽出器から使用済みの有機溶媒を受け入れる設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-26	各々の第1洗浄器に受け入れる使用済みの有機溶媒のTBPについては，溶媒処理系で回収する回収溶媒を添加する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-14	第2酸回収系は，精製施設のウラン精製設備の抽出廃液TBP洗浄器からの抽出廃液を油水分離槽に受け入れ，有機溶媒を分離した後，供給液受槽を経由して供給槽へ移送するとともに，精製施設のプルトニウム精製設備の抽出廃液中間貯槽からの抽出廃液等の使用済硝酸については供給液受槽を経由して供給槽に受け入れる設計とする。また，脱硝施設のウラン脱硝設備の脱硝塔の脱硝廃ガスの凝縮液等の使用済硝酸を低レベル無塩廃液受槽及び供給液受槽を経由して，供給槽に受け入れる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-15	供給槽から使用済硝酸を蒸発缶に供給する設計とする。蒸発缶は，減圧下で使用済硝酸を蒸発させ，蒸気は精留塔に送る設計とする。精留塔では，減圧下で硝酸と水を分離し回収する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-16	蒸発缶の濃縮液については，スチームジェットポンプで分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽へ移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮設備へ移送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-17	回収した硝酸については，回収硝酸受槽を経てポンプで分離施設，精製施設等へ移送して再利用するか又はポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-18	精留塔の濃縮液については，供給槽へ移送し，再度蒸発缶に供給する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-19	回収した水については，ポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第2低レベル廃液受槽へ移送する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-20	第2酸回収系の蒸発缶は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で使用済硝酸を蒸発させる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-21	第2酸回収系の精留塔は，運転温度を低くして腐食し難い環境とするため，減圧条件下で硝酸と水を回収する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-22	2.6.2　溶媒回収設備 溶媒回収設備は，溶媒再生系及び溶媒処理系で構成する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-23	溶媒回収設備は，分離施設及び精製施設から発生する使用済有機溶媒を洗浄及び蒸留で精製して回収し，分離施設及び精製施設に移送して再利用する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-24	なお，溶媒回収設備で回収する有機溶媒の種類は，n-ドデカン並びにTBP及びn-ドデカンの混合物である。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-25	2.6.2.1　溶媒再生系 溶媒再生系は，分離・分配系の第1洗浄器に分離施設の分配設備のウラン逆抽出器から使用済みの有機溶媒を，プルトニウム精製系の第1洗浄器に精製施設のプルトニウム精製設備のウラン逆抽出器から使用済みの有機溶媒を，ウラン精製系の第1洗浄器に精製施設のウラン精製設備の逆抽出器から使用済みの有機溶媒を受け入れる設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-26	各々の第1洗浄器に受け入れる使用済みの有機溶媒のTBPについては，溶媒処理系で回収する回収溶媒を添加する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-27	なお，TBP濃度については，各々の溶媒再生系での洗浄の後に，定期的に試料採取して分析によって確認する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-28	第1洗浄器の第1段に受け入れた使用済みの有機溶媒については，第1段及び第2段で炭酸ナトリウムを用いて洗浄した後，第2段から抜き出し，第2洗浄器に移送する設計とする。第2洗浄器では，有機溶媒を硝酸を用いて洗浄した後，第1洗浄器の第3段へ移送する設計とする。第2洗浄器からの有機溶媒については第3段及び第4段で炭酸ナトリウムを用いて洗浄した後，第3洗浄器に移送し，水酸化ナトリウムで洗浄する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-29	第1洗浄器から第3洗浄器の洗浄によって，使用済みの有機溶媒中の溶媒の劣化物等を除去する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-30	分離・分配系の洗浄後の有機溶媒については，ゲデオンで分離施設の分離設備，分配設備へ移送し再利用するとともに，一部は溶媒処理系の溶媒供給槽へ移送する設計とする。プルトニウム精製系の洗浄後の有機溶媒については，ゲデオンで精製施設のプルトニウム精製設備へ移送し再利用するとともに，一部は分離・分配系の洗浄後の有機溶媒に混合する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-31	ウラン精製系の洗浄後の有機溶媒については，ポンプで精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ移送し再利用するとともに，一部はプルトニウム精製系の洗浄後の有機溶媒に混合する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-32	分離・分配系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-33	プルトニウム精製系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽へ移送するか又は低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-34	ウラン精製系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	溶媒再生系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-35	2.6.2.2　溶媒処理系 溶媒処理系は，溶媒再生系の分離・分配系の第3洗浄器からの洗浄後の有機溶媒を溶媒供給槽に受け入れ，第1蒸発缶に供給し水分を除去する設計とする。第1蒸発缶からの有機溶媒については，第2蒸発缶で蒸発させ，蒸気は溶媒蒸留塔へ移送し，回収希釈剤と回収溶媒を得る設計とする。溶媒蒸留塔上部から得た回収希釈剤については，回収希釈剤中間貯槽を経て回収希釈剤第1貯槽に受け入れ，ポンプで分離施設，精製施設に移送し再利用するか又は回収溶媒第3貯槽に移送する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-36	溶媒蒸留塔下部から得た回収溶媒については，回収溶媒中間貯槽を経て回収溶媒第1貯槽に受け入れ，溶媒再生系で再利用するか又は回収溶媒第3貯槽に移送する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-37	第1蒸発缶からの凝縮液については，スチームジェットポンプ等で酸回収設備又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-38	第2蒸発缶の未蒸発の有機溶媒については，第2蒸発缶に再循環させるとともに，一部は廃有機溶媒残液として廃有機溶媒残液中間貯槽に受け入れ，ポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-27	なお，TBP濃度については，各々の溶媒再生系での洗浄の後に，定期的に試料採取して分析によって確認する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-28	第1洗浄器の第1段に受け入れた使用済みの有機溶媒については，第1段及び第2段で炭酸ナトリウムを用いて洗浄した後，第2段から抜き出し，第2洗浄器に移送する設計とする。第2洗浄器では，有機溶媒を硝酸を用いて洗浄した後，第1洗浄器の第3段へ移送する設計とする。第2洗浄器からの有機溶媒については第3段及び第4段で炭酸ナトリウムを用いて洗浄した後，第3洗浄器に移送し，水酸化ナトリウムで洗浄する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-29	第1洗浄器から第3洗浄器の洗浄によって，使用済みの有機溶媒中の溶媒の劣化物等を除去する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-30	分離・分配系の洗浄後の有機溶媒については，ゲデオンで分離施設の分離設備，分配設備へ移送し再利用するとともに，一部は溶媒処理系の溶媒供給槽へ移送する設計とする。プルトニウム精製系の洗浄後の有機溶媒については，ゲデオンで精製施設のプルトニウム精製設備へ移送し再利用するとともに，一部は分離・分配系の洗浄後の有機溶媒に混合する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-31	ウラン精製系の洗浄後の有機溶媒については，ポンプで精製施設のウラン精製設備及びプルトニウム精製設備へ移送し再利用するとともに，一部はプルトニウム精製系の洗浄後の有機溶媒に混合する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-32	分離・分配系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽へ移送する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
6-33	プルトニウム精製系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液供給槽へ移送するか又は低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-34	ウラン精製系の有機溶媒の洗浄により発生する廃液については，スチームジェットポンプで液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-35	2.6.2.2　溶媒処理系 溶媒処理系は，溶媒再生系の分離・分配系の第3洗浄器からの洗浄後の有機溶媒を溶媒供給槽に受け入れ，第1蒸発缶に供給し水分を除去する設計とする。第1蒸発缶からの有機溶媒については，第2蒸発缶で蒸発させ，蒸気は溶媒蒸留塔へ移送し，回収希釈剤と回収溶媒を得る設計とする。溶媒蒸留塔上部から得た回収希釈剤については，回収希釈剤中間貯槽を経て回収希釈剤第1貯槽に受け入れ，ポンプで分離施設，精製施設に移送し再利用するか又は回収溶媒第3貯槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-36	溶媒蒸留塔下部から得た回収溶媒については，回収溶媒中間貯槽を経て回収溶媒第1貯槽に受け入れ，溶媒再生系で再利用するか又は回収溶媒第3貯槽に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-37	第1蒸発缶からの凝縮液については，スチームジェットポンプ等で酸回収設備又は液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1低レベル第1廃液受槽等へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-38	第2蒸発缶の未蒸発の有機溶媒については，第2蒸発缶に再循環させるとともに，一部は廃有機溶媒残渣として廃有機溶媒残渣中間貯槽に受け入れ，ポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-39	回収溶媒第3貯槽に受け入れた回収希釈剤及び回収溶媒については，各々廃希釈剤及び廃有機溶媒としてポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送するか又は再度蒸留処理する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-40	分離施設及び精製施設で使用した有機溶媒を新しい有機溶媒に更新する場合，溶媒処理系に受け入れる有機溶媒については，回収溶媒第3貯槽を経て，廃有機溶媒としてポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送することもできる設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-41	第1蒸発缶は，減圧条件下で運転し，有機溶媒を蒸発させる設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-42	第2蒸発缶は，減圧条件下で運転し，有機溶媒を蒸発させる設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6-43	溶媒蒸留塔は，減圧条件下で運転し，希釈剤と有機溶媒に分離し回収する設計とする。	設置要求	溶媒処理系 （許可文中，第4.7-2表，第4.7-3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十六条 安全機能を有する施設（第２章 個別項目 せん断処理施設等））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6-39	回収溶媒第3貯槽に受け入れた回収希釈剤及び回収溶媒については，各々廃希釈剤及び廃有機溶媒としてポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送するか又は再度蒸留処理する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-40	分離施設及び精製施設で使用した有機溶媒を新しい有機溶媒に更新する場合，溶媒処理系に受け入れる有機溶媒については，回収溶媒第3貯槽を経て，廃有機溶媒としてポンプで固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の廃溶媒処理系へ移送することもできる設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-41	第1蒸発缶は、減圧条件下で運転し、有機溶媒を蒸発させる設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-42	第2蒸発缶は、減圧条件下で運転し、有機溶媒を蒸発させる設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計
6-43	溶媒蒸留塔は、減圧条件下で運転し，希釈剤と有機溶媒に分離し回収する設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	基本方針	–	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.2.6 酸及び溶媒の回収施設】 酸及び溶媒の回収施設の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7-1	7.2　圧縮空気設備 7.2.1　設計基準対象の施設 圧縮空気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-2	圧縮空気設備は，一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系で構成し，再処理施設内の各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（一般圧縮空気系、安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-1図、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-3	7.2.1.1　一般圧縮空気系 一般圧縮空気系は，空気圧縮機等で構成し，各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（一般圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-4	一般圧縮空気系は，廃棄物管理施設と共用する。 共用する一般圧縮空気系は，廃棄物管理施設における使用を想定しても，再処理施設に十分な圧縮空気を供給できる容量を確保できる。また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	圧縮空気設備（一般圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-1図）	設計方針（共用）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計 ○共用 廃棄物管理施設との共用によって再処理施設との安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-5	7.2.1.2　安全圧縮空気系 安全圧縮空気系は，3台の空気圧縮機及び水素掃気用，計測制御用，かくはん用の3基の空気貯槽，安全空気銀濾装置，水素掃気用安全圧縮空気系，かくはん用安全圧縮空気系，計測制御用安全圧縮空気系で構成し，各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-6	水素掃気用安全圧縮空気系の圧縮空気は，溶液等の放射線分解により発生する水素を希釈することによる火災及び爆発の防止等の安全機能を維持するために供給する設計とする。水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器は，溶解施設の溶解設備のハル洗浄槽，分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液供給槽等である。	機能要求①	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-7	計測制御用安全圧縮空気系の圧縮空気は，計測制御系統施設の安全上重要な施設の計測制御系及び安全保護回路の火災及び爆発の防止，臨界安全等の安全機能を維持するために供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-8	かくはん用安全圧縮空気系の圧縮空気は，機器内の溶液のかくはん等のために供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-9	安全圧縮空気系の空気圧縮機等は，1台でも必要な圧縮空気量を供給する容量を有する設計とする。また，空気圧縮機の運転に必要な冷却水は，安全冷却水系から供給する設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-10	水素掃気用及び計測制御用の空気貯槽は，短時間の全交流動力電源の喪失時においても，その安全機能を確保できる容量とする設計とする。	設置要求	圧縮空気設備（安全圧縮空気系） （許可文中、第9.3-1表、第9.3-2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮　1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7-1	7.2　圧縮空気設備 7.2.1　設計基準対象の施設 圧縮空気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
7-2	圧縮空気設備は，一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系で構成し，再処理施設内の各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	基本方針	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-3	7.2.1.1　一般圧縮空気系 一般圧縮空気系は，空気圧縮機等で構成し，各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
7-4	一般圧縮空気系は，廃棄物管理施設と共用する。 共用する一般圧縮空気系は，廃棄物管理施設における使用を想定しても，再処理施設に十分な圧縮空気を供給できる容量を確保できる。また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計 ○共用 廃棄物管理施設との共用によって再処理施設との安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-
7-5	7.2.1.2　安全圧縮空気系 安全圧縮空気系は，3台の空気圧縮機及び水素掃気用，計測制御用，かくはん用の3基の空気貯槽，安全空気乾燥装置，水素掃気用安全圧縮空気系，かくはん用安全圧縮空気系，計測制御用安全圧縮空気系で構成し，各施設に圧縮空気を供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-6	水素掃気用安全圧縮空気系の圧縮空気は，溶液等の放射線分解により発生する水素を希釈することによる火災及び爆発の防止等の安全機能を維持するために供給する設計とする。水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器は，溶解施設の溶解設備のハル洗浄槽，分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液供給槽等である。	機能要求①	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-7	計測制御用安全圧縮空気系の圧縮空気は，計測制御系統施設の安全上重要な施設の計測制御系及び安全保護回路の火災及び爆発の防止，臨界安全等の安全機能を維持するために供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-8	かくはん用安全圧縮空気系の圧縮空気は，機器内の溶液のかくはん等のために供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-9	安全圧縮空気系の空気圧縮機等は，1台でも必要な圧縮空気量を供給する容量を有する設計とする。また，空気圧縮機の運転に必要な冷却水は，安全冷却水系から供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計
7-10	水素掃気用及び計測制御用の空気貯槽は，短時間の全交流動力電源の喪失時においても，その安全機能を確保できる容量とする設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計	△	－	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統毎の設計上の考慮 1.8.7.2 圧縮空気設備】 圧縮空気設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8-1	7.3　給水処理設備 給水処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-2	給水処理設備は，ろ過水貯槽，純水装置，純水貯槽等で構成し，再処理施設の運転に必要なろ過水及び純水を確保及び供給する設計とする。	設置要求	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-3	給水処理設備のうち，ろ過水を供給する設備は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。 ろ過水を供給する設備は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設における使用を想定しても，再処理施設に十分なろ過水を供給できる容量を確保できる。また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	設計方針（共用）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計 ○ 共用 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-4	ろ過水貯槽は，二又川河川水を除濁ろ過したろ過水を受け入れ，貯留する設計とする。また，ろ過水貯槽のろ過水は，純水装置へ移送するとともに，各使用先に供給する設計とする。	設置要求	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-5	純水装置は，ろ過水貯槽からろ過水を受け入れ，ろ過水を純水にする設計とする。	設置要求	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-6	純水貯槽は，純水を純水装置から受け入れ，貯留する設計とする。また，純水貯槽の純水は，各使用先に供給する設計とする。	設置要求	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-7	また，給水処理設備の屋外機器は，必要に応じ保温材の設置及び地下埋設により，凍結を防止する設計とする。	設置要求	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8-1	7.3　給水処理設備 給水処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-2	給水処理設備は，ろ過水貯槽，純水装置，純水貯槽等で構成し，再処理施設の運転に必要なろ過水及び純水を確保及び供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する。	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
8-3	給水処理設備のうち，ろ過水を供給する設備は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。 ろ過水を供給する設備は，廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設における使用を想定しても，再処理施設に十分なろ過水を供給できる容量を確保できる。また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	給水処理設備（給水処理設備） （許可文中、第9.4-1表、第9.4-1図）	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計 ○　共用 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-
8-4	ろ過水貯槽は，二又川河川水を除濁ろ過したろ過水を受け入れ，貯留する設計とする。また，ろ過水貯槽のろ過水は，純水装置へ移送するとともに，各使用先に供給する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する。	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
8-5	純水装置は，ろ過水貯槽からろ過水を受け入れ，ろ過水を純水にする設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
8-6	純水貯槽は，純水を純水装置から受け入れ，貯留する設計とする。 また，純水貯槽の純水は，各使用先に供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
8-7	また，給水処理設備の屋外機器は，必要に応じ保温材の設置及び地下埋設により，凍結を防止する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備 設備の一部を変更する。	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.3 給水処理設備】 給水処理設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-1	7.4　冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における浸水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-2	冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系、安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1表(2)、第9.5-1～5図	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更無し	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
9-3	7.4.1　一般冷却水系 一般冷却水系は，各建屋換気空調用，使用済燃料輸送容器管理建屋用，再処理設備本体用，運転予備用ディーゼル発電機用，第2運転予備用ディーゼル発電機用及び再処理設備本体の運転予備負荷用の系で構成する。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-4	各建屋換気空調用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設に冷却水を供給し，主として各建屋換気空調等で発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-5	使用済燃料輸送容器管理建屋用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア内の放射性廃棄物の廃棄施設の換気空調及びその他再処理設備の附属施設に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-6	再処理設備本体用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，再処理設備本体及び放射性廃棄物の廃棄施設の凝縮器等に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-7	運転予備用ディーゼル発電機用及び第2運転予備用ディーゼル発電機用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-8	再処理設備本体の運転予備負荷用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，運転予備負荷に直接，又は冷凍機を介して冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-9	一般冷却水系の屋外機器は，必要に応じて凍結を防止できる設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9-10	7.4.2　安全冷却水系 安全冷却水系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，再処理設備本体用並びに第2非常用ディーゼル発電機用の系で構成する。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－
9-11	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，使用済燃料の貯蔵施設のプール水冷却系の熱交換器及びその他再処理設備の附属施設の第1非常用ディーゼル発電機等に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-1	7.4　冷却水設備 冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における浸水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	第１Ｇｒ申請と同一						△	－	－	－	－	－	－	－
9-2	冷却水設備は，一般冷却水系及び安全冷却水系で構成し，再処理施設内の各施設で発生する熱を除去し，冷却塔から大気に放熱する設計とする。	設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更無し	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-3	7.4.1　一般冷却水系 一般冷却水系は，各建屋換気空調用，使用済燃料輸送容器管理建屋用，再処理設備本体用，運転予備用ディーゼル発電機用，第2運転予備用ディーゼル発電機用及び再処理設備本体の運転予備負荷用の系で構成する。	設置要求	○	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-4	各建屋換気空調用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設に冷却水を供給し，主として各建屋換気空調等で発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	基本方針	基本方針	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-5	使用済燃料輸送容器管理建屋用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア内の放射性廃棄物の廃棄施設の換気空調及びその他再処理設備の附属施設に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	○	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-6	再処理設備本体用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，再処理設備本体及び放射性廃棄物の廃棄施設の凝縮器等に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-7	運転予備用ディーゼル発電機用及び第2運転予備用ディーゼル発電機用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，その他再処理設備の附属施設の運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-8	再処理設備本体の運転予備負荷用の一般冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，運転予備負荷に直接，又は冷凍機を介して冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	－	基本方針	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-9	一般冷却水系の屋外機器は，必要に応じて凍結を防止できる設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	－	基本方針	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-10	7.4.2　安全冷却水系 安全冷却水系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用，再処理設備本体用並びに第2非常用ディーゼル発電機用の系で構成する。	設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-11	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，使用済燃料の貯蔵施設のプール水冷却系の熱交換器及びその他再処理設備の附属施設の第1非常用ディーゼル発電機等に冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-12	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，独立した2系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，1系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-13	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，MOX燃料加工施設と共用するモニタリングポストの非常用電源設備である第1非常用ディーゼル発電機の熱を除去するため，MOX燃料加工施設と共用する。共用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，共用によって仕様系統構成及び崩壊熱除去機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	設計方針（共用）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計 ○　共用 MOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計 ○　共用 MOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-
9-14	再処理設備本体用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の機器類等に冷却水を供給し，各施設で発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-15	再処理設備本体用の安全冷却水系の冷却水は，崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある機器の崩壊熱の除去，安全圧縮空気系の空気圧縮機の冷却，建屋換気空調等のために供給する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-16	再処理設備本体用の安全冷却水系は，独立した2系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，1系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-17	崩壊熱除去用の冷却水は，各建屋に中間熱交換器を設置して熱交換し，冷却水循環ポンプで各施設の機器に設ける冷却コイル，冷却ジャケット等に冷却水を供給する。崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さい場合は，中間熱交換器以降は独立した2系列とする設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-18	崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設は溶解施設の溶解設備の中間ポット、分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液受槽等である。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-19	再処理設備本体用の安全冷却水系は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機へ直接供給し，また，制御建屋等で非常用所内電源系統に接続する建屋換気設備等へ冷凍機を介して供給する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-20	第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，その他再処理設備の附属施設の第2非常用ディーゼル発電機に独立して冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	冷却水設備（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1、3～5図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-
9-21	安全冷却水系の屋外機器は，必要に応じて凍結を防止できる設計とする。	設置要求	冷却水設備（一般冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(1)、第9.5-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	○	基本方針	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9-12	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，独立した2系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，1系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。	設置要求	△	基本方針	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-13	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，MOX燃料加工施設と共用するモニタリングポストの非常用電源設備である第1非常用ディーゼル発電機の熱を除去するため，MOX燃料加工施設と共用する。共用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系は，共用によって仕様系統構成及び崩壊熱除去機能に変更はないため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	△	基本方針	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計 ○ 共用 MOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	△	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計 ○ 共用 MOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
9-14	再処理設備本体用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって再処理設備本体，計測制御系統施設，放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設の機器類等に冷却水を供給し，各施設で発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-15	再処理設備本体用の安全冷却水系の冷却水は，崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある機器の崩壊熱の除去，安全圧縮空気系の空気圧縮機の冷却，建屋換気空調等のために供給する設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-16	再処理設備本体用の安全冷却水系は，独立した2系列の冷却塔，冷却水循環ポンプ等により構成し，1系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-17	崩壊熱除去用の冷却水は，各建屋に中間熱交換器を設置して熱交換し，冷却水循環ポンプで各施設の機器に設ける冷却コイル，冷却ジャケット等に冷却水を供給する。崩壊熱による溶液の沸騰までの時間余裕が小さい場合は，中間熱交換器以降は独立した2系列とする設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-18	崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設は溶解施設の溶解設備の中間ポット，分離施設の分離設備の溶解液中間貯槽，精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液受槽等である。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-19	再処理設備本体用の安全冷却水系は，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系の空気圧縮機へ直接供給し，また，制御建屋等で非常用所内電源系統に接続する建屋換気設備等へ冷凍機を介して供給する設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-20	第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系は，冷却塔により冷却水を除熱し，冷却水循環ポンプによって，その他再処理設備の附属施設の第2非常用ディーゼル発電機に独立して冷却水を供給し，発生する熱を除去する設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計
9-21	安全冷却水系の屋外機器は，必要に応じて凍結を防止できる設計とする。	設置要求	第１Ｇｒ申請と同一						△	基本方針	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.4 冷却水設備】 冷却水設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10-1	7.5　蒸気供給設備 7.5.1　蒸気供給設備 蒸気供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-2	蒸気供給設備は，一般蒸気系及び安全蒸気系で構成し，再処理施設の機器の加熱，液移送等に使用する蒸気を供給する設計とする。	設置要求	蒸気供給設備（一般蒸気系、安全蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1～3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-3	7.5.1.1　一般蒸気系 一般蒸気系は，ボイラ，燃料貯蔵設備等で構成し，各施設に蒸気及び蒸気から製造する温水を供給する設計とする。	設置要求	蒸気供給設備（一般蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1、2図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-4	一般蒸気系は，廃棄物管理施設における使用を想定しても，再処理施設に十分な蒸気を供給できる容量を確保できる。 また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	蒸気供給設備（一般蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1、2図）	設計方針（共用）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計 ○　共用 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-5	7.5.1.2　安全蒸気系 安全蒸気系は，2基のボイラ，燃料ボンベ，供給水槽等で構成し，ボイラ1基で最大容量のスチームジェットポンプに必要な蒸気量を供給できる設計とする。	設置要求	蒸気供給設備（安全蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1、3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-6	安全蒸気系は，崩壊熱により沸騰のおそれがあるか，又はα－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液を安全に移送するためのスチームジェットポンプに蒸気を供給する設計とする。	設置要求	蒸気供給設備（安全蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1、3図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10-7	安全蒸気系は通常は停止状態であり，セル等内に設置の機器から液体状の放射性物質の漏えいが生じた場合に起動し，一般蒸気系が使用できない場合に使用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10-1	7.5　蒸気供給設備 7.5.1　蒸気供給設備 蒸気供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
10-2	蒸気供給設備は，一般蒸気系及び安全蒸気系で構成し，再処理施設の機器の加熱，液移送等に使用する蒸気を供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計
10-3	7.5.1.1　一般蒸気系 一般蒸気系は，ボイラ，燃料貯蔵設備等で構成し，各施設に蒸気及び蒸気から製造する温水を供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-
10-4	一般蒸気系は，廃棄物管理施設における使用を想定しても，再処理施設に十分な蒸気を供給できる容量を確保できる。 また，故障その他の異常が発生した場合でも，弁を閉止することにより故障その他の異常による影響を局所化し，故障その他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	-	蒸気供給設備（一般蒸気系） （許可文中、第9.6-1表、第9.6-1、2図）	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.7 共用に対する考慮 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計 ○　共用 廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設との共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-
10-5	7.5.1.2　安全蒸気系 安全蒸気系は，2基のボイラ，燃料ポンペ，供給水槽等で構成し，ボイラ1基で最大容量のスチームジェットポンプに必要な蒸気量を供給できる設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計
10-6	安全蒸気系は，崩壊熱により沸騰のおそれがあるか，又はnードデカンの引火点に達するおそれのある暴えい液を安全に移送するためのスチームジェットポンプに蒸気を供給する設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	-	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計
10-7	安全蒸気系は通常は停止状態であり，セル等内に設置の機器から液体状の放射性物質の漏えいが生じた場合に起動し，一般蒸気系が使用できない場合に使用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	-	施設共通　基本設計方針	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計	△	-	施設共通　基本設計方針	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.5 蒸気供給設備】 蒸気供給設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11-1	7.6 分析設備 7.6.1 設計基準対応の施設 分析設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求事項」に対する要求事項に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-2	分析設備は，再処理施設内の各施設から分析試料を採取，移送及び分析するとともに分析試料の分析により生じる分析済溶液及び分析残液を処理する設備で構成し，分析結果は中央制御室及び使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に送る設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-3	分析設備は，分析建屋に収納する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図） 分析建屋	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-4	分析建屋の主要構造は，地上3階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	分析建屋	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-5	分析建屋の一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用する。六ケ所保障措置分析所と共用する分析建屋の一部は，共用によって，当該部位の仕様に変更が無いため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	分析建屋	設計方針（共用）	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 ○共用 六ヶ所保障措置分析所との共用によって再処理施設との安全性を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-6	分析設備は，再処理施設内の各建屋に設置する分析試料採取装置，分析建屋等に設置する分析装置，分析試料移送装置，グローブボックス等及び分析済溶液処理系で構成する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-7	再処理施設内の各施設に設置した分析試料採取装置で採取した分析試料は，主として気送管等で構成される移送経路が確認できる分析試料移送装置で，所定の分析建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン混合脱硝建屋のグローブボックス等に移送し，放射線量が極めて低く，比較的多くの量を必要とする分析試料は，手持ち移送にて分析建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-8	分析装置は，分析建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン混合脱硝建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に設置し，分析試料を分析項目に応じた分析ができる設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-9	主要な試料採取項目として清澄・計量設備の計量・調整槽の溶解液等とする設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11-10	分析建屋にて分析試料の分析により生じる分析済溶液については，分析試料の性状に応じて分類し，分析済溶液処理系，液体廃棄物の廃棄施設及び分析設備に移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	VI－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第16条 安全機能を有する施設（第2章　個別項目　せん断処理施設等））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11-1	7.6 分析設備 7.6.1 設計基準対応の施設 分析設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「2. 地盤」，「3. 自然現象等」，「4. 閉じ込めの機能」，「5. 火災等による損傷の防止」，「8. 遮蔽」及び「9. 設備に対する要求事項」に対する要求事項に基づくものとする。	冒頭宣言	○	-	-	-	-	-	第2Gr（主要4建屋、E施設共用）申請と同一							
11-2	分析設備は，再処理施設内の各施設から分析試料を採取，移送及び分析するとともに分析試料の分析により生じる分析済溶液及び分析残液を処理する設備で構成し，分析結果は中央制御室及び使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に送る設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計	第2Gr（主要4建屋、E施設共用）申請と同一							
11-3	分析設備は，分析建屋に収納する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-4	分析建屋の主要構造は，地上3階，地下3階の建物とする設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-5	分析建屋の一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用する。六ヶ所保障措置分析所と共用する分析建屋の一部は，共用によって，当該部位の仕様に変更が無いため，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 ○共用 六ヶ所保障措置分析所との共用によって再処理施設との安全性を損なわない設計とする。
11-6	分析設備は，再処理施設内の各建屋に設置する分析試料採取装置，分析建屋等に設置する分析装置，分析試料移送装置，グローブボックス等及び分析済溶液処理系で構成する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計	△	—	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-7	再処理施設内の各施設に設置した分析試料採取装置で採取した分析試料は，主として気送管等で構成される移送経路が確認できる分析試料移送装置で，所定の分析建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン混合脱硝建屋のグローブボックス等に移送し，放射線量が極めて低く，比較的多くの量を必要とする分析試料は，手持ち移送にて分析建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に移送する設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-8	分析装置は，分析建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン混合脱硝建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に設置し，分析試料を分析項目に応じた分析ができる設計とする。	設置要求	○	基本方針	基本方針	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-9	主要な試料採取項目として清澄・計量設備の計量・調整槽の溶解液等とする設計とする。	設置要求	○	-	基本方針	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計	△	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-10	分析建屋にて分析試料の分析により生じる分析済溶液については，分析試料の性状に応じて分類し，分析済溶液処理系，液体廃棄物の廃棄施設及び分析設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11-11	分析済溶液処理系は，プルトニウムを含む分析済溶液を小容量の回分操作による濃縮及び抽出を行い，プルトニウムを回収し，回収したプルトニウム溶液を分析残液とともに分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11-12	プルトニウムを含む分析済溶液については，分析セル，グローブボックス及びフードから分析済溶液受槽に受け入れ，分析済溶液供給槽を経て濃縮操作ボックスに移送し，濃縮操作ボックス内で濃縮を行う設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11-13	濃縮液については，濃縮操作ボックスから濃縮液受槽に受け入れ，濃縮液供給槽を経て抽出操作ボックスに移送し，抽出操作ボックス内でプルトニウムの抽出を行う設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11-14	回収したプルトニウム溶液については，抽出液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，回収槽を経て分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11-15	分析残液については，分析セル，グローブボックス及びフードから分析残液受槽に受け入れ，分析残液希釈槽に移送し，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，回収槽を経て分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11-16	濃縮操作に伴う凝縮液及びプルトニウムを除去した抽出残液については，各々凝縮液受槽及び抽出残液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備及び分析設備へ移送する設計とする。	設置要求	分析設備 （許可文中，第9.8-1表，第9.8-1図）	基本方針	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.6 分析設備】 分析設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11-11	分析済溶液処理系は，プルトニウムを含む分析済溶液を小容量の回分操作による濃縮及び抽出を行い，プルトニウムを回収し，回収したプルトニウム溶液を分析残液とともに分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-12	プルトニウムを含む分析済溶液については，分析セル，グローブボックス及びフードから分析済溶液受槽に受け入れ，分析済溶液供給槽を経て濃縮操作ボックスに移送し，濃縮操作ボックス内で濃縮を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-13	濃縮液については，濃縮操作ボックスから濃縮液受槽に受け入れ，濃縮液供給槽を経て抽出操作ボックスへ移送し，抽出操作ボックス内でプルトニウムの抽出を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-14	回収したプルトニウム溶液については，抽出液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，回収槽を経て分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-15	分析残液については，分析セル，グローブボックス及びフードから分析残液受槽に受け入れ，分析残液希釈槽に移送し，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度を確認した後，回収槽を経て分離建屋一時貯留処理設備に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計
11-16	濃縮操作に伴う凝縮液及びプルトニウムを除去した抽出残液については，各々凝縮液受槽及び抽出残液受槽に受け入れ，試料採取してプルトニウム量を分析し，プルトニウム濃度が有意量以下であることを確認した後，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備及び分析設備へ移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	Ⅵ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6 分析設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.6　分析設備】 分析設備の構成及び設計

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12-1	7.7　化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-2	化学薬品貯蔵供給設備は，化学薬品貯蔵供給系，窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系で構成する。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-3	7.7.1.1　化学薬品貯蔵供給系 化学薬品貯蔵供給系は，化学薬品を貯蔵あるいは移送する貯槽，機器及び配管並びにそれに付随する計器で構成する。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-4	化学薬品貯蔵供給系は，再処理施設で使用する化学薬品の受入れ，貯蔵，調整及び供給を行う設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-5	化学薬品貯蔵供給系で取り扱う化学薬品は，硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n－ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン，炭酸ナトリウム，NOxであり，これらは受入れ貯槽及び移送設備から使用する各施設に移送する設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-6	なお，NOxについては放射性廃棄物の廃棄施設の気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備のウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備において廃ガスから回収し，移送する設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-7	試薬建屋の化学薬品貯蔵供給系は，化学薬品が漏えいしたとしても，建屋外部への漏えいの拡大を防止できる設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系） （許可文中、第9.9-1表、第9.9-1図）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-8	7.7.1.2　窒素ガス製造供給系 窒素ガス製造供給系は，再処理施設で使用する窒素ガスの製造及び供給を行う設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（窒素ガス製造供給系） （許可文中、第9.9-1表）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12-9	7.7.1.3　酸素ガス製造供給系 酸素ガス製造供給系は，再処理施設で使用する酸素ガスの製造及び供給を行う設計とする。	設置要求	化学薬品貯蔵供給設備（酸素ガス製造供給系） （許可文中、第9.9-1表）	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮　1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12-1	7.7　化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3．自然現象等」，「5．火災等による損傷の防止」，「7．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
12-2	化学薬品貯蔵供給設備は，化学薬品貯蔵供給系，窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系で構成する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-3	7.7.1.1　化学薬品貯蔵供給系 化学薬品貯蔵供給系は，化学薬品を貯蔵あるいは移送する貯槽，機器及び配管並びにそれに付随する計器で構成する。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-4	化学薬品貯蔵供給系は，再処理施設で使用する化学薬品の受入れ，貯蔵，調整及び供給を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-5	化学薬品貯蔵供給系で取り扱う化学薬品は，硝酸，水酸化ナトリウム，TBP，n－ドデカン，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン，炭酸ナトリウム，NOxであり，これらは受入れ貯槽及び移送設備から使用する各施設に移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-6	なお，NOxについては放射性廃棄物の廃棄施設の気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備のウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備において廃ガスから回収し，移送する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-7	試薬建屋の化学薬品貯蔵供給系は，化学薬品が漏えいしたとしても，建屋外部への漏えいの拡大を防止できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 設備の一部を変更する	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-8	7.7.1.2　窒素ガス製造供給系 窒素ガス製造供給系は，再処理施設で使用する窒素ガスの製造及び供給を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計
12-9	7.7.1.3　酸素ガス製造供給系 酸素ガス製造供給系は，再処理施設で使用する酸素ガスの製造及び供給を行う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8 系統施設ごとの設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備 既設工認の設計から変更なし	【1.8 系統施設毎の設計上の考慮 1.8.7.7 化学薬品貯蔵供給設備】 化学薬品貯蔵供給設備の構成及び設計

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第17条・第37条：材料及び構造

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条、第三十七条（材料及び構造））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 9.　設備に対する要求 9.3　材料及び構造 9.3.1　材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における材料及び構造にあっては，安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備に属するもののうち以下のいずれかに該当するもの（以下，安全機能を有する施設にあっては「安全機能を有する施設の容器等」，重大事故等対処設備にあっては「重大事故等対処設備の容器等」という。）を再処理施設の安全性を確保する上で重要なものとして材料及び構造の対象とする。 a．その機能喪失によって放射性物質による災害及び内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある機器区分（再処理第１種機器から再処理第５種機器）に属する容器及び管 b．公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する容器及び管 c．上記a.又はbに接続するポンプ及び弁（安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。） d．上記a.，b.又はcに直接溶接される支持構造物であり，その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの e．安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する内燃機関 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造（主要な溶接部を含む。）は，施設時において，9.3.1.1及び9.3.1.2の通りとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格，再処理施設用ステンレス鋼規格，発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等に準拠し設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 1.概要 2.材料及び構造に関する基本方針 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 1.概要	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【1.概要】 技術基準規則第十七条及び第三十七条に対する適合性説明であることを説明する。 安全機能を有する施設のうち要求事項に変更がなく，改造を実施しない機器については，今回の申請において変更は行わないことを説明する。 【2.材料及び構造に関する基本方針】 材料及び構造の対象範囲について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【1.概要】 「Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針」に対する設計方針について説明する。	○	基本方針	－	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 1.概要 2.材料及び構造に関する基本方針 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 1.概要	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【1.概要】 技術基準規則第十七条及び第三十七条に対する適合性説明であることを説明する。 安全機能を有する施設のうち要求事項に変更がなく，改造を実施しない機器については，今回の申請において変更は行わないことを説明する。 【2.材料及び構造に関する基本方針】 材料及び構造の対象範囲について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【1.概要】 「Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針」に対する設計方針について説明する。
2	9.3.1.1　材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。）は，その使用される圧力，温度，荷重，腐食環境その他の使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。）は，その使用される圧力，温度，荷重その他の使用条件に対して，日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等，常設重大事故等対処設備の容器等及び可搬型重大事故等対処設備の容器等 ・使用済燃料受入れ設備 ・使用済燃料貯蔵設備 ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・溶媒回収設備 ・計測制御設備 ・制御室換気設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・代替注水設備 ・スプレイ設備 ・制御室（重大事故等対処設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液貯蔵設備 ・低レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 ・電気設備 ・圧縮空気設備 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・水供給設備 ・冷却水設備 ・代替安全冷却水系 ・蒸気供給設備 ・分析設備 ・化学薬品貯蔵供給設備 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・補機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備 ・放水設備 ・抑制設備	基本方針 設計方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.1材料に関する基本方針 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 2.材料 (1)材料選定 (2)腐食代の設定 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 Ｖ－１－１－１　別紙２　腐食代の設計方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.1材料に関する基本方針】 材料については，使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とすることを説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【2.材料】 (1)材料選定 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等は，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮して定めた「材料選定フロー」による指定材料等を使用する設計とすることを説明する。 「材料選定フロー」によらない場合として個別機器に係る材料選定理由等を説明する。 (2)腐食代の設定 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管に使用する材料の板厚は，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。 また，腐食代設定方針によらない場合として個別機器に係る腐食代の設定の考え方を説明する。 常時腐食性流体に接液しないものに使用する材料の板厚は，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 今回新たに評価を実施する安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管が準拠する細目の設計方針については，「Ⅱ構造等に関する設計方針」として今回新たに定める。 Ｖ－１－１－１　別紙２　腐食代の設計方針 今回新たに施設する安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の腐食代の設定に係る基本方針については，既認可の「腐食代設計方針」によることを説明する。	○	基本方針	＜容器等＞ ・主要材料 ＜主配管＞ ・主要材料	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.1材料に関する基本方針 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 2.材料 (1)材料選定 (2)腐食代の設定	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.1材料に関する基本方針】 材料については，使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とすることを説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【2.材料】 (1)材料選定 安全機能を有する施設の容器等は，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮して定めた「材料選定フロー」による指定材料等を使用する設計とすることを説明する。 (2)腐食代の設定 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管に使用する材料の板厚は，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条、第三十七条（材料及び構造））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第１章　共通項目 9.　設備に対する要求 9.3　材料及び構造 9.3.1　材料及び構造 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における材料及び構造にあっては，安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備に属するもののうち以下のいずれかに該当するもの（以下，安全機能を有する施設にあっては「安全機能を有する施設の容器等」，重大事故等対処設備にあっては「重大事故等対処設備の容器等」という。）を再処理施設の安全性を確保する上で重要なものとして材料及び構造の対象とする。 a．その機能喪失によって放射性物質による災害及び内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある機器区分（再処理第１種機器から再処理第５種機器）に属する容器及び管 b．公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する容器及び管 c．上記a.又はbに接続するポンプ及び弁（安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。） d．上記a.bｘはcに直接溶接される支持構造物であり，その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの e．安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する内燃機関 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の材料及び構造（主要な溶接部を含む。）は，施設時において，9.3.1.1及びb.3.1.2の通りとし，その際，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，圧力容器構造規格，再処理施設用ステンレス鋼規格，発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等に準拠し設計する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.材料及び構造に関する基本方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.材料及び構造に関する基本方針】 材料及び構造の対象範囲について説明する。
2	9.3.1.1　材料 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等のうち常設のもの（以下「常設重大事故等対処設備の容器等」という。）は，その使用される圧力，温度，荷重，腐食環境その他の使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。 重大事故等対処設備の容器等のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備の容器等」という。）は，その使用される圧力，温度，荷重その他の使用条件に対して，日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とする。	機能要求②	○	・代替注水設備 ・スプレイ設備 ・制御室（重大事故等対処設備） ・放水設備	・安全冷却水系 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・制御室（重大事故等対処設備） ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・水供給設備 ・安全冷却水系 ・代替安全冷却水系 ・分析設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・地機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備 ・放水設備 ・抑制設備	－	－	＜容器等＞ ・主要材料 ＜主配管＞ ・主要材料	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.1材料に関する基本方針 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 2.材料 (1)材料選定 (2)腐食代の設定 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 Ｖ－１－１－１　別紙２　腐食代の設計方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.1材料に関する基本方針】 材料については，使用条件に対して，適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する設計とすることを説明する。 Ｖ－１－１－１ 強度及び耐食性に関する設計方針 【2.材料】 (1)材料選定 重大事故等対処設備の容器等は，取り扱う放射性物質の濃度，腐食環境等の条件を考慮して定めた「材料選定フロー」による指定材料等を使用する設計とすることを説明する。 「材料選定フロー」によらない場合として個別機器に係る材料選定理由等を説明する。 (2)腐食代の設定 重大事故等対処設備の容器等の容器及び管に使用する材料の板厚は，腐食環境を考慮して腐食代を設定することを説明する。 常時腐食性流体に接液しないものに使用する材料の板厚は，重大事故等時における腐食環境を考慮してもその影響は十分小さいため腐食代は設定しないことを説明する。 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 今回新たに評価を実施する安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管が準拠する細目の設計方針については，「Ⅱ構造等に関する設計方針」として今回新たに定める。 Ｖ－１－１－１　別紙２　腐食代の設計方針 今回新たに施設する安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の腐食代の設定に係る基本方針については，既認可の「腐食代設計方針」によることを説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第十七条、第三十七条（材料及び構造））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	9.3.1.2　構造 9.3.1.2.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)　容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管（ダクトは除く。）は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計条件」という。）において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 （ダクト及び支持構造物は除く。） ・使用済燃料受入れ設備 ・使用済燃料貯蔵設備 ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・溶媒回収設備 ・計測制御設備 ・制御室換気設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液貯蔵設備 ・低レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 ・電気設備 ・圧縮空気設備 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・冷却水設備 ・代替安全冷却水系 ・蒸気供給設備 ・分析設備 ・化学薬品貯蔵供給設備 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・補機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 評価方法 評価	Ⅴ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)容器及び管 Ⅴ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 3.1.1　容器及び管 (1)公式による評価 a.常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価区分 b.強度計算における準拠規格の選定 c.規格の相違 d.選定規格 (2)解析による評価 (3)高圧ガス保安法を適用した設計 a.技術基準規則第三十七条第１項第１号及び第２号の要求事項 b.技術基準規則第三十七条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅴ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 Ⅴ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の計算書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　別紙１　容器の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 Ⅴ－１－２－１　別紙２　管の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 Ⅴ－１－２－１　別紙３　機器のFEMモデルを用いた解析法 Ⅴ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ⅴ－２－１　評価条件整理表 Ⅴ－２－２　強度計算書及び強度評価書 Ⅴ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書	Ⅴ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.材料及び構造に関する基本方針】 【2.2構造に関する基本方針】 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 (1)容器及び管 容器及び管の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ⅴ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.構造】 【3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 【3.1.1　容器及び管】 (1)公式による評価 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造は，以下のとおり基本的に施設時の準拠規格による評価として「Ⅰ既認可構造等に関する設計方針」又は「Ⅱ構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 ・施設時の準拠規格がⅠの場合はⅠとⅡの比較を行い，いずれか安全側の規格による評価を実施 ・施設時の準拠規格がⅡの場合はⅡによる評価を実施 ・安全機能を有する施設の容器等を常設重大事故等対処設備の容器等として兼用し，条件アップがない場合は，既設工認の確認による評価を実施する 弱圧の容器に関する取扱いについて説明する。（個別機器に係る方針） また，ジルコニウム／ステンレス鋼の接続にあっては，異材継手を使用する設計とすることを説明する。（個別機器に係る方針） a.常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価区分 常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造強度評価方針として，以下の評価区分について説明する。 評価区分① 既設工認における評価結果の確認による評価 評価区分② ⅠとⅡのいずれか安全側の規格による評価 評価区分③ Ⅱによる評価 b.強度計算における準拠規格の選定 Ⅰ又はⅡのいずれか安全側の規格による評価（評価区分②）に区分された機器の準拠規格の選定（安全側の規格の選定）について，「公式による評価」と「解析による評価」との手法ごとに分けて説明する。 c.規格の相違 ⅠとⅡの両規格に相違がみられた評価項目について説明する。 d.選定規格 施設時の準拠規格がⅠの場合は，確認された安全側の規格に準拠した評価を実施することを説明する。 (2)解析による評価 Ⅰ又はⅡに規格計算式等の規定がないものは，ASME codeによる応力評価を実施することを説明する。 (3)高圧ガス保安法を適用した設計 a.技術基準規則第三十七条第１項第１号及び第２号の要求事項 b.技術基準規則第三十七条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ⅴ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 今回新たに評価を実施する安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管が準拠する細目の設計方針については，「Ⅱ構造等に関する設計方針」として今回新たに定める。 Ⅴ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の計算書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　別紙１　容器の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 容器の強度計算書作成の基本方針として，「Ⅱ構造等に関する設計方針」に基づく強度計算書の作成方針（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 Ⅴ－１－２－１　別紙２　管の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 容器の強度計算書作成の基本方針として，「Ⅱ構造等に関する設計方針」に基づく強度計算書の作成方針（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 Ⅴ－１－２－１　別紙３　機器のFEMモデルを用いた解析法 解析による強度計算書作成の基本方針として，解析による強度計算書の作成方針について説明する。 Ⅴ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ⅴ－２－１　評価条件整理表 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価条件を整理し，今回新たに強度計算書を作成するものと既認可における当該機器の強度計算書によるものとを整理する。 Ⅴ－２－２　強度計算書及び強度評価書 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の改造に伴い強度評価が必要となる範囲並びに新たに材料及び構造の要求が追加となる重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の申請対象機器の強度評価は，今回新たに強度計算書を作成する。 Ⅴ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない既設の申請対象機器の強度評価は，既認可における当該機器の強度計算書を示す。	○	基本方針	＜容器等＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅴ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)容器及び管 Ⅴ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 3.1.1　容器及び管 (1)公式による評価 (2)解析による評価 Ⅴ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の計算書作成の基本方針 Ⅴ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ⅴ－２－１　評価条件整理表 Ⅴ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書	Ⅴ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.材料及び構造に関する基本方針】 【2.2構造に関する基本方針】 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 (1)容器及び管 容器及び管の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ⅴ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.構造】 【3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 【3.1.1　容器及び管】 (1)公式による評価 安全機能を有する施設の容器等容器及び管の構造は，以下のとおり基本的に施設時の準拠規格による評価として「Ⅰ既認可構造等に関する設計方針」又は「Ⅱ構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 (2)解析による評価 Ⅰ又はⅡに規格計算式等の規定がないものは，ASME codeによる応力評価を実施することを説明する。 Ⅴ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の材料及び構造に係る細目の設計方針について，以下のとおり説明する。 ・材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない既設の安全機能を有する施設の容器等の容器及び管が準拠する細目の設計方針については，「Ⅰ既認可構造等に関する設計方針」による。 Ⅴ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ⅴ－１－２－１　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の計算書作成の基本方針 Ⅴ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ⅴ－２－１　評価条件整理表 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価条件を整理し，今回新たに強度計算書を作成するものと既認可における当該機器の強度計算書によるものとを整理する。 Ⅴ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない既設の申請対象機器の強度評価は，既認可における当該機器の強度計算書を示す。
4	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のうちダクト ・制御室換気設備 ・換気設備 ・代替換気設備	基本方針 設計方針 評価方法			○	基本方針	＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料		
5	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 ・高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	基本方針 設計方針 評価方法 評価			○	基本方針	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	9.3.1.2　構造 9.3.1.2.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)　容器及び管 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管（ダクトは除く。）は，最高使用圧力，最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計条件」という。）において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	機能要求②	○	－	・安全冷却水系 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・安全冷却水系 ・代替安全冷却水系 ・分析設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・補機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備	－	－	＜容器等＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (1)容器及び管 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.1.1　容器及び管 (1)公式による評価 a.常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価区分 b.強度計算における準拠規格の選定 c.規格の相違 d.選定規格 (2)解析による評価 (3)高圧ガス保安法を適用した設計 a.技術基準規則第三十七条第１項第１号及び第２号の要求事項 b.技術基準規則第三十七条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 Ｖ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ｖ－１－２－１　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の計算書作成の基本方針 Ｖ－１－２－１　別紙１　容器の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 Ｖ－１－２－１　別紙２　管の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 Ｖ－１－２－１　別紙３　機器のFEMモデルを用いた解析法 Ｖ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ｖ－２－１　評価条件整理表 Ｖ－２－２　強度計算書及び強度評価書 Ｖ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 (1)容器及び管 容器及び管の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.1.1　容器及び管】 (1)公式による評価 常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造は，以下のとおり基本的に施設時の準拠規格による評価として「Ⅰ既認可構造等に関する設計方針」又は「Ⅱ構造等に関する設計方針」による評価を実施することを説明する。 ・施設時の準拠規格がⅠの場合はⅠとⅡの比較を行い，いずれか安全側の規格による評価を実施 ・施設時の準拠規格がⅡの場合はⅡによる評価を実施 ・安全機能を有する施設の容器等を常設重大事故等対処設備の容器等として兼用し，条件アップがない場合は，既設工認の確認による評価を実施する。 弱圧の容器に関する取扱いについて説明する。（個別機器に係る方針） また，ジルコニウム／ステンレス鋼の接続にあっては，異材継手を使用する設計とすることを説明する。（個別機器に係る方針） a.常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価区分 常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造強度評価方針として，以下の評価区分について説明する。 評価区分① 既設工認における評価結果の確認による評価 評価区分② ⅠとⅡのいずれか安全側の規格による評価 評価区分③ Ⅱによる評価 b.強度計算における準拠規格の選定 ⅠまたはⅡのいずれか安全側の規格による評価（評価区分②）に区分された機器の準拠規格の選定（安全側の規格の選定）について，「公式による評価」と「解析による評価」との手法ごとに分けて説明する。 c.規格の相違 ⅠとⅡの両規格に相違がみられた評価項目について説明する。 d.選定規格 施設時の準拠規格がⅠの場合は，確認された安全側の規格に準拠した評価を実施することを説明する。 (2)解析による評価 ⅠまたはⅡに規格計算式等の規定がないものは，ASME codeによる応力評価を実施することを説明する。 (3)高圧ガス保安法を適用した設計 a.技術基準規則第三十七条第１項第１号及び第２号の要求事項 b.技術基準規則第三十七条と高圧ガス保安法の規定の比較 Ｖ－１－１－１　別紙１　容器等の材料及び構造に関する設計方針 今回新たに評価を実施する安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の容器及び管が準拠する細目の設計方針については，「Ⅱ構造等に関する設計方針」として今回新たに定める。 Ｖ－１－２　強度計算及び強度評価書作成の基本方針 Ｖ－１－２－１　別紙１　容器の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 容器の強度計算書作成の基本方針として，「Ⅱ構造等に関する設計方針」に基づく強度計算書の作成方針（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 Ｖ－１－２－１　別紙２　管の定式化された計算式を用いた解析方法の計算式 容器の強度計算書作成の基本方針として，「Ⅱ構造等に関する設計方針」に基づく強度計算書の作成方針（一般事項，記号の定義，計算式，計算書，フォーマット等）について説明する。 Ｖ－１－２－１　別紙３　機器のFEMモデルを用いた解析法 解析による強度計算書作成の基本方針として，解析による強度計算書の作成方針について説明する。 Ｖ－２　再処理施設の強度計算及び強度評価書 Ｖ－２－１　評価条件整理表 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の評価条件を整理し，今回新たに強度計算書を作成するものと既認可における当該機器の強度計算書によるものとを整理する。 Ｖ－２－２　強度計算書及び強度評価書 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の改造に伴い強度評価が必要となる範囲並びに新たに材料及び構造の要求が追加となる重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の申請対象機器の強度評価は，今回新たに強度計算書を作成する。 Ｖ－２－２　別紙　今回変更を実施しない安全機能を有する施設の容器等の容器及び管の強度計算書 安全機能を有する施設の容器等の容器及び管のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく，改造を実施しない既設の申請対象機器の強度評価は，既認可における当該機器の強度計算書を示す。
4	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のダクトは，設計条件において，延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。	機能要求②	○	・制御室換気設備	・換気設備 ・代替換気設備	－	－	＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料		
5	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の伸縮継手は，設計条件で応力が繰り返し加わる場合において，疲労破壊が生じない設計とする。	評価要求	○	－	・高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(2)　ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	評価要求	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） ・使用済燃料貯蔵設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・電気設備 ・圧縮空気設備 ・冷却水設備 ・蒸気供給設備 ・分析設備 ・放水設備 ・水供給設備 ・緊急時対策建屋換気設備 ・緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2. 材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等】 (2)ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 (3)支持構造物 支持構造物の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 3.1.2　容器及び管以外の機器 既認可構造等に関する設計方針及び構造等に関する設計方針に掲げるものの以下の機器等について，以下のとおり説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等及び重大事故対処設備の容器等の支持構造物は，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから「Ⅳ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁の構造は，日本産業規格，メーカ規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査が行われ，耐圧試験等により十分な強度を有することを確認したものを使用する設計とすることを説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の内燃機関（燃料系含む。）の構造は，発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を満足するものを使用する設計とすることを説明する。	○	基本方針	－	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2. 材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (2)ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） (3)支持構造物 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 3.1.2　容器及び管以外の機器	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.材料及び構造に関する基本方針】 【2.2構造に関する基本方針】 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 (2)ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 (3)支持構造物 支持構造物の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.構造】 【3.1　安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 【3.1.2　容器及び管以外の機器】 既認可構造等に関する設計方針及び構造等に関する設計方針に掲げるものの以下の機器等について，以下のとおり説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等の支持構造物は，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから「Ⅳ 耐震性に関する説明書」によることを説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等のポンプ及び弁の構造は，日本産業規格，メーカ規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査が行われ，耐圧試験等により十分な強度を有することを確認したものを使用する設計とすることを説明する。 ・安全機能を有する施設の容器等の内燃機関（燃料系含む。）の構造は，発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を満足するものを使用する設計とすることを説明する。
7	(3)　支持構造物 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の支持構造物は，設計条件において，延性破断及び座屈が生じない設計とする。	評価要求	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のうち支持構造物 ・使用済燃料受入れ設備 ・使用済燃料貯蔵設備 ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・溶媒回収設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液貯蔵設備 ・低レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備貯蔵設備 ・ディーゼル発電機 ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・安全冷却水系 ・代替安全冷却水系 ・安全蒸気系 ・分析設備 ・化学薬品貯蔵供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・補機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針			○	基本方針	－		
8	9.3.1.2.2　可搬型重大事故等対処設備の容器等 可搬型重大事故等対処設備の容器等（完成品は除く。）は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	可搬型重大事故等対処設備の容器等 ・代替注水設備 ・スプレイ設備 ・制御室（重大事故等対処設備） ・代替換気設備 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・水供給設備 ・代替安全冷却水系 ・補機駆動用燃料補給設備 ・放水設備 ・抑制設備 可搬型重大事故等対処設備に属する内燃機関(燃料系含む。) ・代替電気設備 ・代替安全冷却水系 ・環境管理設備 ・制御室(計測制御装置) ・計装設備 ・代替モニタリング設備 ・代替気象観測設備 ・環境モニタリング用代替電源設備 ・給水処理設備 ・放出抑制設備 ・緊急時対策建屋放射線計測設備	基本方針 設計方針 評価方法 評価	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2. 材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 2.2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 3.2可搬型重大事故等対処設備の容器等 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2. 材料及び構造に関する基本方針 2.2構造に関する基本方針 【2.2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.構造 【3.2可搬型重大事故等対処設備の容器等】 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造は，以下の評価方針（①，②）とすることを説明する。 ①設計・建設規格に適合するものを使用する設計 ②設計・建設規格で考慮されている裕度を参考としつつ，実条件を踏まえた耐圧試験により裕度を有することが確認された型式のものを使用する設計 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造 可搬型重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の完成品の構造は，以下の評価方針とすることを説明する。 完成品は，一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認するが，準拠する規格及び基準（「法令又は公的な規格」，「メーカ規格及び基準」）に応じて以下の事項を確認する。 ①準拠する規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する強度	－	－	－	－	－
9	可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，消防法に基づく技術上の規格等一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認し，使用環境及び使用条件に対して，要求される強度を維持できる設計とする。 ただし，可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち内燃機関（燃料系を含む。）は，完成品として一般産業用工業品の規格及び基準で規定される温度試験等を実施し，定格負荷状態において，要求される強度を維持できる設計とする。										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(2)　ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える及び座屈が生じない設計とする。	評価要求	○	－	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） ・使用済燃料貯蔵設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・電気設備 ・圧縮空気設備 ・冷却水設備 ・蒸気供給設備 ・分析設備 ・放水設備 ・水供給設備 ・緊急時対策建屋換気設備 ・緊急時対策建屋電源設備	－	－	－	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等 (2)ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） (3)支持構造物 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.1.2　容器及び管以外の機器	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.2.1安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等】 (2)ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。） ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 (3)支持構造物 支持構造物の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.1.2　容器及び管以外の機器】 既認可構造等に関する設計方針及び構造等に関する設計方針に掲げるものの以下の機器等について，以下のとおり説明する。 ・重大事故等対処設備の容器等の支持構造物は，計算方法が耐震評価と同じであり，地震荷重が支配的であることから「Ⅳ　耐震性に関する説明書」によることを説明する。 ・常設重大事故等対処設備の容器等のポンプ及び弁の構造は，日本産業規格，メーカ規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査が行われ，耐圧試験等により十分な強度を有することを確認したものを使用する設計とすることを説明する。 ・常設重大事故等対処設備の容器等の内燃機関（燃料系含む。）の構造は，発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を満足するものを使用する設計とすることを説明する。
7	(3)　支持構造物 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の支持構造物は，設計条件において，延性破断及び座屈が生じない設計とする。	評価要求	○	－	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（前処理建屋） ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 ・酸回収設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 ・換気設備 ・代替換気設備 ・廃ガス貯留設備 ・高レベル廃液処理設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・一般圧縮空気系 ・安全圧縮空気系 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・安全冷却水系 ・代替安全冷却水系 ・分析設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（精製建屋） ・補機駆動用燃料補給設備 ・緊急時対策建屋換気設備	－	－	－		
8	9.3.1.2.2　可搬型重大事故等対処設備の容器等 可搬型重大事故等対処設備の容器等（完成品は除く。）は，設計条件において，全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。	機能要求②	○	・代替注水設備 ・スプレイ設備 ・制御室（重大事故等対処設備） ・放水設備	・制御室（重大事故等対処設備） ・代替換気設備 ・代替安全圧縮空気系 ・臨界事故時水素掃気系 ・水供給設備 ・代替安全冷却水系 ・補機駆動用燃料補給設備 ・放水設備 ・抑制設備	－	－	＜容器等＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 2.2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 3.2可搬型重大事故等対処設備の容器等 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造	Ｖ－１－１　強度及び耐食性に関する基本方針 【2.2可搬型重大事故等対処設備の容器等】 可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造として，各使用条件における各制限事項に関する性能水準について説明する。 Ｖ－１－１－１　強度及び耐食性に関する設計方針 【3.2可搬型重大事故等対処設備の容器等】 (1)完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の構造 完成品を除く可搬型重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の構造は，以下の評価方針（①，②）とすることを説明する。 ①設計・建設規格に適合するものを使用する設計 ②設計・建設規格で考慮されている裕度を参考としつつ，実条件を踏まえた耐圧試験により裕度を有することが確認された型式のものを使用する設計 (2)可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち完成品の構造 可搬型重大事故等対処設備の容器等の容器及び管の完成品の構造は，以下の評価方針とすることを説明する。 完成品は，一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認するが，準拠する規格及び基準（「法令又は公的な規格」，「メーカ規格及び基準」）に応じて以下の事項を確認する。 ①準拠する規格及び基準が妥当であること ②対象とする機器の材料が適切であること ③使用条件に対する強度
9	可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，消防法に基づく技術上の規格等一般産業用工業品の規格及び基準に適合していることを確認し，使用環境及び使用条件に対して，要求される強度を確保できる設計とする。 ただし，可搬型重大事故等対処設備の容器等のうち内燃機関（燃料系を含む。）は，完成品として一般産業用工業品の規格及び基準で規定される温度試験等を実施し，定格負荷状態において，要求される強度を確保できる設計とする。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回				
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	9.3.1.3　主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開				
11	常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部の耐圧試験は，母材と同等の方法及び同じ試験圧力にて実施する。	定義	基本方針	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開				
12	9.3.2　耐圧試験等 (1)　安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 また，安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部のうち再処理第１種容器及びライニング型貯槽の溶接部は，漏えい試験の種類に応じた圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，発電用火力設備の技術基準の解釈等に準拠し実施する。 a．内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b．内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 ただし，気圧により耐圧試験を行う場合（最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く。）であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による耐圧試験の場合と同じ圧力とする。 重大事故等対処設備の容器等であって，規定の圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，上記によらず，運転性能試験，目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開				
13	(2)　安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，維持段階において，通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格　維持規格」等に準拠し実施する。 ただし，重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，使用時における圧力で漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，上記によらず，運転性能試験，目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）	－ （工事の方法）	－	－	工事の方法で展開				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２回							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	9.3.1.3　主要な溶接部 安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は，次のとおりとする。 ・不連続で特異な形状でない設計とする。 ・溶接による割れが生ずるおそれがなく，かつ，健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ・適切な強度を有する設計とする。 ・適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 なお，上記の主要な溶接部は，使用前事業者検査により再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。	定義	工事の方法で展開							
11	常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部の耐圧試験は，母材と同等の方法及び同じ試験圧力にて実施する。	定義	工事の方法で展開							
12	9.3.2　耐圧試験等 (1)　安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，施設時において，次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき，これに耐え，かつ，著しい漏えいがないことを確認する。 また，安全機能を有する施設の容器等及び常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部のうち再処理第１種容器及びライニング型貯槽の溶接部は，漏えい試験の種類に応じた圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，上記の耐圧試験又は漏えい試験は，再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」，日本機械学会「発電用原子力設備規格　設計・建設規格」，発電用火力設備の技術基準の解釈等に準拠し実施する。 a．内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は，機器の最高使用圧力を超え，かつ，機器に生ずる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 b．内部が大気圧未満になることにより，大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は，大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において，耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 ただし，気圧により耐圧試験を行う場合（最高使用圧力が98kPa未満の場合を除く。）であって，当該圧力に耐えることが確認された場合は，当該圧力を最高使用圧力までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 最高使用圧力が98kPa未満の場合であって，気圧により耐圧試験を行う場合の試験圧力は，水圧による耐圧試験の場合と同じ圧力とする。 重大事故等対処設備の容器等であって，規定の圧力で耐圧試験又は漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，上記によらず，運転性能試験，目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	工事の方法で展開							
13	(2)　安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，維持段階において，通常運転時における圧力で漏えい試験を行ったとき，著しい漏えいがないことを確認する。 なお，漏えい試験は，日本機械学会「発電用原子力設備規格　維持規格」等に準拠し実施する。 ただし，重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）は，使用時における圧力で漏えい試験を行うことが困難な場合は，運転性能試験結果を用いた評価等により確認する。 可搬型重大事故等対処設備の容器等の完成品は，上記によらず，運転性能試験，目視等による有害な欠陥がないことの確認とすることもできるものとする。	定義	工事の方法で展開							

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第18条：搬送設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	使用済燃料集合体，ガラス固化体，ウラン酸化物貯蔵容器及び混合酸化物貯蔵容器（以下，９.４では「放射性物質を収納する容器等」という。）を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，放射性物質を収納する容器等を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	機能要求② 機能要求①	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料移送設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 燃料供給設備 ウラン脱硝設備ウラン脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備粉体系 ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 上記設備のうち，搬送機能を有する機器	基本方針 設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書 既設工認「添付書類Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」のうち「第十二条　搬送設備」より変更なし	【使用済燃料等の落下防止対策】 ・搬送設備の逸走防止，落下防止及び搬送中の動力供給停止について説明する。 【搬送設備の容量】 搬送設備の搬送物重量の容量について説明する。 【搬送設備のつり上げ高さ】 搬送設備の高さ制限について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	搬送設備は，つりワイヤ二重化等の対策を実施することにより，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。	機能要求①	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料移送設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 燃料供給設備 ウラン脱硝設備ウラン脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備粉体系 ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 上記設備のうち，落下防止機能及び逸走防止機能等を有する機器	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	燃料取出し装置，バスケット取扱装置，ガラス固化体受入れクレーン及び貯蔵容器クレーン等の搬送設備は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。	機能要求①	燃料取出し設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 ウラン脱硝設備ウラン脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備粉体系 ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 上記設備のうち，取り扱い高さ制限を有する機器	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	搬送設備は，放射性物質を収納する容器等を搬送するための動力の供給が停止した場合，放射性物質を収納する容器等の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の放射性物質を収納する容器等を安全に保持する設計とする。	機能要求①	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料貯蔵設備 燃料送出し設備 燃料供給設備 ウラン脱硝設備ウラン脱硝系 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備粉体系 ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 上記設備のうち，動力喪失時における放射性物質を収納する容器等の保持機能を有する機器	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第18条 搬送設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	使用済燃料集合体，ガラス固化体，ウラン酸化物貯蔵容器及び混合酸化物貯蔵容器（以下，9.4では「放射性物質を収納する容器等」という。）を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。以下，「搬送設備」という。）は，放射性物質を収納する容器等を搬送する能力として必要な容量を有する設計とする。	機能要求② 機能要求①	△	－	基本方針	＜搬送設備＞ ・容量	VI-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書 既設工認「添付書類VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」のうち「第十二条 搬送設備」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
2	搬送設備は，つりワイヤ二重化等の対策を実施することにより，逸走防止，落下防止又は転倒防止のための機構を設ける設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
3	燃料取出し装置，バスケット取扱装置，ガラス固化体受入れクレーン及び貯蔵容器クレーン等の搬送設備は，仮に落下しても破損しない高さ以下で取り扱う設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
4	搬送設備は，放射性物質を収納する容器等を搬送するための動力の供給が停止した場合，放射性物質を収納する容器等の落下及び脱落を防止する機構により，搬送中の放射性物質を収納する容器等を安全に保持する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－			第２回申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第19条：使用済燃料の貯蔵施設等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.1　設計基準対象の設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.1　地震による損傷の防止」，「8.遮蔽」，「9.1　安全機能を有する施設」及び「9.4　搬送設備」に基づくものとする。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の外部電源喪失に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1　電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	4条、6条、15条、16条、17条、18条、27条及び29条にて整理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設計基準対象の設備は，使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。 使用済燃料の受入れ施設は，キャスクに収納され再処理施設に輸送された使用済燃料集合体の受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器返却準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器保守設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図）	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃料取出し装置を用いて１日最大ＢＷＲ燃料15.2ｔ・U_{Pr}／ｄ，ＰＷＲ燃料12.9ｔ・U_{Pr}／ｄの使用済燃料集合体を受け入れることができ，年間の最大受入れ量は，1,000ｔ・U_{Pr}とする設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プールは，最大再処理能力800ｔ・U_{Pr}／ｙでの再処理に対して受け入れた燃料を３年間以上貯蔵することができる設計とする。	機能要求②	使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） ・燃料貯蔵プール	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は，冷却空気の流路を確保し，キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し，本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする。	機能要求② 評価要求	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備） ・使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫	設計方針（貯蔵施設） 評価（崩壊熱除去）	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫が、崩壊熱を除去するために必要な冷却性能を有することを評価する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	使用済燃料の貯蔵施設のプール水冷却系は，プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより，使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し，使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット，燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）の構造物の健全性を維持できる設計とする。 プール水の冷却に必要な安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）については，第２章　個別項目の「7.4　冷却水設備」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求	使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・燃料取出しピット ・燃料仮置きピット 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） ・燃料移送水路 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） ・燃料貯蔵プール ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） ・燃料送出しピット 使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 計測制御設備（計測制御設備） ・崩壊熱除去機能維持のためのインターロック 安全冷却水系（安全冷却水系） （許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1,3図）	設計方針（貯蔵施設） 評価（崩壊熱除去）	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	プール水冷却系が崩壊熱を除去するために必要な冷却性能を有することを評価する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	使用済燃料の貯蔵施設の補給水設備は，プール水を適切に供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図） 計測制御設備（計測制御設備） ・崩壊熱除去機能維持のためのインターロック	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.1　設計基準対象の設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「1.核燃料物質の臨界防止」，「3.1　地震による損傷の防止」，「8.遮蔽」，「9.1　安全機能を有する施設」及び「9.4　搬送設備」に基づくものとする。 また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の外部電源喪失に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1　電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	—	4条、6条、15条、16条、17条、18条、27条及び29条にて整理する。
2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設計基準対象の設備は，使用済燃料の受入れ施設及び使用済燃料の貯蔵施設で構成する。 使用済燃料の受入れ施設は，キャスクに収納され再処理施設に輸送された使用済燃料集合体の受入れ及びキャスクからの使用済燃料集合体の取出しを行う設計とする。 使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料集合体を再処理するまでの期間の貯蔵及びせん断処理施設への送出しを行う設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
3	使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃料取出し装置を用いて１日最大BWR燃料15.2ｔ・U_{Pr}／ｄ，PWR燃料12.9ｔ・U_{Pr}／ｄの使用済燃料集合体を受け入れることができ，年間の最大受入れ量は，1,000ｔ・U_{Pr}とする設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	—	—
4	使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プールは，最大再処理能力800ｔ・U_{Pr}／ｙでの再処理に対して受け入れた燃料を３年間以上貯蔵することができる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	<容器> ・容量	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
5	使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は，冷却空気の流路を確保し，キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し，本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	<保管・廃棄エリア> ・容量 ・主要寸法	添付VI　その他の説明書 既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
6	使用済燃料の貯蔵施設のプール水冷却系は，プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより，使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し，使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット，燃料移送水路及び燃料送出しピット（以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。）の構造物の健全性を維持できる設計とする。 プール水の冷却に必要な安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）については，第２章　個別項目の「7.4　冷却水設備」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	<容器> ・容量 ・主要寸法 <熱交換器> ・伝熱面積 <ポンプ> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 <主要弁> ・駆動方式 <主配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・外径・厚さ ・主要材料 <計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 <インターロック> ・検出器の種類 ・設定値	添付VI　その他の説明書 既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
7	使用済燃料の貯蔵施設の補給水設備は，プール水を適切に供給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	<容器> ・容量 <ポンプ> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機 <主要弁> ・駆動方式 <主配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・外径・厚さ ・主要材料 <計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲 <インターロック> ・検出器の種類 ・設定値	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	燃料貯蔵プール・ピット等の内面は，漏水を防止するためステンレス鋼を内張りしたライニング構造とし，下部に排水口を設けない構造とするとともに，燃料貯蔵プール・ピット等に接続された配管が破損してもプール水が流出しないように逆止弁を設置する設計とする。 さらに，燃料貯蔵プール・ピット等のライニングは，万一の使用済燃料集合体の落下時にもプール水の保持機能を失うような著しい損傷を生じないようにする設計とする。	機能要求② 設置要求 評価要求	使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図） 【機能要求②】 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・燃料取出しピット ・燃料仮置きピット 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） ・燃料移送水路 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） ・燃料貯蔵プール ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） ・燃料送出しピット	設計方針（搬送、貯蔵施設） 評価（強度、搬送落下）	添付Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書 既設工認（添付書類「Ⅴ　主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書」および添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし 添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	燃料貯蔵プール・ピット等が，必要な耐圧強度を有することを評価する。 燃料貯蔵プール・ピット等のライニングの固定方法を説明する。 燃料貯蔵プール・ピット等について，水があふれ，又は漏えいするおそれがないことを説明する。 燃料集合体，燃料収納缶及びバスケット落下時にライニングが健全であることを評価する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	プール水浄化系は，水の純度及び透明度を維持するため，燃料取出しピット，燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの越流せきから越流するプール水をポンプで昇圧し，ろ過装置及び脱塩装置でろ過及び脱塩した後，燃料取出しピット，燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットへ戻す設計とするとともに，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットから越流するプール水を，ポンプで昇圧し，一部を脱塩装置で脱塩した後，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ戻す設計とする。	機能要求① 機能要求②	使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） （許可文中、第3-2表、第3-12図）	基本方針	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	プール水浄化系を用いた使用済燃料等による汚染の除去について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	なお，万一のプール水の漏えいに対し，燃料貯蔵プール・ピット等には漏えい検知装置を設けて漏えいを検知する設計とし，漏えい水を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 【機能要求②】 計測制御設備（計測制御設備） ・漏えい検知装置	設計方針（漏えい検知）	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	燃料貯蔵プール・ピット等からの水の漏えいを適切に検知することについて説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	また，燃料貯蔵プールには水位警報装置及び温度警報装置を設け，計測制御系統施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。	機能要求②	計測制御設備（計測制御設備） ・燃料貯蔵プール水位計 ・燃料貯蔵プール温度計	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	計測制御設備の系統構成を説明する。（系統図）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納し，使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納する設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器返却準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器保守設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図）	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	1.1.1　主要な設備の系統構成 1.1.1.1　使用済燃料の受入れ施設 使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料受入れ設備２系列（一部１系列）で構成する。 使用済燃料受入れ設備は，使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備，燃料取出し準備設備，燃料取出し設備，使用済燃料輸送容器返却準備設備及び使用済燃料輸送容器保守設備で構成する。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器返却準備設備） （許可文中、第3-1図） 使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器保守設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図）	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は，トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを一時保管した後，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入する設計とする。 使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は，使用済燃料を収納したキャスクを保管するとともに，保管を必要とする空のキャスクの基数が空使用済燃料輸送容器保管庫の容量を上回る場合に，その上回った分の空のキャスクを一時保管する設計とする。 空使用済燃料輸送容器保管庫は，空のキャスクを保管する設計とする。 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン，使用済燃料輸送容器移送台車，使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及び空使用済燃料輸送容器保管庫で構成する。	設置要求	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	燃料貯蔵プール・ピット等の内面は，漏水を防止するためステンレス鋼を内張りしたライニング構造とし，下部に排水口を設けない構造とするとともに，燃料貯蔵プール・ピット等に接続された配管が破損してもプール水が流出しないように逆止弁を設置する設計とする。 さらに，燃料貯蔵プール・ピット等のライニングは，万一の使用済燃料集合体の落下時にもプール水の保持機能を失うような著しい損傷を生じないようにする設計とする。	機能要求② 設置要求 評価要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	〈容器〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要材料 ・主要寸法	添付Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書 既設工認（添付書類「Ⅴ　主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書」および添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし 添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
9	プール水浄化系は，水の純度及び透明度を維持するため，燃料取出しピット，燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの越流せきから越流するプール水をポンプで昇圧し，ろ過装置及び脱塩装置でろ過及び脱塩した後，燃料取出しピット，燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットへ戻す設計とするとともに、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットから越流するプール水を，ポンプで昇圧し，一部を脱塩装置で脱塩した後，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ戻す設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	〈ろ過装置〉 ・容量 〈ポンプ〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・原動機	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
10	なお，万一のプール水の漏えいに対し，燃料貯蔵プール・ピット等には漏えい検知装置を設けて漏えいを検知する設計とし，漏えい水を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
11	また，燃料貯蔵プールには水位警報装置及び温度警報装置を設け，計測制御系統施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
12	使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納し，使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に収納する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
13	1.1.1　主要な設備の系統構成 1.1.1.1　使用済燃料の受入れ施設 使用済燃料の受入れ施設は，使用済燃料受入れ設備２系列（一部１系列）で構成する。 使用済燃料受入れ設備は，使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備，燃料取出し準備設備，燃料取出し設備，使用済燃料輸送容器返却準備設備及び使用済燃料輸送容器保守設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
14	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は，トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを一時保管した後，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入する設計とする。 使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は，使用済燃料を収納したキャスクを保管するとともに，保管を必要とする空のキャスクの基数が空使用済燃料輸送容器保管庫の容量を上回る場合に，その上回った分の空のキャスクを一時保管する設計とする。 空使用済燃料輸送容器保管庫は，空のキャスクを保管する設計とする。 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン，使用済燃料輸送容器移送台車，使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫及び空使用済燃料輸送容器保管庫で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	燃料取出し準備設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入したキャスクから緩衝体を取り外し，燃料取出し準備室にキャスクを移送する設計とする。 ここで，キャスク内部の浄化のため，キャスクの内部水の入替えを行った後，キャスクを移送し，燃料取出しピットの防染バケットに収納する設計とする。 キャスクからの排水は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備（燃料取出し準備設備） （許可文中、第3-1図）	基本方針	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	燃料取出し設備は，防染バケットに収納したキャスクを燃料取出しピット水中につり降ろし，水中でキャスクの蓋を取り外し，使用済燃料集合体を一体ずつキャスクから取り出す設計とする。 取り出した使用済燃料集合体は，燃料仮置きピットの燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きし，計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて平均濃縮度を測定し，平均濃縮度が3.5ｗｔ％以下であることを確認した後，燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする設計とする。 その後，使用済燃料集合体を燃料移送水中台車上のバスケットに収納する設計とする。 なお，平均濃縮度が2.0ｗｔ％を超える使用済燃料集合体及び著しい漏えいのある破損燃料を取り扱う場合には，燃料収納缶に収納し，燃料取出し装置の補助ホイストで取り扱い，燃料移送水中台車に１体ずつ積載する設計とする。 燃料取出し設備は，燃料取出しピット，燃料仮置きピット，燃焼度計測前燃料仮置きラック，燃焼度計測後燃料仮置きラック，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン，防染バケット，燃料取出し装置で構成する。	設置要求 評価要求	使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図）	基本方針 評価（強度）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし 添付VI　その他の説明書 既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	【使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本方針】 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等） 防染バケットが、キャスクを収納し、つり上げるために十分な強度を有する設計とするとともに横転することのない構造であることを評価する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	使用済燃料輸送容器返却準備設備は，使用済燃料取出し後の空のキャスクの返却に先立ち，キャスク外面の除染，内部水の排水，キャスク内部の確認，気密漏えい検査及び汚染検査を行う設計とする。 また，必要に応じて使用済燃料輸送容器返却準備設備にて保守を行うことができる設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器返却準備設備） （許可文中、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	使用済燃料輸送容器保守設備では，空使用済燃料輸送容器保管庫又は使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫から使用済燃料輸送容器管理建屋の保守エリアに空のキャスクを搬入し，空のキャスクを保守する設計とする。 保守に当たっては，放射線業務従事者の被ばくの低減を考慮し，必要に応じ，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリアでキャスク内面及び内部構造物の除染を行うことができる設計とする。 使用済燃料輸送容器保守設備は，保守室天井クレーン，除染移送台車及び除染室天井クレーンで構成する。	機能要求①	使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器保守設備） （許可文中、第3-1表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	1.1.1.2　使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料貯蔵設備１系列（一部２系列）で構成する。 使用済燃料貯蔵設備は，燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水浄化・冷却設備及び補給水設備で構成する。	機能要求①	使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	燃料移送設備は，バスケットに収納された使用済燃料集合体又は燃料収納缶に収納された使用済燃料集合体の燃料取出し設備，燃料貯蔵設備間の移送及び燃料貯蔵設備，燃料送出し設備間の移送を行う設計とする。 燃料移送設備は，燃料移送水路及び燃料移送水中台車で構成する。	設置要求	使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	燃料貯蔵設備は，燃料取出し設備から移送した使用済燃料集合体を１体ずつ燃料取扱装置を用いてバスケットから取り出す設計とする。 平均濃縮度が2.0ｗｔ％以下のものは，燃料貯蔵プールの低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し，貯蔵する設計とする。 平均濃縮度が2.0ｗｔ％を超えるもの及び著しい漏えいのある破損燃料は，燃料収納缶に収納した状態で移送し，燃料貯蔵プールの高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し，貯蔵する設計とする。 燃料貯蔵設備は，燃料貯蔵プール（ＢＷＲ燃料用，ＰＷＲ燃料用並びにＢＷＲ燃料及びＰＷＲ燃料用），チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス（以下「ＣＢ」という。）用，バーナブルポイズン（以下「ＢＰ」という。）用並びにチャンネルボックス及びバーナブルポイズン（以下「ＣＢ・ＢＰ」という。）用），低残留濃縮度燃料貯蔵ラック，高残留濃縮度燃料貯蔵ラック，燃料取扱装置及び燃料収納缶で構成する。	設置要求	使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	ＢＷＲ使用済燃料集合体は，せん断前の処理のためチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ・ＢＰ用）へ移送し，ＣＢを取り外した後，燃料貯蔵ラックへ戻す設計とする。 ＰＷＲ使用済燃料集合体のＢＰは，せん断前の処理のために燃料貯蔵プールで燃料取扱装置を用いて取り外し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＢＰ用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ・ＢＰ用）へ移送する設計とする。 取り外したＣＢ・ＢＰは，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおいて固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）を用いて切断，減容した後，容器に詰め，燃料取出しピットへ移送し，運搬容器に収納し，トレーラトラックで低レベル固体廃棄物処理設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋）へ移送する設計とする。	設置要求	使用済燃料貯蔵設備（燃料貯蔵設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	燃料送出し設備は，バスケットに収納され，燃料送出しピットに移送された使用済燃料集合体を，バスケット単位でバスケット仮置き架台に一時仮置きした後，せん断処理施設に送り出す設計とする。 燃料送出し設備は，燃料送出しピット，バスケット（ＢＷＲ燃料用及びＰＷＲ燃料用），バスケット仮置き架台（実入り用及び空用），バスケット取扱装置及びバスケット搬送機で構成する。	設置要求	使用済燃料貯蔵設備（燃料送出し設備） （許可文中、第3-2表、第3-1図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	プール水浄化・冷却設備は，使用済燃料から発生する崩壊熱を熱交換器で除去し，燃料貯蔵プール・ピット等の水を冷却するとともに，ろ過及び脱塩して，水の純度及び透明度を維持する設計とする。 プール水浄化・冷却設備は，プール水冷却系及びプール水浄化系で構成する。 プール水冷却系は，熱交換器及びポンプで構成する。 プール水浄化系は，ろ過装置，脱塩装置及びポンプで構成する。	機能要求①	使用済燃料貯蔵設備（プール水冷却系） （許可文中、第3-2表、第3-12図） 使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） （許可文中、第3-2表、第3-12図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	補給水設備は，補給水槽に貯蔵した水を燃料取出し準備設備，プール水浄化系，燃料貯蔵プール・ピット等，燃焼度計測装置，液体廃棄物の廃棄施設（低レベル廃液処理設備の一部）及び固体廃棄物の廃棄施設（傍樹脂貯蔵系の一部）にそれぞれの要求に応じて補給する設計とする。 補給水設備は，補給水槽及びポンプで構成する。 補給水槽には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で処理した水を回収・貯蔵するとともに，その他再処理設備の附属施設の純水貯槽から純水を必要に応じ補給する設計とする。	機能要求①	使用済燃料貯蔵設備（補給水設備） （許可文中、第3-2表、第3-13図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	燃料取出し準備設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入したキャスクから緩衝体を取り外し，燃料取出し準備室にキャスクを移送する設計とする。 ここで，キャスク内部の浄化のため，キャスクの内部水の入替えを行った後，キャスクを移送し，燃料取出しピットの防染バケットに収納する設計とする。 キャスクからの排水は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 （既設工認の系統構成から変更なし）	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
16	燃料取出し設備は，防染バケットに収納したキャスクを燃料取出しピット水中につり降ろし，水中でキャスクの蓋を取り外し，使用済燃料集合体を一体ずつキャスクから取り出す設計とする。 取り出した使用済燃料集合体は，燃料仮置きピットの燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きし，計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて平均濃縮度を測定し，平均濃縮度が3.5ｗｔ％以下であることを確認した後，燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする設計とする。 その後，使用済燃料集合体を燃料移送水中台車上のバスケットに収納する設計とする。 なお，平均濃縮度が2.0ｗｔ％を超える使用済燃料集合体及び著しい漏えいのある破損燃料を取り扱う場合には，燃料収納缶に収納し，燃料取出し装置の補助ホイストで取り扱い，燃料移送水中台車に１体ずつ積載する設計とする。 燃料取出し設備は，燃料取出しピット，燃料仮置きピット，燃焼度計測前燃料仮置きラック，燃焼度計測後燃料仮置きラック，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン，防染バケット，燃料取出し装置で構成する。	設置要求 評価要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 （既設工認の系統構成から変更なし 添付Ⅵ　その他の説明書 既設工認「添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
17	使用済燃料輸送容器返却準備設備は，使用済燃料取出し後の空のキャスクの返却に先立ち，キャスク外面の除染，内部水の排水，キャスク内部の確認，気密漏えい検査及び汚染検査を行う設計とする。 また，必要に応じて使用済燃料輸送容器返却準備設備にて保守を行うことができる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 （既設工認の系統構成から変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
18	使用済燃料輸送容器保守設備では，空使用済燃料輸送容器保管庫又は使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫から使用済燃料輸送容器管理建屋の保守エリアに空のキャスクを搬入し，空のキャスクを保守する設計とする。 保守に当たっては，放射線業務従事者の被ばくの低減を考慮し，必要に応じ，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリアでキャスク内面及び内部構造物の除染を行うことができる設計とする。 使用済燃料輸送容器保守設備は，保守室天井クレーン，除染移送台車及び除染室天井クレーンで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		
19	1.1.1.2　使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設は，使用済燃料貯蔵設備１系列（一部２系列）で構成する。 使用済燃料貯蔵設備は，燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水浄化・冷却設備及び補給水設備で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—		
20	燃料移送設備は，バスケットに収納された使用済燃料集合体又は燃料収納缶に収納された使用済燃料集合体の燃料取出し設備，燃料貯蔵設備間の移送及び燃料貯蔵設備，燃料送出し設備間の移送を行う設計とする。 燃料移送設備は，燃料移送水路及び燃料移送水中台車で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		
21	燃料貯蔵設備は，燃料取出し設備から移送した使用済燃料集合体を１体ずつ燃料取扱装置を用いてバスケットから取り出す設計とする。 平均濃縮度が2.0ｗｔ％以下のものは，燃料貯蔵プールの低残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し，貯蔵する設計とする。 平均濃縮度が2.0ｗｔ％を超えるもの及び著しい漏えいのある破損燃料は，燃料収納缶に収納した状態で移送し，燃料貯蔵プールの高残留濃縮度燃料貯蔵ラックに収納し，貯蔵する設計とする。 燃料貯蔵設備は，燃料貯蔵プール（ＢＷＲ燃料用，ＰＷＲ燃料用並びにＢＷＲ燃料及びＰＷＲ燃料用），チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス（以下「ＣＢ」という。）用，バーナブルポイズン（以下「ＢＰ」という。）用並びにチャンネルボックス及びバーナブルポイズン（以下「ＣＢ・ＢＰ」という。）用），低残留濃縮度燃料貯蔵ラック，高残留濃縮度燃料貯蔵ラック，燃料取扱装置及び燃料収納缶で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		
22	ＢＷＲ使用済燃料集合体は，せん断前の処理のためチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ・ＢＰ用）へ移送し，ＣＢを取り外した後，燃料貯蔵ラックへ戻す設計とする。 ＰＷＲ使用済燃料集合体のＢＰは，せん断前の処理のために燃料貯蔵プールで燃料取扱装置を用いて取り外し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＢＰ用）又はチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（ＣＢ・ＢＰ用）へ移送する設計とする。 取り外したＣＢ・ＢＰは，チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおいて固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）を用いて切断，減容した後，容器に詰め，燃料取出しピットへ移送し，運搬容器に収納し，トレーラトラックで低レベル固体廃棄物処理設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋）へ移送する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		
23	燃料送出し設備は，バスケットに収納され，燃料送出しピットに移送された使用済燃料集合体を，バスケット単位でバスケット仮置き架台に一時仮置きした後，せん断処理施設に送り出す設計とする。 燃料送出し設備は，燃料送出しピット，バスケット（ＢＷＲ燃料用及びＰＷＲ燃料用），バスケット仮置き架台（実入り用及び空用），バスケット取扱装置及びバスケット搬送機で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—		
24	プール水浄化・冷却設備は，使用済燃料から発生する崩壊熱を熱交換器で除去し，燃料貯蔵プール・ピット等の水を冷却するとともに，ろ過及び脱塩して，水の純度及び透明度を維持する設計とする。 プール水浄化・冷却設備は，プール水冷却系及びプール水浄化系で構成する。 プール水冷却系は，熱交換器及びポンプで構成する。 プール水浄化系は，ろ過装置，脱塩装置及びポンプで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		
25	補給水設備は，補給水槽に貯蔵した水を燃料取出し準備設備，プール水浄化系，燃料貯蔵プール・ピット等，燃焼度計測装置，液体廃棄物の廃棄施設（低レベル廃液処理設備の一部）及び固体廃棄物の廃棄施設（廃樹脂貯蔵系の一部）にそれぞれの要求に応じて補給する設計とする。 補給水設備は，補給水槽及びポンプで構成する。 補給水槽には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で処理した水を回収・貯蔵するとともに，その他再処理設備の附属施設の純水貯槽から純水を必要に応じ補給する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 3.　製品貯蔵施設 　製品貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」，「4.1　閉じ込め」，「9.1　安全機能を有する施設」，「9.4　搬送設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第４条，第10条，第16条及び第18条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	製品貯蔵施設は，脱硝施設のウラン脱硝設備で処理したウラン酸化物（以下「UO_3」という。）を受け入れ貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備で処理したウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2。以下「MOX」という。）を受け入れ，貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備で構成する。	設置要求	・ウラン酸化物貯蔵設備 (許可文中，第5.2-1表) ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 （許可文中，第5.3-1表）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	製品貯蔵施設は，製品を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	・ウラン酸化物貯蔵設備のうちウラン酸化物貯蔵容器，貯蔵バスケット，貯蔵バスケット貯蔵エリア ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち貯蔵ホール，混合酸化物貯蔵容器，粉末缶	設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	製品貯蔵施設のうち，ウラン酸化物貯蔵設備は，崩壊熱除去のための常時冷却は不要であり，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，多重化された排風機で強制冷却することにより，必要な崩壊熱除去を行う設計とする。 　なお，崩壊熱除去に必要な排風機を設置する系統については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求	換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系の貯蔵室からの排気系）	設計方針（崩壊熱除去） 評価条件（崩壊熱除去） 評価方法（崩壊熱除去） 評価(崩壊熱除去)	Ⅵ-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の設計から変更なし	多重化された排風機で強制冷却することにより，崩壊熱除去する設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	ウラン酸化物貯蔵設備は，ウラン酸化物貯蔵建屋に収納し，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に収納する設計とする。	設置要求	・ウラン酸化物貯蔵設備 (許可文中，第5.2-1表) ・ウラン酸化物貯蔵建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 （許可文中，第5.3-1表） ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	ウラン酸化物貯蔵建屋は，地上2階，地下2階の建物とする設計とする。 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は，地上1階，地下4階の建物とする設計とする。	設置要求	・ウラン酸化物貯蔵建屋 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	3.1　ウラン酸化物貯蔵設備 　ウラン酸化物貯蔵設備は，脱硝施設のウラン脱硝設備からUO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を受け入れ，貯蔵容器搬送台車及び昇降リフトで搬送し，移載クレーンで貯蔵バスケットに収納後，バスケット搬送台車及び昇降リフトで搬送し，貯蔵室クレーンで貯蔵室に貯蔵する設計とする。 　UO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は，貯蔵室クレーン，バスケット搬送台車及び昇降リフトを用いてトラックヤードから払い出す設計とする。	設置要求	ウラン酸化物貯蔵設備 (許可文中，第5.2-1表)	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	ウラン脱硝設備から受け入れた一部のUO_3粉末及び貯蔵室に貯蔵した一部のUO_3粉末は，貯蔵容器取扱室で一時保管した後，脱硝塔内の流動層を形成するため，又はUO_3溶解槽で溶解するため，脱硝施設のウラン脱硝設備に移送する設計とする。 　貯蔵室に貯蔵した一部のUO_3粉末は，保障措置検査のため貯蔵容器取扱室へ移送した後，再度貯蔵室に貯蔵する設計とする。また，貯蔵室に貯蔵した空き容量を有する貯蔵バスケットは，搬送室へ移送し，UO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を収納した後，再度貯蔵室に貯蔵する設計とする。	設置要求	ウラン酸化物貯蔵設備 (許可文中，第5.2-1表)	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	3.2　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備からMOX粉末充てん済みの粉末缶を封入した混合酸化物貯蔵容器を受け入れ，貯蔵容器台車，昇降機により搬送し，貯蔵台車で貯蔵ホールに貯蔵する設計とする。 　混合酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は，貯蔵台車で貯蔵ホールから取り出し，貯蔵容器台車，昇降機，移載機，払出台車，運搬容器台車及び天井クレーンを用いてローディングドックから払い出す設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 （許可文中，第5.3-1表）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	貯蔵ホールに貯蔵した一部のMOX粉末は，保障措置検査のため，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備へ移送した後，再度貯蔵ホールに貯蔵する設計とする。	設置要求	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 （許可文中，第5.3-1表）	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち，粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，MOX燃料加工施設と共用するとともに，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち混合酸化物貯蔵容器，粉末缶	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮　1.8.3　製品貯蔵施設】 ○共用 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち，粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，MOX燃料加工施設と共用するとともに，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第19条 使用済燃料の貯蔵施設等　第２項）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 3.　製品貯蔵施設 　製品貯蔵施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」，「4.1　閉じ込め」，「9.1　安全機能を有する施設」，「9.4　搬送設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	—	第４条，第10条，第16条及び第18条にて整理する
2	製品貯蔵施設は，脱硝施設のウラン脱硝設備で処理したウラン酸化物（以下「UO_3」という。）を受け入れ貯蔵するウラン酸化物貯蔵設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備で処理したウラン・プルトニウム混合酸化物（UO_2・PuO_2。以下「MOX」という。）を受け入れ，貯蔵するウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
3	製品貯蔵施設は，製品を貯蔵するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	〈建物・構築物等〉 ・容量 〈運搬・製品容器〉 ・容量 〈ラック/ピット/棚〉 ・容量	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
4	製品貯蔵施設のうち，ウラン酸化物貯蔵設備は，崩壊熱除去のための常時冷却は不要であり，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，多重化された排風機で強制冷却することにより，必要な崩壊熱除去を行う設計とする。 　なお，崩壊熱除去に必要な排風機を設置する系統については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	〈ファン〉 ・容量 ・原動機 〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 既設工認（添付書類「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）より変更なし VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の設計から変更なし	多重化された排風機で強制冷却することにより，崩壊熱除去する設計について説明する。
5	ウラン酸化物貯蔵設備は，ウラン酸化物貯蔵建屋に収納し，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に収納する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
6	ウラン酸化物貯蔵建屋は，地上2階，地下2階の建物とする設計とする。 　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は，地上1階，地下1階の建物とする設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
7	3.1　ウラン酸化物貯蔵設備 　ウラン酸化物貯蔵設備は，脱硝施設のウラン脱硝設備からUO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を受け入れ，貯蔵容器搬送台車及び昇降リフトで搬送し，移載クレーンで貯蔵バスケットに収納後，バスケット搬送台車及び昇降リフトで搬送し，貯蔵室クレーンで貯蔵室に貯蔵する設計とする。 　UO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は，貯蔵室クレーン，バスケット搬送台車及び昇降リフトを用いてトラックヤードから払い出す設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
8	ウラン脱硝設備から受け入れた一部のUO_3粉末及び貯蔵室に貯蔵した一部のUO_3粉末は，貯蔵容器取扱室で一時保管した後，脱硝塔内の流動層を形成するため，又はUO_3溶解槽で溶解するため，脱硝施設のウラン脱硝設備に移送する設計とする。 　貯蔵室に貯蔵した一部のUO_3粉末は，保障措置検査のため貯蔵容器取扱室へ移送した後，再度貯蔵室に貯蔵する設計とする。また，貯蔵室に貯蔵した空き容量を有する貯蔵バスケットは，搬送室へ移送し，UO_3粉末を封入したウラン酸化物貯蔵容器を収納した後，再度貯蔵室に貯蔵する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
9	3.2　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 　ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備からMOX粉末充てん済みの粉末缶を封入した混合酸化物貯蔵容器を受け入れ，貯蔵容器台車，昇降機により搬送し，貯蔵台車で貯蔵ホールに貯蔵する設計とする。 　混合酸化物貯蔵容器を他施設へ払い出す場合は，貯蔵台車で貯蔵ホールから取り出し，貯蔵容器台車，昇降機，移載機，払出台車，運搬容器台車及び天井クレーンを用いてローディングドックから払い出す設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
10	貯蔵ホールに貯蔵した一部のMOX粉末は，保障措置検査のため，脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備へ移送した後，再度貯蔵ホールに貯蔵する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設 既設工認の設計から変更なし	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 製品貯蔵施設の構成及び設計
11	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち，粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，MOX燃料加工施設と共用するとともに，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設	【1.8　系統施設毎の設計上の考慮 1.8.3　製品貯蔵施設】 ○共用 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備のうち，粉末缶及び混合酸化物貯蔵容器は，MOX燃料加工施設と共用するとともに，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第20条：計測制御系統施設

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十条 計測制御系統施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.　計測制御系統施設 計測制御系統施設のうち計測制御設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第11条，第15条及び第16条にて整理する。	○	－	－	－	第11条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－
2	計測制御系統施設は，計測制御設備，安全保護回路，制御室及び制御室換気設備で構成する。また，計測制御設備は，計測制御系として核計装設備及び工程計装設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	【パラメータの制御，監視に関する設計の基本方針】 安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータの制御，監視に関する設計について。 【パラメータの環境下における監視に関する設計の基本方針について】 設計基準事故時に想定される環境下の，測定範囲及び期間にわたる監視に関する設計について。 【パラメータの記録，保存に関する設計の基本方針】 対策を講ずるために必要なパラメータの記録，保存に関する設計について。 【各パラメータの測定機器の設置及び計測結果の表示，記録，保存に関する設計の基本方針】 ・各パラメータを測定する機器の設置に関する設計について。 ・計測結果の表示場所に関する設計について。 ・記録，保存に関する設計について。 【機能喪失時の安全確保に関する設計の基本方針】 外部電源系統の機能喪失時及び一般圧縮空気系の機能喪失時における，安全機能の確保に関する設計について。 【警報を発する装置の設置に関する設計の基本方針】 設備の機能の喪失，誤操作その他の要因，放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに，確実に検知して速やかに警報を発する装置の設置に関する設計について。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	計測制御系統施設は，安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを，再処理施設の運転時，停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるとともに，想定される範囲内で監視できる設計とする。	機能要求② 設置要求	計測制御設備 （許可文中、第6.1.2-1、2表、第6.1.2-1～23図）	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	また，設計基準事故が発生した場合の状況を把握し，及び対策を講ずるために必要なパラメータは，設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	計測制御設備 （許可文中、第6.1.2-1、2表、第6.1.2-1～23図）	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	設計基準事故時に状況を把握し，対策を講ずるために必要なパラメータは，設計基準事故時においても確実に記録され，及び当該記録が保存される設計とする。	設置要求	計測制御設備 （許可文中、第6.1.2-1、2表、第6.1.2-1～23図）	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	4.1　設計基準対象の施設 4.1.1　計測制御設備 設計基準対象施設の計測制御設備は，核計装設備として，精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度を測定するためのプルトニウム洗浄器のアルファ線の計数率を測定する装置，工程計装設備として，液体状の中性子吸収材の濃度を測定するための硝酸供給槽可溶性中性子吸収材濃度を測定する装置，使用済燃料溶解槽内の温度を測定するための溶解槽溶解液温度を測定する装置，蒸発缶内の温度及び圧力を測定するための第２酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度及び第１酸回収系の蒸発缶加熱蒸気圧力を測定する装置，廃液槽の冷却水の流量及び温度を測定するための凝縮器の出口冷却水流量，高レベル廃液混合槽廃液温度及び供給液槽廃液温度を測定する装置並びに機器内の溶液の液位を測定するためのプルトニウム濃縮缶液位を測定する装置を設け，これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また，記録は制御室の監視制御盤から帳票として出力し保存できる設計とする。	機能要求② 設置要求	計測制御設備 （許可文中、第6.1.2-1、2表、第6.1.2-1～23図） 制御室（監視制御盤）	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	再処理施設の設備の機能の喪失，誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに，これらを確実に検知して速やかに警報（漏えい液受皿の集液溝の液位高）を発する装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	計測制御設備 （許可文中、第6.1.2-1、2表、第6.1.2-1～23図）	基本方針 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十条 計測制御系統施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.　計測制御系統施設 計測制御系統施設のうち計測制御設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	第1回申請と同一							
2	計測制御系統施設は，計測制御設備，安全保護回路，制御室及び制御室換気設備で構成する。また，計測制御設備は，計測制御系として核計装設備及び工程計装設備で構成する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
3	計測制御系統施設は，安全機能を有する施設の健全性を確保するために必要なパラメータを，再処理施設の運転時，停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるとともに，想定される範囲内で監視できる設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・設定値	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	また，設計基準事故が発生した場合の状況を把握し，及び対策を講ずるために必要なパラメータは，設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲 〈インターロック〉 ・設定値	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
5	設計基準事故時に状況を把握し，対策を講ずるために必要なパラメータは，設計基準事故時においても確実に記録され，及び当該記録が保存される設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
6	4.1　設計基準対象の施設 4.1.1　計測制御設備 設計基準対象施設の計測制御設備は，核計装設備として，精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度を測定するためのプルトニウム洗浄器のアルファ線の計数率を測定する装置，工程排気設備として，液体状の中性子吸収材の濃度を測定するための硝酸供給槽可溶性中性子吸収材濃度を測定する装置，使用済燃料溶解槽内の温度を測定するための溶解槽溶解液温度を測定する装置，蒸発缶内の温度及び圧力を測定するための第２酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度及び第１酸回収系の蒸発缶加熱蒸気圧力を測定する装置，廃液槽の冷却水の流量及び温度を測定するための凝縮器の出口冷却水流量，高レベル廃液混合槽廃液温度及び供給液槽廃液温度を測定する装置並びに機器内の溶液の液位を測定するためのプルトニウム濃縮缶液位を測定する装置を設け，これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また，記録は制御室の監視制御盤から帳票として出力し保存できる設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，制御室）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
7	再処理施設の設備の機能の喪失，誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに，これらを確実に検知して速やかに警報（漏えい液受皿の集液溝の液位高）を発する装置を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

第21条：放射線管理施設

第49条：監視測定設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 6. 放射線管理施設 6.1　放射線管理施設の基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「9.1 安全機能を有する施設」，「9.2 重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	基本方針	－	第4条，第16条及び第36条にて整理する。	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第4条及び第16条にて整理する。
3	放射線管理施設には，放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者の出入管理，汚染管理，除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備，試料分析関係設備，出入管理関係設備及び個人管理用設備を設け，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・設計基準対象設備として設ける設備の概要を説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	また，放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に表示できる放射線監視設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設置する設計とし，管理区域における空間線量，空気中の放射性物質の濃度及び床面，壁その他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	基本方針	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・屋内モニタリング設備及び試料分析関係設備による測定結果の表示について説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針 施設共通　基本設計方針	基本方針 施設共通　基本設計方針	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
5	放射線管理施設には，再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視，測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要のある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として，放射線監視設備，環境管理設備，試料分析関係設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・設計基準対象設備として設置する設備の概要を説明する。 ・屋外モニタリング設備による測定結果の表示について説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
6	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する計測	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.2　重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2. 基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に敷地内において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	放射線管理施設には，重大事故等が発生し，放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に，代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は，放射線監視設備，代替モニタリング設備，試料分析関係設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	6.1.1　放射線監視設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	放射線監視設備は，屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	機能要求①	基本方針	設計方針（放射線監視設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・放射線監視設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
12	（1）屋内モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として，エリアモニタ，ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・屋内モニタリング設備の構成について説明する。 ・管理区域内の放射線レベル又は放射能レベルの監視について説明する。 ・屋内モニタリング設備の計測範囲及び警報動作範囲について説明する。 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 ・屋内モニタリング設備の系統構成について説明する。 ・屋内モニタリング設備の配置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 ガンマ線エリアモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	臨界警報装置は，放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【屋内モニタリング設備】 臨界警報装置	設計方針（屋内モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 6. 放射線管理施設 6.1　放射線管理施設の基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」，「9.1 安全機能を有する施設」，「9.2 重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	第2Gr（貯蔵庫共用）と同じ						第2Gr（貯蔵庫共用）と同じ							
3	放射線管理施設には，放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者の出入管理，汚染管理，除染及び作業環境の監視を行うための放射線監視設備，試料分析関係設備，出入管理関係設備及び個人管理用設備を設け，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。	冒頭宣言	第2Gr（貯蔵庫共用）と同じ						第2Gr（貯蔵庫共用）と同じ							
4	また，放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に表示できる放射線監視設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設置する設計とし，管理区域における空間線量，空気中の放射性物質の濃度及び床面，壁その他人の触れるおそれのある物の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求														
5	放射線管理施設には，再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視，測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要のある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として，放射線監視設備，環境管理設備，試料分析関係設備を設置する設計とする。	冒頭宣言														
6	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2. 基本方針	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.　基本方針】 【2.2　重大事故等対処設備に関する計測】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【2.　基本方針】 ・重大事故等対処設備として設置及び保管する設備の概要を説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同一							
7	放射線管理施設には，重大事故等が発生した場合に敷地内において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－										
8	放射線管理施設には，重大事故等が発生し，放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に，代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－										
9	放射線管理施設の重大事故等対処設備は，放射線監視設備，代替モニタリング設備，試料分析関係設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－										
10	6.1.1　放射線監視設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	放射線監視設備は，屋内モニタリング設備，屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同じ							
12	（1）屋内モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	再処理施設内の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として，エリアモニタ，ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
14	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，中央制御室において指示及び記録するとともに，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 計測範囲 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
15	エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	
16	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	＜計測装置＞ 計測範囲 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
17	臨界警報装置は，放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	分析建屋のダストモニタの一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用する。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ケ所保障措置分析所と共用するが，両施設で必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	分析建屋のダストモニタの一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用するが，分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【屋内モニタリング設備】 アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ	設計方針（共用）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	（２）屋外モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	屋外モニタリング設備は，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	基本方針	設計方針（屋外モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・屋外モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
22	a．排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として，排気筒モニタ，排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒） 【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・排気モニタリング設備の構成について説明する。 ・排気モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の配置について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は，主排気筒管理建屋に収納する。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	・主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備並びに北換気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備の設置場所を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	主排気筒管理建屋は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求	主排気筒管理建屋	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認仕様表 「主排気筒管理建屋」の仕様表の記載より変更なし	・主排気筒管理建屋の構造（階数）を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	排気筒モニタは，測定値を中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし	・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 ・設計基準対象施設の警報動作範囲について説明する。 ・排気モニタリング設備の系統構成について、説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	排気筒モニタの測定値は，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（警報動作範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	排気サンプリング設備は，排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒） 排気サンプリング設備（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒） 排気サンプリング設備（低レベル廃棄物処理建屋換気筒）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・放出管理のための放射性物質の捕集及び測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	また，冷却空気出口シャフトには，ガスモニタを設け，排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【排気モニタリング設備】 冷却空気出口シャフトモニタ	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲） 設計方針（警報動作範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（放射線管理施設）」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・排気モニタリング設備の測定結果の表示、記録、計測範囲及び警報について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	分析建屋のダストモニタの一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・分析建屋のダストモニタの一部は六ケ所保障措置分析所と共用するが，両施設で必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
19	分析建屋のダストモニタの一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用するが，分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
20	（２）屋外モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	屋外モニタリング設備は，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
22	a．排気モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として，排気筒モニタ，排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
24	主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は，主排気筒管理建屋に収納する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	
25	主排気筒管理建屋は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認仕様表 「主排気筒管理建屋」の仕様表の記載より変更なし	
26	排気筒モニタは，測定値を中央制御室において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，中央制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし	
27	排気筒モニタの測定値は，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	
28	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	＜計測装置＞ 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
29	排気サンプリング設備は，排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
30	また，冷却空気出口シャフトには，ガスモニタを設け，排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲 警報動作範囲	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書（放射線管理施設）」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	重大事故等時において，排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1.1　排気モニタリング設備 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.1.1　排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 【Ⅵ-2-5　構造図】 ・排気モニタリング設備の構造について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は，主排気筒の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトで構成する。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1.1　排気モニタリング設備	【3.1.1.1　排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	排気モニタリング設備は，重大事故等時において，放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1.1　排気モニタリング設備	【3.1.1.1　排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【排気筒モニタ】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	基本方針(多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備）)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	重大事故等時において，排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【機能要求②】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	排気サンプリング設備（主排気筒） 【機能要求②】 主排気筒ガスモニタ	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1.1　排気モニタリング設備 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.1.1　排気モニタリング設備】 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・排気モニタリング設備の配置について説明する。 【Ⅵ-2-5　構造図】 ・排気モニタリング設備の構造について説明する。
32	重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は，主排気筒の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1.1　排気モニタリング設備	【3.1.1.1　排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備の構成について説明する。
33	排気モニタリング設備は，重大事故等時において，放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.1.1　排気モニタリング設備	【3.1.1.1　排気モニタリング設備】 ・排気モニタリング設備のモニタリング対象について説明する。
34	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気モニタリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（悪影響防止）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に必要な台数（排気サンプリング設備については２系列）を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	主排気筒の排気モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	主排気筒の排気モニタリング設備は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒）	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【北換気筒】 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	【排気筒モニタ】 主排気筒ガスモニタ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 【排気サンプリング設備】 排気サンプリング設備（主排気筒） 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。
36	主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	主排気筒ガスモニタ	－	－	－		
37	主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に必要な台数（排気サンプリング設備については２系列）を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 【機能要求②】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	排気サンプリング設備（主排気筒） 【機能要求②】 主排気筒ガスモニタ	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
38	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
39	主排気筒の排気モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－		
40	排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－		
41	主排気筒の排気モニタリング設備は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
42	主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－		
43	排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
44	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－								
45	主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）	主排気筒ガスモニタ 排気サンプリング設備（主排気筒）	－	－	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	ｂ．排水モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	再処理施設外から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として，排水サンプリング設備を設置し，放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	設置要求	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備 排水モニタ	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・排水モニタリング設備の構成について説明する。 ・放出管理のための排水のサンプリングおよびその計測方法について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	排水サンプリング設備は，排水をサンプリングする設計とする。	機能要求①	【排水モニタリング設備】 排水サンプリング設備	設計方針（排水モニタリング設備の設備構成、系統構成）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	ｃ．環境モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 積算線量計	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・環境モニタリング設備の計測範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
51	モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	・設計規準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から電源を受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.1 設計基準対象の施設に関する計測	【2.基本方針】 【2.1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは，電源復旧までの期間の電源を確保するため，非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 【3.1.2(3)モニタリングポスト及びダストモニタの電源】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	3.1.2　環境モニタリング設備 （3）モニタリングポスト及びダストモニタの電源	【2.基本方針】 【2.1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 【3.1.2(3)モニタリングポスト及びダストモニタの電源】 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.1 設計基準対象の施設に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 （4）モニタリングポスト及びダストモニタの伝送	【2.基本方針】 【2.1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送路を、有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とすることを説明する。 【3.1.2(4)モニタリングポスト及びダストモニタの伝送】 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。											
56	モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（警報動作範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	・モニタリングポスト及びダストモニタの系統構成を説明する。 ・モニタリングポスト及びダストモニタの警報動作範囲について説明する。 ・環境モニタリング設備の系統構成について、説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	b．排水モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	再処理施設外から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として，排水サンプリング設備を設置し，放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
48	排水サンプリング設備は，排水をサンプリングする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－		
49	c．環境モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	周辺監視区域境界付近の空間放射線量，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計を周辺監視区域境界付近に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	
51	モニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
52	モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，非常用所内電源系統から電源を受電できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2．1 設計基準対象の施設に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 (3) モニタリングポスト及びダストモニタの電源	【2. 基本方針】 【2．1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・モニタリングポスト及びダストモニタは，電源復旧までの期間の電源を確保するため，非常用所内電源系統に接続する設計とすることを説明する。 【3.1.2(3)モニタリングポスト及びダストモニタの電源】 ・モニタリングポスト及びダストモニタの電源系統について説明する。
53	さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－		【2. 基本方針】 【2．1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から電源を受電できる設計とすることを説明する。 【3.1.2(3)モニタリングポスト及びダストモニタの電源】 ・モニタリングポスト及びダストモニタ専用の無停電電源装置について説明する。
54	モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2．1 設計基準対象の施設に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 (4) モニタリングポスト及びダストモニタの伝送 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【2. 基本方針】 【2．1 設計基準対象の施設に関する計測】 ・モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所への伝送路を，有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とすることを説明する。 【3.1.2(4)モニタリングポスト及びダストモニタの伝送】 ・モニタリングポスト及びダストモニタのデータ伝送について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。
55	また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。	機能要求①								モニタリングポスト ダストモニタ	－					
56	モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	＜計測装置＞ 警報動作範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし 既設工認本文 「放射線監視設備」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	モニタリングポスト及びダストモニタは，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
58	また，積算線量計は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）			–	–	–	–	–	○	積算線量計	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
59	モニタリングポスト及びダストモニタは，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（共用）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
60	また，積算線量計は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 積算線量計	設計方針（共用）			–	–	–	–	–	○	積算線量計	–	–	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
61	重大事故等時において，環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1.2 環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.1.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
62	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は，モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
63	環境モニタリング設備は，重大事故等時において，再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
64	環境モニタリング設備は，環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における電源に係る基本方針を説明する。 【3.1.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	モニタリングポスト及びダストモニタは，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
58	また，積算線量計は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	モニタリングポスト及びダストモニタは，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，周辺監視区域が同一の区域であることにより，監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
60	また，積算線量計は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	重大事故等時において，環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.1 設計基準対象の施設に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図	【2. 基本方針】 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.1.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集及び測定について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・環境モニタリング設備の配置について説明する。
62	重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は，モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備の構成について説明する。
63	環境モニタリング設備は，重大事故等時において，再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1.2.3　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【3.1.2.3(1)モニタリングポスト】 【3.1.2.3(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング設備のモニタリング対象を説明する。
64	環境モニタリング設備は，環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1.2　環境モニタリング設備 (1)モニタリングポスト (2)ダストモニタ	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・排気モニタリング設備の重大事故等時における電源に係る基本方針を説明する。 【3.1.2(1)モニタリングポスト】 【3.1.2(2)ダストモニタ】 ・環境モニタリング用可搬型発電機から給電できる設計であることを説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	環境モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は，周辺監視区域境界付近において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条 放射線管理施設,第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
65	環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
66	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
67	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
68	環境モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。
69	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は，周辺監視区域境界付近において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
70	環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	環境モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング設備】 モニタリングポスト ダストモニタ 無停電電源装置	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①		設計方針（試験・検査性）													
73	（３）放射線サーベイ機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設備要求	【放射線サーベイ機器】 エアスニファ ガンマ線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ アルファ・ベータ線用サーベイメータ ダストサンプラ ダストモニタ ガスモニタ	設計方針（放射線サーベイ機器の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・放射線サーベイ機器の構成について説明する。 ・外部放射線に係る線量当量率、線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	6.1.2　代替モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設備要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系） 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2　代替モニタリング設備	【3.2　代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	代替モニタリング設備は，代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系） 【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替モニタリング設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2　代替モニタリング設備	【3.2　代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	環境モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	モニタリングポスト ダストモニタ	無停電電源装置	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
72	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①														
73	（３）放射線サーベイ機器	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
75	6.1.2　代替モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2　代替モニタリング設備	【3.2　代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。
77	代替モニタリング設備は，代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	－	－	－	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2　代替モニタリング設備	【3.2　代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
78	（1）代替排気モニタリング設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	重大事故等時において，排気モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.1　代替排気モニタリング設備 VI-2-4　配置図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.2.1　代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・代替排気モニタリング設備の配置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	代替排気モニタリング設備は，可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1　代替排気モニタリング設備 VI-2-5　構造図	【3.2.1　代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-4　構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	可搬型排気モニタリング設備は，主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに，放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（代替排気モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備 (1)可搬型ガスモニタ 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備】 【3.2.1.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
78	（1）代替排気モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	重大事故等時において，排気モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.1　代替排気モニタリング設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替排気モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.2.1　代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替排気モニタリング設備の配置について説明する。
80	代替排気モニタリング設備は，可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部並びに監視測定用運搬車で構成する。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1　代替排気モニタリング設備 Ⅵ-2-5　構造図	【3.2.1　代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　構造図】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構造について説明する。
81	可搬型排気モニタリング設備は，主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに，放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型排気サンプリング設備 【機能要求②】 可搬型ガスモニタ	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備 (1)可搬型ガスモニタ 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備】 【3.2.1.1(1)可搬型ガスモニタ】 ・重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の捕集について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の放射性希ガスの測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
82	可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型排気モニタリング用発電機 監視測定用運搬車	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
83	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型排気モニタリング用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
84	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	監視測定用運搬車	－	－	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
85	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	基本方針(多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備）)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3 環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，共通要因によって主排気筒の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，共通要因によって北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
89	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	可搬型排気モニタリング設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，可搬型ガスモニタの保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型排気サンプリング設備の保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替排気モニタリング設備の重大事故等における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.2　可搬型排気モニタリング用発電機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.2.1.2　可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構成及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	可搬型データ表示装置は，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（指示，表示，記録及び保存）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
85	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	–	–	–	–	–	–	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	–	–	–	–	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
86	主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，共通要因によって主排気筒の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	–	–	–	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
87	主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	–	–	–		
88	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，共通要因によって北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	–	–	–		
89	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	–	–	–	–	–	–	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	–	–	–	–	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。
90	可搬型排気モニタリング設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，可搬型ガスモニタの保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型排気サンプリング設備の保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型排気サンプリング設備 【機能要求②】 可搬型ガスモニタ	–	–	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
91	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時のバックアップを２台の合計４台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	–	–	–	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替排気モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.2.1.1　可搬型排気モニタリング設備】
92	MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型排気モニタリング用発電機	–	–	＜発電機＞ 容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.1.2　可搬型排気モニタリング用発電機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.2.1.2　可搬型排気モニタリング用発電機】 ・可搬型排気モニタリング用発電機の構成及び容量について説明する。
93	可搬型データ表示装置は，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	–	–	–	–	–	–	○	–	可搬型データ表示装置	–	–	–	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	また，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録，保存するとともに，必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備）） 設計方針（指示，表示，記録及び保存）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
94	また，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録，保存するとともに，必要な容量を保存できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型データ表示装置	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	可搬型データ表示装置は，代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（指示，表示，記録及び保存）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替排気モニタリング設備】 監視測定用運搬車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	可搬型データ表示装置は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	基本方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系】 主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	可搬型排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型排気モニタリング設備】 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替排気モニタリング設備】 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
95	可搬型データ表示装置は，代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型データ表示装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。
96	MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	監視測定用運搬車	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
97	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
98	可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	－	－	－		
99	可搬型データ表示装置は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【代替排気モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	－	－	－		
100	可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
101	可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （1）操作性 a. 操作環境 b. 操作準備 c. 操作内容 d. 切替性 e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
102	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	主配管（建屋内空気の排気系，排気系，フード内空気の排気系）	－	－	－	－		
103	可搬型排気モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
104	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備	－	－	－		
105	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	－	－	－		
106	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型排気モニタリング用発電機	－	－	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
107	（２）代替環境モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	重大事故等時において，環境モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.2　代替環境モニタリング設備 VI-2-4　配置図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	代替環境モニタリング設備は，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ），可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2　代替環境モニタリング設備 VI-2-5　構造図	【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【VI-2-5　構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2　代替環境モニタリング設備	【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 監視測定用運搬車				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，線量を測定するとともに，空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針（代替環境モニタリング設備の設備構成、系統構成） 設計方針（計測範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1(1)可搬型線量率計】 【3.2.2.1(2)可搬型ダストモニタ】 ・空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合に，重大事故等の対処を行う前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋，低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.3　可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.3　可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
107	（２）代替環境モニタリング設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	重大事故等時において，環境モニタリング設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.2　代替環境モニタリング設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替環境モニタリング設備の配置について説明する。
109	代替環境モニタリング設備は，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ），可搬型環境モニタリング用発電機並びに監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型データ表示装置 監視測定用運搬車 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2　代替環境モニタリング設備 Ⅵ-2-5　構造図	【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-5　構造図】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構造について説明する。
110	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型データ表示装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2　代替環境モニタリング設備	【3.2.2　代替環境モニタリング設備】 ・代替環境モニタリング設備の構成について説明する。
111	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	監視測定用運搬車	－	－	－		
112	可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，線量を測定するとともに，空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量計 可搬型ダストモニタ	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備 (1)可搬型線量率計 (2)可搬型ダストモニタ 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.2.2.1(1)可搬型線量率計】 【3.2.2.1(2)可搬型ダストモニタ】 ・空気中の粒子状放射性物質の連続的な捕集及び測定について説明する。 ・重大事故等が発生した場合の周辺監視区域における線量の測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
113	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合に，重大事故等の対処を行う前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋，低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ダストサンプラ（ＳＡ） 【機能要求②】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.2.3　可搬型建屋周辺モニタリング設備 3.9.1　計測結果の指示又は表示 3.9.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲	【3.4.2.3　可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備による計測について説明する。 【3.9.1　計測結果の指示又は表示】 【3.9.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
114	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
115	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.2　可搬型環境モニタリング用発電機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.2.2.2　可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構成及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）は，建屋周辺において，空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
115	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
116	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
117	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	－	－	－		
118	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型線量計 可搬型ダストモニタ	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
119	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として９台，予備として故障時のバックアップを９台の合計18台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2．基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.2.2.1　可搬型環境モニタリング設備】
120	MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型環境モニタリング用発電機	－	－	＜発電機＞ 容量	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.2.2.2　可搬型環境モニタリング用発電機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.2.2.2　可搬型環境モニタリング用発電機】 ・可搬型環境モニタリング用発電機の構成及び容量について説明する。
121	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（SA）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
122	中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	中性子線用サーベイメータ（SA）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
123	アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）は，建屋周辺において，空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ダストサンプラ（ＳＡ） 【機能要求②】 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型環境モニタリング設備】 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 【可搬型建屋周辺モニタリング設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替環境モニタリング設備】 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	6.1.3　試料分析関係設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
133	再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため，放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	【放射能測定設備】 放射能測定装置 核種分析装置	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・試料分析関係設備の構成について説明する ・作業環境の放射線管理用試料の放射能測定について説明する。 ・放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定について説明する。 ・環境試料の放射能測定について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため，放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	【放出管理分析設備】 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 核種分析装置 放出管理分析設備	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
135	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため，環境試料測定設備を設置する設計とする。	設置要求	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備（核種分析装置（γ）） 環境試料測定設備（核種分析装置（α）） 環境試料測定設備（放射能測定装置） 環境試料測定設備	設計方針（試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
125	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機 ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	—	—		
126	可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	—	—		
127	可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
128	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
129	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ガンマ線用サーベイメータ（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダストサンプラ（ＳＡ）	—	—	—		
130	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—		
131	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型環境モニタリング用発電機	—	—	—		
132	6.1.3　試料分析関係設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133	再処理施設の作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため，放射能測定設備を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
134	再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため，放出管理分析設備を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	
135	周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため，環境試料測定設備を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
136	環境試料測定設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備（核種分析装置（γ）） 環境試料測定設備（核種分析装置（α）） 環境試料測定設備	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ・環境試料測定設備の一部はＭＯＸ燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
137	環境試料測定設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備（核種分析装置（γ）） 環境試料測定設備（核種分析装置（α）） 環境試料測定設備	設計方針（共用）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
138	重大事故等時において，試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（試料分析関係設備の設備構成，系統構成） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.基本方針 3.3.2　放出管理分析設備 3.3.3　環境試料測定設備 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.3.2　放出管理分析設備】 【3.3.3　環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・試料分析関係設備による再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・試料分析関係設備の配置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
139	試料分析関係設備は，放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し，重大事故等時において，捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（試料分析関係設備の設備構成，系統構成） 設計方針（指示，表示，記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2　放出管理分析設備 3.3.3　環境試料測定設備 3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録 4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.2　放出管理分析設備】 【3.3.3　環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・試料分析関係設備による測定について説明する。 【3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録】 ・試料分析関係設備の指示、表示及び記録について説明する。 【4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
140	環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
141	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
142	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
143	試料分析関係設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設,第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
136	環境試料測定設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備（核種分析装置（γ）） 環境試料測定設備（核種分析装置（α）） 環境試料測定設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・環境試料測定設備の一部はMOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
137	環境試料測定設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備（核種分析装置（γ）） 環境試料測定設備（核種分析装置（α）） 環境試料測定設備	－	－	－	－		
138	重大事故等時において，試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.基本方針 3.3.2　放出管理分析設備 3.3.3　環境試料測定設備 4.1　放射線管理施設の計測範囲 VI-2-4　配置図	【2.基本方針】 ・代替環境モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.3.2　放出管理分析設備】 【3.3.3　環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・試料分析関係設備による再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度の測定について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・試料分析関係設備の配置につい
139	試料分析関係設備は，放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し，重大事故等時において，捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.3.2　放出管理分析設備 3.3.3　環境試料測定設備 3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示，表示及び記録 4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【3.3.2　放出管理分析設備】 【3.3.3　環境試料測定設備】 ・試料分析関係設備の構成について説明する。 ・試料分析関係設備による測定について説明する。 【3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示，表示及び記録】 ・試料分析関係設備の指示，表示及び記録について説明する。 【4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
140	環境試料測定設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
141	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
142	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
143	試料分析関係設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	放出管理分析設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
145	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））		Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【4.　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
146	試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
147	試料分析関係設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
148	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【放出管理分析設備】 放出管理分析設備 【環境試料測定設備】 環境試料測定設備	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
149	6.1.4　代替試料分析関係設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
150	重大事故等時において，試料分析関係設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.基本方針 3.4　代替試料分析関係設備 3.4.1　可搬型試料分析設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 ・代替試料分析関係設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.4　代替試料分析関係設備】 【3.4.1　可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替試料分析関係設備の配置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
151	代替試料分析関係設備は，可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（代替試料分析関係設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4　代替試料分析関係設備 3.4.1　可搬型試料分析設備 Ⅵ-2-4　配置図	【3.4　代替試料分析関係設備】 【3.4.1　可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替試料分析関係設備の配置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
152	可搬型試料分析設備は，放出管理分析設備が機能喪失した場合に，主排気筒の排気サンプリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.　基本方針 3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録 4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【2.　基本方針】 ・代替試料分析関係設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録】 ・代替試料分析関係設備の指示、表示及び記録について説明する。 【4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
153	可搬型試料分析設備は，環境試料測定設備が機能喪失した場合に，ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
154	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に，再処理施設及びその周辺で採取した，水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
155	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
144	放出管理分析設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	放出管理分析設備	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【4.　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
145	MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，必要な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	－	－	－			
146	試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
147	試料分析関係設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
148	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	環境試料測定設備	放出管理分析設備	－	－	－		
149	6.1.4　代替試料分析関係設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
150	重大事故等時において，試料分析関係設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.基本方針 3.4　代替試料分析関係設備 3.4.1　可搬型試料分析設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 ・代替試料分析関係設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.4　代替試料分析関係設備】 【3.4.1　可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替試料分析関係設備の配置について説明する。
151	代替試料分析関係設備は，可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置，可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 3.4　代替試料分析関係設備 3.4.1　可搬型試料分析設備 Ⅵ-2-4　配置図	【3.4　代替試料分析関係設備】 【3.4.1　可搬型試料分析設備】 ・代替試料分析関係設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替試料分析関係設備の配置について説明する。
152	可搬型試料分析設備は，放出管理分析設備が機能喪失した場合に，主排気筒の排気サンプリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 2.　基本方針 3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示，表示及び記録 4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲	【2.　基本方針】 ・代替試料分析関係設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.5　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の指示，表示及び記録】 ・代替試料分析関係設備の指示，表示及び記録について説明する。 【4.　試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
153	可搬型試料分析設備は，環境試料測定設備が機能喪失した場合に，ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
154	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に，再処理施設及びその周辺で採取した，水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
155	可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
156	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
157	可搬型試料分析設備は，共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.　放射線管理施設の計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【4.　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
159	可搬型トリチウム測定装置は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型トリチウム測定装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型試料分析設備】 可搬型核種分析装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
161	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替試料分析関係設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
162	可搬型試料分析設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
163	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
164	可搬型試料分析設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
165	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型試料分析設備】 可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	設計方針（試験・検査性）	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
166	6.1.5　環境管理設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
167	敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし 既設工認添付書類 「VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
168	また，敷地内に気象を観測する気象観測設備を設置する設計とする。	設置要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし	・気象観測設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
156	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
157	可搬型試料分析設備は，共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から10m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
158	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 4.　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 【4.　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
159	可搬型トリチウム測定装置は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定でき計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型トリチウム測定装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
160	MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型核種分析装置	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲		
161	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替試料分析関係設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
162	可搬型試料分析設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－		
163	可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
164	可搬型試料分析設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
165	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放射能測定装置 可搬型トリチウム測定装置 可搬型核種分析装置	－	－	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	
166	6.1.5　環境管理設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
167	敷地周辺の放射線モニタリングを行う空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
168	また，敷地内に気象を観測する気象観測設備を設置する設計とする。	設置要求	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
169	気象観測設備の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし	・気象観測設備による気象観測について説明する。 ・設計基準対象施設による計測結果の指示または表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
170	放射能観測車は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部及び放射能観測車はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
171	また，気象観測設備の一部は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
172	放射能観測車は，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（共用）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
173	また，気象観測設備の一部は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）	設計方針（共用）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
174	重大事故等時において，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.3.1　放射能観測車 (1)放射能観測車 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・放射能観測車の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.3.1(1)放射能観測車】 ・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・放射能観測車の配置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
175	重大事故等時において，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成） 設計方針（指示、表示、記録及び保存）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.3.2　気象観測設備 (1)気象観測設備 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.3.2(1)　気象観測設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
176	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
177	環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（環境管理設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備 3.3.1　放射能観測車 (1)放射能観測車 3.3.2　気象観測設備 (1)気象観測設備	【3.3.1(1)　放射能観測車】 ・放射能観測車のモニタリング対象について説明する。 【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測設備のモニタリング対象について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
169	気象観測設備の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに，緊急時対策所においても指示する設計とする。	機能要求①	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 既設工認本文 「環境管理設備」の記載より変更なし 既設工認系統図 「放射線監視設備の系統図」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
170	放射能観測車は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部及び放射能観測車はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
171	また，気象観測設備の一部は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計，雨量計） 気象観測設備（温度計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部及び放射能観測車はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
172	放射能観測車は，MOX燃料加工施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部及び放射能観測車はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
173	また，気象観測設備の一部は，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計，雨量計） 気象観測設備（温度計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・気象観測設備の一部及び放射能観測車はＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
174	重大事故等時において，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.3.1　放射能観測車 (1)放射能観測車 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1　放射線管理施設の計測範囲 Ⅵ-2-4　配置図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・放射能観測車の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.3.1(1)放射能観測車】 ・放射能観測車の構成について説明する。 ・放射能観測車の搭載機器について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】
175	重大事故等時において，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計，雨量計）	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.3.2　気象観測設備 (1)気象観測設備 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.5.2(1)　気象観測設備】 ・気象観測設備の構成について説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示，記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
176	重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計，雨量計）	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備	【3.3　環境管理設備】 ・環境管理設備の構成について説明する。
177	環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計，雨量計）	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備 3.3.2　気象観測設備 (1)気象観測設備	【3.3.2(1)気象観測設備】 ・気象観測設備のモニタリング対象につて説明する。	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　環境管理設備 3.3.1　放射能観測車 (1)放射能観測車	【3.3.1(1)　放射能観測車】 ・放射能観測車のモニタリング対象について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
178	環境管理設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
179	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
180	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
181	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は，自然現象，人為事象，溢水及び火災により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	基本方針(多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備）)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3.3　環境条件等】 【3.3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
182	気象観測設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
183	屋外に保管する放射能観測車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（悪影響防止）	3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
184	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
185	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境管理設備】 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
186	屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明す	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
178	環境管理設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
179	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
180	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
181	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は，自然現象，人為事象，溢水及び火災により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保又は修理等の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.　健全性確保のための設計方針】 【3.3　環境条件等】 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ・内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる重大事故等対処設備の代替設備について説明する。
182	気象観測設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
183	屋外に保管する放射能観測車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について考慮する事項を説明する。
184	MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１台を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
185	MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，十分な台数を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ） 【機能要求②】 放射能観測車搭載機器	－	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
186	屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
187	気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	る。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
188	環境管理設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
189	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境管理設備】 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	設計方針（試験・検査性）	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
190	6.1.6　代替放射能観測設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
191	重大事故等時において，放射能観測車が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.4.1　可搬型放射能観測設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・可搬型放射能観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.4.1　可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
192	代替放射能観測設備は，可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）で構成する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（代替放射能観測設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1　可搬型放射能観測設備	【3.4.1　可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
193	可搬型放射能観測設備は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	設計方針（指示、表示、記録及び保存） 設計方針（計測範囲）	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【2. 基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・可搬型放射能観測設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
194	可搬型放射能観測設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
195	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
196	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
187	気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-1　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
188	環境管理設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	Ⅵ-1-1-1　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
189	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－			○	放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ）	－	－	－	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	
190	6.1.6　代替放射能観測設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
191	重大事故等時において，放射能観測車が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.4.1　可搬型放射能観測設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・可搬型放射能観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.4.1　可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・代替放射能観測設備の配置について説明する。
192	代替放射能観測設備は，可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4.1　可搬型放射能観測設備	【3.4.1　可搬型放射能観測設備】 ・代替放射能観測設備の構成について説明する。
193	可搬型放射能観測設備は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し，記録できるように，測定値を指示する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.7.1　計測結果の指示又は表示 3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存 4.1放射線管理施設の計測範囲	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・可搬型放射能観測設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.7.1　計測結果の指示又は表示】 【3.7.3　重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存】 ・重大事故等対処設備による計測結果の指示又は表示、記録及び保存に係る場所及び方法について説明する。 【4.1放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
194	可搬型放射能観測設備は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
195	MOX燃料加工施設と共用するガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
196	MOX燃料加工施設と共用する可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
197	可搬型放射能観測設備は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
198	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
199	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる可搬型放射能観測設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
200	可搬型放射能観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
201	可搬型放射能観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202	可搬型放射能観測設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【可搬型放射能観測設備】 ガンマ線用サーベイメータ（ＮａＩ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
203	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①		設計方針（試験・検査性）	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
204	6.1.7　代替気象観測設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
205	重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備 3.5.2　可搬型気象観測用発電機 VI-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 【3.5.2　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・可搬型気象観測用発電機の配置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備 3.5.2　可搬型気象観測用発電機 VI-2-5　構造図	【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 【3.5.2　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成について説明する。 【VI-2-5　構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
207	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型データ表示装置	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
208	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 監視測定用運搬車	設計方針（代替気象観測設備の設備構成、系統構成）	3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
197	可搬型放射能観測設備は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
198	MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ），中性子線用サーベイメータ（ＳＡ）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ） 【機能要求②】 ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ）	－	－	＜計測装置＞ 検出器の種類 計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 4.1　放射線管理施設の計測範囲	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【4.1　放射線管理施設の計測範囲】 ・重大事故等対処設備の計測範囲について説明する。
199	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対応に用いる可搬型放射能観測設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
200	可搬型放射能観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－		
201	可搬型放射能観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
202	可搬型放射能観測設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
203	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	ガンマ線用サーベイメータ（Ｎａ Ｉ（Ｔｌ）シンチレーション）（ＳＡ） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（ＳＡ） 中性子線用サーベイメータ（ＳＡ） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ＳＡ） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（ＳＡ）	－	－	－		
204	6.1.7　代替気象観測設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
205	重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備 3.5.2　可搬型気象観測用発電機 Ⅵ-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 【3.5.2　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成について説明する。 【Ⅵ-2-4　配置図】 ・可搬型気象観測用発電機の配置について説明する。
206	代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備 3.5.2　可搬型気象観測用発電機 Ⅵ-2-5　構造図	【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。 【3.5.2　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成について説明する。 【Ⅵ-2-5　構造図】 ・可搬型気象観測用発電機の構造について説明する。
207	可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型データ表示装置	－	－	－	Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備	【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の構成について説明する。
208	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	監視測定用運搬車	－	－	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
209	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
210	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2．重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
212	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，環境管理設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
213	可搬型風向風速計は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，環境管理設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
214	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替気象観測設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.5　代替気象観測設備】 【3.5.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測用発電機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.5.1　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
217	可搬型風向風速計は，敷地内において風向，風速を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型風向風速計	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設,第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
209	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
210	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
211	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
212	可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，環境管理設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
213	可搬型風向風速計は，共通要因によって環境管理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，環境管理設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型風向風速計	－	－	－		
214	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
215	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測用データ伝送装置	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測設備	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替排気モニタリング設備の重大事故等時における測定値の表示及び記録に係る基本方針を説明する。 【3.5　代替気象観測設備】 【3.5.1　可搬型気象観測設備】
216	MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型気象観測用発電機	－	－	＜発電機＞ 容量	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.5　代替気象観測設備 3.5.1　可搬型気象観測用発電機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.5.1　可搬型気象観測用発電機】 ・可搬型気象観測用発電機の構成及び容量について説明する。
217	可搬型風向風速計は，敷地内において風向，風速を測定できる設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２台の合計３台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型風向風速計	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
218	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
219	代替気象観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
220	代替気象観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
221	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型風向風速計	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
222	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型風向風速計	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
223	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
224	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【代替気象観測設備】 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
225	6.1.8　環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
226	重大事故等時において，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に，代替電源から給電するため，環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機 VI-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の配置について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
227	環境モニタリング用代替電源設備は，環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機 VI-2-5　構造図	【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【VI-2-5　構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
228	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 監視測定用運搬車	設計方針（環境モニタリング用代替電源設備設備構成、系統構成）	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
229	環境モニタリング用可搬型発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
230	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条 監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
218	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替気象観測設備は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
219	代替気象観測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型風向風速計 可搬型気象観測用発電機	—	—	—		
220	代替気象観測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
221	可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型風向風速計	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
222	また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型風向風速計	—	—	—		
223	可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—		
224	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機	—	—	—		
225	6.1.8　環境モニタリング用代替電源設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
226	重大事故等時において，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に，代替電源から給電するため，環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	—	—	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機 VI-2-4　配置図	【2.基本方針】 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 ・代替気象観測設備の重大事故等時における基本方針を説明する。 【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【VI-2-4　配置図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の配置について説明する。
227	環境モニタリング用代替電源設備は，環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	—	—	—	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機 VI-2-5　構造図	【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。 【VI-2-5　構造図】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構造について説明する。
228	監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	監視測定用運搬車	—	—	—	VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機について説明する。
229	環境モニタリング用可搬型発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
230	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，十分な容量及び台数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	環境モニタリング用可搬型発電機	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2)共用 VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設	【2.4.2　健全性確保のための設計方針 (2)共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
231	環境モニタリング用可搬型発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
232	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構成及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
233	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
234	環境モニタリング用可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
235	環境モニタリング用可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
236	環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
237	環境モニタリング用可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
238	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	【環境モニタリング用代替電源設備】 環境モニタリング用可搬型発電機	設計方針（試験・検査性）	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
231	環境モニタリング用可搬型発電機は，共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
232	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	＜発電機＞ 容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.6.1　環境モニタリング用可搬型発電機 (1)環境モニタリング用可搬型発電機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7　放射線管理施設 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 VI-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【3.6.1(1)環境モニタリング用可搬型発電機】 ・環境モニタリング用可搬型発電機の構成及び容量について説明する。
233	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は，「９．２．７　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
234	環境モニタリング用可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	－		
235	環境モニタリング用可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
236	環境モニタリング用可搬型発電機は，環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
237	環境モニタリング用可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
238	また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	環境モニタリング用可搬型発電機	－	－	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
239	6.1.9　出入管理関係設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
240	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設置する設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退域管理装置 放射線サーベイ機器 【汚染管理設備】 更衣室 シャワ室 手洗い場 退出モニタ 放射線サーベイ機器 洗濯設備	設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・出入管理関係設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
241	再処理施設の管理区域への出入りは，原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	設置要求	【出入管理設備】 入退域管理装置	設計方針（出入管理設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・出入管理設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
242	出入管理設備の一部は，廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【出入管理設備】 入退域管理装置	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
243	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【出入管理設備】 入退域管理装置	設計方針（共用）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
244	6.1.10　個人管理用設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
245	放射線業務従事者等の線量評価のため，個人線量計を配備し，ホールボディカウンタを設置する設計とする。	設置要求	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（個人管理用設備の設備構成、系統構成）	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	・個人管理設備の構成について説明する。	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
246	個人線量計及びホールボディカウンタは，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは，ＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	個人線量計 ホールボディカウンタ	個人線量計 ホールボディカウンタ	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・個人線量計及びホールボディカウンタは，ＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
247	個人線量計及びホールボディカウンタは，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	【個人管理用設備】 個人線量計 ホールボディカウンタ	設計方針（共用）			－	－	－	－	－	○	個人線量計 ホールボディカウンタ	個人線量計 ホールボディカウンタ	－		

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十一条　放射線管理施設，第四十九条　監視測定設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
239	6.1.9　出入管理関係設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
240	放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設置する設計とする。	設置要求	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同じ	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
241	再処理施設の管理区域への出入りは，原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。	設置要求	△	基本方針	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）と同じ	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-4-2　管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」及び同説明書添付「放射線管理に係る考え方」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
242	出入管理設備の一部は，廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	○	入退域管理装置	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設	【6.系統施設毎の設計上の考慮 6.6放射線管理施設】 ○悪影響防止 ○共用 ・出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
243	出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	入退域管理装置	－	－			－	－	－	－	－	－	－	－
244	6.1.10　個人管理用設備	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
245	放射線業務従事者等の線量評価のため，個人線量計を配備し，ホールボディカウンタを設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
246	個人線量計及びホールボディカウンタは，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
247	個人線量計及びホールボディカウンタは，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが，仕様及び運用を各施設で統一し，必要な個数を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

濃灰色：SA/DB設備に関する記載

第22条：安全保護回路

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十二条 安全保護回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵東共用）				
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.　計測制御系統施設 4.1　設計基準対象の施設 4.1.2　安全保護回路 安全保護回路の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第11条及び第16条にて整理する。	○	－	－	－	第11条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－
2	安全保護回路は，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災，爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，これらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させる設計とする。	機能要求② 設置要求	安全保護回路 （許可文中、第6.1.3-1表、第6.1.3-1～15図） 高レベル廃液濃縮系 溶解設備 プルトニウム精製設備 分配設備 第２酸回収系 還元ガス供給系 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	基本方針	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	【運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に関する設計の基本方針】 核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災，爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，これらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させることに関する設計について説明する。 【単一故障が起きた場合に関する設計の基本方針について】 単一故障が起きた場合において，安全保護機能を失わないよう，多重性又は多様性を確保することに関する設計について説明する。 【駆動源の喪失，系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合に関する設計の基本方針】 再処理施設の安全上支障がない状態を維持するため，再処理施設をより安全な状態に移行することに関する設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは，単一故障が起きた場合において，安全保護機能を失わないよう，多重性又は多様性を確保する設計とする。	設置要求	安全保護回路 （許可文中、第6.1.3-1表、第6.1.3-1～15図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	安全保護回路は，駆動源の喪失，系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても，フェイルセイフとすることで再処理施設をより安全な状態に移行することにより，再処理施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。	設置要求	安全保護回路 （許可文中、第6.1.3-1表、第6.1.3-1～15図） 高レベル廃液濃縮系 溶解設備 プルトニウム精製設備 分配設備 第２酸回収系 還元ガス供給系 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	安全保護回路は，アナログ回路で構成する設計とし，外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離，外部ネットワークからの遮隔操作防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け，システムの組付，更新，試験，保守等で，承認されていない者の操作を防止する措置を講じることで，不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に合うべき動作をさせず，又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。	設置要求	安全保護回路 （許可文中、第6.1.3-1表、第6.1.3-1～15図）	設計方針	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1．概要 2．基本方針 ・安全保護回路の不正アクセス行為等の被害防止 3.3　安全保護回路 3.3.1　不正アクセス行為等の被害の防止	【1．概要】 概要について説明する。 【2．基本方針】 安全保護回路の不正アクセス行為等の被害の防止 ・安全保護回路の不正アクセス行為等の被害の防止に関わる基本方針について説明する。 【3.3　安全保護回路】 ・安全保護回路の構成に関することについて説明する。 3.3.1　不正アクセス行為等の被害の防止 ・アナログ信号による，外部ネットワークを介した不正アクセス等の防止に関することについて説明する。 ・安全保護回路の物理的分離に関することについて説明する。 ・安全保護回路の機能的分離に関することについて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	安全保護回路が収納された盤の施錠によりハードウェアを直接接続させない措置を実施することを保安規定に定めて，管理することで，不正アクセスを防止する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	計測制御系統施設の計測制御設備を安全保護回路と共用する場合には，単一故障が生じた場合においても，その安全保護機能を失わないよう，計測制御設備から機能的に分離した設計とする。	設置要求	安全保護回路 （許可文中、第6.1.3-1表、第6.1.3-1～15図）	設計方針	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	【安全保護回路の共用に関する設計の基本方針について】 計測制御設備を安全保護回路と共用する場合において，単一故障により，安全保護機能を失わないよう，機能的に分離したことに関する設計について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十二条 安全保護回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.　計測制御系統施設 4.1　設計基準対象の施設 4.1.2　安全保護回路 安全保護回路の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	第1回申請と同一							
2	安全保護回路は，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において，これらの異常な状態を検知し，これらの核的，熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備並びに火災，爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに，これらを抑制し，又は防止するための設備の作動を速やかに，かつ，自動で開始させる設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	<インターロック> ・設定値	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
3	安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは，単一故障が起きた場合において，安全保護機能を失わないよう，多重性又は多様性を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	安全保護回路は，駆動源の喪失，系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても，フェイルセイフとすることで再処理施設をより安全な状態に移行することにより，再処理施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
5	安全保護回路は，アナログ回路で構成する設計とし，外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離，外部ネットワークからの遮隔操作防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け，システムの盤付，更新，試験，保守等で，承認されていない者の操作を防止する措置を講じることで，不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に合うべき動作をさせず，又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 1．概要 2．基本方針 （2）安全保護装置の不正アクセス行為等の被害防止 3.3　安全保護装置 3.3.1　不正アクセス行為等の被害の防止	【1．概要】 概要について説明する。 【2．基本方針】 安全保護回路の不正アクセス行為等の被害の防止 安全保護回路の不正アクセス行為等の被害の防止に関わる基本方針について説明する。 【3.3　安全保護回路】 ・安全保護回路の構成に関することについて説明する。 3.3.1　不正アクセス行為等の被害の防止 ・アナログ信号による，外部ネットワークを介した不正アクセス等の防止に関することについて説明する。 ・安全保護回路の物理的分離に関することについて説明する。 ・安全保護回路の機能的分離に関することについて説明する。
6	安全保護回路が収納された盤の施錠によりハードウェアを直接接続させない措置を実施することを保安規定に定めて，管理することで，不正アクセスを防止する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.1　不正アクセス行為等の被害の防止	
7	計測制御系統施設の計測制御設備を安全保護回路と共用する場合には，単一故障が生じた場合においても，その安全保護機能を失わないよう，計測制御設備から機能的に分離した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅳ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 基本設計方針は既設工認（ホ．計測制御系統施設の計測制御設備，安全保護系）より変更無し	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

第23条：制御室等

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条　制御室等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という）の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「5．火災等による損傷の防止」，「8 遮蔽」，「9.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設」，「10.2 安全避難通路等」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	11条、14条、16条、27条及び29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	制御室は以下の機能を有する。 再処理施設には，運転時において，運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い，事故時において，適切な事故対策を構ずる場所として，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける設計とする。また，制御室は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。	設置要求	制御建屋 ・中央制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	制御建屋は，地上３階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求	制御建屋	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備として，主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	また，必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	a.再処理施設の外の状況を把握するための設備 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有し，制御室にて遠隔操作できる監視カメラ，風向，風速その他の気象条件を測定する気象観測設備及び公的機関から地震，津波，竜巻，落雷情報等の気象情報を入手できる電話，ファクシミリ，社内ネットワークに接続されたパソコンを設置し，昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・星外監視カメラ ・気象盤 ・通信連絡設備	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ-1-3-1-1　制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書 3. 制御室の機能に係る詳細設計	【再処理施設の外の状況を把握するための設備の設計方針】 再処理施設の外の状況を把握するための設備の機能に係る記載	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	近隣工場等の火災については，地震を起因にして発生する可能性も考慮し，監視カメラは，基準地震動Ｓｓに対して機能を損なわないよう耐震設計を有するとともに，非常用電源系統から給電できる設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・星外監視カメラ	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ-1-3-1-1　制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書 3. 制御室の機能に係る詳細設計	【再処理施設の外の状況を把握するための設備の設計方針】 再処理施設の外の状況を把握するための設備の機能に係る記載	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	b.計測制御装置 中央制御室には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護回路関係及び電気設備関係等の計測制御装置を設けた安全系監視制御盤及び監視制御盤等で構成し，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるとともに，中央制御室において制御する工程の設備の運転状態において，運転員に過度な負担とならないよう，安全系監視制御盤及び監視制御盤において監視，操作する対象を定め，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器，指示計，記録計及び警報装置を有する設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤 ・放射線監視盤 ・環境監視盤 ・火災報知盤・防災盤 ・火災監視盤 ・気象盤	設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係及び電気設備関係等の計測制御装置を設けた安全系監視制御盤及び監視制御盤等で構成し，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるとともに，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において制御する工程の設備の運転状態において，運転員に過度な負担とならないよう，安全系監視制御盤及び監視制御盤において監視，操作する対象を定め，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器，指示計，記録計及び警報装置を有する設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤 ・放射線監視盤 ・環境監視盤 ・火災報知盤・防災盤 ・火災監視盤	設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤及び監視制御盤は，操作性，視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した盤の配置，操作器具の配置，計器の配置及び警報表示器具の配置を行い，操作性及び視認性に留意するとともに，再処理施設の状態を正確，かつ，迅速に把握できる設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤は，多重化を行い分離配置するとともに，系統ごとにグループ化して集約した操作器具を盤面上に配置し，操作性及び視認性に留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	安全機能を有する施設のうち，中央制御室の監視制御盤は，施設ごとにエリアを分けて配置する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配置する。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，監視操作を行う画面を系統ごとにグループ化して集約し，操作性及び視認性に留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，誤接触による誤動作を防止するため，誤操作防止カバーを設置し，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，形状による区別を行うとともに，必要により鍵付スイッチを採用することにより，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤の画面上の操作スイッチは，タッチオペレーション式によるダブルアクション操作及び，通常時操作と機器単体保守時の操作を制限する施錠機能により，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，警報の重要度ごとに色分けによる識別表示をすることにより，正確，かつ，迅速に状況を把握できるよう留意した設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，運転員の監視及び操作を支援するための装置及び制御室において制御する工程の設備の運転状態の把握を支援する装置としてＣＲＴ等を有する設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	制御室は，再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，溢水，化学薬品の漏えい，外部電源喪失，ばい煙及び有毒ガス，降下火砕物による操作雰囲気の悪化並びに凍結）を想定しても，適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。	設置要求	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 制御室等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という）の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「5．火災等による損傷の防止」，「8 遮蔽」，「9.1 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設」，「10.2 安全避難通路等」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
2	制御室は以下の機能を有する。 再処理施設には，運転時において，運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い，事故時において，適切な事故対策を構ずる場所として，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける設計とする。また，制御室は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御建屋 ・中央制御室 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	－	－	－	－	－
3	制御建屋は，地上３階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
4	分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備として，主要な警報装置及び計測制御系統施設を備える設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
5	また，必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
6	a.再処理施設の外の状況を把握するための設備 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有し，制御室にて遠隔操作できる監視カメラ，風向，風速その他の気象条件を測定する気象観測設備及び公的機関から地震，津波，雨巻，落雷情報等の気象情報を入手できる電話，ファクシミリ，社内ネットワークに接続されたパソコンを設置し，昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・屋外監視カメラ ・気象盤 ・通信連絡設備	－	－	－	VI-1-3-1-1　制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書 3.制御室の機能に係る詳細設計	【再処理施設の外の状況を把握するための設備の設計方針】 再処理施設の外の状況を把握するための設備の機能に係る記載
7	近隣工場等の火災については，地震を起因にして発生する可能性も考慮し，監視カメラは，基準地震動Ｓｓに対して機能を損なわないよう耐震設計を有するとともに，非常用電源系統から給電できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・屋外監視カメラ	－	－	－	VI-1-3-1-1　制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書 3.制御室の機能に係る詳細設計	【再処理施設の外の状況を把握するための設備の設計方針】 再処理施設の外の状況を把握するための設備の機能に係る記載
8	b.計測制御装置 中央制御室には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護回路関係及び電気設備関係等の計測制御装置を設けた安全系監視制御盤及び監視制御盤等で構成し，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるとともに，中央制御室において制御する工程の設備の運転状態において，運転員に過度な負担とならないよう，安全系監視制御盤及び監視制御盤において監視，操作する対象を定め，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器，指示計，記録計及び警報装置を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤 ・放射線監視盤 ・環境監視盤 ・火災報知盤・防災盤 ・火災監視盤 ・気象盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係及び電気設備関係等の計測制御装置を設けた安全系監視制御盤及び監視制御盤等で構成し，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるとともに，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において制御する工程の設備の運転状態において，運転員に過度な負担とならないよう，安全系監視制御盤及び監視制御盤において監視，操作する対象を定め，通常運転，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器，指示計，記録計及び警報装置を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤 ・放射線監視盤 ・環境監視盤 ・火災報知盤・防災盤 ・火災監視盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第３回），「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
10	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤及び監視制御盤は，操作性，視認性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した盤の配置，操作器具の配置，計器の配置及び警報表示器具の配置を行い，操作性及び視認性に留意するとともに，再処理施設の状態を正確，かつ，迅速に把握できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
11	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤は，多重化を行い分離配置するとともに，系統ごとにグループ化して集約した操作器具を盤面上に配置し，操作性及び視認性に留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
12	安全機能を有する施設のうち，中央制御室の監視制御盤は，施設ごとにエリアを分けて配置する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の監視制御盤は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配置する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
13	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，監視操作を行う画面を系統ごとにグループ化して集約し，操作性及び視認性に留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
14	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，誤接触による誤動作を防止するため，誤操作防止カバーを設置し，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
15	安全機能を有する施設のうち，制御室の安全系監視制御盤の操作器具は，形状による区別を行うとともに，必要により鍵付スイッチを採用することにより，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
16	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤の画面上の操作スイッチは，タッチオペレーション式によるダブルアクション操作及び，通常時操作と機器単体保守時の操作を制限する施錠機能により，誤りを生じにくいよう留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
17	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，警報の重要度ごとに色分けによる識別表示をすることにより，正確，かつ，迅速に状況を把握できるよう留意した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
18	安全機能を有する施設のうち，制御室の監視制御盤は，運転員の監視及び操作を支援するための装置及び制御室において制御する工程の設備の運転状態の把握を支援する装置としてＣＲＴ等を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
19	制御室は，再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震，内部火災，溢水，化学薬品の漏えい，外部電源喪失，ばい煙及び有毒ガス，降下火砕物による操作雰囲気の悪化並びに凍結）を想定しても，適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	制御室 （許可文中、第6.1.4-1表） ・安全系監視制御盤 ・監視制御盤	－	－	－	VI　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第８回），「別添付-10　第十五条　制御室」（第９回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「VI-1-3-1-1制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	c. 居住性の確保 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう，運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また，運転員その他の従事者が，制御室に一定期間とどまり，必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう，適切な遮蔽を設ける設計とする。 さらに，制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう，気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。	設置要求 機能要求②	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2表、第6.1.5-2図） ・制御室フィルタユニット ・制御室送風機 ・主要ダクト 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・制御室遮蔽 【機能要求②】 制御室換気設備 ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室送風機 ・主要ダクト 制御建屋 ・中央制御室遮蔽	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認「Ⅱ-2-2-1-10 制御建屋の中央制御室しゃへいに関する説明書」（第2回）より変更なし。 Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回），「添付-16　事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について」（第7回）より変更なし。	既設工認「Ⅱ-2-2-1-10 制御建屋の中央制御室しゃへいに関する説明書」（第2回）より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書」にて記載する。 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回），「添付-16　事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について」（第7回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	4.1.4　制御室換気設備 制御室換気設備は，給気系，排気系及び空調系で構成し，適切な換気及び空調を行う設計とするとともに，制御室換気設備は，気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	a. 制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は，制御建屋中央制御室給気系，制御建屋中央制御室排気系及び制御建屋中央制御室空調系で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	制御建屋中央制御室給気系は，制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため，中央制御室給気ユニットで構成する。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1図） ・中央制御室給気ユニット	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	制御建屋中央制御室排気系は，制御建屋の中央制御室から排気するため，中央制御室排風機で構成する。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1図） ・中央制御室排風機	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	制御建屋中央制御室空調系は，通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気を所定の条件に維持するため，中央制御室フィルタユニット，中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1表、第6.1.5-1図） ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室空調ユニット ・中央制御室送風機	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	制御建屋中央制御室空調系は，設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに，必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。	機能要求②	制御室換気設備 ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室送風機 ・主要ダクト	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため，制御室給気ユニットで構成する。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2図） ・制御室給気ユニット	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため，制御室排風機で構成する設計とする。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2図） ・制御室排風機	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気を所定の条件に維持するため，制御室フィルタユニット，制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。	機能要求①	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2表、第6.1.5-2図） ・制御室フィルタユニット ・制御室空調ユニット ・制御室送風機	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに，必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。	設置要求	制御室換気設備 ・制御室フィルタユニット ・制御室送風機 ・主要ダクト	基本方針 設計方針（制御室機能）	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条　制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書」にて記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第23条 制御室等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	c. 居住性の確保 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう，運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また，運転員その他の従事者が，制御室に一定期間とどまり，必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう，適切な遮蔽を設ける設計とする。 さらに，制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう，気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2表、第6.1.5-2図） ・制御室フィルタユニット ・制御室送風機 ・主ダクト 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・制御室遮蔽 【機能要求②】 制御室換気設備 ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室送風機 ・主ダクト 制御建屋 ・中央制御室遮蔽	－	－	＜遮蔽設備＞ 厚さ	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回），「添付-16 事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について」より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回），「添付-16 事故時の中央制御室運転員の被ばく線量評価について」の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1 制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
21	4.1.4　制御室換気設備 制御室換気設備は，給気系，排気系及び空調系で構成し，適切な換気及び空調を行う設計とするとともに，制御室換気設備は，気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
22	a. 制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は，制御建屋中央制御室給気系，制御建屋中央制御室排気系及び制御建屋中央制御室空調系で構成する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
23	制御建屋中央制御室給気系は，制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため，中央制御室給気ユニットで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1図） ・中央制御室給気ユニット	－	－	－	－	－
24	制御建屋中央制御室排気系は，制御建屋の中央制御室から排気するため，中央制御室排風機で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1図） ・中央制御室排風機	－	－	－	－	－
25	制御建屋中央制御室空調系は，通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気を所定の条件に維持するため，中央制御室フィルタユニット，中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-1表、第6.1.5-1図） ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室空調ユニット ・中央制御室送風機	－	－	－	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1 制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
26	制御建屋中央制御室空調系は，設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し，制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに，必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 ・中央制御室フィルタユニット ・中央制御室送風機 ・主ダクト	－	－	＜フィルタ＞ ・効率 ＜ファン＞ ・容量	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1 制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
27	b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系で構成する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
28	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため，制御室給気ユニットで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2図） ・制御室給気ユニット	－	－	－	－	－
29	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため，制御室排風機で構成する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2図） ・制御室排風機	－	－	－	－	－
30	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気を所定の条件に維持するため，制御室フィルタユニット，制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 （許可文中、第6.1.5-2表、第6.1.5-2図） ・制御室フィルタユニット ・制御室空調ユニット ・制御室送風機	－	－	－	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1 制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。
31	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに，必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	－	制御室換気設備 ・制御室フィルタユニット ・制御室送風機 ・主ダクト	－	－	＜フィルタ＞ ・効率 ＜ファン＞ ・容量	Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）より変更なし。	既設工認「別添付-12　第十五条制御室」（第７回）の記載より変更なし。 ※ただし、今回は「Ⅵ-1-3-1-1 制御室及び緊急対策所の機能に関する説明書」にて記載する。

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第24条：廃棄施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	放射性廃棄物の廃棄施設は，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を，それぞれ，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた値を超えないように，十分に低減できる設計とする。 さらに，再処理施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	放射性廃棄物の廃棄施設は，気体廃棄物の廃棄施設，液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	気体廃棄物の廃棄施設は，各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう，放射性物質の核種，性状，濃度に応じて，廃ガス洗浄塔，高性能粒子フィルタ等で洗浄，ろ過等の処理をした後，十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-1表、第7.2-2図） 塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-2表～12表、第7.2-5図～15図） 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図） 換気設備のうち排気系 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図） 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図） 主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図） 【機能要求②】 浄化機能に関わる廃ガス洗浄塔，高性能粒子フィルタ，ルテニウム吸着塔，凝縮器等の機器 排気性能に関わる排風機 気体廃棄性能に関わる主排気筒 主配管	設計方針（系統構成）	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成(添付図面)から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	液体廃棄物の廃棄施設は，周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう，廃液の放射性物質の核種，性状，濃度に応じてろ過，脱塩，蒸発処理を行い，放射性物質の量及び濃度を確認した上で，十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図） 【機能要求②】 液体の廃棄処理に関わる第１低レベル廃液蒸発缶等の機器 廃液の浄化機能に関わる第１ろ過装置等の機器 液体廃棄性能に関わる第１海洋放出ポンプ等の機器 主配管	設計方針（系統構成）	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成(添付図面)から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備においては，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置する設計とし，液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	気体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.2-1表～30表、第7.2-2図～36図） 液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 既設工認の系統構成(添付図面)から変更なし。	【逆流の防止の設計方針】 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を溜く際の、逆流防止に関する基本設計方針を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	放射性廃棄物の廃棄施設は，周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を，それぞれ，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた値を超えないように，十分に低減できる設計とする。 さらに，再処理施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低くなるよう，「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
2	放射性廃棄物の廃棄施設は，気体廃棄物の廃棄施設，液体廃棄物の廃棄施設及び固体廃棄物の廃棄施設で構成する。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
3	気体廃棄物の廃棄施設は，各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう，放射性物質の核種，性状，濃度に応じて，廃ガス洗浄塔，高性能粒子フィルタ等で洗浄，ろ過等の処理をした後，十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	＜容器＞ ・容量 ＜熱交換器＞ ・容量 ＜ファン＞ ・容量 ＜フィルタ＞ ・容量 ・効率 ＜主配管＞ ・外径	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	基本方針	基本方針	－	－	＜容器＞ ・容量 ＜熱交換器＞ ・容量 ＜ファン＞ ・容量 ＜フィルタ＞ ・容量 ・効率 ＜ポンプ＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径 ＜排気筒＞ ・高さ	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
4	液体廃棄物の廃棄施設は，周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう，廃液の放射性物質の核種，性状，濃度に応じてろ過，脱塩，蒸発処理を行い，放射性物質の量及び濃度を確認した上で，十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	－	基本方針	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	基本設計方針	基本方針	－	基本設計方針	＜容器＞ ・容量 ＜ろ過装置＞ ・容量 ・効率 ＜ポンプ＞ ・容量 ・揚程 ＜主配管＞ ・外径	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
5	気体廃棄物の廃棄設備及び液体廃棄物の廃棄設備においては，放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置する設計とし，液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備へ逆流することを防止する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【逆流の防止の設計方針】 液体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く際の、逆流防止に関する基本設計方針を説明する。	△	基本設計方針	基本方針	－	基本設計方針	－	VI-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 既設工認の設計方針から変更なし。	【逆流の防止の設計方針】 液体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く際の、逆流防止に関する基本設計方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄施設は，排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	設置要求 機能要求①	気体廃棄物の廃棄施設 （許可文中，第7.2-1表～30表、第7.2-2図～36図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	気体廃棄物の廃棄施設は，フィルタを設置する設計とするとともに，差圧を測定し，適切にフィルタの交換を行う設計とする。 また，取替えに必要な空間を設けるとともに，保守性を考慮した構造とすることにより，取替えが容易な設計とする。	設置要求	フィルタ	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	液体廃棄物の廃棄施設は，海洋放出口以外の箇所において放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	設置要求 機能要求①	液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中，第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から MOX共用に関する系統のみ変更。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	気体廃棄物の廃棄施設は，せん断処理施設のせん断処理設備及び溶解施設の溶解設備から発生する放射性気体廃棄物を処理するせん断処理・溶解廃ガス処理設備，各施設の放射性物質を収納する塔槽類から発生する放射性気体廃棄物を処理する塔槽類廃ガス処理設備，高レベル廃液ガラス固化設備から発生する放射性気体廃棄物を処理する高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備，汚染のおそれのある区域を換気する換気設備並びに主排気筒で構成する。	設置要求 機能要求①	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備は，各建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	また，せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4．計測制御系統施設」に，外部電源喪失に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，せん断処理施設のせん断機，溶解施設の溶解槽等から発生する廃ガス中のＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，せん断機，溶解槽等の機器内部を負圧に維持する設計とする。	機能要求①	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （許可文中，第7.2-1表、第7.2-2図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，せん断処理施設のせん断機及び溶解施設の溶解槽，ヨう素追出し槽等から発生する廃ガスを凝縮器で冷却した後，溶解施設のエンドピース酸洗浄槽，硝酸調整槽及び硝酸供給槽から発生する廃ガスとともに，ＮＯｘ吸収塔でのＮＯｘの回収及び放射性物質の除去，ミストフィルタでのろ過，加熱器での加熱，高性能粒子フィルタでのろ過及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （許可文中，第7.2-1表、第7.2-2図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	凝縮器は，多管式を使用し，廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中のトリチウムを除去するとともに，廃ガス中のＮＯｘを回収する設計とする。	機能要求①	凝縮器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	ＮＯｘ吸収塔は，充てん塔を使用し，廃ガス中に含まれるＮＯｘを回収するとともに，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	ＮＯｘ吸収塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	気体廃棄物の廃棄施設は，排気筒以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	設置要求 機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び総量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	基本設計方針	基本方針	－	－	－	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び総量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
7	気体廃棄物の廃棄施設は，フィルタを設置する設計とするとともに，差圧を測定し，適切にフィルタの交換を行う設計とする。 また，取替えに必要な空間を設けるとともに，保守性を考慮した構造とすることにより，取替えが容易な設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び総量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-13　放射性物質の濃度及び総量に関する説明書 VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 気体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
8	液体廃棄物の廃棄施設は，海洋放出口以外の箇所において放射性廃棄物を排出することがない設計とする。	設置要求 機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）からMOX共用に関する系統のみ変更。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	基本設計方針	基本方針	－	基本設計方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）からMOX共用に関する系統のみ変更。	【廃棄施設の基本方針】 液体廃棄物の廃棄施設の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
9	気体廃棄物の廃棄施設は，せん断処理施設のせん断処理設備及び溶解施設の溶解設備から発生する放射性気体廃棄物を処理するせん断処理・溶解廃ガス処理設備，各施設の放射性物質を収納する塔槽類から発生する放射性気体廃棄物を処理する塔槽類廃ガス処理設備，高レベル廃液ガラス固化設備から発生する放射性気体廃棄物を処理する高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備，汚染のおそれのある区域を換気する換気設備並びに主排気筒で構成する。	設置要求 機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本設計方針	基本方針	－	－	－	－	－
10	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，前処理建屋に収納する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に収納する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備は，各建屋に収納する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
14	また，せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」に，外部電源喪失に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
15	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，せん断処理施設のせん断機，溶解施設の溶解槽等から発生する廃ガス中のＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，せん断機，溶解槽等の機器内部を負圧に維持する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
16	せん断処理・溶解廃ガス処理設備は，せん断処理施設のせん断機及び溶解施設の溶解槽，よう素追出し槽等から発生する廃ガスを凝縮器で冷却した後，溶解施設のエンドピース酸洗浄槽，硝酸調整槽及び硝酸供給槽から発生する廃ガスともに，ＮＯｘ吸収塔でのＮＯｘの回収及び放射性物質の除去，ミストフィルタでのろ過，加熱器での加熱，高性能粒子フィルタでのろ過及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
17	凝縮器は，多管式を使用し，廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中のトリチウムを除去するとともに，廃ガス中のＮＯｘを回収する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	ＮＯｘ吸収塔は，充てん塔を使用し，廃ガス中に含まれるＮＯｘを回収するとともに，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	よう素追出し塔は，充てん塔を使用し，ＮＯｘ吸収塔で回収した硝酸中に含まれるよう素を廃ガス中に追い出す設計とする。	機能要求①	よう素追出し塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	ミストフィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	ミストフィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	加熱器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，よう素フィルタの前後に設置し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	高性能粒子フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，廃ガス中に含まれるよう素を除去する設計とする。	機能要求①	よう素フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	排風機は，せん断処理施設のせん断機及び溶解施設の溶解槽，よう素追出し槽等の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	排風機	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	塔槽類廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	また，塔槽類廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」に，非常用所内電源系統に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	塔槽類廃ガス処理設備は，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設等の塔槽類から発生する廃ガス中に含まれるＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，それらの塔槽類の内部を負圧に維持する設備であり，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，クラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備及び分析建屋塔槽類廃ガス処理設備で構成する。	機能要求①	塔槽類廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-2表～12表、第7.2-5図～15図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，溶解施設の計量・調整槽等の前処理建屋内に設置する塔槽類及び液体廃棄物の廃棄施設の不溶解残渣廃液一時貯槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類の一部から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で，前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含む廃ガスを極低レベル廃ガス洗浄塔で洗浄した後，前処理建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-2表、第7.2-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備は，塔槽類廃ガス処理系及びバルセータ廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-3表、第7.2-6図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系は，分離施設の溶解液中間貯槽等，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽等，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液供給槽等の分離建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で，分離建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する廃ガスを極低レベル廃ガス洗浄塔で洗浄した後，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系）（許可文中、第7.2-3表、第7.2-6図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備のバルセータ廃ガス処理系は，分離施設のパルスカラムのバルセータから発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（バルセータ廃ガス処理系）（許可文中、第7.2-3表、第7.2-6図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備は，塔槽類廃ガス処理系（ウラン系及びプルトニウム系），バルセータ廃ガス処理系及び溶媒処理廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-4表、第7.2-7(1)図、第7.2-7(2)図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
19	よう素追出し塔は，充てん塔を使用し，ＮＯｘ吸収塔で回収した硝酸中に含まれるよう素を廃ガス中に追い出す設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	ミストフィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，よう素フィルタの前後に設置し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，廃ガス中に含まれるよう素を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	排風機は，せん断処理施設のせん断機及び溶解施設の溶解槽，よう素追出し槽等の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	塔槽類廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	△	－	基本方針	－	－	－	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。
26	また，塔槽類廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」に，非常用所内電源系統に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第20条及び第29条にて整理する。	△	－	基本方針	－	－	－	－	第20条及び第29条にて整理する。
27	塔槽類廃ガス処理設備は，再処理設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設等の塔槽類から発生する廃ガス中に含まれるＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，それらの塔槽類の内部を負圧に維持する設備であり，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備及び分析建屋塔槽類廃ガス処理設備で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
28	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，溶解施設の計量・調整槽等の前処理建屋内に設置する塔槽類及び液体廃棄物の廃棄施設の不溶解残渣廃液一時貯槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類の一部から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で，前処理建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含む廃ガスを極低レベル廃ガス洗浄塔で洗浄した後，前処理建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
29	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備は，塔槽類廃ガス処理系及びパルセータ廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
30	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系は，分離施設の溶解液中間貯槽等，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽等，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液供給槽等の分離建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で，分離建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する廃ガスを極低レベル廃ガス洗浄塔で洗浄した後，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
31	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備のパルセータ廃ガス処理系は，分離施設のパルスカラムのパルセータから発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
32	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備は，塔槽類廃ガス処理系（ウラン系及びプルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系及び溶媒処理廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）は，精製施設のウラン濃縮液第１中間貯槽等の精製建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガス及び精製建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含む廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，精製建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去を経た後，溶媒処理廃ガス処理系からの廃ガスと合流し，高性能粒子フィルタでのろ過した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）） （許可文中、第7.2-4表、第7.2-7(1)図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）は，精製施設の第１酸化塔等から発生する廃ガスをＮＯｘ廃ガス洗浄塔で洗浄した後，精製施設のプルトニウム濃縮缶供給槽等の精製建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔で洗浄し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去をした後，溶媒処理廃ガス処理系からの廃ガスと合流し，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）） （許可文中、第7.2-4表、第7.2-7(1)図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備のパルセータ廃ガス処理系は，精製施設のパルスカラムのパルセータから発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（パルセータ廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-4表、第7.2-7(2)図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の溶媒処理廃ガス処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の第１蒸発缶等から発生する廃ガスを真空ポンプを用い，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタへ移送する設計とする。	機能要求①	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（溶媒処理廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-4表、第7.2-7(2)図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，脱硝施設の脱硝塔から発生する廃ガスを凝縮器で冷却及び廃ガス洗浄塔で洗浄した後，脱硝施設の硝酸ウラニル貯槽，濃縮液受槽等のウラン脱硝建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔での洗浄及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-5表、第7.2-8図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	また，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，廃ガス中のＮＯｘ回収のため，凝縮器で冷却した廃ガスをその他再処理設備の附属施設の化学薬品貯蔵供給設備の化学薬品貯蔵供給系へ移送できる設計とするとともに，移送した廃ガスを化学薬品貯蔵供給系から廃ガス洗浄塔に受け入れできる設計とする。	機能要求①	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-5表、第7.2-8図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，脱硝施設の脱硝装置から発生する廃ガスを凝縮器で冷却し，脱硝施設の硝酸プルトニウム貯槽，混合槽等のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに廃ガス洗浄塔で洗浄した後，脱硝施設の焙焼炉，還元炉から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔での洗浄，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-4表、第7.2-9図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備は，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系及び不溶解残渣廃液廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-7表、第7.2-8表、第7.2-10図、第7.2-11図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル濃縮廃液貯槽，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液混合槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-7表、第7.2-10図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			設明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	設明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ２建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（クラン系）は，精製施設のクラン濃縮液第１中間貯槽等の精製建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガス及び精製建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含む廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，精製建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
34	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）は，精製施設の第１酸化塔等から発生する廃ガスをＮＯｘ廃ガス洗浄塔で洗浄した後，精製施設のプルトニウム濃縮缶供給槽等の精製建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔で洗浄し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去をした後，溶媒処理廃ガス処理系からの廃ガスと合流し，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
35	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備のパルセータ廃ガス処理系は，精製施設のパルスカラムのパルセータから発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
36	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の溶媒処理廃ガス処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の第１蒸発缶等から発生する廃ガスを真空ポンプを用い，塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタへ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
37	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，脱硝施設の脱硝塔から発生する廃ガスを凝縮器で冷却及び廃ガス洗浄塔で洗浄した後，脱硝施設の硝酸ウラニル貯槽，濃縮液受槽等のウラン脱硝建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔での洗浄及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
38	また，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，廃ガス中のＮＯｘ回収のため，凝縮器で冷却した廃ガスをその他再処理設備の附属施設の化学薬品貯蔵供給設備の化学薬品貯蔵供給系へ移送できる設計とするとともに，移送した廃ガスを化学薬品貯蔵供給系から廃ガス洗浄塔に受け入れできる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
39	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備は，脱硝施設の脱硝装置から発生する廃ガスを凝縮器で冷却し，脱硝施設の硝酸プルトニウム貯槽，混合槽等のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに廃ガス洗浄塔で洗浄した後，脱硝施設の焙焼炉，還元炉から発生する廃ガスとともに，廃ガス洗浄塔での洗浄，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理し，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
40	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備は，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系及び不溶解残渣廃液廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
41	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル濃縮廃液貯槽，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液混合槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の不溶解残渣廃液廃ガス処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の不溶解残渣廃液貯槽，固体廃棄物の廃棄施設のアルカリ濃縮廃液中和槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-7表、第7.2-10図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，液体廃棄物の廃棄施設の第１放出前貯槽等の低レベル廃液処理建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-8表、第7.2-11図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系及び塔槽類廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-9表～12表、第7.2-12図～15図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の乾燥装置から発生する廃ガスを凝縮器での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-9表、第7.2-12図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃溶媒処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装置から発生する廃ガスをスプレイ塔での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（廃溶媒処理廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-9表、第7.2-12図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の焼却装置からセラミックフィルタを経て発生する廃ガスをスプレイ塔での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，主排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-9表、第7.2-12図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系は，低レベル廃棄物処理建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過をした後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系） （許可文中、第7.2-9表、第7.2-12図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設の廃樹脂貯槽等のチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋内に設置する塔槽類及び第２切断装置から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過をした後，排風機でチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅱ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-10表、第7.2-13図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設の廃樹脂貯槽等のハル・エンドピース貯蔵建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過した後，排風機でハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-11表、第7.2-14図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は，分析建屋に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，分析建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-12表、第7.2-15図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	スプレイ塔は，耐火物を内張し，水を噴霧することにより，廃ガス温度を下げる設計とする。	機能要求①	スプレイ塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	廃ガス洗浄塔は，棚段塔又は充てん塔を使用し，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去するとともに，必要に応じて廃ガスの温度を下げる設計とする。	機能要求①	廃ガス洗浄塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	凝縮器は，多管式熱交換器等を使用し，廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中のトリチウムを除去するとともに，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	凝縮器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	デミスタは，多層板構造のエレメント等を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	デミスタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	高性能粒子フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の不溶解残渣廃液廃ガス処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の不溶解残渣廃液貯槽，固体廃棄物の廃棄施設のアルカリ濃縮廃液中和槽等の高レベル廃液ガラス固化建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びより素フィルタでのより塵の除去を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
43	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，液体廃棄物の廃棄施設の第１放出前貯槽等の低レベル廃液処理建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
44	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系及び塔槽類廃ガス処理系で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
45	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の乾燥装置から発生する廃ガスを凝縮器での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びより素フィルタでのより塵の除去を組み合わせて処理した後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
46	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃溶媒処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の熱分解装置からの可燃性ガスを燃焼する燃焼装置から発生する廃ガスをスプレイ塔での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びより素フィルタでのより塵の除去を組み合わせて処理した後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
47	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系は，固体廃棄物の廃棄施設の焼却装置からセラミックフィルタを経て発生する廃ガスをスプレイ塔での冷却，廃ガス洗浄塔での洗浄・冷却，凝縮器での冷却及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，主排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
48	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系は，低レベル廃棄物処理建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過をした後，排風機で低レベル廃棄物処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅲ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
49	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設の廃樹脂貯槽等のチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋内に設置する塔槽類及び第２切断装置から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過をした後，排風機でチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の建屋排風機Ⅱ下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
50	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設の廃樹脂貯槽等のハル・エンドピース貯蔵建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスを高性能粒子フィルタでろ過した後，排風機でハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
51	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備は，分析建屋に設置する塔槽類から発生する廃ガスを廃ガス洗浄塔で洗浄した後，分析建屋内に設置する極低レベル塔槽類から発生する硝酸ミストを含まない廃ガスと合流し，凝縮器での冷却，デミスタでのミスト除去及び高性能粒子フィルタでのろ過を組み合わせて処理した後，排風機で主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
52	スプレイ塔は，耐火物を内張し，水を噴霧することにより，廃ガス温度を下げる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
53	廃ガス洗浄塔は，棚段塔又は充てん塔を使用し，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去するとともに，必要に応じて廃ガスの温度を下げる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
54	凝縮器は，多管式熱交換器等を使用し，廃ガスを冷却して除湿することにより，廃ガス中のトリチウムを除去するとともに，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
55	デミスタは，多層板構造のエレメント等を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
56	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	加熱器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，よう素を除去する設計とする。	機能要求①	よう素フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	排風機は，塔槽類の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒又は北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送する設計とする。	機能要求①	排風機	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	また，高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る基本設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」，外部電源喪失に係る基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉から発生する廃ガス中のＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，ガラス溶融炉の内部を負圧に維持する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉からの廃ガスは，廃ガス洗浄器での洗浄・冷却，吸収塔での洗浄，凝縮器での冷却，ミストフィルタでのろ過，ルテニウム吸着塔での揮発性ルテニウムの除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で発生する廃ガス洗浄廃液は，廃ガス洗浄液槽へ移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器，吸収塔及び凝縮器は，その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷水系を介して冷水を適切に供給し，廃ガスの除熱をする設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	廃ガス洗浄器は，充てん塔を使用し，廃ガスの温度を下げるとともに，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	廃ガス洗浄器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	吸収塔は，棚段塔を使用し，廃ガス中に含まれるＮＯｘを回収するとともに，廃ガス中の放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	吸収塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	凝縮器は，多管式熱交換器を使用し，廃ガスを冷却して除湿し，トリチウムを除去する設計とする。	機能要求①	凝縮器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	ミストフィルタは，ろ材にガラス繊維製フィルタを使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	ミストフィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	ルテニウム吸着塔は，シリカゲル吸着材を充てんし，廃ガス中に含まれる揮発性ルテニウムを除去する設計とする。	機能要求①	ルテニウム吸着塔	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，よう素フィルタの前後に設置し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	高性能粒子フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
57	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
58	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，よう素を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
59	排風機は，塔槽類の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒又は北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	－
60	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
61	また，高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系統施設に係る基本設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」，外部電源喪失に係る基本設計方針については，第２章　個別項目の「7.1 電気設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
62	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備は，固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉から発生する廃ガス中のＮＯｘ及び放射性物質を除去するとともに，ガラス溶融炉の内部を負圧に維持する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
63	固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉からの廃ガスは，廃ガス洗浄器での洗浄・冷却，吸収塔での洗浄，凝縮器での冷却，ミストフィルタでのろ過，ルテニウム吸着塔での揮発性ルテニウムの除去，高性能粒子フィルタでのろ過，加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせて処理した後，高性能粒子フィルタでろ過し，排風機で高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機下流へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
64	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で発生する廃ガス洗浄廃液は，廃ガス洗浄液槽へ移送した後，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
65	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器，吸収塔及び凝縮器は，その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷水系を介して冷水を適切に供給し，廃ガスの除熱をする設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
66	廃ガス洗浄器は，充てん塔を使用し，廃ガスの温度を下げるとともに，廃ガス中に含まれる放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	吸収塔は，棚段塔を使用し，廃ガス中に含まれるＮＯｘを回収するとともに，廃ガス中の放射性物質を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	凝縮器は，多管式熱交換器を使用し，廃ガスを冷却して除湿し，トリチウムを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	ミストフィルタは，ろ材にガラス繊維製フィルタを使用し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	ルテニウム吸着塔は，シリカゲル吸着材を充てんし，廃ガス中に含まれる揮発性ルテニウムを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	高性能粒子フィルタは，ろ材にガラス繊維を使用し，よう素フィルタの前後に設置し，廃ガス中に含まれる放射性エアロゾルを除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	加熱器	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，廃ガス中に含まれるよう素を除去する設計とする。	機能要求①	よう素フィルタ	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	排風機は，固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉及び塔槽類の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	排風機	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	廃ガス洗浄液槽は，廃ガス洗浄器及び吸収塔からの洗浄廃液を受け入れる。廃ガス洗浄液槽に受け入れた洗浄廃液は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	廃ガス洗浄液槽	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	主排気筒の計測制御系統施設に係る設計方針については、第２章　個別項目の「4．計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	主排気筒は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で処理した気体状の放射性物質を，換気設備の排気とともに大気へ放出するためのものであり，再処理施設から放出される気体状の放射性物質のほぼ全量を放出する設計とする。	機能要求①	主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 主排気筒の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	液体廃棄物の廃棄施設は，分離施設等から発生する高レベル廃液を濃縮して貯蔵する高レベル廃液処理設備（一部２系列）及び再処理施設の各施設から発生する低レベル放射性廃液を処理する低レベル廃液処理設備１系列で構成する。	機能要求①	液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	高レベル廃液処理設備を収納する主要な建屋は，分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋である。	設置要求	高レベル廃液処理設備	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	低レベル廃液処理設備を収納する主要な建屋は，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及び低レベル廃液処理建屋である。	設置要求	低レベル廃液処理設備	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	低レベル廃液は，適切に処理し，放射性物質の量及び濃度を確認後，海洋放出管の海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求①	液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	高レベル廃液処理設備の設計に係る共通的な設計方針については、第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「5.1　火災等による損傷の防止」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条，第11条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	また，高レベル廃液処理設備の安全保護回路に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4．計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条及び第22条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	高レベル廃液処理設備は，高レベル廃液濃縮設備及び高レベル廃液貯蔵設備で構成する。	機能要求①	高レベル廃液処理設備 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	高レベル廃液濃縮設備は，高レベル廃液濃縮系及びアルカリ廃液濃縮系で構成する。	機能要求①	高レベル廃液濃縮設備 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	高レベル廃液濃縮系は，分離施設の分離設備から発生する抽出廃液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃液等を蒸発・濃縮する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
72	加熱器は，電気ヒータを使用し，廃ガスを加熱して相対湿度を下げるとともに，下流のよう素除去に適切な温度にする設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	よう素フィルタは，ろ材に銀系吸着材を使用し，廃ガス中に含まれるよう素を除去する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	排風機は，固体廃棄物の廃棄施設のガラス溶融炉及び塔槽類の負圧を維持するとともに，廃ガスを主排気筒へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	廃ガス洗浄液槽は，廃ガス洗浄器及び吸収塔からの洗浄廃液を受け入れる。廃ガス洗浄液槽に受け入れた洗浄廃液は，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	主排気筒の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4．計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	－	第20条にて整理する。
77	主排気筒は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備で処理した気体状の放射性物質を，換気設備の排気とともに大気へ放出するためのものであり，再処理施設から放出される気体状の放射性物質のほぼ全量を放出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面（既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 主排気筒の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
78	液体廃棄物の廃棄施設は，分離施設等から発生する高レベル廃液を濃縮して貯蔵する高レベル廃液処理設備（一部２系列）及び再処理施設の各施設から発生する低レベル放射性廃液を処理する低レベル廃液処理設備１系列で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
79	高レベル廃液処理設備を収納する主要な建屋は，分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋である。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	低レベル廃液処理設備を収納する主要な建屋は，使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及び低レベル廃液処理建屋である。	設置要求	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
81	低レベル廃液は，適切に処理し，放射性物質の量及び濃度を確認後，海洋放出管の海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
82	高レベル廃液処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「5.1　火災等による損傷の防止」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条，第11条，第15条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
83	また，高レベル廃液処理設備の安全保護回路に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4．計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第20条及び第22条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
84	高レベル廃液処理設備は，高レベル廃液濃縮設備及び高レベル廃液貯蔵設備で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	高レベル廃液濃縮設備は，高レベル廃液濃縮系及びアルカリ廃液濃縮系で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面（既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
86	高レベル廃液濃縮系は，分離施設の分離設備から発生する抽出廃液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃液等を蒸発・濃縮する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面（既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
87	アルカリ廃液濃縮系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒再生系から発生するアルカリ廃液を蒸発・濃縮する設計とする。	機能要求①	アルカリ廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	高レベル廃液濃縮系のうち，高レベル濃縮高レベル廃液供給槽，高レベル廃液濃縮缶，高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び一部の配管については，万一の故障時に備え長期予備を有する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮缶 高レベル廃液濃縮缶凝縮器 配管	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	高レベル廃液濃縮系は，分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽からの抽出廃液，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶から発生し分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽を経た濃縮液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽から発生し分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽を経た廃ガス洗浄廃液等を高レベル廃液供給槽に受け入れた後，連続的に高レベル廃液濃縮缶に供給する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	高レベル廃液濃縮缶では，減圧下で蒸発・濃縮した後，濃縮液（以下「高レベル濃縮廃液」という。）は，スチームジェットポンプで高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽，高レベル濃縮廃液貯槽又は高レベル廃液共用貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
91	また，蒸発蒸気は，高レベル廃液濃縮缶凝縮器で冷却・凝縮後，凝縮液は酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽又は第２供給槽へ移送し，廃ガスは減衰器で放射能を減衰した後，気体廃棄物の廃棄施設の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
92	アルカリ廃液濃縮系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第１洗浄器，プルトニウム精製系の第１洗浄器等からアルカリ廃液をアルカリ廃液供給槽に受け入れた後，アルカリ廃液濃縮缶に供給する設計とする。	機能要求①	アルカリ廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	アルカリ廃液濃縮缶で蒸発・濃縮した濃縮液はスチームジェットポンプで高レベル廃液貯蔵設備のアルカリ濃縮廃液貯槽又は高レベル廃液共用貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	アルカリ廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	また，蒸発蒸気は，アルカリ廃液濃縮缶凝縮器で冷却・凝縮後，低レベル廃液処理設備の第１低レベル廃液処理系の第１低レベル第１廃液受槽等へ移送する設計とする。	機能要求①	アルカリ廃液濃縮系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管は，濃縮缶側から保護管内先端部にかかる圧力以上に保護管の内部をその他再処理設備の附属施設の一般圧縮空気系により加圧できる設計とする。	機能要求①	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	高レベル廃液貯蔵設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条及び第11条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
97	また，高レベル廃液貯蔵設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第20条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	高レベル廃液貯蔵設備は，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系及び共用貯蔵系で構成する。	機能要求①	高レベル廃液貯蔵設備 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-2表、第7.3-1図、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
99	高レベル濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系から発生する高レベル濃縮廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	高レベル濃縮廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-1表、第7.3-1図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100	不溶解残渣廃液貯蔵系は，溶解施設の清澄・計量設備から発生する不溶解残渣廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	不溶解残渣廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
101	アルカリ濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備のアルカリ廃液濃縮系から発生するアルカリ濃縮廃液及び分離施設の分離建屋一時貯留処理設備からのアルカリ洗浄廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	アルカリ濃縮廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
87	アルカリ廃液濃縮系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒再生系から発生するアルカリ廃液を蒸発・濃縮する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
88	高レベル廃液濃縮系のうち，高レベル濃縮高レベル廃液供給槽，高レベル廃液濃縮缶，高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び一部の配管については，万一の故障時に備え長期予備を有する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
89	高レベル廃液濃縮系は，分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽からの抽出廃液，酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の蒸発缶から発生し分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽を経た濃縮液，気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄液槽から発生し分離施設の分離設備の抽出廃液供給槽を経た廃ガス洗浄廃液等を高レベル廃液供給槽に受け入れた後，連続的に高レベル廃液濃縮缶に供給する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
90	高レベル廃液濃縮缶では，減圧下で蒸発・濃縮した後，濃縮液（以下「高レベル濃縮廃液」という。）は，スチームジェットポンプで高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液一時貯槽，高レベル濃縮廃液貯槽又は高レベル廃液共用貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
91	また，蒸発蒸気は，高レベル廃液濃縮缶凝縮器で冷却・凝縮後，凝縮液は酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽又は第２供給槽へ移送し，廃ガスは減衰器で放射能を減衰した後，気体廃棄物の廃棄施設の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
92	アルカリ廃液濃縮系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系の分離・分配系の第１洗浄器，プルトニウム精製系の第１洗浄器等からアルカリ廃液をアルカリ廃液供給槽に受け入れた後，アルカリ廃液濃縮缶に供給する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
93	アルカリ廃液濃縮缶で蒸発・濃縮した濃縮液はスチームジェットポンプで高レベル廃液貯蔵設備のアルカリ濃縮廃液貯槽又は高レベル廃液共用貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
94	また，蒸発蒸気は，アルカリ廃液濃縮缶凝縮器で冷却・凝縮後，低レベル廃液処理設備の第１低レベル廃液処理系の第１低レベル第１廃液受槽等へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
95	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管は，濃縮缶側から保護管内先端部にかかる圧力以上に保護管の内部をその他再処理設備の附属施設の一般圧縮空気系により加圧できる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液濃縮設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
96	高レベル廃液貯蔵設備の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条及び第11条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
97	また，高レベル廃液貯蔵設備の計測制御系統施設に係る設計方針については，第２章　個別項目の「4. 計測制御系統施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第20条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
98	高レベル廃液貯蔵設備は，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系及び共用貯蔵系で構成する。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
99	高レベル濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系から発生する高レベル濃縮廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
100	不溶解残渣廃液貯蔵系は，溶解施設の清澄・計量設備から発生する不溶解残渣廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
101	アルカリ濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備のアルカリ廃液濃縮系から発生するアルカリ濃縮廃液及び分離施設の分離建屋一時貯留処理設備からのアルカリ洗浄廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
102	共用貯蔵系は，高レベル濃縮廃液，不溶解残渣廃液，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	共用貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
103	高レベル廃液貯蔵設備は，高レベル廃液を貯蔵する能力を有する設計とする。	機能要求①	高レベル廃液貯蔵設備 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
104	高レベル濃縮廃液貯蔵系は，高レベル濃縮廃液一時貯槽及び高レベル濃縮廃液貯槽で構成し，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶から高レベル濃縮廃液等を高レベル濃縮廃液一時貯槽に受け入れた後，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送するか，又は高レベル濃縮廃液貯槽に移送し貯蔵する設計とする。	機能要求①	高レベル濃縮廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	また，高レベル濃縮廃液貯槽に貯蔵した高レベル濃縮廃液は，スチームジェットポンプで高レベル濃縮廃液一時貯槽へ移送した後，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送する設計とする。	機能要求①	高レベル濃縮廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	不溶解残渣廃液貯蔵系は，不溶解残渣廃液一時貯槽及び不溶解残渣廃液貯槽で構成し，溶解施設の清澄・計量設備の不溶解残渣回収槽から不溶解残渣廃液を不溶解残渣廃液一時貯槽に受け入れた後，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送するか，又は不溶解残渣廃液貯槽に移送し貯蔵する設計とする。	機能要求①	不溶解残渣廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	また，不溶解残渣廃液貯槽に貯蔵した不溶解残渣廃液は，スチームジェットポンプで不溶解残渣廃液一時貯槽へ移送した後，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送する設計とする。	機能要求①	不溶解残渣廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	アルカリ濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備のアルカリ廃液濃縮缶からのアルカリ濃縮廃液及び分離施設の分離建屋一時貯留処理設備の第10一時貯留処理槽等からのアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液貯槽に受け入れ貯蔵し，また，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液貯槽から，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備のアルカリ濃縮廃液中和槽へ移送する設計とする。	機能要求①	アルカリ濃縮廃液貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	共用貯蔵系は，高レベル濃縮廃液，不溶解残渣廃液，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液を高レベル廃液共用貯槽に受け入れ貯蔵し，また，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備へ移送する設計とする。	機能要求①	共用貯蔵系 （許可文中、第7.3-2表、第7.3-3図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	低レベル廃液処理設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第10条及び第16条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	低レベル廃液処理設備は，第１低レベル廃液処理系，第２低レベル廃液処理系，洗濯廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，及び海洋放出管理系で構成し，低レベル廃液をその性状に応じて分類後処理し，処理後の排水は，放出管理を行って海洋へ放出する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	各施設の管理区域内で発生する廃液のうち高レベル廃液及び廃溶媒以外の廃液は，低レベル廃液としてそれぞれの種類に設けた中間貯槽に性状に応じて分類して集め，低レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	ＭＯＸ燃料加工施設で濃度限度以下であることを確認した排水を第１放出前貯槽に受け入れ，海洋放出管を経て海洋に放出するまでの排水が通過する経路は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する設計とし，ＭＯＸ燃料加工施設において故障その他の異常が発生した場合は，排水を第１放出前貯槽に受け入れる経路上に設置する弁を閉止することにより，ＭＯＸ燃料加工施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	第１低レベル廃液処理系は，高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液濃縮缶凝縮器からの凝縮液，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のウラン精製系の第２洗浄器等から受け入れた廃液，その他再処理設備の附属施設の分析設備の廃液，各施設からの床ドレン等及びＰｕ共保障措置分析室内の，貯留容器にて一時貯留し，Ｐｕ共保障措置分析所が法令に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した排水を第１低レベル第１廃液受槽等に受け入れ，第１低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮する設計とする。	機能要求①	第１低レベル廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	第１低レベル廃液蒸発缶の濃縮液は，固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の乾燥装置へ移送し，凝縮液は第２低レベル廃液処理系の第２低レベル廃液受槽へ移送する設計とする。	機能要求①	第１低レベル廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	第２低レベル廃液処理系は，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の精留塔及び第２酸回収系の精留塔からの回収した水，第１低レベル廃液処理系の第１低レベル廃液蒸発缶からの凝縮液等を第２低レベル廃液受槽に受け入れ，第２低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮する設計とする。	機能要求①	第２低レベル廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
102	共用貯蔵系は，高レベル濃縮廃液，不溶解残渣廃液，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液を貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
103	高レベル廃液貯蔵設備は，高レベル廃液を貯蔵する能力を有する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
104	高レベル濃縮廃液貯蔵系は，高レベル濃縮廃液一時貯槽及び高レベル濃縮廃液貯槽で構成し，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶から高レベル濃縮廃液等を高レベル濃縮廃液一時貯槽に受け入れた後，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送するか，又は高レベル濃縮廃液貯槽に移送し貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
105	また，高レベル濃縮廃液貯槽に貯蔵した高レベル濃縮廃液は，スチームジェットポンプで高レベル濃縮廃液一時貯槽へ移送した後，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
106	不溶解残渣廃液貯蔵系は，不溶解残渣廃液一時貯槽及び不溶解残渣廃液貯槽で構成し，溶解施設の清澄・計量設備の不溶解残渣回収槽から不溶解残渣廃液を不溶解残渣廃液一時貯槽に受け入れた後，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送するか，又は不溶解残渣廃液貯槽に移送し貯蔵する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
107	また，不溶解残渣廃液貯槽に貯蔵した不溶解残渣廃液は，スチームジェットポンプで不溶解残渣廃液一時貯槽へ移送した後，固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備の高レベル廃液混合槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
108	アルカリ濃縮廃液貯蔵系は，高レベル廃液濃縮設備のアルカリ廃液濃縮缶からのアルカリ濃縮廃液及び分離施設の分離建屋一時貯留処理設備の第1a一時貯留処理槽等からのアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液貯槽に受け入れ貯蔵し，また，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液貯槽から，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備のアルカリ濃縮廃液中和槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
109	共用貯蔵系は，高レベル濃縮廃液，不溶解残渣廃液，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液を高レベル廃液共用貯槽に受け入れ貯蔵し，また，スチームジェットポンプで固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設備へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 高レベル廃液貯蔵設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－
110	低レベル廃液処理設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1 閉じ込め」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	第10条及び第16条にて整理する。	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	第10条及び第16条にて整理する。
111	低レベル廃液処理設備は，第１低レベル廃液処理系，第２低レベル廃液処理系，洗濯廃液処理系，使用済燃料の受入に施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，及び海洋放出管理系で構成し，低レベル廃液をその性状に応じて分類後処理し，処理後の排水は，放出管理を行って海洋へ放出する設計とする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
112	各施設の管理区域内で発生する廃液のうち高レベル廃液及び廃溶媒以外の廃液は，低レベル廃液として それぞれの建屋に設けた中間貯槽に性状に応じて分類して集め，低レベル廃液処理設備へ移送する設計とする。	冒頭宣言	△	－	基本方針	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	－	－
113	ＭＯＸ燃料加工施設で濃度限度以下であることを確認した排水を第１放出前貯槽に受け入れ，海洋放出管を経て海洋に放出するまでの排水が通過する経路は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する設計とし，ＭＯＸ燃料加工施設において故障その他の異常が発生した場合は，排水を第１放出前貯槽に受け入れる経路上に設置する弁を閉止することによりＭＯＸ燃料加工施設からの波及的影響を及ぼさない設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
114	第１低レベル廃液処理系は，高レベル廃液処理設備のアルカリ廃液濃縮缶凝縮器からの凝縮液，酸及び溶媒の回収施設の溶媒回収設備の溶媒再生系のクラン補製系の第２洗浄器等から受け入れた廃液，その他再処理設備の附属施設の分析設備の廃液，各施設からの床ドレン等及びＴＶＥ所保障措置分析所内の，貯留容器に一時貯留し，ＴＶＥ所保障措置分析所が法令に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した排水を第１低レベル第１廃液受槽等に受け入れ，第１低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
115	第１低レベル廃液蒸発缶の濃縮液は，固体廃棄物の廃棄施設の低レベル固体廃棄物処理設備の乾燥装置へ移送し，凝縮液は第２低レベル廃液処理系の第２低レベル廃液受槽へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第１低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
116	第２低レベル廃液処理系は，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の精留塔及び第２酸回収系の精留塔からの回収した水，第１低レベル廃液処理系の第１低レベル廃液蒸発缶からの凝縮液等を第２低レベル廃液受槽に受け入れ，第２低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
117	第２低レベル廃液蒸発缶の濃縮液は，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽又は第２供給槽へ移送し，凝縮液は油分除去系の油分除去装置へ移送する設計とする。	機能要求①	第２低レベル廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	洗濯廃液処理系は，再処理施設の管理区域で使用した防護衣を洗濯する際に発生する洗濯廃液の処理を行う設計とする。洗濯廃液は，ろ過後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	洗濯廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 洗濯廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で発生する低レベル廃液を処理する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	使用済燃料輸送容器の内部水，使用済燃料輸送容器の内部除染水等は，第１ろ過装置で処理した後，機器ドレン等とともに，第２ろ過装置及び脱塩装置にて処理する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	脱塩装置からの処理水は，第６低レベル廃液蒸発缶へ，必要に応じ第５低レベル廃液蒸発缶又は第１低レベル廃液蒸発缶へ移送するか，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の補給水槽に移送し，貯蔵後再使用する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶は，受け入れた低レベル廃液を蒸発濃縮し，濃縮液は，低レベル濃縮廃液貯槽に一時貯蔵し，固体廃棄物の廃棄施設の低レベル濃縮廃液処理系の固化装置へポンプで移送する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	凝縮液は，海洋放出管理系の第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の管理区域で使用した防護衣を洗濯する際に発生する洗濯廃液等は，洗濯廃液ろ過装置にてろ過処理した後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	油分除去系は，第２低レベル廃液処理系の第２低レベル廃液蒸発缶からの凝縮液，せん断処理施設，溶解施設，分離施設及び精製施設の試薬ドレン，並びに再処理施設の管理区域で発生する手洗い水等の油分を含む可能性のある放射性物質の濃度が極めて小さい廃液，また，六ヶ所保障措置分析所内の，貯留容器にて一時貯留し，六ヶ所保障措置分析所が法令に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した排水を受け入れ，油分除去装置で廃液中の油分を除去する設計とする。廃液は，油分除去後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	油分除去系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 油分除去系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	海洋放出管理系の第１放出前貯槽は，油分除去系の油分除去装置，洗濯廃液処理系の洗濯廃液ろ過装置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶及び洗濯廃液ろ過装置からの処理済廃液を受け入れる設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	第２放出前貯槽は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶及び洗濯廃液ろ過装置からの処理済廃液を受け入れ，第２海洋放出ポンプで第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	また，再処理施設の管理区域で発生する空調ドレン等の放射性物質の濃度が極めて小さい廃液は，第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽に受け入れる設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	第１放出前貯槽では，受け入れた廃液の試料採取を行い，放射線管理施設の放出管理分析設備にて放射性物質の量及び濃度を確認した後，第１海洋放出ポンプで海洋放出管を経て海洋に放出する設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	ポンプの吐出側には流量計を設置し流量を監視するとともに，１基の貯槽から廃液を放出している間は，他の貯槽からは放出しない設計とする。	運用要求 機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	第２海洋放出ポンプから導く海洋放出管は，再処理設備本体の運転開始時には，第１海洋放出ポンプから導く海洋放出管との合流部で切り離し，以後使用しない設計とする。	機能要求①	海洋放出管理系 （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十四条 廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
117	第２低レベル廃液蒸発缶の濃縮液は，酸及び溶媒の回収施設の第１酸回収系の第１供給槽又は第２供給槽へ移送し，凝縮液は油分除去系の油分除去装置へ移送する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 第２低レベル廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
118	洗濯廃液処理系は，再処理施設の管理区域で使用した防護衣を洗濯する際に発生する洗濯廃液の処理を行う設計とする。洗濯廃液は，ろ過後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 洗濯廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
119	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で発生する低レベル廃液を処理する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
120	使用済燃料輸送容器の内部水，使用済燃料輸送容器の内部除染水等は，第１ろ過装置で処理した後，機器ドレン等とともに，第２ろ過装置及び脱塩装置にて処理する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
121	脱塩装置からの処理水は，第６低レベル廃液蒸発缶へ，必要に応じ第５低レベル廃液蒸発缶又は第１低レベル廃液蒸発缶へ移送するか，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の補給水槽に移送し，貯蔵後再使用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
122	第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶は，受け入れた低レベル廃液を蒸発濃縮し，濃縮液は，低レベル濃縮廃液貯槽に一時貯蔵し，固体廃棄物の廃棄施設の低レベル濃縮廃液処理系の固化装置へポンプで移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
123	凝縮液は，海洋放出管理系の第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
124	また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の管理区域で使用した防護衣を洗濯する際に発生する洗濯廃液等は，洗濯廃液ろ過装置にてろ過処理した後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
125	油分除去系は，第２低レベル廃液処理系の第２低レベル廃液蒸発缶からの凝縮液，せん断処理施設，溶解施設，分離施設及び精製施設の試薬ドレン，並びに再処理施設の管理区域で発生する手洗い水等の油分を含む可能性のある放射性物質の濃度が極めて小さい廃液，また，六ヶ所保障措置分析所内の，貯留容器にて一時貯留し，六ヶ所保障措置分析所が法令に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した排水を受け入れ，油分除去装置で廃液中の油分を除去する設計とする。廃液は，油分除去後，海洋放出管理系の第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 油分除去系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
126	海洋放出管理系の第１放出前貯槽は，油分除去系の油分除去装置，洗濯廃液処理系の洗濯廃液ろ過装置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶及び洗濯廃液ろ過装置からの処理済廃液を受け入れる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
127	第２放出前貯槽は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の第６低レベル廃液蒸発缶又は第５低レベル廃液蒸発缶及び洗濯廃液ろ過装置からの処理済廃液を受け入れ，第２海洋放出ポンプで第１放出前貯槽へ移送する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
128	また，再処理施設の管理区域で発生する空調ドレン等の放射性物質の濃度が極めて小さい廃液は，第１放出前貯槽又は第２放出前貯槽に受け入れる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
129	第１放出前貯槽では，受け入れた廃液の試料採取を行い，放射線管理施設の放出管理分析設備にて放射性物質の量及び濃度を確認した後，第１海洋放出ポンプで海洋放出管を経て海洋に放出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
130	ポンプの吐出側には流量計を設置し流量を監視するとともに，１基の貯槽から廃液を放出している間は，他の貯槽からは放出しない設計とする。	運用要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）
131	第２海洋放出ポンプから導く海洋放出管は，再処理設備本体の運転開始時には，第１海洋放出ポンプから導く海洋放出管との合流部で切り離し，以後使用しない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成（添付図面）から変更なし。	【廃棄施設の基本方針】 海洋放出管理系の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

第25条：保管廃棄施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 5．放射性廃棄物の廃棄施設 5.3　固体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「5．火災等による損傷の防止」，「8．遮蔽」，「9.1 安全機能を有する施設」，「9.3 材料及び構造」，「9.4 搬送設備」に基づくものとする。 ~~また，固体廃棄物の廃棄施設の計測制御に係る設計方針については，第２章　個別項目「4．計測制御系統施設」，「気体廃棄物の廃棄施設に係る設計方針については，第２章　個別項目「6.1 気体廃棄物の廃棄施設」に基づくものとする。~~	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	10条，11条，15条，16条，17条，18条，27条にて整理する。	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	10条，11条，15条，16条，17条，18条，20条，24条，27条にて整理する。
2	固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備（２系列（一部１系列）），ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備，低レベル濃縮廃液，廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。），チャンネルボックス（以下「ＣＢ」という。），バーナブルポイズン（以下「ＢＰ」という。）及び雑固体を処理する低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。 高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の一部，廃樹脂貯蔵系（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る廃樹脂の貯蔵）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系を収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
3	高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造は，地上２階，地下４階の建物とする設計とする。	設置要求	高レベル廃液ガラス固化建屋 （分離建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋間渡道含む） （高レベル廃液ガラス固化建屋／第１ガラス固化体貯蔵建屋間渡道含む） （前処理建屋／分離建屋／精製建屋／高レベル廃液ガラス固化建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／制御建屋/非常用電源建屋／再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔Ａ，Ｂ／主排気筒及び主排気筒管理建屋を接続する渡道含む）	基本方針														
4	第１ガラス固化体貯蔵建屋の主要構造は，地上１階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求	第１ガラス固化体貯蔵建屋 （高レベル廃液ガラス固化建屋／第１ガラス固化体貯蔵建屋間渡道含む）	基本方針													
5	低レベル廃棄物処理建屋の主要構造は，地上４階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求	低レベル廃棄物処理建屋 （分離建屋／精製建屋／ウラン脱硝建屋／ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／低レベル廃液処理建屋／低レベル廃棄物処理建屋及び分析建屋間渡道含む）	基本方針													
6	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の主要構造は，地上２階，地下１階の建物とする設計とする。	設置要求	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	基本方針													
7	ハル・エンドピース貯蔵建屋の主要構造は，地上２階，地下４階建物とする設計とする。	設置要求	ハル・エンドピース貯蔵建屋	基本方針													
8	第１低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求	第１低レベル廃棄物貯蔵建屋	基本方針													
9	第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上２階，地下３階の建物とする設計とする。	設置要求	第２低レベル廃棄物貯蔵建屋	基本方針													
10	第４低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求	第４低レベル廃棄物貯蔵建屋	基本方針													
11	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は，地上３階，地下３階の建物とする設計とする。	設置要求	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔Ａ，Ｂを接続する渡道含む）	基本方針													
12	ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。 また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。	機能要求②	ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（ハル・エンドピース貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第１低レベル廃棄物貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第２低レベル廃棄物貯蔵系 第１貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第２低レベル廃棄物貯蔵系 第２貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第４低レベル廃棄物貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系） 使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） 低レベル廃液処理設備（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系） 低レベル固体廃棄物処理設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） 施設共通　基本設計方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	〈建物・構造物〉 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
13	固体廃棄物の廃棄施設は，各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営するバッ所保障措置分析所（以下「各種施設」という。）で発生する高レベル廃液，低レベル濃縮廃液，廃溶媒，雑固体，ＣＢ・ＢＰを処理できる能力を有する設計とする。	機能要求②	高レベル廃液ガラス固化設備 低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系） 低レベル固体廃棄物処理設備（廃溶媒処理系） 低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系） 低レベル固体廃棄物処理設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） 低レベル廃液処理設備（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系） 低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系） 施設共通　基本設計方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 5．放射性廃棄物の廃棄施設 5.3　固体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「4.1 閉じ込め」，「5．火災等による損傷の防止」，「8．遮蔽」，「9.1 安全機能を有する施設」，「9.3 材料及び構造」，「9.4 搬送設備」に基づくものとする。 ~~また，固体廃棄物の廃棄施設の計測制御に係る設計方針については，第２章　個別項目「4．計測制御系統施設」，気体廃棄物の廃棄施設に係る設計方針については，第２章　個別項目「6.1 気体廃棄物の廃棄施設」に基づくものとする。~~	冒頭宣言	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
2	固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備（２系列（一部１系列）），ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備，低レベル濃縮廃液，廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。），チャンネルボックス（以下「ＣＢ」という。），バーナブルポイズン（以下「ＢＰ」という。）及び雑固体を処理する低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。 高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の一部，廃樹脂貯蔵系（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る廃樹脂の貯蔵）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系を収納する設計とする。	設置要求	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
3	高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造は，地上２階，地下４階の建物とする設計とする。	設置要求														
4	第１ガラス固化体貯蔵建屋の主要構造は，地上１階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求														
5	低レベル廃棄物処理建屋の主要構造は，地上４階，地下２階の建物とする設計とする。	設置要求														
6	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の主要構造は，地上２階，地下１階の建物とする設計とする。	設置要求														
7	ハル・エンドピース貯蔵建屋の主要構造は，地上２階，地下４階建物とする設計とする。	設置要求														
8	第１低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求														
9	第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上２階，地下３階の建物とする設計とする。	設置要求														
10	第４低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，地上１階の建物とする設計とする。	設置要求														
11	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は，地上３階，地下３階の建物とする設計とする。	設置要求														
12	ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。 また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。	機能要求②	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
13	固体廃棄物の廃棄施設は，各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営するパッケ所保障措置分析所（以下「各種施設」という。）で発生する高レベル廃液，低レベル濃縮廃液，廃溶媒，雑固体，ＣＢ・ＢＰを処理できる能力を有する設計とする。	機能要求②	△	—	基本方針	<機械装置> ・種類 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 <容器> ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 <溶融炉> ・容量 ・主要寸法 ・主要材料	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第２低レベル廃棄物貯蔵系 第1貯蔵系） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第２低レベル廃棄物貯蔵系 第2貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6．系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設 ○悪影響防止 ○共用 既設工認「添付書類 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」より変更なし	【6．系統施設毎の設計上の考慮，6.5 放射性廃棄物の廃棄施設】 ○悪影響防止 ○共用 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6．系統施設毎の設計上の考慮 6.5 放射性廃棄物の廃棄施設 ○悪影響防止 ○共用 既設工認「添付書類 VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
15	5.3.1　高レベル廃液ガラス固化設備 高レベル廃液ガラス固化設備は，２系列（一部１系列）で構成し，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液貯蔵設備から高レベル濃縮廃液及び不溶解残渣廃液を高レベル廃液混合槽に受け入れる。また，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液中和槽に受け入れる設計とする。 必要に応じて中和等の処理をしたアルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液は，高レベル廃液混合槽に移送する。高レベル廃液混合槽内の廃液は，必要に応じて組成調整を行った後，供給液槽及び供給槽を経てガラス溶融炉に移送し，ガラス原料とともに溶融する設計とする。 ガラス溶融炉内で溶融したガラスは，固化セル移送台車上のガラス固化体容器に注入する設計とする。 注入後，溶接機でガラス固化体容器にふたを溶接し，除染装置にて，ガラス固化体の表面の除染を行う。その後，ガラス固化体検査装置での各種検査（外観検査，表面汚染検査，寸法検査，閉じ込め検査）を実施したガラス固化体は，ガラス固化体検査室天井クレーンによりガラス固化体貯蔵設備に移送する設計とする。	設置要求 機能要求①	高レベル廃液ガラス固化設備 （許可文中、第7.4-1表、第7.4-1図） 施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・高レベル廃液ガラス固化設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	なお，ガラス固化体貯蔵設備で貯蔵中のガラス固化体の過度の温度上昇を防止する観点から，高レベル廃液ガラス固化設備では，ガラス固化体１本当たりの発熱量2.3ｋＷ以下を目標としてガラス固化体を製造する設計とする。	運用要求	高レベル廃液ガラス固化設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	ガラス溶融炉は，計測制御系統施設の固化セル移送台車上の重量計の信号が固化ガラス１本分の質量になると発信する信号により，流下ノズルの加熱を停止し，さらに，流下ノズル冷却用の冷却空気供給用弁を開とし，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から空気を供給し，溶融ガラスの流下停止を行う流下停止系を設ける設計とする。	設置要求	高レベル廃液ガラス固化設備 （許可文中、第7.4-1表、第7.4-1図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた補訓体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
15	5.3.1　高レベル廃液ガラス固化設備 高レベル廃液ガラス固化設備は，２系列(一部１系列)で構成し，液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液貯蔵設備から高レベル濃縮廃液及び不溶解残渣廃液を高レベル廃液混合槽に受け入れる。また，アルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液をアルカリ濃縮廃液中和槽に受け入れる設計とする。 必要に応じて中和等の処理をしたアルカリ濃縮廃液及びアルカリ洗浄廃液は，高レベル廃液混合槽に移送する。高レベル廃液混合槽内の廃液は，必要に応じて組成調整を行った後，供給液槽及び供給槽を経てガラス溶融炉に移送し，ガラス原料とともに溶融する設計とする。 ガラス溶融炉内で溶融したガラスは，固化セル移送台車上のガラス固化体容器に注入する設計とする。 注入後，溶接機でガラス固化体容器にふたを溶接し，除染装置にて，ガラス固化体の表面の除染を行う。その後，ガラス固化体検査装置での各種検査（外観検査，表面汚染検査，寸法検査，閉じ込め検査）を実施したガラス固化体は，ガラス固化体検査室天井クレーンによりガラス固化体貯蔵設備に移送する設計とする。	設置要求 機能要求①	△	—	基本方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—
16	なお，ガラス固化体貯蔵設備で貯蔵中のガラス固化体の過度の温度上昇を防止する観点から，高レベル廃液ガラス固化設備では，ガラス固化体１本当たりの発熱量2.3ｋＷ以下を目標としてガラス固化体を製造する設計とする。	運用要求	△	—	施設共通 基本設計方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—
17	ガラス溶融炉は，計測制御系統施設の固化セル移送台車上の重量計の信号が固化ガラス１本分の質量になると発信する信号により，流下ノズルの加熱を停止し，さらに，流下ノズル冷却用の冷却空気供給用弁を開とし，その他再処理設備の附属施設の安全圧縮空気系から空気を供給し，溶融ガラスの流下停止を行う流下停止系を設ける設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	高レベル廃液調整槽及び高レベル廃液供給液槽の各貯槽は，廃液かくはん用にかくはん装置を設ける設計とする。	設置要求	高レベル廃液ガラス固化設備 （許可文中、第7.4-1表、第7.4-1図）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・高レベル廃液ガラス固化設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	ガラス溶融炉は，運転中に流下性の改善を図るため，模擬廃液を移送し，ガラス原料とともに溶融する洗浄運転や，棒状の装置を炉の上部から流下ノズル内部に挿入できる設計とする。	設置要求	高レベル廃液ガラス固化設備 （許可文中、第7.4-1表、第7.4-1図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	なお，ガラス固化体の発熱量は，高レベル廃液の分析値のばらつき，ガラス溶融炉への高レベル廃液及びガラス原料の供給量の変動並びにガラス固化体容器への ガラス注入量の変動を考慮すると目標からばらつくことが考えられ，2.3ｋW／本以下を目標としてガラス固化体を製造する場合，製造されるガラス固化体の発熱量は，ばらつきを考慮して１本の最大値としては 2.8ｋW／本となるような設計とする。	運用要求	高レベル廃液ガラス固化設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	5.3.2　ガラス固化体貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。 ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求① 施設共通　基本設計方針	ガラス固化体貯蔵設備 （許可文中、第7.4-2表） 施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・ガラス固化体貯蔵設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。	設置要求 評価要求	ガラス固化体貯蔵設備 （許可文中、第7.4-2表）	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）	既設工認　添付書類 「ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」 既設工認　添付書類　「ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」より変更なし	【崩壊熱除去に関する基本方針】 ・ガラス固化体からの崩壊熱によりコンクリートが加熱される恐れがあることから間接自然空冷貯蔵方式にて崩壊熱を除去しコンクリート温度を適切に維持する旨記載する。 【崩壊熱除去対象設備】 ・冷却空気によるガラス固化体から発生する崩壊熱の除去，断熱材等による貯蔵区域天井部コンクリートの過熱防止，空気流路（側壁流路）による貯蔵区域の側壁部の発熱除去，断熱材による冷却空気出口シャフトの過熱防止について記載する。 【崩壊熱量】 ・ガラス固化体一本当たりの平均発熱量2.3kWから各解析に用いる発熱量を設定する。 【崩壊熱除去解析方法】 ・解析フロー，解析モデル，パラメータ設定，解析コードについて記載する。 【計算コード】 ・温度評価に用いる解析コードおよびその使用の妥当性について記載する。 【解析のケース】 ・解析を実施する上で温度が厳しい条件となるガラス固化体収納状態をいくつかケース分けし記載する 【解析結果】 ・崩壊熱除去解析により得られた冷却空気量，ガラス固化体温度、コンクリート部温度を記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	ガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気を収納管と通風管の間に流すことで除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。	設置要求 評価要求	ガラス固化体貯蔵設備 （許可文中、第7.4-2表）	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	冷却空気は，冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する設計とする。	評価要求	ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	5.3.3　低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系で構成する。	機能要求① 設置要求	低レベル固体廃棄物処理設備 （低レベル濃縮廃液処理系） （許可文中、第7.4-3表、第7.4-6図） （廃溶媒処理系） （許可文中、第7.4-4表、第7.4-6図） （雑固体廃棄物処理系） （許可文中、第7.4-5表、第7.4-6図） （チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） （許可文中、第7.4-6表、第7.4-6図） 施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・低レベル固体廃棄物処理設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	5.3.3.1 低レベル濃縮廃液処理系 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置及び固化装置は，各１系列で構成する。低レベル濃縮廃液処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備から発生する低レベル濃縮廃液を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	低レベル固体廃棄物処理設備 （低レベル濃縮廃液処理系） （許可文中、第7.4-3表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	低レベル濃縮廃液処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第１低レベル廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液を，乾燥装置へ連続供給して乾燥した後，圧縮成型し，ドラム缶又は角型容器（以下「ドラム缶等」という。）に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液を，固化装置へ供給し固化材と混合した後，ドラム缶内に固化し，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第１低レベル廃棄物貯蔵系，第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系若しくは第２貯蔵系又は第４低レベル廃棄物貯蔵系へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 （低レベル濃縮廃液処理系） （許可文中、第7.4-3表、第7.4-6図） 低レベル廃液処理設備（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系） 低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系） （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	5.3.3.2 廃溶媒処理系 廃溶媒処理系は，１系列で構成する。廃溶媒処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒処理系から発生する廃溶媒を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	低レベル固体廃棄物処理設備 （廃溶媒処理系） （許可文中、第7.4-4表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	廃溶媒処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒処理系から発生する廃溶媒を，水酸化カルシウムと混合し，熱分解装置へ供給してりん酸と可燃性ガスに熱分解する設計とする。りん酸は，熱分解と同時に水酸化カルシウムで中和し熱分解生成物として熱分解装置から抜き出し，圧縮成型した後，ドラム缶等に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。また，可燃性ガスは，燃焼装置へ導いて燃焼し，燃焼後の廃ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 （廃溶媒処理系） （許可文中、第7.4-4表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	また，熱分解装置は，窒素ガスを供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。また，熱分解装置は，外部ヒータを遠回し制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視する設計とする。 燃焼装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視する設計とするとともに，耐火物を内張りし，装置外面における適度の温度上昇を防止する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 （廃溶媒処理系） （許可文中、第7.4-4表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	高レベル廃液調整槽及び高レベル廃液供給液槽の各貯槽は，廃液かくはん用にかくはん装置を設ける設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—
19	ガラス溶融炉は，運転中に流下性の改善を図るため，模擬廃液を移送し，ガラス原料とともに溶融する洗浄運転や，棒状の装置を炉の上部から流下ノズル内部に挿入できる設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—
20	なお，ガラス固化体の発熱量は，高レベル廃液の分析値のばらつき，ガラス溶融炉への高レベル廃液及びガラス原料の供給量の変動並びにガラス固化体容器へのガラス注入量の変動を考慮すると目標からばらつくことが考えられ，２.３ｋＷ／本以下を目標としてガラス固化体を製造する場合，製造されるガラス固化体の発熱量は，ばらつきを考慮して１本の最大値としては２.８ｋＷ／本となるような設計とする。	運用要求	△	—	施設共通 基本設計方針	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—
21	5.3.2　ガラス固化体貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。 ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求①	△	—	基本方針	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
22	ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。	設置要求 評価要求	△	—	基本方針	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 「ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」 既設工認　「添付書類　ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
23	ガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気を収納管と通風管の間に流すことで除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。	設置要求 評価要求	△	—	基本方針	—			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
24	冷却空気は，冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する設計とする。	評価要求	△	—	基本方針	—			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
25	5.3.3　低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系で構成する。	機能要求① 設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
26	5.3.3.1 低レベル濃縮廃液処理系 低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置及び固化装置は，各１系列で構成する。低レベル濃縮廃液処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備から発生する低レベル濃縮廃液を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
27	低レベル濃縮廃液処理系は，液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第１低レベル廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液を，乾燥装置へ連続供給して乾燥した後，圧縮成型し，ドラム缶又は角型容器（以下「ドラム缶等」という。）に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液を，固化装置へ供給し固化材と混合した後，ドラム缶内に固化し，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第１低レベル廃棄物貯蔵系，第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系若しくは第２貯蔵系又は第４低レベル廃棄物貯蔵系へ移送する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
28	5.3.3.2 廃溶媒処理系 廃溶媒処理系は，１系列で構成する。廃溶媒処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒処理系から発生する廃溶媒を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
29	廃溶媒処理系は，酸及び溶媒の回収施設の溶媒処理系から発生する廃溶媒を，水酸化カルシウムと混合し，熱分解装置へ供給してりん酸と可燃性ガスに熱分解する設計とする。りん酸は，熱分解と同時に水酸化カルシウムで中和し熱分解生成物として熱分解装置から抜き出し，圧縮成型した後，ドラム缶等に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。また，可燃性ガスは，燃焼装置へ導いて燃焼し，燃焼後の廃ガスは，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
30	また，熱分解装置は，窒素ガスを供給することにより，廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。また，熱分解装置は，外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し，運転状態を監視する設計とする。 燃焼装置は，その内部温度を測定し，燃焼状態を監視する設計とするとともに，耐火物を内張りし，装置外面における適度の温度上昇を防止する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	5.3.3.3　雑固体廃棄物処理系 雑固体廃棄物処理系は，１系列で構成する。雑固体廃棄物処理系は，各種施設から発生する雑固体を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	低レベル固体廃棄物処理設備 (雑固体廃棄物処理系) （許可文中、第7.4-5表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・低レベル固体廃棄物処理設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	雑固体廃棄物処理系は，各種施設から発生する雑固体のうち焼却可能なものを必要に応じ焼却装置で焼却し廃溶媒処理系の圧縮成型装置で圧縮成型した後，ドラム缶等に詰め，また，雑固体のうち焼却しないものを圧縮減容装置で圧縮減容した後ドラム缶等に詰め，又は，そのままドラム缶等に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。 また，雑固体のうち，低レベル廃液処理設備の油分除去系から発生する廃活性炭は，雑固体廃棄物処理系で水切りした後，ドラム缶に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ移送する設計とする。 ただし，雑固体のうち，よう素フィルタは第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系に貯蔵する設計とする。 焼却装置から発生する廃ガスは，セラミックフィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。 また，焼却装置及びセラミックフィルタは，耐久物を内張りし，機器外面における過度の温度上昇を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 (雑固体廃棄物処理系) （許可文中、第7.4-5表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	5.3.3.4　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系（以下「ＣＢ・ＢＰ処理系」という。）は，２系列(一部１系列)で構成する。ＣＢ・ＢＰ処理系は，使用済燃料の貯蔵施設において，せん断前の処理として，使用済燃料集合体から取り外したＣＢ・ＢＰを処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 (チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系) （許可文中、第7.4-6表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備において，せん断前の処理として，使用済燃料集合体から取り外したＣＢ及びＢＰは，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋で，それぞれ第１ＣＢ切断装置及び第１ＢＰ切断装置により使用済燃料の貯蔵施設のプール水中で切断後，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋へ移送し，それぞれ第２ＣＢ切断装置及び第２ＢＰ切断装置により切断ピット水中で更に切断し，収納容器に収納して，ドラム缶等に詰め，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系に移送する設計とする。第１ＣＢ切断装置はＣＢを二つに切断し，第２ＣＢ切断装置は更に切断し，平板状にする設計とする。第１ＢＰ切断装置はＢＰを支持体とＢＰ棒本体に分割切断し，第２ＢＰ切断装置はＢＰ棒本体をせん断する設計とする。また，切断ピットは，ピット水の水質の維持・管理を図る設計とする。	運用要求 機能要求①	低レベル固体廃棄物処理設備 (チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系) （許可文中、第7.4-6表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	5.3.4　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物（廃樹脂及び廃スラッジ，ハル・エンドピース，ＣＢ及びＢＰの処理物，低レベル濃縮廃液の処理物，廃溶媒の処理物，雑固体の処理物等）及びＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を貯蔵する能力を有する設計とする。 廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵できる設計とする。 その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （許可文中、第7.4-7表） 施設共通　基本設計方針	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
36	5.3.4.1　廃樹脂貯蔵系 廃樹脂貯蔵系は，使用済燃料の貯蔵施設のプール水浄化系，液体廃棄物の廃棄施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピースを貯蔵するハル・エンドピース貯蔵系並びに低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系から発生する廃樹脂及び廃スラッジを，それぞれ使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (廃樹脂貯蔵系) （許可文中、第7.4-7表） 使用済燃料貯蔵設備 (プール水浄化系) （許可文中、第3-2表、第3-12図） 低レベル廃液処理設備 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系) （許可文中、第7.3-3表、第7.3-5図） 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (ハル・エンドピース貯蔵系) （許可文中、第7.4-7表） 低レベル固体廃棄物処理設備 (チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系) （許可文中、第7.4-6表、第7.4-6図）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	5.3.4.2　ハル・エンドピース貯蔵系 ハル・エンドピース貯蔵系は，溶解施設から発生するハル・エンドピース等を詰めたドラム缶をプール水中に貯蔵する系であり，ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する設計とする。また，貯蔵プールは，プール水の水質，水位及び温度の維持・管理を図る設計とする。	運用要求 機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (ハル・エンドピース貯蔵系) （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	5.3.3.3　雑固体廃棄物処理系 雑固体廃棄物処理系は，１系列で構成する。雑固体廃棄物処理系は，各種施設から発生する雑固体を処理することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求① 設置要求	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
32	雑固体廃棄物処理系は，各種施設から発生する雑固体のうち焼却可能なものを必要に応じ焼却装置で焼却し廃溶媒処理系の圧縮成型装置で圧縮成型した後，ドラム缶等に詰め，また，雑固体のうち焼却しないものを圧縮減容装置で圧縮減容した後ドラム缶等に詰め，又は，そのままドラム缶等に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ，必要に応じチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系へ移送する設計とする。 また，雑固体のうち，低レベル廃液処理設備の油分除去系から発生する廃活性炭は，雑固体廃棄物処理系で水切りした後，ドラム缶に詰め，主に低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系又は第２貯蔵系へ移送する設計とする。 ただし，雑固体のうち，よう素フィルタは第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系に貯蔵する設計とする。 焼却装置から発生する廃ガスは，セラミックフィルタを経て，気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備へ移送する設計とする。 また，焼却装置及びセラミックフィルタは，耐久物を内張りし，機器外面における過度の温度上昇を防止する設計とする。	運用要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
33	5.3.3.4　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系（以下「ＣＢ・ＢＰ処理系」という。）は，２系列（一部１系列）で構成する。ＣＢ・ＢＰ処理系は，使用済燃料の貯蔵施設において，せん断前の処理として，使用済燃料集合体から取り外したＣＢ・ＢＰ処理系は，使用済燃料集合体から取り外したＣＢ及びＢＰを使用することが可能な能力を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
34	使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備において，せん断前の処理として，使用済燃料集合体から取り外したＣＢ及びＢＰは，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋で，それぞれ第１ＣＢ切断装置及び第１ＢＰ切断装置により使用済燃料の貯蔵施設のプール水中で切断後，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋へ移送し，それぞれ第２ＣＢ切断装置及び第２ＢＰ切断装置により切断ピット水中で更に切断し，収納容器に収納して，ドラム缶等に詰め，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のチャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系に移送する設計とする。第１ＣＢ切断装置はＣＢを二つに切断し，第２ＣＢ切断装置は更に切断し，平板状にする設計とする。第１ＢＰ切断装置はＢＰを支持体とＢＰ棒本体に分割切断し，第２ＢＰ切断装置はＢＰ棒本体をせん断する設計とする。また，切断ピットは，ピット水の水質の維持・管理を図る設計とする。	運用要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
35	5.3.4　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物（廃樹脂及び廃スラッジ，ハル・エンドピース，ＣＢ及びＢＰの処理物，低レベル濃縮廃液の処理物，廃溶媒の処理物，雑固体の処理物等）及びＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を貯蔵する能力を有する設計とする。 廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵できる設計とする。 その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
36	5.3.4.1　廃樹脂貯蔵系 廃樹脂貯蔵系は，使用済燃料の貯蔵施設のプール水浄化系，液体廃棄物の廃棄施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピースを貯蔵するハル・エンドピース貯蔵系並びに低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系から発生する廃樹脂及び廃スラッジを，それぞれ使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する廃樹脂貯槽に貯蔵する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
37	5.3.4.2　ハル・エンドピース貯蔵系 ハル・エンドピース貯蔵系は，溶解施設から発生するハル・エンドピース等を詰めたドラム缶をプール水中に貯蔵する系であり，ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する設計とする。また，貯蔵プールは，プール水の水質，水位及び温度の維持・管理を図る設計とする。	運用要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	—	施設共通 基本設計方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	5.3.4.3　チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設 （チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	5.3.4.4　第１低レベル廃棄物貯蔵系 第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （第１低レベル廃棄物貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	5.3.4.5　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	5.3.4.6　第２低レベル廃棄物貯蔵系 （1）　第１貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （第２低レベル廃棄物貯蔵系　第１貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備の系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
42	（2）　第２貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する設計とする。ただし，よう素フィルタは，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （第２低レベル廃棄物貯蔵系　第２貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	5.3.4.7　第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	機能要求①	低レベル固体廃棄物貯蔵設備 （第４低レベル廃棄物貯蔵系） （許可文中、第7.4-7表）	基本方針 設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	5.3.4.3　チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
39	5.3.4.4　第１低レベル廃棄物貯蔵系 第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
40	5.3.4.5　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
41	5.3.4.6　第２低レベル廃棄物貯蔵系 （1）　第１貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	（2）　第２貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する設計とする。ただし，よう素フィルタは，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
43	5.3.4.7　第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	—	—	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図 既設工認より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第27条：遮蔽

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	8.　遮蔽 安全機能を有する施設は，周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより，公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅱ-1　放射線による被ばくの防止に関する基本方針 1．放射線による被ばくの防止の基本方針 Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・放射線による被ばくの防止の基本方針を記載 ・遮蔽設計の基本方針を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1　放射線による被ばくの防止に関する基本方針 1．放射線による被ばくの防止の基本方針 Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・放射線による被ばくの防止の基本方針を記載 ・遮蔽設計の基本方針を記載
2	(1) 安全機能を有する施設は，取り扱う放射性物質の種類，量及びその移動を考慮し，放射線の遮蔽効果のある機器，洞道，セル及び建屋の内部に放射性物質を収納し，セル遮蔽，補助遮蔽及び外部遮蔽から構成する遮蔽設備を組み合わせる設計とする。	冒頭宣言 定義	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針 設計方針	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 3.　遮蔽の分類	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 3.　遮蔽の分類	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第27条 遮蔽）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	8.　遮蔽 安全機能を有する施設は，周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の被ばく線量が，「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより，公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							
2	(1) 安全機能を有する施設は，取り扱う放射性物質の種類，量及びその移動を考慮し，放射線の遮蔽効果のある機器，洞道，セル及び建屋の内部に放射性物質を収納し，セル遮蔽，補助遮蔽及び外部遮蔽から構成する遮蔽設備を組み合わせる設計とする。	冒頭宣言 定義	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	(2) 安全機能を有する施設は，上記遮蔽設備を適切に設置すること及び再処理施設から周辺監視区域境界までの距離を確保することとあいまって，運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量を合理的に達成できる限り低減し，周辺監視区域外における線量限度を十分に下回るような遮蔽設計とする。	機能要求② 評価要求	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載
				設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 ・遮蔽設備の構造を説明	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。
				評価条件 評価（遮蔽計算）	Ⅱ-2-2-3-13 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価 Ⅱ-2-3-1　再処理施設に係る建屋からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価 上記以外について，既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	【公衆の線量の評価】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量評価に係る評価条件と評価結果を記載 ・再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量に係る評価結果を記載	－	－	－	－	－	○	第２低レベル廃棄物貯蔵建屋	基本方針	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ-2-2-3-13 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価 Ⅱ-2-3-1　再処理施設に係る建屋からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価 上記以外のⅡ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	【公衆の線量の評価】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量評価に係る評価条件と評価結果を記載 ・再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量に係る評価結果を記載 ・上記以外については，既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	(3) 再処理施設内の放射線障害を防止する必要がある場所には，放射線業務従事者の作業性等を考慮して，遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに，放射性物質の漏えい防止，換気，遠隔操作及び適切な作業管理とあいまって，放射線業務従事者の被ばく線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えない設計とする。 　上記のうち，放射性物質の漏えい防止及び換気に関する設計方針については，共通項目の「4.1　閉じ込め」及び第２章　個別項目の「5.1.1.4　換気設備」に基づくものとする。また，遠隔操作の設計については，第２章　個別項目の「4.1.3　制御室」に基づくものとする。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第27条 遮蔽）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	(2) 安全機能を有する施設は，上記遮蔽設備を適切に設置すること及び再処理施設から周辺監視区域境界までの距離を確保することとあいまって，運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外の線量を合理的に達成できる限り低減し，周辺監視区域外における線量限度を十分に下回るような遮蔽設計とする。	機能要求② 評価要求	第2Gr（貯蔵車共用）と同一						第2Gr（貯蔵車共用）と同一							
			△	－	基本方針	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。
			△	－	基本方針	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	(3) 再処理施設内の放射線障害を防止する必要がある場所には，放射線業務従事者の作業性等を考慮して，遮蔽及び機器を配置する設計とするとともに，放射性物質の漏えい防止，換気，遠隔操作及び適切な作業管理とあいまって，放射線業務従事者の被ばく線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えない設計とする。 　上記のうち，放射性物質の漏えい防止及び換気に関する設計方針については，共通項目の「4.1　閉じ込め」及び第２章　個別項目の「5.1.1.4　換気設備」に基づくものとする。また，遠隔操作の設計については，第２章　個別項目の「4.1.3　制御室」に基づくものとする。	冒頭宣言 運用要求	第2Gr（貯蔵車共用）と同一						第2Gr（貯蔵車共用）と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	(4) 再処理施設内の遮蔽設計に当たっては，放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し，遮蔽設計区分を設け，区分ごとに基準線量率を設定するとともに，管理区域を適切に区分し，区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	機能要求② 評価要求	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針 設計方針（遮蔽設計区分の設定）	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 2.　遮蔽設計の基準線量率	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【遮蔽設計の遮蔽設計区分及び基準線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所について，立入頻度及び立入時間を考慮して設定した遮蔽設計区分及び区分ごとの基準線量率を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 2.　遮蔽設計の基準線量率	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【遮蔽設計の基準線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所について，立入頻度及び立入時間を考慮して設定した遮蔽設計区分及び区分ごとの基準線量率を記載
				設計方針（遮蔽設計区分の設定）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 ・遮蔽設備の構造を説明	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	＜運搬・製品容器（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。
				評価条件 評価（遮蔽計算）	Ⅱ-2-2-1-13 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の建屋内の放射線遮蔽に関する計算書 上記以外について，既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	【建屋内の線量率の評価】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載	－	－	－	－	－	○	第２低レベル廃棄物貯蔵建屋	基本方針	＜運搬・製品容器（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス（遮蔽設備）＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ-2-2-1-13 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の建屋内の放射線遮蔽に関する計算書 上記以外のⅡ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	【建屋内の線量率の評価】 ・第2低レベル廃棄物貯蔵建屋内の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。 上記以外については，既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	(4) 再処理施設内の遮蔽設計に当たっては，放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し，遮蔽設計区分を設け，区分ごとに基準線量率を設定するとともに，管理区域を適切に区分し，区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設計する。	機能要求② 評価要求	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							
			△	基本方針	基本方針	＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	既設工認より図面に変更がないことを説明する。
			△	基本方針	基本方針	＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	＜運搬・製品容器(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ポンプ(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ラック/ピット/棚(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜ガラス固化体貯蔵ピット(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜搬送設備(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜廃棄物処理機械装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜焼結・乾燥装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜機械・検査装置(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜核物質等取扱ボックス(遮蔽設備)＞ ・主要寸法 ・主要材料 ＜遮蔽設備＞ ・主要寸法 ・主要材料	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(5) セル遮蔽及び外部遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては，基準線量率を満足するよう，必要に応じ，次の放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 ａ．セル遮蔽及び外部遮蔽を貫通するダクト，配管等については，開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する措置 ｂ．セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部には，補助遮蔽を設置する措置 ｃ．セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部に対し，迷路構造，屈曲構造及びスクリューダクトの使用	設置要求	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針 設計方針（貫通部の措置）	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 4.　開口部等からの放射線の漏えい防止の方針	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【貫通部の措置】 ・開口部又は貫通部がある場合における放射線の漏えい防止措置を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 4.　開口部等からの放射線の漏えい防止の方針	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【貫通部の措置】 ・開口部又は貫通部がある場合における放射線の漏えい防止措置を記載。
				設計方針（貫通部の措置）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 ・遮蔽設備の構造を説明	－	－	－	－	－	△	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 既設工認より図面に変更がないことを説明する。
				評価条件 評価（遮蔽計算）	既設工認申請書 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	【各建屋内の貫通部における線量率評価】 ・各建屋内の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載（開口部又は貫通部に設置する遮蔽設備の評価を含む）	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。 既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	(5) セル遮蔽及び外部遮蔽に開口部又は貫通部があるものに対しては，基準線量率を満足するよう，必要に応じ，次の放射線漏えい防止措置を講ずる設計とする。 a．セル遮蔽及び外部遮蔽を貫通するダクト，配管等については，開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する措置 b．セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部には，補助遮蔽を設置する措置 c．セル遮蔽及び外部遮蔽の開口部及び貫通部に対し，迷路構造，屈曲構造及びスクリューダクトの使用	設置要求	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							
			△	基本方針	基本方針	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 既設工認より図面に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認の構造より変更なし	【遮蔽設備の設計方針】 既設工認より図面に変更がないことを説明する。
			△	－	基本方針	－	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	－	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 既設工認添付書類 「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」の記載より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	(6) 遮蔽設計に用いる線源は，最大処理能力，最大貯蔵量及び工程内で核種の組成や濃度が変化するといった再処理施設の特徴を考慮し，遮蔽設計上厳しい条件を設定する。	評価要求	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 5.　遮蔽設計用燃料仕様及び線源スペクトル	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【線源の設定】 ・再処理施設の特徴を考慮し，遮蔽設計上厳しい条件となる線源の設定を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 5.　遮蔽設計用燃料仕様及び線源スペクトル	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【線源の設定】 ・再処理施設の特徴を考慮し，遮蔽設計上厳しい条件となる線源の設定を記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	(6) 遮蔽設計に用いる線源は，最大処理能力，最大貯蔵量及び工程内で核種の組成や濃度が変化するといった再処理施設の特徴を考慮し，遮蔽設計上厳しい条件を設定する。	評価要求	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	また，遮蔽計算においては，信頼性のある計算コードを用いて計算するとともに，遮蔽材の形状及び材質並びに計算誤差等を考慮し，十分な安全余裕を見込む設計とする。	評価要求	【遮蔽設備】 セル遮蔽 補助遮蔽 外部遮蔽	基本方針 評価条件 評価方法	Ⅱ-1-1　遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 6.　遮蔽計算に用いる計算コード 7.　線量率換算係数 8.　遮蔽計算における評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定，線量率の合算等の考え方を記載	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	Ⅱ-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 1.　基本的な考え方 6.　遮蔽計算に用いる計算コード 7.　線量率換算係数 8.　遮蔽計算における評価方法	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定，線量率の合算等の考え方を記載

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	また，遮蔽計算においては，信頼性のある計算コードを用いて計算するとともに，遮蔽材の形状及び材質並びに計算誤差等を考慮し，十分な安全余裕を見込む設計とする。	評価要求	第2Gr（貯蔵庫共用）と同一						第2Gr（貯蔵庫共用）と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第28条：換気設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 5.　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1　気体廃棄物の廃棄施設 5.1.1　設計基準対象の施設 5.1.1.4　換気設備 換気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」及び「9.1 安全機能を有する施設」に基づくものとする。⑧,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭ また，換気設備の第２章　個別項目の計測制御系統施設に係る設計方針については，「4．計測制御系統施設」に，気体廃棄物の廃棄施設に係る設計方針については，第２章　個別項目「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」に，非常用所内電源系統に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	基本方針	－	第10条，第11条，第15条，第16条，第24条第20条及び第29条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	換気設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備，前処理建屋換気設備，分離建屋換気設備，精製建屋換気設備，ウラン・脱硝建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備，高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備，第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備，低レベル廃液処理建屋換気設備，低レベル廃棄物処理建屋換気設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備，分析建屋換気設備，北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒で構成し，各建屋の換気・空調を行う設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	換気設備は，各建屋に収納する設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	放射線障害を防止するために，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，放射線業務従事者に外気を供給する設計とし、必要な換気能力を有する設計とする。	評価要求 機能要求① 機能要求②	各建屋換気設備の建屋送風機 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 【機能要求②】 使用済燃料輸送容器管理建屋排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋排気系 ウラン脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系 低レベル廃液処理建屋排気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系 分析建屋排気系 機能要求②は，上記設備の排風機及びダクトとする。 評価要求の換気能力は，上記設備のうち，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系とする。	基本方針 設計方針（系統構成）	Ⅱ-4-1　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の換気能力に関する計算書 既設工認（添付書類「Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書」）より変更なし Ⅱ-4-2　チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋の換気能力に関する計算書 既設工認（添付書類「Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」のうち「第九条　換気設備」より）より変更なし Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【放射線障害防止】 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を満足していることを説明する。 【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。 （系統図、配置図、構造図等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	換気設備は，給気系及び排気系で構成し，汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流す設計とし，給排気量を適切に設定及び調節することにより，汚染のおそれのある区域を清浄区域より負圧に維持するとともに，適切な換気・空調を行う設計とする。	機能要求① 機能要求②	各建屋換気設備の建屋送風機 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 【機能要求②】 使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 ウラン脱硝建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備 低レベル廃液処理建屋換気設備 低レベル廃棄物処理建屋換気設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備 分析建屋換気設備 機能要求②は，上記設備の排風機及びダクトとする。	基本方針 設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	汚染のおそれのある区域からの排気は，主排気筒，北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口から排出する設計とする。	機能要求①	各建屋換気設備 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図） 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図） 主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図）	基本方針 設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第28条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 5.　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1　気体廃棄物の廃棄施設 5.1.1　設計基準対象の施設 5.1.1.4　換気設備 換気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「4.1閉じ込めの機能」，「5.火災等による損傷の防止」及び「9.1安全機能を有する施設」に基づくものとする。⑧,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭ また，換気設備の第２章　個別項目の計測制御系統施設に係る設計方針については，「4．計測制御系統施設」に，気体廃棄物の廃棄施設に係る設計方針については，第２章　個別項目「5.1 気体廃棄物の廃棄施設」に，非常用所内電源系統に係る設計方針については，第２章　個別項目の「7.3 所内電源設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	△	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	第10条，第11条，第15条，第16条，第24条第20条及び第29条にて整理する。
2	換気設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備，前処理建屋換気設備，分離建屋換気設備，精製建屋換気設備，ウラン脱硝建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備，高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備，第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備，低レベル廃液処理建屋換気設備，低レベル廃棄物処理建屋換気設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備，分析建屋換気設備，北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒で構成し，各建屋の換気・空調を行う設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	第２回申請と同一							
3	換気設備は，各建屋に収納する設計とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	－	－	第２回申請と同一							
4	放射線障害を防止するために，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，放射線業務従事者に外気を供給する設計とし，必要な換気能力を有する設計とする。	評価要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書）より変更なし Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書のうち「第九条　換気設備」より変更なし Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
5	換気設備は，給気系及び排気系で構成し，汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流す設計とし，給排気量を適切に設定及び調節することにより，汚染のおそれのある区域を清浄区域より負圧に維持するとともに，適切な換気・空調を行う設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	基本方針	基本方針	＜ファン＞ ・容量 ・原動機 ＜主配管＞ ・外径 ・厚さ	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
6	汚染のおそれのある区域からの排気は，主排気筒，北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口から排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	換気設備は，汚染された空気が漏えいし難い構造とする。また，逆止ダンパ等を設置し，逆流し難い構造とする。	設置要求	各建屋換気設備 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図）	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	換気設備の吸気口は，放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように，主排気筒，北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒から十分な距離を有し排気を直接吸入しない位置に設置する設計とする。	設置要求	各建屋換気設備 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図） 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図） 主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図）	基本方針 設計方針	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	六ヶ所保障措置分析所と共用する分析建屋換気設備は，換気設備の排風機に必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	分析建屋換気排気系 （許可文中、第7.2-28表、第7.2-33図）	基本方針 設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【換気設備の基本方針】 分析建屋換気設備の六ヶ所保障措置分析所との共用の安全性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	廃棄物管理施設と共用する北換気筒の支持構造物は，廃棄物管理施設の筒身を考慮した強度を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	北換気筒の支持構造物 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図）	基本方針 設計方針（共用）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【換気設備の基本方針】 北換気筒の支持構造物の廃棄物管理施設との共用の安全性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋給気系及び使用済燃料輸送容器管理建屋排気系で構成する。 使用済燃料輸送容器管理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア及び保守エリアの管理区域へ外気を供給する設計とする。 使用済燃料輸送容器管理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア及び保守エリアの汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	使用済燃料輸送容器管理建屋給気系 使用済燃料輸送容器管理建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-14表、第7.2-19図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系で構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-15表、第7.2-20図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	前処理建屋換気設備は，前処理建屋給気系及び前処理建屋排気系で構成する。 前処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，前処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 前処理建屋排気系は，４系統の排気系を設置する設計とする。 前処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，溶解槽セルA排気フィルタユニット，溶解槽セルB排気フィルタユニット，建屋排風機，セル排風機，溶解槽セルA排風機及び溶解槽セルB排風機で構成し，前処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	前処理建屋給気系 前処理建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-16表、第7.2-21図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	分離建屋換気設備は，分離建屋給気系及び分離建屋排気系で構成する。 分離建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，分離建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。また，セル内有機溶媒火災時に給気を閉鎖するため，建屋給気閉止ダンパを設置する設計とする。 分離建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 分離建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，分離建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	分離建屋給気系 分離建屋排気系 給気系は給気ユニット，送風機及び給気閉止ダンパとし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-17表、第7.2.22-図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第28条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	換気設備は，汚染された空気が漏えいし難い構造とする。また，逆止ダンパ等を設置し，逆流し難い構造とする。	設置要求	△	－	基本方針	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
8	換気設備の吸気口は，放射性物質に汚染された空気を吸入し難いように，主排気筒，北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒から十分な距離を有し排気を直接吸入しない位置に設置する設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
9	ベッ所保障措置分析所と共用する分析建屋換気設備は，換気設備の排風機に必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
10	廃棄物管理施設と共用する北換気筒の支持構造物は，廃棄物管理施設の筒身を考慮した強度を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	基本方針	－	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
11	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備は，使用済燃料輸送容器管理建屋給気系及び使用済燃料輸送容器管理建屋排気系で構成する。 使用済燃料輸送容器管理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア及び保守エリアの管理区域へ外気を供給する設計とする。 使用済燃料輸送容器管理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア及び保守エリアの汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
12	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系で構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
13	前処理建屋換気設備は，前処理建屋給気系及び前処理建屋排気系で構成する。 前処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，前処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 前処理建屋排気系は，４系統の排気系を設置する設計とする。 前処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，溶解槽セルA排気フィルタユニット，溶解槽セルB排気フィルタユニット，建屋排風機，セル排風機，溶解槽セルA排風機及び溶解槽セルB排風機で構成し，前処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
14	分離建屋換気設備は，分離建屋給気系及び分離建屋排気系で構成する。 分離建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，分離建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。また，セル内有機溶媒火災時に給気を閉鎖するため，建屋給気閉止ダンパを設置する設計とする。 分離建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 分離建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，分離建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	Ⅵ　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類Ⅵ　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	精製建屋換気設備は，精製建屋給気系及び精製建屋排気系で構成する。 精製建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，精製建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。また，セル内有機溶媒火災時に給気を閉鎖するため，建屋給気閉止ダンパを設置する設計とする。 精製建屋排気系は，３系統の排気系を設置する設計とする。 精製建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，グローブボックス排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，精製建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	精製建屋給気系 精製建屋排気系 給気系は給気ユニット，送風機及び給気閉止ダンパとし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-18表、第7.2-23図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	ウラン脱硝建屋換気設備は，ウラン脱硝建屋給気系及びウラン脱硝建屋排気系で構成する。 ウラン脱硝建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ウラン脱硝建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン脱硝建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン脱硝建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，フード排気フィルタユニット，建屋排風機及びフード排風機で構成し，ウラン脱硝建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	ウラン脱硝建屋給気系 ウラン脱硝建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-19表、第7.2-24図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備は，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系で構成する。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-20表、第7.2-25図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系で構成する。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系は，２系統の給気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット，貯蔵室送風機及び建屋送風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系の貯蔵室の排気は，貯蔵室排気フィルタユニット及び貯蔵室排風機で構成し，貯蔵室排気フィルタユニット及び貯蔵室排風機は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の貯蔵室の換気を行い，混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱の除去，貯蔵室の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出ができる設計とする。建屋の排気は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出ができる設計とする。	機能要求①	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-21表、第7.2-26図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋給気系及び高レベル廃液ガラス固化建屋排気系で構成する。 高レベル廃液ガラス固化建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，高レベル廃液ガラス固化建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は，６系統の排気系を設置する設計とする。 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，固化セル圧力放出系前置フィルタユニット，固化セル圧力放出系排気フィルタユニット，固化セル換気系前置フィルタユニット，固化セル換気系排気フィルタユニット，フード排気フィルタユニット，建屋排風機，貯蔵ピット収納管排風機，セル排風機，固化セル換気系排風機及びフード排風機で構成し，高レベル廃液ガラス固化建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。 また，固化セルには，セル内の除熱を行うため，セル内クーラを設置するとともに，固化セルから建屋内への逆流を防止するため，固化セルへの給気系に固化セル隔離ダンパを設置する設計とする。 固化セル圧力放出系は，固化セル内圧力が万一異常に上昇した場合に固化セル内を排気できる設計とする。	機能要求①	高レベル廃液ガラス固化建屋給気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-22表、第7.2-27図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備は，第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系及び第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系で構成する。 第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系の第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋給気ユニット及び第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋送風機構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の管理区域へ外気を供給する設計とする。第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋給気ユニット及び第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋送風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の管理区域へ外気を供給する設計とする。 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系は，６系統の排気系を設置する設計とする。 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系の第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機及び第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋排風機及び第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟貯蔵ピット収納管排風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-23表、第7.2-28図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	低レベル廃液処理建屋換気設備は，低レベル廃液処理建屋給気系及び低レベル廃液処理建屋排気系で構成する。 低レベル廃液処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，低レベル廃液処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 低レベル廃液処理建屋排気系は，１系統の排気系を設置する設計とする。 低レベル廃液処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，建屋排風機及び運転予備用建屋排風機で構成し，低レベル廃液処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃液処理建屋給気系 低レベル廃液処理建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし，排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-24表、第7.2-29図）	設計方針（系統構成）	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「Ⅵ　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第28条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	精製建屋換気設備は，精製建屋給気系及び精製建屋排気系で構成する。 精製建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，精製建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。また，セル内有機溶媒火災時に給気を閉鎖するため，建屋給気閉止ダンパを設置する設計とする。 精製建屋排気系は，３系統の排気系を設置する設計とする。 精製建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，グローブボックス排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，精製建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
16	ウラン脱硝建屋換気設備は，ウラン脱硝建屋給気系及びウラン脱硝建屋排気系で構成する。 ウラン脱硝建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ウラン脱硝建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン脱硝建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン脱硝建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，フード排気フィルタユニット，建屋排風機及びフード排風機で構成し，ウラン脱硝建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
17	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備は，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系で構成する。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排気フィルタユニット，建屋排風機及びグローブボックス・セル排風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
18	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系で構成する。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系は，２系統の給気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット，貯蔵室送風機及び建屋送風機で構成し，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系の貯蔵室の排気は，貯蔵室排気フィルタユニット及び貯蔵室排風機で構成し，貯蔵室排気フィルタユニット及び貯蔵室排風機は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の貯蔵室の換気を行い，混合酸化物貯蔵容器からの崩壊熱の除去，貯蔵室の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出ができる設計とする。建屋の排気は，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機で構成し，建屋排気フィルタユニット及び建屋排風機は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出ができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
19	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋給気系及び高レベル廃液ガラス固化建屋排気系で構成する。 高レベル廃液ガラス固化建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，高レベル廃液ガラス固化建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は，６系統の排気系を設置する設計とする。 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，固化セル圧力放出系前置フィルタユニット，固化セル圧力放出系排気フィルタユニット，固化セル換気系前置フィルタユニット，固化セル換気系排気フィルタユニット，フード排気フィルタユニット，建屋排風機，貯蔵ピット収納管排風機，セル排風機，固化セル換気系排風機及びフード排風機で構成し，高レベル廃液ガラス固化建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。 また，固化セルには，セル内の除熱を行うため，セル内クーラを設置するとともに，固化セルから建屋内への逆流を防止するため，固化セルへの給気系に固化セル隔離ダンパを設置する設計とする。 固化セル圧力放出系は，固化セル内圧力が万一異常に上昇した場合に固化セル内を排気できる設計とする。	機能要求①	△	－	基本方針	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
20	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備は，第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系及び第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系で構成する。 第１ガラス固化体貯蔵建屋給気系の第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋給気ユニット及び第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋送風機構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の管理区域へ外気を供給する設計とする。第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋給気ユニット及び第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋送風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の管理区域へ外気を供給する設計とする。 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系は，６系統の排気系を設置する設計とする。 第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系の第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機及び第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟は，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟建屋排風機及び第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟貯蔵ピット収納管排風機で構成し，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
21	低レベル廃液処理建屋換気設備は，低レベル廃液処理建屋給気系及び低レベル廃液処理建屋排気系で構成する。 低レベル廃液処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，低レベル廃液処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 低レベル廃液処理建屋排気系は，１系統の排気系を設置する設計とする。 低レベル廃液処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，建屋排風機及び運転予備用建屋排風機で構成し，低レベル廃液処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	低レベル廃棄物処理建屋換気設備は，低レベル廃棄物処理建屋給気系及び低レベル廃棄物処理建屋排気系で構成する。 低レベル廃棄物処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，低レベル廃棄物処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 低レベル廃棄物処理建屋排気系は，３系統の排気系を設置する設計とする。 低レベル廃棄物処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排気フィルタユニットⅢ，建屋排風機Ⅰ，建屋排風機Ⅱ及び建屋排風機Ⅲで構成し，低レベル廃棄物処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋給気系 低レベル廃棄物処理建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-25表、第7.2-30図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備は，ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系及びハル・エンドピース貯蔵建屋排気系で構成する。 ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ハル・エンドピース貯蔵建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱで構成し，ハル・エンドピース貯蔵建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の迅換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-26表、第7.2-31図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系で構成する。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱで構成し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-27表、第7.2-32図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	分析建屋換気設備は，分析建屋給気系及び分析建屋排気系で構成する。 分析建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，分析建屋及び出入管理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 分析建屋排気系は，４系統の排気系を設置する設計とする。 分析建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット、セル排気フィルタユニット、グローブボックス排気フィルタユニット、フード排気フィルタユニット、建屋排風機、セル排風機、グローブボックス排風機及びフード排風機で構成し，分析建屋及び出入管理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	分析建屋給気系 分析建屋排気系 給気系は給気ユニット及び送風機とし、排気系は排気フィルタユニット及び排風機を対象とする。 （許可文中、第7.2-28表、第7.2-33図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	北換気筒は，多筒集合形とし，使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒で構成する。 北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）は，使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。 北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）は，第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備及びハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。	機能要求①	北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	低レベル廃棄物処理建屋換気筒は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備，低レベル廃液処理建屋換気設備，低レベル廃棄物処理建屋換気設備及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。	機能要求①	低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図）	設計方針（系統構成）	VI-2　再処理施設に関する図面 既設工認（添付書類「VI　再処理施設に関する図面」）より変更なし	【換気設備の基本方針】 換気設備の設備構成、系統構成、配置、構造等を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第28条 換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	低レベル廃棄物処理建屋換気設備は，低レベル廃棄物処理建屋給気系及び低レベル廃棄物処理建屋排気系で構成する。 低レベル廃棄物処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，低レベル廃棄物処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 低レベル廃棄物処理建屋排気系は，３系統の排気系を設置する設計とする。 低レベル廃棄物処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排気フィルタユニットⅢ，建屋排風機Ⅰ，建屋排風機Ⅱ及び建屋排風機Ⅲで構成し，低レベル廃棄物処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
23	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備は，ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系及びハル・エンドピース貯蔵建屋排気系で構成する。 ハル・エンドピース貯蔵建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，ハル・エンドピース貯蔵建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱで構成し，ハル・エンドピース貯蔵建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の非換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
24	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系で構成する。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は，２系統の排気系を設置する設計とする。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系は，建屋排気フィルタユニットⅠ，建屋排気フィルタユニットⅡ，建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱで構成し，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
25	分析建屋換気設備は，分析建屋給気系及び分析建屋排気系で構成する。 分析建屋給気系は，建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成し，分析建屋及び出入管理建屋の管理区域へ外気を供給する設計とする。 分析建屋排気系は，４系統の排気系を設置する設計とする。 分析建屋排気系は，建屋排気フィルタユニット，セル排気フィルタユニット，グローブボックス排気フィルタユニット，フード排気フィルタユニット，建屋排風機，セル排風機，グローブボックス排風機及びフード排風機で構成し，分析建屋及び出入管理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持，排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
26	北換気筒は，多筒集合形とし，使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒で構成する。 北換気筒（使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒）は，使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。 北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）は，第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備及びハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。	機能要求①	△	基本方針	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	第２回申請と同一							
27	低レベル廃棄物処理建屋換気筒は，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備，低レベル廃液処理建屋換気設備，低レベル廃棄物処理建屋換気設備及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備からの排気を排気口から排出する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	－	基本方針	－	－	－	VI　再処理施設に関する図面 本基本設計方針は既設工認（添付書類VI　再処理施設に関する図面）より変更なし	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第29条：保安電源設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容
1	7.その他再処理設備の附属施設 7.1電気設備 7.1.1保安電源設備 電気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.1地震による損傷の防止」，「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」，「10.2安全避難通路等」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	基本方針	－	第11条，第14条，第15条及び第16条にて整理する。
2	再処理施設は，安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。	機能要求①	電気設備　受電開閉設備	設計方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設は，安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため，電力系統に連系した設計とすることを説明する。
3	再処理施設に接続する再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）のうち必要な回線数は，電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を２つ以上設ける設計とすることにより，再処理施設において受電可能な設計とし，かつ，それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とする。	機能要求②	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	設計方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設に接続する再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）のうち必要な回線数は，電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を２つ以上設ける設計とすることにより，再処理施設において受電可能な設計とし，かつ，それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とすることを説明する。
4	再処理施設には，非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。また，再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設ける設計とする。	設置要求 機能要求②	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	設計方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設には，非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。また，再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設ける設計とすることを説明する。
5	再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は，電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，送電線，変圧器，母線，発電機に保護継電器を設置し，電気系統の機器の短絡，地絡，母線の低電圧，過電流，過電圧を感知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置，パワーセンタ及びコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	電気設備　受電開閉設備 電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	基本方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は，電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，送電線，変圧器，母線，発電機に保護継電器を設置し，電気系統の機器の短絡，地絡，母線の低電圧，過電流，過電圧を感知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置，パワーセンタ及びコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とすることを説明する。
6	また，外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において３相のうちの１相の電路の開放が生じた場合，安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し，故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって，安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように，電力供給の安定性を回復できる設計とする。	機能要求①	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	設計方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3. 施設の設計方針 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において３相のうちの１相の電路の開放が生じた場合，安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し，故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって，安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように，電力供給の安定性を回復できる設計とすることを説明する。
7	安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を含む）及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について，遮断器の遮断時間の適切な設定，非常用ディーゼル発電機の停止により，高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	評価要求	電気設備　受電開閉設備 電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	基本方針 評価条件	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.　基本方針 2.1.3遮断器	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.1.3遮断器 安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を含む）及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について，遮断器の遮断時間の適切な設定，非常用ディーゼル発電機の停止により，高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とすることを説明する。
8	再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等）及び安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置，パワーセンタ，コントロールセンタ，ケーブル））は，多重性を確保し，及び独立性を確保し，その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても，運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため，７日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とする。	機能要求② 評価要求	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ケーブル及び電線路	設計方針	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計 再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等）及び安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置，パワーセンタ，コントロールセンタ，ケーブル））は，多重性を確保し，及び独立性を確保し，その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても，運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため，７日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とすることを説明する。
9	非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Ｓクラス）は，７日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とする。	評価要求	電気設備　ディーゼル発電機	基本方針 評価条件	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Ｓクラス）は，７日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とすることを説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十九条 保安電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	7.その他再処理設備の附属施設 7.1電気設備 7.1.1保安電源設備 電気設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3.1地震による損傷の防止」，「5.火災等による損傷の防止」，「9.1安全機能を有する施設、安全上重要な施設」，「10.2安全避難通路等」に基づくものとする。	冒頭宣言	○	－	－	－	－	第11条，第14条，第15条及び第16条にて整理する。	第２回申請と同一							
2	再処理施設は，安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため，電力系統に連系した設計とする。	機能要求①	○	電気設備　受電開閉設備	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設は，安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため，電力系統に連系した設計とすることを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
3	再処理施設に接続する再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）のうち必要な回線数は，電力系統と非常用所内電源系統とを接続する外部電源系統を２つ以上設ける設計とすることにより，再処理施設において受電可能な設計とし，かつ，それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とする。	機能要求②	△	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	－	＜受電開閉設備用遮断器＞ 電圧、電流	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設に接続する再処理施設内開閉所の外の電力系統（以下「電線路」という。）のうち必要な回線数は，電力系統と非常用所内電源系統と接続する外部電源系統を２つ以上設ける設計とすることにより，再処理施設において受電可能な設計とし，かつ，それにより再処理施設を電力系統に連系する設計とすることを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
4	再処理施設には，非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。また，再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設ける設計とする。	設置要求 機能要求②	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜弁＞ 吹出圧力、吹出量 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ ＜無停電電源装置＞ 容量、電圧 ＜電力貯蔵装置＞ 　蓄電池 　容量、電圧	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設には，非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。また，再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設ける設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料ディタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	－	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜弁＞ 吹出圧力、吹出量 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ ＜無停電電源装置＞ 容量、電圧 ＜電力貯蔵装置＞ 　蓄電池 　容量、電圧	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設には，非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。また，再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には，無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設ける設計とすることを説明する。
5	再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は，電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，送電線，変圧器，母線，発電機に保護継電器を設置し，電気系統の機器の短絡，地絡，母線の低電圧，過電流，過電圧を感知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置，パワーセンタ及びコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	機能要求①	△	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は，電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，送電線，変圧器，母線，発電機に保護継電器を設置し，電気系統の機器の短絡，地絡，母線の低電圧，過電流，過電圧を感知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置，パワーセンタ及びコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 再処理施設の保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は，電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないよう，送電線，変圧器，母線，発電機に保護継電器を設置し，電気系統の機器の短絡，地絡，母線の低電圧，過電流，過電圧を感知した場合は，ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置，パワーセンタ及びコントロールセンタの遮断器により故障箇所を隔離することによって，故障による影響を局所化できるとともに，他の安全機能への影響を限定できる設計とする。
6	また，外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において３相のうちの１相の電路の開放が生じた場合，安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し，故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって，安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように，電力供給の安定性を回復できる設計とする。	機能要求①	△	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3.　施設の設計方針 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において３相のうちの１相の電路の開放が生じた場合，安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し，故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって，安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように，電力供給の安定性を回復できる設計とすることを説明する。	－	－	－	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3.　施設の設計方針 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 3.2.3 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復 外部電源に直接接続している受電変圧器の一次側において３相のうちの１相の電路の開放が生じた場合，安全機能を有する施設への電力の供給が不安定になったことを検知し，故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を講ずることによって，安全機能を有する施設への電力の供給が停止することのないように，電力供給の安定性を回復できる設計とすることを説明する。
7	安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を含む）及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定，非常用ディーゼル発電機の停止により，高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とする。	評価要求	○	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜電源盤＞ 電圧、電流	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.　基本方針 2.1.3遮断器	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.1.3遮断器 安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を含む）及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定，非常用ディーゼル発電機の停止により，高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	－	－	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜電源盤＞ 電圧、電流	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.　基本方針 2.1.3遮断器	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.1.3遮断器 安全上重要な施設への電力供給に係る電気盤（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を含む）及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全上重要な施設を除く。）について、遮断器の遮断時間の適切な設定，非常用ディーゼル発電機の停止により，高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損傷の拡大を防止することができる設計とすることを説明する。
8	再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等）及びその安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置，パワーセンタ，コントロールセンタ，ケーブル））は，多重性を確保し，及び独立性を確保し，その系統を構成する機械又は器具の単一故障があっても，運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため，７日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜弁＞ 吹出圧力、吹出量 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ ＜無停電電源装置＞ 容量、電圧 ＜電力貯蔵装置＞ ・蓄電池 　容量、電圧	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計 再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等）及びその安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置，パワーセンタ，コントロールセンタ，ケーブル））は，多重性を確保し，及び独立性を確保し，その系統を構成する機械又は器具の単一故障があっても，運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため，７日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料ディタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	＜発電機＞ 容量、燃料消費量 ＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜弁＞ 吹出圧力、吹出量 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ ＜無停電電源装置＞ 容量、電圧 ＜電力貯蔵装置＞ ・蓄電池 　容量、電圧	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.3 所内電源設備に関する設計 再処理施設の非常用電源設備及びその附属設備（非常用所内電源設備（非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等）及びその安全上重要な施設への電力供給設備（非常用メタルクラッド開閉装置，パワーセンタ，コントロールセンタ，ケーブル））は，多重性を確保し，及び独立性を確保し，その系統を構成する機械又は器具の単一故障があっても，運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するため，７日間の外部電源喪失を仮定しても非常用ディーゼル発電機の連続運転により電力を供給できる設計とすることを説明する。
9	非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Ｓクラス）は，７日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とする。	評価要求	○	－	電気設備　ディーゼル発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　主配管（燃料油系）	＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Ｓクラス）は，７日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　重油タンク 　燃料ディタンク 　燃料移送ポンプ 　主配管（燃料油系）	－	－	－	＜容器＞ 容量、最高使用圧力 ＜ポンプ＞ 容量、揚程、吐出圧力 ＜配管＞ 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する燃料貯蔵設備（耐震Ｓクラス）は，７日分の連続運転に必要な容量以上の燃料を事業所内に貯蔵できる設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容
10	7.1.2　電気設備 　電気設備は受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用電源設備及びケーブルで構成する設計とする。	冒頭宣言	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ケーブル及び電線路	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 電気設備は受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用電源設備及びケーブルで構成する設計とすることを説明する。
11	7.1.2.1受電開閉設備 再処理施設の電力は，外部から必要な回線数で受電し，受電変圧器で所要の電圧に降圧し再処理施設へ給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2．基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設の電力は，外部から必要な回線数で受電し，受電変圧器で所要の電圧に降圧し再処理施設へ給電する設計とすることを説明する。
12	送電線の停止時に備えて，非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等で構成する非常用電源設備及びその附属設備を設置する設計とする。	設置要求	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　直流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 送電線の停止時に備えて，非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等で構成する非常用電源設備及びその附属設備を設置する設計とすることを説明する。
13	非常用の所内高圧系統・非常用の所内低圧系統 非常用の所内高圧系統（メタルクラッド開閉装置で構成）は，高圧主母線及び高圧母線で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　所内高圧系統	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2．基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内高圧系統（メタルクラッド開閉装置で構成）は，高圧主母線及び高圧母線で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。
14	また，動力用変圧器を通して降圧し，非常用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　所内高圧系統	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2．基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 動力用変圧器を通して降圧し，非常用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。
15	非常用の所内低圧系統は，低圧母線及び動力用変圧器で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　所内低圧系統	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2．基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内低圧系統は，低圧母線及び動力用変圧器で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。
16	非常用のディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用ディーゼル発電機を，非常用電源建屋に第２非常用ディーゼル発電機を設置する設計とする。	設置要求	電気設備　ディーゼル発電機	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用ディーゼル発電機として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用ディーゼル発電機を，非常用電源建屋に第２非常用ディーゼル発電機を設置する設計とすることを説明する。
17	外部電源が完全に喪失した場合でも，第１非常用ディーゼル発電機１台で使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とする。	機能要求①	電気設備　ディーゼル発電機	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 外部電源が完全に喪失した場合でも，第１非常用ディーゼル発電機１台で使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とすることを説明する。
18	また，第２非常用ディーゼル発電機１台で再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く。）の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とする。	機能要求①	電気設備　ディーゼル発電機	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 第２非常用ディーゼル発電機１台で再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く。）の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とすることを説明する。
19	非常用ディーゼル発電機は，非常用所内電源系統低電圧信号で起動し，設計基準事故における安全上重要な施設の設備の作動開始時間を満足する時間以内に電圧を確立した後は，各非常用主母線に接続し，負荷に給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　ディーゼル発電機	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機 非常用ディーゼル発電機は，非常用所内電源系統低電圧信号で起動し，設計基準事故における安全上重要な施設の設備の作動開始時間を満足する時間以内に電圧を確立した後は，各非常用主母線に接続し，負荷に給電する設計とすることを説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第二十九条 保安電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	7.1.2　電気設備 　電気設備は受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用電源設備及びケーブルで構成する設計とする。	冒頭宣言	△	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ケーブル及び電線路	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 電気設備は受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用電源設備及びケーブルで構成する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ケーブル及び電線路	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　直流電源設備 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ケーブル及び電線路	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 電気設備は受電開閉設備，変圧器，所内高圧系統，所内低圧系統，ディーゼル発電機，直流電源設備，計測制御用電源設備及びケーブルで構成する設計とすることを説明する。
11	7.1.2.1受電開閉設備 再処理施設の電力は，外部から必要な回線数で受電し，受電変圧器で所要の電圧に降圧し再処理施設へ給電する設計とする。	機能要求①	△	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 再処理施設の電力供給確保	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.2 電線路の独立性及び物理的分離 再処理施設の電力は，外部から必要な回線数で受電し，受電変圧器で所要の電圧に降圧し再処理施設へ給電する設計とすることを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
12	送電線の停止時に備えて，非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等で構成する非常用電源設備及びその附属設備を設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 送電線の停止時に備えて，非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等で構成する非常用電源設備及びその附属設備を設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料デイタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系） 電気設備　直流電源設備	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 送電線の停止時に備えて，非常用ディーゼル発電機，非常用蓄電池，燃料貯蔵設備等で構成する非常用電源設備及びその附属設備を設置する設計とすることを説明する。
13	非常用の所内高圧系統・非常用の所内低圧系統 非常用の所内高圧系統（メタルクラッド開閉装置で構成）は，高圧主母線及び高圧母線で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内高圧系統（メタルクラッド開閉装置で構成）は，高圧主母線及び高圧母線で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内高圧系統（メタルクラッド開閉装置で構成）は，高圧主母線及び高圧母線で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。
14	また，動力用変圧器を通して降圧し，非常用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　所内高圧系統	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 動力用変圧器を通して降圧し，非常用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 動力用変圧器を通して降圧し，非常用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。
15	非常用の所内低圧系統は，低圧母線及び動力用変圧器で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　所内低圧系統	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内低圧系統は，低圧母線及び動力用変圧器で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　所内低圧系統	電気設備　所内低圧系統	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の所内低圧系統は，低圧母線及び動力用変圧器で構成し，多重性を持たせた２系統の母線で安全上重要な負荷等に給電する設計とすることを説明する。
16	非常用のディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用ディーゼル発電機を，非常用電源建屋に第２非常用ディーゼル発電機を設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用ディーゼル発電機として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用ディーゼル発電機を，非常用電源建屋に第２非常用ディーゼル発電機を設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料デイタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用ディーゼル発電機として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用ディーゼル発電機を，非常用電源建屋に第２非常用ディーゼル発電機を設置する設計とすることを説明する。
17	外部電源が完全に喪失した場合でも，第１非常用ディーゼル発電機１台で使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料デイタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 外部電源が完全に喪失した場合でも，第１非常用ディーゼル発電機１台で使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とすることを説明する。
18	また，第２非常用ディーゼル発電機１台で再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く。）の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 第２非常用ディーゼル発電機１台で再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設を除く。）の安全を確保するための負荷に対して給電可能な設計とすることを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
19	非常用ディーゼル発電機は，非常用所内電源系統低電圧信号で起動し，設計基準事故における安全上重要な施設の設備の作動開始時間を満足する時間以内に電圧を確立した後は，各非常用主母線に接続し，負荷に給電する設計とする。	機能要求①	○	－	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　燃料油貯蔵タンク 　燃料油サービスタンク 　燃料油移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機 非常用ディーゼル発電機は，非常用所内電源系統低電圧信号で起動し，設計基準事故における安全上重要な施設の設備の作動開始時間を満足する時間以内に電圧を確立した後は，各非常用主母線に接続し，負荷に給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 　ディーゼル機関 　同期発電機 　重油タンク 　燃料デイタンク 　燃料移送ポンプ 　空気だめ 　空気だめ安全弁 　主配管（燃料油系） 　主配管（冷却水系） 　主配管（起動空気系）	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1 内燃機関 3.1.2 発電機 非常用ディーゼル発電機は，非常用所内電源系統低電圧信号で起動し，設計基準事故における安全上重要な施設の設備の作動開始時間を満足する時間以内に電圧を確立した後は，各非常用主母線に接続し，負荷に給電する設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容
20	7.1.1.3.1非常用の直流電源設備 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，直流電源設備を設置する設計とする。	設置要求	電気設備　直流電源設備	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3. 施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，直流電源設備を設置する設計とすることを説明する。
21	非常用蓄電池として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用蓄電池を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設以外の建屋で非常用電源を必要とする建屋に第２非常用蓄電池を設置する設計とする。	設置要求	電気設備　直流電源設備	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3. 施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用蓄電池として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用蓄電池を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設以外の建屋で非常用電源を必要とする建屋に第２非常用蓄電池を設置する設計とすることを説明する。
22	非常用の直流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成し，給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　直流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成し，給電する設計とすることを説明する。
23	非常用の直流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とする。	機能要求①	電気設備　直流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。
24	7.1.1.3.2非常用の計測制御用電源設備 　再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，非常用の計測制御用交流電源設備を設置する設計とする。	設置要求	電気設備　計測制御用交流電源設備	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3. 施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，非常用の計測制御用交流電源設備を設置する設計とすることを説明する。
25	非常用の計測制御用交流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，無停電電源装置，非常用無停電交流母線及び計測交流電源の計測母線で構成し，監視制御機能の維持が必要な負荷へ給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　計測制御用交流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，無停電電源装置，非常用無停電交流母線及び計測交流電源の計測母線で構成し，監視制御機能の維持が必要な負荷へ給電する設計とすることを説明する。
26	非常用の計測制御用交流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とする。	機能要求①	電気設備　計測制御用交流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。
27	非常用の計測制御用交流電源設備は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，非常用無停電交流電源盤に対し電力供給を確保できる設計とする。	機能要求①	電気設備　計測制御用交流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3. 施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，非常用無停電交流電源盤に対し電力供給を確保できる設計とすることを説明する。
28	７．１．１．４　燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備として，第１非常用ディーゼル発電機用に重油タンクを，第２非常用ディーゼル発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とする。	設置要求	電気設備　ディーゼル発電機	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 燃料貯蔵設備として，第１非常用ディーゼル発電機用に重油タンクを，第２非常用ディーゼル発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とすることを説明する。
29	重油タンク及び燃料油貯蔵タンクは，７日間の外部電源喪失を仮定しても，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機２台及び第２非常用ディーゼル発電機２台をそれぞれ７日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	設置要求	電気設備　ディーゼル発電機	基本方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 重油タンク及び燃料油貯蔵タンクは，７日間の外部電源喪失を仮定しても，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機２台及び第２非常用ディーゼル発電機２台をそれぞれ７日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	7.1.1.3.1非常用の直流電源設備 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，直流電源設備を設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，直流電源設備を設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　直流電源設備	電気設備　直流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，直流電源設備を設置する設計とすることを説明する。
21	非常用蓄電池として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用蓄電池を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設以外の建屋で非常用電源を必要とする建屋に第２非常用蓄電池を設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用蓄電池として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用蓄電池を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設以外の建屋で非常用電源を必要とする建屋に第２非常用蓄電池を設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　直流電源設備	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1 非常用ディーゼル発電機 3.1.1　内燃機関 3.1.2　発電機 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.1 発電機に関する設計 3.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.1.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用蓄電池として，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に第１非常用蓄電池を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設以外の建屋で非常用電源を必要とする建屋に第２非常用蓄電池を設置する設計とすることを説明する。
22	非常用の直流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成し，給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成し，給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　直流電源設備	電気設備　直流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成し，給電する設計とすることを説明する。
23	非常用の直流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。	△	電気設備　直流電源設備	電気設備　直流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の直流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。
24	7.1.1.3.2非常用の計測制御用電源設備 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，非常用の計測制御用交流電源設備を設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，非常用の計測制御用交流電源設備を設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備に対し，非常用の計測制御用交流電源設備を設置する設計とすることを説明する。
25	非常用の計測制御用交流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，無停電電源装置，非常用無停電交流母線及び計測交流電源の計測母線で構成し，監視制御機能の維持が必要な負荷へ給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，無停電電源装置，非常用無停電交流母線及び計測交流電源の計測母線で構成し，監視制御機能の維持が必要な負荷へ給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，安全上重要な負荷のうち，平常時及び異常時の監視制御用に，常に電源を必要とする負荷に給電するための非常用所内電源として，無停電電源装置，非常用無停電交流母線及び計測交流電源の計測母線で構成し，監視制御機能の維持が必要な負荷へ給電する設計とすることを説明する。
26	非常用の計測制御用交流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。	△	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，短時間の全交流動力電源の喪失に対して監視制御機能を確保できる設計とすることを説明する。
27	非常用の計測制御用交流電源設備は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，非常用無停電交流電源盤に対し電力供給を確保できる設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，非常用無停電交流電源盤に対し電力供給を確保できる設計とすることを説明する。	△	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 非常用の計測制御用交流電源設備は，外部電源喪失時に必要な電力の供給が非常用発電機から開始されるまでの間においても，非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより，非常用無停電交流電源盤に対し電力供給を確保できる設計とすることを説明する。
28	７．１．１．４　燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備として，第１非常用ディーゼル発電機用に重油タンクを，第２非常用ディーゼル発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とする。	設置要求	△	－	電気設備　ディーゼル発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 燃料油移送ポンプ 主配管（燃料油系）	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 燃料貯蔵設備として，第１非常用ディーゼル発電機用に重油タンクを，第２非常用ディーゼル発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 重油タンク 燃料ディタンク 燃料移送ポンプ 主配管（燃料油系）	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 燃料貯蔵設備として，第１非常用ディーゼル発電機用に重油タンクを，第２非常用ディーゼル発電機用に燃料油貯蔵タンクを設置する設計とすることを説明する。
29	重油タンク及び燃料油貯蔵タンクは，７日間の外部電源喪失を仮定しても，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機２台及び第２非常用ディーゼル発電機２台をそれぞれ７日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とする。	設置要求	○	－	電気設備　ディーゼル発電機 燃料油貯蔵タンク 燃料油サービスタンク 燃料油移送ポンプ 主配管（燃料油系）	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 重油タンク及び燃料油貯蔵タンクは，７日間の外部電源喪失を仮定しても，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機２台及び第２非常用ディーゼル発電機２台をそれぞれ７日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 重油タンク 燃料ディタンク 燃料移送ポンプ 主配管（燃料油系）	－	－	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計	保安電源設備の健全性に関する説明書 3.4 燃料貯蔵設備に関する設計 重油タンク及び燃料油貯蔵タンクは，７日間の外部電源喪失を仮定しても，設計基準事故に対処するために必要な第１非常用ディーゼル発電機２台及び第２非常用ディーゼル発電機２台をそれぞれ７日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を事業所内に貯蔵する設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容
30	電気設備の一部は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備　計測制御用交流電源設備 電気設備　ディーゼル発電機	基本方針	Ⅵ－１－１－４ 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止　3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 電気設備の一部は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，再処理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
31	常用及び運転予備用の所内高圧系統・常用及び運転予備用の所内低圧系統 常用及び運転予備用の所内高圧系統は，主母線として，常用主母線及び運転予備用主母線で構成し，母線として，常用母線及び運転予備用母線で構成し，給電する設計とする。また、外部電源が喪失した場合には運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用主母線，第２運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用母線に給電できる設計とする。	機能要求①	電気設備　所内高圧系統 電気設備　ディーゼル発電機	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用及び運転予備用の所内高圧系統は，主母線として，常用主母線及び運転予備用主母線で構成し，母線として，常用母線及び運転予備用母線で構成し，給電する設計とする。また、外部電源が喪失した場合には運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用主母線，第２運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用母線に給電できる設計とすることを説明する。
32	それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し，常用及び運転予備用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とする。	機能要求①	電気設備　所内低圧系統	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し，常用及び運転予備用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。
33	常用の直流電源設備 常用の直流電源設備として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成する。	機能要求①	電気設備　直流電源設備	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の直流電源設備として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成することを説明する。
34	常用の計測制御用電源設備 常用の計測制御用交流電源設備として，無停電電源装置の無停電交流母線及び計測交流電源盤の計測母線で構成し，給電する設計とする。	機能要求①	電気設備（計測制御用交流電源設備）	設計方針	Ⅵ-1-5-1　電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の計測制御用交流電源設備として，無停電電源装置の無停電交流母線及び計測交流電源盤の計測母線で構成し，給電する設計とすることを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	電気設備の一部は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統	－	VI-１－１－４ 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止　3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 電気設備の一部は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，再処理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。	△	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統	電気設備　所内高圧系統 電気設備　所内低圧系統 電気設備計測制御用交流電源設備	電気設備　受電開閉設備 電気設備　変圧器 電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統	－	－	VI-１－１－４ 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 悪影響防止 3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設	【3.2 悪影響防止　3.2.1　安全機能を有する施設及び安全上重要な施設】 電気設備の一部は，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用し，再処理施設の安全性を損なわない設計とすることを説明する。
31	常用及び運転予備用の所内高圧系統・常用及び運転予備用の所内低圧系統 常用及び運転予備用の所内高圧系統は，主母線として，常用主母線及び運転予備用主母線で構成し，母線として，常用母線及び運転予備用母線で構成し，給電する設計とする。また，外部電源が喪失した場合には運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用主母線，第２運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用母線に給電できる設計とする。	機能要求①	△	電気設備　ディーゼル発電機 電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用及び運転予備用の所内高圧系統は，主母線として，常用主母線及び運転予備用主母線で構成し，母線として，常用母線及び運転予備用母線で構成し，給電する設計とする。また，外部電源が喪失した場合には運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用主母線，第２運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用母線に給電できる設計	△	電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統	電気設備　所内高圧系統 電気設備　ディーゼル発電機	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用及び運転予備用の所内高圧系統は，主母線として，常用主母線及び運転予備用主母線で構成し，母線として，常用母線及び運転予備用母線で構成し，給電する設計とする。また，外部電源が喪失した場合には運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用主母線，第２運転予備用ディーゼル発電機から運転予備用母線に給電できる設計
32	それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し，常用及び運転予備用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備　所内低圧系統	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し，常用及び運転予備用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　所内低圧系統	電気設備　所内低圧系統	電気設備　所内低圧系統	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 それぞれの母線から動力変圧器を通して降圧し，常用及び運転予備用の所内低圧系統（パワーセンタ及びモータコントロールセンタで構成）へ給電する設計とすることを説明する。
33	常用の直流電源設備 常用の直流電源設備として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成する。	機能要求①	△	－	電気設備　直流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の直流電源設備として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成することを説明する。	△	電気設備　直流電源設備	電気設備　直流電源設備	電気設備　直流電源設備	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の直流電源設備として，蓄電池，充電器盤及び直流主分電盤で構成することを説明する。
34	常用の計測制御用電源設備 常用の計測制御用交流電源設備として，無停電電源装置の無停電交流母線及び計測交流電源盤の計測母線で構成し，給電する設計とする。	機能要求①	△	－	電気設備（計測制御用交流電源設備	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の計測制御用交流電源設備として，無停電電源装置の無停電交流母線及び計測交流電源盤の計測母線で構成し，給電する設計とすることを説明する。	△	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	電気設備　計測制御用交流電源設備	－	－	VI-1-5-1　電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2　保安電源設備の健全性に関する説明書 2.　基本方針 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項	保安電源設備の健全性に関する説明書 2.1 再処理施設における電気系統の信頼性確保 2.1.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 2.3 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 3.3 所内電源設備に関する設計 3.3.1 機器の破損，故障その他の異常の検知と拡大防止 3.3.2 電気設備の異常の予防等に関する設計事項 常用の計測制御用交流電源設備として，無停電電源装置の無停電交流母線及び計測交流電源盤の計測母線で構成し，給電する設計とすることを説明する。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第30条・第50条：緊急時対策所

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
1	第2章　個別項目 7.その他再処理設備の附属施設 7.14　緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「２．地盤」，「３．自然現象等」，「５．火災等による損傷の防止」，「６．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「７．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「９．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	7.14.1　緊急時対策所 緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 (1) 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合～ 緊急時対策所の居住性の確保に関する設計について	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針(1) 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合～ 緊急時対策所の居住性の確保に関する設計について】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	再処理施設には，設計基準事故及び重大事故等が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が，必要な期間にわたり安全に滞在できるよう，緊急時対策所を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策所	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	緊急時対策建屋の主要構造は，地上1階(一部地上2階建て)，地下1階の建物である。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	緊急時対策建屋 緊急時対策所 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋放射線計測設備 緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置） 緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針（耐震構造）	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 「Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「Ⅵ-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について	緊急時対策所の機能に関する基本方針 【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	緊急時対策所は，共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう，制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について	緊急時対策所の機能に関する基本方針 【2.基本方針】 【2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について】 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.5 資機材及び要員の交代等	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｒ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7.その他再処理設備の附属施設 7.14　緊急時対策所 緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「２．地盤」，「３．自然現象等」，「５．火災等による損傷の防止」，「６．再処理施設内における溢水による損傷の防止」，「７．再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「９．設備に対する要求事項」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	—	—
2	7.14.1　緊急時対策所 緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 (1) 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合～ 緊急時対策所の居住性の確保に関する設計について	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に必要な人数を収容できる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針(1) 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合～ 緊急時対策所の居住性の確保に関する設計について】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
3	再処理施設には，設計基準事故及び重大事故等が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
4	設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が，必要な期間にわたり安全に滞在できるよう，緊急時対策所を設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
5	緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	—		
6	緊急時対策建屋の主要構造は，地上1階(一部地上2階建て)，地下1階の建物である。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—		
7	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。また，重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
8	緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.) (1) 基準地震動，基準津波の影響について IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
9	また，緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.) (1) 基準地震動，基準津波の影響について (2) 制御室に対して独立性を有する設計について	緊急時対策所の機能に関する基本方針 【2.基本方針】 【2.1 (1) 基準地震動，基準津波の影響について】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。 【2.1 (2) 制御室に対して独立性を有する設計について】 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。
10	緊急時対策所は，共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう，制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，制御室からの離隔距離を確保した場所に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—		
11	緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.5 資機材及び要員の交代等	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
12	また，建屋出入口に設ける2つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	緊急時対策所は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において，多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，７日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	基本方針 設計方針（遮蔽設備） 設計方針（建屋換気設備） 評価条件 評価方法	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 3.5 資機材及び要員の交代等 4.3 大気中への放射性物質の放出量等の評価 (3) 被ばく評価の条件 Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策所の遮蔽設備は，緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，７日間で100mＳｖを超えない設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.2 換気設備等　3.2.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備は，緊急時対策建屋フィルタユニットを経て放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，再循環できる設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.3 大気中への放射性物質の放出量等の評価】 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「Ⅵ-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	緊急時対策所は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう，十分な収容人数等を確保した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1)居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 　また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにＭＯＸ燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	7.14.2　緊急時対策建屋の遮蔽設備 　緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は，緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，７日間で100ｍＳｖを超えない設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｒ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	また，建屋出入口に設ける2つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 （出入管理区画）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.5 出入管理区画	【3.1.5 出入管理区画】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける２つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。
13	緊急時対策所は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において，多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし，かつ，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 3.5 資機材及び要員の交代等 4.3 大気中への放射性物質の放出量等の評価 (3) 被ばく評価の条件 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。 【3.2 換気設備等　3.2.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備は，緊急時対策建屋フィルタユニットを経て放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，再循環できる設計とする。 【3.5 資機材及び要員の交代等】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【4.3 大気中への放射性物質の放出量等の評価】 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
14	緊急時対策所は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう，十分な収容人数等を確保した設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1)居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため，緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 　また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
15	緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにＭＯＸ燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など，約50人の要員がとどまることができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—		
16	7.14.2　緊急時対策建屋の遮蔽設備 　緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	＜遮蔽設備＞ ・厚さ ・主要材料	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備	【3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【3.1.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は，緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，７日間で100ｍＳｖを超えない設計とする。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等 Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。 「Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な遮蔽機能を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	7.14.3 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ）） （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （対策本部室差圧計） （待機室差圧計） （監視制御盤）	基本方針 対象選定 設計方針（建屋換気設備）	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.2 換気設備等】 【3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—		
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等 Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。 「Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。
20	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋の遮蔽設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な遮蔽機能を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
21	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
22	緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋の遮蔽設備	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
23	7.14.3 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう居住性を確保するため，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ）） （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （対策本部室差圧計） （待機室差圧計） （監視制御盤）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット	【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.2 換気設備等】 【3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (2) 緊急時対策建屋送風機 (3) 緊急時対策建屋排風機 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
24	緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（ワンスルー） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価 4.3 被ばく評価のシナリオ，条件等 (3) 被ばく評価の条件 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保する機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.2 換気設備等　3.2.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，緊急時対策建屋フィルタユニットによって，放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（再循環ライン） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （待機室差圧計）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	緊急時対策建屋換気設備のうち，緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋換気設備 【機能要求②】 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	基本方針 設計方針（建屋換気設備） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	緊急時対策建屋換気設備のうち，対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	基本方針 設計方針（建屋換気設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（ワンスルー） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (1) 居住性の確保に関する機能 3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.1 居住性の確保 3.1.2 緊急時対策建屋換気設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針 3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 3.2 換気設備等 3.2.1 緊急時対策建屋換気設備 (1) 居住性確保のための換気設備運転 (4) 緊急時対策建屋フィルタユニット (5) 緊急時対策建屋加圧ユニット 4.3 被ばく評価のシナリオ，条件等 (3) 被ばく評価の条件 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.2 緊急時対策所の機能】 【(1) 居住性の確保に関する機能】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 【3.1 居住性の確保】 ・緊急時対策所の居住性を確保する機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【3.1.2 緊急時対策建屋換気設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 【2.緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 【2.1 基本方針】 ・緊急時対策所の構成，設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【3.緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 【3.2 換気設備等　3.2.1 緊急時対策建屋換気設備　(1) 居住性確保のための換気設備運転】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，緊急時対策建屋フィルタユニットによって，放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(4) 緊急時対策建屋フィルタユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(5) 緊急時対策建屋加圧ユニット】 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【(3) 被ばく評価の条件】 ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを経由せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
25	緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気の取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット） （主配管（ダクト・ダンパ））（再循環ライン） （対策本部室差圧計） （監視制御盤）	—	—	—		
26	また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁） （待機室差圧計）	—	—	—		
27	緊急時対策建屋換気設備のうち，緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット弁） 【機能要求②】 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管）	—	—	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径，厚さ		
28	緊急時対策建屋換気設備のうち，対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲		
29	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
30	緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	—		
31	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—	—	—		
32	緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
33	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
34	緊急時対策建屋換気設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット）	設計方針（個数及び容量 （常設重大事故等対処設備））		【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 【機能要求②】 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	設計方針（個数及び容量 （常設重大事故等対処設備）） 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	緊急時対策建屋換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	緊急時対策建屋換気設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	設計方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	設計方針（試験・検査）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （フィルタユニット）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	7.14.4 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができるよう，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	基本方針 対象選定	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋環境測定設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.3 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、ＬＬ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	緊急時対策建屋換気設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
35	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機） （フィルタユニット）	—	—	＜ファン＞ ・容量 ＜フィルタ＞ ・容量 ・効率	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
36	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット弁） 【機能要求②】 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管）	—	—	＜容器＞ ・容量 ＜主配管＞ ・外径，厚さ		
37	緊急時対策建屋換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対すると自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。
38	緊急時対策建屋換気設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-4図）	—	—	＜容器，ファン，フィルタ，計測装置＞ ・取付箇所	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対すると周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
39	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （送風機） （排風機）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
40	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （フィルタユニット）	—	—	—		
41	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （加圧ユニット） （加圧ユニット配管・弁）	—	—	—		
42	緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 （対策本部室差圧計） （待機室差圧計）	—	—	—		
43	7.14.4 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができるよう，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.3 緊急時対策建屋環境測定設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.3 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.3 緊急時対策建屋環境測定設備】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
44	緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—		
45	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
46	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	緊急時対策建屋環境測定設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対応に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 Ⅴ-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 Ⅴ-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「Ⅴ-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「Ⅴ-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	7.14.5 緊急時対策建屋放射線計測設備 （1）可搬型屋内モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ） （可搬型ダストサンプラ）	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—		
47	緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
48	緊急時対策建屋環境測定設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
49	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
50	緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。
51	緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
52	緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
53	緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
54	緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋環境測定設備 （可搬型酸素濃度計） （可搬型二酸化炭素濃度計） （可搬型窒素酸化物濃度計）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
55	7.14.5 緊急時対策建屋放射線計測設備 （1）可搬型屋内モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ） （可搬型ダストサンプラ）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 【機能要求②】 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 （1）計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 （1）可搬型屋内モニタリング設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【（1）計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の構成，計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。併せて，緊急時対策建屋放射線計測設備の計測結果の表示，記録，保存及び外部電源が喪失した場合の計測についても説明する。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【（1）可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 （2）可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針（2）可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針（3）重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （2）共用 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針（2）共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 （2）自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針（2）自然現象による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対しては自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求 運用要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 （5）周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針（5）周辺機器等からの悪影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対しては周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 （1）内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針（1）内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 （6）設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針（6）設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ） 【機能要求②】 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.2 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 【(1) 計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の構成，計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。併せて，緊急時対策建屋放射線計測設備の計測結果の表示，記録，保存及び外部電源が喪失した場合の計測についても説明する。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(1) 可搬型屋内モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
58	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—		
59	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
61	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
62	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプラ）	—	—	—		
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第１保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求 運用要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	＜計測装置＞ ・取付箇所	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。 【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
65	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
66	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	（２）可搬型環境モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型発電機） （可搬型データ伝送装置）	基本方針 対象選定	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） 【機能要求②】 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型発電機）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「Ⅵ-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	また，指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
68	（２）可搬型環境モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型発電機） （可搬型データ伝送装置）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
69	可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） 【機能要求②】 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ） （可搬型発電機）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊策建屋放射線計測設備 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。
70	また，指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 3.1.4 緊策建屋放射線計測設備 VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (2) 可搬型環境モニタリング設備	【3.1.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。 緊急時対策所の居住性に関する説明書 【3.4 緊急時対策建屋放射線計測設備】 【(2) 可搬型環境モニタリング設備】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
71	可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	—	—	—		
72	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
73	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 Ⅴ-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 Ⅴ-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「Ⅴ-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「Ⅴ-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求 運用要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・可搬型重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	設計方針（試験・検査）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
85	可搬型環境モニタリング設備は，「Ⅰ　1-1　第２章　6.　放射線管理施設」の監視測定用運搬車で運搬可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	「緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は，「Ⅰ　1-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	7.14.6 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備は，設計基準事故及び重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう，緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置） （データ収集装置） （データ表示装置）	基本方針	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (2) 情報の把握に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2 緊急時対策建屋情報把握設備 系統図 緊急時対策建屋情報把握設備の系統図	【2.2 緊急時対策所の機能】 (2) 情報の把握に関する機能 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し、情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。 ・中央制御室から重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し，データ表示装置にて表示する設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう，情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，制御室内の運転員を介さずに，「Ⅰ　1-1　第２章　7.15　通信連絡設備」の所内データ伝送設備が伝送する事故発生から設計基準事故時の情報を正確，かつ，速やかに把握するために必要なデータ並びに「Ⅰ　1-1　第２章　6.　放射線管理施設」の環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、ＥＬ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
74	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
76	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
77	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有するとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置）	—	—	—		
78	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型発電機）	—	—	＜発電機＞ ・容量		
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求 運用要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	＜計測装置＞ ・取付箇所	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
81	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
82	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
83	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ダストモニタ）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
84	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	—	—	—		
85	可搬型環境モニタリング設備は，「Ⅰ　1-1　第２章　6.　放射線管理施設」の監視測定用運搬車で運搬可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	—	—
86	「緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料の補給は，「Ⅰ　1-1　第２章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」の軽油用タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。	定義	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	—	—
87	7.14.6 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備は，設計基準事故及び重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう，緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言 設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針 緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置） （データ収集装置） （データ表示装置）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (2) 情報の把握に関する機能 3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計 3.2 緊急時対策建屋情報把握設備	【2.2 緊急時対策所の機能】 (2) 情報の把握に関する機能 ・緊急時対策所の情報把握設備による情報把握に関する基本方針を示す。 ・可搬型環境モニタリング設備の測定データを緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置に収集し，情報表示装置にて緊急時対策所に表示する設計とする。 ・中央制御室から重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し，データ表示装置にて表示する設計とする。 【3.2 緊急時対策建屋情報把握設備】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋情報把握設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋情報把握設備は，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう，情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対
88	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，制御室内の運転員を介さずに，「Ⅰ　1-1　第２章　7.15　通信連絡設備」の所内データ伝送設備が伝送する事故発生から設計基準事故時の情報を正確，かつ，速やかに把握するために必要なデータ並びに「Ⅰ　1-1　第２章　6.　放射線管理施設」の環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。	冒頭宣言 設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針 緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
89	緊急時対策建屋情報把握設備は，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置）	基本方針 対象選定		処設備として設置する設計とする。 また，データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	また，データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	緊急時対策建屋情報把握設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置） （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	緊急時対策建屋情報把握設備は，制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置） （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備により重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置） （情報収集装置） （情報表示装置）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，それぞれ必要数として1台ずつで計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
95	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，それぞれ必要数として1台ずつで可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，想定される重大事故等時において，必要な情報を収集及び表示するため，それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，想定される重大事故等時において，必要な情報を収集及び表示するため，それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （情報収集装置） （情報表示装置）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	緊急時対策建屋情報把握設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （データ収集装置） （データ表示装置）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	緊急時対策建屋情報把握設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	緊急時対策建屋情報把握設備 （許可文中、第9.16-1表(1)）	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	緊急時対策建屋情報把握設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋情報把握設備 （許可文中、第9.16-1表(1)）	設計方針（試験・検査）	Ⅴ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	7.14.7　緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，発電機室送風機，発電機室ダクト，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置し，外部電源喪失により重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （発電機室送風機） （発電機室ダクト） （燃料油移送ポンプ）	基本方針 設計方針（電源設備）	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.基本方針 (3) 代替電源設備について Ⅵ-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 Ⅵ-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 「Ⅳ-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「Ⅵ-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	緊急時対策建屋情報把握設備は，重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—		処設備として設置する設計とする。 また，データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。
90	また，データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
91	緊急時対策建屋情報把握設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
92	緊急時対策建屋情報把握設備は，制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—		
93	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備により重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（データ収集装置）（データ表示装置）（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
94	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，それぞれ必要数として1台ずつで計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
95	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，それぞれ必要数として1台ずつで可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—		
96	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
97	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—		
98	緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な台数を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
99	緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，想定される重大事故等時において，必要な情報を収集及び表示するため，それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
100	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は，想定される重大事故等時において，必要な情報を収集及び表示するため，それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（情報収集装置）（情報表示装置）	—	—	—		
101	緊急時対策建屋情報把握設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。
102	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（データ収集装置）（データ表示装置）	—	—	—		
103	緊急時対策建屋情報把握設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（許可文中、第9.16-1表(1)）	—	—	—		
104	緊急時対策建屋情報把握設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋情報把握設備（許可文中、第9.16-1表(1)）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
105	7.14.7　緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，発電機室送風機，発電機室ダクト，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置し，外部電源喪失により重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本設計方針 緊急時対策建屋電源設備（緊急時対策建屋用発電機）（発電機室送風機）（発電機室ダクト）（燃料油移送ポンプ）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.基本方針 (3) 代替電源設備について VI-1-3-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 3.6 緊急時対策建屋電源設備 IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.6 緊急時対策建屋電源設備】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」にて，詳細を展開する。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
106	緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.９ｋＶ緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460Ｖ緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 （計測交流変圧器） （6.9kVメタクラ） （460Vパワーセンタ） （コントロールセンタ（460V，210V）） （105Vサーバ室分電盤） （105V通信・情報分電盤） （105V計測交流電源盤） （105V居室系分電盤） （105V無停電電源装置） （105V無停電電源装置（データ収集装置用）） （105V無停電分電盤） （105V無停電交流分電盤） （DG始動用蓄電池） （DG始動用充電器盤） （110V充電器盤） （360V蓄電池） （110V蓄電池）	基本方針 設計方針（電源設備）	緊急時対策所		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	また，緊急時対策建屋用発電機は，運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油弁） 【機能要求②】 （燃料油移送ポンプ） （燃料油配管） （重油貯槽） （燃料油サービスタンク）	基本方針 設計方針（電源設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	燃料補給の本系統の流路として，燃料油配管を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
109	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	基本方針 設計方針（電源設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電できる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	基本方針 設計方針（電源設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備は，多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	基本方針 設計方針（電源設備）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
113	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
114	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
115	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油移送ポンプ）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ） （発電機室送風機）	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として，他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
106	緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9ｋＶ緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460Ｖ緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （計測交流変圧器） （6.9kVメタクラ） （460Vパワーセンタ） （コントロールセンタ（460V，210V）） （105Vサーバ室分電盤） （105V通信・情報分電盤） （105V計測交流電源盤） （105V居室系分電盤） （105V無停電電源装置） （105V無停電電源装置（データ収集装置用）） （105V無停電分電盤） （105V無停電交流分電盤） （DG始動用蓄電池） （DG始動用充電器盤） （110V充電器盤） （360V蓄電池） （110V蓄電池）	—	—	＜機種：電力貯蔵装置（蓄電池）＞ ・容量 ・電圧 ・電流 ・相 ・周波数	時対策所 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	「VI-1-5-1 電気設備に関する説明書」にて，詳細を展開する。
107	また，緊急時対策建屋用発電機は，運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油弁） 【機能要求②】 （燃料油移送ポンプ） （燃料油配管） （重油貯槽） （燃料油サービスタンク）	—	—	＜ポンプ＞ ・揚程 ＜主配管＞ ・外径，厚さ		
108	燃料補給の本系統の流路として，燃料油配管を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
109	緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本設計方針 緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	—	—	—		
110	緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源である緊急時対策建屋電源設備から給電できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—		
111	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備は，多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—		
112	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3 共通要因故障に対する考慮 2.3.1 基本方針 (1) 常設重大事故等対処設備	【2.3.1 基本方針 (1)常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性，独立性，位置的分散の考慮を説明する。
113	緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—		
114	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機）	—	—	—		
115	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油移送ポンプ）	—	—	—		
116	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	—	—	—		
117	緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。
118	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ） （発電機室送風機）	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (1) 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更②）
119	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
120	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を考慮した設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （発電機室送風機） （主要ダクト（発電機室系））	設計方針（個数及び容量（常設型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
121	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。 また，燃料油の移送に必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油移送ポンプ）	設計方針（個数及び容量（常設型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
122	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
123	緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
124	緊急時対策建屋電源設備は，湿水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	設計方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 ・常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，湿水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
125	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，起動試験及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
126	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，パラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	設計方針（試験・検査）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
127	7.14.8　通信連絡設備 通信連絡設備は，設計基準事故及び重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	通信連絡設備 （許可文中、第9.16-2表(1)）	設計方針（通信連絡設備）	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (3) 通信連絡に関する機能 3.3 通信連絡 3.3.1 通信連絡設備 VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 VI-3-1　系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【2.2(3)通信連絡に関する機能】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【3.3.1 通信連絡設備】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。 「VI-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書」にて，詳細を展開する。 「VI-3-1　系統図　再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて，詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｒ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①）第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②）海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
119	緊急時対策建屋電源設備の電源設備は，MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時への対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4 悪影響防止 2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用	【2.4.2 健全性確保のための設計方針 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響についての考慮を説明する。
120	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を考慮した設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （発電機室送風機） （主要ダクト（発電機室系））	—	—	＜発電機＞ ・容量	VI-1-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
121	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。 また，燃料油の移送に必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置することで，多重性を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （燃料油移送ポンプ）	—	—	＜ポンプ＞ ・容量		
122	MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	—	—	＜容器＞ ・容量		
123	緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響 V-4-別添1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針 V-4-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (2) 自然現象による影響，自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対するに自然現象からの防護方針を説明する。 「V-4-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。 「V-4-別添2-1　火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」にて，詳細を展開する。
124	緊急時対策建屋電源設備は，浸水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （許可文中、第9.16-2表(1)、第9.16-6図）	—	—	＜発電機，電源盤，無停電電源装置，電力貯蔵装置，変圧器，ファン，容器＞ ・取付箇所	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件 2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響	【2.5.2 健全性確保のための設計方針 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対するに周辺機器等からの悪影響のうち，溢水及び火災からの防護方針を説明する。
125	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，起動試験及び分解点検が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	—	—	—	V-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
126	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，パラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。 また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 （重油貯槽）	—	—	—	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	【2.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
127	7.14.8　通信連絡設備 通信連絡設備は，設計基準事故及び重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備 （許可文中、第9.16-2表(1)）	—	—	—	VI-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2.2 緊急時対策所の機能 (3) 通信連絡に関する機能 3.3 通信連絡 3.3.1 通信連絡設備 VI-1-3-7-14 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所） VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 VI-3-1　系統図 再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図	【2.2(3)通信連絡に関する機能】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【3.3.1 通信連絡設備】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「VI-1-1-3-7-14　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）」にて，詳細を展開する。 「VI-1-1-9　通信連絡設備に関する説明書」にて，詳細を展開する。 「VI-3-1　系統図　再処理施設緊急時対策所通信連絡設備の系統図」にて，詳細を展開する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）							
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更②）
128	通信連絡設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.15　通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十条,第五十条 緊急時対策所）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）				第３Ｇｒ							
			申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
128	通信連絡設備については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.15　通信連絡設備」に基づくものとする。	定義	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	—	—

第31条：通信連絡設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.1　安全機能を有する施設，安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	—	第16条にて整理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備，所内データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 　3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 　　3.1.1 ページング装置 　　3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話 　　3.1.6 所内データ伝送設備	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動，自動音声及び音声及び文書により行うことができるよう，警報装置，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備及び緊急時対策所へ事故状態，運転時の状態及び停止時の状態の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備を設置する。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声及び文書により行うことができる設備として，表1に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・警報装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する。 ・緊急時対策所へ事故状態，運転時の状態及び停止時の状態の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤を設置する。 ・所内通信連絡設備の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する設計とし，各設備の共用の区分を表1に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声又は文書により行うことができる設備として，警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針 設計方針		【3.1.1 ページング装置】 ・再処理事業所内の各所の者に操作，作業，退避の指示等の連絡を行うために，ページング装置を設置する。ページング装置は，ページング装置（マイク操作器）及びページング装置（スピーカ）から構成される。 ・指示は，中央制御室及び緊急時対策所に設置するページング装置（マイク操作器）を使用し，ページング装置（スピーカ）にて音声により行うことができる設計とする。また，中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。											
4	警報装置としてページング装置を，多様性を確保した所内通信連絡設備としてページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針		【3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話】 ・中央制御室，緊急時対策所，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する設計とする。	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	基本方針 設計方針		【3.1.6　所内データ伝送設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，緊急時対策所へ表3に示す事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，図3に示す通りプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，緊急時対策建屋情報把握設備で構成するデータ収集装置及びデータ表示装置を設置する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十一条 通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.1　安全機能を有する施設，安全上重要な施設」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備，所内データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。	設置要求	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動，自動音声及び音声及び文書により行うことができるよう，警報装置，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声及び文書により行うことができる設備として，表1に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・警報装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として，ページング装置及び所内携帯電話を設置する。 ・所内通信連絡設備の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する設計とし，各設備の共用の区分を表1に示す。 【3.1.1 ページング装置】 ・再処理事業所内の各所の者に操作，作業，退避の指示等の連絡を行うために，ページング装置を設置する。ページング装置は，ページング装置（マイク操作器）及びページング装置（スピーカ）から構成される。 ・指示は，中央制御室及び緊急時対策所に設置するページング装置（マイク操作器）を使用し，ページング装置（スピーカ）にて音声により行うことができる設計とする。また，中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・中央制御室，緊急時対策所，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，所内携帯電話を設置する。	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動，自動音声及び音声及び文書により行うことができるよう，警報装置，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備及び緊急時対策所へ事故状態，運転時の状態及び停止時の状態の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備を設置する。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声及び文書により行うことができる設備として，表1に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・警報装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する。 ・緊急時対策所へ事故状態，運転時の状態及び停止時の状態の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤を設置する。 ・所内通信連絡設備の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する設計とし，各設備の共用の区分を表1に示す。 【3.1.1 ページング装置】 ・再処理事業所内の各所の者に操作，作業，退避の指示等の連絡を行うために，ページング装置を設置する。ページング装置は，ページング装置（マイク操作器）及びページング装置（スピーカ）から構成される。 ・指示は，中央制御室及び緊急時対策所に設置するページング装置（マイク操作器）を使用し，ページング装置（スピーカ）にて音声により行うことができる設計とする。また，中央制御室及び緊急時対策所から再処理事業所内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・中央制御室，緊急時対策所，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する。
3	再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，中央制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声又は文書により行うことができる設備として，警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書		○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—		
4	警報装置としてページング装置を，多様性を確保した所内通信連絡設備としてページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを設置する設計とする。	設置要求	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書		○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	ページング装置 所内携帯電話	—	—		
5	また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【3.1.6 所内データ伝送設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，緊急時対策所へ表3に示す事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内データ伝送設備として，図3に示す通りプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，緊急時対策建屋情報把握設備で構成するデータ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十一条 通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	警報装置，所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針 設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 　3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 　　3.1.1 ページング装置 　　3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話 　　3.1.6 所内データ伝送設備	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・警報装置，及び所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，非常用所内電源系統，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・警報装置及び所内通信連絡設備については，図に示すとおり，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.1 ページング装置】 ・ページング装置は，非常用所内電源系統，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・所内携帯電話は蓄電池を内蔵，専用回線電話は充電池に接続，ファクシミリは無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ・また，所内携帯電話の端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ・一般加入電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 【3.1.6 所内データ伝送設備】 ・所内データ伝送設備は，無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話並びに所内データ伝送設備の環境中継サーバは，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【通信連絡設備の共用】 ・所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話並びに所内データ伝送設備の環境中継サーバは，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	共用する所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（共用）		・共用する所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	警報装置，所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設置要求	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・警報装置及び所内通信連絡設備は，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・警報装置及び所内通信連絡設備については，図1に示すとおり，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.1 ページング装置】 ・ページング装置は，非常用所内電源系統，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・所内携帯電話は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ・また，所内携帯電話の端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.1 通信連絡設備（再処理事業所内）】 ・警報装置，及び所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，非常用所内電源系統，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1 所内通信連絡設備】 ・警報装置及び所内通信連絡設備については，図1に示すとおり，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.1 ページング装置】 ・ページング装置は，非常用所内電源系統，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・所内携帯電話は蓄電池を内蔵，専用回線電話は充電池に接続，ファクシミリは無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ・また，所内携帯電話の端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 ・一般加入電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 【3.1.6 所内データ伝送設備】 ・所内データ伝送設備は，無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。
7	所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話並びに所内データ伝送設備の環境中継サーバは，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【通信連絡設備の共用】 ・所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話並びに所内データ伝送設備の環境中継サーバは，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ・共用する所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【通信連絡設備の共用】 ・所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話並びに所内データ伝送設備の環境中継サーバは，廃棄物管理施設及びＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ・共用する所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
8	共用する所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—			○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ 統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	基本方針 設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 　　3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 　　3.2.2 一般携帯電話 　　3.2.3 衛星携帯電話 　　3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声及び文書により行うことができるよう所外通信連絡設備及び再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備を設置する。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声及び文書により行うことができる所外通信連絡設備として，表4に示す統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。また，再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，データ伝送設備を設置する。所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，表5に示す通り，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。 ・再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ設計基準事故に対処するために必要なパラメータを伝送できる設備として，データ伝送設備を緊急時対策建屋に設置する。所外通信連絡設備の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する設計とし，各設備の共用の区分を表4に示す。 【3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する通信回線（有線回線）に接続する一般加入電話及びファクシミリを設置する。 【3.2.2 一般携帯電話】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する通信回線（無線回線）に接続する一般携帯電話を設置する。 【3.2.3　衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（衛星回線）に接続する衛星携帯電話を設置する。 【3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，図4に示すとおり通信事業者が提供する災害時優先回線又は専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線回線又は衛星回線）による統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムを設置する。 ・統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，有線回線又は衛星回線を使用できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	再処理事業所には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声及び文書により行うことができるよう所外通信連絡設備及び再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備を設置する。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る連絡を音声及び文書により行うことができる所外通信連絡設備として，表4に示す統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。また，再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，データ伝送設備を設置する。所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，表6に示す通り，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。 ・再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ設計基準事故に対処するために必要なパラメータを伝送できる設備として，データ伝送設備を緊急時対策建屋に設置する。所外通信連絡設備の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する設計とし，各設備の共用の区分を表4に示す。 【3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する通信回線（有線回線）に接続する一般加入電話及びファクシミリを設置する。 【3.2.2 一般携帯電話】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する通信回線（無線回線）に接続する一般携帯電話を設置する。 【3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（衛星回線）に接続する衛星携帯電話を設置する。 【3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム】 ・再処理事業所と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を行うために，図4に示すとおり通信事業者が提供する災害時優先回線又は専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線回線又は衛星回線）による統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムを設置する。 ・統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，有線回線又は衛星回線を使用できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	また，再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	基本方針 設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 　　3.2.5 所外データ伝送設備	【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ表に示す必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，図3に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線回線又は衛星回線）に接続するデータ伝送設備を設置する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針 設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は，通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，無停電電源に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針 設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 　　3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 　　3.2.2 一般携帯電話 　　3.2.3　衛星携帯電話 　　3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 　　3.2.5 所外データ伝送設備	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，無停電電源に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，図1に示すとおり無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ】 ・一般加入電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 ・ファクシミリは，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.2 一般携帯電話】 ・一般携帯電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 ・一般携帯電話の端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.3　衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 ・衛星携帯電話は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム】 ・統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・データ伝送設備は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十一条 通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	また，再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，データ伝送設備を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・再処理事業所内から再処理事業所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ表3に示す必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として，図3に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線回線又は衛星回線）に接続するデータ伝送設備を設置する。
11	所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は，通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。
12	所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，無停電電源に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備は，無停電電源に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については，図1に示すとおり無停電電源装置に接続することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ】 ・一般加入電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 ・ファクシミリは，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.2 一般携帯電話】 ・一般携帯電話は，通信事業者回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。 ・一般携帯電話の端末の電源は，充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）】 ・衛星携帯電話は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム】 ・統合原子力防災ネットワークに接続する統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・データ伝送設備は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，固定による転倒防止措置を実施する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 　　3.2.5 所外データ伝送設備	【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，表2に示す固定による転倒防止措置等を実施する。 【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，表2に示す固定による転倒防止措置等を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【通信連絡設備の共用】 ・所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ・共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（共用）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十一条 通信連絡設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，固定による転倒防止措置を実施する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ－１－１－９ 通信連絡設備に関する説明書	【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】 ・設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，表2に示す固定による転倒防止措置等を実施する。 【3.2.5 所外データ伝送設備】 ・設計基準事故が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，表2に示す固定による転倒防止措置等を実施する。
14	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【通信連絡設備の共用】 ・所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ、統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ・共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
15	共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第36条：重大事故等対処設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 9.　設備に対する要求 9.2　重大事故等対処設備 9.2.1　重大事故等対処設備に対する設計方針 再処理施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合においても，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.1 概要 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.1 概要】 本資料は，「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第三十六条及び第三十八条から第五十一条に基づき，重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。 【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 ・再処理施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合においても，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮する設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因としてのみ発生する「臨界事故に対処するための設備」及び「有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）に対処するための設備」並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下「内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）と内的事象及び外的事象を要因として発生する「冷却機能の喪失により発生する蒸発乾固に対処するための設備」，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下「外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）について，それぞれに常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 (1)　常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 (2)　また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 (3)　可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	なお，「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条（放射性物質の漏えいに対処するための設備）については，再処理施設において液体状，固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても，放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから，放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 なお，「技術基準規則」第四十三条（放射性物質の漏えいに対処するための設備）については，再処理施設において液体状，固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても，放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから，放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 9.　設備に対する要求 9.2　重大事故等対処設備 9.2.1　重大事故等対処設備に対する設計方針 再処理施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合においても，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.1 概要 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.1 概要】 本資料は，「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第三十六条及び第三十九条から第五十一条に基づき，重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。 【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 ・再処理施設は，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において，重大事故の発生を防止するために，また，重大事故が発生した場合においても，重大事故の拡大を防止するため，及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために，必要な措置を講ずる設計とする。 ・重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
2	重大事故等対処設備は，想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また，重大事故等対処設備が機能を発揮するために必要な系統（供給源から供給先まで，経路を含む。）で構成する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
3	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には，MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また，同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
4	重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象（以下「外的事象」という。）を要因とする重大事故等に対処するものについて，常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因としてのみ発生する「臨界事故に対処するための設備」及び「有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）に対処するための設備」並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下「内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）と内的事象及び外的事象を要因として発生する「冷却機能の喪失により発生する蒸発乾固に対処するための設備」，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備」及び「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」並びにこれらの機能を発揮するために必要なユーティリティ設備（以下「外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備」という。）について，それぞれに常設のものと可搬型のものがあり，以下のとおり分類する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
5	常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義	○	基本方針	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 (1)　常設重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。 (2)　また，常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」，常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。 (3)　可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
6	なお，「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条（放射性物質の漏えいに対処するための設備）については，再処理施設において液体状，固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても，放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから，放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 なお，「技術基準規則」第四十三条（放射性物質の漏えいに対処するための設備）については，再処理施設において液体状，固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても，放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから，放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	冒頭宣言 運用要求	基本方針	基本方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	9.2.2　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，入為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。 共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，入為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象の地震，火山の影響を考慮する。また，内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（多様性、位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象の地震，火山の影響を考慮する。また，内的事象として配管の全周破断を考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	(1)常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性、位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3　多様性，位置的分散等 (1) 常設重大事故等対処設備 】 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備については可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とするか，又は健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	冒頭宣言 運用要求	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計方針 2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に対する設計方針】 重大事故等対処設備は，設計，材料の選定，製作及び検査にあたっては，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが，必要に応じて，使用実績があり，信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理にあたっては，保安規定に基づく要領類に従い，施設管理計画における保全プログラムを策定し，設備の維持管理を行う。なお，重大事故等対処設備を構成する設備，機器のうち，一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので，特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備，安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については，適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
8	9.2.2　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。 共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
9	共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち重大事故等における条件については，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
10	共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
11	共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち人為事象として，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては，可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
12	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震，溢水，化学薬品漏えい，火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
13	共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象の地震，火山の影響を考慮する。また，内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.3　多様性，位置的分散等】 共通要因のうち設計基準より厳しい条件の要因となる事象については，外的事象の地震，火山の影響を考慮する。また，内的事象として配管の全周破断を考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
14	(1)常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備	【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 常設重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備については可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とするか，又は健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一 第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備	ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	常設重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2　津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 ・常設重大事故等対処設備は，「Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「Ⅳ 耐処理施設の耐震性に関する説明書」，「VI－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，本資料の「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	また，溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図るか又は溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 また，溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図るか又は溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	常設重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 常設重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，または，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	環境条件に対する健全性については，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（1）常設重大事故等対処設備 】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，「2.5　環境条件等」に示す。また，常設重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備	ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
17	常設重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2　津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 ・常設重大事故等対処設備は，「Ⅳ－１－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置し，地震，津波及び火災に対しては，「Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書」，「Ⅵ－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，本資料の「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
18	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
19	また，溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図るか又は溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 また，溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図るか又は溢水，化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
20	常設重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 常設重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して，回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし，または，設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 周辺機器等からの影響のうち地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
22	環境条件に対する健全性については，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (1)常設重大事故等対処設備 】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，「2.5　環境条件等」に示す。また，常設重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2　多様性，位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅳ－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置を寸るとともに，「3.1　地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置をするとともに，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	また，設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「9.2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また，設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－７ 津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3.2　多様性，位置的分散等に関する設計方針 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，共通要因の特性を踏まえ，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
24	可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
25	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
26	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅳ－１－２ 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
27	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置をするとともに，「3.1　地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置をするとともに，「Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
28	また，設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「9.3.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また，設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「2.9　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	溢水，化学薬品漏えい，火災，内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 溢水，化学薬品漏えい，設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等 (2) 可搬型重大事故等対処設備】 また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	溢水，化学薬品漏えい，火災，内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	○	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備	【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 溢水，化学薬品漏えい，設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断，火災及び内部発生飛散物に対して可搬型重大事故等対処設備は，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可能な限り位置的分散を図る設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し，かつ，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
32	また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	－		【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 また，屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	環境条件に対する健全性については，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.3　多様性，位置的分散等（2）可搬型重大事故等対処設備】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，「9.5　環境条件等」に示す。また，可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等（3）可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	接続口は，重大事故等における条件に対して，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とするとともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また，重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等（3）可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，重大事故等における条件に対して，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とするとともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また，重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	地震に対して接続口は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等（3）可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 地震に対して接続口は，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2　津波による損傷の防止」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等（3）可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 地震，津波及び火災に対しては，「Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書」，「Ⅵ－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
34	環境条件に対する健全性については，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (2)可搬型重大事故等対処設備】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，「2.5　環境条件等」に示す。また，可搬型重大事故等対処設備の機能と多様性，独立性，位置的分散を考慮する設備を「2.9　系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
35	(3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 建屋等の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
36	接続口は，重大事故等における条件に対して，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とするとともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また，重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，重大事故等における条件に対して，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能を確実に発揮できる設計とするとともに，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計とする。また，重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
37	地震に対して接続口は，「2.　地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 地震に対して接続口は，「Ⅳ－１－１－２　地盤の支持性能に係る基本方針」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
38	地震，津波及び火災に対しては，「3.1　地震による損傷の防止」，「3.2　津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 地震，津波及び火災に対しては，「Ⅳ　再処理施設の耐震性に関する説明書」，「Ⅵ－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」及び「Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言（詳価要求）	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	接続口は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	接続口は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	環境条件に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口））		【2.3　多様性，位置的分散等 (3) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「2.5　環境条件等」に示す。また，接続口を異なる複数の場所に設置することに対しては「別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	9.2.3 悪影響防止 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水，空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
40	接続口は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
41	接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
43	接続口は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 接続口は，設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
44	環境条件に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「9.2.5　環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(常設・可搬型接続)	－		【2.3　多様性，位置的分散等 (3)可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口】 なお，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び設計基準より厳しい条件の要因となる事象に対する健全性については，常設重大事故等対処設備として，「2.5　環境条件等」に示す。また，接続口を異なる複数の場所に設置することに対しては「別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
45	9.2.3 悪影響防止 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。），内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。），内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお，設備兼用時の容量に関する影響については，複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を「VI－１－１－３　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	系統的な影響について，重大事故等対処設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.4　悪影響防止】 系統的な影響について，重大事故等対処設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	可搬型放水砲については，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備のうち水供給設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.4　悪影響防止】 可搬型放水砲については，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。他の設備に悪影響を及ぼさないことの評価方針及び評価結果については「VI-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（悪影響防止）		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお，竜巻に対する固縛等の措置については，「2.5　環境条件等」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，重大事故等における条件を考慮し，他の設備への影響としては，重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)，内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し，他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお，設備兼用時の容量に関する影響については，複数の機能を兼用する設備について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を「VI－１－１－３　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
47	系統的な影響について，重大事故等対処設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－		【2.4　悪影響防止】 系統的な影響について，重大事故等対処設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること，重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること，他の設備から独立して単独で使用可能なこと，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
48	可搬型放水砲については，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備のうち水供給設備)	基本方針(重大事故等対処設備のうち水供給設備)	－		【2.4　悪影響防止】 可搬型放水砲については，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により，当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については，回転機器の破損を想定し，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。他の設備に悪影響を及ぼさないことの評価方針及び評価結果については「VI-1-1-8　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
50	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は，風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 なお，竜巻に対する固縛等の措置については，「2.5　環境条件等」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
51	重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－		【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ，同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し，かつ，再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	9.2.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，重大事故等時に必要な目的を果たすために，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	「容量」とは，タンク容量，伝熱容量，発電機容量，計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	常設重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては，安全機能を有する施設の容量の仕様が，系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で，安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては，系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	常設重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））		【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	「容量」とは，ポンプ流量，タンク容量，発電機容量，ボンベ容量，計測器の計測範囲等とする。	定義	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	可搬型重大事故等対処設備は，系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	可搬型重大事故等対処設備のうち，複数の機能を兼用することで，設置の効率化，被ばくの低減が図れるものは，同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし，兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え，予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	また，再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して，建屋内及び建屋近傍で対処するものについては，複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに，建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	可搬型重大事故等対処設備のうち，臨界事故，冷却機能の喪失による蒸発乾固，放射線分解により発生する水素による爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	ただし，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	9.2.5 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するもの と外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
52	9.2.4 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展等を考慮し，重大事故等時に必要な目的を果たすために，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【基本方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））】 常設重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
53	「容量」とは，タンク容量，伝熱容量，発電機容量，計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
54	常設重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては，安全機能を有する施設の容量の仕様が，系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で，安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては，系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
57	常設重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
59	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等の収束において，想定する事象及びその事象の進展を考慮し，事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は，これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【基本方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））】 可搬型重大事故等対処設備の系統構成や設備仕様を説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
60	「容量」とは，ポンプ流量，タンク容量，発電機容量，ボンベ容量，計測器の計測範囲等とする。	定義	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
61	可搬型重大事故等対処設備は，系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに，設備の機能，信頼度等を考慮し，予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
62	可搬型重大事故等対処設備のうち，複数の機能を兼用することで，設置の効率化，被ばくの低減が図れるものは，同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし，兼用できる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
63	可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え，予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
64	また，再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して，建屋内及び建屋近傍で対処するものについては，複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに，建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
65	可搬型重大事故等対処設備のうち，臨界事故，冷却機能の喪失による蒸発乾固，放射線分解により発生する水素による爆発，使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
66	ただし，安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果，その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
67	また，安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
68	可搬型重大事故等対処設備のうち，MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
69	9.2.5 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件等 (1) 環境条件	【2.5 環境条件等 (1) 環境条件】 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 2.5　環境条件等 (2)　重大事故等における条件の影響	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に汽水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。 【2.5　環境条件等　(2)　重大事故等における条件の影響】 a．圧力による影響 重大事故等への対処に必要な水，空気，硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は，以下に示す内部流体圧力において機能を損なわない設計とする。内部流体圧力に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については後述する「b．温度及び湿度による影響」の内部流体温度と合わせて「Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書」に示す。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 (a)臨界事故の拡大を防止するための設備 (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は，重大事故等の発生による環境の変化を考慮した環境圧力が建屋内は大気圧相当，屋外は大気圧であり，大気圧にて機能を損なわない設計とする。 b．温度及び湿度による影響 重大事故等への対処に必要な水，空気，硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は，以下に示す内部流体温度にて機能を損なわない設計とする。内部流体温度に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については前述の「a．圧力による影響」の内部流体圧力と合わせて「Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書」に示す。また，内部流体の湿度は100%を設定する。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 (a)　臨界事故の拡大を防止するための設備 (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は，重大事故等の発生による環境の変化を考慮し以下に示す環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については，設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最高値とし，以下のとおり設定する。以下の項目において値を記載する。 (a)　臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (f)重大事故等対処設備（建屋外） c．放射線による影響 重大事故等対処設備は，重大事故等の発生時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。放射線については，設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最大線量とし，設置場所ごとの放射線量に対して，遮蔽等の効果を考慮して，機能を損なわない材料，構造，原理等を用いる設計とする。以下の項目において値を記載する。 (a)　臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (f)重大事故等対処設備（建屋外）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線，荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に代水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 2.5　環境条件等 (2)　重大事故等における条件の影響	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 重大事故等時の環境条件については，重大事故等における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に加えて，重大事故による環境の変化を考慮した環境温度，環境圧力，環境湿度による影響，重大事故等時に代水を供給する系統への影響，自然現象による影響，人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。 【2.5　環境条件等　(2)　重大事故等における条件の影響】 a．圧力による影響 重大事故等への対処に必要な水，空気，硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は，以下に示す内部流体圧力において機能を損なわない設計とする。内部流体圧力に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については後述する「b．温度及び湿度による影響」の内部流体温度と合わせて「Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書」に示す。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 (a)臨界事故の拡大を防止するための設備 (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は，重大事故等の発生による環境の変化を考慮した環境圧力が建屋内は大気圧相当、屋外は大気圧であり，大気圧にて機能を損なわない設計とする。 b．温度及び湿度による影響 重大事故等への対処に必要な水、空気、硝酸ガドリニウムを供給する系統を構成する重大事故等対処設備及び重大事故等の発生に伴い気相中へ移行する放射性物質を内包する重大事故等対処設備は，以下に示す内部流体温度にて機能を損なわない設計とする。内部流体温度に対する常設重大事故等対処設備の耐環境性については前述の「a．圧力による影響」の内部流体圧力と合わせて「Ⅴ　強度及び耐食性に関する説明書」に示す。また，内部流体の湿度は100%を設定する。 以下の項目において系統ごとに値を記載する。 (a) 臨界事故の拡大を防止するための設備 (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のための設備 上記以外の重大事故等対処設備は，重大事故等の発生による環境の変化を考慮し以下に示す環境温度及び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については，設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最高値とし，以下のとおり設定する。 以下の項目において値を記載する。 (a) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (f)重大事故等対処設備（建屋外） c．放射線による影響 重大事故等対処設備は、重大事故等の発生時に想定される放射線にて機能を損なわない設計とする。 放射線については，設備の設置場所ごとに重大事故等発生時に到達する最大線量とし，設置場所ごとの放射線量に対して，遮蔽等の効果を考慮して，機能を損なわない材料，構造，原理等を用いる設計とする。以下の項目において値を記載する。 (a) 臨界事故の拡大を防止するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (b)冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (c)放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (d)有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (e)使用済燃料貯蔵槽等の冷却等のために使用する重大事故等対処設備（建屋内） (f)重大事故等対処設備（屋外）	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 2.5　環境条件等 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 a.常設重大事故等対処設備 b.可搬型重大事故等対処施設 c.荷重の組み合わせ d.事故時荷重の組み合わせ	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 ・荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力（以下「重大事故等時に生ずる荷重」という。）及び自然現象(地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。同時に発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。なお，再処理施設において，重大事故等が連鎖して発生することはない。 ・自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備については，自然現象のうち，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処施設】 可搬型重大事故等対処設備については，自然現象のうち，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)自然現象により発生する荷重の影響　c.荷重の組み合わせ】 自然現象の組み合わせについては，「VI－１－１－１　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す考え方に基づいて，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響のそれぞれに対し，以下の組み合わせを考慮する。 (a) 地震と風(台風) (b) 地震と積雪 (c) 風(台風)と積雪 (d) 風(台風)と火山の影響 (e) 竜巻と積雪 (f) 積雪と火山の影響 「(a) 地震と風(台風)」及び「(b) 地震と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「IV－１　再処理施設の耐震性に関する基本方針」に示す。また，評価条件及び評価結果を「IV－２　再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 「(c) 風(台風)と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」に示す。ただし，風(台風)と積雪の重ね合わせは，竜巻と積雪の重ね合わせに包絡されるため，竜巻と積雪の重ね合わせに関する評価条件及び評価結果を「VI－１－１－２－５　竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 「(d) 風(台風)と火山の影響」及び「(f) 積雪と火山の影響」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－１－３　火山への配慮に関する説明書」に示す。また，評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－３－５　火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。 「(e) 竜巻と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－１－２　竜巻への配慮に関する説明書」に示す。また，評価条件及び評価結果を「VI－１－１－２－５　竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　d.事故時荷重の組み合わせ】 重大事故等対処設備は，重大事故等時に生ずる荷重及び自然現象(地震，風(台風)，竜巻，積雪，火山の影響)による荷重の組み合わせを考慮したとしても，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	自然現象による荷重の組合せについては，地震，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また，同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 2.5　環境条件等 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 a. 常設重大事故等対処設備 b. 可搬型重大事故等対処施設 c. 荷重の組み合わせ d. 事故時荷重の組み合わせ	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 ・荷重としては，重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて，環境温度，環境圧力（以下「重大事故等時に生ずる荷重」という。）及び自然現象（地震，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。同時に発生を想定する重大事故等としては，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。なお，再処理施設において，重大事故等が連鎖して発生することはない。 ・自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　a. 常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備については，自然現象のうち，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b. 可搬型重大事故等対処施設】 可搬型重大事故等対処設備については，自然現象のうち，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重の評価を行い，それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)自然現象により発生する荷重の影響　c. 荷重の組み合わせ】 自然現象の組み合わせについては，「VI－１－１－１　再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に示す考え方に基づいて，地震，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響のそれぞれに対し，以下の組み合わせを考慮する。 (a) 地震と風（台風） (b) 地震と積雪 (c) 風（台風）と積雪 (d) 風（台風）と火山の影響 (e) 竜巻と積雪 (f) 積雪と火山の影響 「(a) 地震と風（台風）」及び「(b) 地震と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「IV－１　再処理施設の耐震性に関する基本方針」に示す。また，評価条件及び評価結果を「IV－２　再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 「(c) 風（台風）と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」に示す。ただし，風（台風）と積雪の重ね合わせは，竜巻と積雪の重ね合わせに包絡されるため，竜巻と積雪の重ね合わせに関する評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－２－５　竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 「(d) 風（台風）と火山の影響」及び「(f) 積雪と火山の影響」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－１－３　火山への配慮に関する説明書」に示す。また，評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－３－５　火山への配慮が必要な施設の強度計算書」に示す。 「(e) 竜巻と積雪」の荷重の組み合わせの考え方については，「VI－１－１－２　竜巻への配慮に関する説明書」に示す。また，評価条件及び評価結果を「VI－１－１－２－５　竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書」に示す。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　d. 事故時荷重の組み合わせ】 重大事故等対処設備は，重大事故等時に生ずる荷重及び自然現象（地震，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響）による荷重の組み合わせを考慮したとしても，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
72	自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
73	自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
74	人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 ・人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。 なお，人為事象のうち，有毒ガスとして想定される六ケ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては重大事故等対処設備に対して影響を及ぼすことはないことから考慮は不要である。 ・また，人為事象のうち，航空機落下については再処理施設への航空機の落下確率が十分低いことから考慮は不要である。 ・重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。 ・また，内的事象として，配管の全周破断を考慮する。 ・周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水，化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 ・また，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	また，内的事象として，配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水，化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・常設重大事故等対処設備のうち，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びリン酸トリブチル(以下「ＴＢＰ」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「ＴＢＰ等」という。)の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2)重大事故等における条件の影響」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	常設重大事故等対処設備のうち，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びリン酸トリブチル(以下「ＴＢＰ」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「ＴＢＰ等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「ＴＢＰ等の錯体」という。)の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等 （常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
74	人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件】 ・人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として，敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を選定する。 なお，人為事象のうち，有毒ガスとして想定される六ケ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガスについては重大事故等対処設備に対して影響を及ぼすことはないことから考慮は不要である。 ・また，人為事象のうち，航空機落下については再処理施設への航空機の落下確率が十分低いことから考慮は不要である。 ・重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。 ・また，内的事象として，配管の全周破断を考慮する。 ・周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水，化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。 ・また，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
75	重大事故等の要因となるおそれとなる設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
76	また，内的事象として，配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
77	周辺機器等からの影響としては，地震，火災，溢水，化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
78	a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・常設重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・常設重大事故等対処設備のうち，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びリン酸トリブチル(以下「ＴＢＰ」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「ＴＢＰ等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「ＴＢＰ等の錯体」という。)の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2)重大事故等における条件の影響」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
79	常設重大事故等対処設備のうち，放射線分解により発生する水素による爆発の発生及びリン酸トリブチル(以下「ＴＢＰ」という。)又はその分解生成物であるリン酸ジブチル，リン酸ブチル(以下「ＴＢＰ等」という。)と硝酸，硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体(以下「ＴＢＰ等の錯体」という。)の急激な分解反応の発生を想定する機器については，瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	地震に対して常設重大事故等対処設備は，「3.1　地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して，機能を損なわない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して，機能を損なわない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な構築物，系統及び機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。また，化学薬品の漏えいによって必要な機能が損なわれない構築物，系統及び機器を除く設備が没液，被液の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対する評価方針及び評価結果については，「VI－１－１－６　再処理施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」及び「VI－１－１－７　再処理施設の化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	火災に対して常設重大事故等対処設備は，「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ. 火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	津波に対して常設重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については，腐食を考慮した設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
83	地震に対して常設重大事故等対処設備は，「3.1　地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 地震に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」に記載する地震力による荷重を考慮して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
84	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
85	また，地震に対して常設重大事故等対処設備は，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
86	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，地震により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して，機能を損なわない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して，機能を損なわない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，常設重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な構築物，系統及び機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。また，化学薬品の漏えいによって必要な機能が損なわれない構築物，系統及び機器を除く設備が没液，被液の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対する評価方針及び評価結果については，「Ⅵ－１－６　再処理施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」及び「Ⅵ－１－７　再処理施設の化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
88	火災に対して常設重大事故等対処設備は，「5.火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 火災に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅲ．火災及び爆発の防止に関する説明書」に基づく設計とすることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
89	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，溢水，化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
90	津波に対して常設重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 津波に対して常設重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」に基づく設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び洞道に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
92	屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	凍結，高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する最低気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する日最大１時間降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流動力電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－５　落雷への配慮に関する説明書」にて設定する直撃雷電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
91	屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び頑丈に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，非常用電源建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋及び頑丈に設置し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
92	屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
93	凍結，高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・凍結に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１ 自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する最低気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１ 自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１ 自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する日最大１時間降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
94	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
95	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失（以下「全交流動力電源喪失」という。）を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－５ 落雷への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，直撃雷及び間接雷を考慮した設計を行う。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
96	直撃雷に対して，当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置する。 ・間接雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
97	間接雷に対して，雷サージによる影響を軽減することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
98	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
99	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は，近隣工場等の火災，爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 ・常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針について は，「VI－１－１－１－４－３　外部火災への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
101	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 (評価要求)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
102	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ・塩害に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて考慮する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
103	また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
96	直撃雷に対して，当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置する。 ・間接雷に対して，当該設備は雷サージによる影響を軽減できる設計とする。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
97	間接雷に対して，雷サージによる影響を軽減することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
98	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，落雷により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
99	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類及び小動物の侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－１ 自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・森林火災に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－４ 外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の常設重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は，近隣工場等の火災，爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 ・常設重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の常設重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「VI－１－１－１－４－３ 外部火災への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－４－４ 外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
101	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保により，常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護の計画を保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 (評価要求)	○	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針 基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
102	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5 環境条件等 (1) 環境条件 a.常設重大事故等対処設備】 ・塩害に対して常設重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－１ 自然現象等への配慮に関する説明書」にて考慮する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
103	また，屋外の常設重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「VI－１－１－８　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪，火山の影響（降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等）に対するフィルタ交換，清掃及び除灰については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針（常設重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（フィルタの目詰まり等）に対して常設重大事故等対処設備は，フィルタ交換及び清掃を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。 火山の影響（フィルタの目詰まり等）に対するフィルタ交換及び清掃については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
104	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被波防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 敷地内における化学物質の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，屋内の常設重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被波防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
105	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対応に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
106	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「VI－１－１－８　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
107	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 ただし，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備のうち常設重大事故等対処設備は，内部発生飛散物を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
108	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換，清掃及び除灰，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換，清掃及び除灰については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対して常設重大事故等対処設備は，フィルタ交換及び清掃を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。 火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換及び清掃については，保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
109	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，耐食性を有する材料とすること，腐食性液体の影響が及ばない位置へ設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるよう，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	冒頭宣言	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるよう，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対するための可搬型重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2)重大事故等における条件の影響」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
109	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 a.常設重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，耐食性を有する材料とすること，腐食性液体の影響が及ばない位置へ設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
110	常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
111	重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるよう，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	冒頭宣言	○	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(常設重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　a.常設重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備において，主たる流路の機能を維持できるよう，主たる流路に影響を与える範囲について，主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
112	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 ・使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。 ・同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重への具体的な設計方針は「(2)重大事故等における条件の影響」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
113	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
114	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して，これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は，系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備のうち水供給設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駮沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は，耐腐食性材料を使用する設計とする。また，尾駮沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
116	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
117	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，火災に対しては「9.2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言（評価要求）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，火災に対しては「2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，可搬型重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。また，化学薬品の漏えいによって必要な機能が損なわれない機器を除く設備が没液，被液の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対する評価方針及び評価結果については，「VI－１－１－６　再処理施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」及び「VI－１－１－７　再処理施設の化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また，可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 ・また，尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波警報の解除後に対応を開始すること，津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること，これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「別紙４　可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 ・風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
117	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して，地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は，「2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
118	また，当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とするとともに，当該設備周辺の資機材の落下，転倒による損傷を考慮して，当該設備周辺の資機材の落下防止，転倒防止，固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
119	溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，火災に対しては「9.2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 （評価要求）	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，火災に対しては「2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，可搬型重大事故等対処設備のうち，溢水によって必要な機能が損なわれない静的な機器を除く設備が没水，被水等の影響を受けて機能を損なわない設計とする。また，化学薬品の漏えいによって必要な機能が損なわれない機器を除く設備が没液，被液の影響を受けて機能を損なわない設計とする。想定する溢水及び化学薬品の漏えいによる影響に対する評価方針及び評価結果については，「VI－１－１－６　再処理施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」及び「VI－１－１－７　再処理施設の化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一 第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
120	津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「3.2　津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また，可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・津波に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－７　津波への配慮に関する説明書」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 ・また，尾駮沼取水場所A，尾駮沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)における可搬型重大事故等対処設備の据付けは，津波警報の解除後に対応を開始すること，津波警報の発令確認時に対応中の場合は一時的に退避すること，これら以外の可搬型重大事故等対処設備の据付けは，使用時に津波の影響を受けるおそれのない場所を選定することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備の据付けについては「別紙４　可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 ・風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，主排気筒管理建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一 第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
121	風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。 ・火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，フィルタの目詰まり等を考慮し，損傷防止措置としてフィルタ交換及び清掃を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。 フィルタ交換及び清掃を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。 ・凍結に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する最低気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する日最大１時間降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，VI-1-1-5　落雷への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b. 可搬型重大事故等対処設備】 ・積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除雪により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除雪については保安規定に定めて，管理する。 ・降下火災物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて，管理する。 ・落雷に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪荷重，降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等を考慮し，損傷防止措置として除雪，フィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪，フィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	凍結，高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	直撃雷に対して，構内接地網と連接した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響による荷重への具体的な設計方針は「(3)自然現象により発生する荷重の影響」に示す。 ・火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，フィルタの目詰まり等を考慮し，損傷防止措置としてフィルタ交換及び清掃を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。フィルタ交換及び清掃を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。 ・凍結に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する最低気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・高温に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する設計外気温に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，高温防止対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降水に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する日最大１時間降水量に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，防水対策により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，「VI-1-1-1-5　落雷への配慮に関する説明書」にて設定する雷撃電流に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，直撃雷に対して，当該設備は当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除雪により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除雪については保安規定に定めて，管理する。 ・降下火砕物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
123	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，積雪荷重，降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等を考慮し，損傷防止措置として除雪，フィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備を実施することにより，重大事故等に対処するための機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪，フィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備を実施することについては，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
124	凍結，高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，凍結防止対策，高温防止対策及び防水対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
125	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は，直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
126	直撃雷に対して，構内接地網と連接した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類，小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，添付書類「Ⅵ－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「Ⅵ－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災及び爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「Ⅵ－１－１－４－３　外部火災への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「Ⅵ－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・塩害に対して可搬型重大事故等対処設備は，添付書類「Ⅵ－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの保管，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本電業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等 （可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
127	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，鳥類，昆虫類，小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件，b.可搬型重大事故等対処設備】 ・生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は，添付書類「VI－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて選定する対象生物に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，これら生物の侵入を防止又は抑制することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「VI－１－１－１－４　外部火災への配慮に関する説明書」にて設定する輻射強度を考慮し，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・具体的には，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，森林火災からの輻射強度の影響に対し，建屋等又は屋外の可搬型重大事故等対処設備の表面温度が許容温度となる危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離を確保する。また，可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備は，近隣工場等の火災及び爆発に対し，危険距離を算出し，その危険距離を上回る離隔距離が確保されていることを確認する。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋等及び屋外の可搬型重大事故等対処設備に対する輻射強度の算出，危険距離の算出等の評価方針については，「VI－１－１－１－４－３　外部火災への配慮が必要な施設の評価方針」に基づくものとし，離隔距離の確保に関する評価条件及び評価結果を「VI－１－１－１－４－４　外部火災防護に関する評価結果」に示す。 ・塩害に対して可搬型重大事故等対処設備は，添付書類「VI－１－１－１－１　自然現象等への配慮に関する説明書」にて設定する影響に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへのフィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して可搬型重大事故等対処設備は，再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいに対して，機能を損なわない設計とする。具体的には，屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの損傷を防止できる建屋等内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なうおそれがない設計とする。また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの保管，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，電磁波の影響に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，電磁的障害に対して重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な計測制御系は日本産業規格に基づきノイズ対策を行うとともに，電気的及び物理的な独立性を持たせることにより，重大事故等時に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一						
128	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，防火帯の内側に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
129	また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
130	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置，直接外気を取り込む施設の防食処理により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また，屋外の可搬型重大事故等対処設備は，屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
131	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
132	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
133	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響(降下火砕物による積載荷重， フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換，清掃，除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対して可搬型重大事故等対処設備は，フィルタ交換及び清掃を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除雪により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降下火災物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
135	積雪に対する除雪，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換及び清掃については，保安規定に定めて，管理する。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・除雪については保安規定に定めて，管理する。 ・除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
136	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち，配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，腐食性液体の影響が及ばない位置へ保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
137	可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (4)　重大事故等対処設備の設置場所	【2.5　環境条件等　(4)　重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
133	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (1)　環境条件 b.可搬型重大事故等対処設備 (3)　自然現象により発生する荷重の影響 b.可搬型重大事故等対処設備	【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し，影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 内部発生飛散物に対する評価方針及び評価結果については，「Ｖ－１－１－８　再処理施設の内部発生飛散物による損傷防止に関する説明書」に示す。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
134	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換，清掃，除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対して可搬型重大事故等対処設備は，フィルタ交換及び清掃を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・積雪荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除雪により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ・降下火災物による荷重に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は，除灰及び屋内への配備により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
135	積雪に対する除雪，火山の影響(降下火砕物による積載荷重，フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換，清掃，除灰及び屋内への配備については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 火山の影響(フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換及び清掃については，保安規定に定めて，管理する。 【2.5　環境条件等　(3)　自然現象により発生する荷重の影響　b.可搬型重大事故等対処設備】 ・除雪については保安規定に定めて，管理する。 ・除灰及び屋内への配備については保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
136	設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち，配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 具体的には，腐食性液体の影響が及ばない位置へ保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
137	可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－		【2.5　環境条件等　(1)　環境条件　b.可搬型重大事故等対処設備】 可搬型重大事故等対処設備は，同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (4)　重大事故等対処設備の設置場所	【2.5　環境条件等　(4)　重大事故等対処設備の設置場所】 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計，又は遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備の設置場所））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5　環境条件等　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
140	9.2.6　操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含む重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含む重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 ・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。 ・現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
141	a．操作の確実性 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
142	操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
143	現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
145	現場において人力で操作を行う弁等は，手動操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
146	現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 (5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所	【2.5　環境条件等　(5)　可搬型重大事故等対処設備の設置場所】 可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定，当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計，遮蔽設備を有する中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
140	9.2.6　操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 ・重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。 ・操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。 ・現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ・現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。 ・現場において人力で操作を行う弁等は，手動操作が可能な設計とする。 ・現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。 ・現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
141	a．操作の確実性 重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため，重大事故等における条件を考慮し，操作する場所において操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
142	操作する全ての設備に対し，十分な操作空間を確保するとともに，確実な操作ができるよう，必要に応じて操作足場を設置する。また，防護具，可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
143	現場操作において工具を必要とする場合は，一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて，確実に作業ができる設計とする。工具は，作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう，人力又は車両等による運搬，移動ができるとともに，必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また，電源操作が必要な設備は，感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
145	現場において人力で操作を行う弁等は，手動操作が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
146	現場での接続操作は，ボルト・ネジ接続，フランジ接続又はより簡便な接続方式等，接続方式を統一することにより，速やかに，容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
148	また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，以下の設計とする。 ・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，湿水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	施設共通　基本設計方針	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
150	b．系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な弁等を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針（重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
151	c．可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
152	d．再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，以下の設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
153	アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，湿水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
154	アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波（敷地に遡上する津波を含む。），洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	基本方針（アクセスルート）	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
148	また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・また，重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は，必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。 ・重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な非等を設ける設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，配管・ダクト・ホースはロ径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。 ・想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，以下の設計とする。 ・アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波(敷地に遡上する津波を含む。)，洪水，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
150	b．系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は，通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように，系統に必要な非等を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
151	c．可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし，配管・ダクト・ホースはロ径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また，同一ポンプを接続するホースは流量に応じて口径を統一すること等により，複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
152	d．再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況を把握するため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう，以下の設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
153	アクセスルートは，環境条件として考慮した事象を含め，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても，運搬，移動に支障をきたすことのないよう，迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
154	アクセスルートに対する自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波(敷地に遡上する津波を含む。)，洪水，風(台風)，竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象及び森林火災を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
155	アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(アクセスルート)	基本方針（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
156	なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針(アクセスルート)	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
157	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを３台使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針（アクセスルートの確保）		【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 屋外のアクセスルートは，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを３台使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
158	屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの湿水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの湿水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
159	尾駮沼取水場所Ａ，尾駮沼取水場所Ｂ又は二又川取水場所Ａ(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
155	アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・アクセスルートに対する人為事象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，アクセスルートへの影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発，ダムの崩壊，船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 ・なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
156	なお，洪水，ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては，道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。生物学的事象に対しては，容易に排除可能なため，アクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
157	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを３台使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	設置要求	○	ホイールローダ	ホイールローダ	－		【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 屋外のアクセスルートは，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊，周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)，その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物，積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下，爆発)を想定し，複数のアクセスルートの中から状況を確認し，早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを３台使用する。ホイールローダは，必要数として３台に加え，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台，合計７台を保有数とし，分散して保管する設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
158	屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	運用要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 屋外のアクセスルートは，地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては，道路上への自然流下も考慮した上で，通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 道路上への自然流下に対する評価手法及び評価結果について説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
159	尾駮沼取水場所Ａ，尾駮沼取水場所Ｂ又は二又川取水場所Ａ(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに漂上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 敷地外水源の取水場所及び取水場所への屋外のアクセスルートに漂上するおそれのある津波に対しては，津波警報の解除後に対応を開始する。なお，津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え，非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避することを保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 設計方針（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・屋外のアクセスルートは，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより，通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。 ・タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
161	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 設計方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
162	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。 屋外のアクセスルートの地震発生時における，火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については，「火災防護計画」に定める。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
163	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
164	屋内のアクセスルートは，「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求 評価要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・屋内のアクセスルートは，「Ⅳ 再処理施設の耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。 ・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。 ・屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
165	屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	基本方針(アクセスルート)	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
166	屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保） 評価（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
160	屋外のアクセスルートは，「3.1　地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・屋外のアクセスルートは，「Ⅳ再処理施設の耐震性に関する説明書」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策を行う設計とする。また，ホイールローダによる復旧を行うことを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより，通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・ホイールローダの復旧による崩壊土砂及び不等沈下等に対する対処について説明する。 ・タイヤチェーンを装着できる車両の設置について説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
161	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して，車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。また，道路については，融雪剤を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求 設置要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
162	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 ・屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。 屋外のアクセスルートの地震発生時における，火災の発生防止対策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止対策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については，「火災防護計画」に定める。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
163	屋外のアクセスルートは，考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては，消防車による初期消火活動を行うことを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
164	屋内のアクセスルートは，「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	運用要求 評価要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 d.再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・屋内のアクセスルートは，「Ⅳ再処理施設の耐震性に関する説明書」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。 ・屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。 ・屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。 【別紙3　可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】 ・アクセスルートに想定される地震に対する評価結果について説明する。 ・屋内のアクセスルートに想定される自然現象及び人為事象に対する評価結果について説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
165	屋内のアクセスルートは，津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。	冒頭宣言	○	基本方針(アクセスルート)	基本方針(アクセスルート)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
166	屋内のアクセスルートは，自然現象及び人為事象として選定する風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発，有毒ガス及び電磁的障害に対して，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一 第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
167	屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 ・屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
168	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（アクセスルートの確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
169	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。 ・また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。 ・再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
170	試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
171	また，保守及び修理は，維持活動としての点検（日常の運転管理の活用を含む。），取替え，保修等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
172	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
173	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
174	9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動の地震に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震動の地震に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
167	屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 ・屋内のアクセスルートにおいては，機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を確保するため薬品防護具を配備し，必要に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。 また，地震時に通行が阻害されないように，アクセスルート上の資機材の落下防止，転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。 ・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
168	屋外及び屋内のアクセスルートにおいては，被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することを保安規定に定めて，管理する。また，夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
169	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 ・重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 ・試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。 ・また，保守及び修理は，維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)，取替え，保修等が実施可能な設計とする。 ・再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。 ・構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
170	試験又は検査は，使用前事業者検査，定期事業者検査，自主検査等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
171	また，保守及び修理は，維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)，取替え，保修等が実施可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
172	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は，再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き，定期的な試験又は検査ができる設計とする。また，多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては，各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
173	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は，原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし，機能・性能確認，各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより，分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(重大事故等対処設備)	基本方針(重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
174	9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動を超える地震動の地震に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	【2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 基準地震動を超える地震動の地震に対して機能維持が必要な施設については，重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し，重大事故等対処施設の構造上の特徴，重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し，基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として，以下のとおり耐震設計を行う。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
175	a．重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，内包する放射性物質(液体，気体，固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと，地震による変形等により臨界に至らないこと，放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	再処理施設　各建屋 重大事故等対処設備	評価（耐震）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 Ⅳ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	【2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 a．重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，内包する放射性物質(液体，気体，固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと，地震による変形等により臨界に至らないこと，放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 b．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，崩壊熱除去，水素排気，放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・また，a．及びb．の設備を設置する建物・構築物は，基準地震動を1.2倍した地震力に対し，重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として，重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと，重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 ・具体的には，再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ，建物・構築物自体が倒壊せず，壁，床，天井に多少のひびが発生したとしても，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，建物の構造が維持される設計とする。 ・基準地震動を1.2倍した地震力に対して機能維持が必要な設備に対する成立性確認については，「Ⅳ－６－１　基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認の基本方針」に基づくものとし，耐震性確認結果については「Ⅳ－６－２　基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対する耐震性確認結果」に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。 ・基準地震動を1.2倍した地震力に対する可搬型重大事故等対処設備の成立性確認については，「別紙４　可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づくものとし，耐震性確認結果については，「Ⅳ－６－２－４　可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書」に示す。 【Ⅳ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書】 静的地震力，動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
176	b．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，崩壊熱除去，水素排気，放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	再処理施設　各建屋 重大事故等対処設備	評価（耐震）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
177	また，a．及びb．の設備を設置する建物・構築物は，基準地震動を1.2倍した地震力に対し，重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として，重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと，重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には，再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ，建物・構築物自体が倒壊せず，壁，床，天井に多少のひびが発生したとしても，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，建物の構造が維持される設計とする。	評価要求	再処理施設　各建屋	評価（耐震）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
178	（２）可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	可搬型重大事故等対処設備	評価（耐震）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
175	a．重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，内包する放射性物質(液体，気体，固体)の閉じ込めのバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと，地震による変形等により臨界に至らないこと，放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	使用済燃料受入れ貯蔵建屋 重大事故等対処設備	再処理施設　各建屋(使用済燃料受入れ貯蔵建屋以外) 重大事故等対処設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 Ⅳ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書	【2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計】 a．重大事故等の起因となる異常事象の選定において基準地震動を1.2倍した地震力を考慮する設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，内包する放射性物質(液体，気体，固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしないこと，地震による変形等により臨界に至らないこと，放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により，容器等が落下又は転倒しないこと及び収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しないことのために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 b．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，崩壊熱除去，水素掃気，放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・また，a，及びb．の設備を設置する建物・構築物は，基準地震動を1.2倍した地震力に対し，重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として，重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと，重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 ・具体的には，再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ，建物・構築物自体が倒壊せず，壁，床，天井に多少のひびが発生したとしても，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，建物の構造が維持される設計とする。 ・基準地震動を1.2倍した地震力に対して機能維持が必要な設備に対する成立性確認については，「Ⅳ－６－１　基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認の基本方針」に基づくものとし，耐震性確認結果については「Ⅳ－６－２　基準地震動Ｓｓを1.2倍した地震力に対する耐震性確認結果」に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。 ・基準地震動を1.2倍した地震力に対する可搬型重大事故等対処設備の成立性確認については，「別紙４　可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づくものとし，耐震性確認結果については，「Ⅳ－６－２－４　可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書」に示す。 【Ⅳ-6　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書】 静的地震力，動的地震力に対する設計の考慮及び重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界に対する設計の考慮について説明する。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
176	b．地震を要因として発生する重大事故等に対処する重大事故等対処設備は，基準地震動を1.2倍した地震力に対して，崩壊熱除去，水素掃気，放出経路の維持及び放出抑制の重大事故等に対するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	○	使用済燃料受入れ貯蔵建屋 重大事故等対処設備	再処理施設　各建屋(使用済燃料受入れ貯蔵建屋以外) 重大事故等対処設備	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
177	また，a．及びb．の設備を設置する建物・構築物は，基準地震動を1.2倍した地震力に対し，重大事故等に対する対処が成立することを確認することを目的として，重大事故等対処の実施に対して妨げにならないこと，重大事故等対処設備が倒壊等することなく放射性物質及び放射線 の過度の放出防止機能を確保する設計とする。 具体的には，再処理施設における重大事故等への対処方法及び重大事故等により外部への放出に至るおそれのある放射性物質の特徴を踏まえ，建物・構築物自体が倒壊せず，壁，床，天井に多少のひびが発生したとしても，建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し，建物の構造が維持される設計とする。	評価要求	○	使用済燃料受入れ貯蔵建屋	再処理施設　各建屋(使用済燃料受入れ貯蔵建屋以外)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
178	(２)可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は，各保管場所における基準地震動を1.2倍した地震力に対して，転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに，動的機器については加振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないことを確認する。また，ホース等の静的機器は，複数の保管場所に分散して保管することにより，地震により重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない設計とする。	評価要求	○	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
									第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
179	9.2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は，「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第３項第６号にて，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 ・再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって，再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
180	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
181	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
182	(3) 落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
183	風（台風），竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
184	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
185	津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
186	したがって，再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む）及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針（可搬型重大事故等対処設備）	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
179	9.2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている 再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・可搬型重大事故等対処設備は，「再処理施設の技術基準に関する規則」の第三十六条第３項第６号にて，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 ・再処理施設の可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針を以下に示す。 ・可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。 ・可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。 ・敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。 ・風(台風)，竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 ・津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。 ・したがって，再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
180	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内，建屋近傍，外部保管エリアは，発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるとともに，発火源に対する対策，水素に対する換気及び漏えい検出対策及び接地対策，並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
181	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は，可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし，不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は，代替材料を使用する設計とする。また，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して，他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
182	(3) 落雷，地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性，可搬型重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風(台風)，竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
183	風(台風)，竜巻及び森林火災は，それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように，自然現象から防護する設計とすることで，火災の発生を防止する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
184	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては，侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
185	津波，凍結，高温，降水，積雪，生物学的事象及び塩害は，発火源となり得る自然現象ではなく，火山の影響についても，火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると，発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
186	したがって，再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として，落雷，地震，竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように，火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
187	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8　可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。 ・重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。 ・消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
188	消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
189	消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
190	火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
191	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
192	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
193	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
194	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針（可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
187	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	【2.8 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針】 ・火災の感知及び消火については，可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに，火災の発生場所を特定するために，固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。 ・消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。 ・消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。 ・火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。 ・重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。 ・消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。 ・火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
188	消火設備のうち消火栓，消火器等は，火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
189	消火設備は，可燃性物質の性状を踏まえ，想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
190	火災時の消火活動のため，大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
191	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには，重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し，初期消火活動については保安規定に定めて，管理する。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
192	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち，火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，固定式消火設備を設置することにより，消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
193	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として，蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
194	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持されるよう，凍結，風水害，地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	－			第２Gr（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第38条：臨界事故の拡大を防止するための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.2　溶解施設 2.2.2.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合，溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し，溶解槽を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合，溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し，溶解槽を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する溶解設備の溶解槽を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図） 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 （許可文中、第6.2.2-1表（1）、第6.2.2-1図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，設計基準対象の施設と兼用する溶解設備の溶解槽を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽 ・溶解槽	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽 ・溶解槽	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.2　溶解施設 2.2.2.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合，溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し，溶解槽を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 溶解設備の溶解槽において臨界事故が発生した場合，溶解槽に可溶性中性子吸収材を供給し，溶解槽を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	－	－	－	－	－	－	－	－
2	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 計装設備	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。
3	また，設計基準対象の施設と兼用する溶解設備の溶解槽を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 また，設計基準対象の施設と兼用する溶解設備の溶解槽を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
4	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽 ・溶解槽	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3. 臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，溶解設備の溶解槽に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
5	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管 ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽 ・溶解槽	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸収材緊急供給系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可溶性中性子吸収材緊急供給系と異なる設備とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
8	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，共通要因によって設計基準事故に対処するための設備である可溶性中性子吸収材緊急供給系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可溶性中性子吸収材緊急供給系と異なる設備とすることで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－
11	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
12	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
13	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，溶解設備の溶解槽１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針(個数及び容量)	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，溶解設備の溶解槽１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に２系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に２系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁 ○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，溶解設備の溶解槽１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，溶解設備の溶解槽１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に２系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	－	－	－	－	－	－	－	－
15	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に２系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－
16	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－
17	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○	－	○代替可溶性中性子吸収材緊急供給弁	<主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	○	－	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	－	－	<検出器> ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。
18	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
19	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
20	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－
21	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－
22	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「ハ，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.○　代替安全冷却水系」及び「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路からの信号による代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 （許可文中、第4.3-5表(1)、第4.3-5図）	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（代替可溶性中性子吸収材緊急供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
24	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.○　代替安全冷却水系」及び「2.9.2.1(1)　代替可溶性中性子吸収材緊急供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
25	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路からの信号による代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.2　溶解施設 2.2.2.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図） （許可文中、第6.2.3-1表(1)、第6.2.3-1図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	また，設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用) ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	設計方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用) ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.2　溶解施設 2.2.2.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	－	－	－	－	－	－	－	－
27	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 計装設備	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。
28	また，設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 また，設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
29	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用) ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
30	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用) ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針	3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
33	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－
34	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
35	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」及び「2.9.○　代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
36	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－
37	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に４系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に４系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(エンドピース酸洗浄槽用) ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽(ハル洗浄槽用)	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(エンドピース酸洗浄槽用) ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(ハル洗浄槽用) ○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，揮発性した放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に４系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	－	－	－	－	－	－	－	－
39	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，前処理建屋に４系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（エンドピース酸洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－
40	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（エンドピース酸洗浄槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（ハル洗浄槽用）	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－
41	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○	－	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用）	〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	○	－	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	－	－	〈検出器〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。
42	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－
43	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，揮発いした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－
44	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－		【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 2.6　試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（試験・検査）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	性能確認においては，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.3-6表(1)、第4.3-6図）	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.1(2)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－
47	性能確認においては，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－			－	－	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.4　精製施設 2.4.2.1　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図） （許可文中、第6.2.3-1表(1)、第6.2.3-2図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 また、設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	また、設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用しない主配管 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	設計方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生したと機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用しない主配管 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ-1　基本設計方針 第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.4　精製施設 2.4.2.1　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。また，緊急停止系の操作によって速やかに液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。
49	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	－						○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 計装設備	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁及び重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁，安全保護回路の一部である重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。
50	また、設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 また，設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用しない主配管 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器において臨界事故の発生を判定した場合に，臨界事故が発生した機器に対して可溶性中性子吸収材を自動で重力流により供給できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽には，未臨界に移行するために必要な可溶性中性子吸収材を内包できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	－	－	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料		
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器により，臨界事故が発生した機器周辺の線量率の上昇を検知し，臨界事故が発生したと判定したことを条件とし，直ちに経路上の弁を開放することにより，自動で臨界事故が発生した機器に，重力流により可溶性中性子吸収材を供給し，10分以内に可溶性中性子吸収材の供給が完了できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用しない主配管 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「2.9.2.2(1)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「2.9.2.2(1)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
54	また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 また，弁を多重化すること等により，臨界事故時に確実に可溶性中性子吸収材を供給できる設計とする。さらに，可溶性中性子吸収材の供給が自動で開始されたことを，中央制御室において確認できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故が発生した場合における放射線の影響を考慮しても，確実に可溶性中性子吸収材が供給できるよう，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁は，駆動源の喪失又は系統の遮断が発生した場合には，フェイルセイフにより弁を開とする設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-4 配置図 Ⅵ-2-5 構造図	
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	－	－	＜容器＞ ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，化学薬品を内包するため，化学薬品の漏えい源とならないよう設計することとし，具体的には適切な材料を選定し，耐震性を確保し及び誤操作による漏えいを防止できる設計とする。
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。
58	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
59	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，精製建屋に２系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-2-3 系統図 Ⅵ-2-5 構造図		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○計装設備 臨界検知用放射線検出器	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる積製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び披液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，備えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，可溶性中性子吸収材が確実かつ迅速に供給できるよう，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，精製建屋に２系列を設置する設計とする。 可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。
61	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽は，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要となる可溶性中性子吸収材量に対して容量に十分な余裕を有して可溶性中性子吸収材を内包できる設計とし，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用） ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	
62	可溶性中性子吸収材は硝酸ガドリニウムとし，その濃度は硝酸ガドリニウムの溶解度に十分な余裕を持たせ，約150ｇ・Ｇｄ／Ｌとする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第５一時貯留処理槽用） ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽（第７一時貯留処理槽用）	－	－	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-2-3 系統図 VI-2-5 構造図	
63	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○計器 臨界検知用放射線検出器	－	－	<主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <検出器> ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故時において，臨界検知用放射線検出器の誤差を考慮して確実に作動する設計とする。
64	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。
65	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。
66	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び披液防護する設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－		
67	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，備えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○設計基準対象の施設と兼用する主配管 ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料		
68	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.6　試験・検査性 2.6.1　基本方針 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（試験・検査）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	性能確認においては，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 （許可文中、第4.5-6表(1)、第4.5-8図）	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.　重大事故等対処設備 2.6　試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。
70	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(1)　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系」に示す。
71	性能確認においては，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路からの信号による重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の弁の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－1　基本設計方針 第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)） 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	基本方針		重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。											
35	臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。 臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ-1　基本設計方針 第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	—	—	—		
32	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	臨界検知用放射線検出器	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。
33	臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	臨界検知用放射線検出器	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。
34	臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。	機能要求②							○	—	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。
35	臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。 臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。
37	臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「2 out of 3」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「2 out of 3」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋用） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○空気圧縮機														
			【精製建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○空気圧縮機														
39	臨界検知用放射線検出器への給電は計測制御用交流電源設備からとし，外部電源の喪失等により電源が遮断され，誤警報を発することがない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-2-3　系統図	【系統図】 前処理建屋の電気設備の単線結線図、精製建屋の電気設備の単線結線図より、計測制御用交流電源について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	機能要求②	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	機能要求② 〇重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系 【前処理建屋】 〇重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） 〇重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用） 〇廃ガス貯留設備の隔離弁 〇せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 〇空気圧縮機 【精製建屋】 〇重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） 〇重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） 〇廃ガス貯留設備の隔離弁 〇精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 〇精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 〇空気圧縮機	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ＜主要弁＞ ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） ＜圧縮機＞ ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 ＜主要弁＞ ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） ＜ファン＞ ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋用） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。
39	臨界検知用放射線検出器への給電は計測制御用交流電源設備からとし，外部電源の喪失等により電源が遮断され，誤警報を発することがない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-2-3　系統図	【系統図】 前処理建屋の電気設備の単線結線図、精製建屋の電気設備の単線結線図より、計測制御用交流電源について説明する。
40	臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。
41	臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	－	－	＜検出器＞ ・計測範囲	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。
42	臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	＜検出器＞ ・計測範囲 ・警報動作範囲 ＜インターロック＞ ・設定値	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり２台設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6 計装設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.6 計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり２台設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。
44	臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	臨界検知用放射線検出器	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6 計装設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.6 計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発することや又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	－	－	＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 （緊急停止系は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路とともに記載する）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。
47	臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。
48	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。											
50	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.3　安全保護回路 3.3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求							○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
50	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成する設計とする。
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	<インターロック> ・設定値	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。
54	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－		
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な時期とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	（以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，臨界事故の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	（以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，臨界事故の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
58	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－1　基本設計方針 第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)） 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	基本方針		重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。											
35	臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。 臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
30	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ-1　基本設計方針 第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，臨界事故が発生した機器に可溶性中性子吸収材を供給し，臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。また，緊急停止系の操作によって速やかに固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで未臨界を維持するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。
31	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界検知用放射線検出器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び設計基準対象の施設のせん断機を停止する回路，精製建屋第５一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁及び精製建屋第７一時貯留処理槽への移送機器を停止するための弁で構成する。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	—	—	—		
32	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	臨界検知用放射線検出器	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，臨界事故が発生した機器から放出される核分裂に伴う放射線を計測することで，臨界事故が発生した場合にその発生を即座に検知できる設計とする。
33	臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	臨界検知用放射線検出器	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，臨界事故の発生を仮定する機器１基当たり十分な台数を設ける設計とする。
34	臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。	機能要求②							○	—	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。
35	臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	—	—	〈計測装置〉 ・検出器の種類	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の種類は，放射線の測定原理が単純であり，放射線計測分野で多く用いられているガンマ線用検出器とする。 臨界検知用放射線検出器は，高線量に曝露された場合でも窒息現象が生じにくい測定方式とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中，第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器からの警報信号は臨界検知用放射線検出器の論理回路に入力し，論理回路により臨界事故の発生を判定する設計とする。
37	臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「2 out of 3」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界事故の発生の判定には，臨界検知用放射線検出器の誤作動等を考慮して，臨界検知用放射線検出器からの警報の「2 out of 3」論理を用い，同時に２台以上の臨界検知用放射線検出器から警報が発せられた場合に臨界事故が発生したと判定する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋用） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○空気圧縮機														
			【精製建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○空気圧縮機														
39	臨界検知用放射線検出器への給電は計測制御用交流電源設備からとし，外部電源の喪失等により電源が遮断され，誤警報を発することがない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-2-3　系統図	【系統図】 前処理建屋の電気設備の単線結線図、精製建屋の電気設備の単線結線図より、計測制御用交流電源について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	機能要求②	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	機能要求②	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
38	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	－	－	<インターロック> ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋用） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.2　重大事故時可溶性中性子吸収材供給系】【3.1.1.5　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋用）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，臨界事故が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，臨界事故への対処を促すとともに，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の供給弁の開信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備のせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。
											【前処理建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（エンドピース酸洗浄槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（ハル洗浄槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○空気圧縮機			<圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <ファン> ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機		
											【精製建屋】 ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第５一時貯留処理槽用） ○重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁（第７一時貯留処理槽用） ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○空気圧縮機					
39	臨界検知用放射線検出器への給電は計測制御用交流電源設備からとし，外部電源の喪失等により電源が遮断され，誤警報を発することがない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-2-3　系統図	【系統図】 前処理建屋の電気設備の単線結線図、精製建屋の電気設備の単線結線図より、計測制御用交流電源について説明する。
40	臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備 Ⅵ-2-4　配置図	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の配置は，臨界事故が発生した場合に線量率の上昇を検知しやすいよう，臨界事故が発生する機器に可能な限り近接させるとともに，遮蔽体を考慮しても臨界事故を確実に検知できる設計とする。
41	臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○計装設備 ・臨界検知用放射線検出器	－	－	<検出器> ・計測範囲	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6　計装設備	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.1.6　計装設備】 臨界検知用放射線検出器の測定範囲については，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）に対し，核分裂率が一桁の上振れ又は下振れを生じた場合においても測定できる設計とする。
42	臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	<検出器> ・計測範囲 ・警報動作範囲 <インターロック> ・設定値	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の警報設定値は，想定される臨界事故の規模（プラト一期における核分裂率が１×1015ｆｉｓｓｉｏｎｓ／ｓ）の臨界事故が発生した場合に，線量率の上昇を検知して確実に警報を発するよう設定し，具体的には通常想定される線量率の変動を考慮するとともに，バックグラウンドレベルの50倍を目安に設定する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり２台設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6 計装設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.6 計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	機能要求②	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 臨界検知用放射線検出器の論理回路は，１系列当たり２台設ける多重化構成とし，臨界検知用放射線検出器の信号を分配して入力することにより，片方の論理回路の機能が喪失した場合でも臨界事故の検知機能を喪失しない設計とする。
44	臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	臨界検知用放射線検出器	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.6 計装設備	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.6 計装設備】 臨界検知用放射線検出器は，複数の検出器及び論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発することや又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。
45	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 ・緊急停止系	－	－	＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 （緊急停止系は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路とともに記載する）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故が発生した機器への固体状又は液体状の核燃料物質の移送を停止することで，未臨界を維持できる設計とする。
46	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.1　可溶性中性子吸収材の自動供給に使用する設備 3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の計測範囲，警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.1.5 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。
47	臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故は，同時又は連鎖して発生することはないことから，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，溶解施設又は精製施設の臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。
48	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。											
50	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3.3　安全保護回路 3.3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
49	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求							○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
50	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
51	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成し，未臨界に移行し，及び未臨界を維持できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は，臨界事故の発生を仮定する機器当たり１系列で構成する設計とする。
52	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	<インターロック> ・設定値	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故が発生した場合に，重大事故時可溶性中性子吸収材供給系及び廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である臨界検知用放射線検出器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。
53	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の個数を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の臨界検知用放射線検出器は，前処理建屋に４系列を設置し，精製建屋に２系列を設置する設計とする。 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。
54	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－		
55	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な時期とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	（以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，臨界事故の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
56	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	2.9　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	（以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
57	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の緊急停止系は中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，臨界事故の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。
58	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.3　重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」に示す。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.2　廃ガス貯留設備 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2	臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3	臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4	廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)） 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 （許可文中、第6.2.2-1表（1）、第6.2.2-1図） 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図） 重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.2　廃ガス貯留設備 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。
2	臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
3	臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
4	廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
5	また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	機能要求②	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路の計測範囲及び警報設定値について説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			重大事故時供給停止回路														
			【前処理建屋】 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁														
			【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁														
7	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニット ○精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） 3.1.3.5　精製建屋換気設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.5　精製建屋換気設備】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			主排気筒														

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁	〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 重大事故時供給停止回路 【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	－	－	<インターロック> ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路の計測範囲及び警報設定値について説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。
7	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○ ○	－ －	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニット ○精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機 ○主排気筒	－ －	－ －	<配管・ダクト> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈ファン〉 ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機 －	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） 3.1.3.5　精製建屋換気設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.5　精製建屋換気設備】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○安全弁 【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○安全弁	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○逆止弁 【精製建屋】 ○逆止弁	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○安全弁	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○安全弁	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 <主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <ファン> ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。
9	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○逆止弁	<主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○逆止弁	－	－	<主要弁> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。
11	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。
12	その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.10　低レベル廃液処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.10　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。
14	引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。
15	廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.10　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.10　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	廃ガス貯留設備は，共通要因によってせん断処理・溶解廃ガス処理設備及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁により隔離することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模より大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	廃ガス貯留設備の系統は，共通要因によって精製建屋換気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，系統構成として独立性を有する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。
17	廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。
18	廃ガス貯留設備は，共通要因によってせん断処理・溶解廃ガス処理設備及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁により隔離することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
19	廃ガス貯留設備の系統は，共通要因によって精製建屋換気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，系統構成として独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
20	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
21	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	△	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	廃ガス貯留設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23	廃ガス貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
24	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
25	廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（個数及び容量）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
26	廃ガス貯留設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガス洗浄塔 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の凝縮器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のデミスタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のよう素フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の冷却器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	設計方針（環境条件等）	Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 Ⅴ-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 Ⅴ-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 Ⅴ-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時に廃ガス貯留設備が耐圧強度を有することを説明する。 【Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
27	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の関
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	廃ガス貯留設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
23	廃ガス貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
24	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。
25	廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
26	廃ガス貯留設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガス洗浄塔 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の凝縮器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のデミスタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のよう素フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の冷却器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	－	－	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） 〈ファン〉 ・主要材料	Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 Ⅴ-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 Ⅴ-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 Ⅴ-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時に廃ガス貯留設備が耐圧強度を有することを説明する。 【Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
27	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよ	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよ
28	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	廃ガス貯留設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）	2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	環境，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	廃ガス貯留設備は，想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	廃ガス貯留設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－	れる条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
30	廃ガス貯留設備は，想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	廃ガス貯留設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	廃ガス貯留設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路又は重大事故時供給停止回路からの信号による廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	廃ガス貯留設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
32	廃ガス貯留設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
33	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路又は重大事故時供給停止回路からの信号による廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－		を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.2　圧縮空気設備 7.2.2.2　臨界事故時水素掃気系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器に供給し，水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器に供給し，水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，一般圧縮空気系，安全圧縮空気系，機器圧縮空気供給配管・弁及び可搬型建屋内ホース，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器に接続する溶解設備の一部である配管，精製建屋一時貯留処理設備の一部である配管，工程計装設備の一部である配管及び臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2	臨界事故時水素掃気系は，一般圧縮空気系，安全圧縮空気系，機器圧縮空気供給配管・弁及び可搬型建屋内ホース，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図） 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 （許可文中、第6.2.2-1表（1）、第6.2.2-1図） 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3	設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器に接続する溶解設備の一部である配管，精製建屋一時貯留処理設備の一部である配管，工程計装設備の一部である配管及び臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し，一般圧縮空気系から空気を機器に供給し水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行できる設計とする。	機能要求② 【前処理建屋】 〇臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） 〇臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用） 〇可搬型建屋内ホース 〇貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽 【精製建屋】 〇臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） 〇可搬型建屋内ホース 〇貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽 【ユーティリティ建屋】 〇臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） 〇臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.2　臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に使用する設備 3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系 VI-2-3 系統図	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し，一般圧縮空気系から空気を機器に供給し水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	臨界事故時水素掃気系の一般圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管・弁は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	三　変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 Ⅰ－１　基本設計方針 第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.2　圧縮空気設備 7.2.2.2　臨界事故時水素掃気系 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器に供給し，水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器に供給し，水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，一般圧縮空気系，安全圧縮空気系，機器圧縮空気供給配管・弁及び可搬型建屋内ホース，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器に接続する溶解設備の一部である配管，精製建屋一時貯留処理設備の一部である配管，工程計装設備の一部である配管及び臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において，臨界事故が発生した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し一般圧縮空気系から空気を機器に供給し，水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，一般圧縮空気系，安全圧縮空気系，機器圧縮空気供給配管・弁及び可搬型建屋内ホース，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器に接続する溶解設備の一部である配管，精製建屋一時貯留処理設備の一部である配管，工程計装設備の一部である配管及び臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。
2	臨界事故時水素掃気系は，一般圧縮空気系，安全圧縮空気系，機器圧縮空気供給配管・弁及び可搬型建屋内ホース，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 計装設備	－	－	－		
3	設計基準対象の施設と兼用する臨界事故の発生を仮定する機器に接続する溶解設備の一部である配管，精製建屋一時貯留処理設備の一部である配管，工程計装設備の一部である配管及び臨界事故の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	計装設備	－	－	－		
4	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し，一般圧縮空気系から空気を機器に供給し水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽 【ユーティリティ建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.2　臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に使用する設備 3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し，一般圧縮空気系から空気を機器に供給し水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行できる設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に使用する設備 3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　臨界事故時水素掃気系】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系による水素掃気に加え，可搬型建屋内ホースを敷設し，一般圧縮空気系から空気を機器に供給し水素掃気を実施することにより，機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持し，ドライ換算４ｖｏｌ％未満に移行できる設計とする。
5	臨界事故時水素掃気系の一般圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管・弁は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.○　代替安全冷却水系」及び「2.9.○　代替換気設備」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
6	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	△	－	施設共通　基本設計方針	－	－		Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，共通要因によって臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁が設置される前処理建屋及び精製建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	対処を行う建屋内に保管する場合は臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースと臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管の接続口は，共通要因によって臨界事故環境下における放射線の影響も含めて接続することができなくなることを防止するため，臨界事故発生機器からの接続口までの建屋躯体による遮蔽を考慮の上，前処理建屋及び精製建屋内の適切に離隔した隣接しないそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	臨界事故時水素掃気系は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	臨界事故時水素掃気系として用いる安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持するために必要な空気を供給できる設計とする。	機能要求② 【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 臨界事故時水素掃気系として用いる安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持するために必要な空気を供給できる設計とする。 臨界事故時に追加的に空気を供給する一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設の仕様が，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算４ｖｏｌ％未満に維持するために必要な流量に対し，十分な容量を確保できる設計とする。 臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，前処理建屋に12系列を設置し，精製建屋に４系列を設置する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		機能要求② 【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽															
		機能要求② 【ユーティリティ建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）															
12	臨界事故時に追加的に空気を供給する一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設の仕様が，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算４ｖｏｌ％未満に維持するために必要な流量に対し，十分な容量を確保できる設計とする。	機能要求② 【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース	設計方針（個数及び容量）				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		機能要求② 【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース															
		機能要求② 【ユーティリティ建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）															
13	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，前処理建屋に12系列を設置し，精製建屋に４系列を設置する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，共通要因によって臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁が設置される前処理建屋及び精製建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
8	対処を行う建屋内に保管する場合は臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
9	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースと臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管の接続口は，共通要因によって臨界事故環境下における放射線の影響も含めて接続することができなくなることを防止するため，臨界事故発生機器からの接続口までの建屋躯体による遮蔽を考慮の上，前処理建屋及び精製建屋内の適切に離隔した隣接しないそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
10	臨界事故時水素掃気系は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
11	臨界事故時水素掃気系として用いる安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持するために必要な空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽 【ユーティリティ建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 臨界事故時水素掃気系として用いる安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持するために必要な空気を供給できる設計とする。 臨界事故時に追加的に空気を供給する一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設の仕様が，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算４ｖｏｌ％未満に維持するために必要な流量に対し，十分な容量を確保できる設計とする。 臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，前処理建屋に12系列を設置し，精製建屋に４系列を設置する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-2-3 系統図	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 臨界事故時水素掃気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 臨界事故時水素掃気系として用いる安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算８ｖｏｌ％未満に維持するために必要な空気を供給できる設計とする。 臨界事故時に追加的に空気を供給する一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設の仕様が，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算４ｖｏｌ％未満に維持するために必要な流量に対し，十分な容量を確保できる設計とする。 臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，前処理建屋に12系列を設置し，精製建屋に４系列を設置する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。
12	臨界事故時に追加的に空気を供給する一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設の仕様が，臨界事故が発生した機器の気相部における水素濃度をドライ換算４ｖｏｌ％未満に維持するために必要な流量に対し，十分な容量を確保できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース 【ユーティリティ建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○臨界事故時水素掃気系の空気圧縮機（設計基準対象の施設と兼用）	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機			○	－	【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			
13	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，前処理建屋に12系列を設置し，精製建屋に４系列を設置する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			○	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
14	臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			○	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
15	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			○	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
16	臨界事故時水素掃気系は，臨界事故の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			○	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	臨界事故時水素掃気系の安全圧縮空気系は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)臨界事故時水素掃気系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	臨界事故時水素掃気系の安全圧縮空気系は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	臨界事故時水素掃気系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽 【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，想定される重大事故等が発生した場合において線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することにより，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	【前処理建屋】 ○可搬型建屋内ホース 【精製建屋】 ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋及び精製建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない前処理建屋又は精製建屋内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。 これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)臨界事故時水素掃気系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，現場においてそれぞれ簡易な接続及び弁等の手動操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続を用いる設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
17	臨界事故時水素掃気系の安全圧縮空気系は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
18	臨界事故時水素掃気系の安全圧縮空気系は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
19	臨界事故時水素掃気系は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解槽 ・エンドピース酸洗浄槽 ・ハル洗浄槽	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			△	－	【精製建屋】 ○臨界事故時水素掃気系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・第５一時貯留処理槽 ・第７一時貯留処理槽	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 <容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料		
20	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，想定される重大事故等が発生した場合において線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することにより，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
21	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
22	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	－	【前処理建屋】 ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料			△	－	【精製建屋】 ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針	－	－	<配管> ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料		
23	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋及び精製建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
24	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない前処理建屋又は精製建屋内に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
25	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない設置場所を選定し，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
26	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
27	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，現場においてそれぞれ簡易な接続及び弁等の手動操作により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		
28	臨界事故時水素掃気系の機器圧縮空気供給配管・弁は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続を用いる設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	臨界事故時水素掃気系の一般圧縮空気系，安全圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管・弁は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，分解確認等が可能な設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認が可能な設計とする。	機能要求①	臨界事故時水素掃気系 （許可文中、第9.3-5表(1)、第9.3-15図）	設計方針（試験・検査）		【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)臨界事故時水素掃気系」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）
（臨界事故時水素掃気系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	臨界事故時水素掃気系の一般圧縮空気系，安全圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管・弁は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，分解確認等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。	△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.2(2)　臨界事故時水素掃気系」に示す。
30	臨界事故時水素掃気系の可搬型建屋内ホースは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	臨界事故時水素掃気系	－			△	－	臨界事故時水素掃気系	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第39条：冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.1　代替換気設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒～排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒～排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
							-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.1　代替換気設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶凝縮器の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	△	－	基本方針	－	－	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶凝縮器の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
3	また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶凝縮器の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・脱水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○	-	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	△	-	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○予備凝縮器 ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	-	-	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2 蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2 蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2 蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求②)	○	-	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	△	-	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	－	-	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②)	○	-	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	△	-	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○漏えい液受け皿 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース	-	-	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②)	○	-	○セル導出ユニットフィルタ	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	△	-	○セル導出ユニットフィルタ	-	-	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながろうと，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながろうと，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替安全冷却水系の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.4.2.1　代替安全冷却水系」に示す。	定義	－	－	－	－											
11	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(多様性，位置的分散)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，共通要因によって塔槽類廃ガス処理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器	－	－	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○	－	○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈ファン〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈主排気筒〉 ・種類 ・個数 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	△	－	○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈ファン〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。
10	代替安全冷却水系の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.4.2.1　代替安全冷却水系」に示す。	定義	○	－	－	－	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－
11	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4．重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の機保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4．重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の機保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
12	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，共通要因によって塔槽類廃ガス処理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－			
13	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替セル排気系の可搬型排風機は，共通要因によって建屋換気設備の排風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(多様性，位置的分散)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，共通要因によって建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(悪影響防止)		【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素掃気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素掃気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○可搬型排風機	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○可搬型排風機	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替セル排気系の可搬型排風機は，共通要因によって建屋換気設備の排風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
15	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，共通要因によって建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
16	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備として系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
17	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
18	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
19	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－			△	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	－	－		
20	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	〈熱交換器〉 ・伝熱面積	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器	－	－	〈熱交換器〉 ・伝熱面積	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。
21	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・原動機			△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・原動機		
22	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
23	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・容量			△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・容量		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	セル導出設備の常設重大事故等対処設備は，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能）を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備のうち，建屋外に設置する代替セル排気系のダクト・ダンパ及び主排気筒は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○代替換気設備の配管	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替換気設備（セル外） （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図） ○代替換気設備（セル内） （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	-	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	〈フィルタ〉 ・容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	△	-	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	-	-	〈フィルタ〉 ・容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。
25	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
26	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
27	セル導出設備の常設重大事故等対処設備は，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能）を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
29	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備のうち，建屋外に設置する代替セル排気系のダクト・ダンパ及び主排気筒は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
31	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	-	○代替換気設備の配管	-			△	-	○代替換気設備の配管	-	-	-		
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用することで影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	○代替換気設備（セル外） 【機能要求②】 ○代替換気設備（セル内）	-			△	-	○代替換気設備（セル外） 【機能要求②】 ○代替換気設備（セル内）	-	-	-		
33	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
34	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替セル排気系の可搬型排風機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合において手操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
36	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替セル排気系の可搬型排風機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
37	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	－	○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－			△	－	基○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－	－	－		
38	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすることは漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
40	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
41	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
42	搭槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
43	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
44	搭槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
45	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なネネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又は同等の簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	代替セル排気系の可搬型排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(試験・検査)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査及びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(試験・検査)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(試験・検査)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なコネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
47	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
48	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
49	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
50	代替セル排気系の可搬型排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
52	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)(代替安全冷却水系)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.4　冷却水設備 7.4.2.1　代替安全冷却水系 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループに通水することで，蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な蒸発乾固の発生防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループに通水することで，蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な蒸発乾固の発生防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 上記対策が機能しなかった場合に備え，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水することで，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備及び沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として回収するための代替換気設備のセル導出設備の凝縮器に水を供給するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 また，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	上記対策が機能しなかった場合に備え，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水することで，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備及び沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として回収するための代替換気設備のセル導出設備の凝縮器に水を供給するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車で構成する。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中，第9.5-3表(1) 仕様表，第9.5-7図、第9.5-10図、第9.5-13図、第9.5-16図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	また，設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中，第9.5-3表(1) 仕様表，第9.5-7図、第9.5-10図、第9.5-13図、第9.5-16図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.4　冷却水設備 7.4.2.1　代替安全冷却水系 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループに通水することで，蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な蒸発乾固の発生防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループに通水することで，蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な蒸発乾固の発生防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 上記対策が機能しなかった場合に備え，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水することで，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備及び沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として回収するための代替換気設備のセル導出設備の凝縮器に水を供給するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 また，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	△	－	基本方針	－	－	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固が発生した場合において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループに通水することで，蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な蒸発乾固の発生防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 上記対策が機能しなかった場合に備え，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水することで，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備及び沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として回収するための代替換気設備のセル導出設備の凝縮器に水を供給するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 また，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。
2	上記対策が機能しなかった場合に備え，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水することで，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備及び沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮水として回収するための代替換気設備のセル導出設備の凝縮器に水を供給するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
3	また，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を未沸騰状態に維持するために必要な蒸発乾固の拡大防止対策に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
4	代替安全冷却水系は，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁，高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁，冷却水配管・弁（凝縮器），高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁，可搬型建屋外ホース，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース，可搬型排水受槽，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車及び運搬車で構成する。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
5	また，設計基準対象の施設と兼用するその他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）（以下7.4.2.1では「安全冷却水系」という。）の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固の発生の未然防止並びに蒸発乾固が発生した場合において，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○膨張槽 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 VI-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 VI-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　貯槽等への注水に使用する設備 3.2.1.1　代替安全冷却水系 VI-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 VI-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○膨張槽 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○膨張槽 ○貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと安全冷却水系の内部ループ配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，水供給設備の第１貯水槽の水を内部ループへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液が沸騰に至る前に冷却でき，未沸騰状態を維持できる設計とする。
7	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　貯槽等への注水に使用する設備 3.2.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　貯槽等への注水に使用する設備 3.2.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと機器注水配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器へ注水でき，放射性物質の発生を抑制し，及び蒸発乾固の進行を防止できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○膨張槽 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽 ○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	代替換気設備のセル導出設備の凝縮器の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　5.1.2.1　代替換気設備」に示す。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却コイル配管・弁又は冷却ジャケット配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の冷却コイル又は冷却ジャケットへ通水し，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の温度を低下させ，未沸騰状態を維持できる設計とする。
9	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○可搬型建屋内ホース	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと冷却水配管・弁（凝縮器）を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型中型移送ポンプを運転することで，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器へ通水し，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮できる設計とする。
10	代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	○運搬車 ○ホース展張車 ○可搬型中型移送ポンプ運搬車 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管 ○膨張槽 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様） ○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋外ホース ○可搬型排水受槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈ポンプ〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○膨張槽 ○貯槽（項目番号６に示したものと同様）	－	－	〈主配管〉 ・個数 ・取付個所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付個所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.1　蒸発乾固の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　内部ループへの通水による冷却に使用する設備 3.1.1.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.2　冷却コイル等への通水による冷却に使用する設備 3.2.2.1　代替安全冷却水系 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3.　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替安全冷却水系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全冷却水系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全冷却水系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全冷却水系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，内部ループへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.2.1　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。 【3.2.3.2　代替安全冷却水系】 代替安全冷却水系は，可搬型中型移送ポンプと可搬型排水受槽を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器への通水に使用した排水を可搬型排水受槽に一旦貯留した後，可搬型中型移送ポンプを運転することで，可搬型排水受槽の排水を水供給設備の第１貯水槽へ移送し，排水を再び水源として用いることができる設計とする。
11	代替換気設備のセル導出設備の凝縮器の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　5.1.2.1　代替換気設備」に示す。	定義	○	－	－	－	－	－	△	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	代替安全冷却水系の冷却水給排水配管・弁等は，共通要因によって安全冷却水系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，安全冷却水系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい環境(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	上記以外の代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備の内部ループ配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，共通要因によって安全冷却水系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である安全冷却水系の冷却水循環ポンプ及び内部ループの冷却水を循環するためのポンプと異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，安全冷却水系に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した水の供給は，水供給設備の第１貯水槽を水源とすることで，大気を最終ヒートシンクとする安全冷却水系に対して異なるヒートシンクを有する設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，建屋外に設置することで，独立性を有する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽，可搬型建屋外ホース等は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	建屋の外から水を供給する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	代替安全冷却水系の冷却水給排水配管・弁等は，共通要因によって安全冷却水系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，安全冷却水系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。
13	上記以外の代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備の内部ループ配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
14	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，共通要因によって安全冷却水系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である安全冷却水系の冷却水循環ポンプ及び内部ループの冷却水を循環するためのポンプと異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，安全冷却水系に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	－	－	－	－		
15	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した水の供給は，水供給設備の第１貯水槽を水源とすることで，大気を最終ヒートシンクとする安全冷却水系に対して異なるヒートシンクを有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
16	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，建屋外に設置することで，独立性を有する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	－	－	－	－		
17	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽，可搬型建屋外ホース等は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
18	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，共通要因によって安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する安全冷却水系の冷却塔からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全冷却水系又は代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
19	建屋の外から水を供給する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	設計方針(個数及び容量)	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、13図）	設計方針(悪影響防止)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	代替安全冷却水系の機器注水配管・弁等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-10、16図）	設計方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型中型移送ポンプ	設計方針(個数及び容量)	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型排水受槽	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	可搬型中型移送ポンプ	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	可搬型排水受槽	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	〈主配管〉 ・外径・厚さ	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	△	－	○代替安全冷却水系の配管 ○代替安全冷却水系の配管（設計基準対象の施設と兼用）	－	－	〈主配管〉 ・外径・厚さ	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全冷却水系の機器注水配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。
21	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁及び冷却ジャケット配管・弁は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。
22	代替安全冷却水系の機器注水配管・弁等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
23	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	－	－	－	－		
24	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－			△	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	－	－		
25	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	△	－	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の冷却，同機器への注水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器が所定の除熱能力を発揮するために必要な給水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。
26	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，想定される重大事故等時において，冷却に使用した排水を受けるために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量			△	－	－	－	－	－		
27	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，同機器への注水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施する場合に必要な給水流量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量			△	－	－	－	－	－		
28	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，同時に発生する可能性のある事故への対処も含めて必要な容量を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型中型移送ポンプ	〈ポンプ〉 ・容量			△	－	－	－	－	－		
29	代替安全冷却水系の可搬型排水受槽は，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液を冷却している内部ループへの通水，冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水及び代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水を同時に実施した場合に発生する排水を一時貯留するために必要な容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	可搬型排水受槽	〈容器〉 ・容量			△	－	－	－	－	－		
30	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホースのうち，内部ループへの通水，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水，代替換気設備のセル導出設備の凝縮器等への通水に使用する可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
31	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，安全冷却水系の冷却機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 （1）環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」については「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する機器において，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○代替安全冷却水系の配管	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替安全冷却水系（セル外） （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図） ○代替安全冷却水系（セル内） （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	可搬型中型移送ポンプ運搬車	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	△	－	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。 ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は，可搬型中型移送ポンプを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。
33	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	ホース展張車	－			△	－	－	－	－	－		
34	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替安全冷却系の運搬車は，可搬型建屋外ホース及び可搬型排水受槽を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として２台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを３台の合計５台以上を確保する設計とする。	設置要求	○	－	運搬車	－			△	－	－	－	－	－		
35	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1 (1)代替換気設備」に示す。
36	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する機器において，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
37	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
38	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
39	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	－	○代替安全冷却水系の配管	－			△	－	○代替安全冷却水系の配管	－	－	－		
40	代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○代替安全冷却水系（セル外） 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系（セル内）	〈主配管〉 ・主要材料 〈容器〉 ・主要材料			△	－	○代替安全冷却水系（セル外） 【機能要求②】 ○代替安全冷却水系（セル内）	－	－	〈主配管〉 ・主要材料 〈容器〉 ・主要材料		
41	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
42	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			△	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
43	屋外に保管する代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			△	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
44	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
45	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	－	○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－			△	－	○可搬型中型移送ポンプ ○可搬型建屋内ホース 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)(代替安全冷却水系)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	安全冷却水系から代替安全冷却水系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型建屋内ホース等による給排水経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備との接続は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(操作性の確保)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）との接続口は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに容易かつ確実に接続できる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホース口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(試験・検査性)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(試験・検査性)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した内部ループへの通水等の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全冷却水系 （許可文中、第9.5-3表(1)、第9.5-7、10、13、16図）	設計方針(試験・検査性)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）（代替安全冷却水系）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型排水受槽等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	代替安全冷却水系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。
47	代替安全冷却水系の可搬型建屋内ホース等は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
48	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
49	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁の弁等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の遮定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
50	代替安全冷却水系の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の遮定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
51	安全冷却水系から代替安全冷却水系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型建屋内ホース等による給排水経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
52	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の常設重大事故等対処設備との接続は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」への考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替安全冷却水系	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」への考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。
53	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等と代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，機器注水配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット及び冷却水配管・弁（凝縮器）との接続口は，コネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに容易かつ確実に接続できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
54	代替安全冷却水系の内部ループ配管・弁，冷却コイル配管・弁，冷却ジャケット配管・弁，機器注水配管・弁及び冷却水配管・弁（凝縮器）は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
55	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋内ホース等は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
56	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。	△	－	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1(1)代替換気設備」に示す。
57	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプは，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		
58	代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプを使用した内部ループへの通水等の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替安全冷却水系	－			△	－	代替安全冷却水系	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第40条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.1　代替換気設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒～排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒～排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒～排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.1　代替換気設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発が発生した場合において，当該重大事故等が発生した機器の気相中に移行する放射性物質をセルに導出し，大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要なセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する重大事故等対処設備を設ける設計とする。 代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。
2	代替換気設備は，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器，凝縮器，予備凝縮器，凝縮液回収系，可搬型建屋内ホース，前処理建屋の可搬型ダクト，分離建屋の可搬型配管及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管並びに代替セル排気系の前処理建屋の主排気筒へ排出するユニット，可搬型ダクト，可搬型フィルタ，可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタで構成する。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
3	また，設計基準対象の施設と兼用する前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液濃縮缶設備の一部，分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，溶液系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部，これらの塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び水封安全器，分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器及び分離建屋の第１エジェクタ凝縮器，前処理建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，分離建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，精製建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のダクト・ダンパの一部及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のダクト・ダンパの一部，主排気筒並びに「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器を常設重大事故等対処設備として位置付け，蒸発乾固又は水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路の遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質の排出並びに蒸発乾固又は水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・脱水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
4	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○	-	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○可搬型建屋内ホース ○可搬型ダクト ○可搬型配管 ○貯槽 ・中継槽 ・リサイクル槽 ・中間ポット ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・高レベル廃液濃縮缶 ・高レベル廃液供給槽 ・第６一時貯留処理槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・第１一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第８一時貯留処理槽 ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽 ・プルトニウム溶液受槽 ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。	△	-	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○水封安全器 ○セル導出ユニットフィルタ ○凝縮器 ○予備凝縮器 ○可搬型建屋内ホース ○貯槽 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・第１一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備）	-	-	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，これらの機器に接続する塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止し，塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断することで，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器及び「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の排気をセルに導出できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求②	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
5	前処理建屋、分離建屋、精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	機能要求② 機能要求③	○	-	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。	△	-	○水封安全器 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	－	-	〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替換気設備のセル導出設備は，水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質が，セル導出設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットを経由して導出先セルに導出されない場合，水封安全器を経由して，気相中に移行した放射性物質を水封安全器を設置するセルに導出できる設計とする。
6	セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	機能要求②	○	-	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○気液分離器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器 ○漏えい液受皿 ○第１供給槽 ○第２供給槽 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース ○可搬型配管	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。	△	-	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○漏えい液受け皿 ○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型建屋内ホース	-	-	〈熱交換器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料 〈主配管〉 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気をセルに導出する前に排気経路上の凝縮器により凝縮し，発生する凝縮水は，回収先の漏えい液受皿等に貯留できる設計とする。
7	セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	機能要求②	○	-	○セル導出ユニットフィルタ	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。	△	-	○セル導出ユニットフィルタ	-	-	〈フィルタ〉 ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3．冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備は，溶液の沸騰により「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質，水素掃気空気に同伴する放射性物質及び水素爆発により「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器の気相中に移行する放射性物質を，凝縮器下流側に設置したセル導出ユニットフィルタにより除去できる設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながろうと，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○代替換気設備の配管 ○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替換気設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替換気設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながろうと，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに導出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替安全冷却水系の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.4.2.1　代替安全冷却水系」に示す。	定義	－	－	－	－											
11	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(多様性，位置的分散)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，共通要因によって塔槽類廃ガス処理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	機能要求②	○	-	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	<熱交換器> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。	△	-	○凝縮器 ○予備凝縮器	-	-	<熱交換器> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・伝熱面積 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.1　セルへの導出経路の構築に使用する設備 3.2.3.1.1　セル導出設備 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.1.1　セル導出設備】 セル導出設備の凝縮器は，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮するため，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプによる通水によって，溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮させるのに必要な伝熱面積を有する設計とする。
9	代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	機能要求②	○	-	○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○可搬型デミスタ ○貯槽（項目番号４に示したものと同様） ○主排気筒	<主配管> ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 <フィルタ> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 <ファン> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 <容器> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 <主排気筒> ・種類 ・個数 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。	△	-	○代替換気設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○可搬型ダクト ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 ○貯槽（項目番号４に示したものと同様）	-	-	<主配管> ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 <フィルタ> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・効率 <ファン> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機 <容器> ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 3. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備 3.2　蒸発乾固の拡大防止対策に使用する設備 3.2.3　セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2　代替セル排気系による対応に使用する設備 3.2.3.2.1　代替セル排気系 VI-2-3　系統図 ・代替換気設備 VI-2-4　配置図 ・代替換気設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替換気設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.3.2.1　代替セル排気系】 代替セル排気系は，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを敷設し，主排気筒へつながるよう，可搬型排風機，可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し，可搬型ダクト及び建屋換気設備を接続した後，可搬型排風機を運転することで，セルに漏出された放射性エアロゾルを除去し，主排気筒を介して大気中に管理しながら放出できる設計とする。
10	代替安全冷却水系の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.4.2.1　代替安全冷却水系」に示す。	定義	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
11	セル導出設備の凝縮器及び予備凝縮器は，設置方向を互いに異なる方向とする設計とすることで，地震に対して同時にその機能が損なわれるおそれがない設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の機保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	-	代替換気設備	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の機保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
12	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，共通要因によって塔槽類廃ガス処理設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁等により隔離することで，塔槽類廃ガス処理設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
13	上記以外の代替換気設備の常設重大事故等対処設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替セル排気系の可搬型排風機は，共通要因によって建屋換気設備の排風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(多様性，位置的分散)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，共通要因によって建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(多様性，位置的分散)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(悪影響防止)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○可搬型排風機	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○可搬型排風機	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	代替セル排気系の可搬型排風機は，共通要因によって建屋換気設備の排風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，可搬型排風機を代替電源設備の可搬型発電機の給電により駆動し，代替電源設備の可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
15	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，共通要因によって建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップも含めて必要な数量を建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。また，屋外に設置する主排気筒からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は建屋換気設備又は代替換気設備の常設重大事故等対処設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
16	代替換気設備の配管・弁，ダクト・ダンパ等は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備として系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	代替換気設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
17	代替換気設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，セル導出ユニットフィルタ，凝縮器等は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
18	代替セル排気系の可搬型排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
19	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－			△	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	－	－		
20	セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○凝縮器 ○予備凝縮器 ○分離建屋の高レベル廃液濃縮缶凝縮器 ○分離建屋の第１エジェクタ凝縮器	〈熱交換器〉 ・伝熱面積	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	△	－	○凝縮器 ○予備凝縮器	－	－	〈熱交換器〉 ・伝熱面積	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備の凝縮器等は，想定される重大事故等時において，「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器に内包する溶液の沸騰に伴い発生する蒸気を凝縮し，蒸気に同伴する水素排気空気等の非凝縮性の気体の温度を50℃以下とするために必要な伝熱面積を有し，十分な除熱能力を発揮する設計とする。また，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。 代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。
21	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生時において，放射性エアロゾルを代替セル排気系の可搬型フィルタで除去しつつ，主排気筒を介して，大気中に放出するために必要な排気風量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・原動機			△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・原動機		
22	セル導出ユニットフィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保し，代替セル排気系の可搬型フィルタの保有数は，必要数及び予備を含め十分な基数を確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
23	代替セル排気系の可搬型排風機は，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な排気風量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	－	○可搬型排風機	〈ファン〉 ・容量			△	－	○可搬型排風機	－	－	〈ファン〉 ・容量		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	セル導出設備の常設重大事故等対処設備は，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能）を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備のうち，建屋外に設置する代替セル排気系のダクト・ダンパ及び主排気筒は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○代替換気設備の配管	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用すること又は影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替換気設備（セル外） （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図） ○代替換気設備（セル内） （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
24	セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	-	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	〈フィルタ〉 ・容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	△	-	○セル導出ユニットフィルタ ○可搬型フィルタ	-	-	〈フィルタ〉 ・容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 セル導出設備のセル導出ユニットフィルタ及び代替セル排気系の可搬型フィルタは，冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発で同時に要求される複数の機能に必要な処理容量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。
25	代替換気設備は，塔槽類廃ガス処理設備及び建屋換気設備に対して，重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
26	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	-	基本方針	-	-	-	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
27	セル導出設備の常設重大事故等対処設備は，「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％での水素爆発に伴う瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能）を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
29	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
30	代替換気設備の常設重大事故等対処設備のうち，建屋外に設置する代替セル排気系のダクト・ダンパ及び主排気筒は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	-	基本方針	-			△	-	基本方針	-	-	-		
31	代替換気設備の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	-	○代替換気設備の配管	-			△	-	○代替換気設備の配管	-	-	-		
32	代替換気設備の常設重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用することで影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	-	○代替換気設備（セル外） 【機能要求②】 ○代替換気設備（セル内）	-			△	-	○代替換気設備（セル外） 【機能要求②】 ○代替換気設備（セル内）	-	-	-		
33	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ等は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
34	代替換気設備の可搬型排風機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる外部保管エリアの保管庫に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替セル排気系の可搬型排風機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすること又は漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合において手操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	塔槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	屋外に保管する代替換気設備の可搬型フィルタ等は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	－	施設共通　基本設計方針（固縛等の措置）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
36	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替セル排気系の可搬型排風機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
37	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	－	○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－			△	－	基○可搬型建屋内ホース ○可搬型フィルタ ○可搬型排風機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	－	－	－		
38	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	－	基本方針	－	－	－		
39	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない材質とすることは漏えい量を考慮した位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
40	代替換気設備の弁，ダンパ等の操作は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
41	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計により，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
42	搭槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
43	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，ダンパの手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，当該設置場所で操作できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
44	搭槽類廃ガス処理設備からセル導出経路への切替えは，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		
45	建屋換気設備のセルからの排気系から代替セル排気系への切替えは，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築とし，重大事故等が発生した場合において，操作及び作業できる設計とする。	機能要求①	○	－	代替換気設備	－			△	－	代替換気設備	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なネネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又は同等の簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(操作性の確保)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	代替セル排気系の可搬型排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(試験・検査)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査及びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-38図）	設計方針(試験・検査)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替換気設備 （許可文中、第7.2-31表(1)、第7.2-37、38図）	設計方針(試験・検査)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
第三十九条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）及び第四十条（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）（代替換気設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
46	代替換気設備の可搬型排風機，可搬型フィルタ，可搬型ダクト等と代替換気設備の常設重大事故等対処設備との接続は，一般的に使用される工具を用いて接続可能なコネクタ接続又はフランジ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	-	代替換気設備	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
47	セル導出設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁の手動操作又は弁の手動操作と可搬型ダクトによるセル導出経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
48	代替セル排気系は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の手動操作と可搬型ダクトによる経路の構築により，安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
49	代替換気設備の可搬型重大事故等対処設備は，容易かつ確実に接続でき，複数の系統が相互に使用することができるよう，配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用い，ケーブルはネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
50	代替セル排気系の可搬型排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。	△	-	代替換気設備	-	-	-	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.6.4　(1)代替安全冷却水系」及び「2.9.4.1　(1)代替換気設備」に示す。
51	代替セル排気系の可搬型排風機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		
52	代替換気設備の接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	-	代替換気設備	-			△	-	代替換気設備	-	-	-		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）				
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.2　圧縮空気設備 7.2.2.1　代替安全圧縮空気系 代替安全圧縮空気系は，水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 代替安全圧縮空気系は，水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 安全圧縮空気系の水素排気機能が喪失した場合において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し，水素爆発の発生を未然に防止するために必要な，水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し，水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な，水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 代替安全圧縮空気系は，圧縮空気自動供給貯槽，圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット，建屋内空気中継配管，可搬型空気圧縮機，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース，水素排気配管・弁，機器圧縮空気供給配管・弁及び圧縮空気手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部，清澄・計量設備の一部，分離設備の一部，分配設備の一部，分離建屋一時貯留処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガラス固化設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁として位置付け，水素爆発の発生の未然防止ができる設計とする。 計基準対象の施設と兼用する清澄・計量設備の一部，分離設備の一部，分配設備の一部，分離建屋一時貯留処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部，高レベル廃液ガラス固化設備の一部，分析設備の一部及び計測制御設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁として位置付け，水素爆発の発生の未然防止及び水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態の維持ができる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	安全圧縮空気系の水素排気機能が喪失した場合において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し，水素爆発の発生を未然に防止するために必要な，水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し，水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な，水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	代替安全圧縮空気系は，圧縮空気自動供給貯槽，圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット，建屋内空気中継配管，可搬型空気圧縮機，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース，水素排気配管・弁，機器圧縮空気供給配管・弁及び圧縮空気手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器で構成する。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針 （設備構成）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部，清澄・計量設備の一部，分離設備の一部，分配設備の一部，分離建屋一時貯留処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガラス固化設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁として位置付け，水素爆発の発生の未然防止ができる設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-9，9，11，12図）	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	設計基準対象の施設と兼用する清澄・計量設備の一部，分離設備の一部，分配設備の一部，分離建屋一時貯留処理設備の一部，高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部，プルトニウム精製設備の一部，精製建屋一時貯留処理設備の一部，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部，高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部，高レベル廃液ガラス固化設備の一部，分析設備の一部及び計測制御設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁として位置付け，水素爆発の発生の未然防止及び水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態の維持ができる設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針 （設備構成）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ７　その他再処理設備の附属施設 7.2　圧縮空気設備 7.2.2.1　代替安全圧縮空気系 代替安全圧縮空気系は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—	VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書設 2. 基本方針	【2. 基本方針】 代替安全圧縮空気系は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給槽、圧縮空気自動供給ユニット、機器圧縮空気自動供給ユニット、建屋内空気中継配管、可搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、水素掃気配管・弁、機器圧縮空気供給配管・弁及び圧縮空気手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部、清澄・計量設備の一部、分離設備の一部、分離建屋一時貯留処理設備の一部、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部、プルトニウム精製設備の一部、精製建屋一時貯留処理設備の一部、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガラス固化設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁として位置付け、水素爆発の発生の未然防止ができる設計とする。	△	—	基本方針	—	—	—	VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書設 2. 基本方針	【2. 基本方針】 代替安全圧縮空気系は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備及び水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備で構成する。 安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。 代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給槽、圧縮空気自動供給ユニット、機器圧縮空気自動供給ユニット、建屋内空気中継配管、可搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、水素掃気配管・弁、機器圧縮空気供給配管・弁及び圧縮空気手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器で構成する。 設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部、清澄・計量設備の一部、分離設備の一部、分離建屋一時貯留処理設備の一部、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部、プルトニウム精製設備の一部、精製建屋一時貯留処理設備の一部、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガラス固化設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁として位置付け、水素爆発の発生の未然防止ができる設計とする。
2	安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合において、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給し、水素爆発の発生を未然に防止するために必要な、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—			△	—	基本方針	—	—	—		
3	水素爆発を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に備え、放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に水素爆発を未然に防止するための対策に使用する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—			△	—	基本方針	—	—	—		
4	代替安全圧縮空気系は、圧縮空気自動供給槽、圧縮空気自動供給ユニット、機器圧縮空気自動供給ユニット、建屋内空気中継配管、可搬型空気圧縮機、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、水素掃気配管・弁、機器圧縮空気供給配管・弁及び圧縮空気手動供給ユニット並びに設計基準対象の施設と兼用する放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器で構成する。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
5	設計基準対象の施設と兼用する圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部、清澄・計量設備の一部、分離設備の一部、分離建屋一時貯留処理設備の一部、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部、プルトニウム精製設備の一部、精製建屋一時貯留処理設備の一部、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部及び高レベル廃液ガラス固化設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁として位置付け、水素爆発の発生の未然防止ができる設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
6	設計基準対象の施設と兼用する清澄・計量設備の一部、分離設備の一部、分配設備の一部、分離建屋一時貯留処理設備の一部、高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮系の一部、プルトニウム精製設備の一部、精製建屋一時貯留処理設備の一部、圧縮空気設備の安全圧縮空気系の一部、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の溶液系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の高レベル濃縮廃液貯蔵系の一部、高レベル廃液貯蔵設備の共用貯蔵系の一部、高レベル廃液ガラス固化設備の一部、分析設備の一部及び非常制御設備の一部を重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁として位置付け、水素爆発の発生の未然防止及び水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずるおそれがない状態の維持ができる設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）				
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・中継槽 ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・高レベル廃液濃縮缶 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理槽） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理槽） ・第７一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型空気圧縮機 ○可搬型建屋外ホース ○可搬型建屋内ホース	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 設 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	代替安全圧縮空気系は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し，系統内の圧力が低下した場合，溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋，精製建屋及びクラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算８ｖｏｌ％（以下7.2.2.1では「未然防止濃度」という。）未満を維持するために必要な圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・第４一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・高レベル廃液濃縮缶 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第７一時貯留処理槽 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 設 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し，系統内の圧力が低下した場合，溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋，精製建屋及びクラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算８ｖｏｌ％（以下7.2.2.1では「未然防止濃度」という。）未満を維持するために必要な圧縮空気を供給できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｋ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
7	代替安全圧縮空気活は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・中継槽 ・計量前中間貯槽 ・計量後中間貯槽 ・計量・調整槽 ・計量補助槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽(分配設備) ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・第３一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・第４一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・高レベル廃液濃縮缶 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液一時貯槽 ・第１高レベル濃縮廃液貯槽 ・第２高レベル濃縮廃液貯槽 ・高レベル廃液共用貯槽 ・高レベル廃液混合槽 ・供給液槽 ・供給槽 ○可搬型空気圧縮機 ○可搬型建屋外ホース ○可搬型建屋内ホース	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ＜圧縮機＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・プルトニウム溶液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽(プルトニウム精製設備) ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム濃縮缶 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・第２一時貯留処理槽(精製建屋一時貯留処理設備) ・第３一時貯留処理槽(精製建屋一時貯留処理設備) ・第７一時貯留処理槽 ○可搬型建屋外ホース ○可搬型建屋内ホース	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，可搬型空気圧縮機と水素掃気配管・弁又は機器圧縮空気供給配管・弁を可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース等を用いて接続した上で，可搬型空気圧縮機を運転することで，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給し，水素濃度を可燃限界濃度未満に維持できる設計とする。
8	代替安全圧縮空気系は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し，系統内の圧力が低下した場合，溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算Ｗｖｏｌ％（以下7.2.2.1では「未然防止濃度」という。）未満を維持するために必要な圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・溶解液中間貯槽 ・溶解液供給槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・抽出廃液供給槽 ・プルトニウム溶液受槽(分配設備) ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・第３一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・第４一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・高レベル廃液濃縮缶 ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し，系統内の圧力が低下した場合，溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算Ｗｖｏｌ％（以下7.2.2.1では「未然防止濃度」という。）未満を維持するために必要な圧縮空気を供給できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号6に示したものと同様) ○圧縮空気自動供給貯槽	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失し，系統内の圧力が低下した場合，溶液の性状ごとに水素掃気機能喪失から重大事故等対策の準備に使用することができる時間が短い分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気配管・弁に圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，自動で水素燃焼時においても貯槽等に影響を与えないドライ換算Ｗｖｏｌ％（以下7.2.2.1では「未然防止濃度」という。）未満を維持するために必要な圧縮空気を供給できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	代替安全圧縮空気系は，水素発生量の増加が想定される時間の前に，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替えを行い，可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するまでの間，未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・ブルトニウム溶液受槽(分配設備) ・ブルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽(分離建屋一時貯留処理設備) ・プルトニウム溶液受槽(プルトニウム精製設備) ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮缶受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・第２一時貯留処理槽(精製建屋一時貯留処理設備) ・第３一時貯留処理槽(精製建屋一時貯留処理設備) ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ○機器圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	**VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書** **VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書** **3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備** **3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備** **3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備** **3.1.1.1　代替安全圧縮空気系** **VI-2-3　系統図** **・代替安全圧縮空気系** **VI-2-4　配置図** **・代替安全圧縮空気系**	**【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】** **代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。** **【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】** **代替安全圧縮空気系は，水素発生量の増加が想定される時間の前に，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替えを行い，可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するまでの間，未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供給できる設計とする。**	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.7ＭＰａ[gage]）を下回った場合に，自動で圧縮空気を供給する設計とする。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号9に示したものと同様) ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.7ＭＰａ[gage]）を下回った場合に，自動で圧縮空気を供給する設計とする。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給ユニットは，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10に示したものと同様) ○機器圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給ユニットは，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.4ＭＰａ[gage]）を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10に示したものと同様) ○機器圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.4ＭＰａ[gage]）を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	代替安全圧縮空気系は，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより，貯槽等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう，代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10に示したものと同様) ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット ○機器圧縮空気自動供給ユニット	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより，貯槽等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう，代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10に示したものと同様) ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
9	代替安全圧縮空気系は，水素発生量の増加が想定される時間の前に，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替えを行い，可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するまでの間，未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（分配設備） ・プルトニウム溶液中間貯槽 ・第２一時貯留処理槽（分離建屋一時貯留処理設備） ・硝酸プルトニウム貯槽 ・混合槽 ・一時貯槽 ○機器圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	**VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書** **VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段** **3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備** **3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備** **3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備** **3.1.1.1　代替安全圧縮空気系** **VI-2-3　系統図** **・代替安全圧縮空気系** **VI-2-4　配置図** **・代替安全圧縮空気系**	**【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】** **代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。** **【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】** **代替安全圧縮空気系は，水素発生量の増加が想定される時間の前に，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替えを行い，可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するまでの間，未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供給できる設計とする。**	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・プルトニウム溶液受槽（プルトニウム精製設備） ・油水分離槽 ・プルトニウム濃縮缶供給槽 ・プルトニウム溶液一時貯槽 ・プルトニウム濃縮液受槽 ・プルトニウム濃縮液計量槽 ・プルトニウム濃縮液中間貯槽 ・プルトニウム濃縮液一時貯槽 ・リサイクル槽 ・希釈槽 ・第２一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ・第３一時貯留処理槽（精製建屋一時貯留処理設備） ○機器圧縮空気自動供給ユニット	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	**VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書** **VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段** **3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備** **3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備** **3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備** **3.1.1.1　代替安全圧縮空気系** **VI-2-3　系統図** **・代替安全圧縮空気系** **VI-2-4　配置図** **・代替安全圧縮空気系**	**【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】** **代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。** **【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】** **代替安全圧縮空気系は，水素発生量の増加が想定される時間の前に，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットから機器圧縮空気自動供給ユニットへの切り替えを行い，可搬型空気圧縮機により圧縮空気を供給するまでの間，未然防止濃度に維持するために十分な量の圧縮空気を供給できる設計とする。**
10	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.7ＭＰａ[gage]）を下回った場合に，自動で圧縮空気を供給する設計とする。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号9に示したものと同様） ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給は，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.7ＭＰａ[gage]）を下回った場合に，自動で圧縮空気を供給する設計とする。代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号9に示したものと同様） ○圧縮空気自動供給貯槽	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。
11	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給ユニットは，圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○機器圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○機器圧縮空気自動供給ユニット	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットを設置する設計とする。機器圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットよりも貯槽等に近い代替安全圧縮空気系の水素排気配管に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。
12	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.4ＭＰａ[gage]）を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○機器圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.4ＭＰａ[gage]）を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○機器圧縮空気自動供給ユニット	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，安全圧縮空気系の配管の内圧が所定の圧力（約0.4ＭＰａ[gage]）を下回った場合に自動で圧縮空気を供給する設計とする。
13	代替安全圧縮空気系は，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより，貯槽等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう，代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット ○機器圧縮空気自動供給ユニット	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより，貯槽等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう，代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○圧縮空気自動供給貯槽 ○機器圧縮空気自動供給ユニット	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットの作動が遅延することにより，貯槽等の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するための機能に悪影響を及ぼすことがないよう，代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽及び圧縮空気自動供給ユニットを隔離することにより機器圧縮空気自動供給ユニットから圧縮空気の供給を開始できる設計とする。可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。
14	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽（項目番号10に示したものと同様） ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書段 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機からの空気の供給開始前に未然防止濃度に至る可能性のある放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に対して，圧縮空気手動供給ユニットを設置する設計とする。代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，発生防止対策とは異なる機器圧縮空気供給配管・弁に設置し，圧縮空気を供給できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動により速やかに接続できる設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～7図）	設計方針(操作性の確保)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「ハ．再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号1)に示したものと同様) ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	代替安全圧縮空気系は，発生防止対策が機能しない場合に備え，圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給し，機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している期間中に，発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース，可搬型建屋外ホースの下流側に，機器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び可搬型建屋内ホースを設置し，可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号6)に示したものと同様)	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，発生防止対策が機能しない場合に備え，圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給し，機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している期間中に，発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース，可搬型建屋外ホースの下流側に，機器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び可搬型建屋内ホースを設置し，可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 Ⅵ-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空気手動供給ユニットは，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，分離することで，安全圧縮空気系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺環境からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ								
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁へ手動により速やかに接続できる設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八．再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八．再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。
16	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10)に示したものと同様） ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号10)に示したものと同様） ○圧縮空気手動供給ユニット ○可搬型建屋内ホース	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。
17	代替安全圧縮空気系は，発生防止対策が機能しない場合に備え，圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給し，機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している期間中に，発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース，可搬型建屋外ホースの下流側に，機器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び可搬型建屋内ホースを設置し，可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号8)に示したものと同様） ○可搬型空気圧縮機 ○可搬型建屋外ホース ○可搬型建屋内ホース	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・圧縮機＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・原動機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，発生防止対策が機能しない場合に備え，圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給し，機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している期間中に，発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース，可搬型建屋外ホースの下流側に，機器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び可搬型建屋内ホースを設置し，可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用） ○貯槽(項目番号8)に示したものと同様） ○可搬型建屋外ホース ○可搬型建屋内ホース	—	—	＜主配管＞ ・個数 ・取付箇所 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径・厚さ ・主要材料 ＜容器＞ ・種類 ・個数 ・取付箇所 ・容量 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系は，発生防止対策が機能しない場合に備え，圧縮空気手動供給ユニットにより圧縮空気を供給し，機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持している期間中に，発生防止対策で敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース，可搬型建屋外ホースの下流側に，機器に圧縮空気を供給するための建屋内空気中継配管及び可搬型建屋内ホースを設置し，可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管・弁を接続した上で，代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管・弁に圧縮空気を供給できる設計とする。
18	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	△	—	—	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料とし，対処のために必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。
19	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 3.放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 3.1　放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止対策に使用する設備 3.1.1　放射線分解により発生する水素による爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 3.1.1.1　代替安全圧縮空気系 3.2　放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策に使用する設備 3.2.1　放射線分解により発生する水素による爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 3.2.1.1　代替安全圧縮空気系 VI-2-3　系統図 ・代替安全圧縮空気系 VI-2-4　配置図 ・代替安全圧縮空気系	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替安全圧縮空気系の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。 【3.2.1.1　代替安全圧縮空気系】 代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管は，常設の建屋内の圧縮空気供給用の配管であり，可搬型建屋外ホースの接続口から，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器に圧縮空気を供給するための接続口を設置する部屋まで圧縮空気を分配する設計とする。
20	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管及び圧縮空気手動供給ユニットは，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，分離することで，安全圧縮空気系に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因による事象を考慮	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因による事象を考慮

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備の機器圧縮空気供給配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)		【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，安全機能を有する施設である電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して，同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，動力を用いず機能する設計とすること で，空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，安全機能を有する施設である電気駆動の空気圧縮機に対して，同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，ディーゼル駆動とすることにより，空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋近傍に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋に保管することで位置的分散を図る設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全圧縮空気系が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	建屋の外から空気を供給する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素掃気配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して損処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した険接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(多様性，位置的分散等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用）	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽，圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，非等の操作や接続によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から非等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	施設供給　基本設計方針（固縛等の措置）	設計方針(悪影響防止)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，操作の時間を考慮し，必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。	機能要求②	○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット ○機器圧縮空気自動供給ユニット ○圧縮空気手動供給ユニット	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，操作の時間を考慮し，必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等時において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて，事象進展に応じた使用の状態を踏まえた，必要な容量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発生した場合においても，可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに，計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供給量を有する設計とし，兼用できる設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系は，安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	機能要求②	○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	機能要求②	○機器圧縮空気自動供給ユニット	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○圧縮空気手動供給ユニット	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等時において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○可搬型空気圧縮機	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて，事象進展に応じた使用の状態を踏まえた，必要な容量を確保した設計とする。	機能要求②	○可搬型空気圧縮機	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発生した場合においても，可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。	機能要求②	○可搬型空気圧縮機	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに，計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供給量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○可搬型空気圧縮機	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	代替安全圧縮空気系は，安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから，当該系統の範囲ごと に重大事故等への対応に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(個数及び容量)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	上記以外の代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備の機器圧縮空気供給配管・弁等は，可能な限り独立性又は位置的分散を図った上で，想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重及びその他の使用条件において，その機能を確実に発揮できる設計とする。	機能要求① 設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—	4．重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 （以下省略） 【4．重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	4．重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 （以下省略） 【4．重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。
22	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，安全機能を有する施設である電気駆動の安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して，同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，動力を用いず機能する設計とすること で，空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
23	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，安全機能を有する施設である電気駆動の空気圧縮機に対して，同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，ディーゼル駆動とすることにより，空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
24	建屋外に敷設する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋近傍に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	—	—	—	—		
25	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって安全圧縮空気系と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を安全圧縮空気系が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋に保管することで位置的分散を図る設計とする。対処を行う建屋内に保管する場合は安全圧縮空気系が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
26	建屋の外から空気を供給する代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素掃気配管・弁等の常設重大事故等対処設備との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して損処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
27	一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	機能要求②	○	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用）	＜主配管＞ ・外径・厚さ	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	△	—	○代替安全圧縮空気系の配管 ○代替安全圧縮空気系の配管（設計規準対象の施設と兼用）	—	—	＜主配管＞ ・外径・厚さ	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 一つの接続口で「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器への注水及び放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器への圧縮空気の供給のために兼用して使用する代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。
28	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給貯槽，圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，非常の操作や接続によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。
29	代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，重大事故等発生前（通常時）の離隔若しくは分離された状態から非常の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
30	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	—	—	—	—		
31	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	○	—	基本方針	—			△	—	—	—	—	—		
32	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，操作の時間を考慮し，必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。	機能要求②	○	—	○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット ○機器圧縮空気自動供給ユニット ○圧縮空気手動供給ユニット	＜容器＞ ・容量	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，操作の時間を考慮し，必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等時において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて，事象進展に応じた使用の状態を踏まえた，必要な容量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発生した場合においても，可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，放射線分解により発	△	—	○圧縮空気自動供給貯槽 ○機器圧縮空気自動供給ユニット ○圧縮空気手動供給ユニット	—	—	＜容器＞ ・容量	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4．　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4．　重大事故等対処設備の設計方針】 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，操作の時間を考慮し，必要な圧縮空気流量を確保するために必要な量の圧縮空気を有する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等時において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて，事象進展に応じた使用の状態を踏まえた，必要な容量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発生した場合においても，可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。 代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，放射線分解により発
33	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系は，機器圧縮空気自動供給ユニットに切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な流量を確保する設計とする。	機能要求②	○	—	○圧縮空気自動供給貯槽 ○圧縮空気自動供給ユニット	＜容器＞ ・容量			△	—	○圧縮空気自動供給貯槽	—	—	＜容器＞ ・容量		
34	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気自動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満を維持するために必要な量を確保する設計とする。	機能要求②	○	—	○機器圧縮空気自動供給ユニット	＜容器＞ ・容量			△	—	○機器圧縮空気自動供給ユニット	—	—	＜容器＞ ・容量		
35	代替安全圧縮空気系の圧縮空気手動供給ユニットは，可搬型空気圧縮機に切り替えるまでの間，貯槽等内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持するために必要な量の圧縮空気を供給できる設計とする。	機能要求②	○	—	○圧縮空気手動供給ユニット	＜容器＞ ・容量			△	—	○圧縮空気手動供給ユニット	—	—	＜容器＞ ・容量		
36	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等時において，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気供給量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	○	—	○可搬型空気圧縮機	＜圧縮機＞ ・容量			△	—	—	—	—	—		
37	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，同時に発生する可能性のある事故への対処を含めて，事象進展に応じた使用の状態を踏まえた，必要な容量を確保した設計とする。	機能要求②	○	—	○可搬型空気圧縮機	＜圧縮機＞ ・容量			△	—	—	—	—	—		
38	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，水素掃気機能の喪失及び冷却機能の喪失による蒸発乾固が同時に発生した場合においても，可燃限界濃度未満を維持するために必要な量を確保した設計とする。	機能要求②	○	—	○可搬型空気圧縮機	＜圧縮機＞ ・容量			△	—	—	—	—	—		
39	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器へ圧縮空気を供給するとともに，計装設備への圧縮空気を供給する場合に必要な圧縮空気供給量を有する設計とし，兼用できる設計とする。	機能要求②	○	—	○可搬型空気圧縮機	＜圧縮機＞ ・容量			△	—	—	—	—	—		
40	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管するホースについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
41	代替安全圧縮空気系は，安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する水素爆発に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十条　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」については「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備の接続口は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○代替安全圧縮空気系の配管	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，配管の全周破断に対して，溶切な材料を使用することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○代替安全圧縮空気系（セル外） （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図） ○代替安全圧縮空気系（セル内） （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，屋内に保管する場合は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，屋外に保管する場合は，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設供給　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	施設供給　基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○可搬型空気圧縮機 施設共通　基本設計方針（保管上の措置）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等が発生した場合において１設置及び可搬型重大事故等対処設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(環境条件等)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接続口は，コネクタ式に統一することにより，速やかに，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(操作性の確保)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実操作でき，事業変更許可申請書「八，再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事象に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，圧縮空気手動供給ユニット，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(操作性の確保)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(操作性の確保)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ホースはロ径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(操作性の確保)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(試験・検査性)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(試験・検査性)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースと常設設備との接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替安全圧縮空気系 （許可文中、第9.3-4表(1)、第9.3-3～12図）	設計方針(試験・検査性)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器の気相部における水素濃度ドライ換算12ｖｏｌ％で爆燃が発生した場合による瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	代替安全圧縮空気系	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略）	△	—	基本方針	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。
43	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，同時に発生するおそれがある冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素爆発による温度，圧力及び湿度に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	基本方針	—	—	—		
44	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	基本方針	—	—	—		
45	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
46	代替安全圧縮空気系の常設重大事故等対処設備及び代替安全圧縮空気系の可搬型重大事故等対処設備の接続口は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
47	代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，配管の全周破断に対して，適切な材料を使用することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
48	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，屋内に保管する場合は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
49	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，屋外に保管する場合は，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	—	基本方針	—			△	—	基本方針	—	—	—		
50	屋外に保管する代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	○	—	基本方針	—			△	—	—	—	—	—		
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	基本方針	—			△	—	—	—	—	—		
52	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求② 運用要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	—	—	—	—		
53	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，内部発生発散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生発散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
54	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
55	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，想定される重大事故等が発生した場合において接続及び可搬型重大事故等対処設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
56	代替安全圧縮空気系の圧縮空気自動供給系，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
57	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機を接続する接続口は，コネクタ化することにより，速やかに，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合において，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八．再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」への考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略）	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合において，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八．再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」への考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略）
58	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，圧縮空気手動供給ユニット，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと代替安全圧縮空気系の建屋内空気中継配管，水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
59	代替安全圧縮空気系の水素排気配管・弁及び機器圧縮空気供給配管・弁は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
60	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の系統が相互に使用することができるよう，ホース口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じたコネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		
61	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，圧縮空気自動供給系の圧縮空気自動供給ユニット，機器圧縮空気自動供給ユニット及び圧縮空気手動供給ユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）	△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-3　放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略）
62	代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—		【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。	△	—	—	—	—	—		【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(1)　代替換気設備」及び「2.9.6.2(1)　代替安全圧縮空気系」に示す。
63	代替安全圧縮空気系の可搬型建屋内ホース及び可搬型建屋外ホースと常設設備との接続口は，外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	—	代替安全圧縮空気系	—			△	—	代替安全圧縮空気系	—	—	—		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第41条：有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.4　精製施設 2.4.2.2　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，一次蒸気停止弁及び安全保護回路の一部である重大事故時供給停止回路で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するプルトニウム精製設備の一部であるプルトニウム濃縮缶及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，一次蒸気停止弁及び安全保護回路の一部である重大事故時供給停止回路で構成する。	設置要求 機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図） 重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，設計基準対象の施設と兼用するプルトニウム精製設備の一部であるプルトニウム濃縮缶及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束できる設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，重大事故時供給停止回路の分解反応検知機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の一次蒸気停止弁を閉止することにより，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止できる設計とする。	設置要求	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	詳細設計	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.1　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 3.1.1.1　プルトニウム精製設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　プルトニウム精製設備】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，重大事故時供給停止回路の分解反応検知機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の一次蒸気停止弁を閉止することにより，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，共通要因によって設計基準事故に対処する加熱停止のための設備である逆断弁（自動）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，動作原理の異なる手動弁とすることで，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備である逆断弁（自動）に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（多様性，位置的分散等）		【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，共通要因によって設計基準事故に対処する加熱停止のための設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備を設置する部屋と異なる部屋に設置することにより，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ２　再処理設備本体 2.4　精製施設 2.4.2.2　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，一次蒸気停止弁及び安全保護回路の一部である重大事故時供給停止回路で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するプルトニウム精製設備の一部であるプルトニウム濃縮缶及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束できる設計とする。
2	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，一次蒸気停止弁及び安全保護回路の一部である重大事故時供給停止回路で構成する。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 重大事故時供給停止回路	－	－	－		
3	また，設計基準対象の施設と兼用するプルトニウム精製設備の一部であるプルトニウム濃縮缶及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 計装設備	－	－	－		
4	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，重大事故時供給停止回路の分解反応検知機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の一次蒸気停止弁を閉止することにより，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.1　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 3.1.1.1　プルトニウム精製設備 VI-2-3　系統図 ・重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　プルトニウム精製設備】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，重大事故時供給停止回路の分解反応検知機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の一次蒸気停止弁を閉止することにより，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止できる設計とする。
5	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，共通要因によって設計基準事故に対処する加熱停止のための設備である逆断弁（自動）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，動作原理の異なる手動弁とすることで，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備である逆断弁（自動）に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。
6	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，共通要因によって設計基準事故に対処する加熱停止のための設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備を設置する部屋と異なる部屋に設置することにより，設計基準事故に対処する加熱停止のための設備と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－		
7	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－		
8	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
9	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4. 重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4. 重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止するための設備として一次蒸気停止弁を１基有する設計とする。	設置要求	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止するための設備として一次蒸気停止弁を１基有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図） プルトニウム濃縮缶	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針 Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 Ⅴ-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 Ⅴ-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 Ⅴ-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。 【Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時にプルトニウム濃縮缶が耐圧強度を有することを説明する。 【Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	プルトニウム濃縮缶 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定した設計とする。	設置要求	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，プルトニウム濃縮缶の加熱を停止するための設備として一次蒸気停止弁を１基有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-2-3　系統図 ・重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統構成や設備仕様を説明する。
11	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 プルトニウム濃縮缶	－	－	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針 Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 Ⅴ-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 Ⅴ-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 Ⅴ-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。 【Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時にプルトニウム濃縮缶が耐圧強度を有することを説明する。 【Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。
12	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	プルトニウム濃縮缶 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	－	－	<容器> ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 －	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。
13	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定した設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，精製建屋にて操作し易い構造とし，確実に操作が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「Ⅰ、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備 （許可文中、第4.5-7表(1)、第4.5-9図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.2.2(2)重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，精製建屋にて操作し易い構造とし，確実に操作が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の 「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。
15	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観検査及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の 「2.9.2.2(2)　重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備」に示す。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.4　重大事故時供給停止回路 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時供給停止回路は，分解反応検知機器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び重大事故時供給液停止弁で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	重大事故時供給停止回路は，分解反応検知機器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び重大事故時供給液停止弁で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)） 重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	また，設計基準対象の施設と兼用する工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)） 電気設備 （許可文中、第9.2-1表、第9.2-2表、第9.2-5表、第9.2-6表）	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，分解反応検知機器であるプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の３台の検出器によりプルトニウム濃縮缶の異常を検知し，警報を発報する設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	詳細設計	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，分解反応検知機器であるプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の３台の検出器によりプルトニウム濃縮缶の異常を検知し，警報を発報する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定には，検出器３台からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の検出器からプルトニウム濃縮缶の異常を検知した警報が発せられた場合に，分解反応検知機器の論理回路がＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定する設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	詳細設計	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定には，検出器３台からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の検出器からプルトニウム濃縮缶の異常を検知した警報が発せられた場合に，分解反応検知機器の論理回路がＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4　計測制御系統施設 4.2.4　重大事故時供給停止回路 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本設計	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止することで，プルトニウム濃縮缶におけるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 重大事故時供給停止回路は，分解反応検知機器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び重大事故時供給液停止弁で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用する工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発を収束させることができる設計とする。
2	重大事故時供給停止回路は，分解反応検知機器及び緊急停止系で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，緊急停止操作スイッチ及び重大事故時供給液停止弁で構成する。 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，ハードワイヤードロジックで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 重大事故時供給停止回路	－	－	－		
3	また，設計基準対象の施設と兼用する工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 電気設備	－	－	－		
4	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，分解反応検知機器であるプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の３台の検出器によりプルトニウム濃縮缶の異常を検知し，警報を発報する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本設計	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，分解反応検知機器であるプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の３台の検出器によりプルトニウム濃縮缶の異常を検知し，警報を発報する設計とする。
5	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定には，検出器３台からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の検出器からプルトニウム濃縮缶の異常を検知した警報が発せられた場合に，分解反応検知機器の論理回路がＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定には，検出器３台からの警報の「２ out of ３」論理を用い，同時に２台以上の検出器からプルトニウム濃縮缶の異常を検知した警報が発せられた場合に，分解反応検知機器の論理回路がＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	論理回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応への対処を促すとともに，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。 プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁は，論理回路によるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定から１分以内に閉止することで，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	機能要求②	○計装設備 ○重大事故時供給停止回路 ・緊急停止系 【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 論理回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応への対処を促すとともに，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の開信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。 プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁は，論理回路によるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定から１分以内に閉止することで，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	重大事故時供給停止回路のうち分解反応検知機器のプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計は，プルトニウム濃縮缶の異常を検知するために警報設定値を有する設計とする。	冒頭宣言	基本設計	基本設計	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路のうち分解反応検知機器のプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計は，プルトニウム濃縮缶の異常を検知するために警報設定値を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	プルトニウム濃縮缶圧力計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部の圧力が瞬間的に上昇することから，設計基準対象の施設であるプルトニウム濃縮缶圧力の圧力高警報設定値の約２倍を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	重大事故時供給停止回路	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶圧力計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部の圧力が瞬間的に上昇することから，設計基準対象の施設であるプルトニウム濃縮缶圧力の圧力高警報設定値の約２倍を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	プルトニウム濃縮缶気相部温度計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部温度が急激に上昇することから，文献値を基にＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	重大事故時供給停止回路	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶気相部温度計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部温度が急激に上昇することから，文献値を基にＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	論理回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応への対処を促すとともに，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の閉信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。 プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁は，論理回路によるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定から１分以内に閉止することで，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○計装設備 ○重大事故時供給停止回路 ・緊急停止系 【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	－	－	<イインターロック> ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 ＜主要弁＞ ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 ＜主要弁＞ ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 論理回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定した場合に，中央制御室に警報を発し，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応への対処を促すとともに，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号，廃ガス貯留設備の隔離弁の閉信号，廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動信号，廃ガス貯留設備の精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁の閉信号及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機の停止信号を発することができる設計とする。 プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁は，論理回路によるＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定から１分以内に閉止することで，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。
7	重大事故時供給停止回路のうち分解反応検知機器のプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計は，プルトニウム濃縮缶の異常を検知するために警報設定値を有する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本設計	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路のうち分解反応検知機器のプルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計は，プルトニウム濃縮缶の異常を検知するために警報設定値を有する設計とする。
8	プルトニウム濃縮缶圧力計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部の圧力が瞬間的に上昇することから，設計基準対象の施設であるプルトニウム濃縮缶圧力の圧力高警報設定値の約２倍を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	<イインターロック> ・設定値	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶圧力計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部の圧力が瞬間的に上昇することから，設計基準対象の施設であるプルトニウム濃縮缶圧力の圧力高警報設定値の約２倍を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。
9	プルトニウム濃縮缶気相部温度計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部温度が急激に上昇することから，文献値を基にＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	<イインターロック> ・設定値	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶気相部温度計の警報設定値は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合にプルトニウム濃縮缶気相部温度が急激に上昇することから，文献値を基にＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	プルトニウム濃縮缶液相部温度計の警報設定値は，熱的制限値を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	重大事故時供給停止回路	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶液相部温度計の警報設定値は，熱的制限値を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	分解反応検知機器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，プルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計からの信号を分配して入力することにより，１台の論理回路の機能が喪失した場合でも，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 分解反応検知機器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，プルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計からの信号を分配して入力することにより，１台の論理回路の機能が喪失した場合でも，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の検知機能を喪失しない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	重大事故時供給停止回路は，検出器又は論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，検出器又は論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，プルトニウム濃縮缶へ供給液を供給するプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号を発することで，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止できる設計とする。	機能要求②	○重大事故時供給停止回路 ・緊急停止系	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，プルトニウム濃縮缶へ供給液を供給するプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号を発することで，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	プルトニウム濃縮缶液相部温度計の警報設定値は，熱的制限値を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	＜インターロック＞ ・設定値	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 プルトニウム濃縮缶液相部温度計の警報設定値は，熱的制限値を目安に設定することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応を検知できる設計とする。
11	分解反応検知機器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，プルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計からの信号を分配して入力することにより，１台の論理回路の機能が喪失した場合でも，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の検知機能を喪失しない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 分解反応検知機器の論理回路は，１系列当たり十分な台数を設ける多重化構成とし，プルトニウム濃縮缶圧力計，プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計からの信号を分配して入力することにより，１台の論理回路の機能が喪失した場合でも，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の検知機能を喪失しない設計とする。
12	重大事故時供給停止回路は，検出器又は論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，検出器又は論理回路のいずれかにおいて故障を検知した場合に中央制御室に故障警報を発すること又は運転員による指示値の確認を行うことにより，速やかに異常を把握できる設計とする。
13	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，プルトニウム濃縮缶へ供給液を供給するプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号を発することで，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時供給停止回路 ・緊急停止系	－	－	＜インターロック＞ ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 （重大事故時供給停止回路とともに記載する）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，プルトニウム濃縮缶へ供給液を供給するプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉信号を発することで，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止することにより，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の再発を防止できる設計とする。
14	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，作動状態の確認が可能な設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室における緊急停止系の操作によって１分以内にプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室における緊急停止系の操作によって１分以内にプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	重大事故時供給停止回路は，共通要因によってプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，加熱停止回路とは異なるプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉止回路とすることで，プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	重大事故時供給停止回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（多様性，位置的分散等）		【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	重大事故時供給停止回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	重大事故時供給停止回路は，プルトニウム濃縮缶に対し１系列で構成し，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，プルトニウム濃縮缶に対し１系列で構成し，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室における緊急停止系の操作によって１分以内にプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室における緊急停止系の操作によって１分以内にプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止できる設計とする。
16	重大事故時供給停止回路は，共通要因によってプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，加熱停止回路とは異なるプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止するための重大事故時供給液停止弁の閉止回路とすることで，プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。
17	重大事故時供給停止回路は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－		
18	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。
19	重大事故時供給停止回路は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備（安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。
20	重大事故時供給停止回路は，プルトニウム濃縮缶に対し１系列で構成し，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，プルトニウム濃縮缶に対し１系列で構成し，火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させることができる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，重大事故時供給液停止弁に対して閉信号を，廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である分解反応検知機器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	○重大事故時供給停止回路	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，重大事故時供給液停止弁に対して閉信号を，廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である分解反応検知機器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	重大事故時供給停止回路	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	重大事故時供給停止回路は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中，第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求	重大事故時供給停止回路 （許可文中，第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（環境条件等）													
25	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中，第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，重大事故時供給液停止弁に対して閉信号を，廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である分解反応検知機器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	○重大事故時供給停止回路	－	－	＜インターロック＞ ・設定値	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故時供給停止回路の個数を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 重大事故時供給停止回路の警報設定値，設備構成及び設備仕様を説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に，重大事故時供給液停止弁に対して閉信号を，廃ガス貯留設備に対して起動信号を発するよう警報設定値を設定するとともに，動的機器である分解反応検知機器の単一故障を考慮した数量を有する設計とする。
22	重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1　重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.2　重大事故時供給停止回路 3.1.2.1　重大事故時供給停止回路	【2.2 重大事故等対処設備に関する計測】 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について説明する。 【3.1.2.1　重大事故時供給停止回路】 重大事故時供給停止回路は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力の影響を考慮しても機能を損なわない設計とする。
23	重大事故時供給停止回路は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。
24	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	設置要求							○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－		
25	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，中央制御室において緊急停止操作スイッチを押下することで作動する設計とし，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生の判定後１分以内に操作できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）
（重大事故時供給停止回路）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	重大事故時供給停止回路の緊急停止系は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	重大事故時供給停止回路	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.3.4　重大事故時供給停止回路」に示す。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.2　廃ガス貯留設備 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2	臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3	臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
4	廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図） 計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)） 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 （許可文中、第6.2.2-1表（1）、第6.2.2-1図） 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 （許可文中、第6.2.3-1表（1）、第6.2.3-1～2図） 重大事故時供給停止回路 （許可文中、第6.2.4-1表（1）、第6.2.4-1図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
5	また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	基本方針			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 ５　放射性廃棄物の廃棄施設 5.1.2.2　廃ガス貯留設備 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	△	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 2. 基本方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 2. 基本方針	【2. 基本方針】 臨界事故の発生を仮定する機器において臨界事故が発生した場合及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器においてＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，当該重大事故で発生した放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するために必要な重大事故等対処設備を設置する。 臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。 廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。 また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。
2	臨界事故は，同時又は連鎖して発生しないことから，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置し，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）に接続される臨界事故の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
3	臨界事故とＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応は同時又は連鎖して発生しないことから，精製建屋に設置する廃ガス貯留設備の一部は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器間で兼用できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
4	廃ガス貯留設備は，隔離弁，空気圧縮機，逆止弁，廃ガス貯留槽，配管・弁等，安全保護回路の一部である代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路並びに工程計装設備の一部で構成する。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
5	また，設計基準対象の施設と兼用するせん断処理・溶解廃ガス処理設備の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁及び主配管・弁，前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の一部である凝縮器，高性能粒子フィルタ，排風機，隔離弁，主配管・弁及び廃ガスポット，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の一部である主配管，高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の一部である主配管，精製建屋換気設備の一部であるセル排気フィルタユニット，グローブボックス・セル排風機及びダクト，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の一部であるダクト，主排気筒，圧縮空気設備の一部である一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系，給水施設の一部である一般冷却水系，低レベル廃液処理設備の一部である第１低レベル廃液処理系及び工程計装設備の一部を常設重大事故等対処設備として位置付け，臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出並びに臨界事故若しくは火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	機能要求②	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路の計測範囲及び警報設定値について説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			重大事故時供給停止回路														
			【前処理建屋】 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁														
			【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁														
7	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニット ○精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） 3.1.3.5　精製建屋換気設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.5　精製建屋換気設備】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			主排気筒														

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁	〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。	○	－	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 重大事故時供給停止回路 【精製建屋】 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	－	－	<インターロック> ・検出器の種類 ・設定値 ・起動に要する信号の個数 <圧縮機> ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.3　安全保護回路 3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.3.2　重大事故等対処設備の安全保護回路に関する設計】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路及び重大事故時供給停止回路の計測範囲及び警報設定値について説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路又は重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路により臨界事故の発生を判定した場合若しくは重大事故時供給停止回路によりＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を判定した場合に，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽に放射性物質を導出するため，廃ガス貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに廃ガス貯留設備の空気圧縮機を自動で起動する設計とする。 同時に，前処理建屋においてはせん断処理・溶解廃ガス処理設備の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止できる設計とする。 精製建屋においては精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断するため，当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止できる設計とする。
7	ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○ ○	－ －	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニット ○精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機 ○主排気筒	－ －	－ －	〈配管・ダクト〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈ファン〉 ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機 －	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） 3.1.3.5　精製建屋換気設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.5　精製建屋換気設備】 ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した際に精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポットからセルへ導出される放射性物質については，精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去し，主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○安全弁 【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○安全弁	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○逆止弁 【精製建屋】 ○逆止弁	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○せん断処理・溶解廃ガス処理設備の隔離弁 ○安全弁	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁 ○安全弁	－	－	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） 〈ファン〉 ・容量 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・揚程又は吐出圧力 ・設計上の空気の流入率 ・原動機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽への放射性物質の導出においては，重大事故が発生した機器から放射性物質を含む気体が，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）を通じて大気中へ放出されるよりも早く，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の流路を遮断することで導出することとし，具体的には約１分以内で導出できる設計とする。その後の廃ガス貯留設備での貯留に当たっては，放射性物質を含む気体が水封部からセルに導出されることがないよう，圧力を制御する設計とする。
9	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○逆止弁	〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○逆止弁	－	－	〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達した場合，中央制御室からの操作により，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁を開放するとともにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機を起動した場合であっても，廃ガス貯留設備に逆止弁を設けることで，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽からせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）への放射性物質の逆流が生じない設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	機能要求②	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	設計方針（容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その後，中央制御室からの操作で廃ガス貯留設備の隔離弁を閉止し，空気圧縮機を停止することにより，排気をせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から主排気筒を介して大気中へ放出できる設計とする。
11	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽については，臨界事故の発生を起点として１時間にわたって，また，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約２時間にわたって放射性物質を含む気体を導出できる容量を有する設計とする。
12	その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 その際，臨界事故によって発生する放射線分解による水素を導出した場合でも，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の気相部の水素濃度がドライ換算４ｖｏｌ％を超えない容量を有する設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.10　低レベル廃液処理設備 VI-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.10　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作は，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽の圧力が所定の圧力に達したことを起点として約３分以内に実施できる設計とする。
14	引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 引き続いて実施する廃ガス貯留設備の空気圧縮機の停止操作は，せん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からの流路に復旧する操作の完了を起点として約５分以内に実施できる設計とする。
15	廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.13　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.10　低レベル廃液処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.13　低レベル廃液処理設備】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.10　低レベル廃液処理設備】 廃ガス貯留設備から発生したドレン水については，低レベル廃液処理設備に移送し，適切に処理できる設計とする。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	廃ガス貯留設備は，共通要因によってせん断処理・溶解廃ガス処理設備及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁により隔離することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模より も大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	廃ガス貯留設備の系統は，共通要因によって精製建屋換気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，系統構成として独立性を有する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） 3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】【3.1.3.3　せん断処理・溶解廃ガス処理設備】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） 3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.4　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.2　精製建屋塔槽類廃ガス処理設備　塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）】 想定される重大事故等において操作する廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機並びにせん断処理・溶解廃ガス処理設備又は精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機及び隔離弁は，その作動状態の確認が可能な設計とする。
17	廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（前処理建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。	○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 3.臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1　臨界事故の拡大を防止するための設備 3.1.3　貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 3.有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 3.1　TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備 3.1.3　廃ガス貯留設備 3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋） Ⅵ-2-3　系統図 ・廃ガス貯留設備	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.3.2　廃ガス貯留設備（精製建屋）】【3.1.3.1　廃ガス貯留設備（精製建屋）】 廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機は，多重化することで，他方の機器が万一動作しない場合であっても，流路が維持される設計とする。
18	廃ガス貯留設備は，共通要因によってせん断処理・溶解廃ガス処理設備及び精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，弁により隔離することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
19	廃ガス貯留設備の系統は，共通要因によって精製建屋換気設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，系統構成として独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
20	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して修理の対応，関連する工程の停止等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
21	関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。	△	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.重大事故等対処設備の設計方針	【4.重大事故等対処設備の設計方針】 関連する工程を停止すること等については，保安規定に定めて，管理する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	廃ガス貯留設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23	廃ガス貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
24	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
25	廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（個数及び容量）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
26	廃ガス貯留設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガス洗浄塔 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の凝縮器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のデミスタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のよう素フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の冷却器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	設計方針（環境条件等）	Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 Ⅴ-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 Ⅴ-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 Ⅴ-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅴ-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時に廃ガス貯留設備が耐圧強度を有することを説明する。 【Ⅴ-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
27	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の関
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	廃ガス貯留設備は，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止 】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
23	廃ガス貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針		△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
24	廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。	機能要求① 機能要求② 設置要求	○	－	【前処理建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	○	－	【精製建屋】 ○貯槽 ・廃ガス貯留槽 ○空気圧縮機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁	－	－	〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈圧縮機〉 ・容量 ・揚程又は吐出圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・原動機 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 廃ガスを貯留するための系統構成や設備仕様を説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽は，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において，臨界事故又はＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により発生した放射性物質を含む気体を貯留するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器である廃ガス貯留設備の空気圧縮機及び弁は，多重化した設計とし，廃ガス貯留設備は，前処理建屋及び精製建屋に各１系列を設置する設計とする。 廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。
25	廃ガス貯留設備は，臨界事故の発生を仮定する機器及びＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応の発生を仮定する機器ごとに，重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			○	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		
26	廃ガス貯留設備は，ＴＢＰ等の錯体の急激な分解反応により瞬間的に上昇する温度及び圧力に対して，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【精製建屋】 ○廃ガス貯留設備の配管 ○廃ガス貯留設備の配管（設計基準対象の施設と兼用） ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガスポット ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の廃ガス洗浄塔 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の凝縮器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のデミスタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の高性能粒子フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）のよう素フィルタ ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の冷却器 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の排風機 ○廃ガス貯留設備の隔離弁 ○精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）の隔離弁	－	－	〈配管〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈容器〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈フィルタ〉 ・容量 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 〈主要弁〉 ・最高使用温度 ・最高使用圧力 ・主要寸法又は外形・厚さ ・主要材料 ・駆動方式（方法） 〈ファン〉 ・主要材料	V-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書 V-4　計算機プログラム（解析コード）の概要 V-4-別添5　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響に関する説明書 V-4-別添5-1　TBP等の錯体の急激な分解反応発生時の影響を考慮する施設の健全性の評価方針 V-4-別添5-2　プルトニウム濃縮缶の強度計算書 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【V-2-4　重大事故等対処設備の耐圧強度に関する計算書】 重大事故時に廃ガス貯留設備が耐圧強度を有することを説明する。 【V-4　計算機プログラム（解析コード）の概要】 耐圧強度を説明するにあたり使用した計算機プログラムを説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
27	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよ	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよ
28	廃ガス貯留設備のうち，安全上重要な施設は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護する設計とする。	設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	廃ガス貯留設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）	2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	環境，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	廃ガス貯留設備は，想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	廃ガス貯留設備は，配管の全周破断に対して，適切な材質とすることにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	○	－	廃ガス貯留設備	－	れる条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	う，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	VI-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 VI-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	う，その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
30	廃ガス貯留設備は，想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように，中央制御室で操作可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－			△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	廃ガス貯留設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	廃ガス貯留設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（試験・検査）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路又は重大事故時供給停止回路からの信号による廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	廃ガス貯留設備 （許可文中、第7.2-32表(1)、第7.2-41、42図）	設計方針（試験・検査）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第三十八条　臨界事故の拡大を防止するための設備）（第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）（廃ガス貯留設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	廃ガス貯留設備は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
32	廃ガス貯留設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-1　臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針 Ⅵ-1-5-2-4　有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性 (2)　試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。
33	性能確認においては，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路又は重大事故時供給停止回路からの信号による廃ガス貯留設備の隔離弁及び空気圧縮機の作動試験等を行うことにより定期的に試験及び検査を実施できる設計とする。	機能要求①	○	－	廃ガス貯留設備	－		を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。	△	－	廃ガス貯留設備	－	－	－		を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.9.4.1(2)　廃ガス貯留設備」に示す。

・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第42条：使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.2　重大事故等対処設備 1.2.1　代替注水設備 プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し，又は補給水設備の注水機能が喪失し，燃料仮置きピット，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下，「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し，又は補給水設備の注水機能が喪失し，燃料仮置きピット，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下，「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	代替注水設備は，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成し，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより，使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽できる設計とする。	機能要求②	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針(設備構成) 設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.　燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備 3.1　燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時，又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備 3.1.1　燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備 3.1.1.1　代替注水設備 VI-2-3　系統図 ・代替注水設備 VI-2-4　配置図 ・代替注水設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 代替注水設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.1.1.1　代替注水設備】 代替注水設備は，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成し，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより，使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	代替注水設備は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(多様性、位置的分散等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	代替注水設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。 代替注水設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	代替注水設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求②	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針(個数及び容量)	VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	代替注水設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	代替注水設備 可搬型建屋内ホース	設計方針(環境条件等)		【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.2　重大事故等対処設備 1.2.1　代替注水設備 　プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し，又は補給水設備の注水機能が喪失し，燃料仮置きピット，燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下，「燃料貯蔵プール等」という。）の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1　代替注水設備 VI-2-3　系統図 ・代替注水設備 VI-2-4　配置図 ・代替注水設備	【VI-1-1-3-1-1　代替注水設備】 ・代替注水設備の系統構成や設備仕様を説明する。
2	代替注水設備は，可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成し，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより，使用済燃料を冷却し，及び放射線を遮蔽できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備 　可搬型中型移送ポンプ 　可搬型建屋外ホース 　可搬型建屋内ホース	－	－	－	＜ポンプ＞ ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・個数 ・原動機 ・取付箇所 ＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料 ・個数 ・取付箇所		
3	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで，補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
4	代替注水設備は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－		
5	代替注水設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
6	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－		
7	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
8	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備 　可搬型中型移送ポンプ	－	－	－	＜ポンプ＞ ・容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1　代替注水設備 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.1　代替注水設備の冷却機能に関する事項	【VI-1-1-3-1-1　代替注水設備】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.1.1　代替注水設備の冷却機能に関する事項】 可搬型中型移送ポンプ車による注水により、燃料貯蔵プール等の水位が維持されることを説明する。
9	代替注水設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－		
10	代替注水設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備 　可搬型建屋内ホース	－	－	－	＜主配管＞ ・主要材料		
11	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	代替注水設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	代替注水設備の接続口は，速やかに，容易かつ確実に現場での接続ができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (1)　操作性の確保 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(1)　操作性の確保】 重大事故等対処設備は，手順書の整備，訓練・教育により，想定される重大事故等が発生した場合においても，確実に操作でき，事業変更許可申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」ハで考慮した要員数と想定時間内で，アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制，管理等については，保安規定に定めて，管理する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 　また、当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	代替注水設備 （許可文中、第3-5表(1)、第3-14図）	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	1.2.2　スプレイ設備 　燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	スプレイ設備は，可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッダで構成し，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 　可搬型建屋内ホース 　可搬型スプレイヘッダ	基本方針(設備構成) 設計方針	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.　燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備 3.2　燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備 3.2.1　燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備 3.2.1.1　スプレイ設備 VI-2-3　系統図 ・スプレイ設備 VI-2-4　配置図 ・スプレイ設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・スプレイ設備の系統構成や設備仕様を説明する。 【3.2.1.1　スプレイ設備】 スプレイ設備は，可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッダで構成し，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	スプレイ設備は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(多様性、位置的分散等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.3　多様性，位置的分散等 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.3　多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備は，共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては，重大事故等における条件，自然現象，人為事象，周辺機器等からの影響及び安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模(以下「設計基準より厳しい条件」という。)の要因となる事象を考慮する。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は『VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書』の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
13	代替注水設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－		
14	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－		
15	代替注水設備の接続口は，速やかに，容易かつ確実に現場での接続ができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
16	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 　また、当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	代替注水設備	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
17	1.2.2　スプレイ設備 　燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-1-2　スプレイ設備 Ⅵ-2-3　系統図 ・スプレイ設備 Ⅵ-2-4　配置図 ・スプレイ設備	【Ⅵ-1-1-3-1-2　スプレイ設備】 ・スプレイ設備の系統構成及び配置を説明する。
18	スプレイ設備は，可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッダで構成し，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備 　可搬型建屋内ホース 　可搬型スプレイヘッダ	－	－	－	＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料 ・個数 ・取付箇所		
19	スプレイ設備は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	スプレイ設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(悪影響防止)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.4　悪影響防止 Ⅵ-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.4　悪影響防止】 重大事故等対処設備は，再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設，当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備，MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(悪影響防止)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために，注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	設計方針(個数及び容量)	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために，注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。 スプレイ設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	スプレイ設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ 可搬型建屋内ホース	設計方針(個数及び容量)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	スプレイ設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ 可搬型建屋内ホース	設計方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.5　環境条件等】 (1)環境条件 重大事故等対処設備は，内的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備と外的事象を要因として発生する重大事故等に対処するための設備それぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重を考慮し，その機能が有効に発揮できるよう，その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに，操作が可能な設計とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，汽水の影響を考慮して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	スプレイ設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置後は，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。	設置要求	スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	スプレイ設備の接続口は，速やかに，容易かつ確実に現場での接続ができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(操作性の確保)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性 Ⅵ-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
20	スプレイ設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
21	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
22	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために，注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数を確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	－	－	－	＜主配管＞ ・個数	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-2　スプレイ設備 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1　使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.2　スプレイ設備の冷却機能に関する事項	【VI-1-1-3-1-2　スプレイ設備】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.1.2　スプレイ設備の冷却機能に関する事項】 スプレイ設備によるスプレイ流量が、燃料貯蔵プール等からの蒸発量を上回ることを説明する。
23	スプレイ設備は，プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し，その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから，当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を１セット確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ 可搬型建屋内ホース	－	－	－	－		
24	スプレイ設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備（スプレイ設備） 可搬型スプレイヘッダ 可搬型建屋内ホース	－	－	－	＜主配管＞ ・主要材料	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
25	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，汽水の影響を考慮して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	－	－	－	＜主配管＞ ・主要材料		
26	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
27	地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
28	スプレイ設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－		
29	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置後は，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－		
30	スプレイ設備の接続口は，速やかに，容易かつ確実に現場での接続ができるよう，ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求① スプレイ設備 （許可文中、第3-6表(1)、第3-15図）	設計方針(試験・検査性) (2)試験・検査性 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.6　操作性及び試験・検査性	【2.6　操作性及び試験・検査性　(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう，機能・性能の確認，漏えいの有無の確認，分解点検等ができる構造とする。 （以下省略） 【4.　重大事故等対処設備の設計方針】 重大事故等対処設備の設計方針の「多様性，位置的分散等」「悪影響防止」「環境条件等」「操作性の確保」「試験・検査性」についての詳細は「VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「X.X　代替注水設備」，「X.X　スプレイ設備」，「X.X　漏えい抑制設備」及び「X.X　臨界防止設備」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	1.2.3　漏えい抑制設備 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 2.基本方針	【2.基本方針】 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	漏えい抑制設備は，サイフォンブレーカ並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成し，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいによる水位の低下を抑制できる設計とする。	設置要求 機能要求① 漏えい抑制設備	基本方針(設備構成)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.　燃料貯蔵プール等の冷却等のための設備 3.1　燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能の喪失時，又は燃料貯蔵プール等の小規模漏えい発生時に使用する設備 3.1.1　燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備 3.1.2.1　漏えい抑制設備 VI-2-3　系統図 ・漏えい抑制設備	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・漏えい抑制設備の系統構成や設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において，サイフォン効果を停止することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求② 漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	設計方針			【3.1.2.1　漏えい抑制設備】 漏えい抑制設備は，サイフォンブレーカ並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成し，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいによる水位の低下を抑制できる設計とする。 漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において，サイフォン効果を停止することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。 漏えい抑制設備の止水板及び蓋は，地震によるスロッシングが発生した場合において，燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は，地震によるスロッシングが発生した場合において，燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求② 漏えい抑制設備 止水板 蓋	設計方針	VI-2-4　配置図 ・漏えい抑制設備 VI-2-5　構造図 ・漏えい抑制設備			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.5　環境条件等 VI-1-5-2-2　冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 4.　重大事故等対処設備の設計方針	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 漏えい抑制設備 （許可文中、第3-7表）	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 漏えい抑制設備 （許可文中、第3-7表）	設計方針(悪影響防止)				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。	機能要求② 漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.3　使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	【VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.3　使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書】 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により当該貯蔵プール等の水位が低下した場合における放射線の遮蔽能力について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	漏えい抑制設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系））） 止水板 蓋	設計方針(環境条件等)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。 また、当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	スプレイ設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
32	1.2.3　漏えい抑制設備 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-3　漏えい抑制設備 VI-2-3　系統図 ・漏えい抑制設備 VI-2-5　構造図 ・漏えい抑制設備	【VI-1-1-3-1-3　漏えい抑制設備】 ・漏えい抑制設備の系統構成や設備仕様を説明する。
33	漏えい抑制設備は，サイフォンブレーカ並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成し，燃料貯蔵プール等からの水の漏えいによる水位の低下を抑制できる設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
34	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において，サイフォン効果を停止することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	－	－	－	＜主配管＞ ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料		
35	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は，地震によるスロッシングが発生した場合において，燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより，燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備 止水板 蓋	－	－	－	＜防水区画構造物＞ ・主要寸法 ・主要材料		
36	重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
37	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
38	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備	－	－	－	－		
39	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは，プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	－	－	－	＜主配管＞ ・主要寸法	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-3　漏えい抑制設備 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.3　使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	【VI-1-1-3-1-3　漏えい抑制設備】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.3　使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書】 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により当該貯蔵プール等の水位が低下した場合における放射線の遮蔽能力について説明する。
40	漏えい抑制設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備（漏えい抑制設備） サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系））） 止水板 蓋	－	－	－	＜主配管＞ ・主要材料 ＜防水区画構造物＞ ・主要材料	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
41	地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	漏えい抑制設備は，外部からの衝撃に上る損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	漏えい抑制設備 （許可文中、第3-7表）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	漏えい抑制設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	漏えい抑制設備 （許可文中、第3-7表）	設計方針(試験・検査性)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.3.2　重大事故等対処設備　(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	1.2.4　臨界防止設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-2-4　配置図 ・臨界防止設備 Ⅵ-2-5　構造図 ・臨界防止設備	【Ⅵ-1-1-3-1-4　臨界防止設備】 【Ⅵ-2-4　配置図】 【Ⅵ-2-5　構造図】 ・臨界防止設備の設備仕様を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	また，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	臨界防止設備は，設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック，燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備のバスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）で構成し，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。	設置要求 機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	基本方針(設備構成) 設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	重大事故等における条件に対して臨界防止設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	臨界防止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	臨界防止設備 （許可文中、第3-8表）	設計方針(悪影響防止)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	臨界防止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に，臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。	機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	設計方針(個数及び容量)	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.2　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書	【Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.2　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書】 燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、使用済燃料が臨界に達しないことを説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	臨界防止設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	臨界防止設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	臨界防止設備 （許可文中、第3-8表）	設計方針(環境条件等)			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	漏えい抑制設備は，外部からの衝撃に上る損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備	－	－	－	－		
43	漏えい抑制設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	漏えい抑制設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.3.2　重大事故等対処設備(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
44	1.2.4　臨界防止設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-4　臨界防止設備 VI-2-5　構造図 ・臨界防止設備	【VI-1-1-3-1-4　臨界防止設備】 ・臨界防止設備の設備仕様を説明する。
45	また，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－		
46	臨界防止設備は，設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック，燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備のバスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）で構成し，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	－	－	－	＜ラック/ピット/棚＞ ・臨界管理（核的制限値等） ・主要寸法 ・主要材料		
47	重大事故等における条件に対して臨界防止設備は，想定される重大事故等が発生した場合における温度，圧力，湿度，放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
48	臨界防止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
49	臨界防止設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に，臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	－	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・臨界管理（核的制限値等） ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-4　臨界防止設備 別添２ 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.2　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書	【VI-1-1-3-1-4　臨界防止設備】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.2　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書】 燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、使用済燃料が臨界に達しないことを説明する。
50	臨界防止設備は，耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，環境湿度，環境圧力及び放射線を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台（実入り用）	－	－	－	＜ラック/ピット/棚（臨界管理）＞ ・主要材料		
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
52	臨界防止設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備	－	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	臨界防止設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	臨界防止設備 （許可文中、第3-8表）	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.3.2　重大事故等対処設備　(2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	1.2.5　監視設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等の水位，水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について，重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	また，燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ），可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計），可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として配備し、監視設備として使用する。 　計装設備の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ－1　第２章　4.2.1　計装設備」に示す。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針(設備構成)	VI-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2　重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測 VI-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.5　補機駆動用燃料補給設備	【2.2　重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測】 ・重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について，説明する。 【3.5　補機駆動用燃料補給設備】 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等に係る補機駆動用燃料補給設備による燃料補給に関して，燃料補給系統について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等の水位，水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について，重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに，監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは，燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	計装設備 　可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 （超音波式） 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 （メジャー） 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 （電波式） 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 （エアパージ式） 　可搬型燃料貯蔵プール等温度計 （サーミスタ） 　可搬型燃料貯蔵プール等温度計 （測温抵抗体） 　可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ） 　可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	設計方針	VI-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【VI-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】 【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	監視設備の可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は，燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において，冷却空気を供給することにより，可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。	設置要求 機能要求②	計装設備 　可搬型空冷ユニットA 　可搬型空冷ユニットB 　可搬型空冷ユニットC 　可搬型空冷ユニットD 　可搬型空冷ユニットE 　可搬型計測ユニット用空気圧縮機	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計），可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE，可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは，代替電源設備から受電できる設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	監視設備の主要な設備の基本設計方針については「4.　計測制御系統施設」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
53	臨界防止設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	臨界防止設備	－	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.3.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
54	1.2.5　監視設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等の水位，水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について，重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Ⅵ-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を
55	また，燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
56	計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ），可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計），可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を可搬型重大事故等対処設備として配備し、監視設備として使用する。 計装設備の詳細については，「Ⅰ　Ⅰ－１　第２章　4.2.1　計装設備」に示す。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 代替交全冷却水系 代替電源設備 補機駆動用燃料補給設備	－	－	－	－	Ⅵ-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2　重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測 Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.5　補機駆動用燃料補給設備	【2.2　重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測】 ・重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定について，説明する。 【3.5　補機駆動用燃料補給設備】 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等に係る補機駆動用燃料補給設備による燃料補給に関して，燃料補給系統について，説明する。
57	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合，又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において，燃料貯蔵プール等の水位，水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について，重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とするとともに，監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは，燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	【機能要求②】 計装設備 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (超音波式) 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (メジャー) 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (電波式) 　可搬型燃料貯蔵プール等水位計 (エアパージ式) 　可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (サーミスタ) 　可搬型燃料貯蔵プール等温度計 (測温抵抗体) 　可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ） 　可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）	－	－	－	＜計装／放管設備＞ ・計測範囲	Ⅵ-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。
58	監視設備の可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は，燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において，冷却空気を供給することにより，可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	【機能要求②】 計装設備 　可搬型計測ユニット用空気圧縮機	－	－	－	＜圧縮機＞ ・容量 ・吐出圧力		
59	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式），可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式），可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体），可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計），可搬型空冷ユニットA，可搬型空冷ユニットB，可搬型空冷ユニットC，可搬型空冷ユニットD，可搬型空冷ユニットE，可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは，代替電源設備から受電できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－		
60	監視設備の主要な設備の基本設計方針については「4.　計測制御系統施設」に示す。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	－	－

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第44条：工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.13　放出抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において，事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備，注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1．概要 2．基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 2.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	【VI-1-5-2-6】 【1．概要】 【2．基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 ・再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備 【2.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 再処理施設の各建屋周辺にて重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に，建屋に放水し，放射性物質の放出を抑制するための設備として，放水設備を設けることを説明する。 【2.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災、化学火災への対応に係る考慮事項 ~~【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】~~ ~~・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。~~ ~~・構造について、構造図にて説明する。~~ 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・構造について、構造図にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	7.13.1　放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合，建物に放水し，放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災，化学火災への対処では，放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	~~設計方針（設備構成）~~ 基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	放水設備は，再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-5-2-6】 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る揚程と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災、化学火災への対応に係る考慮事項 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・構造について、構造図にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	また，セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	放水設備は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤２m^3を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで，放水による消火活動を行い，航空機燃料火災，化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	放水設備は，移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	放水設備の可搬型放水砲は，放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	建物への放水については，臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	放水設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.13　放出抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において，事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備，注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 2.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備 ~~Ⅵ-2-3　系統図~~ ~~Ⅵ-2-4　配置図~~ ~~Ⅵ-2-5　構造図~~	【Ⅵ-1-5-2-6】 【1.　概要】 【2.　基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 ・再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備 【2.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 再処理施設の各建屋周辺にて重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に，建屋に放水し，放射性物質の放出を抑制するための設備として，放水設備を設けることを説明する。 【2.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設ける設計とする。 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る権限と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災，化学火災への対応に係る考慮事項 ~~【Ⅵ-2-3系統図，Ⅵ-2-4配置図，Ⅵ-2-5構造図】~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造について，構造図にて説明する。~~
2	7.13.1　放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合，建物に放水し，放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
3	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
4	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災，化学火災への対処では，放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
5	放水設備は，再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	Ⅵ-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図	【Ⅵ-1-5-2-6】 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.1　大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・放水に係る権限と放水範囲 ・建屋への放水に係る考慮事項 【3.1.3　再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統（3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備と同じ） ・泡消火薬剤の供給方法と泡消火薬剤量の妥当性について ・航空機燃料火災，化学火災への対応に係る考慮事項 【Ⅵ-2-3系統図、Ⅵ-2-4配置図、Ⅵ-2-5構造図】 ・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・構造について，構造図にて説明する。
6	また，セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
7	放水設備は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤２m^3を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで，放水による消火活動を行い，航空機燃料火災，化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ		
8	放水設備は，移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
9	放水設備の可搬型放水砲は，放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放水砲	－	－	－		
10	建物への放水については，臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
11	放水設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれはないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
12	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災、化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災、化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
13	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれはないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	放水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針（悪影響防止）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制(建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型放水砲，可搬型建屋外ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の２台同時放水を可能にするために，放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダは，可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
14	放水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
15	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
16	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制（建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動）に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量，吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制（建屋への放水，航空機燃料火災，化学火災発生時の消火活動）に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
17	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の２台同時放水を可能にするために，放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	－	－	〈ポンプ〉 容量		
18	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ		
19	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の容量に対して放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	－	－	〈ポンプ〉 容量		
20	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
21	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 可搬型放水砲	－	－	〈主配管〉 外径・厚さ		
22	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 可搬型放水砲	－	－	〈主配管〉 外径・厚さ		
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は，必要な台数を有する設計とするとともに，大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放水砲	－	－	－		
24	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース	－	－	－		
25	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダは，可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに，保有数は，必要数として３台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを４台の合計７台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ホイールローダ	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型建屋外ホース	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は，「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	放水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	放水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	放水設備の可搬型放水砲は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（放水設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	－	－	<ポンプ> 主要材料 <主配管> 主要材料	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
27	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	－	－	－		
28	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース	－	－	－		
29	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は，「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
30	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
31	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	－	－	－		
32	放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
33	放水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
34	放水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
35	放水設備の可搬型放水砲は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型放水砲	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第44条　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備(注水設備)）

項目番号	基本設計方針 MOX、36条横並び	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	7.13.2　注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，燃料貯蔵プール等へ注水し，放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として注水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1．概要 2．基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	【VI-1-5-2-6】 【1．概要】 【2．基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 【2.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，燃料貯蔵プール等へ注水し，放射線の放出を抑制するための設備として，注水設備を設けることを説明する。 【VI-1-5-2-5】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処するために使用する設備として，設定根拠説明にて，対処に用いることについて，説明する。 ~~【VI-2-3系統図，VI-2-4配置図，VI-2-5構造図】~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造について，構造図にて説明する。~~	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	注水設備は，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	~~設計方針（設備構成）~~ 基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，放水設備と兼用し，可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	注水設備は，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，事業所外への放射線の放出を抑制するために，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3．施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-5-2-6】 【3．施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・事業所外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・建屋への注水に係る考慮事項 【VI-2-3系統図，VI-2-4配置図，VI-2-5構造図】 ・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・構造について，構造図にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
40	注水設備の大型移送ポンプ車は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して，多様性を有する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
41	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
42	注水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針（悪影響防止）	3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第44条　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備（注水設備））

項目番号	基本設計方針 MOX、36条横並び	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
36	7.13.2　注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，燃料貯蔵プール等へ注水し，放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として注水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1．概要 2．基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	【VI-1-5-2-6】 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 【2.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，燃料貯蔵プール等へ注水し，放射線の放出を抑制するための設備として，注水設備を設けることを説明する。 【VI-1-5-2-5】 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処するために使用する設備として，設定根拠説明にて，対処に用いることについて，説明する。 ~~【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造について，構造図にて説明する。~~
37	注水設備は，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
38	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，放水設備と兼用し，可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
39	注水設備は，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し，事業所外への放射線の放出に至るおそれがある場合，事業所外への放射線の放出を抑制するために，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-5-2-6】 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.4　事業所外への放射線の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・事業所外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 ・第１貯水槽から再処理施設の各建屋までのホース敷設ルート ・建屋への注水に係る考慮事項 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・構造について，構造図にて説明する。
40	注水設備の大型移送ポンプ車は，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し，必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して，多様性を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
41	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
42	注水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
43	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第44条　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備(注水設備)）

項目番号	基本設計方針 MOX、36条横並び	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	注水設備の大型移送ポンプ車は，燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型建屋ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	注水設備の大型移送ポンプ車は必要な台数を有する設計とし，「7.13.1　放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	燃料貯蔵プール等への水のスプレイで使用する大型移送ポンプ車は，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要な台数を有する設計とし，「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	注水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて，予備として故障時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	注水設備の可搬型建屋外ホースは，「7.13.1　放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	注水設備の可搬型建屋内ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて，予備として故障時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【VI-1-5-2-5】 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処するために使用する設備として，設定根拠説明にて，対処することについて，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	注水設備の可搬型建屋内ホースは，「1.2.2　スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	注水設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は，の「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
55	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	注水設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	注水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	注水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第44条　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備（注水設備））

項目番号	基本設計方針 MOX、36条横並び	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
44	注水設備の大型移送ポンプ車は，燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車の容量，吐出圧力，原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車，可搬型建屋ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。
45	注水設備の大型移送ポンプ車は必要な台数を有する設計とし，「7.13.1　放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
46	燃料貯蔵プール等への水のスプレイで使用する大型移送ポンプ車は，燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要な台数を有する設計とし，「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機		
47	注水設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて，予備として故障時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
48	注水設備の可搬型建屋外ホースは，「7.13.1　放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
49	注水設備の可搬型建屋内ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて，予備として故障時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-5-2-5　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(燃料貯蔵プール等へ注水)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホースの必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【VI-1-5-2-5】 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処するために使用する設備として，設定根拠説明にて，対処することについて，説明する。
50	注水設備の可搬型建屋内ホースは，「1.2.2　スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
51	注水設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	<ポンプ> 主要材料	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
52	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
53	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
54	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は，の「9.2 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－		
55	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
56	注水設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		
57	注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
58	注水設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
59	注水設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（抑制設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	7.13.3　抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1．概要 2．基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	【VI-1-5-2-6】 【1．概要】 【2．基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等への放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 【2.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 再処理施設の各建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために設備として，抑制設備を設けることを説明する。 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所 ~~【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】~~ ~~・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。~~ ~~・構造について、構造図にて説明する。~~	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	放射性物質の流出を抑制するための対処では，抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材，小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	~~設計方針（設備構成）~~ 基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	抑制設備は，再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝５箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	基本方針	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-5-2-6】 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・構造について、構造図にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	抑制設備は，海洋への放射性物質の流出を抑制するために，可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駮沼（２箇所）へ設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66	尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	抑制設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(河川、湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれはないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（抑制設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
60	7.13.3　抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	【VI-1-5-2-6】 【1.　概要】 【2.　基本方針】 【2.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 【2.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 再処理施設の各建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために設備として，抑制設備を設けることを説明する。 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所 ~~【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造について，構造図にて説明する。~~
61	放射性物質の流出を抑制するための対処では，抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材，小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	－	－	－		
62	抑制設備は，再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝５箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	－	－	－	VI-1-5-2-6　工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 3.　施設の詳細設計方針 3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	【VI-1-5-2-6】 【3.　施設の詳細設計方針】 【3.1　事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1.2　海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所 【VI-2-3系統図、VI-2-4配置図、VI-2-5構造図】 ・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。 ・構造について，構造図にて説明する。
63	抑制設備は，海洋への放射性物質の流出を抑制するために，可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駮沼（２箇所）へ設置して，放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車	－	－	－		
64	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	放射性物質吸着材 小型船舶	－	－	－		
65	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	－	－	－		
66	尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	－	－	－		
67	抑制設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
68	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(河川，湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材，小型船舶，運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
69	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれはないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
70	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（抑制設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため，設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(河川、湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，必要数として，雨水集水桝５箇所の設置場所に計10本（高さ約0.50m，幅約11.0m（４本），高さ約0.50m，幅約5.3m（２本），高さ約0.73m，幅約4.2m（２本），高さ約0.63m，幅約8.4m（２本））及び尾駮沼２箇所の設置場所に計106本（高さ約4.0m，幅約20.0m）の合計116本を確保する設計とする。また，予備として116本を確保する設計とし，保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は，再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して，排水路に設置するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	放射性物質吸着材は，必要数として，敷地を通る各排水路の雨水集水桝（５箇所）に応じた量の計約5,430kgを確保する設計とする。また，予備として，計約5,430kgを確保する設計とし，保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は，尾駮沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１艘，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２艘の合計３艘以上を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は，可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
78	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	抑制設備の小型船舶は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は，の「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	抑制設備の小型船舶は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	抑制設備の小型船舶は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針（試験・検査性）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（抑制設備））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
71	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため，設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【Ⅴ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・個数及び容量 ・放射性物質の放出の抑制(河川，湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車、可搬型中型移送ポンプ運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
72	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，必要数として，雨水集水桝５箇所の設置場所に計10本（高さ約0.50m，幅約11.0m（４本），高さ約0.50m，幅約5.3m（２本），高さ約0.73m，幅約4.2m（２本），高さ約0.63m，幅約8.4m（２本））及び尾駮沼２箇所の設置場所に計106本（高さ約4.0m，幅約20.0m）の合計116本を確保する設計とする。また，予備として116本を確保する設計とし，保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	－	－	－		
73	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は，再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して，排水路に設置するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	放射性物質吸着材	－	－	－		
74	放射性物質吸着材は，必要数として，敷地を通る各排水路の雨水集水桝（５箇所）に応じた量の合計5,430kgを確保する設計とする。また，予備として，計約5,430kgを確保する設計とし，保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	放射性物質吸着材	－	－	－		
75	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は，尾駮沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１艘，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを２艘の合計３艘以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	小型船舶	－	－	－		
76	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は，可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	運搬車	－	－	－		
77	点検保守による待機除外時のバックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	運搬車	－	－	－		
78	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
79	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	－	－	－		
80	抑制設備の小型船舶は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	小型船舶	－	－	－		
81	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は，の「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	小型船舶	－	－	－		
82	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材及び小型船舶は，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわれるおそれはない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	－	－	－		
83	抑制設備の小型船舶は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	小型船舶	－	－	－		
84	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは，接続方式に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
85	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
86	抑制設備の小型船舶は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	小型船舶	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第45条：重大事故等への対処に必要となる水の供給設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第45条　重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.3　給水処理設備 7.3.2　重大事故等対処設備 7.3.2.1　水供給設備 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に，重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として，水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 ~~VI-2-3　系統図~~ ~~VI-2-4　配置図~~ ~~VI-2-5　構造図~~	[VI-1-5-2-7] 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水を供給するために以下の設備を設けることを説明する。 ○第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 ○第１貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ・第２貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ・敷地外水源から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ~~[VI-2-3,VI-2-4,VI-2-5]~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造等について，構造図にて説明する。~~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	重大事故等が発生し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模なその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続するために水を補給する対処が発生した場合において，対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	水供給設備は，第１貯水槽，第２貯水槽，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，ホース展張車及び運搬車で構成する。	機能要求①	第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	~~設計方針（設備構成）~~ 基本方針		~~[VI-2-3,VI-2-4,VI-2-5]~~ ~~・系統構成，設置場所について，系統図，配置図にて説明する。~~ ~~・構造等について，構造図にて説明する。~~	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため，水供給設備には第１貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	第１貯水槽	基本方針	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備	[VI-1-5-2-7] 【2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○第１貯水槽を水源とし，重大事故等対処として水を用いる対処について説明する。 ・前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模なその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の水源 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災へ対応するための設備の水源 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模なその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第１貯水槽の場所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	水供給設備の一部である第１貯水槽は，第１保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第１保管庫・貯水所は，地上２階の建物とする設計とする。 第１保管庫・貯水所は，１階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第１保管庫・貯水所 第１貯水槽	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	水供給設備の一部である第２貯水槽は，第２保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第２保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上２階，建築面積約5,900m^2の建物とする設計とする。 第２保管庫・貯水所は，１階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	第２保管庫・貯水所 第２貯水槽	基本方針	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第１貯水槽へ水を補給するため，第２貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第１貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針													
8	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第１貯水槽へ水を補給するため，敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第１貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第１貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	基本方針	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・取水する敷地外水源の場所（取水場所など） ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・敷地外水源から第１貯水槽までのホース敷設ルート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	水供給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第45条　重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.3　給水処理設備 7.3.2　重大事故等対処設備 7.3.2.1　水供給設備 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に，重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給できる重大事故等対処設備として，水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	[VI-1-5-2-7] 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水を供給するために以下の設備を設けることを説明する。 ○第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 ~~○第１貯水槽へ水を補給するための設備~~ ~~・第２貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備~~ ~~・敷地外水源から第１貯槽槽へ水を補給するための設備~~ [VI-2-3, VI-2-4, VI-2-5] ・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・構造等について、構造図にて説明する。	第２Ｇｒ申請と同一							
2	重大事故等が発生し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための対処及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災へ対応するための対処並びに重大事故等への対処を継続する対処が発生した場合において，対処に必要となる水源を確保するために水供給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			第２Ｇｒ申請と同一							
3	水供給設備は，第１貯水槽，第２貯水槽，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース，ホース展張車及び運搬車で構成する。	機能要求①	○	－	第１貯水槽	－			○	－	第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	－	－	－	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 1.　概要 2.　基本方針 2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 VI-2-3　系統図 VI-2-4　配置図 VI-2-5　構造図	[VI-1-5-2-7] 【1.概要】 【2.基本方針】 【2.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 重大事故等への対処に必要となる水を供給するために以下の設備を設けることを説明する。 ○第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 ○第１貯水槽へ水を補給するための設備 ・第２貯水槽から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 ・敷地外水源から第１貯槽槽へ水を補給するための設備 [VI-2-3, VI-2-4, VI-2-5] ・系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・構造等について、構造図にて説明する。
4	重大事故等への対処に必要となる水源を確保するため，水供給設備には第１貯水槽を設置する設計とする。	設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備 3.施設の詳細設計方針 3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備 3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備	[VI-1-5-2-7] 【2.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○第１貯水槽を水源とし，重大事故等対処として水を用いる対処について説明する。 ・前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の水源 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災へ対応するための設備の水源 【3.施設の詳細設計方針】 【3.1　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備】 【3.1.1　第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備】 ○前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に係る蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能の喪失若しくは燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の対処，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の燃料貯蔵プール等への水のスプレイ，大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処，事業所外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第１貯水槽を水源とした場合に用いる設備構成 ・第１貯水槽の場所	第２Ｇｒ申請と同一							
5	水供給設備の一部である第１貯水槽は，第１保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第１保管庫・貯水所は，地上２階の建物とする設計とする。 第１保管庫・貯水所は，１階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	○	－	第１保管庫・貯水所 第１貯水槽	－			－	－	－	－	－	－	－	－
6	水供給設備の一部である第２貯水槽は，第２保管庫・貯水所の地下に設置する設計とする。 第２保管庫・貯水所の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上２階，建築面積約5,900m^2の建物とする設計とする。 第２保管庫・貯水所は，１階に保管エリアを有する設計とする。	設置要求	○	－	第２保管庫・貯水所	－	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート	○	－	第２貯水槽	－	－	－	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備 3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【2.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【2.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 第１貯水槽を水源とした場合に，対処を継続して実施するために第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給する設備を設けることを説明する。 【3.1.2　第１貯水槽へ水を補給するための設備】 【3.1.2.1　第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・第２貯水槽の場所（取水場所など） ・第２貯水槽から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・第２貯水槽から第１貯水槽までのホース敷設ルート
7	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第１貯水槽へ水を補給するため，第２貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第１貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	【機能要求②】 第１貯水槽	〈容器〉 容量			○	－	【機能要求②】 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	〈容器〉 容量 〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ		
8	重大事故等への対処を継続して行うために，重大事故等へ対処する水源である第１貯水槽へ水を補給するため，敷地外の水源から水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して，第１貯水槽へ補給できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	○	－	【機能要求②】 第１貯水槽	〈容器〉 容量	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・取水する敷地外水源の場所（取水場所など） ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・敷地外水源から第１貯水槽までのホース敷設ルート	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 〈主配管〉 外径・厚さ	VI-1-5-2-7　重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備	[VI-1-5-2-7] 【3.1.2.2　敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備】 ○敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備の設計に関して，以下の観点について，説明する。 ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給するための設備構成 ・取水する敷地外水源の場所（取水場所など） ・敷地外水源から第１貯水槽へ水を補給に係る系統構成 ・敷地外水源から第１貯水槽までのホース敷設ルート
9	水供給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	○	－	第１貯水槽	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】	○	－	第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第45条　重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求②	第１貯水槽 第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
11	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に設置することにより，給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また，水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第１貯水槽 第２貯水槽	設計方針（多様性，位置的分散等（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
12	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（多様性，位置的分散等（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
13	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第１貯水槽 第２貯水槽	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
14	水供給設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の第１貯水槽は，重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第１貯水槽	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第１貯水槽，第２貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
17	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の第２貯水槽は，大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第１貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	第２貯水槽	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は，重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.13.1　放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
20	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
21	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は必要数として４台，予備として故障時のバックアップを４台の合計８台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
22	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	ホース展張車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
23	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は必要数として４台，予備として故障時のバックアップを４台の合計８台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
24	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第45条　重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
10	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量及び容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求②	○	－	第１貯水槽	－	「その他説明書」 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	○	－	第２貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 運搬車 ホース展張車	－	－	－	「その他説明書」 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
11	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，共通要因によって給水処理設備の純水貯槽と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に設置することにより，給水処理設備の純水貯槽と位置的分散を図る設計とする。 また，水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，互いに位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	第１貯水槽	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	○	－	第２貯水槽	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
12	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
13	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	第１貯水槽	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	○	－	第２貯水槽	－	－	－		
14	水供給設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		【VI-1-1-4　重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
15	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	－		
16	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の第１貯水槽は，重大事故等への対処に必要となる水を供給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	【機能要求②】 第１貯水槽	＜容器＞ 容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	[VI-1-1-3] 【重大事故等対処設備の個数及び容量】 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な第１貯水槽の容量を設定根拠説明書にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－
17	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の第２貯水槽は，大量の水が必要となる重大事故等への対処を継続させるために水供給設備の第１貯水槽へ水を補給できる容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 第２貯水槽	－	－	＜容器＞ 容量	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	[VI-1-1-3] 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 ○個数及び容量 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な~~第１貯水槽~~，第２貯水槽，大型移送ポンプ車の容量を設定根拠説明書にて説明する。 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。
18	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の大型移送ポンプ車は，重大事故等への対処に必要となる水を補給するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	－	－	＜ポンプ＞ 容量		
19	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.13.1　放水設備」の大型移送ポンプ車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
20	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース	－	－	－		
21	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備のホース展張車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は必要数として４台，予備として故障時のバックアップを４台の合計８台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ホース展張車	－	－	－		
22	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」のホース展張車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	ホース展張車	－	－	－		
23	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する水供給設備の運搬車は，可搬型建屋外ホースを運搬できる設計とするとともに，保有数は必要数として４台，予備として故障時のバックアップを４台の合計８台以上を確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	運搬車	－	－	－		
24	点検保守による待機除外時バックアップについては，同型設備である「7.4.2.1　代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時バックアップと兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	運搬車	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
25	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	第１貯水槽 第２貯水槽	設計方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
26	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
27	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	第１貯水槽 第２貯水槽	設計方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
28	水供給設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
29	また，水供給設備の大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
30	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
31	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型建屋外ホース	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
33	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
34	水供給設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
35	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
36	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，水位を定期的に確認することができる設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	第１貯水槽 第２貯水槽	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
37	水供給設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第45条　重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
25	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，汽水による腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	○	－	【機能要求②】 第１貯水槽	<容器> 主要材料	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	○	－	【機能要求②】 第２貯水槽	－	－	<容器> 主要材料	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
26	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	施設共通　基本設計方針	－			第２Ｇｒ申請と同一							
27	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	第１貯水槽	－			○	－	第２貯水槽	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
28	水供給設備の大型移送ポンプ車は，汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	－	－	<ポンプ> 主要材料		
29	また，水供給設備の大型移送ポンプ車は，ストレーナを設置することにより直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	<ポンプ> 主要材料		
30	屋外に保管する水供給設備の大型移送ポンプ車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
31	屋外に保管する水供給設備の可搬型建屋外ホースは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，収納するコンテナ等に対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	可搬型建屋外ホース	－	－	－		
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる水供給設備の大型移送ポンプ車は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	施設共通　基本設計方針	－	－	－	第２Ｇｒ申請と同一							
33	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
34	水供給設備の大型移送ポンプ車は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
35	水供給設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
36	水供給設備の第１貯水槽及び第２貯水槽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，水位を定期的に確認することができる設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	第１貯水槽	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	○	－	第２貯水槽	－	－	－	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【Ⅵ-1-1-4　重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
37	水供給設備の大型移送ポンプ車は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，員数確認，性能確認，分解点検等が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		
38	水供給設備の大型移送ポンプ車は，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	大型移送ポンプ車	－	－	－		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

第46条：電源設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.1 電気設備 7.1.2 重大事故等対処設備 設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針	【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は，代替電源設備及び代替所内電気設備で構成し，電力を供給できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	全交流動力電源喪失が発生した場合において，冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備，放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備，制御室の居住性を確保するための設備，計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備は，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し，同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備，有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備，冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備，放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備，使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備，計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，必要な電力を供給する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	外部電源が健全な環境の条件において，動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，位置的分散は不要とする設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	設計基準事故に対処するための電気設備は，重大事故等発生前（通常時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については，溶解施設，精製施設，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，重大事故時供給停止回路，計測制御装置，制御室換気設備，廃ガス貯留設備，低レベル廃液処理設備，放射線監視設備，試料分析関係設備，環境管理設備，臨界事故時水素掃気系，一般冷却水系及び通信連絡設備を使用するため，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備，受電変圧器，6.9ｋＶ非常用主母線，6.9ｋＶ運転予備用主母線，6.9ｋＶ常用主母線，6.9ｋＶ非常用母線，6.9ｋＶ運転予備用母線，6.9ｋＶ常用母線，460Ｖ非常用母線，460Ｖ運転予備用母線，460Ｖ常用母線，非常用直流電源設備，直流電源設備，非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け，必要な電力を確保できる設計とする。	機能要求①	受電開閉設備，所内高圧系統，所内低圧系統，直流電源設備，計測制御用交流電源設備 （許可文中、第9.2-10表）	設計方針（電気設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	重大事故等時において，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	制御建屋可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	重大事故等時において，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する受電開閉設備等は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を有する設計とするとともに，十分な系統数以上を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	受電開閉設備 （許可文中、第9.2-10表） 所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	7.1.2.1 代替電源設備 代替電源設備は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し，設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより，電力を供給できる設計とする。	設置要求	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	設計方針（電気設備）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7-1　電気設備 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 3.施設の詳細設計方針 3.3可搬型の非常用発電装置	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	代替電源設備は，計測制御装置，制御室換気設備，代替換気設備，代替モニタリング設備及び通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。	設置要求	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	設計方針（電気設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	代替電源設備は，非常用ディーゼル発電機に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とし，必要な期間にわたり重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条　電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.1 電気設備 7.1.2 重大事故等対処設備 設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】	2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。	△	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】	2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。
2	重大事故等の対処に必要な電力を確保するための設備は，代替電源設備及び代替所内電気設備で構成し，電力を供給できる設計とする。	冒頭宣言			基本方針	－				基本方針	基本方針	－	－	－		
3	全交流動力電源喪失が発生した場合において，冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備，放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備，制御室の居住性を確保するための設備，計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を確保するために代替電源設備及び代替所内電気設備を重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言			基本方針	－				基本方針	基本方針	－	－	－		
4	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備は，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し，同じ系統構成で常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	○	基本方針	基本方針	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	基本方針	基本方針	基本方針	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
5	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故の拡大を防止するための設備，有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備，冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備，放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備，使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処に用いる放射線監視設備，計装設備及び通信連絡を行うために必要な設備に電力を供給する設備については，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，必要な電力を供給する設計とする。	冒頭宣言		基本方針	基本方針	－				基本方針	基本方針	－	－	－		
6	外部電源が健全な環境の条件において，動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電力を供給する電気設備は，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備等を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付け，位置的分散は不要とする設計とする。	冒頭宣言		基本方針	基本方針	－			△	基本方針	基本方針	基本方針	－	－		
7	設計基準事故に対処するための電気設備は，重大事故等発生前（通常時）の動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する臨界事故及び有機溶媒等による火災又は爆発の対処については，溶解施設，精製施設，代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，重大事故時供給停止回路，計測制御装置，制御室換気設備，窒ガス貯留設備，低レベル廃液処理設備，放射線監視設備，試料分析関係設備，環境管理設備，臨界事故時水素掃気系，一般冷却水系及び通信連絡設備を使用するため，設計基準対象の施設の保安電源設備の一部である受電開閉設備，受電変圧器，６.９ｋＶ非常用主母線，６.９ｋＶ運転予備用主母線，６.９ｋＶ常用主母線，６.９ｋＶ非常用母線，６.９ｋＶ運転予備用母線，６.９ｋＶ常用母線，460Ｖ非常用母線，460Ｖ運転予備用母線，非常用直流電源設備，直流電源設備，非常用計測制御用交流電源設備及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）として位置付け，必要な電力を確保できる設計とする。	機能要求①		受電開閉設備 （許可文中、第9.2-10表） 所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 直流電源設備 （許可文中、第9.2-10表） 計測制御用交流電源設備 （許可文中、第9.2-10表）	－			△	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 直流電源設備 （許可文中、第9.2-10表） 計測制御用交流電源設備 （許可文中、第9.2-10表）	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 直流電源設備 （許可文中、第9.2-10表） 計測制御用交流電源設備 （許可文中、第9.2-10表）	受電開閉設備 （許可文中、第9.2-10表） 所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 計測制御用交流電源設備 （許可文中、第9.2-10表）	－	－		
8	重大事故等時において，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する制御建屋可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
9	重大事故等時において，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する受電開閉設備等は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を有する設計とするとともに，十分な系統数以上を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	受電開閉設備 （許可文中、第9.2-10表） 所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	△	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表） 所内低圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	受電開閉設備 （許可文中、第9.2-10表） 所内高圧系統 （許可文中、第9.2-10表）	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
10	7.1.2.1 代替電源設備 代替電源設備は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成し，設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより，電力を供給できる設計とする。	設置要求	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 3.施設の詳細設計方針 【3.3可搬型の非常用発電装置】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	△	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 3.施設の詳細設計方針 【3.3可搬型の非常用発電装置】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。
11	代替電源設備は，計測制御装置，制御室換気設備，代替換気設備，代替モニタリング設備及び通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。	設置要求	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－		【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【2.2可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	△	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	制御建屋可搬型発電機	－	－	－		
12	代替電源設備は，非常用ディーゼル発電機に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とし，必要な期間にわたり重大事故等への対応に必要となる十分な容量を確保する設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			△	基本方針	基本方針	－	－	－		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，計装設備の一部であるけん引車を兼用し，外部保管エリアから建屋近傍まで運搬する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（設備構成）	Ⅵ-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測	【2.2重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測】 ・重大事故等の対処に必要なけん引車の基本方針について，説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
14	代替電源設備は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機又は第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる燃料を使用することで，第１非常用ディーゼル発電機又は第２非常用ディーゼル発電機に対して，多様性を図る設計とする。	機能要求①	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性の考慮を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
15	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は外部保管エリアに保管し，対処時は建屋近傍の屋外に運搬し使用することで，第１非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 3.3可搬型の非常用発電装置 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の独立性 ・設計基準対象設備との独立性について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
16	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，共通要因によって第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は前処理建屋，分離建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍の屋外に保管し，対処時はその場で運転し使用することで，第２非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
17	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の第１非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を第１非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 3.3可搬型の非常用発電装置 Ⅳ-2-3配置図	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の位置的分散について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の位置的分散 ・設計基準対象設備との位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
18	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，共通要因によって第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように故障時のバックアップを含めて必要な数量を第２非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋近傍にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
19	代替電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響について考慮する事項を説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
20	屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響について考慮する事項を説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
21	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数以上を確保する設計とする。	機能要求②	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機	設計方針（個数及び容量）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，計装設備の一部であるけん引車を兼用し，外部保管エリアから建屋近傍まで運搬する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	－	－	－	－	VI-1-2-2　使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 【2.2重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測】	【2.2重大事故等対処設備に関する燃料貯蔵プール等温度及び燃料貯蔵プール等水位等の計測】 ・重大事故等の対処に必要なけん引車の基本方針について，説明する。
14	代替電源設備は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機又は第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる燃料を使用することで，第１非常用ディーゼル発電機又は第２非常用ディーゼル発電機に対して，多様性を図る設計とする。	機能要求①	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性の考慮を説明する。	△	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性の考慮を説明する。
15	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は外部保管エリアに保管し，対処時は建屋近傍の屋外に運搬し使用することで，第１非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.3可搬型の非常用発電装置】 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の独立性 ・設計基準対象設備との独立性について説明する。 【IV-2-3配置図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。
16	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，共通要因によって第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は前処理建屋，分離建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍の屋外に保管し，対処時はその場で運転し使用することで，第２非常用ディーゼル発電機に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.3可搬型の非常用発電装置】 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の独立性 ・設計基準対象設備との独立性について説明する。 【IV-2-3配置図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	△	－	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.3可搬型の非常用発電装置】 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の独立性 ・設計基準対象設備との独立性について説明する。 【IV-2-3配置図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。
17	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の第１非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を第１非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の位置的分散について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の位置的分散 ・設計基準対象設備との位置的分散について説明する。
18	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，共通要因によって第２非常用ディーゼル発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように故障時のバックアップを含めて必要な数量を第２非常用ディーゼル発電機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋近傍にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.3可搬型の非常用発電装置】 【IV-2-3配置図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の位置的分散について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の位置的分散 ・設計基準対象設備との位置的分散について説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。	△	－	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.3可搬型の非常用発電装置】 【IV-2-3配置図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の位置的分散について説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ○代替電源設備の位置的分散 ・設計基準対象設備との位置的分散について説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。
19	代替電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響について考慮する事項を説明する。 「IV-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「IV-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	△	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	制御建屋可搬型発電機	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響について考慮する事項を説明する。 「IV-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「IV-2-4系統図」にて，詳細を記載する。
20	屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響について考慮する事項を説明する。	第２回申請と同一							
21	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数以上を確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	－	－	－	＜発電機＞ ・容量 ・燃料	VI-1-1-3	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-7-1　電気設備 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3可搬型の非常用発電装置	【Ⅵ-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保する設計とする。	機能要求①	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	設計方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替電源設備は，「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	代替電源設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	代替電源設備 （第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	代替電源設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	代替電源設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，被曝率の高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	代替電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
31	代替電源設備は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	代替電源設備は，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
33	7.1.2.2 代替所内電気設備 代替所内電気設備は，常設の重大事故対処用母線，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し，設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより，電力を供給できる設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.3代替所内電気設備に関する設計方針 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【2.3代替所内電気設備に関する設計方針】 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 ・給電先の負荷について説明する。 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	代替所内電気設備は，計測制御装置，制御室換気設備，代替換気設備，代替モニタリング設備及び通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
35	代替所内電気設備は，設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36	代替所内電気設備は，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
37	代替所内電気設備は，非常用所内電源系統に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
38	a.重大事故対処用母線 代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と異なる系統構成とすることで，非常用所内電源系統に対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）		【3.1.2　重大事故等対処設備】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条 電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	＜発電機＞ ・容量 ・燃料	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 【3.3可搬型の非常用発電装置】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	△	－	制御建屋可搬型発電機	－	－	＜発電機＞ ・容量 ・燃料	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 【3.3可搬型の非常用発電装置】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・代替電源設備の個数及び容量について，設定根拠説明書にて説明する。 【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。
23	前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保する設計とする。	機能要求①	○	－	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 【3.3可搬型の非常用発電装置】	【3.3可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	△	－	制御建屋可搬型発電機	－	－	－		
24	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等
25	代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
26	屋外に保管する代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	○	－	施設共通 基本設計方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
27	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替電源設備は，「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
28	代替電源設備は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	○	－	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	△	代替電源設備 （第9.2-10表）	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
29	代替電源設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
30	代替電源設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，被曝率の高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	－	代替電源設備 （第9.2-10表）	－			△	代替電源設備 （第9.2-10表）	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
31	代替電源設備は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	代替電源設備 （第9.2-10表）	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
32	代替電源設備は，再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	△	代替電源設備 （第9.2-10表）	代替電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
33	7.1.2.2 代替所内電気設備 代替所内電気設備は，常設の重大事故対処用母線，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルで構成し，設置場所で他の設備から独立して使用可能とすることにより，電力を供給できる設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 ・給電先の負荷について説明する。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】	【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・重大事故等対処における電源設備の構成について，説明する。 ・給電先の負荷について説明する。
34	代替所内電気設備は，計測制御装置，制御室換気設備，代替換気設備，代替モニタリング設備及び通信連絡設備に必要な電力を確保できる設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－			△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－		
35	代替所内電気設備は，設計基準事故に対処するための設備である安全上重要な施設への電力を供給するための設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・代替所内電気設備は設計基準対象設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とすることを説明する。 ・重大事故等対処用母線は，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とすることを説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能	△	－	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【2.3代替所内電気設備に関する基本設計方針】 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・代替所内電気設備は設計基準対象設備と共通要因によって同時に機能を損なわない設計とすることを説明する。 ・重大事故等対処用母線は，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とすることを説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能
36	代替所内電気設備は，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	冒頭宣言			基本方針					－	－					
37	代替所内電気設備は，非常用所内電源系統に対して，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言			基本方針					基本方針	基本方針					
38	9.重大事故対処用母線 代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，安全上重要な施設へ電力を供給するための設備と異なる系統構成とすることで，非常用所内電源系統に対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	・・・	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	・・・	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，非常用所内電源系統と異なる系統として設置することにより，非常用所内電源系統と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1.2　重大事故等対処設備 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
40	建屋の外から電力を供給する可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した離隔しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.4代替所内電気設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
41	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
42	代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は，重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で必要な数量を有する設計とする。	機能要求②	前処理建屋の重大事故対処用母線 分離建屋の重大事故対処用母線 精製建屋の重大事故対処用母線 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7-1　電気設備	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
43	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
44	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
45	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，液水防護及び液滴防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
46	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，内部発生飛散物の影響を考慮し，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
47	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
48	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
49	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
50	b.可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル 代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は，非常用所内電源系統と異なる場所に保管し，対処時は，非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで，非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第46条　電源設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，非常用所内電源系統と異なる系統として設置することにより，非常用所内電源系統と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。
40	建屋の外から電力を供給する可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した離隔しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【3.4代替所内電気設備】 【Ⅳ-2-3配置図】 【Ⅳ-2-4系統図】		△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【3.4代替所内電気設備】 【Ⅳ-2-3配置図】 【Ⅳ-2-4系統図】	
41	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 ・重大事故等対処設備の系統的な悪影響について考慮する事項を説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。
42	代替所内電気設備の前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線は，重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた各建屋で必要な数量を有する設計とする。	機能要求②	○	－	前処理建屋の重大事故対処用母線 分離建屋の重大事故対処用母線 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線	＜電源盤＞ ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	△	－	精製建屋の重大事故対処用母線	－	－	＜電源盤＞ ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
43	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
44	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
45	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，溢水及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－			△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	
46	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，内部発生飛散物の影響を考慮し，内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
47	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，置えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－										
48	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
49	代替所内電気設備の重大事故対処用母線は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
50	b.可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル 代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，通常は，非常用所内電源系統と異なる場所に保管し，対処時は，非常用所内電源系統と異なる系統構成とすることで，非常用所内電源系統に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.4代替所内電気設備】 ○代替所内電気設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.4代替所内電気設備 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。 【IV-2-4系統図】 「独立性」 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
52	建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
53	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「IV-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「IV-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
54	代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤，分離建屋の可搬型分電盤，精製建屋の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型分電盤，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は，重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	前処理建屋の可搬型分電盤 分離建屋の可搬型分電盤 精製建屋の可搬型分電盤 制御建屋の可搬型分電盤 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-7-1 電気設備	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
55	代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル，分離建屋の可搬型電源ケーブル，精製建屋の可搬型電源ケーブル，制御建屋の可搬型電源ケーブル，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは，重大事故等に対処するための系統の目的に応じて配備する設計とする。また，可搬型電源ケーブルは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに備保するとともに，建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.4代替所内電気設備	【3.4代替所内電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・可搬型電源ケーブルの本数について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
56	代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
57	代替所内電気設備の前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
58	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
59	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
60	代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
61	代替所内電気設備の前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
62	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
63	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，当該設備の設置場所を，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
64	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
65	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
51	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，共通要因によって非常用所内電源系統と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップも含めて必要な数量を非常用所内電源系統を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋にも保管することで位置的分散を図る。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋内に保管する場合は非常用所内電源系統が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.4代替所内電気設備 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	性，位置的分散について説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.4代替所内電気設備 【IV-2-3配置図】 【IV-2-4系統図】	性，位置的分散について説明する。 【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に保管。 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。
52	建屋の外から電力を供給する可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルと重大事故対処用母線との接続口は，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，複数のアクセスルートを踏まえて自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。また，溢水，化学薬品漏えい及び火災によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－			△	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－		
53	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「IV-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「IV-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「IV-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「IV-2-4系統図」にて、詳細を記載する。
54	代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型分電盤，分離建屋の可搬型分電盤，精製建屋の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型分電盤，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤は，重大事故等に対処するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	○	－	前処理建屋の可搬型分電盤 分離建屋の可搬型分電盤 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤	＜電源盤＞ ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	△	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤	精製建屋の可搬型分電盤 制御建屋の可搬型分電盤	－	－	＜電源盤＞ ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-7-1　電気設備】	【VI-1-1-3-7-1　電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
55	代替所内電気設備の前処理建屋の可搬型電源ケーブル，分離建屋の可搬型電源ケーブル，精製建屋の可搬型電源ケーブル，制御建屋の可搬型電源ケーブル，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルは，重大事故等に対処するための系統の目的に応じて配備する設計とする。また，可搬型電源ケーブルは，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，建屋内に保管する可搬型電源ケーブルについては予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【3.4代替所内電気設備】	【3.4代替所内電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・可搬型電源ケーブルの本数について説明する。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【3.4代替所内電気設備】	【3.4代替所内電気設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・可搬型電源ケーブルの本数について説明する。
56	代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
57	代替所内電気設備の前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	△	－	可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル	－	－	－		
58	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等における施設の耐震設計」に基づく設計としてその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
59	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び液滴防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－			△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
60	代替所内電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の建内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
61	代替所内電気設備の前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
62	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。								
63	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，当該設備の設置場所を，線量率が高くなるおそれの少ない場所を選定し，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－			△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
64	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
65	代替所内電気設備の可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	△	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	代替所内電気設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	7.1.2.3 受電開閉設備 受電開閉設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	受電開閉設備 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
67	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	受電開閉設備 （第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
68	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
69	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
70	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は，森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに，代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
71	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	受電開閉設備 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
72	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	受電開閉設備 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
73	7.1.2.4 所内高圧系統 所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
74	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，崩壊熱量，制御棒量，ウラン・プルトニウム混合酸硝種量及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
75	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
76	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
78	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，液水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	所内高圧系統 （第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
79	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
80	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内高圧系統の一部を兼用する設備は，中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。	機能要求①	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	7.1.2.3 受電開閉設備 受電開閉設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	△	－	－	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。
67	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する受電開閉設備の一部を兼用する設備は，重大事故等に対応するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	○	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	－	－	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
68	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	○	基本方針	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
69	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	－	－										
70	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる受電開閉設備の一部を兼用する設備は，森林火災発生時に消防車等による事前散水による延焼防止を図るとともに，代替電源設備及び代替所内電気設備により機能を損なわない設計とする。消防車により事前に散水することについては保安規定に定めて，管理する。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	－	－										
71	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	○	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	－	－	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
72	受電開閉設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	△	－	－	受電開閉設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
73	7.1.2.4 所内高圧系統 所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。
74	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，廃棄物建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合酸硝建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－			△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－		
75	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。
76	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する所内高圧系統の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	○	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
77	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内高圧系統の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
78	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－			△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
79	所内高圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
80	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内高圧系統の一部を兼用する設備は，中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	－	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
81	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	所内高圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	7.1.2.5 所内低圧系統 所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，廃棄物処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	所内低圧系統 （第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内低圧系統の一部を兼用する設備は，中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。	機能要求①	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	所内低圧系統 （第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
91	7.1.2.6 直流電源設備 直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	直流電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
92	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，廃棄物処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	直流電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	直流電源設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	直流電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて，詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて，詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	直流電源設備の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	直流電源設備 （第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる直流電源設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
81	所内高圧系統の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	△	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	所内高圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
82	7.1.2.5 所内低圧系統 所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。
83	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，廃棄物処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－			△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－		
84	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。
85	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する所内低圧系統の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
86	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる所内低圧系統の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
87	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－			△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
88	所内低圧系統のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
89	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。所内低圧系統の一部を兼用する設備は，中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
90	所内低圧系統の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	△	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	所内低圧系統 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
91	7.1.2.6 直流電源設備 直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。
92	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－			△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－		
93	直流電源設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3．　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。
94	直流電源設備の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3．施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
95	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる直流電源設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－			第２回申請と同一							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
96	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	直流電源設備（第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
97	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	直流電源設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	直流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
99	直流電源設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	直流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100	7.1.2.7 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
101	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（多様性，位置的分散）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
102	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
103	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
104	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設の安全上重要な負荷へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
96	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，温水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
97	直流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
98	直流電源設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
99	直流電源設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	直流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
100	7.1.2.7 計測制御用交流電源設備 計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，電気的及び物理的に相互に分離独立した電源を確保し，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，少なくとも１系統は機能の維持及び人の接近性を確保することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。	△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。
101	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，２系統を設け，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設内の独立した２箇所に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－			△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－		
102	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。
103	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，重大事故等が収束するために必要な設備の電源容量に対して十分な容量を有する設計とするとともに，１系統以上有する設計とする。	機能要求①	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。	△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3.　施設の設計方針 3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計	【3.5重大事故時に使用する電気設備に関する設計】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針を示す。
104	内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応，関連する工程の停止等の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	運用要求	○	－	施設共通　基本設計方針	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	第２回申請と同一							
105	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設の安全上重要な負荷へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，温水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－			△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
106	計測制御用交流電源設備のうち安全上重要な施設へ電力を供給するための電気設備の一部を兼用する設備は，配管の全周破断に対して，影響を受けない場所に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	○	－	基本方針	－			第２回申請と同一							
107	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，設計基準事故に対処するための設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	機能要求①	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
108	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	計測制御用交流電源設備（第9.2-10表）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	第２章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.12 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備として，補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2.補機駆動用燃料補給設備に関する基本設計方針	【2.4補機駆動用燃料補給設備に関する設計方針】 ○補機駆動用燃料供給設備の基本方針 ・燃料補給するための設備，基本方針を示す。 ・重大事故等対応における補機駆動用燃料補給設備の構成、燃料の供給先について、説明する。 ・技術基準への適合性に関する説明，基本設計方針を示す。 ・燃料供給に係るタンク等の容量について示す。 ・燃料供給に係るタンク等の容器の強度計算について示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	補機駆動用燃料補給設備は，第１軽油貯槽，第２軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）及び軽油用タンクローリで構成する設計とする。	設置要求	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 軽油用タンクローリ	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
111	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置し，可搬型中型移送ポンプ，可搬型中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（補機駆動用燃料補給設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，可搬型重大事故等対処設備として配備し，可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ，大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（補機駆動用燃料補給設備）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	重大事故等の対処に用いる軽油貯槽は，地下に設置し，第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能を損なわないよう，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた異なる場所に設置することにより，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	補機駆動用燃料補給設備は，想定する重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	補機駆動用燃料補給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。ＭＯＸ燃料加工施設と共用する補機駆動用燃料補給設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 軽油用タンクローリ	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	a.軽油貯槽 補機駆動用燃料補給設備は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能を損なわないよう，異なる燃料とすることで多様性を有する設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，地下の異なる場所に設置することで，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.5補機駆動用燃料補給設備】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統として設置。 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，外部保管エリアの地下に設置することにより，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 3.5補機駆動用燃料補給設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	（独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する軽油貯槽は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するため，予備を含めた必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備	【Ⅵ-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
108	計測制御用交流電源設備の一部を兼用する設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観検査及び絶縁抵抗測定による性能確認が可能な設計とする。	機能要求①	○	－	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	△	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	計測制御用交流電源設備 （第9.2-10表）	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
109	第２章　個別項目 7　その他再処理設備の附属施設 7.12 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時に重大事故等対処設備へ補機駆動用の軽油を補給するための設備として，補機駆動用燃料補給設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 【2.4補機駆動用燃料補給設備に関する基本設計方針】	【2.4補機駆動用燃料補給設備に関する設計方針】 ○補機駆動用燃料供給設備の基本方針 ・燃料補給するための設備，基本方針を示す。 ・重大事故等対処における補機駆動用燃料補給設備の構成，燃料の供給先について，説明する。 ・燃料供給に係るタンク等の容量について示す。 ・燃料供給に係るタンク等の容器の強度計算について示す。
110	補機駆動用燃料補給設備は，第１軽油貯槽，第２軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）及び軽油用タンクローリで構成する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－	－	－		
111	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，常設重大事故等対処設備として設置し，可搬型中型移送ポンプ，可搬型中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－		
112	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，可搬型重大事故等対処設備として配備し，可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ，大型移送ポンプ車に燃料を補給できる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－		
113	重大事故等の対処に用いる軽油貯槽は，地下に設置し，第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因によって同時にその機能を損なわないよう，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから離れた異なる場所に設置することにより，独立性を有し，位置的分散を図る設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
114	補機駆動用燃料補給設備は，想定する重大事故等への対処に必要となる十分な容量を確保する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
115	補機駆動用燃料補給設備は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。ＭＯＸ燃料加工施設と共用する補機駆動用燃料補給設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な容量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽 軽油用タンクローリ	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
116	a.軽油貯槽 補機駆動用燃料補給設備は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能を損なわないよう，異なる燃料とすることで多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性について説明する。
117	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，地下の異なる場所に設置することで，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.5補機駆動用燃料補給設備】 【Ⅳ-2-3配置図】 【Ⅳ-2-4系統図】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.5補機駆動用燃料補給設備】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について説明する。 【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統として設置。 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる場所に設置。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。
118	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，外部保管エリアの地下に設置することにより，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－		
119	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】 Ⅳ-2-3配置図 Ⅳ-2-4系統図	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。 「Ⅳ-2-3配置図」にて、詳細を記載する。 「Ⅳ-2-4系統図」にて、詳細を記載する。
120	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する軽油貯槽は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するため，予備を含めた必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	＜容器＞ ・個数 ・容量	Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【Ⅵ-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】	【Ⅵ-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
121	地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
122	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	基本方針	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求② 設置要求	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
124	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，配管の全周破断に対して，影響を受けない外部保管エリアの地下に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認等が可能な設計とする。	機能要求①	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	b.軽油用タンクローリ 軽油用タンクローリは，第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機に用いる燃料と異なる種類の燃料を運搬することで，多様性を図る設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，他の設備から独立して単独で使用することで，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.5補機駆動用燃料補給設備】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について配置図，系統図にて説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	軽油用タンクローリ	設計方針（電気設備） 設計方針（多様性，位置的分散）	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 3.5補機駆動用燃料補給設備 IV-2-3配置図 IV-2-4系統図	【IV-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統として設置。 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。 【IV-2-4系統図】 （独立性） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統構成。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	軽油用タンクローリ	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備	【VI-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
133	地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	軽油用タンクローリ	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
135	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
136	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	基本方針	設計方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
137	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の設備に使用することができるよう，より簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
138	補機駆動用燃料補給設備のうち軽油用タンクローリは，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，性能確認等が可能な設計とする。また，軽油用タンクローリは，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	軽油用タンクローリ	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
122	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
123	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの設置，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－		
124	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，配管の全周破断に対して，影響を受けない外部保管エリアの地下に設置することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
125	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
126	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽は，再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	第１軽油貯槽 第２軽油貯槽	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
127	b.軽油用タンクローリ 軽油用タンクローリは，第１非常用ディーゼル発電機及び第２非常用ディーゼル発電機に用いる燃料と異なる種類の燃料を運搬することで，多様性を図る設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の多様性について説明する。
128	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，他の設備から独立して単独で使用することで，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクに対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 【3.1.2　重大事故等対処設備】	【3.1.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等 ・重大事故等対処設備の独立性，位置的分散について説明する。 【3.1補機駆動用燃料補給設備】 ○補機駆動用燃料補給設備の独立性，位置的分散 ・設計基準対象設備との独立性，位置的分散について配置図，系統図にて説明する。
129	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，共通要因によって第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を，第１非常用ディーゼル発電機の重油タンク及び第２非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計 【3.5補機駆動用燃料補給設備】 【Ⅳ-2-3配置図】 【Ⅳ-2-4系統図】	【Ⅳ-2-3配置図】 （位置的分散） ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，異なる系統として設置。 ・設計基準対象設備と同時に機能喪失しないよう，設計基準対象設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保し，保管。 【Ⅳ-2-4系統図】 （独立性）
130	屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 【3.2.2　重大事故等対処設備】	【3.2.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の悪影響防止 ・重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
131	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する軽油用タンクローリは，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に対処するために必要な燃料を確保するために必要な容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め必要な台数を確保する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	＜容器＞ ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 【VI-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】	【VI-1-1-3-16　補機駆動用燃料補給設備】 ○重大事故等対処設備の個数及び容量 ・重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
132	屋外に保管する補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 【3.3.2　重大事故等対処設備】	【3.3.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の環境条件等 ・重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
133	地震を要因として発生した場合に対処に用いる補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，「9.2　重大事故等対処設備」の「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
134	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－		
135	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，内部発生飛散物の影響を考慮し，外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
136	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない外部保管エリアに保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	－	－		
137	補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の設備に使用することができるよう，より簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
138	補機駆動用燃料補給設備のうち軽油用タンクローリは，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，性能確認等が可能な設計とする。また，軽油用タンクローリは，車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	軽油用タンクローリ	－	－	－	VI-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 【3.4.2　重大事故等対処設備】	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の操作性の確保 ・重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。

第47条：計装設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.計測制御系統施設 4.2重大事故等対処設備 4.2.1計装設備 計装設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.2重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	－	第36条にて整理する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	計装設備は，重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針（代替パラメータによる推定方法含む）について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 以下の重大事故対策にて使用する計装設備について，測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備 ・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備 ・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備 ・工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	計装設備は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点を考慮し，当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	直流電源の喪失その他の故障として，再処理施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により稼働する設計としていることから，必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流動力電源の喪失を想定し，また，計測機器の故障（計装導圧配管及び温度計ガイド管（以下「計装配管」という。）が損傷した場合を含む。）及び計測範囲の超過を想定する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	計装設備は，重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備として，常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器，可搬型重要代替計器及び第２章　個別項目のうち「1.2 重大事故等対処設備」に用いる一部のパラメータの監視及び可搬型重要計器の冷却に必要な可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，けん引車で構成し，必要なパラメータを計測する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	4.2.1.1パラメータの選定方針 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ及び当該パラメータを推定するために有効な情報は，パラメータの重要性や計測に当たっての優先順位の明確化の観点から，以下の通り分類する。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	再処理施設の状態を監視するパラメータのうち，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ及び当該パラメータを推定するために有効な情報は，重大事故等の対策における各作業手順に用いるパラメータ及び重大事故等に対する対策の有効性評価に用いるパラメータから抽出する（以下「抽出パラメータ」という。）。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとする。また，抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9	主要パラメータのうち，再処理施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	主要パラメータのうち，再処理施設の状態を換算等により推定，又は推測するパラメータを重要代替監視パラメータとする。	定義	基本方針	基本方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	重要代替監視パラメータが複数ある場合は，重要監視パラメータとの相関性の高さ，検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し，計測に当たっての優先順位を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	重要代替監視パラメータは，重要監視パラメータと同一物理量のパラメータを計測する異なる計測点（以下「他チャンネル」という。）がある場合は，重要代替監視パラメータとしていずれか１つの適切な他チャンネルを選定し，計測する設計とする。また，重要監視パラメータを換算等により推定，又は推測可能なパラメータがある場合は，重要代替監視パラメータとして計測する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	重大事故等が発生した場合は，重要監視パラメータの計測に着手することで，再処理施設の状態を把握する手段を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	重要監視パラメータの計測が困難な場合は，重要代替監視パラメータの計測に着手することで，再処理施設の状態を推定，又は推測可能な手段を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 4.計測制御系統施設 4.2重大事故等対処設備 4.2.1計装設備 計装設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.2重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	－	第36条にて整理する。
2	計装設備は，重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
3	計装設備は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において，再処理施設における重大事故等の事象進展速度や重大事故等に対処するための時間的余裕の観点を考慮し，当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
4	直流電源の喪失その他の故障として，再処理施設のパラメータを計測する機器の多くが交流電源により稼働する設計としていることから，必要なパラメータを計測することが困難となる条件として全交流動力電源の喪失を想定し，また，計測機器の故障（計装導圧配管及び温度計ガイド管（以下「計装配管」という。）が損傷した場合を含む。）及び計測範囲の超過を想定する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
5	計装設備は，重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備として，常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器，可搬型重要代替計器及び第２章　個別項目のうち「1.2 重大事故等対処設備」に用いる一部のパラメータの監視及び可搬型重要計器の冷却に必要な可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，けん引車で構成し，必要なパラメータを計測する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
6	4.2.1.1パラメータの選定方針 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ及び当該パラメータを推定するために有効な情報は，パラメータの重要性や計測に当たっての優先順位の明確化の観点から，以下の通り分類する。	定義	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針（代替パラメータによる推定方法含む）について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 以下の重大事故対策にて使用する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備 ・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備 ・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備 ・工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。
7	再処理施設の状態を監視するパラメータのうち，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ及び当該パラメータを推定するために有効な情報は，重大事故等の対策における各作業手順に用いるパラメータ及び重大事故等に対する対策の有効性評価に用いるパラメータから抽出する（以下「抽出パラメータ」という。）。	定義	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
8	抽出パラメータのうち，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策を成功させるために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとする。また，抽出パラメータのうち，電源設備の受電状態，重大事故等対処設備の運転状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし，保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
9	主要パラメータのうち，再処理施設の状態を直接監視するパラメータを重要監視パラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
10	主要パラメータのうち，再処理施設の状態を換算等により推定，又は推測するパラメータを重要代替監視パラメータとする。	定義	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
11	重要代替監視パラメータが複数ある場合は，重要監視パラメータとの相関性の高さ，検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し，計測に当たっての優先順位を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	－	－	－	－	－	－	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
12	重要代替監視パラメータは，重要監視パラメータと同一物理量のパラメータを計測する異なる計測点（以下「他チャンネル」という。）がある場合は，重要代替監視パラメータとしていずれか１つの適切な他チャンネルを選定し，計測する設計とする。また，重要監視パラメータを換算等により推定，又は推測可能なパラメータがある場合は，重要代替監視パラメータとして計測する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	計装設備	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
13	重大事故等が発生した場合は，重要監視パラメータの計測に着手することで，再処理施設の状態を把握する手段を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	計装設備	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
14	重要監視パラメータの計測が困難な場合は，重要代替監視パラメータの計測に着手することで，再処理施設の状態を推定，又は推測可能な手段を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	計装設備	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	4.2.1.2重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の設計方針 主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器，重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし，重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び濃えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針（代替パラメータによる推定方法含む）について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 以下の重大事故対策にて使用する計装設備について，測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備 ・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備 ・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備 ・工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16	重要計器及び重要代替計器は，再処理施設の状態を推定するための計測範囲を有する設計とする。	機能要求②	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	重要監視パラメータは，外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合には，可搬型重要計器を使用して計測する設計とする。また，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合には，可搬型重要計器又は常設重要計器を使用して計測する設計とする。重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器は重大事故等対処設備として設ける設計とする。重要監視パラメータを計測する常設重要計器は，第２章 個別項目のうち，「2.2.2.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系，2.2.2.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，2.4.2.1 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備，7.2.2.2 臨界事故時水素掃気系」及び「2.4.2.2 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備，4.2.4 重大事故時供給停止回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備」の常設計器を重大事故等対処設備として位置付けるとともに，設置する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	重要代替監視パラメータは，外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合には，可搬型重要代替計器を使用して計測する設計とする。また，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合には，常設重要代替計器を使用して計測する設計とする。重要代替監視パラメータを計測する可搬型重要代替計器は，重大事故等対処設備として設ける設計とする。重要代替監視パラメータを計測する常設重要代替計器は，第２章 個別項目のうち，「2.2.2.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系，2.2.2.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，2.4.2.1 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備，7.2.2.2 臨界事故時水素掃気系」及び「2.4.2.2 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備，4.2.4 重大事故時供給停止回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備」の常設計器を重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータを計測するために設置する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19	4.2.1.2.1重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の詳細設計方針 可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，計測方式に応じて設計基準対象の施設である計測制御設備の計装配管に接続して計測する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち常設重要計器及び常設重要代替計器の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器の電源は，重大事故等が発生した場合において，乾電池，充電池，計測制御装置の情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備のうち代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から給電する設計とする。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器には，各建屋の可搬型発電機から計測制御装置の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置を介して給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 代替電源設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	パラメータの計測に必要な圧縮空気は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系，一般圧縮空気系，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器に附属の計測用ボンベ並びに可搬型空気圧縮機から空気を供給する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 圧縮空気設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	可搬型重要計器の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する可搬型重要計器は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し，対処に必要となる計測範囲及び個数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	計装設備の重要代替監視パラメータは，共通要因によって重要監視パラメータと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる物理量の計測又は計測方式により換算表を用いて推定することで，重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を有する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	計装設備の重要代替監視パラメータは，共通要因によって重要監視パラメータと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，重要監視パラメータを計測する箇所と異なる箇所で計測することにより，重要監視パラメータを可能な限り位置的分散を図る設計とする。	設置要求 機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	4.2.1.2重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の設計方針 主要パラメータを計測する設備のうち，重要監視パラメータを計測する設備を重要計器，重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし，重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針（代替パラメータによる推定方法含む）について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 以下の重大事故対策にて使用する計装設備について，測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備 冷却機能の喪失による高発熱因に対処するために必要な計装設備 ・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備 ・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備 ・工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備 ・重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。
16	重要計器及び重要代替計器は，再処理施設の状態を推定するための計測範囲を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	計装設備	計装設備	—	—	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
17	重要監視パラメータは，外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合には，可搬型重要計器を使用して計測する設計とする。また，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合には，可搬型重要計器又は常設重要計器を使用して計測する設計とする。重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器は重大事故等対処設備として設ける設計とする。重要監視パラメータを計測する常設重要計器は，第２章 個別項目のうち，「2.2.2.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系，2.2.2.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，2.4.2.1 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備，7.2.2.2 臨界事故時水素掃気系」及び「2.4.2.2 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備，4.2.4 重大事故時供給停止回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備」の常設計器を重大事故等対処設備として位置付けるとともに，設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
18	重要代替監視パラメータは，外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合には，可搬型重要代替計器を使用して計測する設計とする。また，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合には，常設重要代替計器を使用して計測する設計とする。重要代替監視パラメータを計測する可搬型重要代替計器は，重大事故等対処設備として設ける設計とする。重要代替監視パラメータを計測する常設重要代替計器は，第２章 個別項目のうち，「2.2.2.1 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系，2.2.2.2 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，2.4.2.1 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系，4.2.2 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路，4.2.3 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備，7.2.2.2 臨界事故時水素掃気系」及び「2.4.2.2 重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備，4.2.4 重大事故時供給停止回路，5.1.2.2 廃ガス貯留設備」の常設計器を重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータを計測するために設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
19	4.2.1.2.1重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の詳細設計方針 可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，計測方式に応じて設計基準対象の施設である計測制御設備の計装配管に接続して計測する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
20	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち常設重要計器及び常設重要代替計器の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
21	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器の電源は，重大事故等が発生した場合において，乾電池，充電池，計測制御装置の情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備のうち代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，クラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から給電する設計とする。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，クラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器には，各建屋の可搬型発電機から計測制御装置の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，クラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置を介して給電する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
22	パラメータの計測に必要な圧縮空気は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系，一般圧縮空気系，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器に附属の計測用ボンベ並びに可搬型空気圧縮機から空気を供給する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
23	可搬型重要計器の一部は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。
24	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する可搬型重要計器は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し，対応に必要となる計測範囲及び個数を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。
25	計装設備の重要代替監視パラメータは，共通要因によって重要監視パラメータと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる物理量の計測又は計測方式により換算表を用いて推定することで，重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。
26	計装設備の重要代替監視パラメータは，共通要因によって重要監視パラメータと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，重要監視パラメータを計測する箇所と異なる箇所で計測することにより，重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
27	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十七条 計装設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。また，設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋内に保管する場合は設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。また，設計基準対象の施設の計測制御設備が計測範囲を超過した場合は，可搬型重要計器又は可搬型重要代替計器にて必要なパラメータを計測する設計とする。	機能要求②	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する計装設備の可搬型重要計器は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮した計測範囲及び個数を有することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，制御建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	地震を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，浸水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，制御建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器と情報把握計装設備又はその他の重大事故等対処設備との接続は，ネジ接続，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器と計装配管は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の計装配管と相互に使用することができるよう，口径に応じた簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
28	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。または，設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋内に保管する場合は設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
29	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
30	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。また，設計基準対象の施設の計測制御設備が計測範囲を超過した場合は，可搬型重要計器又は可搬型重要代替計器にて必要なパラメータを計測する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	〈計測装置〉 ・計測範囲 ・警報動作範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。
31	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	〈計測装置〉 ・計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。
32	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する計装設備の可搬型重要計器は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮した計測範囲及び個数を有することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—		
33	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋及び精製建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。
34	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，制御建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
35	地震を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
36	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
37	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，制御建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
38	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
39	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器と情報把握計装設備又はその他の重大事故等対処設備との接続は，ネジ接続，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。
40	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器と計装配管は，容易かつ確実に接続でき，かつ，複数の計装配管と相互に使用することができるよう，口径に応じた簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—		
41	計装設備の常設重要計器及び常設重要代替計器は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計装設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
43	4.2.1.2.2使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の詳細設計方針 第２章　個別項目のうち「1.2 重大事故等対処設備」に用いる一部のパラメータの監視及び可搬型重要計器の冷却に必要な可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	基本方針	基本方針	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について，測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 「VI-1-1-4安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において詳細を展開する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ（個数6）は，重大事故等が発生した場合において，赤外線機能により燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち可搬型重要計器の電源は，重大事故等が発生した場合において，乾電池，充電池又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
46	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型重要計器には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から可搬型計測ユニットを介して電源を給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
47	パラメータの計測に必要な圧縮空気は，可搬型計測ユニット用空気圧縮機から空気を供給する設計とする。	設置要求 機能要求②	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
48	可搬型計測ユニットは，パラメータの計測に必要な圧縮空気及び可搬型空冷ユニットに必要な圧縮空気を供給する機能を有する設計とする。可搬型計測ユニットにおいて必要な圧縮空気は，可搬型計測ユニット用空気圧縮機から供給する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
49	可搬型監視ユニットは，可搬型重要計器で計測する燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等空間線量率及び燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータをユニット内で監視可能な機能を有する設計とする。また，可搬型監視ユニットには，計測制御装置の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を搭載可能な設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50	可搬型空冷ユニットは，可搬型計測ユニットから供給される圧縮空気を冷却する機能を有する設計とする。冷却した圧縮空気は，燃料貯蔵プール等空間線量率及び燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）を計測する可搬型重要計器に供給することで，崩壊熱による使用済燃料貯蔵槽の水の温度上昇及び沸騰による使用済燃料貯蔵槽周辺の温度及び湿度の上昇を考慮しても，可搬型重要計器の機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51	また，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニットに必要な電源は，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から供給する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 代替電源設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
52	可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及び電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，けん引車にて設置場所までけん引可能な設計とするとともに，けん引車を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 代替電源設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
53	計装設備の燃料貯蔵プール等水位（超音波式，メジャー），燃料貯蔵プール等水温（サーミスタ）及び燃料貯蔵プール等空間線量率（半導体検出器（携行型））のパラメータを計測する可搬型重要計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
54	計装設備の可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，けん引車，燃料貯蔵プール等水位（電波式，エアパージ式），燃料貯蔵プール等水温（測温抵抗体），代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等空間線量率（半導体検出器（パラメータ伝送型）），燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	計装設備の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。
43	4.2.1.2.2使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備の詳細設計方針 第２章 個別項目のうち「1.2 重大事故等対処設備」に用いる一部のパラメータの監視及び可搬型重要計器の冷却に必要な可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの推定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また，可搬型設備の計測点，保管場所，接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 「VI-1-1-4安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において詳細を展開する。 【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。
44	可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ（個数6）は，重大事故等が発生した場合において，赤外線機能により燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
45	主要パラメータを計測するために必要な設備のうち可搬型重要計器の電源は，重大事故等が発生した場合において，乾電池，充電池又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
46	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型重要計器には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から可搬型計測ユニットを介して電源を給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
47	パラメータの計測に必要な圧縮空気は，可搬型計測ユニット用空気圧縮機から空気を供給する設計とする。	設置要求 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	＜圧縮機＞ ・容量	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
48	可搬型計測ユニットは，パラメータの計測に必要な圧縮空気及び可搬型空冷ユニットに必要な圧縮空気を供給する機能を有する設計とする。可搬型計測ユニットにおいて必要な圧縮空気は，可搬型計測ユニット用空気圧縮機から供給する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
49	可搬型監視ユニットは，可搬型重要計器で計測する燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等空間線量率及び燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータをユニット内で監視可能な機能を有する設計とする。また，可搬型監視ユニットには，計測制御装置の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を搭載可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
50	可搬型空冷ユニットは，可搬型計測ユニットから供給される圧縮空気を冷却する機能を有する設計とする。冷却した圧縮空気は，燃料貯蔵プール等空間線量率及び燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）を計測する可搬型重要計器に供給することで，崩壊熱による使用済燃料貯蔵槽の水の温度上昇及び沸騰による使用済燃料貯蔵槽周辺の温度及び湿度の上昇を考慮しても，可搬型重要計器の機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
51	また，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニットに必要な電源は，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から供給する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
52	可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及び電気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は，けん引車にて設置場所までけん引可能な設計とするとともに，けん引車を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
53	計装設備の燃料貯蔵プール等水位（超音波式，メジャー），燃料貯蔵プール等水温（サーミスタ）及び燃料貯蔵プール等空間線量率（半導体検出器（携行型））のパラメータを計測する可搬型重要計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。
54	計装設備の可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，けん引車，燃料貯蔵プール等水位（電波式，エアパージ式）　燃料貯蔵プール等水温（測温抵抗体），代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等空間線量率（半導体検出器（パラメータ伝送型）），燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器は，共通要因によって設計基準対象の施設の計測制御設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を設計基準対象の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
55	屋外に保管するけん引車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
56	計装設備の可搬型重要計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。また，可搬型空冷ユニットＡ～Ｅ，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車の保有数は，それぞれ必要数として１台，予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台の合計３台確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
57	計装設備の燃料貯蔵プール等空間線量率，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）及びスプレイ設備流量を計測する可搬型重要計器は，可搬型計測ユニット，可搬型空冷ユニット及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機により冷却した圧縮空気を供給することで使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，湿度を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
58	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等空間線量率のパラメータを計測する可搬型重要計器）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
59	計装設備の可搬型重要計器（代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
60	地震を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の可搬型重要計器は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等空間線量率のパラメータを計測する可搬型重要計器を含む。）は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
62	計装設備の可搬型重要計器は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計する。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
63	計装設備の可搬型重要計器は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれのない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
64	計装設備の可搬型重要計器と情報把握計装設備又はその他の重大事故等対処設備との接続は，ネジ接続，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
65	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等空間線量率，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器）。可搬型重要代替計器及び可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
55	屋外に保管するけん引車は，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
56	計装設備の可搬型重要計器は，重大事故等の対処に必要なパラメータを計測するために必要な計測範囲を有する設計とする。保有数は，必要数を確保するとともに，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。また，可搬型空冷ユニットＡ～Ｅ，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車の保有数は，それぞれ必要数として１台，予備として故障時及び待機除外時のバックアップを２台の合計３台確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	〈計測装置〉 ・計測範囲	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。
57	計装設備の燃料貯蔵プール等空間線量率，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）及びスプレイ設備流量を計測する可搬型重要計器は，可搬型計測ユニット，可搬型空冷ユニット及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機により冷却した圧縮空気を供給することで使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度，湿度を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。
58	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等空間線量率のパラメータを計測する可搬型重要計器）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
59	計装設備の可搬型重要計器（代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
60	地震を要因として発生した場合に対処に用いる計装設備の可搬型重要計器は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
61	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，燃料貯蔵プール等空間線量率のパラメータを計測する可搬型重要計器を含む。）は，従水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
62	計装設備の可搬型重要計器は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
63	計装設備の可搬型重要計器は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。
64	計装設備の可搬型重要計器と情報把握計装設備又はその他の重大事故等対処設備との接続は，ネジ接続，コネクタ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	
65	計装設備の可搬型重要計器（燃料貯蔵プール等水位，燃料貯蔵プール等水温，代替注水設備流量，スプレイ設備流量，燃料貯蔵プール等空間線量率，燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）のパラメータを計測する可搬型重要計器），可搬型重要代替計器及び可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型空冷ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	4.2.1.3再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備の設計方針 再処理施設は，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において，中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握するために，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示、記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る基本方針】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る対処方針，対策設備，同時機能喪失に係る措置を記載 【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握の構成】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に用いる設備を示す。 ・（添付図にて全体系統を示す） 【制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置】 ・制御室及び緊急時対策所において，監視機能の同時機能喪失を防止するための措置を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備は，共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握し記録する機能が損なわれない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
68	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても，当該事象に対処するために把握することが必要なパラメータとして計測する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
69	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要なパラメータを把握し記録する設備として，常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器を使用するとともに，計測制御装置の情報把握計装設備，監視制御盤，安全系監視制御盤及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置を再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備として兼用する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図） 緊急時対策建屋情報把握設備 （許可文中，第9.16-2表(1)）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
70	常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器により計測したパラメータは，計測制御装置の情報把握計装設備，監視制御盤，安全系監視制御盤及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置に伝送し，中央制御室及び緊急時対策所において必要な情報を共有することにより，共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握する機能が損なわれない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図） 緊急時対策建屋情報把握設備 （許可文中，第9.16-2表(1)）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
71	4.2.5制御室 4.2.5.1　計測制御装置 重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
72	計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
73	監視制御盤は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり，常設重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
74	安全系監視制御盤は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための設備であり，常設重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
75	情報把握計装設備は，外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合，並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり，可搬型重大事故等対処設備として配備し，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
76	4.2.5.1.1　中央制御室の計測制御装置 中央制御室の計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
77	情報把握計装設備は，常設重大事故等対処設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置，可搬型重大事故等対処設備である前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)，第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1），第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十七条 計装設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
66	4.2.1.3再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備の設計方針 再処理施設は，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において，中央制御室及び緊急時対策所で必要な情報を把握するために，重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備を設置する設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示，記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	
67	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを把握する設備及び再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備は，共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握し記録する機能が損なわれない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示，記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る基本方針】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る対処方針，対策設備，同時機能喪失に係る措置を記載 【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握の構成】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に用いる設備を示す。 ・（添付図にて全体系統を示す） 【制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置】 ・制御室及び緊急時対策所において，監視機能の同時機能喪失を防止するための措置を示す。
68	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても，当該事象に対処するために把握することが必要なパラメータとして計測する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示，記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	
69	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要なパラメータを把握し記録する設備として，常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器を使用するとともに，計測制御装置の情報把握計装設備，監視制御盤，安全系監視制御盤及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置と再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において必要な情報を把握し記録する設備として兼用する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示，記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	
70	常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器により計測したパラメータは，計測制御装置の情報把握計装設備，監視制御盤，安全系監視制御盤及び緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置に伝送し，中央制御室及び緊急時対策所において必要な情報を共有することにより，共通要因によって中央制御室と緊急時対策所が同時に必要な情報を把握する機能が損なわれない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 3. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示，記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	
71	4.2.5制御室 4.2.5.1　計測制御装置 重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	基本方針	基本方針	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。
72	計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
73	監視制御盤は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり，常設重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
74	安全系監視制御盤は，内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための設備であり，常設重大事故等対処設備として位置付け，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
75	情報把握計装設備は，外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合，並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり，可搬型重大事故等対処設備として配備し，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
76	4.2.5.1.1　中央制御室の計測制御装置 中央制御室の計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
77	情報把握計装設備は，常設重大事故等対処設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置，可搬型重大事故等対処設備である前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
78	重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，中央制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
79	情報把握計装設備の電源は，情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備の一部である前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 代替電源設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
80	監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
81	前処理建屋可搬型情報収集装置は前処理建屋可搬型発電機から，分離建屋可搬型情報収集装置は分離建屋可搬型発電機から，精製建屋可搬型情報収集装置及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置は高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から，制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は制御建屋可搬型発電機から，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は情報把握計装設備可搬型発電機から給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82	情報把握計装設備のうち，情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
83	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
84	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，関連する工程の停止等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
85	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
86	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は，情報把握計装設備可搬型発電機及び代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から電力を給電することで，電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 代替電源設備	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
87	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
88	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
89	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
90	計測制御装置の監視制御盤は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
91	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として前処理建屋に対して１系統，分離建屋に対して１系統，精製建屋に対して１系統，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対して１系統，高レベル廃液ガラス固化建屋に対して１系統，制御建屋に対して１系統の必要数6系統に加え，予備を6系統，合計12系統以上を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
78	重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，中央制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。
79	情報把握計装設備の電源は，情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備の一部である前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
80	監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
81	前処理建屋可搬型情報収集装置は前処理建屋可搬型発電機から，分離建屋可搬型情報収集装置は分離建屋可搬型発電機から，精製建屋可搬型情報収集装置及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置は高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から，制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情表示装置は制御建屋可搬型発電機から，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は情報把握計装設備可搬型発電機から給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
82	情報把握計装設備のうち，情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。
83	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【計装設備の共用】 計装設備の共用について説明する。
84	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の維保，関連する工程の停止等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。
85	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
86	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は，情報把握計装設備可搬型発電機及び代替電源設備の前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から電力を給電することで，電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
87	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
88	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
89	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.2　悪影響防止	
90	計測制御装置の監視制御盤は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	
91	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として前処理建屋に対して１系統，分離建屋に対して１系統，精製建屋に対して１系統，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対して１系統，高レベル廃液ガラス固化建屋に対して１系統，制御建屋に対して１系統の必要数6系統に加え，予備を6系統，合計12系統以上を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 VI-1-5-1 電気設備に関する説明書 VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3.施設の詳細設計方針 3.3可搬型の非常用発電装置	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。 【可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
93	情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
94	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は，必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数をそれぞれ台有する設計とするとともに，故障時バックアップを１台の合計２台確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95	情報把握計装設備可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
96	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要となるデータの伝送，記録容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
92	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。 【可搬型の非常用発電装置】 ・発電機に接続される負荷，負荷に伴う出力の決定に関する考え方，結果を示す。
93	情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	
94	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は，必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数をそれぞれ1台有する設計とするとともに，故障時バックアップを１台の合計２台確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	
95	情報把握計装設備可搬型発電機は，重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	＜発電機＞ ・容量 ・燃料	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 Ⅵ-1-5-1 電気設備に関する説明書 Ⅵ-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 3可搬型の非常用発電装置	
96	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置及び制御建屋可搬型情報収集装置である第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要となるデータの伝送，記録容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
98	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
99	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
100	情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
101	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し，影響を受けない位置への設置，被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
102	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
103	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
104	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
105	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続，制御建屋可搬型情報表示装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（操作性の確保）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
106	計測制御装置の監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能確認（表示）及び外観確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107	4.2.5.1.2　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室の計測制御装置 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室の計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
108	情報把握計装設備は，常設重大事故等対処設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置，可搬型重大事故等対処設備である使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
109	重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
110	情報把握計装設備の電源は，情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備の一部である情報把握計装可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成する。	設置要求	計装設備 （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 代替電源設備	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
97	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。
98	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
99	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
100	情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
101	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し，影響を受けない位置への設置，被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
102	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
103	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.3　環境条件等	
104	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。
105	情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第１保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第２保管庫・貯水所可搬型情報収集装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続，制御建屋可搬型情報表示装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	
106	計測制御装置の監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能確認（表示）及び外観確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	－	計装設備 制御室	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性維保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。
107	4.2.5.1.2　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室の計測制御装置 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の制御室の計測制御装置は，監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
108	情報把握計装設備は，常設重大事故等対処設備である情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置，可搬型重大事故等対処設備である使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
109	重大事故等が発生した場合において，計測制御装置は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵建屋の制御室において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【計装設備の計測結果の表示，記録及び保存】 ・測定したパラメータの記録設備の設計方針について説明する。 ・記録するパラメータ，記録場所を説明する。 ・パラメータの記録周期，記録可能な期間を説明する。
110	情報把握計装設備の電源は，情報把握計装設備可搬型発電機，代替電源設備の一部である情報把握計装可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成する。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第四十七条 計装設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
111	監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
112	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から計装設備の可搬型計測ユニットを介して給電する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
113	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，関連する工程の停止等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
114	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
115	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を給電することで，電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 代替電源設備	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
116	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
117	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
118	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
119	計測制御装置の監視制御盤は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
120	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対して１系統の必要数1系統に加え，予備を1系統，合計2系統以上を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
121	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
122	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
123	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数をそれぞれ1台有する設計とするとともに，故障時バックアップを１台の合計２台確保する設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（個数及び容量）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
111	監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は，重大事故等対処設備の一部である受電開閉設備等から給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 計装設備の多様性，位置的分散等について説明する。
112	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から計装設備の可搬型計測ユニットを介して給電する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
113	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，関連する工程の停止等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
114	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで，独立性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
115	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を給電することで，電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
116	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，共通要因によって計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等	
117	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
118	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止	
119	計測制御装置の監視制御盤は，重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。
120	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対して１系統の必要数1系統に加え，予備を1系統，合計2系統以上を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	
121	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	【重大事故等対処設備の個数】 計装設備の個数・容量について説明する。
122	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な容量は，記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	
123	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数をそれぞれ1台有する設計とするとともに，故障時バックアップを１台の合計２台確保する設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
125	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
126	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
127	情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
128	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し，影響を受けない位置への設置，被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
129	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
130	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
132	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，可搬型監視ユニット内に搭載することで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮しても重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針（環境条件等）			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
133	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び建屋間伝送用無線装置との接続，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（操作性の確保）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
134	計測制御装置の監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能確認（表示）及び外観確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	計装設備 （許可文中，第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図） 制御室 （許可文中，第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、Ｅ施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
124	計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	【重大事故等対処設備の環境条件等】 計装設備の環境条件等について説明する。
125	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
126	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
127	情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
128	情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は，溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し，影響を受けない位置への設置，被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
129	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
130	地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計に基づく設計とすることで，重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宜言	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
131	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は，想定される重大事故等が発生した場合において操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
132	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は，可搬型監視ユニット内に搭載することで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮しても重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等	
133	情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び建屋間伝送用無線装置との接続，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置との接続は，コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし，現場での接続が容易に可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 計装設備の操作性の確保について説明する。
134	計測制御装置の監視制御盤，安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，模擬入力による機能，性能確認（表示）及び外観確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	－	－	－	－	－	－	○	計装設備 制御室	－	－	－	－	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 計装設備の試験・検査性について説明する。

第48条：制御室

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 4. 計測制御系統施設 4.2 重大事故等対処設備 4.2.5 制御室 　重大事故等が発生した場合において，制御室にとどまり必要な操作，監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置する設計とする。	設置要求	制御室（制御室） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室の機能に関する基本方針】 制御室に必要な設備の構成等の概要について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	なお，制御室に必要な重大事故等対処設備は，計測制御装置，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	計測制御装置，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	重大事故等が発生した場合において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも，制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず，当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう，実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備、制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針	VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室の居住性を確保するための防護措置】 制御室の居住性を確保するための防護措置の方針について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	中央制御室は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生する水素による爆発」の重量において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求	— （中央制御室にとどまる実施組織要員の線量評価）	評価（居住性評価）		【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，線量評価結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える臨界事故時において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求	— （使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまる実施組織要員の線量評価）	評価（居住性評価）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	重大事故等が発生し，中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え，防護具の着装及び脱染，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画(以下「出入管理区画」という。)を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【出入管理区画に関する基本方針】 制御室へ放射性物質による汚染の持ち込みを防止するため，制御室への連絡通路上に設ける出入管理区画の概要を説明する。 【資機材等について】 居住性確保のために使用する資機材や出入管理区画の概要について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	出入管理区画用資機材は，出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	計測制御装置については「Ⅰ　Ⅰ－1 第2章　4.2.5.1　計装制御装置」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	—	計測制御装置の詳細については，第四十七条（計装設備）にて整理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	4.2.5.2 制御室換気設備 　重大事故等が発生した場合において，制御室換気設備は，制御室にとどまるために十分な換気風量を確保できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	制御室換気設備は，代替制御建屋中央制御室換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	代替制御建屋中央制御室換気設備は，代替中央制御室送風機及び制御建屋の可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	制御建屋中央制御室換気設備は，中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	制御室換気設備は，制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに，代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，重大事故等発生時において，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機の機能喪失後，外気の遮断が長期にわたり，室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋内に設置し，中央制御室内の換気が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，重大事故等発生時において，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機の機能喪失後，外気の遮断が長期にわたり，室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	制御建屋中央制御室換気設備は，重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし，内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準対象の施設の一部を兼用し，同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし，内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準対象の施設の一部を兼用し，同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第○条 ○○○）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章　個別項目 4. 計測制御系統施設 4.2 重大事故等対処設備 4.2.5 制御室 　重大事故等が発生した場合において，制御室にとどまり必要な操作，監視及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御室	制御建屋 中央制御室	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室の機能に関する基本方針】 制御室に必要な設備の構成等の概要について説明する。
2	制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
3	なお，制御室に必要な重大事故等対処設備は，計測制御装置，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
4	計測制御装置，制御室換気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
5	重大事故等が発生した場合において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも，制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず，当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう，実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 制御室遮蔽	制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室遮蔽	—	—	—	VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室の居住性を確保するための防護措置】 制御室の居住性を確保するための防護措置の方針について記載する。
6	中央制御室は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生する水素による爆発」の重量において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，線量評価結果について記載する。
7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える臨界事故時において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	—	—	—	—		
8	重大事故等が発生し，中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え，防護具の着装及び脱染，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画(以下「出入管理区画」という。)を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【出入管理区画に関する基本方針】 制御室へ放射性物質による汚染の持ち込みを防止するため，制御室への連絡通路上に設ける出入管理区画の概要を説明する。 【資機材等について】 居住性確保のために使用する資機材や出入管理区画の概要について記載する。
9	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—	—	—	—		
10	出入管理区画用資機材は，出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を設けることを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—		
11	計測制御装置については「Ⅰ　Ⅰ－1 第2章　4.2.5.1　計装制御装置」に示す。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	－	計測制御装置の詳細については，第四十七条（計装設備）にて整理する。
12	4.2.5.2 制御室換気設備 　重大事故等が発生した場合において，制御室換気設備は，制御室にとどまるために十分な換気風量を確保できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。
13	制御室換気設備は，代替制御建屋中央制御室換気設備，制御建屋中央制御室換気設備，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
14	代替制御建屋中央制御室換気設備は，代替中央制御室送風機及び制御建屋の可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
15	制御建屋中央制御室換気設備は，中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
16	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトで構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
17	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
18	制御室換気設備は，制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに，代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	制御建屋中央制御室換気設備 代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
19	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，重大事故等発生時において，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機の機能喪失後，外気の遮断が長期にわたり，室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋内に設置し，中央制御室内の換気が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—		
20	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，重大事故等発生時において，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機の機能喪失後，外気の遮断が長期にわたり，室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—		
21	制御建屋中央制御室換気設備は，重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし，内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準対象の施設の一部を兼用し，同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
22	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし，内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には，設計基準対象の施設の一部を兼用し，同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	制御室換気設備は，電気設備の一部である非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線，制御建屋の6.9kV非常用母線，制御建屋の460V非常用母線，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460V非常用母線及び代替電源設備の制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を供給する設計とする。可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	電気設備（受電開閉設備） （許可文中、第9.2-1表） 補機駆動用燃料補給設備（補機駆動用燃料補給設備） （許可文中、第9.14-1表、第9.14-2図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ，代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，代替所内電気設備の一部である制御建屋の可搬型分電盤，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	補機駆動用燃料補給設備（補機駆動用燃料補給設備） （許可文中、第9.14-1表、第9.14-2図） 電気設備（代替電源設備） （許可文中、第9.2-10表） 電気設備（代替所内電気設備） （許可文中、第9.2-10表）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	補機駆動用燃料補給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に，設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等及び代替電源設備並びに代替所内電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	基本方針	基本方針	－	補機駆動用燃料補給設備の詳細については，第四十六条（電気設備）にて整理する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる制御建屋中央制御室換気設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替制御建屋中央制御室換気設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	また，必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	また，必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	制御建屋中央制御室換気設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 中央制御室送風機 中央制御室フィルタユニット 主要ダクト	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 中央制御室送風機は既設工認の設計から変更なし VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室換気設備の個数及び容量】 中央制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【中央制御室フィルタユニットの効率】 内的SAにおける中央制御室フィルタユニットの粒子除去効率について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価結果及び環境評価結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 制御室送風機 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室フィルタユニット 主要ダクト	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 制御室送風機は既設工認の設計から変更なし VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室換気設備の個数及び容量】 制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室フィルタユニットの効率】 内的SAにおける中央制御室フィルタユニットの粒子除去効率について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価結果及び環境評価結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	制御建屋中央制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室換気設備の環境条件等】 制御室換気設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	制御建屋中央制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）を内包する配管が近傍にない制御建屋の室に敷設することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）を内包する配管が近傍にない使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に敷設することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から電力を供給することで，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図	【代替制御室換気設備の多様性等】 代替制御室換気設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。 添付図面（系統図）にて、常設の制御室換気設備に対して、代替制御室換気設備が多様性・独立性を有する設計であることを示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を供給することで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	代替制御建屋中央制御室換気設備は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで，制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	制御室換気設備は，電気設備の一部である非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線，制御建屋の6.9kV非常用母線，制御建屋の460V非常用母線，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460V非常用母線及び代替電源設備の制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を供給する設計とする。可搬型発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	制御建屋中央制御室換気設備 代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。
24	設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	受電開閉設備 補機駆動用燃料補給設備	受電開閉設備 補機駆動用燃料補給設備	—	—	—		
25	補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ，代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，代替所内電気設備の一部である制御建屋の可搬型分電盤，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型電源ケーブル並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	補機駆動用燃料補給設備 代替電源設備 代替所内電気設備	補機駆動用燃料補給設備 代替電源設備 代替所内電気設備	—	—	—		
26	補機駆動用燃料補給設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.12　補機駆動用燃料補給設備」に，設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等及び代替電源設備並びに代替所内電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第2章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	－	補機駆動用燃料補給設備の詳細については，第四十六条（電気設備）にて整理する。
27	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる制御建屋中央制御室換気設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替制御建屋中央制御室換気設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室換気設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室換気設備の設備構成等の概要を説明する。
28	また，必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	施設共通　基本設計方針	—	—	—		
29	内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
30	また，必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	—	—	—	—		
31	制御建屋中央制御室換気設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
32	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
33	制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室送風機 中央制御室フィルタユニット 主要ダクト	—	—	＜ファン＞ 容量 ＜フィルタ＞ 容量 効率 主要寸法 主要材料 ＜配管＞ 主要寸法 主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-3-3　制御室換気設備 中央制御室送風機は既設工認の設計から変更なし VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室換気設備の個数及び容量】 中央制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【中央制御室フィルタユニットの効率】 内的SAにおける中央制御室フィルタユニットの粒子除去効率について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価結果及び環境評価結果について記載する。
34	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	制御室送風機 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室フィルタユニット 主要ダクト	—	—	—	＜ファン＞ 容量 ＜フィルタ＞ 容量 効率 主要寸法 主要材料 ＜配管＞ 主要寸法 主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-3-3　制御室換気設備 制御室送風機は既設工認の設計から変更なし VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【制御室換気設備の個数及び容量】 制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室フィルタユニットの効率】 内的SAにおける中央制御室フィルタユニットの粒子除去効率について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価結果及び環境評価結果について記載する。
35	制御建屋中央制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室換気設備の環境条件等】 制御室換気設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。
36	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
37	制御建屋中央制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）を内包する配管が近傍にない制御建屋の室に敷設することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
38	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）を内包する配管が近傍にない使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に敷設することにより，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
39	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から電力を供給することで，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備	【代替制御室換気設備の多様性等】 代替制御室換気設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。
40	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を供給することで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—	VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図	添付図面（系統図）にて、常設の制御室換気設備に対して、代替制御室換気設備が多様性・独立性を有する設計であることを示す。
41	代替制御建屋中央制御室換気設備は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで，制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第○条 ○○○）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
42	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－1　構内配置図 VI－2－3　機器配置図	【代替制御室換気設備の多様性等】 代替制御室換気設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。 添付図面（構内配置図、機器配置図）にて代替制御室換気設備が位置的分散を図った設計であることを示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.3　重大事故等対処設備	【制御室換気設備の悪影響防止】 制御室換気設備が他の設備に悪影響を及ぼさない設計に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	代替制御建屋中央制御室換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室換気設備）（許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 代替中央制御室送風機 可搬型ダクト	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【代替制御建屋中央制御室送風機の個数及び容量】 代替制御建屋中央制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価及び環境評価結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	また，代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては，必要数を確保する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図 VI－2－4　機器配置図	【代替制御建屋中央制御室送風機の位置的分散等】 代替制御建屋中央制御室換気設備を複数の敷設ルートで対処できるように，必要数を複数の敷設ルートに確保することについて説明する。 添付図面（系統図、機器配置図）にて代替制御室換気設備の敷設ルート及び保管場所を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室換気設備）（許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 代替制御室送風機 可搬型ダクト	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室送風機の個数及び容量】 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価及び環境評価結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	また，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては，必要数を確保する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図 VI－2－4　機器配置図	【代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の位置的分散等】 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を複数の敷設ルートで対処できるように，必要数を複数の敷設ルートに確保することについて説明する。 添付図面（系統図、機器配置図）にて代替制御室換気設備の敷設ルート及び保管場所を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	代替制御建屋中央制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【代替制御室換気設備の環境条件等】 代替制御室換気設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替制御建屋中央制御室換気設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	代替制御建屋中央制御室換気設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	代替制御建屋中央制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
43	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，共通要因によって制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－1　構内配置図 VI－2－3　機器配置図	【代替制御室換気設備の多様性等】 代替制御室換気設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。 添付図面（構内配置図、機器配置図）にて代替制御室換気設備が位置的分散を図った設計であることを示す。
44	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—			
45	制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.3　重大事故等対処設備	【制御室換気設備の悪影響防止】 制御室換気設備が他の設備に悪影響を及ぼさない設計に係る設計方針について説明する。
46	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
47	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
48	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
49	代替制御建屋中央制御室換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
50	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
51	代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	代替中央制御室送風機 可搬型ダクト	—	—	＜ファン＞ 容量 ＜配管＞ 主要寸法 主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-3-3　制御室換気設備 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【代替制御建屋中央制御室送風機の個数及び容量】 代替制御建屋中央制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価及び環境評価結果について記載する。
52	また，代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては，必要数を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図 VI－2－4　機器配置図	【代替制御建屋中央制御室送風機の位置的分散等】 代替制御建屋中央制御室換気設備を複数の敷設ルートで対処できるように，必要数を複数の敷設ルートに確保することについて説明する。 添付図面（系統図、機器配置図）にて代替制御室換気設備の敷設ルート及び保管場所を示す。
53	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	代替制御室送風機 可搬型ダクト	—	—	—	＜ファン＞ 容量 ＜配管＞ 主要寸法 主要材料	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-3-3　制御室換気設備 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書	【代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室送風機の個数及び容量】 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室送風機の換気風量及び個数の設定根拠について説明する。 【制御室の居住性評価】 制御室にとどまる実施組織要員の居住性評価として，被ばく評価及び環境評価結果について記載する。
54	また，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は，複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては，必要数を確保する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.3　重大事故等対処設備 VI－2　再処理施設に関する図面 VI－2－2　系統図 VI－2－4　機器配置図	【代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の位置的分散等】 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を複数の敷設ルートで対処できるように，必要数を複数の敷設ルートに確保することについて説明する。 添付図面（系統図、機器配置図）にて代替制御室換気設備の敷設ルート及び保管場所を示す。
55	代替制御建屋中央制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【代替制御室換気設備の環境条件等】 代替制御室換気設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。
56	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
57	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替制御建屋中央制御室換気設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
58	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
59	代替制御建屋中央制御室換気設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
60	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
61	代替制御建屋中央制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
62	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
63	制御建屋中央制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室換気設備の試験・検査性】 制御室換気設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	代替制御建屋中央制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室換気設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	4.2.5.3 制御室照明設備 重大事故等が発生した場合において，制御室照明設備は，制御室にとどまるために必要な照明を確保できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室照明設備に関する基本方針】 制御室に設ける制御室照明設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	制御室照明設備は，中央制御室代替照明設備並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	中央制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	なお，可搬型代替照明の設置までの間，実施組織要員が操作，作業及び監視を適切に実施できるよう，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	施設共通　基本設計方針	基本方針		【代替照明の電源に係る運用】 可搬型代替照明を設置するまでの間に使用する資機材の扱いについて説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，中央制御室代替照明設備に内蔵した蓄電池から電力を供給することで，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【代替照明設備の多様性，位置的分散】 代替照明設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備に内蔵した蓄電池から電力を供給することで，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，中央制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	中央制御室代替照明設備の可搬型代替照明は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として76台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを86台の合計162台以上を確保する設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 代替照明設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備の可搬型代替照明は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として17台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを19台の合計36台以上確保する設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第○条 ○○○）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
63	制御建屋中央制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室換気設備の試験・検査性】 制御室換気設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。
64	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，性能確認，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
65	代替制御建屋中央制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替制御建屋中央制御室換気設備	—	—	—		
66	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	—	—	—	—		
67	4.2.5.3 制御室照明設備 重大事故等が発生した場合において，制御室照明設備は，制御室にとどまるために必要な照明を確保できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室照明設備に関する基本方針】 制御室に設ける制御室照明設備の設備構成等の概要を説明する。
68	制御室照明設備は，中央制御室代替照明設備並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
69	中央制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
70	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
71	なお，可搬型代替照明の設置までの間，実施組織要員が操作，作業及び監視を適切に実施できるよう，可搬型照明を配備することを保安規定に定めて，管理する。	運用要求	—	—	—	—	—	—	○	施設共通　基本設計方針	施設共通　基本設計方針	—	—	—		【代替照明の電源に係る運用】 可搬型代替照明を設置するまでの間に使用する資機材の扱いについて説明する。
72	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，中央制御室代替照明設備に内蔵した蓄電池から電力を供給することで，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【代替照明設備の多様性，位置的分散】 代替照明設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。
73	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備に内蔵した蓄電池から電力を供給することで，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
74	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，中央制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで，中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
75	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
76	中央制御室代替照明設備は，共通要因によって中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
77	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯を設置する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
78	中央制御室代替照明設備の可搬型代替照明は，想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として76台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを86台の合計162台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 代替照明設備の個数について説明する。
79	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備の可搬型代替照明は，想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として17台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを19台の合計36台以上確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庶共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	中央制御室代替照明設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 代替照明設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室代替照明設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	中央制御室代替照明設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
85	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
86	中央制御室代替照明設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	中央制御室代替照明設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 代替照明設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
89	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室照明設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	4.2.5.4 制御室遮蔽設備 重大事故等が発生した場合において，制御室遮蔽設備は，制御室にとどまる実施組織要員が過度の被ばくをうけないよう，十分な壁厚さを有する設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室遮蔽設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室遮蔽設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	制御室遮蔽設備は，中央制御室の中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室遮蔽で構成する。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	制御室遮蔽設備は，常設重大事故等対処設備として位置付け，中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽で構成する。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	中央制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替制御建屋中央制御室換気設備若しくは制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって中央制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 中央制御室遮蔽	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（遮蔽体厚さ）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書 Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	【制御室遮蔽設備の主要寸法】 制御室遮蔽設備の主要寸法の設定根拠について説明する。 【制御室換気設備及び制御室遮蔽設備の設計方針】 制御室換気設備の機能と制御室遮蔽設備の機能とがあいまって制御室にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを越えない設計方針であることを記載する。 【制御室の居住性評価】 制御室の居住性評価結果について記載する。 【制御室遮蔽設備の遮蔽計算書】 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽の遮蔽計算結果について記載する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能とあいまって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求 機能要求②	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 制御室遮蔽	基本方針 評価（居住性評価） 設計方針（遮蔽体厚さ）	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4　配置図 制御室遮蔽設備は，設計基準事象対処設備と重大事故等対処設備の兼用設備であり，設備については既設工認の設計から変更なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
95	中央制御室遮蔽は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【制御室遮蔽設備の悪影響防止】 制御室遮蔽設備が他の設備に悪影響を及ぼさない設計に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	制御室遮蔽は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（悪影響防止）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室遮蔽は，第１章　共通事項」の「３．自然現象」の「３．１　地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，その機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室遮蔽設備の環境条件等】 制御室遮蔽設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	地震を要因として発生した場合に対処に用いる制御室遮蔽は，「第１章　共通事項」の「３．自然現象」の「３．１　地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，その機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	中央制御室遮蔽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室遮蔽設備の試験・検査性】 制御室遮蔽設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	制御室遮蔽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室遮蔽設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
80	中央制御室代替照明設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 代替照明設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。
81	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
82	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室代替照明設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
83	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
84	中央制御室代替照明設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
85	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
86	中央制御室代替照明設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—		
87	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
88	中央制御室代替照明設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室代替照明設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 代替照明設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。
89	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備	—	—	—	—		
90	4.2.5.4 制御室遮蔽設備 重大事故等が発生した場合において，制御室遮蔽設備は，制御室にとどまる実施組織要員が過度の被ばくをうけないよう，十分な壁厚さを有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	—	—	—	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室遮蔽設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室遮蔽設備の設備構成等の概要を説明する。
91	制御室遮蔽設備は，中央制御室の中央制御室遮蔽並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室遮蔽で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	—	—	—		
92	制御室遮蔽設備は，常設重大事故等対処設備として位置付け，中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	—	—	—		
93	中央制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替制御建屋中央制御室換気設備若しくは制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって中央制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室遮蔽	—	—	＜建物・構築物 ＞ 厚さ	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書 VI-1-3-2-1　制御室の居住性に関する説明書 Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	【制御室遮蔽設備の主要寸法】 制御室遮蔽設備の主要寸法の設定根拠について説明する。 【制御室換気設備及び制御室遮蔽設備の設計方針】 制御室換気設備の機能と制御室遮蔽設備の機能とがあいまって制御室にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計方針であることを記載する。 【制御室の居住性評価】 制御室の居住性評価結果について記載する。
94	制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能とあいまって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。	評価要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	—	—	—	＜建物・構築物 ＞ 厚さ	VI-2　再処理施設に関する図面 VI-2-4　配置図 制御室遮蔽設備は，設計基準事象対処設備と重大事故等対処設備の兼用設備であり，設備については既設工認の設計から変更なし	【制御室遮蔽設備の遮蔽計算書】 中央制御室遮蔽及び制御室遮蔽の遮蔽計算結果について記載する。
95	中央制御室遮蔽は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室遮蔽	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【制御室遮蔽設備の悪影響防止】 制御室遮蔽設備が他の設備に悪影響を及ぼさない設計に係る設計方針について説明する。
96	制御室遮蔽は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	—	—	—	—		
97	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室遮蔽は，第１章　共通事項」の「３．自然現象」の「３．１　地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，その機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室遮蔽	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室遮蔽設備の環境条件等】 制御室遮蔽設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。
98	地震を要因として発生した場合に対処に用いる制御室遮蔽は，「第１章　共通事項」の「３．自然現象」の「３．１　地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，その機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	—	—	—	—		
99	中央制御室遮蔽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室遮蔽	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室遮蔽設備の試験・検査性】 制御室遮蔽設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。
100	制御室遮蔽は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	制御室遮蔽	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
101	4.2.5.5 制御室環境測定設備 重大事故等が発生した場合において，制御室環境測定設備は，制御室内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求②	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室環境測定設備の個数及び容量】 制御室環境測定設備の計測範囲の根拠について説明する。 【制御室環境測定設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室環境測定設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
102	制御室環境測定設備は，中央制御室環境測定設備及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
103	中央制御室環境測定設備は，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
104	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
105	中央制御室環境測定設備は，制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【制御室環境測定設備の位置的分散】 制御室環境測定設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，中央制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，必要数を確保することに加えて，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 酸素濃度計 二酸化炭素濃度系 窒素酸化物濃度計	基本方針 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室環境測定設備の個数及び容量】 制御室環境測定設備の個数について説明する。 【制御室環境測定設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室環境測定設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，必要数を確保することに加えて，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 酸素濃度計 二酸化炭素濃度系 窒素酸化物濃度計	基本方針 設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
109	中央制御室環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室環境測定設備の環境条件等】 制御室環境測定設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室環境測定設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
112	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
113	中央制御室環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
114	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
115	中央制御室環境測定設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
116	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117	中央制御室環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室環境測定設備の試験・検査性】 制御室環境測定設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
118	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室環境測定設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
119	4.2.5.6 制御室放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において，制御室放射線計測設備は，制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求②	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 ガンマ線サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	基本方針 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室放射線計測設備の個数及び容量】 制御室放射線計測設備の計測範囲の根拠について説明する。 【制御室放射線計測設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室放射線計測設備の設備構成等の概要を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
120	制御室放射線計測設備は，中央制御室放射線計測設備並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
121	中央制御室放射線計測設備は，ガンマ線用サーベイメータ(SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
122	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，ガンマ線用サーベイメータ(SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
123	中央制御室放射線計測設備は，制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【制御室放射線計測設備の位置的分散】 制御室放射線計測設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
124	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（多様性、位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第○条 ○○○）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
101	4.2.5.5 制御室環境測定設備 重大事故等が発生した場合において，制御室環境測定設備は，制御室内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備 （酸素濃度計） （二酸化炭素濃度計） （窒素酸化物濃度計）	中央制御室環境測定設備 （酸素濃度計） （二酸化炭素濃度計） （窒素酸化物濃度計）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室環境測定設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室環境測定設備の設備構成等の概要を説明する。
102	制御室環境測定設備は，中央制御室環境測定設備及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
103	中央制御室環境測定設備は，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—		
104	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
105	中央制御室環境測定設備は，制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【制御室環境測定設備の位置的分散】 制御室環境測定設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。
106	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
107	中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，中央制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，必要数を確保することに加えて，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備 （酸素濃度計） （二酸化炭素濃度計） （窒素酸化物濃度計）	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室環境測定設備の個数及び容量】 制御室環境測定設備の個数について説明する。
108	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，必要数を確保することに加えて，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備 （酸素濃度計） （二酸化炭素濃度計） （窒素酸化物濃度計）	—	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲		
109	中央制御室環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室環境測定設備の環境条件等】 制御室環境測定設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。
110	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
111	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室環境測定設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—		
112	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，「第1章　共通事項」の「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
113	中央制御室環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—		
114	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
115	中央制御室環境測定設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—		
116	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
117	中央制御室環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室環境測定設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室環境測定設備の試験・検査性】 制御室環境測定設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。
118	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備	—	—	—	—		
119	4.2.5.6 制御室放射線計測設備 重大事故等が発生した場合において，制御室放射線計測設備は，制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 （ガンマ線用サーベイメータ（SA）） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA））	中央制御室放射線計測設備 （ガンマ線用サーベイメータ（SA）） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA））	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室放射線計測設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室放射線計測設備の設備構成等の概要を説明する。
120	制御室放射線計測設備は，中央制御室放射線計測設備並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備で構成する。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
121	中央制御室放射線計測設備は，ガンマ線用サーベイメータ(SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—		
122	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，ガンマ線用サーベイメータ(SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		
123	中央制御室放射線計測設備は，制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，対処を行う建屋内にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【制御室放射線計測設備の位置的分散】 制御室放射線計測設備の多様性，位置的分散等に係る設計方針について説明する。
124	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで，必要数及び故障時のバックアップを複数箇所に分散して保管し，位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	中央制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有するとともに，保有数は必要数及び予備としての故障時のバックアップをあわせ十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 ガンマ線サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	基本方針 設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-4-5　制御室 VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室放射線計測設備の個数及び容量】 制御室放射線計測設備の個数について説明する。 【制御室放射線計測設備の機能に関する基本方針】 制御室に設ける制御室放射線計測設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
126	中央制御室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ(SA)は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
127	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有するとともに，保有数は必要数及び予備としての故障時のバックアップをあわせ十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図） 【機能要求②】 ガンマ線サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）	基本方針 設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
128	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ(SA)は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
129	中央制御室放射線計測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室放射線計測設備の環境条件等】 制御室放射線計測設備の設計の前提条件となる環境条件等についての説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
130	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
131	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室放射線計測設備は，「第1章　共通事項」の「3．自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
132	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，「第1章　共通事項」の「3．自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133	中央制御室放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
134	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135	中央制御室放射線計測設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
136	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，配管の全周破断に対して，漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（環境条件等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
137	中央制御室放射線計測設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室放射線計測設備の試験・検査性】 制御室放射線計測設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
138	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	制御室（制御室放射線計測設備） （許可文中、第6.2.5-1表（1）、第6.2.5-10～11図）	設計方針（試験・検査性）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認①） 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認②） 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
125	中央制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有するとともに，保有数は必要数及び予備としての故障時のバックアップをあわせ十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備 （ガンマ線用サーベイメータ（SA）） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA））	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲	VI-1-3-1-1　制御室の機能に関する説明書	【制御室放射線計測設備の個数及び容量】 制御室放射線計測設備の個数について説明する。
126	中央制御室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ(SA)は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備 （可搬型ダストサンプラ）	—	—	—		
127	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有するとともに，保有数は必要数及び予備としての故障時のバックアップをあわせ十分な台数を確保する設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 （ガンマ線用サーベイメータ（SA）） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA））	—	—	—	＜計測装置＞ ・検出器の種類 ・計測範囲		
128	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備の可搬型ダストサンプラ(SA)は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 （可搬型ダストサンプラ）	—	—	—	—		
129	中央制御室放射線計測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【制御室放射線計測設備の環境条件等】 制御室放射線計測設備の設計の前提条件となる環境条件等について説明する。
130	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		
131	地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室放射線計測設備は，「第1章　共通事項」の「3．自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—		
132	地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，「第1章　共通事項」の「3．自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることで，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		
133	中央制御室放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—		
134	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		
135	中央制御室放射線計測設備は，配管の全周破断に対して，溢えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—		
136	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，配管の全周破断に対して，溢えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液，有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		
137	中央制御室放射線計測設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	中央制御室放射線計測設備	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件化における健全性に関する説明書 3.　健全性の確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備 （2）試験・検査性	【制御室放射線計測設備の試験・検査性】 制御室放射線計測設備の試験・検査性に係る設計方針について説明する。
138	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，外観点検，分解点検が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，保修等が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	—	—	—	—		

第51条：通信連絡を行うための設備

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.2　重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	また，中央制御室については，第2章　個別項目の「4.1.3　制御室」に，電気設備については，「7.1　電気設備」に，緊急時対策所については，「7.14　緊急時対策所」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	再処理事業所には，重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として，通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	代替通信連絡設備は，代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	通信連絡設備は，所内通信連絡設備，所外データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，代替通話系統，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランシーバ（屋外用）	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 　3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 　　3.1.1 ページング装置 　　3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリ 　　3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 　　3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 　　3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 　　3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。	機能要求①	計測制御系統施設（計装設備） （許可文中、第6.2.1-4表(1)、第6.2.1-1～4図）	設計方針 （設備構成）	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） Ⅵ-1-2-1　計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.　大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計 　3.1監視パラメータ 　3.2設備構成 　　3.2.1　計測装置	【緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【3.　大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の必要な情報を把握するための詳細設計】 ・各設備の詳細設計について説明する。 ・監視パラメータの記録及び保存するための構成について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	情報把握計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4　計測制御系統施設」に示す。	機能要求①	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を配備する。	機能要求①	放射線管理施設（代替モニタリング設備） （許可文中、第8.2-3表(1)） 放射線管理施設（代替気象観測設備） （許可文中、第8.2-3表(1)）	設計方針 （設備構成）	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.　放射線管理施設の構成 　3.4　代替モニタリング設備 　　3.4.1　代替排気モニタリング設備 　　　3.4.1.1　可搬型排気モニタリング設備 　　3.4.2　代替環境モニタリング設備 　　　3.4.2.1　可搬型環境モニタリング設備 　3.7　代替気象観測設備 　　3.7.1　可搬型気象観測設備	【緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【3.4.1.1　可搬型排気モニタリング設備】 ・可搬型排気モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 【3.4.2.1　可搬型環境モニタリング設備】 ・可搬型環境モニタリング設備の測定値のデータ伝送について説明する。 【3.7.1　可搬型気象観測設備】 ・可搬型気象観測設備の観測値のデータ伝送について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	代替モニタリング設備及び代替気象観測設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6　放射線管理施設」に示す。	機能要求①	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「9.2　重大事故等対処設備」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	また，中央制御室については，第2章　個別項目の「4.1.3　制御室」に，電気設備については，「7.1　電気設備」に，緊急時対策所については，「7.14　緊急時対策所」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	再処理事業所には，重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として，通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【通信連絡設備の設計の基本方針】 通信連絡設備の設計の基本方針について説明する。
4	代替通信連絡設備は，代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
5	通信連絡設備は，所内通信連絡設備，所内データ伝送設備，所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—		
6	重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，代替通話系統，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	代替通話系統 可搬型通話装置 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型トランシーバ（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用） 可搬型トランシーバ（屋外用）	—	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.6 所内データ伝送設備	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。
7	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統等を設置する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	計測制御系統施設（制御室）	—	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） Ⅵ-1-2-3　再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する構成 3.1計測装置及び表示、記録及び保存する設備の構成 3.2制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置	【緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る基本方針】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に係る対処方針、対策設備、同時機能喪失に係る措置を記載 【再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握の構成】 ・再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に用いる設備を示す。 ・（添付図にて全体系統を示す） 【制御室及び緊急時対策所における同時機能喪失を防止するための措置】 ・制御室及び緊急時対策所において、監視機能の同時機能喪失を防止するための措置を示す。
8	情報把握計装設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　4　計測制御系統施設」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として，代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	放射線管理施設（代替モニタリング設備） 放射線管理施設（代替気象観測設備）	—	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） Ⅵ-1-4-1　放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.4　代替モニタリング設備 3.4.1　代替排気モニタリング設備 3.7　代替気象観測設備 Ⅵ-2-4　配置図	【緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について】 緊急時貸借所へデータ伝送するための設備の構成について説明する。 【3.4　代替モニタリング設備】 ・代替モニタリング設備の構成について説明する。 【3.4.1　代替排気モニタリング設備】 ・代替排気モニタリング設備の構成について説明する。 「Ⅵ-2-4　配置図」にて、詳細を記載する。 【3.7　代替気象観測設備】 ・代替気象観測設備の構成について説明する。
10	代替モニタリング設備及び代替気象観測設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　6　放射線管理施設」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	重大事故等が発生した場合において，代替通信連絡設備へ給電するための設備として，緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し，代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（緊急時対策所） その他再処理設備の附属施設（電気設備）	設計方針 （設備構成）	Ⅵ-1-3-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書 2. 基本方針 　2.1 緊急時対策所は，重大事故等が発生した～（省略） 　　(3) 代替電源設備について Ⅵ-1-5-1-1　非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 2. 基本方針 2.2 代替電源設備の出力の決定に関する説明書 2.2.1 代替電源設備 3. 施設の詳細設計方針 3.3可搬型の非常用発電装置 3.3.1代替電源設備	【2.1 (3) 代替電源設備について】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【3.3.1 代替電源設備】 ・通信連絡設備及び代替通信連絡設備の使用に係る代替電源設備による電源供給に関して，電源供給系統について，説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	緊急時対策建屋電源設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.14　緊急時対策所」に示す。	機能要求①	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	代替電源設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	重大事故等が発生した場合において，電気設備の一部である受電開閉設備，所内高圧系統，所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（電気設備）	設計方針 （設備構成）	Ⅵ-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明書 3. 施設の詳細設計 3.5全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備	【3.5全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備】 ・全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等への対処に必要な電気設備の基本方針、系統を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	—	基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	設計方針	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 　2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 　3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 　　3.1.1 ページング装置 　　3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリ 　　3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 　　3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 　　3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 　　3.1.6 所内データ伝送設備	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。	設置要求	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	設計方針		【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	代替通話系統は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。 【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	可搬型通話装置は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内でと要な連絡を行う際に使用するものであり，可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで，代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	可搬型通話装置は，制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，ハンドセットを中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	可搬型通話装置は，乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池で動作可能な設計とする。さらに，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	乾電池を用いるものについては７日間以上継続して通話ができる設計とする。また，充電池を用いるものについては，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ 統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	基本方針 設計方針	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ 統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	設計方針	2. 基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外 　　3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 　　3.2.2 一般携帯電話 　　3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 　　3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 　　3.2.5　所外データ伝送設備	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。	設置要求	データ伝送設備	設計方針		【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送設備の構成について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	重大事故等が発生した場合において，代替通信連絡設備へ給電するための設備として，緊急時対策建屋電源設備の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し，代替電源設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	緊急時対策建屋電源設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.14　緊急時対策所」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	代替電源設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	重大事故等が発生した場合において，電気設備の一部である受電開閉設備，所内高圧系統及び計測制御用交流電源設備を常設重大事故等対処設備として使用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	電気設備については「Ⅰ　Ⅰ-1　第２章　7.1　電気設備」に示す。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 一般加入電話 ファクシミリ	ページング装置 所内携帯電話	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（再処理事業所内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリ 3.1.3 可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用） 3.1.4 代替通話系統及び可搬型通話装置 3.1.5 可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.1.6 所内データ伝送設備	【所内通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内通信連絡設備の構成について説明する。
17	設計基準対象の施設と兼用する所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	プロセスデータ伝送サーバ 放射線管理用計算機 環境中継サーバ 総合防災盤	—	—	—		【所内データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所内データ伝送設備の構成について説明する。
18	代替通話系統は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に設置し，可搬型通話装置を接続して使用可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。 【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
19	可搬型通話装置は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり，可搬型通話装置の端末を代替通話系統に接続することで，代替通話系統を通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。
20	可搬型通話装置は，制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
21	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
22	可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，ハンドセットを中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。
23	可搬型通話装置は，乾電池で動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
24	可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池で動作可能な設計とする。さらに，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備である緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
25	乾電池を用いるものについては７日間以上継続して通話ができる設計とする。また，充電池を用いるものについては，代替電源設備の制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
26	代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
27	共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
28	重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，及び計測，監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ 統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム データ伝送設備 可搬型衛星電話（屋内用） 可搬型衛星電話（屋外用）	—	—	—	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外）	【代替通信連絡設備の構成】 代替通信連絡設備の構成について説明する。
29	設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ 統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	—	—	—	3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外 3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 3.2.2 一般携帯電話 3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 3.2.5　所外データ伝送設備	【所外通信連絡設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外通信連絡設備の構成について説明する。
30	設計基準対象の施設と兼用する所外データ伝送設備のデータ伝送設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，重大事故等が発生した場合において，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	データ伝送設備	—	—	—		【所外データ伝送設備の構成】 重大事故等対処設備として位置付ける所外データ伝送設備の構成について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針	Ⅵ-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（再処理事業所外 3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 3.2.2 一般携帯電話 3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 3.2.5 所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	可搬型衛星電話（屋外用）は，制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	可搬型衛星電話（屋内用）は，ハンドセットを緊急時対策所に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	充電池を用いるものについては，代替電源設備である制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止）	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40	共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止） 設計方針（個数及び容量）	Ⅴ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで，電気設備に対して多様性を有する設計とする。また，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	代替通信連絡設備の代替通話系統は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては，保安規定に定めて管理する。	機能要求① 運用要求	基本方針	基本方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機，充電池又は乾電池からの給電により使用することで，電気設備に対して多様性を有する設計とする。また，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（多様性，位置的分散等）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（多様性，位置的分散等）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	代替通信連絡設備の代替通話系統は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
31	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，緊急時対策建屋に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 1.概要 2.基本方針 　2.2 通信連絡設備（再処理事業所外） 3.施設の詳細設計方針 　3.2 通信連絡設備（再処理事業所外 　　3.2.1 一般加入電話，ファクシミリ 　　3.2.2 一般携帯電話 　　3.2.3 衛星携帯電話，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用） 　　3.2.4 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム 　　3.2.5　所外データ伝送設備	【代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所】 代替通信連絡設備の設置場所及び保管場所について説明する。
32	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
33	可搬型衛星電話（屋外用）は，制御建屋及び外部保管エリアに設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
34	可搬型衛星電話（屋内用）は，ハンドセットを緊急時対策所に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の使用方法】 代替通信連絡設備の使用方法について説明する。
35	統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
36	可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
37	可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電池で動作可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【代替通信連絡設備の電源】 代替通信連絡設備の電源について説明する。
38	充電池を用いるものについては，代替電源設備である制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機にて充電又は受電することで７日間以上継続して通話ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
39	代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
40	共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【代替通信連絡設備の共用】 代替通信連絡設備の共用について説明する。
41	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，共通要因によって所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで，電気設備に対して多様性を有する設計とする。また，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
42	代替通信連絡設備の代替通話系統は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して，独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
43	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことについては，保安規定に定めて管理する。	機能要求① 運用要求	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
44	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機，充電池又は乾電池からの給電により使用することで，電気設備に対して多様性を有する設計とする。また，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備に対して通信方式の多様性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.1　多様性，位置的分散等 3.1.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性，位置的分散等について説明する。
45	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，共通要因によって所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ及び所外データ伝送設備のデータ伝送設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
46	代替通信連絡設備の代替通話系統は，重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
47	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（悪影響防止）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	代替通信連絡設備の代替通話系統は，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として10系統を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに，必要な個数としてそれぞれ１台を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，同一の端末を使用する設計とするため，再処理事業所外等への通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として１回線以上を有する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は，必要数として120台，予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として７台，予備として故障時のバックアップを７台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は，必要数として８台，予備として故障時のバックアップを８台の合計16台以上を確保する設計とする	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として11台，予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は，必要数として39台，予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
58	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として６台，予備として故障時のバックアップを６台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として18台，予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処の際，同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（個数及び容量）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
63	代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
64	所内通信連絡設備の専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65	代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	機能要求②	基本方針	設計方針（環境条件（常設重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
68	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	基本方針	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（環境条件（可搬型重大事故等対処設備））			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
47	代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.2　悪影響防止 3.2.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
48	代替通信連絡設備の代替通話系統は，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として10系統を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
49	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
50	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として２回線以上有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
51	所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外データ伝送設備のデータ伝送設備及び代替通信連絡設備のデータ伝送設備は，計測及び監視を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに，必要な個数としてそれぞれ１台を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
52	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ及び統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システムは，同一の端末を使用する設計とするため，再処理事業所外等の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として１回線以上を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
53	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型通話装置の保有数は，必要数として120台，予備として故障時のバックアップを120台の合計240台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
54	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として７台，予備として故障時のバックアップを７台の合計14台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
55	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は，必要数として８台，予備として故障時のバックアップを８台の合計16台以上を確保する設計とする	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
56	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として11台，予備として故障時のバックアップを11台の合計22台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
57	再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は，必要数として39台，予備として故障時のバックアップを39台の合計78台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
58	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として６台，予備として故障時のバックアップを６台の合計12台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
59	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所内の通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として18台，予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他再処理設備の附属施設 6.7.15 通信連絡設備	【通信連絡設備の個数】 通信連絡設備の個数について説明する。
60	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として３台，予備として故障時のバックアップを３台の合計６台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
61	ＭＯＸ燃料加工施設と共用する再処理事業所外への通信連絡に用いる代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として１台，予備として故障時のバックアップを１台の合計２台以上を確保する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
62	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設及びＭＯＸ燃料加工施設における重大事故等対処の際，同一の端末を使用する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
63	代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
64	所内通信連絡設備の専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
65	代替通信連絡設備の代替通話系統，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，湿水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
66	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	VI-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
67	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「9.2.7　地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
68	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，湿水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護及び被液防護する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—		
69	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内部発生飛散物の影響を考慮し，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，第１保管庫・貯水所及び第２保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（操作性の確保）	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
72	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（操作性の確保）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	また，代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，保管数量及び保管状態を定期的に確認する。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	乾電池を用いるものについては，定期的に乾電池を交換する。充電池を用いるものについては，定期的に充電を行う。	機能要求①	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	設計方針（試験・検査性）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　操作性及び試験・検査性 3.4.2　重大事故等対処設備	【3.4.2　重大事故等対処設備】 ○重大事故等対処設備の試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備）

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
70	代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.3　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
71	代替通信連絡設備の可搬型通話装置と代替通話系統との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.　健全性確保のための設計方針 3.4　環境条件等 3.3.2　重大事故等対処設備 (1)操作性 a.操作環境 b.操作準備 c.操作内容 d.切替性 e.可搬型重大事故等対処設備の接続性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
72	代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ，確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
73	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，所内データ伝送設備のプロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ，総合防災盤，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，所外データ伝送設備のデータ伝送設備，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム及びデータ伝送設備は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
74	代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，通常時において，重大事故等への対処に必要な機能を確認するため，独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，取替え，保修，分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
75	また，代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，保管数量及び保管状態を定期的に確認する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		
76	乾電池を用いるものについては，定期的に乾電池を交換する。充電池を用いるものについては，定期的に充電を行う。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	その他再処理設備の附属施設（通信連絡設備）	—	—	—		

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目